

(案)

宮 行 評 委 第 号
令 和 2 年 8 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一男

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 佐藤 健

令和 2 年度政策評価・施策評価について（答申）

令和 2 年 5 月 1 4 日付け復政第 9 号で諮問されたこのことについて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項第 1 号及び同条第 7 項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。

令和2年度

政策評価・施策評価について

宮城県行政評価委員会

目次

| | | |
|-----|--|-----|
| I | 答申に当たって | 1 |
| II | 調査審議の方法 | 2 |
| III | 調査審議の結果 | 5 |
| | 宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表 | 9 |
| IV | 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見 | 15 |
| | 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の体系 | |
| | 政策推進の基本方向1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～ | |
| | 政策番号 1 育成・誘致による県内製造業の集積促進 | 16 |
| | 政策番号 2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 | 26 |
| | 政策番号 3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 | 34 |
| | 政策番号 4 アジアに開かれた広域経済圏の形成 | 46 |
| | 政策番号 5 産業競争力の強化に向けた条件整備 | 56 |
| | 政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり | |
| | 政策番号 6 子どもを生き育てやすい環境づくり | 64 |
| | 政策番号 7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり | 76 |
| | 政策番号 8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 | 94 |
| | 政策番号 9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | 120 |
| | 政策番号 10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり | 128 |

政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

| | | | |
|---------|------------------------------|-------|-----|
| 政策番号 11 | 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 | | 134 |
| 政策番号 12 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 | | 146 |
| 政策番号 13 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | | 152 |
| 政策番号 14 | 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり | | 156 |

宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

| | | | |
|--------|-----------------------|-------|-----|
| 政策番号 1 | 被災者の生活再建と生活環境の確保 | | 166 |
| 政策番号 2 | 保健・医療・福祉提供体制の回復 | | 176 |
| 政策番号 3 | 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 | | 188 |
| 政策番号 4 | 農林水産業の早期復興 | | 202 |
| 政策番号 5 | 公共土木施設の早期復旧 | | 220 |
| 政策番号 6 | 安心して学べる教育環境の確保 | | 223 |
| 政策番号 7 | 防災機能・治安体制の回復 | | 248 |

I 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、平成14年4月1日から、「行政活動の評価に関する条例」に基づき行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、県が自ら、施策に設定された目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を踏まえて政策・施策の成果を評価するとともに、政策・施策を推進する上での課題と対応方針を示すことになっている。

この県が自ら行う評価の透明性や客観性を確保するため、学識者や有識者で構成される宮城県行政評価委員会に、知事の諮問に応じて、政策評価・施策評価に関する調査審議を行う組織として政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年5月14日に、宮城の将来ビジョン、宮城県震災復興計画及び宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の体系に基づく21政策56施策を対象とした県の評価原案「政策評価・施策評価基本票」について、知事から諮問を受けた。

政策評価部会では、5月下旬から6月中旬にかけて「第1分科会」「第2分科会」「第3分科会」の3つの分科会に分かれ、延べ9回にわたり、県の評価原案の妥当性について、専門的な立場や県民の視点から調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については、後記のとおりである。

当委員会の答申を通じて、県の行政運営の向上が図られ、東日本大震災からの復興を確実に成し遂げるとともに、「宮城の将来ビジョン」で描く将来の宮城の姿、目標が着実に実現されることを願っている。

令和2年8月 日

宮城県行政評価委員会

委員長 堀切川 一男

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 佐藤 健

II 調査審議の方法

宮城県行政評価委員会政策評価部会は、県から諮問を受けた令和元年度政策評価・施策評価に関し、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

1 調査審議の対象

令和元年度に諮問を受けた政策評価・施策評価は、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の体系に基づく14政策33施策に、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系に基づく7政策23施策を加えた21政策56施策となったが、その全てについて、調査審議を行った。

2 調査審議の進め方

当部会では、宮城の将来ビジョンに定められた3つの政策推進の基本方向ごとに、第1分科会、第2分科会、第3分科会の3分科会を置き、宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画に係る各基本票の記載内容について、施策評価、政策評価の順に調査審議を行った。また、宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画に係る各基本票の記載内容については、政策推進の基本方向を踏まえ、関連する分科会において調査審議を行った。

【政策評価部会の開催状況】

| | 開催日 | 議事 |
|-----|----------|--|
| 第1回 | 令和2年7月7日 | <ul style="list-style-type: none">・令和2年度政策評価・施策評価に係る県民意見について・令和2年度政策評価・施策評価に係る各分科会の審議結果について・令和2年度政策評価・施策評価に係る答申案について |

【分科会の開催状況】

第1分科会

〔担当委員〕

(7政策19施策)

稲葉 雅子委員 (分科会長／株式会社ゆいネット代表取締役)

館田あゆみ委員 (東北大学大学院工学研究科特任教授)

西川 正純委員 (宮城大学食産業学群教授)

| | 開催日 | 審議政策 (審議施策数) | |
|-----|-----------|----------------------------|--|
| 第1回 | 令和2年5月29日 | 政策1 政策3 (※震災) | ・育成・誘致による県内製造業の集積促進 (3施策) ・「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (3施策) |
| 第2回 | 令和2年6月9日 | 政策4 政策3 政策4 (※震災) | ・アジアに開かれた広域経済圏の形成 (2施策) ・地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (2施策) ・農林水産業の早期復興 (4施策) |
| 第3回 | 令和2年6月10日 | 政策2 政策5 | ・観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (2施策) ・産業競争力の強化に向けた条件整備 (3施策) |

(注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

第2分科会

〔担当委員〕

(6政策19施策)

佐々木恵子委員 (分科会長／特別養護老人ホームうらやす施設長)

梨本雄太郎委員 (宮城教育大学教職大学院教授)

竇澤 篤 委員 (東北大学東北メディカル・メガバンク機構教授)

| | 開催日 | 審議政策 (審議施策数) | |
|-----|-----------|----------------------|--|
| 第1回 | 令和2年5月28日 | 政策10 政策2 (※震災) | ・だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり (2施策) ・保健・医療・福祉提供体制の回復 (3施策) |

| | | | |
|-----|-----------|---------------------|--|
| 第2回 | 令和2年6月5日 | 政策6 政策8 | ・子どもを生き育てやすい環境づくり (2施策) ・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (6施策) |
| 第3回 | 令和2年6月17日 | 政策7 政策6 (※震災) | ・将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (3施策) ・安心して学べる教育環境の確保 (3施策) |

(注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

第3分科会

[担当委員]

(8政策18施策) **佐藤 健 委員** (分科会長/東北大学災害科学国際研究所教授)
青木 俊明 委員 (東北大学大学院国際文化研究科教授)
内田 美穂 委員 (東北工業大学工学部教授)

| | 開催日 | 審議政策 (審議施策数) | |
|-----|-----------|------------------------------|--|
| 第1回 | 令和2年5月29日 | 政策11 政策12 政策1 (※震災) | ・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (2施策) ・豊かな自然環境, 生活環境の保全 (1施策) ・被災者の生活再建と生活環境の確保 (2施策) |
| 第2回 | 令和2年6月5日 | 政策9 政策13 政策5 (※震災) | ・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (1施策) ・住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (1施策) ・公共土木施設の早期復旧 (4施策) |
| 第3回 | 令和2年6月10日 | 政策14 政策7 (※震災) | ・巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (3施策) ・防災機能・治安体制の回復 (4施策) |

(注) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策については(※震災)を付記

Ⅲ 調査審議の結果

政策評価・施策評価に関する各分科会及び部会での審議を経て、「政策・施策の成果」の妥当性について判定（3区分）を行うとともに、「政策・施策の成果」及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」の各々に意見を付した。

1 政策・施策の調査審議結果

(1)宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン実施計画の体系の政策・施策の調査審議結果

【県の政策評価に対する判定及び意見（14政策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-------------------|-----------|------|-----|
| 政策の成果 | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| | 9政策 | 3政策 | 2政策 |
| 政策を推進する上での課題と対応方針 | 意見を付した政策数 | | |
| | 9政策 | | |

【県の施策評価に対する判定及び意見（33施策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-------------------|-----------|------|-----|
| 施策の成果 | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| | 24施策 | 7施策 | 2施策 |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | 意見を付した施策数 | | |
| | 20施策 | | |

「政策・施策の成果」に対する判定区分

適切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるもの
 概ね適切：県の評価原案について、「政策・施策の成果」の評価は妥当であると判断されるものの、評価の理由に一部不十分な点が見られるもの
 要検討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策・施策の成果」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの

(2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系の政策・施策の調査審議結果

【県の政策評価に対する判定及び意見（7政策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-------------------|-----------|------|-----|
| 政策の成果 | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| | 5政策 | 1政策 | 1政策 |
| 政策を推進する上での課題と対応方針 | 意見を付した政策数 | | |
| | 5政策 | | |

【県の施策評価に対する判定及び意見（23施策）】

| 評価項目 | 判定及び意見 | | |
|-------------------|-----------|------|-----|
| 施策の成果 | 適切 | 概ね適切 | 要検討 |
| | 18施策 | 4施策 | 1施策 |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | 意見を付した施策数 | | |
| | 11施策 | | |

「政策・施策の成果」に対する判定区分

判定区分については宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン実施計画の体系と同じ。

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表」のとおりである。

2 政策評価・施策評価の判定等に付した主な意見（案）

政策評価・施策評価の判定等に当たり、「政策・施策の成果」の評価は概ね妥当と判断されるが、一部不十分な点が見られる。「評価の理由」等及び「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」に対して付した主な意見は次のとおりである。

(1) 評価の理由について

成果重視の行政運営を推進するに当たり、行政評価には、県が政策・施策・事業の実施により、どんな成果を上げたのかを的確に検証することが強く求められているが、評価の妥当性の判断に必要な成果について、記載内容が不足しているものが見受けられる。

施策の成果の評価に当たっては、一年の成果を踏まえた上で、施策に期待される成果を発揮することができたかについて、目標指標の達成状況、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等の視点から総合的に評価し、施策の方向性の体系に沿って評価の理由を具体的に分かりやすく示す必要がある。その上で、政策の評価に当たっては、政策を構成する各施策の評価に加え、施策間を横断する取組の状況や成果、及び政策全体としての総合的な評価の理由を、分かりやすく示すことが必要である。

(2) 政策・施策を推進する上での課題と対応方針について

P D C A サイクルの一翼を担う政策・施策の評価を、次なる立案に反映させるためには、課題を的確に把握するとともに、その解決に向けての効果的な対応方針を示すことが重要であるが、目標指標を達成していない要因や、事業実績に対する効果の分析が不足しているため、課題の把握が不十分なものが見受けられる。

評価の実効性を高めるためには、政策・施策・事業の実施を通じて明らかとなった課題を検証し、今後の展開において改善を図るという姿勢が不可欠であり、現状分析に基づく課題を的確に設定するとともに、その課題を克服するための具体的な対応方針を示すことが必要である。

また、政策評価・施策評価は、県民への説明責任を果たすことが重要な目的の一つであるため、これらの記載は県民に分かりやすいものとする必要を心がける必要がある。

なお、新型コロナウイルス感染拡大により、県内産業が大きなダメージ

を受けているほか，医療，福祉，教育等幅広い分野に影響が及んでいることから，感染収束後を見据えた課題と対応方針を示すことを検討するとともに，新型コロナウイルス感染症対策については，全庁で横断的に，スピード感を持って対応することを期待する。

各政策評価・施策評価に付した意見は，「Ⅳ 宮城県行政評価委員会政策評価部会の判定及び意見」のとおりである。

宮城県行政評価委員会政策評価部会 審議結果一覧表

(1) 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン実施計画の体系

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判断 |
|------------------------------------|--|--------|-------------------------|------|-------------------------------|---------|-------------------------|
| 政策推進の基本方向1 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～ | | | | | | | |
| 1 | 育成・誘致による県内製造業の集積促進 (P. 16～) | 概ね順調 | 適切 | 1 | 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 2 | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 | 順調 | 適切 |
| | | | | 3 | 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 | 概ね順調 | 概ね適切 |
| 2 | 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化 (P. 26～) | 概ね順調 | 適切 | 4 | 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 5 | 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現 | 概ね順調 | 適切 |
| 3 | 地域経済を支える農林水産業の競争力強化 (P. 33～) | 概ね順調 | 適切 | 6 | 競争力ある農林水産業への転換 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 7 | 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 | やや遅れている | 適切 |
| 4 | アジアに開かれた広域経済圏の形成 (P. 43～) | 概ね順調 | 適切 | 8 | 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 9 | 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 | 概ね順調 | 適切 |
| 5 | 産業競争力の強化に向けた条件整備 (P. 51～) | 概ね順調 | 適切 | 10 | 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 11 | 経営力の向上と経営基盤の強化 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 12 | 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 | 概ね順調 | 適切 |

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県への定 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県への定 |
|-----------------------------|--|---------|------------------|------|-------------------------------|---------|------------------|
| 政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり | | | | | | | |
| 6 | 子どもを生き育てやすい環境づくり (P. 59～) | やや遅れている | 概ね適切 | 13 | 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり | やや遅れている | 概ね適切 |
| | | | | 14 | 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 | やや遅れている | 概ね適切 |
| 7 | 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり (P. 69～) | やや遅れている | 適切 | 15 | 着実な学力向上と希望する進路の実現 | やや遅れている | 適切 |
| | | | | 16 | 豊かな心と健やかな体の育成 | やや遅れている | 適切 |
| | | | | 17 | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり | 概ね順調 | 適切 |
| 8 | 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築 (P. 85～) | 概ね順調 | 要検討 | 18 | 多様な就業機会や就業環境の創出 | 概ね順調 | 概ね適切 |
| | | | | 19 | 安心できる地域医療の充実 | 概ね順調 | 要検討 |
| | | | | 20 | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり | 概ね順調 | 概ね適切 |
| | | | | 21 | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 22 | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 | 概ね順調 | 概ね適切 |
| 9 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 (P. 108～) | 順調 | 適切 | 24 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | 順調 | 適切 |
| 10 | だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり (P. 114～) | 概ね順調 | 概ね適切 | 25 | 安全で安心なまちづくり | 概ね順調 | 概ね適切 |
| | | | | 26 | 外国人も活躍できる地域づくり | 概ね順調 | 適切 |

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 |
|---------------------------------|---|---------|-------------------------|------|--------------------------------|---------|-------------------------|
| 政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり | | | | | | | |
| 11 | 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立 (P. 120～) | 概ね順調 | 概ね適切 | 27 | 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 | やや遅れている | 適切 |
| | | | | 28 | 廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進 | 概ね順調 | 適切 |
| 12 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 (P. 130～) | 概ね順調 | 要検討 | 29 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 | 概ね順調 | 要検討 |
| 13 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 (P. 136～) | やや遅れている | 適切 | 30 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | やや遅れている | 適切 |
| 14 | 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり (P. 140～) | 概ね順調 | 適切 | 31 | 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 32 | 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 33 | 地域ぐるみの防災体制の充実 | 概ね順調 | 適切 |

※ 宮城県行政評価委員会の判定は、県の評価原案の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものである。

(2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 |
|------|------------------------------------|--------|-------------------------|------|-----------------|--------|-------------------------|
| 1 | 被災者の生活再建と生活環境の確保 (P. 149～) | 概ね順調 | 概ね適切 | 1 | 被災者の生活環境の確保 | 概ね順調 | 概ね適切 |
| | | | | 2 | 廃棄物の適正処理 | — | — |
| | | | | 3 | 持続可能な社会と環境保全の実現 | 概ね順調 | 概ね適切 |
| 2 | 保健・医療・福祉提供体制の回復 (P. 158～) | 概ね順調 | 要検討 | 1 | 安心できる地域医療の確保 | 順調 | 要検討 |
| | | | | 2 | 未来を担う子どもたちへの支援 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 3 | だれもが住みよい地域社会の構築 | 概ね順調 | 適切 |
| 3 | 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (P. 169～) | 概ね順調 | 適切 | 1 | ものづくり産業の復興 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 2 | 商業・観光の再生 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 3 | 雇用の維持・確保 | 概ね順調 | 適切 |
| 4 | 農林水産業の早期復興 (P. 182～) | 概ね順調 | 適切 | 1 | 魅力ある農業・農村の再興 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 2 | 活力ある林業の再生 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 3 | 新たな水産業の創造 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 4 | 一次産業を牽引する食産業の振興 | 概ね順調 | 適切 |

| 政策番号 | 政策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 | 施策番号 | 施策名 | 県の評価原案 | 県の評価原案に対する宮城県行政評価委員会の判定 |
|------|-----------------------------|--------|-------------------------|------|---------------------------|---------|-------------------------|
| 5 | 公共土木施設の早期復旧 (P. 197～) | 概ね順調 | 適切 | 1 | 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 2 | 海岸, 河川などの県土保全 | やや遅れている | 概ね適切 |
| | | | | 3 | 上下水道などのライフラインの整備 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 4 | 沿岸市町をはじめとするまちの再構築 | 概ね順調 | 適切 |
| 6 | 安心して学べる教育環境の確保 (P. 209～) | 概ね順調 | 適切 | 1 | 安全・安心な学校教育の確保 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 2 | 家庭・地域の教育力の再構築 | 概ね順調 | 概ね適切 |
| | | | | 3 | 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実 | 順調 | 適切 |
| 7 | 防災機能・治安体制の回復 (P. 221～) | 概ね順調 | 適切 | 1 | 防災機能の再構築 | 順調 | 適切 |
| | | | | 2 | 大津波等への備え | 順調 | 適切 |
| | | | | 3 | 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 | 概ね順調 | 適切 |
| | | | | 4 | 安全・安心な地域社会の構築 | 概ね順調 | 適切 |

※ 宮城県行政評価委員会の判定は, 県の評価原案の妥当性について「適切」「概ね適切」「要検討」の3区分により判定したものである。

※ 施策「廃棄物の適正処理」は, 復旧期で処理が完了している。

IV 宮城県行政評価委員会
政策評価部会の判定及び意見

3 政策・施策・事業の概要及び成果, 評価結果並びに評価原案に係る宮城県行政評価委員会の意見及び県の対応方針

(1) 宮城の将来ビジョン及び将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の体系

政策推進の基本方向1 富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～

政策番号1 育成・誘致による県内製造業の集積促進

東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県経済の回復と更なる成長のためには、被災企業の復旧・復興支援に加え、国内のみならず国外の需要を獲得できる強い競争力のあるものづくり産業の振興を図る必要がある。このため、関係機関と連携し、技術力や生産性の向上及びマーケティング機能の強化に向け支援するとともに、経済波及効果の高い企業の本県への誘致・集積を図るため、企業立地奨励金等のインセンティブの強化や今後不足が懸念される事業用地の確保・整備促進を図る。

特に、県内製造業の中核である高度電子機械産業を中心に、基盤技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携の下で、県内の学術研究機関、誘致企業の持つ技術力や研究開発力を活用した高度技術産業の育成を推進し、技術開発等による新たな価値の創出やイノベーションの促進、企業間ネットワークの強化などにより、国際的にも競争力のある産業や次代を担う産業の集積を図り、質の高い雇用を確保する。

また、自動車関連産業においては、トヨタ自動車東日本株式会社の発足により関連企業の集積が進んでいることから、県内企業の自動車関連産業への新規参入や取引拡大が一層進むよう、取引機会の創出や人材育成、技術開発など総合的な支援を行うとともに、東北各県と新潟県を中心に北海道とも連携しながら、さらなる集積の促進を図る。

食品製造業は、東日本大震災によって失われた販路の回復や個々の事業者の競争力の向上のほか、特に沿岸部において、人手不足への対応が課題となっており、豊富な一次産品や、水産加工業を中心とした関連産業の集積などの強みを生かした付加価値の高い製品の開発を促進するほか、首都圏や海外への販路の開拓・拡大を支援することにより、食品製造業の復興に道筋をつけ、成長軌道に乗せる。

さらに、産学官の密接な連携の下で、技術の高度化・経営革新のための支援や、東北各県と連携した放射光施設など最先端研究施設の誘致を推進するとともに、高度電子機械産業、医療・健康機器産業、航空機関連産業やクリーンエネルギー等環境関連産業など成長が見込まれる市場での活発な企業活動を促し、高度技術産業の集積促進を図る。こうした取組により、製造品出荷額等の更なる増加を目指す。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度決算(見込)額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成度 | 施策評価 |
|------|------------------------------|------------------|------------------------------|---------------------|-----|------|
| | | | | (指標測定年度) | | |
| 1 | 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興 | 3,001,430 | 製造品出荷額等(食料品製造業を除く)(億円) | 40,164億円 (平成30年) | A | 概ね順調 |
| | | | 製造品出荷額等(高度電子機械産業分)(億円) | 14,016億円 (平成30年) | A | |
| | | | 製造品出荷額等(自動車産業分)(億円) | 4,366億円 (平成30年) | A | |
| | | | 企業立地件数(件)[累計] | 347件 (令和元年) | B | |
| | | | 企業集積等による雇用機会の創出数(人)[累計] | 17,466人 (令和元年度) | A | |
| | | | 産業技術総合センターによる技術改善支援件数(件)[累計] | 7,375件 (令和元年度) | B | |
| 2 | 産学官の連携による高度技術産業の集積促進 | 2,641,814 | 産学官連携数(件)[累計] | 2,234件 (令和元年度) | A | 順調 |
| | | | 知的財産の支援(特許流通成約)件数(件)[累計] | 264件 (令和元年度) | A | |
| 3 | 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興 | 484,697 | 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 6,677億円 (平成30年) | A | 概ね順調 |
| | | | 1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)(万円) | 35,736万円 (平成30年) | A | |
| | | | 企業立地件数(食品関連産業等)(件)[累計] | 153件 (令和元年) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| 政策評価 | 概ね順調 |
|--|------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・「育成・誘致による県内製造業の集積促進」に向けて、3つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策1の「地域経済を力強くけん引するものづくり産業（製造業）の振興」については、6つの指標のうち「製造品出荷額等」をはじめとする4つの指標で目標を達成しており、残り2つの指標のうち指標6「産業技術総合センターによる技術改善支援件数（累計）」については高い達成率であること、また指標4「企業立地件数（累計）」については、立地件数は24件・全国13位（東北1位）、また立地面積では35.0ha・全国16位（東北3位）と一定の成果が見られることから「概ね順調」と評価した。</p> <p>・施策2の「産学官の連携による高度技術産業の集積促進」については、各事業を通じた産学官の連携支援による企業の技術力向上や製品等の高付加価値化の提案及び企業間の商談の場を提供し取引拡大を促進するなど、企業育成に一定の成果が見られた。指標1「産学官連携数」及び指標2「知的財産の支援（特許流通成約）件数」はいずれも目標を上回る結果となり、施策を構成する各事業においても順調に事業が実施されていることから「順調」と評価した。</p> <p>・施策3の「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」については、いずれの指標も目標を上回る結果となったが、水産加工業の一部では、震災前の水準まで回復に至っていないことから「概ね順調」と評価した。</p> <p>・また、ものづくり産業の振興においては、平成30年の製造品出荷額等のうち、高度電子機械産業分が震災前の水準（平成19年）以上に回復した昨年を更新し、過去最高額となった。自動車産業分の製造品出荷額等については、「宮城の将来ビジョン」による取組が開始された平成19年の2倍を超え、県がこれまで取り組んできた高度電子機械関連産業や自動車産業の企業誘致の成果がみられることや、食料品製造業の振興では国内の需要拡大に向けた支援を行うとともに、海外市場での販路開拓に向け対象国と基幹品目を定めた支援を展開し、一定の成果が見られたことなどから、政策全体では「概ね順調」と評価した。</p> | |

| 政策を推進する上での課題と対応方針 | |
|---|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・震災からの復旧・復興については、震災前の水準に回復しているものが多いが、地域や業種によっては復興に向けた動きにバラツキが見られるものもあり、事業者の抱える課題も様々であることから、課題に応じたきめ細かな対策を講じる必要がある。</p> <p>・施策1については、今後、市場の拡大が見込まれる半導体・エネルギー、医療・健康機器分野などの新たな産業分野での振興や、市場の変化等に対応するための技術力向上等を支援することで、新規参入や取引拡大を促進する必要がある。また、従業員数や製造品出荷額等が震災前の水準に回復していない沿岸部等に、雇用を生み出す新たな企業等を誘致する必要がある。さらに、農業や医療・介護分野で普及が遅れているAI・IoT等の活用が求められている。</p> <p>・施策2については、県内企業が、学術研究機関の有する研究成果や高度な知見を活用出来るよう支援するとともに、今後成長が見込まれる新分野への参入を促進する必要がある。また、県内の中小企業では知的財産活動が活発に行われていない状況があるため、知的財産に係る支援が必要である。</p> <p>・施策3については、食品製造事業者の本格復旧は順調に進んでいるが、事業者ごとに課題が異なるため、事業者や地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要である。製造品出荷額等の業種別、地域別の比較や事業者への聞き取り等によると、震災前に食品製造事業者数の半数を占めていた水産加工業の一部では、人材確保や原材料価格の高騰による外部要因も重なり、未だ震災前水準までの回復に至っていない。今後の経営安定を図るため、販路回復・開拓、高品質で付加価値の高い商品開発と商談機会の創出が必要である。また、原発事故による風評被害の払拭を推し進め、「食料王国みやぎ」のブランドイメージの浸透と更なる情報発信が必要である。</p> | <p>・事業者に対するきめ細かな対応を行うため、各施策を通じて県庁関係各課室及び地方機関での情報共有を更に促進し、各コーディネーターや企業に必要な情報を適切に提供するなどして連携した取組を強化する。また、宮城県商工会議所連合会等の県内産学官25団体で構成する「富県宮城推進会議」において、「富県宮城の実現」に向け各団体が連携して行う取組について意見交換することにより、施策間のより一層の連携に取り組む。</p> <p>・施策1については、各種支援事業を通じて、県内企業の技術力向上や販路開拓・取引拡大を推進する。また、市場ニーズに適合したマーケティング活動支援による製品の効果的な市場投入促進のほか、外部専門家を活用した営業力向上支援や企業との引き合わせ等を行う。被害が甚大であった沿岸部においては、市町村等と連携して、産業用地に関する情報収集に努めるとともに、工場立地を希望する企業に対し情報提供を行う。さらに、AI・IoT等の第4次産業革命技術の活用による、作業効率の向上や人手不足解消のほか、技術開発・製品開発等の支援を行っていく。</p> <p>・施策2については、企業の潜在ニーズの掘り起こしや学術研究機関のシーズの把握に努めるとともに、学術研究機関の協力を得ながら、基盤技術の向上に加え、新分野に関する理解を深めてもらうような取組を進める。また、知的財産に関するセミナーの開催や、知財コーディネーターによる企業訪問等を積極的に行うとともに、知的財産権に係る支援機関との連携を強化し、県内企業等が保有する知的財産を活用した企業活動の支援を行っていく。</p> <p>・施策3については、事業者のニーズや地域の実情を把握し、必要な情報を提供しながらきめ細やかな支援を展開する。また、付加価値が高い商品づくりの促進や震災により失った販路の回復活動を支援するとともに、海外におけるプロモーションや輸出に取り組む事業者を支援する。また、県産食材のブランド化を図るため、首都圏での物産展やホテル等に対するPRを行うことにより、「食料王国みやぎ」のブランドイメージ浸透に取り組む。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | <p>評価の理由が充分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症収束後は産業構造が変化すると考えられるので、その変化に対応できるよう柔軟に政策を推進することを期待する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁でスピード感を持って対応することを期待する。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | — |

施策番号1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ みやぎ産業振興機構などの産業支援機関と連携した県内製造業の技術力の向上, 経営の高度化, 営業力やマーケティング機能の強化及び生産性の向上に向けた総合的な支援を行う。 ◇ 地域資源の更なる利活用や技術開発等による新たな価値の創出及びイノベーションの促進による競争力の向上を図る。 ◇ 自動車関連産業への参入や取引拡大に向けた, 県内製造業の技術力の向上や設備投資への支援, 大学等学術研究機関や試験研究機関との連携による技術開発を支援する。 ◇ とうほく自動車産業集積連携会議を通じ, 新潟県を含む東北7県と北海道が連携した東海圏域での商談会の開催等による受注機会の拡大を促進する。 ◇ 自動車関連産業や高度電子機械産業などの経済波及効果の高い業種や, 質の高い雇用の拡大に大きく貢献する業種などを中心とした, 地域経済の核となる拠点企業等の戦略的な誘致の推進と企業間ネットワークの強化を図る。 ◇ 本社機能を含めた企業の誘致に対するインセンティブの強化と, 今後不足が懸念される事業用地の確保・整備を促進する。 ◇ 高度電子機械産業, 医療・健康機器産業, 航空機関連産業やクリーンエネルギー等環境関連産業など技術革新の進展や市場拡大が期待される分野における設備投資への支援や技術開発, 製品開発への取組を支援する。 ◇ 成長市場を見据えた国内外での販路開拓・取引拡大等を促進する。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で, 判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 製造品出荷額等(食料品製造業を除く)(億円) | 29,502億円 (平成19年) | 36,390億円 (平成30年) | 40,164億円 (平成30年) | A 110.4% | 37,199億円 (令和2年) |
| 2 | 製造品出荷額等(高度電子機械産業分)(億円) | 11,868億円 (平成19年) | 10,972億円 (平成30年) | 14,016億円 (平成30年) | A 127.7% | 11,164億円 (令和2年) |
| 3 | 製造品出荷額等(自動車産業分)(億円) | 1,672億円 (平成19年) | 4,223億円 (平成30年) | 4,366億円 (平成30年) | A 103.4% | 4,346億円 (令和2年) |
| 4 | 企業立地件数(件)[累計] | 32件 (平成20年) | 370件 (令和元年) | 347件 (令和元年) | B 93.2% | 400件 (令和2年) |
| 5 | 企業集積等による雇用機会の創出数(人)[累計] | 0人 (平成20年度) | 14,500人 (令和元年度) | 17,466人 (令和元年度) | A 120.5% | 15,000人 (令和2年度) |
| 6 | 産業技術総合センターによる技術改善支援件数(件)[累計] | 443件 (平成20年度) | 7,405件 (令和元年度) | 7,375件 (令和元年度) | B 99.6% | 8,005件 (令和2年度) |

| | |
|---------------|---|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「製造品出荷額等(食料品製造業を除く)」及び目標指標2「製造品出荷額等(高度電子機械産業分)」については, 2019年工業統計調査(速報・経済産業省・令和2年2月公表)によると, 指標測定年度平成30年度において過去最高となった。 ・目標指標3「製造品出荷額等(自動車産業分)」については, 前年比0.4%の減少となったが, 目標値を達成している。減少した要因として, 全国的な乗用車販売台数の減少(1.6%減)が考えられる。 ・目標指標4「企業立地件数」(工場立地動向調査による千㎡以上の用地取得又は借地件数)は, 令和元年については, 24件(電気業除く)となった。ここから施策番号3で目標指標に掲げる食料品製造業等の立地件数(7件)を除くと17件となり, 業種別の内訳では金属製品製造業5件, はん用機械器具製造業3件, 繊維工業2件, 鉄鋼業2件などとなっている。本県の立地件数24件は全国13位(東北1位), 立地面積は35.0haで全国16位(東北3位)となっている。 ・目標指標5「企業集積等による雇用機会の創出数」は, 目標を上回り, 達成度「A」となった。理由としては, みやぎ企業立地奨励金等各種優遇制度の効果により, 雇用者の増加につながったためと考えられる。 ・目標指標6「産業技術総合センターによる技術改善支援件数」は, 自動車関連分野や高度電子機械産業分野の技術の高度化, 新製品開発等において, 県内ものづくり企業から産業技術総合センターに多くの支援を求められており, ほぼ目標を達成できた。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査では, 分野3取組1「ものづくり産業の復興」において, 宮城県全体としては, 高重視群の割合が前年より1.9%増え62.0%, 満足群の割合が2.3%増え34.2%, 不満足群の割合が0.5%減り20.5%となった。 ・重視度のうち, 分からないとする回答は, 沿岸部で0.6%減り25.9%, 内陸部で1.0%減り25.2%となり, 宮城県全体では0.6%減少し25.5%となった。今後も, ものづくり産業の振興を図るため, 補助金メニューや支援内容等について, 東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部だけでなく内陸部を含めた全県に, 引き続き広く周知していく。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・AIやIoT(Internet of Things)などの第4次産業革命技術の進展に伴い, スマートフォンや家電製品の電子制御化や自動車の電動化・自動化等が進むことにより, 電子部品の需要が一層高まるものと考えられる。 ・また, IoT技術の普及がまだ低いとされる, 農業や医療・介護分野にも, IoT技術の活用が始まっており, 今後もこうした第4次産業革命技術を活用することで, 製品開発を行う高度電子機械産業の進展が期待される。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・高度電子機械産業集積促進事業では, 技術セミナー等の開催(計11回, 延べ645人参加)や展示会への出展支援(計5回, 延べ19社参加)等を通じて, 県内企業の取引創出や拡大に一定の成果が見られるなど, 概ね順調に推移している。 ・自動車関連産業特別支援事業では, 展示商談会等の開催(合同展示商談会・県単独商談会・展示商談会出展支援計4回, 延べ35社参加), セミナーの開催(計3回, 延べ110人参加)等により, 県内企業の受注機会の拡大を図った。 ・中小企業の販路開拓と取引拡大を図るため, 中小企業販路開拓総合支援事業を活用し, 専門家によるマーケティング活動支援や販路開拓ナビゲーターを活用した首都圏での個別マッチング支援などを行った。 ・IT企業立地促進事業では, これまでの誘致活動の結果, 開発系IT企業24社(累計)に対して立地奨励金指定事業所の指定を行い, 全24社が新たに県内へ事業所を開設した。また, 令和元年度においては, 東京で企業立地セミナーを開催(37社48人参加)し, 宮城県の立地環境のPR及び参加自治体と企業のマッチング等を行ったほか, 今後の企業誘致活動の足がかりとするため, 首都圏IT企業及び業界動向に関する調査や東京及び名古屋方面の企業訪問を実施することにより情報収集した。 ・本施策の評価においては, 施策を構成する目標指標や各事業について, それぞれの事業における目標の達成に向け, 順調に事業が実施され, 「成果があった」, 「ある程度成果があった」と評価し, 一定の成果も見られている。また, 目標指標1から3及び5の実績値が目標値を上回っていることから, 県がこれまで取り組んできた自動車産業や高度電子機械関連産業の企業誘致等の成果が現れているものと推察される。一方で, 目標指標4及び6の実績値が目標値を若干下回ったことから「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・ものづくり産業の復興に関しては、引き続き、自動車関連産業や高度電子機械産業の振興を推進するとともに、今後、市場の拡大が見込まれる半導体・エネルギー、医療・健康機器分野などの新たな産業分野での振興が必要である。</p> <p>・県内企業が経済情勢や市場の急激な変化に対応するための技術力向上等を支援することで、新規参入や取引拡大を促進する必要がある。</p> <p>・内陸部において自動車関連産業等の立地が進み従業者数や製造品出荷額が震災前の水準に概ね回復している一方、津波被害が甚大だった沿岸市町の多くが震災前の水準を下回っている状況にあることから、雇用等を生み出す新たな企業等を誘致する必要がある。</p> <p>・IoT技術の普及がまだ低いとされる、農業や医療・介護分野にも、IoT技術の活用が始まっており、今後もこうした第4次産業革命技術を活用し、製品開発を行う電子部品産業の進展が必要である。</p> <p>・本施策に対する県民意識は、類似する取組を参考にすると、施策として重要視されているものの、本施策に対する重視度及び満足度において、分からないと回答する割合が依然として一定程度ある。</p> | <p>・自動車関連産業や高度電子機械産業等については、引き続き、展示商談会等の開催、技術セミナーや新規参入を目指した試作開発費の補助等を行うことで、県内企業の新たな取引拡大と技術力向上に向けた支援を行う。</p> <p>・首都圏等の大手川下企業が必要とするニーズと県内企業の技術をマッチングし、販路拡大・取引拡大を支援するとともに、自動車業界が大きな転換点を迎えていることを踏まえ、セミナーの開催等を通じた最新動向の周知や産業技術総合センターと連携した技術支援を行う。また、市場ニーズに適合したマーケティング活動支援による製品の効果的な市場投入促進のほか、外部専門家を活用した営業力向上支援や企業との引き合わせ等を行う。</p> <p>・企業誘致については、引き続き自動車関連産業や高度電子機械関連産業、食品関連産業の最重点分野をはじめとした企業の誘致を積極的に進めるとともに、市町が行う防災集団移転元地等を活用した産業用地への誘致をより一層支援する。また、関係機関や市町村と連携を強化し、産業用地に関する情報収集に努め、県内へ工場立地を希望する企業に対し情報提供を行う。</p> <p>・農林水産業や医療・介護分野をはじめ、技術革新の進展や市場拡大が期待される分野において、AI・IoTなどの第4次産業革命技術を活用することで、製造業や農林水産業における作業効率の向上や人手不足解消のほか、医療の高度化・専門化などに対応した技術開発、製品開発等に向けた支援を進めていく。</p> <p>・事業の内容や成果について、ホームページなど様々な媒体や関係団体等を通じて広報・周知を強化し、施策への理解と満足度の向上を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|---------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 適切 | なお、新型コロナウイルス感染症収束後の対応も見据え、AI・IoTなどICTの導入についてスピード感を持って対応することを期待する。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | — |

施策番号2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)

- ◇ 高度技術産業の創出を目指した企業と学術研究機関との人材や技術の相互交流、共同研究、ネットワーク形成等と、東北各県と連携した放射光施設など最先端研究施設の誘致を推進する。
- ◇ 県内学術研究機関や県内企業等による新技術開発等のプロジェクトに対する、国などの大規模資金導入に向けた支援を行う。
- ◇ 産学連携の研究成果を活用した革新的で競争力のある製品の開発支援と、地域産業の活性化による魅力ある雇用の創出に取り組む。
- ◇ 独自技術を持つ企業の連携や、医工連携等の分野横断的な創造的研究による新製品等の開発を支援する。
- ◇ 県内企業及び県内学術研究機関が持つ知的財産・未利用特許等の技術シーズと市場ニーズのマッチング等による活用を促進するとともに、その技術を利用した新製品等の開発を支援する。
- ◇ 産学官による技術高度化支援を通じた自動車関連産業、半導体・エネルギー、医療・健康機器、航空機関連産業はもとより、今後新たな技術革新の進展が期待される分野における取引の創出及び拡大を促進する。

| 目標指標等 | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|----------------------------|------------------|-------------------|-------------------|-----|--------|---------------------|
| | | | | 達成率 | 達成率 | |
| 1 産学官連携数(件)[累計] | 674件 (平成20年度) | 2,110件 (令和元年度) | 2,234件 (令和元年度) | A | 108.6% | 6,390件 (令和2年度) |
| 2 知的財産の支援(特許流通成約)件数(件)[累計] | 160件 (平成20年度) | 254件 (令和元年度) | 264件 (令和元年度) | A | 110.6% | 261件 (令和2年度) |

| 施策評価 | 順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「産学官連携数」については、2,234件で達成率108.6%となり、達成度「A」に区分される。 ・目標指標2「知的財産の支援(特許流通成約)件数」については、累計264件で、達成率110.6%となり、達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査では、分野3取組1「ものづくり産業の復興」において、宮城県全体としては、高重視群の割合が前年より1.9%増え62.0%、満足群の割合が2.3%増え34.2%、不満足群の割合が0.5%減り20.5%となった。 ・重視度のうち、分からないとする回答は、沿岸部で0.6%減り25.9%、内陸部で1.0%減り25.2%となり、宮城県全体では0.6%減少し25.5%となった。今後も、ものづくり産業の振興を図るため、補助金メニューや支援内容等について、東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部だけでなく内陸部を含めた全県に、引き続き広く周知していく。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・「産学連携の体制を強化し、企業から大学・研究開発法人への投資を、今後10年間で3倍に増やすことを目指す。」との総理指示(H28.4官民対話)に基づき、産学連携の積極的推進が求められており、大学も財源多様化策の一環として、民間企業との共同研究・受託研究の拡大に取り組んでいる。 ・県内の企業や大学、金融機関のビジネスマッチングを支援するための取組が経済団体や産業支援団体により行われているほか、大学と企業が研究開発や人材育成などに関する連携協定を結ぶ動きが進んでいる。 ・県内企業は、誘致企業や川下となる工場との取引創出や拡大のために、技術レベルの向上が重要となっており、また、医療・健康機器や航空機等成長が見込まれる新たな分野への参入を図るため、新分野で求められる新技術・新製品の開発や技術の活用方法を模索している。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・KCみやぎ(基盤技術高度化支援センター)推進事業において、県内企業と学術機関の共同研究会を10件実施し、産学連携のきっかけづくり及び企業の技術力・提案力向上を支援した。 ・みやぎ高度電子機械産業振興協議会のプロジェクト支援事業において、ニーズや技術相談に対し、会員企業の相互の技術を補完する産産・産学連携による製品等の高付加価値化の提案や企業間の商談の場の提供を推進した。 ・起業家等育成支援事業において、10件の賃料補助を行うとともに、産学連携・知財コーディネーターが事業への助言や産産・産学連携支援を行い、新たな事業創出を目指してスタートアップ時の脆弱な経営基盤を支援した。 ・知的財産活用推進事業においては、知財コーディネーターが、県内中小企業等に対して特許を中心とした知的財産権の流通支援を行ったこと等により、特許流通成約数は目標を上回る9件となった。 ・放射光施設整備事業においては、最先端研究開発基盤である「次世代放射光施設」の整備に向けて、関係機関との連携を図りながら取り組み、地域側の整備主体に対し整備費の補助を行うとともに、県内企業の利用促進に向け、既存放射光施設(AichiSR)における実地研修参加費に対し補助を行った。 ・本施策については、2つの目標指標等の達成度が「A」であることに加え、施策を構成する各事業においても目標達成に向け順調に事業が実施され、「成果があった」または「ある程度成果があった」としていることから「順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学術研究機関が有するシーズやニーズは高度で難解であるため、知的財産権等を含め、県内企業が有効活用できるよう支援する必要がある。 ・成長が見込まれる新分野への参入支援を図るため、新分野の市場や要素技術等について、県内企業に理解を深めてもらう必要がある。 ・県内では知的財産部門を持たない中小企業等が多く、知的財産活動があまり活発に行われていない状況にある。 ・次世代放射光施設整備工事の着実な進展が求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合センターや産業支援機関等と情報共有を図りながら、県内企業に適切な学術研究機関との橋渡しを行えるよう、産学連携・知財コーディネーター等による企業の潜在的ニーズの掘り起しや学術研究機関のシーズの把握に努めるとともに、学術研究機関窓口と各団体との連携促進を図る。 ・学術研究機関の協力も得ながら、KCみやぎやみやぎ高度電子機械産業振興協議会の枠組みを活用し、勉強会やセミナーを開催する等、基盤技術の向上に加え、新分野に関する理解を促進するための取組を進めていく。 ・県内中小企業等を対象とした知的財産に関するセミナーを開催し、特許権等の知識習得を図る。また、知財コーディネーターによる企業訪問等を積極的に行うとともに、知的財産に係る支援機関との連携を強化し、引き続き県内企業等に対して知的財産支援を行っていく。 ・令和5年度中の運用が開始されるよう、関係機関と連携を図りながら支援を行う。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策の成果 | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | — | |

施策番号3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢社会や健康志向等、消費者ニーズを反映した売れる商品づくりを促進する。 ◇ 農林漁業者や食品製造業者等との連携による農商工連携や6次産業化の取組を支援する。 ◇ 県内での取引を活発にする企業間マッチングを支援する。 ◇ 食品製造業の商品開発力や販売力の強化を中心とした経営革新を促進する。 ◇ 産学官の連携や地域の食文化を生かした新たな商品開発を促進する。 ◇ 共同ブランドの創出などによる高付加価値化や生産性の向上、販路開拓に向けた異業種を含む事業者間の協業に関する機運醸成と体制の構築を図る。 ◇ 水産加工業のものづくり企業としての側面に着目した経営革新や生産性の向上、次世代の業界を牽引する人材の育成に取り組む。 ◇ 販売競争を優位に展開する県産食品の高付加価値化、ブランド化の一層の推進と、国内外への積極的な発信を行う。 ◇ 県や関係機関の協力による大規模商談会の開催、首都圏や海外等で開催される国際規模の商談会における県産食品の取引拡大や新たな販路開拓に向けた支援を行う。 ◇ 首都圏や海外等における市場調査やビジネスマッチングの支援を行う。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 6,014億円 (平成19年) | 5,877億円 (平成30年) | 6,677億円 (平成30年) | A 113.6% |
| 2 | 1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)(万円) | 22,535万円 (平成19年) | 28,986万円 (平成30年) | 35,736万円 (平成30年) | A 123.3% | 30,200万円 (令和2年) |
| 3 | 企業立地件数(食品関連産業等)(件)[累計] | 3件 (平成20年) | 152件 (令和元年) | 153件 (令和元年) | A 100.7% | 163件 (令和2年) |

| | |
|---------------|---|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「製造品出荷額等(食料品製造業)」については、2019年工業統計調査(速報)によると、平成30年は6,677億円。達成率は目標値対比113.6%で、達成度は「A」に区分される。 ・目標指標2「1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)」については、2019年工業統計調査(速報)によると、平成30年は35,736万円。達成率は目標値対比で123.3%で、達成度は「A」に区分される。 ・目標指標3「企業立地件数(食品関連産業等)」は、平成20年からの累計で153件、達成率は目標値対比で100.7%で、達成度は「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査において農林水産業の分野の取組のうち「一次産業を牽引する食産業の振興」については、重要又はやや重要が全体の64.2%となり高重視群が高い一方で、満足群は39.7%にとどまっている。 ・また、特に優先すべきと思う施策として、「食品製造事業者の本格復旧への支援」及び「競争力の強化による販路の拡大」が、あわせて10.0%(前年と同じ)、「県産農林水産物の安全性の確保と風評の払拭等」が8.2%(前年比-0.5ポイント)となっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・2019年工業統計調査(速報)において、平成30年の食品製造事業所数は663か所、製造品出荷額等(食料品製造業)は6,677億円。製造品出荷額等(食料品製造業)は平成22年(5,732億円)の水準を超え、事業所数は平成23年(560事業所)から回復している(663事業所)。 ・一方で、水産庁が実施した水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第7回:令和2年公表)の結果によると、宮城県では、生産能力が8割以上回復した業者は69%であるのに対し、売上が8割以上回復した業者は56%となっている。また、震災前と同水準まで売上を戻すことができない要因としては、販路の不足・喪失・風評被害が39%、人材不足が17%、原材料の不足が11%となっており、震災前の食料品製造業者の半数を占めていた水産加工業においては、依然として販路の回復が遅れている状況にある。 ・消費者庁が実施した風評被害に関する消費者意識の実態調査(第13回:令和2年3月公表)取りまとめによると、放射性物質を理由に東北の産品の購入をためらう人の割合が2.6%と過去最少となっているが、引き続き広報PR等により県産品のイメージアップを図る必要がある。 ・2019年の我が国の農林水産物・食品の輸出額は9,121億円の前年比で0.6%増加し、7年連続の増加となった。国においては、令和元年までに農林水産物、食品の輸出額を1兆円規模に拡大する目標を掲げていたが、目標達成とはならなかった。今後、2030年までに5兆円を目指すこととしており、オールジャパンでの取組がさらに促進される見込み。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内食品製造業者の商品開発のため、34件の補助を行ったほか、外部専門家を17社へ派遣した。 ・県内食品製造業者に商談の機会を提供するため、県内で商談会を3回開催したほか、事業者が行う販路開拓活動に対して32件、被災した県内事業者が出展する展示商談会を開催する主催者に対して3件の補助を行った。また、首都圏で開催された大規模商談会へ県として出展した。 ・海外での県産食品の取引拡大については、海外スーパーでのフェア開催(台湾)や食材試食商談会の開催協力(シンガポール)、バイヤー招へい(タイ1回、マカオ1回、シンガポール1回)、輸出促進セミナー開催(3回)などを行った。また、輸出する際の基幹品目となる品目を設定し、水産物はタイ・ベトナム・シンガポール、いちごはベトナム・シンガポールにおいてプロモーションを実施するとともに、販路の回復・拡大が喫緊の課題となっているホヤに関しては、新たな海外販路の開拓に向けて米国でプロモーションを実施し、販売体制の構築に取り組んだ。 ・全国の百貨店4か所(横浜・東京都渋谷区・広島・名古屋)で物産展を開催し、事業者が直接、対面販売を行い、本県の物産の魅力を県外にアピールした。 ・ブランド化に取り組む団体等への支援、首都圏等からの実需者等の招へい(3組)、首都圏のホテル等を中心とした「食材王国みやぎフェア」の開催(16件、延べ984日)、知事のトップセールスによるPR活動、食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」、公式フェイスブック及び公式インスタグラムを活用した県産食材の情報発信を実施した。 ・以上の取組により、本施策における目標指標の目標値をいずれもクリアしているが、水産加工業等の売上回復が十分でないことから、施策の目的である「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」については、「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・食品製造事業者の本格復旧は順調に進んでいるものの、個々の事業者によって状況と経営課題が異なることから、事業者や地域の実情に応じた、よりきめ細やかな支援を展開する必要がある。</p> <p>・食品製造事業者の製造品出荷額等は、目標値には達したものの、震災前に食品製造事業者数の半数を占めていた水産加工業の一部では、未だ震災前の状況までには回復していない。今後の経営安定を図るため、販路回復・開拓を進めるにあたっては消費者が求めるより高品質で付加価値の高い商品の開発と商談機会の創出が必要である。</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は、徐々に縮小してきているが、農林漁業と食品製造業の創造的復興に向け、県産食材のブランド化の推進は必要であり、知的財産権を活用し競合品との差別化を図るとともに、地域イメージである「食材王国みやぎ」を活用した積極的な情報発信により県産食材の魅力を発信し続ける必要がある。</p> | <p>・事業者や地域の実情を把握するため、企業訪問を通じたニーズ把握を行い、各企業に必要な情報（補助事業、専門家派遣、企業間マッチング等）を継続的に提供しながら、関係機関と連携し状況に応じたきめ細やかな支援に取り組む。</p> <p>・地域の食材や食文化を生かしたり、事業者や研究機関との連携等により生み出される付加価値が高く儲かる商品づくりを促進し、震災により失った販路の開拓活動を支援する。さらに、首都圏や県内で商談会を開催し、商談機会の創出・提供を図るなど、商品づくりから販売までの総合的な支援に取り組む。また、海外での販路開拓を図るため、海外におけるプロモーションや輸出に取り組もうとする事業者の支援を実施する。</p> <p>・「食材王国みやぎ」のイメージを活用しながら、県幹部によるトップセールスや「食材王国みやぎ」公式ウェブサイト、フェイスブック及びインスタグラムにより県産食材の魅力を発積極的に発信する。また、「宮城ふるさとプラザ」の運営や首都圏等の物産展の開催を通じて、県産品の魅力や復興状況について広く発信するとともに、首都圏ホテル等の料理人・仕入れ担当者等実需者の生産地招へい、首都圏ホテルでの食材王国みやぎフェアの開催、地域団体商標制度等の知的財産権を活用した県産食材のブランド力の強化を通じ、県産食材のブランド化を支援する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | |
|-------------------|-------|------|--|
| | | 概ね適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | — | |

政策番号2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化

商業・サービス産業は、宮城県経済において最も規模の大きな産業であり、その需要の創出・拡大と生産性の向上は重要な課題となっている。その中でも、観光関連産業は、経済波及効果の大きい分野であり、今後見込まれる東日本大震災の復興需要後において、宮城県経済の活性化のカギとなる。このため、国全体で増加している訪日外国人をはじめとする観光客の増加を図るため、様々な媒体を活用した観光情報の発信やプロモーション活動のさらなる強化を図るほか、無料公衆無線LAN(フリーWi-Fi)や多言語案内の充実など受入環境の整備を進める。また、仙台空港の民営化を契機として、東北へのさらなる誘客を進めるため、東北各県や東北観光推進機構との連携を深め、広域観光の一層の充実を図る。

また、情報関連産業については、良質な雇用の創出が期待でき、他の産業との連携を進めることにより他の産業の発展にも大いに寄与することから、数多くの事業者が参入し、新たな高付加価値なサービスが創出されるよう支援するほか、農林水産業、観光業等をはじめ、様々な分野や幅広い場面におけるITの活用やIT人材の育成及び確保を支援する。

さらに、地域商業については、少子高齢化やITの普及といった時代の動きに対応するため、経営革新などの支援や小規模事業者の持続的発展に向けた取組を進めるほか、人口減少地域における商店街等の地域や生活に密着したサービス業の維持・再生に向けて、新たに創業を希望する方を支援する取組を推進する。

こうした取組により、商業・サービス産業全体の付加価値額の増加を目指します。特に、観光客入込数については、東日本大震災前の水準を回復した上で、国が定めた観光ビジョンを踏まえ、特に訪日外国人旅行者の大幅な増加を目指す。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度決算(見込)額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成度 | 施策評価 |
|------|----------------------------|------------------|------------------------------------|----------------------|-----|------|
| | | | | (指標測定年度) | | |
| 4 | 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興 | 695,296 | サービス業の付加価値額(億円) | 23,909億円 (平成29年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 情報関連産業売上高(億円) | — (平成30年度) | N | |
| | | | 企業立地件数(開発系IT企業(ソフトウェア開発企業))(社)[累計] | 24社 (令和元年度) | A | |
| 5 | 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現 | 1,708,443 | 観光客入込数(万人) | 6,422万人 (平成30年) | B | 概ね順調 |
| | | | 観光消費額(億円) | 3,879億円 (平成30年) | A | |
| | | | 外国人観光客宿泊者数(万人泊) | 36.4万人泊 (平成30年) | A | |
| | | | 主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口(万人) | 1,343万人 (平成30年度) | B | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| 政策評価 | 概ね順調 |
|---|------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・「観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化」に向けて、2つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策4の「高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興」については、指標2「情報関連産業売上高」の達成率の算出に用いる数値が、現在未公表のため分析できないものの、指標1「サービス業の付加価値額」は99.6%と高い達成率となっており、指標3「企業立地件数(開発IT企業)」は24社(累計)と目標値を大きく上回ったことから「概ね順調」と評価した。</p> <p>・施策5の「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」については、指標2「観光消費額」及び指標3「外国人観光客宿泊者数」は目標を達成していること、また、指標1「観光客入込数」及び指標4「主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口」は目標を達成していないものの、いずれも90%を超える高い達成率となっていることから、「概ね順調」と評価した。</p> <p>・また、情報関連産業については、継続的な誘致活動の結果、県内にIT企業による事業所が開設され、立地件数の増加に結びついており、観光分野については、各種観光キャンペーンの開催や海外に向けたプロモーションの実施など、国内外からの観光客誘致に取り組み、観光消費額や外国人宿泊者数は震災前の水準を上回るなど成果に結びついたため、政策全体では「概ね順調」と評価した。</p> | |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策4のうち、商店街については、店舗の復旧や集客に苦慮している地域があるため、住民の生活再建等のまちづくりの視点から持続的な商店街となるよう継続的な支援が必要である。また、情報関連産業については、人材不足が深刻化し、県内においても、IT技術者の有効求人倍率が3倍から4倍の高水準となっており、人材不足の解消が急務であるほか、自らビジネスを創出できるIT企業を育成・支援していく必要がある。</p> <p>・施策5については、沿岸部においては、嵩上げ等インフラ整備の遅れなどにより観光産業基盤の復興に時間を要することから、復興の進捗に応じた息の長い支援が必要である。また、訪日外国人旅行者数は、平成30年に過去最高の3,120万人を達成しており、今後更なる増加が予想されるため、外国人観光客が旅行しやすい環境整備が必要である。引き続き、東北地方が一体となり、国内外の観光客の更なる呼び込みを行う必要がある。</p> | <p>・施策4については、復興まちづくりの進展に合わせた商店街の再形成や住民生活再建のため、融資制度や補助金を活用しながら市町村や商工会等と連携して課題解決を図るほか、今後の商店街活動を担う人材育成を支援する。また、情報関連産業については、IT未経験者を採用し育成を支援する取組やスキル転換教育による新たなデジタルビジネスの担い手の育成の支援を行うほか、IT商品の販売促進や先進的なAI・IoTビジネスの創出を図る取組などを進めていく。</p> <p>・施策5については、沿岸部の復興状況に応じた継続的な支援と事業者へのきめ細かな対応に加え、各種観光キャンペーンなどによる長期的なプロモーションや観光資源の磨き上げに取り組む。また、フリーWi-Fiや多言語案内の充実などにより外国人が観光しやすい環境を整備し、主要ターゲットである東アジアに加え、欧米豪からの誘客活動も展開するとともに、風評払拭に向けた情報発信に努める。特に、観光消費額の高い傾向にある県外からの国内宿泊観光客及び外国人観光客の誘致のため、リピーター獲得に有効な体験型観光コンテンツの造成や観光事業者の経営力・おもてなし力の向上を図り、観光客の満足度を引き上げ、再訪率の向上、観光消費額の増加を図っていく。さらに、民営化した仙台空港や関係諸団体と連携し、東北が一体となった広域観光の充実を図り、復興や次世代の観光をけん引する人材の育成を推進していくとともに、令和3年(2021年)「東北デスティネーションキャンペーン」を契機とし、6県の官民が一体となってインバウンドの東北誘客に向けた取組を推進する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 なお、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。 |
|--------|-------------------|----|--|
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | |
| | 適切 | — | |

施策番号4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域経済を活性化させる新たなビジネスモデルの構築や、グローバル化や流通の合理化など、経済構造の変化に対応した新たな事業展開に対するアドバイス機能等を充実させる。 ◇ コミュニティビジネス等の地域や生活に密着したサービス業への支援や、地域から生まれるベンチャービジネスへの創業を支援する。 ◇ 地域内外から多くの人が集まる魅力ある商店街の構築に向けた支援を行う。 ◇ 地域における小規模事業者の持続可能性確保に向けた次世代の育成や後継者の確保等の事業承継に関する支援を行う。 ◇ 商店街の空き店舗等を活用したインキュベーション施設の開設を支援する。 ◇ 自動車関連産業等ものづくり産業の振興にもつながる組込みソフトウェア開発企業など情報関連産業の戦略的な誘致を促進する。 ◇ 起業や産業の創出・育成に向けたITのフル活用や農林水産業、観光業等をはじめ、様々な分野や幅広い場面における積極的かつ効果的なITの利活用を促進する。 ◇ 情報関連産業をはじめ、幅広い分野で活躍できるIT人材の育成及び確保に向けた支援を行う。 ◇ IoTデバイスや車載電子機器等の組込みソフト、AIなど、成長が期待される分野への参入や取引拡大を目指した技術習得、人材交流、商品開発に向けた取組を支援する。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|---|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------|----------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | | | | | | |
| 1 | サービス業の付加価値額(億円) | 22,129億円 (平成18年度) | 23,997億円 (平成29年度) | 23,909億円 (平成29年度) | B 99.6% | 25,273億円 (令和2年度) |
| 2 | 情報関連産業売上高(億円) | 2,262億円 (平成19年度) | 3,020億円 (平成30年度) | - (平成30年度) | N - | 3,020億円 (令和2年度) |
| 3 | 企業立地件数(開発系IT企業(ソフトウェア開発企業))(社)[累計] | 0社 (平成20年度) | 13社 (令和元年度) | 24社 (令和元年度) | A 184.6% | 15社 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|---------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1については、ほぼ目標値に達している。 ・目標指標2については、分析に利用している調査結果が公表されていないため、判定できていない。 ・目標指標3については、継続して企業訪問等を行った結果、累計で開発系IT企業24社に対して立地奨励金指定事業所の指定を行い、新たに県内へ事業所を開設した。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査における震災復興計画の分野3・取組2の調査結果では、施策に対する重視度について「高重視群」の割合は58.8%となっている。平成23年の調査結果においては約5割であったことから、復興が進むにつれサービス業や商業の重要性が再認識されていると考えられる。 ・同様に、満足度においても「満足群」の割合が38.1%と「不満足群」の割合20.9%を上回っており、県が実施したサービス業・商業復興の取組が一定の評価を受けている。 ・また、沿岸部の「満足群」の割合が39.3%で、内陸部の「満足群」の割合が37.5%とどちらも昨年度のポイントを上回っており、更に沿岸部のポイントが内陸部を上回っていることから、沿岸部におけるサービス業や地域商業が一定基準まで回復されたと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の小売・卸売業は、平成21年度と平成26年度の経済センサス調査を比較すると、事業所数:11.8%、従業者数:10.2%の減少で、全国の減少率(事業所:9.5%、従業者数:5.2%)より大きく減少しており、東日本大震災の影響があると思われる。 ・東日本大震災による中小サービス事業者への影響については、内陸部は比較的早期に復旧を果たしており、沿岸部においても、本設の商店街が再形成されるなど、ほぼ全域で商業機能は復旧されたものの、人口減少など周辺環境の変化により、集客に苦慮している地域もみられる。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後は、震災により大きな被害を受けた商業・サービス業の復興を急ぐことが第一と考え、中小企業者が事業の再開に必要な施設・設備の復旧費用を助成して負担を軽減することにより、休業による商業・サービス業衰退の防止に努めており、平成23年度から30年度までの累計で3,663者※の事業者等が支援を受け事業再開を果たしている。※商工会議所及び商工会会員のみ ・地域商業の振興のための施策として、商店街共同施設の改修、空き店舗の活用、イベントの実施等への支援を実施しており、県内の小売・卸売業について、平成24年の経済センサスと平成26年の商業統計を比較すると事業所数は2.8%、従業者数は1.0%増加している。 ・地域商業の振興に関する施策については、沿岸部では嵩上げ等のインフラ整備が進み、商店街が再形成されたことにより、令和2年3月末に全ての仮設店舗が閉鎖した。また、情報関連産業に対する施策については、精力的な取組により、県内へのIT企業による事業所開設等の一定の成果が生まれているなど、施策全体としては、「概ね順調」と判断した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・沿岸部の被災地域における商店街については、共同店舗の整備など面的な再形成がほぼ完了しているものの、一部の地域では、これから本設の店舗等を復旧する事業者がおり、事業復旧の支援がまだ必要である。</p> <p>・地方の商店街については、人口減少などの周辺環境の変化により集客に苦慮している地域があり、商店街の再形成に際しては、住民の生活再建等のまちづくりの視点から、地域の生活と密着した持続的な商店街となるよう継続的な支援を行う必要がある。</p> <p>・情報関連産業では、人材不足の状況が続いている。宮城県においても、IT技術者の有効求人倍率が3～4倍の高水準で推移しており、また平成27年度に東北経済産業局が実施したアンケート調査では、人材不足が受注機会の喪失につながっていると回答しているIT企業が多く、人材不足の解消が急務となっている。</p> <p>・宮城県内のIT企業は、中小企業が多く、販売力や開発力が弱いため、同業者からの業務受注が多く、下請構造の傾向が強い。宮城県内の情報関連産業の活性化のためには、下請構造から脱却し、自ら顧客やビジネスを創出するIT企業を育成・支援していくことが重要である。</p> | <p>・商業・サービス業の復興に関しては、「中小企業等復旧・復興支援事業費補助金」、「商業機能回復支援事業」などにより早期の事業再開を図り、復興まちづくりの進展に合わせた商店街の再形成を推進する。</p> <p>・商店街の再形成を進めるにあたっては、まちづくりは住民生活再建と商店街再生の両輪で構築されていくものであり、これまで以上に市町村、商工会やまちづくり会社等と連携して指導等を行うことで課題解決を図り、融資制度や補助金を活用しながら、コミュニティと商店街再生を推進していく。</p> <p>・商店街やまちづくり会社等が行う商店街ビジョン形成や課題解決のソフト・ハード事業に対して「次世代型商店街形成支援事業」による支援を行うほか、「商店街NEXTリーダー創出事業」により今後の商店街活動を担う人材育成を支援する。</p> <p>・宮城県内の情報サービス産業の業界団体が県内及び隣県の教育機関等と連携して人材確保に取り組んでいることから、県も連携・支援していく。また、自動車関連産業の組込みソフトウェアなど市場拡大が期待されている分野で必要とされている人材の育成と確保にも努めていく。</p> <p>・非情報系新卒学生や転職希望のIT未経験者を採用することで人材確保を図ろうとする県内IT企業に対して、「地域高度IT技術者育成事業」により採用後の人材育成を支援する。</p> <p>・下請構造からの脱却を目指すため、マッチング機会の創出や専門家の派遣を通じたみやぎ認定IT商品の販売促進支援に加え、第4次産業革命技術を活用した先進的なAI・IoTのビジネス創出を図るとともに、スキル転換教育による新たなデジタルビジネスの担い手と成長力のある魅力的なデジタルビジネスを企画できる人材の育成を図る。また、立地奨励金や民間投資促進特区などを活用して企業誘致や事業拡大を促進する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|-------------------------|-------------------|--|
| 委員会 の 意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
| | 施策の成果 適切 | <p>なお、事業の成果等の記載内容は、実施した事業の実績について、具体的な数値等を用いて明示する必要があると考える。</p> <p>情報産業分野の人材不足対策について、新型コロナウイルス感染収束後の状況変化などを見据えた課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | |

施策番号5

地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現

施策の方向
 (「宮城の
 将来ビジョン
 ・震災復興
 ・地方創生
 実施計画」の
 行動方針)

- ◇ 各種観光キャンペーンなど催し物や行事を活用した積極的な誘客活動を推進する。
- ◇ テレビやインターネットなど多様な広報媒体を複合的に組み合わせた効果的な情報展開を行う。
- ◇ 海の玄関口である仙台塩釜港(仙台区)及び港周辺地域の新たな魅力やイメージの創造・発信に取り組む。
- ◇ プロスポーツ等と連携したイメージアップによる旅行意欲の喚起や、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした誘客につながる取組を推進する。
- ◇ 「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定されたことを契機とした文化財の観光活用による交流を促進する。
- ◇ 日本三景松島をはじめとする景観や温泉、食材などの宮城らしい資源を生かし、地域が連携した体験・滞在型観光の発掘・整備に取り組む。
- ◇ 自然環境や伝統文化などを活用したグリーン・ツーリズム及びエコツーリズム推進体制を整備・支援する。
- ◇ 地域一体となったもてなしの心向上のための取組強化や、だれもが安全安心に観光できる環境づくりを促進する。
- ◇ 観光施設及び案内板・標識、無料公衆無線LAN(フリーWi-Fi)の整備、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及推進による観光客受入態勢の整備拡充を行う。
- ◇ マーケティングに基づいた新たな旅行ニーズへの対応と多言語表示等の整備など外国人が旅行しやすい環境を整備する。
- ◇ 外国人観光客や中部以西からの観光客など対象を絞った戦略的な誘致を推進する。
- ◇ 東北観光の復興に向けた仙台市、松島湾エリア及び仙台空港周辺を対象とする復興観光拠点都市圏の形成に取り組む。
- ◇ 広域観光周遊ルートの設定や仙台空港民営化等を契機とした東北が一体となった各種プロモーション活動などの広域観光に向けた取組を推進する。

| 目標指標等 | ■達成度 | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|-------|--------------------------|--|---------------------|---------------------------------|-------------|---------------------|
| | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | |
| | ■達成率(%) | フロー型の指標: 実績値/目標値 | | ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) | | |
| | | 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | |
| 1 | 観光客入込数(万人) | 5,679万人 (平成20年) | 6,800万人 (平成30年) | 6,422万人 (平成30年) | B 94.4% | 7,000万人 (令和2年) |
| 2 | 観光消費額(億円) | 3,283億円 (平成22年) | 3,760億円 (平成30年) | 3,879億円 (平成30年) | A 103.2% | 4,000億円 (令和2年) |
| 3 | 外国人観光客宿泊者数(万人泊) | 15.1万人泊 (平成20年) | 31.4万人泊 (平成30年) | 36.4万人泊 (平成30年) | A 115.9% | 50万人泊 (令和2年) |
| 4 | 主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口(万人) | 868万人 (平成20年度) | 1,490万人 (平成30年度) | 1,343万人 (平成30年度) | B 90.1% | 1,600万人 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指標1「観光客入込数」は、平成30年は目標値6,800万人に対して6,422万人(達成率94.4%)となった。これは達成度「B」であるものの、初期値の平成20年5,679万人を超えるとともに、誘客キャンペーン等の各種観光施策に強力に取り組んだ結果、震災前の7割まで落ち込んだ平成23年以降着実に回復し、平成22年6,129万人の104.7%に達していることから、震災前の水準を上回っているものである。沿岸部では、嵩上げ等のインフラ整備や宿泊施設の復旧の遅れにより、滞在型の観光客の受け入れが引き続き困難な地域もあることから観光客入込数は震災前の9割程度に止まったものの、内陸部の圏域では、軒並み震災前を上回る入込数まで回復しており、内陸部の着実な回復が全体の回復をリードした。 ・指標2「観光消費額」は、平成30年は目標値3,760億円に対し3,879億円(達成率103.2%)となり、達成度「A」と順調に増加している。 ・指標3「外国人観光客宿泊者数」は、平成30年の目標値31.4万人泊に対して、36.4万人泊(達成率115.9%)となった。これは昨年に引き続き過去最高を更新しており、達成度は「A」である。これは主要ターゲットである東アジア市場(台湾・韓国・香港・中国)を中心に、海外での旅行博覧会などで各種プロモーションや東北観光推進機構等と連携したインセンティブツアー誘致、東北六県の知事等によるトップセールスなどを積極的に実施し、国と連携した風評払拭に向けた事業などを展開したことにより、仙台空港を発着する国際線直行便の増便が実現したことによるものである。 ・指標4「主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口」は、目標をやや下回り、達成度「B」である。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年調査における震災復興計画の分野3・取組2の調査結果について、「高重視群」の割合は分野3の他取組と比較して低いものの、同年の県民意識調査の「満足度」割合を見ると「満足群」の割合は38.1%と、分野3の他取組と比較して最も高いことから、震災以降の取組について一定の評価を受けているものと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県の観光は東日本大震災により多くの観光施設や宿泊施設が被害を受けたほか、東京電力福島第一原子力発電所の事故の風評の影響等もあり、観光客入込数は震災前から大きく落ち込んだものの、これまでの観光の復興・再生への重点的な取り組みにより、震災前の姿を取り戻しつつあるが、インフラ等の整備が遅れている沿岸部など震災前の水準に戻っていない地域もある。 ・国では、「明日の日本を支える観光ビジョン」を掲げ、訪日外国人旅行者数を令和2年に4,000万人にする高い目標を掲げ各種施策に取り組んでおり、日本政府観光局(JNTO)の調査によると平成30年は訪日外国人旅行者数が過去最高の3,120万人を達成するなど、急激な伸びが続いている。 ・宮城県においても平成30年の外国人宿泊者数が過去最高の36.4万人泊となり、第4期みやぎ観光戦略プランの中で掲げている令和2年の外国人宿泊者数50万人泊という目標の達成を目指して、更なる誘客施策に取り組んで行く必要がある。 |
| 事業の成果 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の宿泊施設等をはじめとした観光施設の復旧・再建については、県単独の事業を活用して事業者の復旧費用に対する支援を積極的かつ継続的に行った。平成30年の沿岸部の観光客入込数は、前年より109万人増加し754万人となった。 ・風評の影響などによる観光客の落ち込み対策として、平成30年度には人気アイドルグループ「Hey!Say!JUMP」をキャンペーンキャラクターに起用し、「Hey!Say!JUMP夏タビ宮城」や「Hey!Say!JUMPふ湯タビ宮城」による観光通年キャンペーンを実施した。また、平成30年10月には、韓国・済州島発祥のトレッキング「宮城オルレ」の気仙沼・唐桑コース及び奥松島コースを開設しオープニングセレモニーを行うなど、国内外観光客の誘客のための施策に取り組んだ。 ・震災後大きく落ち込んだ外国人観光客の誘致に向けて、主要ターゲットである東アジア市場(台湾・中国・韓国・香港)では、現地メディアや旅行会社等を活用したプロモーションを継続的に実施することに加え、欧米豪からの誘客促進を図るため海外旅行代理店等へのセールスや宮城の認知度を高めるデジタル情報の発信に力を入れた。また、東北観光推進機構を中心にPR映像作成、SNSの活用などの情報発信や、東北6県及び新潟県の知事らによるタイへのトップセールスをはじめとする東北一体での連携事業を展開した結果、仙台空港を発着する直行便の増便や仙台-バンコク便の再開が実現し、外国人観光客数の大幅な増加につながった。 ・他にも外国人が過ごしやすい環境を整備するため宿泊施設や観光集客施設などに対して無料公衆無線LAN(フリーWi-Fi)整備に係る支援や仙台空港と松島、岩手県の平泉といった観光地までの直通バスを中心とする二次交通の利用促進など、周遊環境整備に向けた各種施策に取り組んだ。 ・東北の観光復興に向けて、仙台市、仙台空港周辺地域、松島湾エリアを対象に「仙台・松島復興観光拠点都市圏」を形成し、圏域の6市3町と協働し、圏域全体をマネジメントするために設立した地域連携DMO「株式会社インアウトバウンド仙台・松島」が本格的に始動し、観光ガイド育成や魅力的な観光資源の発掘などに取り組んだ。 ・これらの事業に取り組んだ成果は目標指標等にも着実に現れており、「外国人観光客宿泊者数」は、前年に引き続き過去最高を記録したことから、達成度は引き続き「A」とし、観光消費額が大きいとされる外国人観光客の積極的な誘致が奏功し、「観光消費額」の目標値についても平成30年目標値3,760億円に対し3,879億円(達成率103.2%)となり達成度は「A」である。 ・「観光客入込数」について、震災後に大きく落ち込んだ観光客入込数は、内陸部が回復をリードし県全体としては、初期値の平成20年5,679万人を超えるとともに、震災前の水準までほぼ回復し、平成30年目標値6,800万人に対し6,422万人(達成率94.4%)で達成度「B」となった。また、「主要な都市農山漁村交流拠点施設の利用人口」も達成度「B」となったが、このことは調査基準施設(主に直売所)において、施設の改修や高速道路の開通に伴う通行量の減による利用人口の減少が影響しており、地域の高齢化や人口減少も影響していると推測される。 ・当施策の目標指標達成度は「A」が2つ、「B」が2つの評価となったが、震災以降、各目標指標は順調な回復・伸びを見せており、県民意識調査の「商業・観光の再生」の満足度の割合が比較的高いこと、また積極的な事業展開を行った実績などから、当該施策については、期待される成果がある程度発現しており、進捗状況も概ね順調と判断し、施策評価としては「概ね順調」とした。 ・なお、令和元年度は「サザエさん」、「ポケモン・ラブラス」を起用した観光キャンペーンの展開と、宮城オルレ大崎・鳴子温泉コース及び登米コースの新規開設により、さらなる誘客が図られた。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・震災後に大きく落ち込んだ観光客入込数は、内陸部が回復をリードし県全体としては、震災前の水準を上回って過去最高を記録しているものの、沿岸部については、嵩上げ等のインフラ整備の遅れが見られ、観光産業基盤の復興事業が長期に及ぶ懸念があるため、進捗に応じた事業者への息の長い支援が必要である。</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所事故の風評の影響の長期化と震災に対する記憶の風化が懸念される。また、平成30年の訪日外国人が3,000万人を越える中、宮城県においても過去最高の外国人宿泊者数を記録しているものの、国によっては原発事故の風評の影響だけではなく、放射線線量への反応が顕著であることにより回復が遅れており、正しい情報発信と安全・安心のPRが重要である。</p> <p>・全国の「観光目的の宿泊者数」は震災前の水準を大幅に上回っている一方で、東北地方は依然として震災前の水準に達しておらず回復が遅れていることから、東北地方が一体となって、国内外から東北地方に観光客を呼び込む必要があるとともに、本県への再訪率も高めていく必要がある。</p> | <p>・沿岸部の事業者への継続的な支援メニューの着実な実施や事業者に寄り添ったきめ細やかな対応を行うとともに、震災により人口が減少している沿岸部の交流人口の拡大に向けて、引き続き国内外からの教育旅行の誘致など「復興ツーリズム」の推進のほか、観光資源や拠点となる施設の再生・創出の取組を進めていく。</p> <p>・外国人誘客については、正確で質の高い観光情報の提供や観光案内機能の強化を進め、風評の影響の緩和を図るとともに、フリーWi-Fiや多言語案内の充実など外国人観光客が旅行しやすい環境整備を促進し、大幅に増加している訪日外国人観光客の誘客を図っていく。また、デジタルマーケティングの手法を取り入れた観光情報の発信やプロモーション活動の強化、航空会社等民間事業者との連携などにより、国内外からの教育旅行やインセンティブツアーの誘致などを推進するとともに多様な観光メニューの提供や観光を担う人材の育成、DMO(観光地域づくりの中心となる組織)の設立支援等により、観光資源の魅力の向上や外国人の観光客の受入態勢の整備を図っていく。さらに、令和3年(2021年)「東北destinationキャンペーン」を契機とし、6県の官民が一体となってインパウンドの東北誘客に向けた取組を推進する。</p> <p>・東北のゲートウェイとしての本県の機能を活かし、民営化した仙台空港の運営会社をはじめ、東北各県や関係諸団体と連携し、東北が一体となった広域観光の充実を図り、国内外の旅行者を呼び込んでいく。特に観光消費額が高い傾向にある県外からの国内宿泊観光客及び外国人観光客の誘客のため、宮城オルレの活用やDMOによる様々なテーマの観光商品の開発のほか、リピーター獲得に有効な「体験型観光コンテンツ」の造成にも力を入れるとともに、それらの情報を戦略的に発信し、また観光事業の経営力やおもてなし力の向上を図り、観光客の満足度を引き上げ、本県への再訪率の向上と観光消費額の増加を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|--------------------------|----|---|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
| | 適切 | <p>なお、通年観光キャンペーンについては、事業を実施したという記載にとどまらず、事業の実施により、どのような効果があったか、判断の根拠となる具体的な数値等を用いて明示する必要があると考える。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。</p> |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>新型コロナウイルス感染収束後の状況変化などを見据えた課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> <p>農山漁村交流拠点の達成度が「B」となっていることについて、現状を分析及び検証し、課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> |

政策番号3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化

農林水産業は、東日本大震災により沿岸部をはじめとして甚大な被害を受けたほか、TPP協定を巡る動きなど、取り巻く環境は厳しいものの、地域経済を支える基幹的な産業として、持続的な発展が可能となるための競争力の強化が課題となっている。このため、被災した生産基盤の早期復旧の継続に加え、市場ニーズを重視した生産・流通構造への転換や、農地の大区画化・集約化による生産性の向上等を進めるとともに、6次産業化などのアグリビジネスや農林水産物のブランド化の推進などにより収益性の高い農林水産業の実現を促進する。また、地域資源の新たな価値の創出、その価値の発信を担うことのできる企業的経営感覚を有した生産者や法人の育成に取り組む。さらに、東日本大震災により喪失した販路の回復を図るため、東アジアや成長著しい東南アジア市場なども視野に入れた、グローバルな視点に立った農林水産業の育成と輸出の拡大にも取り組む。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評対策を着実に実施するほか、総合衛生管理体制の普及定着、GAP(農業生産工程管理)の導入促進など宮城の食材・食品の安全性に対する消費者の信頼にこたえられる生産体制の確立等に取り組むとともに、国内外に対して安全性の情報発信を図る。

こうした取組により、地域を支える農林水産業が次代に引き継がれていけるよう競争力の強化を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|----------------------------|--------------------------|-------------------------------------|----------------------|----|---------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 6 | 競争力ある農林水産業への転換 | 4,600,251 | 農業産出額(億円) | 1,939億円 (平成30年) | A | 概ね順調 |
| | | | 水田フル活用・生産調整地内の作付率(%) | 93.3% (令和元年度) | A | |
| | | | 飼料用米の作付面積(ha) | 4,871ha (令和元年度) | B | |
| | | | 園芸作物産出額(億円) | 333億円 (平成30年) | B | |
| | | | アグリビジネス経営体数(経営体) | 131 (令和元年度) | A | |
| | | | 林業産出額(億円) | 85億円 (平成30年) | B | |
| | | | 木材・木製品出荷額(億円) | 849億円 (平成30年度) | B | |
| | | | 漁業生産額(億円) | 789億円 (平成30年) | A | |
| | | | 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額(億円) | 496億円 (令和元年) | B | |
| | | | 水産加工品出荷額(億円) | - (平成30年) | N | |
| 7 | 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保 | 643,141 | 学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合(%) | 29.2% (令和元年度) | C | やや遅れている |
| | | | GAP認証取得数(農業、畜産、林業)(件)[累計] | 36件 (令和元年度) | B | |
| | | | 環境保全型農業取組面積(ha) | 23,239ha (平成30年度) | B | |
| | | | みやぎ食の安全安心取組宣言者数(事業者) | 2,966事業者 (令和元年度) | B | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

評価の理由・各施策の成果の状況

・地域経済を支える農林水産業の競争力強化を図るため、2つの施策に取り組んだ。

・施策6では、首都圏を中心に近年デビューした新品種等の各種プロモーションを展開、既存の農林水産物については、生産量拡大、商談会の開催、新商品の開発支援等、生産から販売までの一貫した支援を実施し、本県産食材の知名度向上と実需者への利用機会拡大に努めた。

・米については、「みやぎ米ブランド化戦略」に基づく新品種の戦略導入に向け、「だて正夢」の首都圏・県内での認知度向上のため、テレビCMの制作・放映のほか、飲食店30店舗でのメニューフェア、東京六本木ヒルズでの展示栽培、首都圏企業の社員食堂28カ所での提供、出陣式や県ゆかりのアーティストとの農作業イベントの開催等を行った。

・水田の有効利用については、麦・大豆をはじめ、加工用米や輸出用米、収益性の高い加工・業務用野菜などの土地利用型園芸を推進し、特に備蓄米や輸出用米の生産拡大が図られ、備蓄米は前年に比べ763ha、輸出用米は229ha増加した。

・飼料用米の作付面積については、産地交付金による支援として飼料用米の低コスト生産助成を設定した。また、飼料用米を給与した畜産物や水産物の高付加価値化の取組2件に対して経費補助し、利用拡大を推進した。

・園芸については、補助事業等の活用による先進的技術を導入した施設・機械の導入支援や施設園芸経営体の技術定着・経営安定化に向けた指導、セミナーの開催や実証は設置による加工・業務用野菜への誘導等により、生産拡大を図った。

・アグリビジネス経営体に対して、アグリビジネスに取り組む年間販売金額1億円以上の経営体をアグリビジネス経営体と定義しており、経営体に対して、経営の発展段階に応じて、ソフトとハードの両面で支援し、令和元年度におけるアグリビジネス経営体数は131法人で、年間販売額479億円と昨年度から42億円増加した。

・畜産については、現場後代検定で脂肪交雑が日本一となった基幹種雄牛「茂福久」号の産子が昨年度から子牛市場に上場され、高評価を得ている。さらに、子牛生産基盤の回復及び強化を目的とした繁殖雌牛増頭のため、優良雌子牛223頭の県内保留を図るとともに、経営及び増頭支援の一環としてICT機器等の省力化機器の導入（16台）を支援した。

・県産木材利用拡大促進事業により、県産材利用住宅に対する補助を450件行い、そのうち90件（20%）は被災者の住宅再建に貢献した。併せて、CLT普及推進の取組成果としてCLTを用いた建設棟数が6棟に増加したほか、未利用材由来の木質燃料利用量も増加しており、木質バイオマスの利用促進が図られている。

・水産業については、生産量や生産額が徐々に回復しており、水産加工業者の人材不足解消に向けた従業員の宿舍整備等を支援し、また、水産加工品のデータベースを活用した商談会の開催、直売所マップ作成、さらには首都圏における販路拡大に向けたイベント開催等によるPR、販路開拓の支援を実施することで、需要の回復に努めた。

・国の地理的表示（GI）として登録された本県養殖ギンザケの最高級ブランドである「みやぎサーモン」について、国内・海外の競合品との差別化、国内での製品の認知度が向上し、首都圏、西日本等との取引が増え、消費者への訴求力がアップした。

・県農林水産物のブランド化に関しては、県産成いちご品種「にこにこベリー」の本格デビューに伴い、県内・北海道・首都圏で、デビューイベント、スイーツフェア（県内32店、北海道21店（延べ26店））等を開催し、実需者及び消費者への認知向上と消費拡大に努めたほか、仙台牛については、若年層とインバウンドを新たなターゲットに、ユーチューバーを活用（再生回数約45万回）した訴求を行うとともに、知事のトップセールスによるPR活動、公式フェイスブック等のSNSを活用した県産食材の情報発信を実施した。

・6次産業化・地産地消法に基づく「総合事業化計画」については、令和元年度に1件認定され、総数は81件で全国第7位、東北では第1位となっている。6次産業化の具体化に向け、宮城県6次産業化サポートセンターを設置し、各種相談活動（239件）や専門家派遣（176件）を行うなど、農林漁業者の6次産業化の取組を支援した。

・輸出促進に関しては海外スーパーでのフェア開催（台湾）や食材試食商談会の開催協力（シンガポール）、バイヤー招へい（タイ1回、マカオ1回、シンガポール1回）、輸出促進セミナー開催（3回）などを行った。また、輸出する際の基幹となる品目を設定し、水産物はタイ・ベトナム・シンガポール、いちごはベトナム・シンガポールにおいてプロモーションを実施するとともに、販路の回復・拡大が喫緊の課題となっているホヤに関しては、平成30年度に引き続き、新たな海外販路の開拓に向けて米国でプロモーションを実施し、販売体制の構築に取り組んだ。

・以上のことから、施策6としては「概ね順調」と評価した。

・施策7では、学校給食に関して学校給食関係者向け、県産農産物情報紙を3回発行し、県産農産物の利用拡大に向けた普及啓発を行った。併せて、GAP認証取得促進や環境保全型農業の推進による食の安全安心確保に取り組んだ。

・県内で生産される農林水産物に対する理解向上や消費・活用の促進を図るため、宮城県地産地消推進活動支援事業（2カ所）を実施し、地域の団体による実践的な地産地消の取組を支援した。また、宮城の「食」の情報発信を行う人材を登録・派遣する「食材王国みやぎ伝え人（びと）」事業（29件）、高校生地産地消お弁当コンテスト（応募数80件、応募校数18校）を実施した。

・GAP認証取得推進については、農業においては、国の交付金を活用して認証取得費用の一部助成を行ったほか、GAP推進アドバイザーも活用し取得拡大を推進し、指導体制を強化するためにJGAP指導員基礎研修への職員派遣等により指導員のスキルアップと資質向上を図った。畜産においては、研修会を開催して制度の周知を図ったほか、JGAP家畜・畜産物指導員による認証取得希望農家への支援体制を整備した。林業においては、認証取得費用の一部助成やGAP推進アドバイザーを活用した取得を支援した。

・環境保全型農業の推進については、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の園芸品目の取組拡大に向けて生産者や流通業者を対象とした研修会を開催するとともに、特別栽培農産物の取扱店舗の確保や飲食店へのPRを行うことにより、生産者及び消費者へ周知し、特別栽培農産物の生産拡大と販売促進を図った。

・「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業」及び「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施した。消費者モニターを対象に実施したアンケートでは、回答者の56.7%が食の安全安心全般について何らかの不安を感じており、その割合は、昨年度と比べ、4.9ポイント減少した。

・原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、実需者向け専門誌への宮城県産食材PR広告記事の掲載（2回）、実需者向けの生産地視察の実施（2回）、宮城県産食材のレシピ動画配信（2回）、ユーチューバーによる仙台牛PR動画の制作・公開（3回）等を行った。

・以上のとおり、施策目標達成のため、各種事業を実施しているところであるが、目標指標1の達成度が「C」、目標指標2の達成度が「B」、目標指標3及び4の達成度が「B」であることから、施策評価としては「やや遅れている」とした。

・両施策とも目標達成のため各事業を実施し成果が見られており、施策7で「やや遅れている」と評価したものの、両施策を総合的に判断し、当政策については「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・農林水産業の競争力強化に向けては、生産から、流通、販売までの一貫した取組の支援によるバリューチェーンの構築が必要であるが、現状としては、十分に国内外の消費者や市場ニーズを捉えきれていない。農林水産物の産地化やブランド化を強化するためには、対象者のニーズを的確に捉え、産地間での連携と高付加価値化による収益性の高い生産体制を整備することが必要である。</p> | <p>・農林水産物の生産力強化と商談会の開催など生産者と実需者とのマッチング機会の創出、海外でのプロモーションの実施による輸出拡大への取組、県内の量販店や飲食店との連携による地産地消の取組等を支援する。また、消費者や実需者に選ばれる産地力強化に向け、特色ある県オリジナル品種や魚種の新たな生産・販売戦略の取組によりバリューチェーンの構築を図る。</p> |
| <p>・施策6では、震災の影響により失った販路の回復や新たな販路開拓が求められている。また、豊かな農林水産資源や食品製造業の振興のために地域イメージである「食材王国みやぎ」を全国的に定着させ、国内はもとより海外を含めた積極的なPR活動等を実施する必要がある。</p> | <p>・販路の回復や開拓のためには、ニーズに対応した商品の開発が必要であるため、商品づくりから販売までの総合的な支援に取り組む。</p> <p>・料理人等実需者の生産地招へい及び知事のトップセールス等様々な機会を捉え、県産食材の情報発信を行う。また、国内外での商談会の開催や、商談会への出展、海外でのフェアの開催、バイヤー招へい等により、国内だけでなく海外の販路開拓及び取引拡大も視野に入れた県産農林水産物のPR活動を展開する。</p> |
| <p>・米については、消費量の低下や産地間競争が激しい中、消費者の嗜好等の変化に対応した、新たな米生産戦略を構築し、みやぎ米全体の評価向上と稲作経営の安定化を図る必要がある。また、米価の安定のため、水田の有効利用と主食用米の適正面積での作付を推進する必要がある。</p> | <p>・短期的には、多様化する消費者ニーズに対応するため、「みやぎ米ブランド化戦略」に基づき、関係団体や民間と連携してブランド化の取組を推進する。また、水稻新品種「だて正夢」や、玄米食向け品種「金のいぶき」を戦略的に市場導入することで、「みやぎ米」を代表するブランド米に育成する。また、飼料用米については、産地交付金による生産助成の対象品種を拡充し、取組拡大を推進する。</p> <p>・中長期的には、「だて正夢」、「金のいぶき」をブランド化の牽引役とし、主力の「ひとめぼれ」や「ササニシキ」を加えたみやぎ米の認知度向上と販路・需要拡大に向けた取組を推進する。</p> |
| <p>・園芸については、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に基づき、「先進技術を導入した施設園芸」及び「収益性の高い土地利用型露地園芸」の推進に取組み、本県農業の競争力を高め、「園芸作物産出額」の向上を図るため、園芸経営体の育成と、園芸の産地化を進めていく必要がある。</p> | <p>・短期的には、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に基づき、重点的振興品目を定め、産地間の連携等を意識した戦略的産地づくりに施策を集中させる。特に、いちご、ねぎ、トマト、きゅうり、パプリカをトップブランド品目とし、生産・流通・販売等の一体的バリューチェーンを構築し、質・量ともに全国に誇れる品目へと育成していく。</p> <p>・中長期的には、施設園芸では、スマート農業を実践できる施設の導入や経営の早期安定化に向けた支援、露地園芸では水田高収益作物の導入により低コスト化の推進や加工・業務用野菜への誘導を図る。また、企業の農業参入支援や民間企業との連携促進に努める。</p> |
| <p>・林業においては、人口減少に伴い住宅着工数が減少していくことから、新たな木材需要の創出や原木流通の合理化などにより、県産木材のボリュームアップやシェアアップを図る必要がある。</p> | <p>・短期的には、CLT(直交集成板=クロス・ラミネイテッド・ティンバー)等の新たな木材利用の拡大に向けた取組促進や、木質バイオマス等多様な需要ニーズに対応し需給調整機能を発揮する原木流通体制の構築により地産地消体制の推進を図る。</p> <p>・中長期的には、林業・木材産業の一層の産業力強化を図るため、県産木材の流通改革等の他、森林経営管理制度を活用した森林の持つ多面的機能のさらなる発揮と持続可能な林業・木材産業の構築、地域や人材の育成の支援を進めていく。</p> |
| <p>・水産業においては、漁業の担い手不足・高齢化の問題が顕在化しており、後継者の育成、新規就業者の確保が急務となっており、漁業就業者の受け皿となる効率的な漁業経営体の育成もあわせて進める必要がある。また、水産加工業の人材不足解消に向けた取組に対する支援が必要である。</p> | <p>・短期的には、水産加工従業員の宿舍整備、福祉分野との連携等による幅広い人材確保に向けた取組を継続して強化する。</p> <p>・漁業の担い手確保については、将来の状況を見越して短期及び中長期的に取り組む課題であることから、みやぎの漁業者確保育成支援事業により、本県沿岸漁業の担い手確保及び漁業就業支援を継続して取り組む。また、漁業経営体の育成については、経営体の経営改善や組織の集約、経営体の大規模化等に向けた取組を支援する。</p> |
| <p>・施策7では、東日本大震災により喪失した販路の回復や新規販路開拓が急務となっている中で、更なる地産地消の推進が求められている。また、放射性物質の検査により流通食品の安全性は確保されているが、引き続き十分な情報提供と、食の安全安心に対する理解を一層深める取組が必要である。</p> | <p>・短期的には、学校給食関係者との連携や県内の地産地消推進店等と連携した地産地消フェアの開催や若年層に対する食育の実践の場の提供を継続していくとともに、健康志向が高まる中高年や子育て中の保護者の県産農林水産物への理解促進等を通じて、更なる地産地消の推進に取り組む。</p> <p>・中長期的には、検査を継続して食品の安全性に万全を期すとともに、食の安全安心県民総参加運動、食育のさらなる推進、食の安全性に対する消費者の理解が深まるよう取組を進める。</p> |
| <p>・安全な食品の供給と同時に経営の持続性のためにも生産者のGAP導入への理解を促進する必要がある。また、大手流通業者等における取引ニーズや輸出への対応などで、第三者認証取得を検討する経営体も増えてきている。</p> | <p>・短期的には、関係団体等と連携を図りながら、生産者向けの研修会及び指導者向けの研修会を開催し、GAPの理解促進や人材育成を図る。また、認証取得の意向を確認しながら、国の交付金やみやぎGAP推進アドバイザーを活用し、第三者認証取得に向けた支援を行う。さらに、消費者に対するGAPのPRを行う。</p> <p>・中長期的には、指導者向けの研修会を開催し、指導員のスキルアップ等人材育成を図るとともに、国際水準に達する取組が浸透するよう、関係団体等と連携した支援を行う。</p> |
| <p>・県内市町村や学校関係の給食関係者の意見として、価格が高い、必要量の確保が難しい等が挙げられていることから、地場産農産物の利用拡大のためには、コスト低減や供給ロットの増加等を図る必要がある。</p> | <p>・短期的には、機械化一貫体系の導入による経営の大規模化や経営体間の連携により、コスト低減や安定供給を推進する。</p> <p>・中長期的には、学校給食関係者に対し、県内園芸品目の産地の状況、優良な取組事例等についての情報発信を行うことで、地場産農産物の活用が推進されるよう努める。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | <p>判定</p> <p>適切</p> <p>評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | <p>PR活動を展開した結果について、事業者へもたらされる効果を検証した上で、次につながる取組を検討し、推進することについて、課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> <p>また、ICT技術の導入や人材不足対策については、横断的な対応が必要であることから、課題と対応方針に示す必要があると考える。</p> |

施策番号6 競争力ある農林水産業への転換

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 戦略的な水稲新品種の導入による宮城米の販売、ブランド力の強化を図る。 ◇ 「食材王国みやぎ」を支える県産農林水産物のブランド化を推進する。 ◇ 安全安心な農林水産物の生産と安定供給体制の確立を支援する。 ◇ 消費者ニーズに即し、かつ競争力のある農林水産物及び加工品の生産や、地域資源の新たな価値の創出とその価値の発信を担うことの出来る企業の経営感覚を有した生産者や法人を育成する。 ◇ 農地の適切な保全と農地中間管理機構等と連携した農地の大区画化・集約化や法人化により経営体の強化を推進する。 ◇ ICTの活用をはじめとした先進的な技術導入支援や次世代型施設園芸拠点整備の取組など地域の担い手の実情に沿った産地化を推進する。 ◇ 他産業のノウハウを取り込んだ付加価値の高いアグリビジネスの振興に取り組む。 ◇ 水産資源の適切な保全と管理、養殖や増殖の推進及び生育環境の保全と改善に取り組む。 ◇ 収益性の高い漁業生産体制や養殖生産物の高品質化、水産加工クラスター及び種苗生産体制を構築する。 ◇ 漁業経営の法人化・協業化や水産業復興特区等による強い経営体の育成を推進する。 ◇ 震災後に新たに建設された魚市場の機能の強化等による水揚げ確保に取り組む。 ◇ 畜産業における生産基盤の強化と畜産経営体の安定化を推進する。 ◇ 計画的な森林施業から木材流通に至る生産経費の低減、良質な製材品の生産等を促進する。 ◇ CLTや木質バイオマスなど新たな木材利用を見込んだ木材供給体制を整備する。 ◇ 農林水産業の担い手不足を補うため、作業の省力化につながる技術の導入や機械施設の整備を推進する。 ◇ 東アジアや東南アジア市場等に向けた県産食品の輸出を促進する。 ◇ 農林水産業と流通加工業等とのビジネスマッチングの推進支援を強化する。 ◇ 農商工連携や6次産業化による新たな商品の開発・販路開拓等の取組を推進する。 |
|--|---|

| 目標 指標 等 | | ■達成度 | | ■達成率(%) | | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|---------------|--------------------------------------|--|--------------------|--|-------------|---------------------|
| | | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | |
| 1 | 農業産出額(億円) | 1,875億円 (平成20年) | 1,885億円 (平成30年) | 1,939億円 (平成30年) | A 102.9% | 2,015億円 (令和2年) |
| 2 | 水田フル活用・生産調整地内の作付率(%) | 77.8% (平成20年度) | 89.7% (令和元年度) | 93.3% (令和元年度) | A 104.0% | 90.0% (令和2年度) |
| 3 | 飼料用米の作付面積(ha) | 153ha (平成20年度) | 5,700ha (令和元年度) | 4,871ha (令和元年度) | B 85.5% | 6,000ha (令和2年度) |
| 4 | 園芸作物産出額(億円) | 287億円 (平成25年) | 380億円 (平成30年度) | 333億円 (平成30年度) | B 87.6% | 422億円 (令和2年) |
| 5 | アグリビジネス経営体数(経営体) | 58経営体 (平成20年度) | 126経営体 (令和元年度) | 131経営体 (令和元年度) | A 104.0% | 130経営体 (令和2年度) |
| 6 | 林業産出額(億円) | 90億円 (平成19年) | 93億円 (平成30年) | 85億円 (平成30年) | B 91.2% | 96億円 (令和2年) |
| 7 | 木材・木製品出荷額(億円) | 763億円 (平成27年度) | 893億円 (平成30年) | 849億円 (平成30年) | B 95.1% | 875億円 (令和2年度) |
| 8 | 漁業生産額(億円) | 808億円 (平成19年) | 777億円 (平成30年) | 789億円 (平成30年) | A 101.5% | 777億円 (令和2年度) |
| 9 | 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚げ金額(億円) | 716億円 (平成20年) | 602億円 (令和元年度) | 496億円 (令和元年度) | B 82.4% | 602億円 (令和2年) |
| 10 | 水産加工品出荷額(億円) | 2,817億円 (平成19年) | 2,582億円 (平成30年) | - (平成30年) | N - | 2,582億円 (令和2年) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <p>目標指標1「農業産出額」については、米や園芸の価格上昇等により1,939億円となった。前年に比べ2.1%の増加となり、達成率は102.9%で「A」評価とした。</p> <p>目標指標2「水田フル活用・生産調整地内の作付率」については、麦・大豆等の作付率は93.3%と、目標を上回る実績となり、達成率は104%で「A」評価とした。</p> <p>目標指標3「飼料用米の作付面積」については、主食用米の作付が増加した影響で、作付面積は目標値を下回り、達成率は85.5%で「B」評価とした。</p> <p>目標指標4「園芸作物産出額」については、重点的に推進しているいちご、トマト等の増加により、達成率は87.6%となり、「B」評価とした。</p> <p>目標指標5「アグリビジネス経営体数」については、131経営体で、達成率は104.0%となり「A」評価とした。</p> <p>目標指標6「林業産出額」については、木材産出額が前年度より増となり、震災前の水準に回復している。特用林産物の産出額は、原発事故の影響による出荷制限等が継続しているものの、なめこ生産の新規参入により、生産量が増えたため、前年度より増加した。達成率は91.2%であり「B」評価とした。</p> <p>目標指標7「木材・木製品出荷額」については、849億円(速報値)で目標を下回る達成率95.1%となり、達成度「B」とした。</p> <p>目標指標8「漁業生産額」については、789億円で達成率101.5%となり、達成度「A」とした。</p> <p>目標指標9「主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額」については、496億円となり、達成率82.4%で「B」評価とした。</p> <p>目標指標10「水産加工品出荷額」については、統計値が確定していないことから、達成度「N」とした。</p> |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・本施策と類似する取組である震災復興計画の分野4「農業・林業・水産業」の調査結果を参照すると、取組に対する重視度は、高重視群(「重要」と「やや重要」の合計)が取組1で63.6%、取組2で54.6%、取組3で63.6%、取組4で64.2%であった。 ・取組に対する満足度は、満足群(「満足」と「やや満足」の合計)が取組1で33.6%、取組2で30.9%、取組3で35.2%、取組4で39.7%であった。また不満群(「不満」と「やや不満」の合計)が取組1で19.2%、取組2で15.9%、取組3で16.6%、取組4で16.5%であった。 ・満足群については、各分野ともほぼ同程度であるが、不満群において農業分野の割合がやや高いことから、満足度の向上と県民の期待に応える事業を実施する必要がある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・本県の農林水産業は、東日本大震災によって沿岸部を中心に甚大な被害を受け、農地や漁港等の生産基盤はもとより、住宅等の生活基盤や多くの担い手が失われた。その後、復旧・復興の目標にまで至っていない分野も見られるものの、関係者による復旧・復興の取組が着実に進んでいる。一方で復旧に伴い、担い手不足、人手不足への対策や、震災によって失われた販路の回復、輸出も含めたマーケットイン型の新たな販路の開拓がより求められるようになっている。また、スマート農業の推進により省力・低コスト等を目指し、生産現場での新たな技術導入への取組に対する支援の必要性も出てきている。 ・日EU・EPA、TPP11が発効し、今後、畜産物、林産物等に影響が出る事が懸念されている。このため、農林水産業の持続的な発展に向けて、収益性の高い競争力のある経営体の育成等が求められている。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産物の出荷制限は、林産物等において依然として継続しており、風評被害についても完全に払拭されていない。本県の農林水産業に関する正確な情報や魅力発信によるPR活動など、継続した取組が引き続き必要である。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業産出額については、前年に比べ2.1%増加した。主な要因は、米の価格上昇や収量増により47億円の増加となったほか、園芸ではきゅうりなどの果菜類の生産量増加や価格上昇による10億円の増加である。 ・米については、「みやぎ米ブランド化戦略」に基づく新品種の戦略導入に向け、「だて正夢」の首都圏・県内での認知度向上のため、テレビCMの制作・放映のほか、飲食店30店舗でのメニューフェア、東京六本木ヒルズでの展示栽培、首都圏企業の社員食堂28カ所での提供、出陣式や県ゆかりアーティストとの農作業イベントの開催等を行った。 ・水田の有効利用については、麦・大豆をはじめ、加工用米や輸出用米、収益性の高い加工・業務用野菜などの土地利用型園芸を推進し、特に備蓄米や輸出用米の生産拡大が図られ、備蓄米は前年に比べ763ha、輸出用米は229ha増加した。 ・飼料用米の作付面積については、産地交付金による支援として飼料用米の低コスト生産助成を設定した。また、飼料用米を給与した畜産物や水産物の高付加価値化の取組2件に対して経費補助し、利用拡大を推進した。 ・園芸については、補助事業等の活用による先進的技術を導入した施設・機械の導入支援や、施設園芸経営体の技術定着・経営安定化に向けた指導、セミナーの開催や実証ほ設置による加工・業務用野菜への誘導等により、生産拡大を図った。 ・宮城県では、アグリビジネスに取り組む年間販売金額1億円以上の経営体をアグリビジネス経営体と定義しており、経営体に対して、経営の発展段階に応じて、農業改良普及センター、(公財)みやぎ産業振興機構と連携し、経営の早期安定化、経営者の養成、ビジネス展開支援に関する講座の開設、施設整備への助成等、ソフトとハードの両面で支援した。支援の結果、令和元年度におけるアグリビジネス経営体数は131法人で、年間販売額479億円で昨年度から42億円増加した。 ・畜産については、現場後代検定で脂肪交雑が日本一となった基幹種雄牛「茂福久」号の産子が昨年度から子牛市場に上場され、高評価を得ている。さらに、子牛生産基盤の回復及び強化を目的とした繁殖雌牛増頭のため、優良雌子牛223頭の県内保留を図るとともに、経営及び増頭支援の一環としてICT機器等の省力化機器の導入(16台)を支援した。 ・県産木材利用拡大促進事業により、県産材利用住宅に対する補助を450件行い、そのうち90件(20%)は被災者の住宅再建に貢献した。併せて、CLT普及推進の取組成果としてCLTを用いた建築物の件数が累計で11件に増加したほか、未利用材由来の木質燃料利用量も増加しており、木質バイオマスの利用促進が図られている。 ・水産業については、生産量や生産額が徐々に回復しており、水産加工業者の人材不足解消に向けた従業員の宿舍整備等を支援し、また、バイヤーが現地訪問する形式の商談会の開催、直売所マップ作成、さらには首都圏、関西地区、九州地方での展示商談会への出展やフェアの開催等により、販路開拓の支援を実施することで、需要の回復に努めた。 ・国の地理的表示(GI)として登録された本県養殖ギンザケの最高級ブランドである「みやぎサーモン」について、国内・海外の競合品との差別化、国内での製品の認知度が向上し、首都圏、西日本等との取引が増え、消費者への訴求力がアップした。 ・県産成いちご品種「ここにこベリー」の本格デビューに伴い、県内・北海道・首都圏で、デビューイベント(県内)、一般向けお披露目会(北海道)、実需者向け試食会(北海道、首都圏)、スイーツフェア(県内32店、北海道21店(延べ26店))を開催し、実需者及び消費者への認知向上と消費拡大に努めた。 ・仙台牛については、若年層とインバウンドを新たなターゲットに、ユーチューバーを活用(再生回数約45万回)した訴求を行うとともに、首都圏で記者発表会を行い仙台牛及び仙台牛の日の認知向上のため情報発信を行った(記事掲載40件)。 ・県産農林水産物のブランド化に関しては、ブランド化に取り組む団体等への支援、首都圏等からの実需者等の招へい(3組)、首都圏のホテル等を中心にみやぎフェアを開催(16件、延べ984日)、知事のトップセールスによるPR活動、県産食材の認知度向上のための食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」、公式フェイスブック及び公式インスタグラムを活用した県産食材の情報発信を実施した。 ・六次産業化・地産地消法に基づく「総合事業化計画」については、令和元年度に1件認定され、総数は81件で全国第7位、東北では第1位となっている。六次産業化の具体化に向け、宮城県六次産業化サポートセンターを設置し、各種相談活動(239件)や専門家派遣(176件)を行うなど、農林漁業者の六次産業化の取組を支援した。 ・輸出促進に関しては海外スーパーでのフェア開催(台湾)や食材試食商談会の開催協力(シンガポール)、バイヤー招へい(タイ1回、マカオ1回、シンガポール1回)、輸出促進セミナー開催(3回)などを行った。また、輸出する際の基幹となる品目を設定し、水産物はタイ・ベトナム・シンガポール、いちごはベトナム・シンガポールにおいてプロモーションを実施するとともに、販路の回復・拡大が喫緊の課題となっているホヤに関しては、平成30年度に引き続き、新たな海外販路の開拓に向けて米国でプロモーションを実施し、販売体制の構築に取り組んだ。 ・以上により、施策の目的である「競争力ある農林水産業への転換」は概ね順調に推移しているとし、評価は「概ね順調」とした。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を顕現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・震災の影響により失った販路の回復や新たな販路開拓が求められている。 ・豊かな農林水産資源や食品製造業の振興のため、国内外での積極的なPR活動を実施する必要がある。 ・米については、消費量の低下や産地間競争が激しい中、消費者の嗜好等の変化に対応するため、新たな米生産戦略を構築し、宮城米全体の評価向上と稲作経営の安定化を図る必要がある。また、米価の安定のため、主食用米を適正面積で作付推進する必要がある。 ・園芸については、「みやぎ宮城園芸特産振興戦略プラン」に基づき、「先進技術を導入した施設園芸」及び「収益性の高い土地利用型露地園芸」の推進に取り組む必要がある。 ・マーケットイン型の農林水産業への転換に向けて、6次産業化構想やマーケティング戦略を持ったアグリビジネス経営体の育成が必要である。 ・林業においては、人口減少に伴い住宅着工数が減少していくことから、新たな木材需要の創出や原木流通の合理化などにより、県産木材のボリュームアップやシェアアップを図る必要がある。 ・水産業においては、震災の影響で失った販路の回復・拡大支援、水産加工業における深刻な従業員不足の解消が必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・販路の回復や開拓のためには、バイヤーから求められる商品の開発が必要であるが、被災した県内食品製造事業者の多くは商品開発や商談・営業を行う人員の確保や原材料の確保が課題となっている。そのため、商品づくりから販売までの総合的な支援に取り組む。 ・料理人等実需者の生産地招へい及び首都圏ホテルでの食材王国みやぎフェアの開催、知事のトップセールス及び食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」等を通じて県産食材の情報発信、国内外での商談会の開催や、商談会への出展、海外でのフェアの開催、バイヤー招へい等により、国内だけでなく海外の販路開拓及び取引拡大も視野に入れた県産農林水産物のPR活動を展開する。 ・水稲新品種「だて正夢」については、「みやぎ米ブランド化戦略」による戦略に基づき、関係団体や民間と連携してブランド化に取り組むとともに、「金のいぶき」、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」とあわせてみやぎ米の認知度向上と販路・需要拡大に向けた取組を推進する。また、飼料用米については、産地交付金による生産助成の対象品種を拡充し、取組拡大を推進する。 ・施設園芸では、高度環境制御システムや二酸化炭素局所施用機等の導入により、収量向上と環境負荷低減を図るきゅうり生産モデル実証等により、品目や産地拡大を図る。また、露地園芸では、ねぎ、ばれいしょ等の品目を水田高収益作物化推進計画に位置づけ、機械化一貫体系の導入による低コスト化の推進や実需者との契約栽培による加工・業務用野菜への誘導を図る。 さらに、重点的振興品目として、県全体で振興する産地改革品目及び各圏域で振興する地域戦略品目に施策を集中させ、産地づくりに取り組んでいく。特に、いちご、ねぎ、トマト、きゅうり、パプリカについては、生産・流通・販売等の一体的な取組を進め、全国に誇れるトップブランド品目へと育成する。 ・マーケットイン型の農林水産業への転換を推進するため、農林漁業者の抱える課題や要望に対応した6次産業化等の取組への支援体制を強化し、経営の発展段階に応じた丁寧な支援により競争力のある持続的なアグリビジネス経営体の育成を図る。 ・多様なニーズに対応した原木流通体制の構築を図るとともに令和元年度から始まった森林経営管理制度を推進することで、森林の整備を促進させ計画的な森林施策と木材生産の促進を図る。 ・水産流通加工対策として、関東・関西で開催される商談会への出展や個別商談会の開催等を通じた実需者とのマッチングによる流通促進や輸出を含めた販路拡大など国内外の消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換を推進する。また、水産業の人手不足の解消に向けては、水産加工従業員の確保に加え、漁業就業者を確保する上でも必要とされている宿舍整備を支援する。また、水産加工業のイメージ向上のため、高校生等の保護者を対象に職場見学会、水産加工業者と福祉分野との連携による障害者雇用や作業委託等のマッチングを実施する。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | | |
|-------------------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | — |

施策番号7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保

| | |
|---|---|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境保全型農業を実施する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の推進や生鮮品・加工品等の高度衛生管理化、県産食品の総合衛生管理体制の普及定着、GAPの導入促進等、安全安心な食品の安定供給を推進する。 ◇ 「食の安全安心県民総参加運動」や、生産者と消費者等関係者間の食材や食品に関する情報共有と、相互理解による安全安心に係る信頼関係の構築に取り組む。 ◇ 行政、生産者、事業者、消費者等の連携による食の安全安心を支える体制を整備する。 ◇ 県産農林水産物の放射性物質検査の適切な実施のほか、風評により販路を失った農林水産物のイメージアップに関する取組と県内外への安全性の情報発信を行う。 ◇ 地産地消につながる県産食材の学校給食への利用を促進する。 ◇ 関係者の連携による地産地消に向けた体制の構築や直売施設の活用を支援する。 ◇ 宮城の豊かな食を生かした食育の推進に取り組む。 ◇ 県産食材の再認識・再発見を促す情報や機会の提供と県内供給力の向上に取り組む。 ◇ 「木づかい運動」の推進やCLT等木材の利用技術の開発及び普及支援、県産木材「優良みやぎ材」の供給力強化、利用促進等に取り組む。 |
|---|---|

| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
|---------------------|--|----------------------|----------------------|----------------------|------------|---------------------|
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 学校給食の地産産野菜などの利用品目数の割合(%) | 27.3% (平成20年度) | 37.8% (令和元年度) | 29.2% (令和元年度) | C 77.2% | 40.0% (令和2年度) |
| 2 | GAP認証取得数(農業, 畜産, 林業)(件)[累計] | 12件 (平成28年度) | 40件 (令和元年度) | 36件 (令和元年度) | B 85.7% | 42件 (令和2年度) |
| 3 | 環境保全型農業取組面積(ha) | 21,857ha (平成20年度) | 28,780ha (平成30年度) | 23,239ha (平成30年度) | B 80.7% | 30,000ha (令和2年度) |
| 4 | みやぎ食の安全安心取組宣言者数(事業者) | 2,731事業者 (平成20年度) | 3,150事業者 (令和元年度) | 2,966事業者 (令和元年度) | B 94.2% | 3,200事業者 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | | やや遅れている |
|--------|---|---------|
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「学校給食の地場産野菜などの利用品目数の割合」については生産者の高齢化、給食センターの統廃合によるロットの大型化等により、平成23年度以降減少したが、平成26年度には28.0%まで回復した。令和元年度は29.2%で、前年の28.2%から1.0ポイント増加、達成率は77.2%となり、達成度は「C」とした。 ・目標指標2「GAP認証取得数(農業、畜産、林業)【累計】」については、令和元年度の実績は農業30件、畜産2件、林業4件の合計36件で、達成率は85.7%、達成度は「B」とした。 ・目標指標3「環境保全型農業の取組面積」は、平成22年度までは水稻を中心に堅調に増加してきたが、東日本大震災以降は農地の津波被災や原発事故の影響による栽培上の問題や生産意欲の低下及び国から配分される主食用米の作付面積の減少等により目標に達していない。達成度は「B」とした。 本県の環境保全型農業の取組面積は、全国でもトップクラス(宮城県調べ)であると認識しているものの、その9割は水稻が占めており、平成30年度の環境保全型農業取組面積(実績値)は、23,239haと前年度より減少している。指標測定年度の平成30年度達成率は80.7%、達成度は「B」とした。 ・目標指標4「食の安全安心取組宣言者数」については、令和元年度は、廃業等による登録抹消が31事業者で、総数では30事業者の減となった(令和2年3月末現在)。実績値が2,966事業者で、達成率は94.2%、達成度は「B」とした。 | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興の分野4の取組3及び4では、令和元年県民意識調査において、高重視群が約6割となっているものの、満足群が3から4割程度に止まっているため、さらに事業の推進を図る必要があると考えられる。 ・令和元年県民意識調査において、分野4「農業・林業・水産業」における「特に優先すべきと思う施策」として、「安全・安心な生産・供給体制の整備」が15項目中第1位となっていることから、引き続き安全・安心に対する理解を深める取組を進める必要がある。 | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災からの復興の進展により、農林水産物の生産量は増加してきたものの、喪失した販路の開拓や東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評対策が必要な状況が続いている。 ・食の安全安心の確保については、全国的に食をめぐる課題が発生しており、県民の食の安全安心に対する関心が高い状況である。 | |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食については、市町村学校給食担当者等に対し、県内における野菜生産状況などの情報提供を行い、県産野菜の利用拡大を呼びかけたほか、11月を「すくすくみやぎっ子みやぎのふるさと食材月間」として、県産食材の利用拡大に向け普及啓発を図った。併せて、学校給食関係者に向け、県産農産物についての情報紙を3回発行し、県産農産物の利用拡大に向けた啓発を行った。 ・県内で生産される農林水産物に対する理解向上や消費・活用の促進を図るため、宮城県地産地消推進活動支援事業(2か所)を実施し、地域の団体による実践的な地産地消の取組を支援した。また、宮城の「食」の情報発信を行う人材を登録・派遣する「食材王国みやぎ伝え人(びと)」事業(29件)、高校生地産地消お弁当コンテスト(応募数80件、応募校数18校)を実施した。 ・GAP認証取得推進について、農業においては、国の交付金を活用して認証取得費用の一部助成を行ったほか、GAP推進アドバイザーも活用し取得拡大を推進し、指導体制を強化するためにJGAP指導員基礎研修への職員派遣等により指導員の育成を図ったほか、スキルアップを図る研修も実施し、資質向上も図った。畜産においては、研修会を開催して制度の周知を図ったほか、JGAP家畜・畜産物指導員による認証取得希望農家への支援体制を整備した。林業においては、認証取得費用の一部助成やGAP推進アドバイザーを活用した取組等を支援した。 ・環境保全型農業の推進については、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の園芸品目の取組拡大に向けて生産者や流通業者を対象とした研修会を開催するとともに、特別栽培農産物の取扱店舗の確保や飲食店へのPRを行うことにより、生産者及び消費者へ周知し、特別栽培農産物の生産拡大と販売促進を図った。 ・「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度事業」及び「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」を実施した。消費者モニターを対象に実施したアンケートでは、回答者の56.7%が食の安全安心全般について何らかの不安を感じており、その割合は、昨年度と比べ、4.9ポイント減少した。 ・原発事故の影響とみられる需要の落ち込み等に対応するため、実需者向け専門誌への宮城県食材PR広告記事の掲載(2回)、実需者向けの生産地視察の実施(2回)、宮城県産食材のレシピ動画配信(2回)、ユーチューバーによる仙台牛PR動画の制作・公開(3回)等を行った。 ・以上のとおり、施策目標達成のため、各種事業を実施しているところであるが、目標指標1の達成度が「C」、目標指標2の達成度が「B」、目標指標3及び4の達成度が「B」であることから、施策評価としては「やや遅れている」とした。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>○地産地消や食育を通じた需要の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により被災した県内の生産者や食品製造事業者は、販路の回復や新規販路開拓が急務となっており、地産地消や食育の推進を通じた需要の創出を図るため、関係各課が連携した取組が求められる。 <p>○食の安全安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の検査により、流通食品の安全性は確保されているが、引き続き十分な情報提供が必要である。 食の安全安心に対する理解を一層深めるための取組が引き続き必要である。 環境保全型農業取組面積の約9割を占めるJAグループ宮城の環境保全米の生産が、大規模化に伴う省力化や業務用米生産の増加などにより減少傾向にある。 GAPへの取組や第三者認証を取得する生産者が増えてきているので、安全な食品の供給に加え、経営の持続性の確保のためにも、引き続きGAPの普及拡大に向けた取組を推進していく必要がある。 県内市町村や学校関係の給食関係者の意見として、価格が高い、必要量の確保が難しい等が挙げられていることから、地場産農産物の利用拡大のためには、コスト低減や供給ロットの増加等を図る必要がある。 | <p>○地産地消や食育を通じた需要の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の量販店と連携した地産地消フェアを実施することにより、県民が県産農林水産物を購入することができる機会を創出。 地産地消推進店と連携した地産地消キャンペーンを実施することにより、県民に県産農林水産物を提供する場を確保し、県産農林水産物に対する理解向上と販路の確保に努めていく。 地産地消や食育の推進を図るため、県民に対し積極的に情報発信していく。若年層に対する食育の実践の場の提供を継続していくとともに、健康志向が高まる中高年や子どもの健康を意識している子育て中の保護者の県産農林水産物への理解促進の必要性を検討していく。併せて、健康推進、食育、学校給食の関係各課との情報共有や連携に努める。 <p>○食の安全安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の検査、情報提供を継続する。 食の安全安心県民総参加運動などにより、食の安全安心に対する消費者の理解を深める取組を継続していく。 令和元年度は環境保全型農業へ取り組む意向のある生産者等への働きかけや生産者交流会により、新規や再度開始する生産者の取組もあったことから、引き続き、環境保全型農業に取り組む生産者間の現地交流会を開催するとともに、生産者訪問への働きかけを行うことで、面積拡大を図る。 関係団体等と連携を図り、生産者向けの研修会を開催し、GAPの理解促進を図る。また、指導者向けの研修会を開催し、指導員のスキルアップ等人材育成を図る。さらに、認証取得の意向を確認し、国の交付金やみやぎGAP推進アドバイザーを活用し、第三者認証取得に向けた支援を行う。さらに、イベントなどを活用し、消費者に対するGAPのPRを行う。 機械化一貫体系の導入による経営の大規模化や経営体間の連携により、生産コスト低減や安定供給体制を推進する。 また、学校給食関係者に対し、県内園芸品目の産地状況や優良取組事例等について情報発信を引き続き行うことで、地場産農産物の活用が推進されるよう努める。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断される。 なお、目標指標について、環境保全型農業を推進する一方で、飼料米の作付けも推進しているなど、目標指標の設定方法について矛盾が見受けられるので、今後の目標設定において検討する必要があると考える。 |
|--------|-------------------|----|---|
| | | 適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | — | |

政策番号4 アジアに開かれた広域経済圏の形成

成長を続ける東アジアや東南アジアを中心に海外市場開拓に挑戦する県内企業を積極的に支援する。さらに、県内産業の競争力の強化に向け、工場や研究所などの外資系企業誘致も積極的に進める。

また、経済のグローバル化が進む中で、東北地方以外の他の地方に打ち勝ち、自立できる強い経済基盤を持つ地域を作り上げていく必要がある。県を単位とした範囲のみでは限界があることから、東北各県との連携及び機能分担により広域経済圏を形成し、圏域として自立的に発展できる産業構造を構築する。

特に、観光面では、東北のゲートウェイとしての本県の機能を生かし、東北全体の広域観光ルートの形成や魅力の発信などにおいて、東北各県と効果的な連携を進め、交流人口の拡大を図る。

山形県との連携については、仙台、山形の両都市圏を中核とする一体的圏域が高次の学術機能、産業創出機能や広域交流のネットワーク基盤を有することから、グローバルな戦略を進めていく上で、東北の成長・発展をけん引する役割を担うものとして重要である。両県において将来像を共有しながら、岩手県や福島県とも効果的な連携を進め、アジアに開かれた広域経済圏の形成を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | 達成度 | 施策評価 |
|------|-------------------------------|--------------------------|---|----------------------|-----|------|
| | | | 実績値 (指標測定年度) | | | |
| 8 | 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進 | 253,721 | 宮城県の貿易額(県内港湾・空港の輸出入額)(億円) | 10,360億円 (令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数(件) | 13件 (令和元年度) | B | |
| | | | 企業誘致件数(進出外資系企業数)(社)[累計] | 21社 (令和元年度) | A | |
| 9 | 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成 | 22,046,500 | 宮城県内の一人当たり県民所得(千円) | 2,944千円 (平成29年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 東北6県及び新潟県の延べ宿泊者数(万人泊) | 4,061万人泊 (平成30年) | B | |
| | | | 製造品出荷額等(自動車産業分)(億円) 【取組1から再掲】 | 4,366億円 (平成30年度) | A | |
| | | | 外国人観光客宿泊者数(万人泊) 【取組5から再掲】 | 36.4万人泊 (平成30年) | A | |
| | | | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量 [実入り](TEU)【取組12から再掲】 | 197,141TEU (令和元年) | A | |
| | | | 仙台空港国際線乗降客数(千人) 【取組12から再掲】 | 378千人 (令和元年度) | B | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| ■ 政策評価 | 概ね順調 |
|---|------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・政策4「アジアに開かれた広域経済圏の形成」に向けて、2つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策8については、商談会の開催等を通して、県内企業の販路開拓・拡大に向けて取り組んだ結果、特にデザインの分野において多数の成約に結びつくなど、今後も期待できる商談が成立した。また、県海外事務所(大連・ソウル)を最大限に活用し、中国・韓国において、商談成立に向けた基礎を構築することができた。さらに、今後の海外販路拡大を目指す企業に「みやぎグローバルビジネスアドバイザー(GBA)相談事業」を積極的に活用してもらうなど、具体的な海外進出のための戦略構築に寄与した。特にベトナム等へ進出する企業については平成27年度にビジネスアドバイザーデスクを立ち上げ、平成30年度には14社、令和元年度は16社の利用があった。</p> <p>3つの目標指標のうち「宮城県の貿易額」及び「県の事業をきっかけとした海外企業との年間成約件数」の達成度は「B」となっているものの、いずれも85%以上達成しているほか、「企業誘致件数」の達成度は「A」となっていることから、施策全体としては「概ね順調」と評価した。</p> <p>・施策9については、山形県との共通課題である若者の首都圏流出に対する取組として、平成31年4月に両県大学生を対象としたWEBアンケート調査を実施するとともに、令和2年2月に仙台市で「宮城・山形若者未来創造フォーラム」を初開催し、両県大学生及び社会人計71人が参加した。また、両県の連携交流団体によるネットワークの運用により、官民ともに県境を越えた活発な交流が行なわれている。</p> <p>自動車関連産業については、地元企業の技術支援や自動車関連産業への新規参入等のほか、東北各県が実施するセミナーや研修への相互参加が行われた。また、県単独の商談会のほか、東北・北海道による合同商談会等、4件の商談会(地元企業延べ35社が参加)を実施した。</p> <p>観光については、東アジア市場(台湾・中国・韓国・香港)で、現地メディアや旅行会社等を活用したプロモーションを継続的に実施することに加え、欧米豪からの誘客促進を図るため海外旅行代理店等へのセールスや宮城の認知度を高めるデジタル情報の発信に力を入れた。東北観光推進機構を中心にPR映像作成、SNSの活用などの情報発信や、東北6県及び新潟県の知事らによるタイへのトップセールスをはじめとする東北一体での連携事業を展開した結果、仙台空港を発着する直行便の増便や仙台・バンコク便の再開が実現し、外国人観光客数の大幅な増加につながった。</p> <p>道路整備については、気仙沼中央IC～気仙沼港IC間の工事が完成し、令和2年2月に供用を開始した。また、残る未供用区間についても整備を促進し、令和2年度末までに全線が開通することが公表されており、沿岸部へのアクセス向上によって水産業や観光業の振興が図られ、地域の活性化に弾みがつくものと期待される。また、みやぎ県北高速道路の県北IV期は工事が完成し、令和元年6月に供用を開始したほか、仙台東道路について、新規事業化に向けた調査を促進するよう、国に対して知事要望を実施するなど、県土の復興を支える道路の整備を促進し、地域連携の強化を図っている。</p> <p>港湾整備については、仙台塩釜港(仙台港区)において、船舶の大型化やコンテナ貨物、自動車関連貨物の増大に対応するため、高砂コンテナターミナルの拡張を推進し、直轄事業として高砂3号岸壁工事に着手した。平成30年における国際海上コンテナ貨物取扱量は震災前に比べ1.27倍に伸びており、東北に立地する企業の国際的な経済活動が活発になってきている。</p> <p>食産業については、沿岸部等で販路を失った県内中小企業者に対し、県内外での販路開拓を支援するため、商品づくり支援や山形県及び両県の民間企業、団体と連携した宮城・山形合同商談会などの展示商談会を県内で3回開催したほか、首都圏大規模商談会への出展支援を行った。また、企業間の重層的な連携関係の構築を促すため、マッチングコーディネーターの派遣や山形県からの参加者を交えたセミナー等を実施した。</p> <p>各事業について一定の成果が認められ、6つの指標のうち4つが目標を達成し、2つが9割以上の達成率となっていることから、施策の成果がある程度得られたと判断し「概ね順調」とした。</p> <p>・以上のとおり、施策8及び施策9とも「概ね順調」と評価していることから、政策全体としては「概ね順調」と評価する。</p> | |

| 政策を推進する上での課題と対応方針 | |
|--|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・宮城県における貿易額については、全国及び東北地域と同様、3年ぶりに減少したものの、昨年度に続き総額は1兆円を上回った。今後も引き続き、海外販路開拓支援などを行い貿易額の増加を図る必要がある。</p> <p>・施策8については、戦略的に事業を実施し、継続的な取引に結びつけるとともに、県内雇用の創出が促進されるよう海外販路支援を実施していく必要がある。</p> <p>・進出対象地域については、巨大マーケットである中国においても展開していく必要があるが、地理的に近接している韓国や、中韓以外の東アジア、東南アジアでの展開を図るほか、ロシアとの関与も深め、また、欧米を中心とした先進国においても「Miyagi Brand」を普及させていく必要がある。</p> <p>・施策9については、東日本大震災からの復興需要が収束しつつあることから、数年後を見据えた需要創出・競争力強化策を講じる必要がある。</p> <p>・東北地方の人口の社会増減は、平成26年から転出超過数が増加しており、復興需要の収束に伴う復興関連事業従事者等の流出の影響と推測される。全国的には東京圏に人口が集中する傾向が強まっており、東北地方が一体となって地域活性化に取り組む必要がある。</p> <p>・東北地方の外国人観光客宿泊者数は過去最高となり、今後国際線乗降客数の増加も見込まれるが、全国シェアは約1.88%にとどまることから、東北各県との広域的な連携によるプロモーションに取り組み、さらなる向上を目指す必要がある。</p> | <p>・石油価格や為替相場などの世界経済の動向に注視しつつ、県内企業の海外販路開拓支援や県内への外資系企業誘致に引き続き取り組むとともに、外国人観光客のさらなる誘客を図り地域経済の活性化を図るなど、東北地方全体を見据えた経済の底上げに向け、関係各県等との広域的な連携に取り組む。</p> <p>・県外事務所のネットワークを一層活用しながら、地域のニーズを的確に把握し、県内企業に提供するとともに、関係機関の協力のもと確度の高いマッチングを行うことにより成約率の向上を図り、県内経済の好循環を図る。</p> <p>・諸外国に販路を求めている、又は検討している企業に対してニーズに応じた海外ビジネス情報の提供を、相談事業やセミナーの開催等を通して行っていく。</p> <p>・台湾については、現地企業の招聘及び商談会の開催、ロシアについては、商談会出展に係る支援、ベトナムについては、ビジネスアドバイザー業務によるビジネス支援に取り組むとともに、令和2年度以降は新規に対象市場に設定したマレーシア及びインドネシアにおいても海外ビジネスを推進する。</p> <p>・交通、物流ネットワークの整備を着実に推進し、整備された交通インフラも活用しながら、自動車産業のより一層の振興を図る。また、東北各県合同による自動車関連展示商談会や海外事務所を利用した商談会の実施など、ビジネスチャンスに大きく寄与するスケールメリットを活かした事業を推進し、取引機会の創出や人材育成などを総合的に支援していく。</p> <p>・新たに策定した山形県との連携基本構想を踏まえ、4つの施策の柱に基づき、インバウンド対策を中心に更なる連携を図る。また、両県共通の課題である若者の首都圏流出に歯止めを掛けるべく、連携した取組を進め、若者の環流・定着を促進する。</p> <p>・東北各県や東北観光推進機構などと連携しながら、マスコミや観光関係者の招聘を継続し、毎年観光キャンペーンや首都圏PR等を通じて正確な観光情報を発信することにより、国内外からの交流人口の増加を図る。</p> <p>・特に、全国的に大きく増加している訪日外国人客数については、東北地方は全国の中でも低い割合にあることから、東北観光推進機構や山形県をはじめとする東北地方全体で協調・協働し、最重点課題として取り組んでいく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が充分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ外国人観光客の誘致や、東北広域経済圏における連携した取組について、新型コロナウイルス感染収束後を見据えた課題と対応方針を示す必要があると考える。 |

施策番号8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県の海外事務所や関係機関との連携による総合的なグローバルビジネスの支援体制を整備する。 ◇ 隣接県や民間企業と連携した海外拠点事務所の運営や、企業の海外進出支援体制を整備する。 ◇ 経済成長の著しい東南アジア諸国をはじめ、東アジア、ロシア、米国等との経済交流を促進する。 ◇ 東北各県や関係団体と連携した県産品の販路開拓や原材料調達等のための商談会開催等、海外との取引機会の拡大を支援する。 ◇ 海外との取引拡大に向けた市場調査、海外取引事務や知的財産保護対策等のノウハウの提供、アドバイスやマッチング機能などの支援体制を強化する。 ◇ 最先端の研究シーズを有する東北大学等との連携など、宮城の優位性を生かした外資系企業・研究機関の立地を促進する。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|---------------------------|---------------------|-------------------------------|-----------------------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 宮城県の貿易額(県内港湾・空港の輸出入額)(億円) | 11,050億円 (平成20年) | 10,800億円 (令和元年度) | 10,360億円 (令和元年度) B 95.9% | 11,200億円 (令和2年) |
| 2 | 県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数(件) | 27件 (平成20年度) | 15件 (令和元年度) | 13件 (令和元年度) B 86.7% | 16件 (令和2年度) | |
| 3 | 企業誘致件数(進出外資系企業数)(社)[累計] | 5社 (平成20年度) | 19社 (令和元年度) | 21社 (令和元年度) A 114.3% | 22社 (令和2年度) | |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|---------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「宮城県の貿易額」については、輸出入ともに3年ぶりの減少になり、目標値には届かなかったため「B」評価とした。 ・目標指標2「県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数」については、県内ビジネス関係機関等との積極的な連携によって商談機会の創出を図った結果、対昨年比で2倍以上の結果となったものの、目標値には届かなかったため「B」評価とした。 ・目標指標3「企業誘致件数」については、関係機関との連携により21社の誘致を実現し、目標値を達成したため「A」評価とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度県民意識調査結果では、この施策を含む「ものづくり産業の復興」については、「重要」「やや重要」を合わせた「高重視群」は62.0%、「あまり重要ではない」「重要ではない」を合わせた「低重視群」は12.5%となっている。 ・同様に、「満足」「やや満足」を合わせた「満足群」は34.2%、「やや不満」「不満」を合わせた「不満群」は20.5%である。 ・特に優先すべきと思う施策の調査で「更なる販路開拓・取引拡大等に向けた支援」と回答した割合は、4.0%という結果となった。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後、販路を失った水産加工業や農業関係者の中には、国内販路の代替として、県主催の事業である「被災中小企業海外ビジネス支援事業」や「みやぎグローバルビジネス総合支援事業」などを活用し、積極的に海外に販路を開拓する企業が見られる。 ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う本県産品に対する各国・地域の輸入規制については、その多くが依然として継続されており、政府のみに依存することなく、正確な情報発信による風評の払拭に努めているものの、厳しい状況が続いている。 ・従来力を入れてきた中韓露とのビジネス交流が停滞する一方、経済成長が続くASEANに対する企業の関心の高まりを受け、東南アジアとの経済交流を引き続き進めていく必要がある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標2「県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数」については、目標値を達成することができなかったものの、県が関与した商談会において、特にデザイン分野において多数の成約に結びつくなど、今後も期待ができる商談が成立した。 ・商談成立に結びつかなかったものの、機動力の高い県海外事務所(大連、ソウル)を最大限に活用し、本県企業の主要な市場である中国・韓国での県内企業の販路拡大・開拓に向けて、商談会等の事前のマッチングを行ったほか、商談会後のフォローアップ等を県内企業に寄り添って丁寧に行うことで、今後の商談成立に向けた基礎を構築することができた。 ・商談会に出展するほどの熟度は高まっていないものの、今後海外の販路拡大を目指している企業等を対象として、県内において、「みやぎグローバルビジネスアドバイザー(GBA)相談事業」等を積極的に活用してもらい、今後の具体的な海外進出のための戦略構築に寄与した。 ・平成27年度に、特にベトナム等へ進出する県内企業を支援するため、「ベトナムビジネスアドバイザーデスク事業」を立ち上げ、平成29年度は12社25件、平成30年度は14社63件、令和元年度は16社92件のデスク利用があった。 ・「県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数」及び「宮城県の貿易額」の目標値は達成していないものの、いずれも85%以上の達成率となっており、「企業誘致件数」の達成度が「A」であることから、施策全体の評価としては、「概ね順調」とする。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・宮城県の貿易額については、全国及び東北地域と同様、3年ぶりに減少したものの、昨年度に続き総額は1兆円を上回った。今後も引き続き、海外販路開拓支援などを行い貿易額の増加を図っていく必要がある。</p> <p>・「県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数」については、目標値にできるだけ近づけるよう戦略的に事業を実施するとともに、成約内容についても、継続的に取引が実施される内容にしつつ、県内雇用の創出が促進されるなど県内経済が底上げされるような海外販路支援を実施していく必要がある。</p> <p>・進出対象地域については、先行者利益の追求やリスク分散の観点から、経済成長が著しく、県内企業の関心が高まっている東南アジアを中心に支援メニューを充実させる必要がある。</p> <p>・一方で、これまで事業を展開してきた東アジアやロシアについても関与を深化させるとともに、欧米を中心とした先進国についても、工業製品や食品を問わず「Miyagi Brand」を普及させていく必要がある。</p> <p>・商談会に出展するほどの熟度は高くないものの、海外進出を真剣に考えている県内企業に対しては、各種相談会やセミナーを有機的に活用してもらい取り組みを構築するほか、アドバイザーが企業の課題を発掘し、解決するソリューションビジネス型の支援体制を確立するとともに、海外事務所を積極的に活用しながら、海外のニーズを的確に捉え、フィードバック体制をとるなど事業者寄り添ったシームレスな展開を図る必要がある。</p> <p>・外資系企業の誘致促進については、重点分野を絞り込み、震災復興特区や津波被害を対象にした補助制度等のインセンティブ、国内他都市と比較した際のコスト競争力等を積極的に情報発信しながら、本県進出に向けた誘致活動を展開する必要がある。</p> | <p>・石油価格や為替相場など世界経済の動向を注視しつつ、商談会の実施等の県が行うビジネス支援を通じて、貿易のさらなる活性化を図る。</p> <p>・成約の可能性を高めるため、県外事務所の知見を活用し、的確に把握した地域のニーズを県内企業にフィードバックするとともに、関係機関の協力のもと確度の高いマッチングとなるよう開催方法の見直しを図りながら、成約率の向上に努め、ひいては県内経済の好循環を実現させる。</p> <p>・新規に対象市場に設定したマレーシア、インドネシア及びこれまで事業を実施していたベトナムにアドバイザーデスクを置いて、県内企業の海外進出や販路開拓を手厚く支援する。</p> <p>・台湾についてはオンライン商談会の開催、中国・ロシアについては、商談会出展に係る支援を実施するとともに、ジェットロや他の支援機関と連携して販路開拓支援を実施する。</p> <p>・海外ビジネス支援情報の窓口を一本化し、県や国等関係機関のさまざまな海外ビジネス支援サービスの情報をワンストップでわかりやすく提供する。また、県内企業のニーズ掘り起こしと県事業の周知を図るため、県内企業への積極的な訪問やセミナー等の関連事業において事業のPRを行うほか、事前の訪問やヒアリングを十分行い、成約率を高めるほか、継続商談の案件については、現地協力機関や地元金融機関等とさらなる連携を図り、結果志向型の事業を展開する。</p> <p>・外資系企業の誘致に当たっては、タイムリーな情報発信を積極的に行うほか、日本貿易振興機構、在外公館等を活用し、本県へ投資意欲のある外資系企業の掘り起こしを行う。また、企業訪問の強化や外資系企業誘致セミナー等の実施を通じて、本県への進出や投資の促進を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</p> <p>なお、事業の成果等の記載内容は、実施した事業の実績について、具体的な数値等を用いて明示する必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号9 自立的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自動車関連産業等における新潟県を含む東北7県での連携を促進する。 ◇ 県境を越えた企業, 研究機関の間での役割分担や協力体制の構築等による, 東北地方への産業集積を支援する。 ◇ 三陸縦貫自動車道をはじめとする広域的な経済活動を支える道路ネットワークの整備を促進する。 ◇ 東北に立地する企業の物流コスト削減など, 国際競争力強化に寄与するための仙台塩釜港の施設整備を推進する。 ◇ 東北全体の活性化をけん引する拠点である仙台空港の需要喚起のためのプロモーション活動を推進する。 ◇ 山形県との連携に関する構想に基づく施策をはじめとした, 東北各県等の官民による連携を促進する。 ◇ 東北各県や東北観光推進機構と連携した広域観光周遊ルートの設定など, 広域観光を推進する。 |
|---|--|

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で, 判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)

| 目標指標等 | | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 |
|-------|---|-----------------------|----------------------|----------------------|----------|----------------------|
| | | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | |
| 1 | 宮城県内の一人当たり県民所得(千円) | 2,807千円 (平成26年度) | 2,920千円 (平成29年度) | 2,944千円 (平成29年度) | A 100.8% | 3,037千円 (令和2年度) |
| 2 | 東北6県及び新潟県の延べ宿泊者数(万人泊) | 3,760万人泊 (平成22年) | 4,086万人泊 (平成30年) | 4,061万人泊 (平成30年) | B 99.4% | 4,200万人泊 (令和2年度) |
| 3 | 製造品出荷額等(自動車産業分)(億円) 【取組1から再掲】 | 1,672億円 (平成19年度) | 4,223億円 (平成30年度) | 4,366億円 (平成30年度) | A 103.4% | 4,346億円 (令和2年度) |
| 4 | 外国人観光客宿泊者数(万人泊) 【取組5から再掲】 | 15.1万人泊 (平成20年) | 31.4万人泊 (平成30年) | 36.4万人泊 (平成30年) | A 115.9% | 50万人泊 (令和2年) |
| 5 | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量[実入り](TEU)【取組12から再掲】 | 134,856TEU (平成20年) | 186,000TEU (令和元年) | 197,141TEU (令和元年) | A 106.0% | 191,000TEU (令和2年) |
| 6 | 仙台空港国際線乗降客数(千人) 【取組12から再掲】 | 260千人 (平成20年度) | 410千人 (令和元年度) | 378千人 (令和元年度) | B 92.2% | 480千人 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「宮城県内の一人当たり県民所得」は2年振りの増加で2,944千円となり、目標値を達成したため「A」評価とした。 ・目標指標2「東北6県及び新潟県の延べ宿泊者数」は、前年比約2%増加し4,061万人泊となったが、目標値には届かず「B」評価とした。 ・目標指標3「製造品出荷額(自動車産業分)」は、前年比0.4%減少し4,366億円となったが、目標値を達成したため「A」評価とした。 ・目標指標4「外国人観光客宿泊者数」は、前年より約11.2万人泊増加し過去最高の36.4万人泊となり、目標値を達成したため「A」評価とした。 ・目標指標5「仙台塩釜港(仙台区)のコンテナ貨物取扱量[実入り]」は、震災前と比べ127%の197,141TEUとなり、目標値を達成したため「A」評価とした。 ・目標指標6「仙台空港国際線乗降客数」は、過去最高を更新して378千人となったが、新型コロナウイルスの影響により想定していた旅客数を大きく下回ったため、目標値には届かず「B」評価とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興の政策3施策2「商業・観光の再生」の調査結果を参照すると、高重視群は58.8%と高く、満足群は38.1%、不満群は20.9%となっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東北地方の有効求人倍率(就業地別・季節調整値)については1.45(令和2年1月分:全国平均1.49(厚生労働省))で全国平均とほぼ同率となっている。東北地方の経済動向は「足踏み状態となっている」(令和2年1月分:東北経済産業局)とされており、雇用は改善しているが、鉱工業生産が弱含んでおり、個人消費が足踏み状態となっている。また、公共投資は復興事業により高水準にあるが、このところ減少している。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動車関連産業については、地元企業の技術支援や自動車関連産業への新規参入・取引拡大支援のほか、東北各県が実施するセミナーや部品研修の相互参加を実施するなど一体となった活動を展開した。また、県単独の商談会のほか、東北7県・北海道との合同商談会等、4件の商談会を実施し、地元企業延べ35社が参加した。 ・道路整備については、三陸縦貫自動車道は気仙沼中央IC～気仙沼港IC間の工事が完成し、令和2年2月に供用を開始した。また、残る未供用区間についても整備を促進し、令和2年度末までに全線が開通することが公表されており、沿岸部へのアクセス向上によって水産業や観光業の振興が図られ、地域の活性化に弾みがつくものと期待される。また、みやぎ県北高速道路の県北IV期は工事が完成し、令和元年6月に供用を開始したほか、仙台東道路については、新規事業化に向けた調査を促進するよう、国に対して知事要望を実施するなど、県土の復興を支える道路の整備を促進し、地域連携の強化を図っている。 ・港湾整備については、仙台塩釜港(仙台区)において、船舶の大型化やコンテナ貨物、自動車関連貨物の増大に対応するため、高砂コンテナターミナルの拡張を推進し、直轄事業として高砂3号岸壁工事に着手した。平成30年における国際海上コンテナ貨物取扱量は震災前に比べ1.27倍に伸びており、東北に立地する企業の国際的な経済活動が活発になってきている。 ・山形県との連携については、両県の共通課題である若者の首都圏流出に対する取組として、平成31年4月に両県大学生を対象としたWebアンケート調査を実施し、2,434件の回答を得た。この調査結果を若者に広く共有・還元し、今後の両県をより良い地域としていくために何が必要か、ワークショップ等により意見交換を行うことを目的として、令和2年2月に仙台市で「宮城・山形若者未来創造フォーラム」を初開催し、両県大学生及び社会人計71人が参加した。フォーラムの実施結果については、今後の施策に活かすこととしている。また、両県の連携交流団体によるネットワークの運用により、官民ともに県境を越えた交流が活発に行われている。 ・北海道・東北地方の連携については、北海道・東北未来戦略会議で官民のトップが令和元年10月に「北海道・東北官民トップ会合」を開催し、AI・IoTの利活用方策等について経済界も交えて意見交換を行った。 ・国の地方創生推進交付金においては、平成29年度からの継続分として、岩手県、山形県と3県で連携し、若者や障害者、子育て女性の就業を支援し、地方創生の担い手となる人材の確保事業や、また岩手県、秋田県、山形県と宮城県との4県で、地元中小企業のものづくり産業等への参入を支援する事業等が交付決定された。 ・観光については、主要ターゲットである東アジア市場(台湾・中国・韓国・香港)で、現地メディアや旅行会社等を活用したプロモーションを継続的に実施することに加え、欧米豪からの誘客促進を図るため海外旅行代理店等へのセールスや宮城の認知度を高めるデジタル情報の発信に力を入れた。東北観光推進機構を中心にPR映像作成、SNSの活用などの情報発信や、東北6県及び新潟県の知事らによるタイへのトップセールスをはじめとする東北一体での連携事業を展開した結果、仙台空港を発着する直行便の増便や仙台～バンコク便の再開が実現し、外国人観光客数の大幅な増加につながった。 ・食産業については、沿岸部等で販路を失った県内中小企業者に対し、首都圏等県内外での販路開拓を支援するため、商品づくり支援や山形県及び両県の民間企業、団体と連携した宮城・山形合同商談会などの展示商談会を県内で3回開催したほか、首都圏大規模商談会への出展支援を行った。また、企業間の重層的な連携関係の構築を促すため、マッチングコーディネーターの派遣や山形県からの参加者を交えたセミナー等を実施した。 ・各事業は、施策の目的である「自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成」に向かって着実に進行しており、6つの指標のうち4つが目標を達成し、2つが9割以上の達成率となっていることから、施策の成果がある程度得られたと判断し「概ね順調」とした。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・東日本大震災からの復興需要が収束しつつあることから、復興需要後の地域活性化を見据えて、需要創出・競争力強化策を講じ、東北の自立的かつ足腰の強い経済構造の構築に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>・東北地方の人口の社会増減は、平成26年から転出超過数が増加している。復興需要の収束に伴う復興関連事業従事者等の流出の影響と推測され、全国的には東京圏に人口が集中する傾向が強まっており、東北地方が一体となって地域活性化に取り組む必要がある。</p> <p>・東北地方を訪れる外国人観光客宿泊者数は、震災前を上回り過去最高となっており、今後国際線乗降客数の増加も見込まれるが、全国シェアは約1.88%にとどまることから、広域的な連携による東北が一体となったプロモーションに取り組むことにより、さらなる向上を目指す必要がある。</p> <p>・新型コロナウイルスの影響によってインバウンドの落ち込み等による経済の停滞が見込まれる。</p> | <p>・広域経済圏を支える交通・物流ネットワークの整備を着実に推進し、併せて、整備された交通インフラを活用しながら、被災沿岸部等への観光客の誘客や県域を越えて連携が深まっている自動車産業等のより一層の振興を図っていく。</p> <p>・引き続き、北海道・東北各県合同による自動車関連展示商談会や、官民共同での大規模な食の商談会の開催など、企業のビジネスチャンスに大きく寄与するスケールメリットのある事業を推進し、取引機会の創出や人材育成などを総合的に支援していく。</p> <p>・官民のトップが集まる北海道・東北未来戦略会議などで、東北地方が抱える課題について意見交換しながら問題意識を共有し、東北が一体となって、これからの地域づくりや交流人口の拡大など地域活性化に取り組んでいく。</p> <p>・特に、山形県とは、新しい連携構想を策定したことから、4つの施策の柱に基づき、インバウンド対策等を中心に更なる連携を推進する。また、連携事業として、両県共通の課題である若者の首都圏流出に歯止めを掛けるべく、連携した取組を進め、若者の還流・定着を促進する。</p> <p>・観光については、平成28年7月の仙台空港民営化を契機として、東北各県や東北観光推進機構ほか関係諸団体と連携しながら、マスコミや観光関係者の招聘を継続する。</p> <p>・また、令和3年(2021年)4～9月に開催されることが決定した東北6県合同の大型観光宣伝「東北デスティネーションキャンペーン(DC)」も契機とし、6県の官民が一体となってインバウンドの東北誘客に向けた取組を推進するほか、デジタルマーケティングやキャッシュレス決済の普及等、インバウンド関連施策を推進する。</p> <p>・観光については東北各県、東北観光推進機構ほか関係団体と連携し、新型コロナウイルスの影響を勘案しながら観光振興や広域経済圏の形成に向けて注力する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|-------------------------|-------------------|---|
| 委員会 の 意見 | 判定 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。また、東北広域経済圏で連携した取組を積極的に推進することを期待する。</p> |
| | 適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | |

政策番号5 産業競争力の強化に向けた条件整備

各産業の今後の成長のためには、付加価値の創造と生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が重要であり、産学官連携による人材育成に向けた取組を支援する。加えて、女性、高齢者、外国人などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力と地域のあらゆる資源の活用などにより、県内産業を担う人材の育成等を図る。

また、多様な資金調達方法を整備し、事業者が起業しやすい環境づくりを進めるとともに、経営力や生産・販売力強化のため、生産から販売までを一貫して、伴走型で支援する体制の構築を推進する。

さらに、県内産業の新たな飛躍のためには、その基盤となる交通・物流基盤の整備が不可欠です。国内はもとより、アジアにおいて競争優位に立つため、国管理空港として初めて民営化された仙台空港が宮城のみならず広く東北全体の地域活性化をけん引する拠点としての機能を発揮できるよう、官民が一体となり、乗降客数・貨物量の増加や空港周辺地域の活性化に向けた取組を積極的に展開する。

また、国際海上物流の拠点である仙台塩釜港については、コンテナターミナルなどの一層の機能強化を図るとともに、戦略的なポートセールスを展開し、活用を働きかけます。併せて地域間の連携・交流促進のため、高規格幹線道路をはじめ、広域道路ネットワークの整備を推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|--------------------|--------------------------|-----------------------------------|----------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 10 | 産業活動の基礎となる人材の育成・確保 | 1,241,409 | ライフステージに応じた基幹プログラムの推進件数(件)[累計] | 20件 (令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 県が関与する高度人材養成事業の受講者数(人)[累計] | 1,367人 (令和元年度) | B | |
| | | | 基幹産業関連公共職業訓練の修了者数(人)[累計] | 1,533人 (令和元年度) | B | |
| | | | 県立高等学校生徒のインターンシップ実施校率(%) | 72.7% (令和元年度) | B | |
| | | | 第一次産業における新規就業者数(人)(取組18に再掲) | - (令和元年度) | N | |
| 11 | 経営力の向上と経営基盤の強化 | 50,917,038 | 創業や経営革新の支援件数(件)[累計] | 2,612件 (令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)(経営体) | 6,447経営体 (平成30年度) | B | |
| | | | 集落営農数(集落営農) | 859集落営農 (令和元年) | B | |
| 12 | 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備 | 107,532,024 | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量[実入り](TEU) | 197,141TEU (令和元年) | A | 概ね順調 |
| | | | 仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)(万トン) | 3,330万トン (令和元年) | B | |
| | | | 仙台空港乗降客数(千人) | 3,718千人 (令和元年度) | B | |
| | | | 仙台空港国際線乗降客数(千人) | 378千人 (令和元年度) | B | |
| | | | 高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合(%) | 99.3% (令和元年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| 政策評価 | 概ね順調 |
|--|------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・「産業競争力の強化に向けた条件整備」に向けて、3つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策10の「産業活動の基礎となる人材の育成・確保」については、5つの目標指標のうち、指標5「第一次産業における新規就業者数」は実績値が確定しておらず判定出来ないものの、他の4つの指標においてはいずれも94%以上の高い達成率となっており、実績値は前年度を上回った。また、それぞれの施策を構成する各事業においても、一定の成果が見られたことから、「概ね順調」と評価した。</p> <p>・施策11の「経営力の向上と経営基盤の強化」については、指標2「農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)」及び指標3「集落営農数」では目標値を若干下回ったものの、いずれも94%を超える高い達成率となっており、指標1「創業や経営革新の支援件数」では目標を達成し、創業資金補助事業の応募者数が増加しているとともに、商工会・商工会議所などによる創業者への支援体制が構築されていることや、農業法人数が震災前の約2倍の水準まで増加し、農業分野における経営力強化の成果が出ていることから、「概ね順調」と評価した。</p> <p>・施策12の「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」については、5つの指標のうち2つの指標で目標を達成し、残る3つの指標はいずれも87%を超える高い達成率となっている。また、指標3「仙台空港乗降客数」及び指標4「仙台空港国際線乗客数」は過去最高を記録したことから、「概ね順調」と評価した。</p> <p>上記のとおり各施策に掲げる達成状況は概ね順調に推移し、交通・物流基盤の整備も進んでいることから、政策全体では「概ね順調」と評価した。</p> | |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・有効求人倍率が過去最高の水準で推移しており、少子高齢化等による労働力不足が深刻化するなか、就労環境や復興の進捗に伴う産業構造の変化などの把握に努め、引き続き産業競争力の維持・強化につながるような条件整備を進める必要がある。</p> <p>・施策10については、少子高齢化や後継者不足といった厳しい社会情勢の中、雇用のミスマッチの解消や新規高卒者の職場定着率の向上、未就職者に対する継続的な支援が必要である。また、多様な人材の育成・活用が必要となるほか、復旧・復興後を見据えた将来の第一次産業を担う新規就業者の確保や経営体の育成に向けた取組も継続して推進する必要がある。さらに、今後は、様々な環境変化に対応し、先進技術の活用や新たな企業価値を創出できる人材の育成・確保が必要となる。</p> <p>・施策11については、被災した事業者の経営基盤の回復・強化や人材不足への対応が急務となっており、特に水産加工業の生産性改善が求められている。また、経営状況に応じた総合的な支援や創業希望者に対する相談体制の整備や創業時の支援が求められている。さらに、被災地域の農業再編の中で設立された農業法人や集落営農組織の経営安定化に向けた支援が必要である。</p> <p>・施策12については、仙台塩釜港の更なる利用促進を図るため、仙台港区ではコンテナ貨物取扱量増加に対応できる施設環境整備の早期完成、石巻港区では更なる企業立地や立地企業が安心して利用できる環境整備を図る必要がある。また、仙台空港については民営化の効果を最大限発揮するために、空港運営権者と地元自治体や経済界等が連携して空港振興に取り組むとともに、仙台空港国際線の更なる充実を目指した路線の拡充や運用時間の延長などの機能強化を図る取組が必要である。</p> | <p>・産業競争力の更なる強化を図っていくためには、雇用・就業環境の変化や復興需要収束後の産業構造の変化など経済環境変化等へ適切に対応していくことが必要であることから、今後の地域経済の中核となる産業分野を中心として、県内産業への影響などを踏まえて、きめ細かな施策展開を行う。</p> <p>・施策10については、「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」等を通じて、人材育成や地域・企業・学校との連携などの施策を推進する。また、高校卒業後の定着指導や離職後の早期再就職を促すほか、県内産業や企業の認知度を高める取組を行う。人材育成については、ライフステージに応じた支援や高度人材の育成等に取り組む。また、第一次産業においては、体験学習等の推進支援や新規就業者を対象とした人材育成プログラムに取り組み、新規就業者の育成・確保を推進する。さらに、地域の実情に応じた人材育成体制を構築に努めるとともに、ニーズに応じた職業訓練の実施により復興を担う人材を育成していく。</p> <p>・施策11については、事業者の経営状況に対応した的確な助言や資金援助を行う。水産加工業の生産性向上のためには専門家派遣など伴走型支援を実施する。また、創業希望者への「みやぎ創業ガイド」など支援施策等に関する情報発信を強化するとともに、市町村や支援機関とのネットワークの構築など支援体制の充実を図る。さらに、地域における創業支援機能強化を図るため人材育成や協議会の機能を強化する。また、農業法人や集落営農組織の経営安定化に向けて、関係機関等と連携して相談所を設置するとともに、専門家を活用した総合的な支援を行う。</p> <p>・施策12については、仙台港区において岸壁整備や高砂コンテナターミナルの拡張整備を推進し、物流機能の向上を図るとともに、石巻港区において南防波堤の整備等を推進し利用環境の整備を図る。また、仙台空港民営化を契機として、空港運営権者と地元官民が一体となり、新規路線の就航や既存路線の増便を図るほか、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ就航需要の喚起を図る取組を行う。さらに新規路線の誘致等に大きな効果が期待できる空港の運用時間の延長について、意見交換を継続していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|-------------------------|-------------------|----|---|
| 委員会 の 意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
| | | 適切 | なお、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | - |

施策番号10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 社会情勢の変化やグローバル化に対応し、ビジネスチャンスをつかみとらえ、宮城県経済をけん引する次代のリーダーや起業家的人材、地域イノベーション人材の育成と定着を促進する。 ◇ 企業の競争力向上に資するプロフェッショナル人材に対するニーズの掘り起こしや県内企業への還流を促進する。 ◇ 地域商業におけるまちづくりと連携した地域の活性化につながる商店街づくりに向け、安定した経営ができる人材の育成を支援する。 ◇ 就業者の減少や高齢化に備えた将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成を推進する。 ◇ 社会情勢の変化に対応し、地域をけん引するリーダーとなる次代の農林水産業を担う人材・後継者の育成確保を推進する。 ◇ 水産加工業など沿岸部を中心に人手不足が深刻化している状況を踏まえた潜在的な求職ニーズの掘り起こしや、求人企業とのマッチングなどの強化に取り組む。 ◇ みやぎ産業人材育成プラットフォームなど、産学官の連携による学校と地域企業が一体となった産業・復興を担う人材の育成を推進する。 ◇ 子どもたちや若者の発達段階に応じた勤労観や職業観を醸成し、早期離職の抑制や県内就職率の向上に向けて産学官が連携したキャリア教育や志教育を推進する。 ◇ 働く意欲のある若者や女性、高齢者の個々のキャリアに応じた就業・雇用環境の整備や能力開発の促進と、女性の活躍促進に取り組んでいる企業における社会的評価の獲得に向けた普及啓発を推進する。 ◇ 宮城県の基幹産業である製造業の発展を担うものづくり人材の育成体制を構築する。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | ライフステージに応じた基幹プログラムの推進件数(件)[累計] | 8件 (平成21年度) | 20件 (令和元年度) | 20件 (令和元年度) | A 100.0% | 21件 (令和2年度) |
| 2 | 県が関与する高度人材養成事業の受講者数(人)[累計] | 399人 (平成21年度) | 1,423人 (令和元年度) | 1,367人 (令和元年度) | B 94.5% | 1,511人 (令和2年度) |
| 3 | 基幹産業関連公共職業訓練の修了者数(人)[累計] | 0人 (平成21年度) | 1,551人 (令和元年度) | 1,533人 (令和元年度) | B 98.8% | 1,702人 (令和2年度) |
| 4 | 県立高等学校生徒のインターンシップ実施校率(%) | 62.2% (平成24年度) | 76.0% (令和元年度) | 72.7% (令和元年度) | B 95.7% | 80.0% (令和2年度) |
| 5 | 第一次産業における新規就業者数(人)(取組18に再掲) | 151人 (平成20年度) | 245人 (令和元年度) | - (令和元年度) | N - | 245人 (令和2年度) |

| | | | |
|---------------|--|--------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 | 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指標1「ライフステージに応じた基幹プログラムの推進件数」については、少子化や後継者不足といったものづくり産業をめぐる厳しい情勢により、今後産業活動を支える人材の育成・確保には女性や高齢者等の活用等多様な人材登用が重要となることから、そうした人材の育成・確保を図るための新規プロジェクト(2件)が実施された。その結果、プロジェクト件数は累計20件となり目標値を達成した。達成度は「A」に区分される。 ・指標2「県が関与する高度人材養成事業の受講者数」は、自動車関連では研修内容の見直しや積極的な募集活動、受講対象の拡大、高度電子機械関連では企業研修内容の見直しを図り積極的な募集活動を実施したが申込者数が伸び悩んでおり、達成率94.5%となり、達成度「B」に区分される。 ・指標3「基幹産業の公共職業訓練の修了者数」については、雇用情勢が大きく好転したことや主な入校者である高校生の進路が多様化していること等により、目標値を下回っており、達成度「B」に区分される。 ・指標4「県立高等学校生徒のインターンシップ実施校率」については、就職希望者が多い専門学科の高校では昨年度より減少したものの、進学希望者の多い普通科高校が増加したことから県全体としての実績値は向上したが、達成率は95.7%であり、達成度「B」に区分される。 ・指標5「第一次産業における新規就業者数」については、農業、林業及び水産業のいずれも新規就業者数が確定しておらず、判定できない(農業は8月末確定予定)。 | | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・分野3取組3「雇用の維持・確保」のうち、施策18「復興に向けた産業人材の育成」について、「特に優先すべきと思う施策の割合」は、6.0%であり、昨年度の6.3%、一昨年度の6.7%から微減状態が続いている。 ・地域別では、沿岸部6.1%、内陸部5.8%と、昨年度と同様に沿岸部の方がやや関心が高い結果となっている。 | | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・雇用・所得環境の改善が続き、企業収益が高水準で推移するなど緩やかな回復基調が続いている中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、国内経済への深刻な悪影響が見込まれている。 ・少子高齢化の進展による企業の人材不足はさらに深刻化し、その対応が喫緊の課題となっており、企業の生産性向上を図るため、AI・IoT・5Gなど先進的技術の導入や、製品・商品等の高付加価値化が進められている。 ・有効求人倍率は高水準で推移している一方で、県内大卒就職者の半数以上が県外に就職しており、また、新規高卒者の早期離職率は約4割と依然高く、企業においては深刻な人手・後継者不足が大きな経営リスクとなっている。 ・農業をはじめとする第一次産業においては、従事者の減少や高齢化等構造的な課題に加え、震災による生産基盤の喪失や原発事故による風評被害など大きな影響があったが、復旧・復興が進むとともに、新たな法人設立を含め、担い手となる経営体が徐々に育っている。農業分野においては、受け皿となる農業法人の増加等により、雇用就農者が増加している。 | | |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての指標が達成度「B」であるが、いずれも9割超の高い達成率である。 ・また、本施策を構成する30事業のうち、18事業で「成果があった」と判断し、12事業で「ある程度成果があった」と判断していることから、本施策は「概ね順調」に推移していると考えられる。 | | |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 | |
|---|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・企業に籍者等について技術・技能の向上等、多様な人材育成施策を展開する必要がある。</p> <p>・農林水産業においては、従事者の減少や高齢化等の構造的な問題への対応に加え、復旧・復興後を見据えた将来の第一次産業を担う新規就業者の確保や、経営体の育成に向けた取組を継続して推進する必要がある。</p> <p>・少子高齢化や後継者不足といったものづくり産業をめぐる厳しい情勢から、今後、企業の生産性向上を図るため、様々な環境変化に柔軟に対応し、先進技術の活用や新たな企業価値を創出できる人材が求められることから、産業を支える人材の育成・確保はさらに重要性を増すことが予想される。</p> <p>・ものづくり産業を中心とした産業集積の進展により、立地企業や地元企業の取引拡大等により雇用環境は引き続き好調が見込まれるため、企業の人材ニーズを的確に捉え、多様なニーズに応じた横断的な人材育成支援体制や、安定的かつ継続的に人材を供給できる体制を構築する必要がある。</p> <p>・県内求職者の多くが事務系職種を希望する一方、製造業の有効求人倍率は過去最高水準で推移しており、雇用のミスマッチが課題となっている。</p> <p>・特に、地方の中小企業の早期離職率が高いことから、新規高卒者の職場定着率の向上や、未就職者に対する継続的な支援が必要であるほか、児童生徒、学生に対しては職業観や勤労観の醸成に加え、県内の産業に対する理解を深めていく取組を行うなど、早い段階から、的確かつ将来を見据えた人材育成施策を展開していく必要がある。</p> | <p>・企業に籍者に対しては、各人材育成機関が取り組み、ライフステージに応じた多様なプログラムを支援するほか、県としては重点的に振興する自動車関連産業や高度電子機械産業等の高度人材の育成や、基礎的人材の育成に取り組む。</p> <p>・体験学習等の推進支援や、就業前後の新規就業者を対象とした人材育成プログラムに組み込み、新規就業者の育成・確保を推進する。</p> <p>・人材の育成・確保に取り組む産学官の関係機関で構成し、人材育成施策について協議・調整を行う「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」を通じて機関同士の連携を深めるとともに、各機関が取り組む多様な人材育成施策の展開を積極的に支援する。また、地方振興事務所(地域事務所)ごとに設置している圏域版プラットフォームにより地域の実情を踏まえ、今後の環境変化や未来技術の進歩・普及に柔軟に対応するための高度な専門性や創造性を身に付けた人材育成体制の構築に努めるとともに、ニーズに応じた職業訓練の実施により復興を担う人材を育成していく。</p> <p>・重点支援産業分野である高度電子機械産業や自動車関連産業の集積が進んでいることから、県内大学生を対象にしたセミナー等(高度人材養成事業)を既に開催しているが、今後も産業界の人材ニーズを的確に把握し、企業が求める人材確保に向けた横断的な育成支援のあり方についても、「産業人材育成プラットフォーム」の場などで産学官の構成機関で意見交換を行いながら、人材育成プログラムの最適化を推進し、教育機関との連携により、学生が県内の企業や産業の魅力に触れる機会を提供し、地元への就職に結びつける。</p> <p>・地方振興事務所等にもものづくり企業コーディネーターを配置し、地域産業を構成する企業、学校、職業訓練機関等の連携の橋渡しを行い、雇用のミスマッチの解消を図る。</p> <p>・就職者が多い高等学校に地学地就連携コーディネーターを配置し、卒業生の定着指導や離職後の早期の再就職を促すほか、県内産業や企業の認知度を高める取組を引き続き行っていく。また、中高生に向けたキャリア教育や同じ地域で働く若手社会人のネットワークづくりへの支援などにより若者が就職した際のミスマッチや早期離職防止に取り組む。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|---|---|--|----|--|
| 委員会の意見 | <table border="1"> <tr> <td>施策の成果</td> <td>判定</td> <td rowspan="2">評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>適切</td> </tr> </table> | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 | | 適切 | |
| | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 | | | | |
| | 適切 | | | | | | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | 県内の大学卒業者の半数以上が県外に就職するという社会経済情勢への記載を踏まえ、課題と対応方針を示す必要があると考える。 | | | | | |

施策番号11 経営力の向上と経営基盤の強化

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)

- ◇ 社会情勢等に的確に対応できる中小企業・小規模事業者等の育成に向け、商工会、商工会議所、農業協同組合などの各種産業関連団体との連携による情報提供や相談機能の強化を推進する。
- ◇ 認定農業者などの経営安定化や集落営農の組織化、漁船漁業の構造改革に向けた取組等の支援による農林水産業における経営基盤の確立支援と、社会情勢に応じた経営を展開できる人材育成を推進する。
- ◇ 起業家の育成やビジネスプランの作成支援、円滑な事業承継、事業再生支援など、産業支援機関等と連携した多様な経営支援体制の充実を図る。
- ◇ 多様化する企業・地域の課題解決に向けた、地域経済分析システム等の客観的データの活用強化を推進する。
- ◇ 制度融資の充実をはじめとする資金調達環境の整備などによる、自動車関連産業や食品関連産業など成長が見込まれ経済の中核をなす業種への重点的な支援を行う。
- ◇ ファンドなどを活用した資金供給、企業の事業性を評価する融資制度の構築など、中小企業・小規模事業者にあっても利用しやすい多様な資金調達手段の活用促進を推進する。

| 目標指標等 | ■ 達成度 | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | |
|-------|---------------------------|----------------------------|----------------------|---------------------------------|-----|-------------------------------|---------------------|--|--|
| | | ■ 達成率(%) | | フロー型の指標: 実績値/目標値 | | ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) | | 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | |
| 1 | 創業や経営革新の支援件数(件)[累計] | 119件 (平成20年度) | 2,160件 (令和元年度) | 2,612件 (令和元年度) | A | 122.1% | 2,320件 (令和2年度) | | |
| 2 | 農業経営改善計画の認定数(認定農業者数)(経営体) | 6,266経営体 (平成20年度) | 6,487経営体 (平成30年度) | 6,447経営体 (平成30年度) | B | 99.4% | 6,500経営体 (令和2年度) | | |
| 3 | 集落営農数(集落営農) | 679集落営農 (平成20年) | 905集落営農 (令和元年) | 859集落営農 (令和元年) | B | 94.9% | 925集落営農 (令和2年) | | |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「創業や経営革新の支援件数」については、県内の開業率が東日本大震災後高い水準で推移していたことから、「創業育成資金」の利用も順調に伸びていた。近年は開業率が震災前の水準となり、「創業育成資金」の利用は微減となったものの、引き続き創業志向が高いことや、(公財)みやぎ産業振興機構が行う支援メニューである「経営革新講座」や「実践経営塾」の利用者数が、これまでの実績と同程度であるなど十分に活用されていた。 ・「認定農業者数」の目標値は概ね達成されている。認定農業者数については、高齢化の進展等に伴い減少傾向にあったが、国の経営所得安定対策の交付要件になったことや、農業法人の設立数が増加したこと等から、平成25年度以降は増加に転じ、平成27年度以降は概ね目標値を維持したまま横ばいの状況で推移している。 ・「集落営農数」の目標値は概ね達成されている。構成員の高齢化や減少により法人化できないまま解散する組合もあり、集落営農数は減少傾向にあるが、集落営農組織の法人化が進んでいることから集落営農に占める農業法人の割合は年々増加傾向にある。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興計画の分野3施策1、分野4施策1の調査結果を参照すると、全体として高関心群、高重視群、満足群ともに、低関心群、低重視群、不満群を上回っている。また、「特に優先すべきと思う施策」では、昨年度に引き続き、「被災事業者の復旧・事業再開への支援」、「にぎわいのある農村への再生」が上位になっており、県民が継続して復興に関する施策を重視していると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災により多くの事業者が甚大な被害を受けたことから、各事業者の経営基盤の復旧に力点を置いてきたところではあるが、中小企業等においては、販路開拓や競争力の強化などへの支援に向けたニーズが増加している。また、復興の過程の中で県内外の多くの方が沿岸部を中心に創業するなどしていたが、近年は創業への機運も高まり、県内各地域における地域課題解決のための創業支援の体制整備が求められている。 ・農業従事者の減少と高齢化が進行している中で、今後とも地域農業を維持、発展させていくためには、安定的な担い手を確保・育成していくことが求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)みやぎ産業振興機構を通じて実施している創業資金補助事業においては、応募者が年々増えているとともに、商工会・商工会議所などによる伴走型支援により、創業者への支援体制が構築されている。 ・農業改良普及センターが主体となり、JAや市町村、担い手育成総合支援協議会等の関係機関が連携しながら、担い手の育成、経営の安定化・高度化等に向けた支援に取り組んできたところ、ほぼ目標どおりの認定農業者数が確保できている。また、農業法人数は震災前の約2倍の水準まで増加しており、その中には、経営規模が100haを超える大規模な土地利用型法人やICT等の先端技術を活用した大型施設園芸等も誕生するなど、農業分野における経営力強化について成果が出ている。 ・以上の状況から、経営力の向上と経営基盤の強化を図る取組については「概ね順調」に実施されたと判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により、沿岸部を中心に県内事業者は大きな被害を受け、依然として経営基盤の回復又は強化のための支援が必要な状況が続いているが、特に水産加工業の生産性改善が求められている。 ・復旧・復興のための資金的な支援とともに、震災や台風などの災害や感染症拡大により落ち込んだ売上の回復には、新たな製品・サービスの投入に加え、引き続き、販路の回復や取引先の拡大等といった支援が必要であるとともに、人手不足への対応も喫緊の課題となっている。 ・経営基盤の強化と併せ、創業から販路確保までの総合的な経営支援が求められている。 ・県内での創業希望者に対する相談体制の整備や創業時の支援が求められている。 ・被災地域の農業再編の中で多くの農業法人が設立され、また、各地域では集落営農組織の法人化が進んでいるが、生産管理や粗域運営等に課題を抱えた農業法人が多く、経営の安定化に向けた支援が必要とされている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援施策や支援機関の情報を企業に対し、きめ細かな周知に努め、必要に応じた支援を的確に行うとともに、水産加工業の生産性向上のため専門家派遣など伴走型支援を実施する。 ・落ち込んだ売上の回復のために、新たな事業や販路拡大等に取り組む事業者に対し、事業化のための資金援助を実施するとともに、支援機関による助言等も行い、支援を実施していく。また、中小企業等の人手不足に対応するため、生産性の改善に向けた取組を支援していく。 ・事業者の経営状況に対応した的確な支援を行うため、関係機関と連携し、専門家派遣や伴走型支援など事業者に対し総合的な支援を実施していく。 ・創業環境や創業支援施策などについて、創業希望者への「みやぎ創業ガイド」など情報発信を強化するとともに、市町村や支援機関とのネットワーク構築の充実を図る。また、地域における創業支援機能強化を図るためインキュベーションマネージャー（IM）の人材育成や協議会の機能を強化する。 ・宮城県農業経営相談所等による中小企業診断士や税理士等の専門家を活用した伴走型支援により、農業法人の経営安定化に向けた総合的な支援に取り組んでいく。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</p> <p>課題の1点目に、東日本大震災で被害を受けた沿岸部の県内事業者への支援についての記載があるが、具体的な支援内容については、沿岸部への言及がないため、対応方針に示す必要があると考える。 また、新型コロナウイルス感染収束後の状況変化などを見据えた課題と対応方針を示す必要があると考える。</p> |

施策番号12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備

| | |
|--|---|
| 施策の方向 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 貨物量の増加や船舶の大型化に対応した岸壁やふ頭用地の造成など、港湾機能拡充のための施設を整備する。 ◇ 港湾貨物の需要開拓及び新規航路開設に向けた誘致活動(ポートセールス)を強化する。 ◇ 仙台空港背後地の土地区画整理により整備された土地の活用促進等による港周辺地域の貿易関連機能や流通・工業機能を強化する。 ◇ 仙台空港民営化を契機とした航空需要の拡大と航空路線の誘致活動(エアポートセールス)を強化する。 ◇ 企業誘致などの土地利用による空港周辺地域の活性化を図る。 ◇ 三陸縦貫自動車道など高速道路網及び広域ネットワークの形成に向けた道路網の整備を促進する。 ◇ 製造活動を支える価格競争力のある工業用水道の長期安定供給を推進する。 |
| 「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | |

| | | | | | | |
|--------------|---|-----------------------|----------------------|----------------------|-------------|----------------------|
| 目標指標等 | ■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 スtock型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量[実入り](TEU) | 134,856TEU (平成20年) | 186,000TEU (令和元年) | 197,141TEU (令和元年) | A 106.0% | 191,000TEU (令和2年) |
| 2 | 仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)(万トン) | 3,309万トン (平成20年) | 3,810万トン (令和元年) | 3,330万トン (令和元年) | B 87.4% | 3,882万トン (令和2年) |
| 3 | 仙台空港乗降客数(千人) | 2,947千人 (平成20年度) | 3,900千人 (令和元年度) | 3,718千人 (令和元年度) | B 95.3% | 4,100千人 (令和2年度) |
| 4 | 仙台空港国際線乗降客数(千人) | 260千人 (平成20年度) | 410千人 (令和元年度) | 378千人 (令和元年度) | B 92.2% | 480千人 (令和2年度) |
| 5 | 高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口の割合(%) | 95.1% (平成20年度) | 99.3% (令和元年度) | 99.3% (令和元年度) | A 100.0% | 99.4% (令和2年度) |

| | |
|---------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量」及び目標指標2の「仙台塩釜港(仙台港区)の取扱貨物量(コンテナ貨物除き)」は、東日本大震災の影響による大幅な落ち込みから順調に回復しており、達成率は、前者が106.0%、後者が87.4%であり、達成度はそれぞれ「A」、「B」に区分される。 ・仙台空港に関する指標については、国内線においてエアアジア・ジャパンが仙台と名古屋を結ぶ初のLCC路線を就航させたほか、国際線においてはタイ国際航空のバンコク線、中国国際航空の大連線の就航や台北線の大幅な増便(週13往復→週19往復)等により、旅客が大幅に増加していたものの、2月から新型コロナウイルスの影響が拡大し、国際線を中心に路線の運休が相次いだ。その結果、目標指標3の「仙台空港乗降客数」は、過去最高の実績となったものの、達成率は95.3%、達成度「B」に区分された。また、目標指標4の「仙台空港国際線乗降客数」についても、達成率は92.2%、達成度「B」となった。 ・目標指標5の「高速道路のインターチェンジに40分以内で到達可能な人口割合」は、令和2年2月24日の三陸縦貫自動車道「気仙沼中央IC～気仙沼港IC間」の開通により目標が達成され、達成率は100%、達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の分野5「公共土木施設」の取組1「道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進」を参照すると、高重視群が76.0%と高く、今後も基幹的社会インフラである交通基盤の整備を推進する必要がある。 ・また、満足度は51.8%となっており、平成30年調査結果の46.5%から増加しており、着実なインフラ整備により県民の利便性向上を図ることができた。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月に仙台塩釜港、松島港、石巻港を統合し、新たな「仙台塩釜港」として、各港区の特色を生かした機能分担のもと、一体的な港湾利用を進めてきている。 ・港湾における貨物量は、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響に対する外国の荷主の信用不安などにより特に農水産品への影響がある一方で、トヨタ関連の完成自動車など、堅調な取扱目がある。また、内外航路の増加など、目標達成に向けた環境が整う傾向にある。 ・仙台空港国際線はバンコク線、大連線の就航(再開)や台北線の大幅な増便など、路線の充実が図られたことに伴い、台湾やタイからのインバウンドの数も増加するなど着実に旅客実績に結びついている。 ・県内に立地する企業や今後進出が見込まれる企業の物流ニーズに対応するため、高速道路や広域道路ネットワーク、港湾・空港等の物流基盤の一体的な整備が求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・三陸縦貫自動車道においては、令和2年2月24日に「気仙沼中央IC～気仙沼港IC間」が開通し、県内の三陸縦貫自動車道の整備率は令和元年度末で93%と高規格幹線道路の整備は順調に進んでおり、沿岸部の物流機能の強化が更に進んだ。 ・仙台塩釜港においては、貨物需要の開拓と定期航路の維持拡大を図るため、延べ147件の企業訪問、視察対応を行ったほか、各種セミナーの開催による港湾の認知度の向上、顧客開拓に取り組んだ。また、2019年のコンテナ貨物取扱量は、28.9万TEUとなり、5年連続で過去最高を更新した。 ・仙台空港では民間ノウハウを活かした誘致活動や知事による海外トップセールスのほか、新たに運用を開始した航空路線誘致助成制度を有効に活用した結果、バンコク線、大連線の就航(再開)や台北線の大幅な増便などが実現した。また、若年層の国際線利用拡大を図る取組として、パスポート取得費用の一部を助成する仙台空港国際線利用促進キャンペーン等を実施したほか、航空需要の喚起を図る取組として、各種メディアを活用した空港のPRや就航地イベント等への出展によるプロモーションを実施した。さらに、LCCと連携し、トライアルバリア(定時制や安全性等に対する不安)の払拭を図ることを目的としたテレビ番組の製作を行い、宮城、福島、山形の3県で放送した。 ・以上のことから、施策の目的である「宮城の飛躍を支える産業基盤の整備」は「概ね順調」に推移していると考えられる。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量増加に対応できる施設環境整備を早期に完成させ、更なる港湾利用の促進を図る必要がある。</p> <p>・石巻港区については、三港統合後の港湾計画において「製紙産業の生産拠点」「東北の木材・飼料供給基地」などの役割を果たすこととしており、この役割を果たすため、更なる企業の立地や立地企業による岸壁等の利用拡大が必要である。</p> <p>・仙台空港民営化の効果を最大限に発揮するためには、空港運営権者と地元自治体・経済界等が連携し、空港振興に積極的に取り組んでいく必要がある。また、仙台空港国際線の更なる充実のためには、インバウンドのみならずアウトバウンドも含めた双方向の交流を促進し、新規路線の就航や既存路線の増便など路線の拡充を図る取組が必要である。更なる路線の拡充に向けては、航空会社のニーズに応じた柔軟な空港運用が鍵となることから、路線の誘致に大きな効果が期待できる運用時間の延長などにより、仙台空港の機能強化を図っていく必要がある。</p> <p>・仙台空港周辺地域は、仙台空港の利用拡大が進展することによるさらなる企業進出を図るため、企業誘致や事業用地の開発を進める必要がある。</p> <p>・施設等の整備には、多額の費用と多くの時間を要することから、効率的な執行が求められているほか、発展期の最終年度である令和2年度は、復興の総仕上げとして創造的復興の実現を図る必要がある。</p> | <p>・岸壁整備及び高砂コンテナターミナルの拡張整備を推進し、物流機能の向上を図る。さらに、荷主企業や船会社への個別訪問、各種セミナーの開催等のポートセールスを継続・強化することで、ハード・ソフト両面から目標達成に向けた取組を推進する。</p> <p>・企業が安心して利用できる環境整備として、L1防潮堤の整備を促進する。また、港湾利用者が安全に荷揚げを行えるよう、港内の静穏度向上のための南防波堤の整備を推進する。</p> <p>・仙台空港民営化後の航空路線の拡充と空港の更なる利用促進に向けて、空港運営権者と地元官民が一体となったエアポートセールスを実施することで、国際線を中心として新規路線の就航や既存路線の増便を図って行くほか、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ航空需要の喚起を図るための取組を継続的に展開していく。また、若年層のパスポート取得や海外教育旅行を促進する取組を実施し、仙台空港国際線の需要の底上げを図る。さらに、新規路線の誘致等に大きな効果が期待できる空港の運用時間の延長について、平成30年8月より地元との協議を開始しており、合意形成に向けた意見交換を継続していく。</p> <p>・空港周辺地域の活性化に向け、地元市の意向を踏まえながら、開発候補地における土地利用計画、整備手法や実現課題の整理を行い、両市が望むまちづくり計画を継続的に支援する。また、企業誘致に際しては空港に隣接する地区の優位性を積極的にPRしていく。</p> <p>・各事業の実施に当たっては、個別箇所毎の進捗管理を行いながら、適正かつ合理的な事業執行に努め、物流機能や産業集積の強化など拠点性を向上させるための基盤整備を進めるほか、復興の進捗状況を様々な媒体、場面を通して発信する。また、創造的復興の実現により、県民の皆様や全国の皆様に、復興を実感してもらうよう事業を推進していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | — | |

政策推進の基本方向2 安心と活力に満ちた地域社会づくり

政策番号6 子どもを生き育てやすい環境づくり

子どもを取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域で子どもを育てる機能が低下していることから、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域づくりが必要である。また、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進し、出生率低下に歯止めをかけていくことも大切である。このため、子どもを生き育てることに対する希望や喜びを社会全体として共有できるよう意識の醸成を図るとともに、結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援に取り組む。

併せて、家庭・地域・学校が連携・協働して子どもの健全な育成を図るため、生活習慣の確立に向けた取組に加え、家庭教育支援や協働教育を推進し、地域が一体となって子どもを育てる体制の整備を進めるとともに、貧困など困難を抱えた子どもの養育環境の改善と自立に向けた支援に取り組む。

また、男女の共同による子育て意識の定着を図り、夫婦が共に協力し合いながら仕事と子育てが両立できる社会環境の整備を促進する。同時に、男女がその個性と能力を発揮し、様々な分野で協力し合い支え合う男女共同参画社会の実現に向け、女性の継続雇用や就労支援、従業員の休暇取得の促進や超過勤務の縮減など事業主へのワーク・ライフ・バランスの普及を促進し、男女とも働きやすい職場環境の整備や女性の就業率の向上などに取り組む。

さらに、周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、市町村なども連携し、待機児童解消に向けた取組や多様な保育サービスの充実を図る。また、行政と地域が連携し、子どもの心のケアや児童虐待の防止など、多様化・複雑化する子育ての問題の改善を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | 施策評価 | |
|------|-------------------------------|--------------------------|---|-------------------|------|-------------|
| | | | 実績値 (指標測定年度) | 達成 度 | | |
| 13 | 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり | 5,107,507 | 合計特殊出生率 | 1.30 (平成30年) | B | やや 遅れている |
| | | | 育児休業取得率(男性)(%) | 5.0% (令和元年度) | C | |
| | | | 育児休業取得率(女性)(%) | 77.3% (令和元年度) | B | |
| | | | 保育所等利用待機児童数(仙台市を除く)(人) | 462人 (令和元年度) | C | |
| | | | 宮城県庁における男性職員の育児休業取得率(%) | 15.9% (平成30年度) | A | |
| 14 | 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成 | 1,142,255 | 朝食を欠食する児童の割合(小学6年生)(%) | 3.5% (令和元年度) | C | やや 遅れている |
| | | | 平日、午後10時より前に就寝する児童の割合(小学5年生)(%) | 67.5% (令和元年度) | A | |
| | | | 平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合(小学5年生)(%) | 61.6% (令和元年度) | A | |
| | | | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 6.2% (令和元年度) | C | |
| | | | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 10.6% (令和元年度) | C | |
| | | | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%) | 33.8% (令和元年度) | C | |
| | | | 「市町村家庭教育支援チーム」を設置する市町村数(市町村) | 26市町村 (令和元年度) | C | |
| | | | 地域学校協働本部を設置する市町村数(市町村) | 20市町村 (令和元年度) | C | |
| | | | 学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数(企業・団体)(団体) | 343団体 (令和元年度) | B | |
| | | | 学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数(個人)(人) | 749人 (令和元年度) | A | |
| | | | 「みやぎ教育応援団」の活用件数(件) | 3,090件 (令和元年度) | A | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| ■ 政策評価 | やや遅れている |
|---|---------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・「子どもを生み育てやすい環境づくり」に向けて、2つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策13では、「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」の実現に向けて取組を行った。少子化対策として、若い世代に妊娠・出産・子育ての正しい知識を知ってもらうため「大学生のためのライフプランセミナー」を4回(参加者合計:約1,100人)開催したほか、事業内容をまとめた報告紙3万部を県内大学等に配布し、意識啓発を図った。併せて、平成30年11月にリニューアルした「子育て支援パスポート」のプロモーション強化等を通じ、官民一体で少子化対策に取り組む機運の醸成に繋げた。また、「子育て世代包括支援センター」の設置促進、周産期・小児医療体制等の充実に取り組む、一定の成果が見られた。</p> <p>さらに、保育所等の整備や事業所内保育施設への支援を進めるとともに、保育士に対して、人材バンクによる就労支援や潜在保育士に対する研修事業などにより保育士の確保・定着を図り、安心して出産、子育てができる環境整備の促進に努めた。</p> <p>しかし、目標指標である「保育所等利用待機児童数(仙台市を除く)」については、約450人分の保育所等の整備や様々な支援を実施した結果、前年度の待機児童数(平成30年度:475人)を上回る約550人分の定員を増加させたものの、それを上回る潜在的保育ニーズが掘り起こされ、待機児童数の解消には至っていない。</p> <p>また、育児休業取得率については、男性、女性ともに目標値を大きく下回っており、仕事と子育ての両立を実現できる、さらなる社会環境の整備が必要と考えられ、「やや遅れている」と評価した。</p> <p>・施策14では、「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」に向けた取組を行った。企業や団体と連携し、子どもの基本的な生活習慣の定着に向けた運動などを展開し、「朝食を欠食する児童の割合」が前年度から1.3ポイント改善するなど、一定の成果が見られた。</p> <p>また、地域全体で子どもを育てる志教育の事業においても、各市町村において地域・学校・企業等が連携・協働する取組が推進され、学校の地域連携担当職員に対するアンケートでは、「児童生徒は、地域のお祭りに参画している」と回答した学校が88.7%あり、地域づくりに向けた学習や地域活動への子供たちの参画機会を創出について大きな成果を挙げた。</p> <p>しかし、「平日に携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上と答えた割合」については、リーフレットの作成・配布やフォーラムにおける注意喚起などに取り組んだものの、いずれも目標を下回る結果となったことなどから、「やや遅れている」と評価した。</p> <p>・以上のことから、2つの施策とも「やや遅れている」と評価しており、政策全体としても「やや遅れている」と評価する。</p> | |

| 政策を推進する上での課題と対応方針 | |
|---|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・施策13では、子育て世代に対する支援については、ニーズに応じたサービスの確保など、適切な事業実施が必要となっている。特に保育所等利用待機児童については、令和2年度末までの解消を目指し、保育所定員を、平成30年度の待機児童数を上回る約550人分増加させたものの、利用希望者の伸びに届いていない。</p> <p>また、令和元年10月から幼児教育の無償化が開始されたことに伴い、更なる利用増加が見込まれることから、市町村への支援を充実させ、整備促進を図る必要がある。</p> <p>併せて、保育士の過重な業務負担や低い賃金水準など、離職に繋がる要因について改善、支援していく必要がある。</p> <p>・継続した意識啓発や企業の取組への支援により、男女ともに仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランス)を実現できる社会環境を整備するとともに、市町村・企業・NPOなどとの連携・協働による結婚・妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援の実施による少子化対策を総合的に推進する必要がある。</p> <p>・子どもの心身の健康対策、貧困対策、児童虐待防止など多様化・複雑化した子育てに係る諸問題に対応するため、関係機関と連携して、心のケア対策等の実施のほか、児童虐待防止体制の整備及び児童虐待の発生予防と早期発見を目的とした保護者・児童等に対する支援の実施が必要である。</p> <p>また、限られた医療資源の効果的な活用による周産期・小児医療体制の整備や安心して子どもを生み育てることができる相談体制の充実が必要である。</p> | <p>・保育所等利用待機児童については、保育所等の整備や事業所内保育施設への支援を一層強化していくほか、幼児教育無償化に伴う市町村の不安要素に対して、支援をしていく。</p> <p>更に「保育士人材バンク」を活用した就業支援などや潜在保育士への働きかけを積極的に行うことにより、保育士の確保・定着を図るとともに、賃金水準が上昇するよう、引き続き、国に対して要望していく。</p> <p>・労働者の仕事と子育ての両立(ワーク・ライフ・バランス)を実現できる社会環境の整備等については、時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、働きやすい魅力ある職場の拡大を目指し、令和元年8月に「みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度」を開始し、また、男女共に家事・育児に主体的に参画できるよう、企業を対象としたセミナーを開催する等、県内企業の働き方改革の機運醸成と取組を支援する。</p> <p>また、出生率低迷の原因についての分析結果を基に、大学生向けのセミナーなどによる妊娠・出産適齢期を意識したライフプラン形成の支援や、結婚支援業務や「みやぎこ応援の店」の更なる掘り起こしなど、NPOや企業と連携しながら、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努める。</p> <p>・多様化・複雑化した子育てに係る諸問題の対応については、福祉部門と教育部門の連携体制を整備していくとともに、市町村の保健福祉機関、学校、警察などとの連携を強化し、貧困など様々な問題を抱えた家庭の支援をさらに推進していく。</p> <p>・周産期医療従事者の確保や処遇改善に向けた取組に加え、妊婦等の救急搬送先の調整やセミオープンシステムによる地域連携の強化を図っていくほか、小児救急医療を補完する電話相談事業(こども夜間安心コール)を継続して実施する。また、「乳幼児医療費助成制度」等により経済的負担を軽減しつつ、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進し妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図り、安心して子どもの生み育てやすい環境を整える。</p> |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・施策14では、「ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)」の普及啓発に努め、県内全域を対象に各種取組を行ってきたが、基本的な生活習慣の定着促進が進んでいない状況にある。各家庭における「ルルブル」の実践につなげていくため、学校や地域、企業や団体等と連携・協力し、引き続き社会総がかりで取り組む必要がある。また、全ての家庭において基本的な生活習慣の確立に向けた取組が積極的に行われるよう、情報が届きにくい親に対する周知方法や個別の対応について検討し、引き続き働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>・スマートフォン等の長時間にわたる過度な使用による児童生徒の学力や生活習慣、心身や学校生活、対人関係等へ大きな支障を来すことが懸念されることから、各種調査の分析結果を踏まえ、共通認識のもと、県内全域で、児童生徒やその保護者に対してスマートフォン等の使用に関する問題点や危険性等について、注意喚起を図っているものの、スマートフォン等を長時間使用している割合は増加している。</p> <p>・子どもの学習・体験活動の充実を図ることを目的に推進しているみやぎ教育応援団事業において、令和元年度も「みやぎ教育応援団」への登録数は目標値を上回った。特に、登録した団体・個人の実質的な活用数を伸ばすことに重点を置き令和元年度も目標を達成することができたが、更なる拡大を図るため、当該事業について広く周知し、各圏域において企業・団体・個人の登録を増やし、活用促進に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>・子育てサポーター等の家庭教育支援員の数は、年々増加傾向にあるものの、その認知度や活躍の場はそれほど多くなく、家庭教育支援チームの設置状況も目標を下回っているため、引き続き、社会全体で子育て・家庭教育を支援していく環境づくりに向けた取組を推進し、家庭や地域の教育力の向上を目指す必要がある。</p> | <p>・「ルルブル」の普及啓発及び実践につなげていくため、啓発ポスターの配布など、各家庭に直接働きかける取組を実施する。</p> <p>また、企業や団体、マスメディア、市町村教育委員会等との連携・協力をより一層深め、各種イベント等を通じて、子供の基本的な生活習慣への関心が低い家庭に対する働きかけを始めとする各家庭へ、「ルルブル」の重要性についての理解促進と普及啓発を図っていく。</p> <p>・スマートフォン等の使用に関する問題点や危険性等について注意喚起を図るため、保護者等を対象とした講演会の開催とともに、スマートフォン等の使用と学力低下の研究結果などを踏まえた周知方法を工夫するほか、総務省東北総合通信局や警察等関係機関と連携した取組、仙台市及びLINE(株)との提携による教材作成及びその普及等を行う。</p> <p>・登録団体と教育関係者等との情報交換やマッチングを目的とした「みやぎ教育応援団情報交流会」を開催し、活用の促進を図る。また、各圏域において既に学校教育支援の活動を行っている企業・団体等を教育事務所・地域事務所から推薦してもらうとともに、県庁内各課室の関係団体から、登録可能な団体をリストアップし働きかけることにより、登録数の増加を目指す。</p> <p>・「市町村子育て支援・家庭教育支援関係研修会」を開催し、子育てサポーターや家庭教育支援チームの設置・活用の促進のほか、子育てサポーターの質の向上を図り、活用の場を広げていく。また、家庭教育支援チームが設置されていない市町村には、各教育事務所担当者と連携しながら「学ぶ土台づくり圏域別研修会」を展開し、その必要性について啓発していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 概要 適切 |
|--------|-------|---|----------|
| | | 政策を推進する上での課題と対応方針 | |
| | | <p>政策の成果について、「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> <p>施策13で示した保育所待機児童数の分析及び施策14で示した好事例の具体的な記載について、加筆・修正の必要性を勘案した上で、政策についても加筆する必要があると考える。</p> <p>施策13で示した出産育児に関する諸制度の周知、施策14で示したスマートフォンの使用制限に係る好事例の分析を踏まえた課題と対応方針について、記載の必要性を踏まえた上で記載の修正を行うことが必要であると考える。</p> | |

施策番号13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 子育て世代に対する支援の拡充のほか、市町村・企業・NPOなどとの連携・協働による結婚・妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援の実施による少子化対策を総合的に推進する。 ◇ 働きながら子育てを行う男性を含めた従業員等に対する育児休業取得の促進や職場復帰しやすい環境の整備など、職場における仕事と子育ての両立支援対策を促進する。 ◇ 女性の継続雇用や再就職等への支援など、男女ともに仕事と育児等が両立できる環境の整備と、従業員の休暇取得の促進や超過勤務の縮減など事業主へのワーク・ライフ・バランスの重点的な普及を推進する。 ◇ 保育所入所待機児童の解消に向けた保育所整備等の促進や、子育てを行う親の多様なニーズにこたえるため、家庭的保育、延長保育及び放課後児童クラブなどの各種サービスの充実に向けた取組を支援する。 ◇ 適切な保育環境の確保を図るため、保育士の確保に向けた取組を支援する。 ◇ それぞれの地域の実情に応じた子育て中の親の交流の場の設置などの地域における子育て支援の充実を図る。 ◇ 不登校や引きこもりなど悩みを抱える子ども・子育てに不安・問題を抱える親や家族に対する福祉と教育が連携した相談・指導の充実及び市町村に対する支援を行う。 ◇ 子どもの心身の健康対策、貧困対策、虐待防止など多様化・複雑化した子育てに係る諸問題への総合的な対応を推進する。 ◇ 関係機関の連携による虐待防止体制の整備及び発生予防から早期発見・保護児童等に対する援助など、迅速かつ的確に対応する。 ◇ 周産期・小児医療体制の整備及び小児救急医療体制の充実を図る。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|--------------------|-------------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 合計特殊出生率 (平成20年) | 1.37 (平成30年) | 1.30 (平成30年) | B 94.9% | 1.40 (令和2年) |
| 2-1 | 育児休業取得率(男性)(%) (平成21年度) | 10.0% (令和元年度) | 5.0% (令和元年度) | C 50.0% | 12.0% (令和2年度) | |
| 2-2 | 育児休業取得率(女性)(%) (平成21年度) | 90.0% (令和元年度) | 77.3% (令和元年度) | B 85.9% | 95.0% (令和2年度) | |
| 3 | 保育所等利用待機児童数(仙台市を除く)(人) (平成21年度) | 107人 (令和元年度) | 462人 (令和元年度) | C 12.1% | 0人 (令和2年度) | |
| 4 | 宮城県庁における男性職員の育児休業取得率(%) (平成17年度) | 15.0% (平成30年度) | 15.9% (平成30年度) | A 106.0% | 15.0% (令和2年度) | |

| | |
|---------------|--|
| ■ 施策評価 | やや遅れている |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「合計特殊出生率」は、前年の1.31を0.01ポイント下回る1.30となり、達成度は94.9%で「B」に区分される。 ・二つ目の指標「育児休業取得率」は、男性では実績値が5.0%と前年1.9%から3.1ポイント上昇しているが、達成度は50.0%で「C」に区分される。また、女性では実績値が77.3%と前年88.5%から11.2ポイント低下しており、目標値90.0%を12.7ポイント下回る結果となった。達成度は85.9%で「B」に区分される。 ・三つ目の指標「保育所等利用待機児童数(仙台市を除く)」は、前年実績値475人から13人減少し462人となり、達成度は12.1%で「C」に区分される。待機児童の解消に向け、継続した保育所等の整備により、前年度の待機児童数(平成30年度:475人)を上回る約550人分の定員を増加させたものの、それを上回る潜在的保育ニーズが掘り起こされていることから、待機児童数の解消には至っていない。 ・四つ目の指標「宮城県庁における男性職員の育児休業取得率」は、前年度の14.5%を1.4ポイント上回る15.9%となり、目標値15.0%を0.9ポイント上回る結果となった。達成度は106.0%で「A」に区分される。 (H25 対象49取得2(4.1%), H26 対象72取得5(6.9%), H27 対象69取得10(14.5%), H28 対象83取得11(13.3%), H29 対象76取得10(14.5%) H30 対象88取得14(15.9%)) |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似の取組である震災復興の政策2施策2「未来を担う子どもたちへの支援」に係る令和元年県民意識調査の結果では、県全体の高重視群の割合が81.5%(前年79.0%)と県民の関心は高いと考えられる。 ・満足群の割合は、県全体では50.7%(前年46.4%)で比較的高い数値で推移している。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・国では、一人でも多くの若者たちの結婚や出産の希望を叶える「希望出生率1.8」の目標を掲げ、平成28年6月に策定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、働き方改革の推進、結婚支援の充実、保育サービスの充実や保育人材の確保等の取組を進めていくこととしている。 ・合計特殊出生率は1.30と低迷が続いており、依然として深刻な状況が続いている。 ・また、育児休業取得率については、男性、女性ともに目標値を大きく下回っており、特に男性は、低い水準で推移している。 ・子育て中の女性の就労意欲は年々高まっており、仕事と子育てを両立できる環境整備の充実や支援が求められている。 |

評価の理由

| | |
|------------------------|---|
| 事業 の 成 果 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業や店舗の協賛を得ながら取り組む「子育て支援パスポート事業(みやぎっこ応援の店制度)」については、子育て世帯向け情報誌への記事掲載や企業と協同したイベント開催、PR動画の活用等によりプロモーションの強化に取り組み、利用登録者、協賛店舗の増加と事業周知を図り、地域で子育てを支援する機運醸成に繋がった。 ・若い世代が妊娠・出産、子育てに関する正しい知識を修得した上で自らのライフプランを考えられるよう、産婦人科医や子育てと仕事を両立している社会人を講師に「大学生のためのライフプランセミナー」を4回(参加者約1,100人)開催したほか、事業内容をまとめた報告紙3万部を県内大学等に配布し、意識啓発を図った。 ・出生率が向上しにくい要因の一つとなっている未婚化・晩婚化の進行への対応として、出会いや結婚を希望する方々を支援するため、引き続き、結婚相談業務のほか、婚活イベントなどの出会いの場の提供を行い、平成28年度からの4年間で82組の成婚実績を上げている。また、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援、子育て世帯向けの優遇融資制度「みやぎっこ応援ローン」などの継続的な取組は、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与しているものと考えている。 ・約450人分の保育所等の整備や様々な支援を実施した結果、前年度の待機児童数(平成30年度:475人)を上回る約550人分の定員を増加させた。保育所等利用待機児童数は目標達成に至っておらず、増大する県民のニーズには十分対応できたとは言えないものの、一定の成果を挙げていると考えられる。 ・また、指定保育士養成施設の学生に対する奨学金や、潜在保育士への就職準備金の貸付け(令和元年度:修学資金等149人)や、保育士人材バンクシステムの運営により、施設と求職者のマッチング(令和元年度:就業者数101人)を実施した。さらに、離職防止研修(令和元年度:初任者研修:257人、中堅者研修:243人)を実施するなど、保育士確保・定着に努めた。(県内認定こども園・認可保育所における保育士就業者数 平成30年度:8,689人→令和元年度:8,921人) ・令和元年10月には、幼児教育の無償化が開始されたが、市町村に対し、国職員を招いて説明会を開催するとともに、国からの情報を速やかに伝達、助言をするなど、市町村の移行作業が円滑に実施できるよう支援した。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援に関しては、県内全市町村において子育て支援センターなどが設置(249箇所)されており、育児相談や情報提供の場など交流の場として一定の成果を挙げていると考えられる。 ・労働者の仕事と子育ての両立を実現できる社会環境の整備等について、時間外労働の縮減や育児休業、年次有給休暇等の取得促進など、働きやすい魅力ある職場の拡大を目指し、令和元年8月に「みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度」を開始し、企業の取組に対し支援した。 ・「宮城県庁における男性職員の育児休業取得率」については、平成27年度から「男性職員の育児参加計画書(新マイバプラン)」の提出を義務化し、さらに管理者向けメールマガジンで制度の周知を図るなど、男性職員の育児参加に係る環境整備に取り組んだ結果、平成27年度以降は大幅に増加(H26:6.9%, H27:14.5%, H28:13.3%, H29:14.5%, H30:15.9%)しており、一定の成果が見られる。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・不登校や引きこもりなど子育てに不安・問題を抱える親や家族に対しては、アウトリーチ機能を持つ児童生徒の心のサポート班((以下サポート班)による家庭支援を行った。 ・教育庁内の横断的な組織である心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム推進委員会に、令和元年度は保健福祉部からは構成員として出席し、情報を共有するとともに連携した支援の充実を図った。 ・不登校児童生徒の社会的自立を支援するみやぎ子どもの心のケアハウスを設置する市町村教育委員会は、令和元年度において19市町村から ・多様化、複雑化している子育てに係る諸問題への対応については、「子どもの心のケア対策庁内連絡会議」や「虐待連絡協議会」等の場を用い、福祉部門・教育部門間の情報共有と、事業の相互利用の促進を諮り、連携体制を強化した。 ・また、県・警察・仙台市の3者間の児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定により、連携体制の構築に努めた。 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拠点となる「子育て世代包括支援センター」の全市町村への設置に向けて、市町村に対し情報提供や助言等の支援を行うとともに、周産期・小児医療体制の充実にも取り組み、安心して出産や子育てができる環境の整備に努め一定の成果が見られ、概ね順調に推移していると考えられる。 ・しかし、目標指標では、「宮城県庁における男性職員の育児休業取得率」は、目標値を達成したものの、その他については目標値を達成していないことから、施策13「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」は、「やや遅れている」と判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代に対する支援の拡充のほか、市町村・企業・NPOなどとの連携・協働による結婚・妊娠・出産・子育てについて切れ目のない支援の実施による少子化対策を総合的に推進する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度から拡充した「乳幼児医療費助成制度」や、新設した「小学校入学準備支援制度」と「子育て世帯向けの優遇融資制度」を継続実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減を図る。 ・「みやぎっこ応援の店」の更なる掘り起こしや事業のPRを行い、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努める。 ・「みやぎ青年婚活サポートセンター」の設置により、結婚相談業務や出会いの機会の創出に努めるとともに、市町村や民間団体が実施する婚活イベントの情報を発信し、結婚を希望する方々を支援する。 ・若いうちから、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識を身に付けてもらうため、大学生向けのセミナーを引き続き開催し、妊娠・出産適齢期を意識したライフプランの形成を支援していく。 ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の拠点となる「子育て世代包括支援センター」が令和2年度末までに全市町村に設置されるよう、引き続き研修や会議における助言などにより市町村を支援し、相談支援体制の充実を図る。 ・不妊に悩む方々に対しては、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精等に要する費用を支援 |

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・企業においては、経営面の取組が重視されがちであり、ワーク・ライフ・バランスの重要性について理解が進んでいない現状があることから、労働者の仕事と子育ての両立が実現できる社会環境を整えるため、継続した意識啓発や企業の取組への支援が必要である。</p> <p>・宮城県庁における男性職員の育児休業等の取得促進のため、育児参加計画書(新マイバプラン)の提出を義務化しているが、一部に未提出の職員もいることから対象全職員の提出に向けた取組が必要である。また、育児休業を取得しやすい環境を整備するため、管理職員に対する更なる意識啓発が必要である。</p> <p>・「子ども・子育て支援新制度」の施行により、地域ごとのニーズに応じたサービスの確保など、市町村による適切な事業実施が必要となっている。前年度の待機児童数を超える定員数が確保できるよう、施設整備を実施しているが、それを上回る潜在的保育ニーズが掘り起こされ、利用希望者の伸びに届いていない。</p> <p>・また、施設数、利用者数の増加に伴い、保育士不足も深刻化している。保育士の業務負担が過重であるにもかかわらず、賃金水準が低いことも、離職につながる要因のひとつと考えられる。</p> <p>・令和元年10月から幼児教育の無償化が開始されたが、様々な保育サービスの利用状況に沿った対応や、支給事務における市町村が抱える不安要素に対して、支援を行う必要がある。</p> <p>・子育て支援拠点については、各市町村に子育て支援センターなどの施設が設置されているものの、子どもの遊び場や子育て中の親が集う場は充足されているとは言えない。特に、子育て中の母親が孤立しないよう、更なる支援が必要である。</p> <p>・スクールカウンセラーの全中学校校配置及び広域カウンセラーによる全小学校への派遣、スクールソーシャルワーカーの全市町村の配置、またアウトリーチ機能を付加したみやぎ子どもの心のケアハウスや児童生徒の心のサポート班の配置など、様々な視点から教育相談の体制整備を図ることにより、再登校率が全国値を上回るなど一定の成果はあるものの、依然として不登校児童生徒在籍者比率は高い。不登校状態の児童生徒のケアの他に、新たな不登校を生まない取組が必要である。</p> <p>・子どもの心身の健康対策、貧困対策、児童虐待防止など多様化・複雑化した子育てに係る諸問題に対応するため、関係機関が連携して心のケア対策の実施に加え、児童虐待防止・対応体制の強化等に努める必要がある。</p> <p>・周産期・小児医療体制の整備においては、構造的な提供体制の不足が課題である中、限られた医療資源の効果的な活用が必要である。</p> | <p>・国の労働関係機関との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村とも連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や、多様なニーズに対応する保育サービスが提供できるよう事業を展開するなど、子育て中の労働者を支援するサービスの提供に努める。</p> <p>・労働者の仕事と子育ての両立が実現できるよう、時間外労働の縮減や柔軟な働き方がしやすい環境整備などの「働き方改革」を推進するため、「みやぎ働き方改革宣言企業・実践企業支援制度」による企業の取組に対する支援等により、企業の働き方改革の機運醸成を図る。</p> <p>・市内イントラを活用した制度の周知や、階層別研修等若年層職員が多く集まる場において普及啓発を実施する。また、管理職員に対しては、管理者向けメールマガジンや会議等の場で制度の周知を更に図るとともに、育児参加計画書が提出された職員について、希望者全員が育児休業を取得できるように業務環境の整備を依頼する。</p> <p>・「子ども・子育て支援新制度」による各種事業が効果的に行われるよう、実施主体の市町村との連携を強化し、各市町村の保育ニーズに応じた保育所等の整備促進を一層強化していく。併せて、事業所内保育施設への支援についても継続していく。</p> <p>・保育士不足を解消するため、「保育士人材バンク」による施設と保育士のマッチングや、潜在保育士への再就職の働きかけを、積極的に行うとともに、保育士修学資金などの各種貸付事業の継続により、就労支援を充実させる。</p> <p>・保育士の賃金水準について、市町村や現場の実情・意見が反映できるよう、国に対して要望していく。また、保育士の負担軽減を図るため、保育補助者の雇上げに加え、保育現場の周辺業務を行う保育支援者の雇上げについての必要な経費を補助し、保育士の確保・定着を図る。</p> <p>・国からの情報を速やかに市町村に伝え助言するなど、市町村の事務作業が円滑に実施されるよう支援する。</p> <p>・子どもや子育て中の親が集まりやすい公共施設内への施設設置などの優良事例を市町村に紹介するなど、地域の実情に応じた環境整備ができるよう、市町村支援を継続していく。</p> <p>・アウトリーチ機能を有するみやぎ子どもの心のケアハウスや県内2事務所を設置している児童生徒の心のサポート班の相談活動を通して、不登校や引きこもりなどの悩みを抱える本人及び親や家族への支援を充実させる。</p> <p>・いじめ・不登校等の未然防止、早期発見、早期解決のために文部科学省の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の活用によるモデル中学校区の指定などにより、「魅力ある学校づくり」に引き続き取り組む。モデル地区の取組については、県内に周知し、将来的な不登校を減少させる。</p> <p>・令和2年度も、「魅力ある学校づくり調査研究事業」における理念や手法を基に県内4市町の4中学校区を指定し、「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」に取り組み、将来的な不登校児童生徒の減少を目指す。(新規1市)</p> <p>・令和2年度は新規事業として、教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の校内での居場所として学び支援教室を設置し、効果的な運営モデルを構築するための事業に取り組み、新たな不登校を生まない取組や学校復帰を希望する児童生徒への支援を充実させる。</p> <p>・心のケア対策については、市町など関係機関と連携し、被災した子どもや保護者を対象とした相談対応等を継続するとともに、支援者育成の取組を強化していく。</p> <p>・児童虐待への対応については、「親権者による体罰の禁止」などを定めた改正児童虐待防止法等が令和2年4月1日から施行されたことを踏まえ、「体罰によらない子育て」を更に推進するとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会の構成機関である地域の学校、幼稚園、保育所、民生委員・児童委員、警察などと連携し、要支援児童をかかえる家庭への見守り・支援体制を強化していく。</p> <p>・周産期医療従事者の確保・育成や処遇改善に向けた継続的な取組に加え、妊婦等の救急搬送先の調整やセミオープンシステムによる医療機関の連携について地域の実状に合わせた体制の強化を図っていく。小児救急医療を補完する電話相談事業(子ども夜間安心コール)は、相談件数が着実に増加しており、継続して実施する。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定 施策の成果について、「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> <p>概ね適切 目標指標3「保育所待機児童数」の分析について、県が当初想定していた「受入予定人数」を記載した上で、受入予定人数分の定員確保は達成しているものの、保育ニーズの高まりにより現在も待機児童が解消されていないことを分かり易く記載する必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>出産・育児に関する諸制度に対する県民の理解が十分に進んでいないということについて、課題と対応方針に記載する必要があると考える。</p> |

施策番号14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 親としての「学び」と「育ち」の支援など、家庭の教育力を支える環境づくりを推進する。 ◇ 家庭・地域・学校・団体や企業等の連携・協働による子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進する。 ◇ 家庭・地域・学校の連携強化に向けた新たな仕組みづくりと学校と地域のコーディネート機能の充実による協働教育を推進する。 ◇ 家庭教育支援・子育て支援に関わる地域人材の養成、子どもの活動拠点づくりなど、支援者・団体のネットワークの構築による地域全体で子育てを支える体制を整備する。 ◇ 学校と地域住民やNPO、企業などの多様な主体と連携・協働した教育活動や地域活動を促進する。 ◇ 地域づくりに向けた学習や活動への子どもたちの参画機会を創出する。 ◇ 貧困など困難を抱えた子どもの養育環境の改善と自立に向けた支援をおこなう。 |
|--|--|

| 目標指標等 | | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|-------|---|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|---------------------|
| | | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | |
| 1 | 朝食を欠食する児童の割合(小学6年生)(%) | 3.7% (平成20年度) | 3.0% (令和元年度) | 3.5% (令和元年度) | C 28.6% | 3.0% (令和2年度) |
| 2 | 平日、午後10時より前に就寝する児童の割合(小学5年生)(%) | 53.5% (平成24年度) | 60.0% (令和元年度) | 67.5% (令和元年度) | A 112.5% | 60.0% (令和2年度) |
| 3 | 平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合(小学5年生)(%) | 43.3% (平成24年度) | 60.0% (平成30年度) | 61.6% (平成30年度) | A 102.7% | 60.0% (令和2年度) |
| 4-1 | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 4.8% (平成28年度) | 2.7% (令和元年度) | 6.2% (令和元年度) | C -66.7% | 2.0% (令和2年度) |
| 4-2 | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 8.1% (平成29年度) | 6.0% (令和元年度) | 10.6% (令和元年度) | C -119.0% | 5.0% (令和2年度) |
| 4-3 | 「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%) | 27.1% (平成28年度) | 21.5% (令和元年度) | 33.8% (令和元年度) | C -119.6% | 20.0% (令和2年度) |
| 5 | 「市町村家庭教育支援チーム」を設置する市町村数(市町村) | 17市町村 (平成27年度) | 30市町村 (令和元年度) | 26市町村 (令和元年度) | C 69.2% | 35市町村 (令和2年度) |
| 6 | 地域学校協働本部を設置する市町村数(市町村) | 0市町村 (平成27年度) | 27市町村 (令和元年度) | 20市町村 (令和元年度) | C 74.1% | 35市町村 (令和2年度) |
| 7-1 | 学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数(企業・団体)(団体) | 190団体 (平成24年度) | 350団体 (令和元年度) | 343団体 (令和元年度) | B 98.0% | 375団体 (令和2年度) |
| 7-2 | 学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数(個人)(人) | 363人 (平成24年度) | 560人 (令和元年度) | 749人 (令和元年度) | A 133.8% | 590人 (令和2年度) |
| 8 | 「みやぎ教育応援団」の活用件数(件) | 2,254件 (平成27年度) | 2,660件 (令和元年度) | 3,090件 (令和元年度) | A 116.2% | 2,760件 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | | やや遅れている |
|--------|---|---------|
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「朝食を欠食する児童の割合」は、平成30年度の4.8%から令和元年度は3.5%と改善がみられた。全国平均(4.7%)より低く、平成20年度の初期値(3.7%)も下回った数値であるが、達成率は28.6%となり、達成度は「C」に区分される。 ・二つ目の指標「平日、午後10時より前に就寝する児童の割合」は、県独自の調査(小学5年生対象)の結果、67.5%であり、達成率は112.5%で、達成度は「A」に区分される。 ・三つ目の指標「平日、午前6時30分より前に起床する児童の割合」は、県独自の調査(小学5年生対象)の結果、61.6%であり、達成率は102.7%で、達成度は「A」に区分される。 ・四つ目の指標「平日に、携帯電話やスマートフォンを勉強以外で使う時間が3時間以上」の児童生徒の割合のうち、小学5年生は令和元年度:6.2%、中学1年生は令和元年度:10.6%、高校2年生は令和元年度:33.8%といずれも増加しており、達成度は「C」に区分される。 ・五つ目の指標「市町村家庭教育支援チーム」を設置する市町村数については、達成率が69.2%であり、達成度は「C」に区分される。 ・六つ目の指標「地域学校協働本部を設置する市町村数(市町村)」については、毎年9市町村ずつ増加することを目標値としたが、目標の27市町村には届かず、20市町村であったため、達成度は「C」に区分される。しかし、他の市町村では6市町村が類似する組織をもっており、今後本部に移行できるように支援していく。 ・七つ目の指標「学校教育を支援する『みやぎ教育応援団』の登録数」については、団体目標値に達せず、達成度は「B」、個人は目標値を達成していることから、達成度は「A」に区分される。 ・八つ目の指標「みやぎ教育応援団」の活用件数については、目標値を達成していることから、達成度は「A」に区分される。 | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査において、類似する取組である震災復興計画の分野6取組2「家庭・地域の教育力の再構築」の調査結果を参照すると、「高重視群」の割合が74.4%(前回69.4%)、「高関心群」の割合が71.9%(前回68.6%)と前回の結果を上回っている。 ・「満足群」の割合も40.5%(前回39.9%)と、前回の結果を上回っているものの低い状況にあるため、取組内容の改善が求められている。 | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災の影響に加え、ライフスタイルの多様化や夜型化の進展、スマートフォン等の急速な普及により、子どもたちの生活習慣等への影響が懸念されるほか、学習意欲や気力・体力の減退など、子どもの健全な育成を阻害する要因にもなっている。また、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化等は、家族や地域の教育力の低下につながっている。 ・令和元年度における県内児童生徒のスマートフォン等の所有率は、小学5年生で47.1%、中学1年生で62.0%、高校2年生で99.6%と年齢が上がるにつれて増加している。 ・本県は震災により、家庭・地域・学校が大きな被害を受け、未だに子どもを育てる環境が十分に整っていない地域がある。また、震災後の地域住民の住環境の整備に伴い、コミュニティの再生や地域の新しいネットワークの構築が課題となっている。 | |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの基本的な生活習慣の定着促進については、みやぎっ子ルルブル推進会議と連携し、平成21年度から「ルルブル(しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル)」の取組を推進しており、親子で体を動かし、「ルルブル」の実践と基本的な生活習慣の確立の契機とするため、「ルルブル親子スポーツフェスタ」や「ルルブルスポーツ教室(野球・サッカー)」を開催したほか、県内40か所の幼稚園、保育所等において「ルルブルロックンロール教室」を実施した。また、年少・年中・年長児及び小学1・2年生に「ルルブル・エコチャレンジポスター」を配布し、各家庭における「ルルブル」の実践を促した(参加者:23,294人)ほか、水族館との連携・協力により新たにルルブルアンバサダーを起用し、情報が届きにくい家庭も含め、「ルルブル」の周知を図った。 ・震災以降、国の委託事業を活用し、「ルルブル」の普及啓発に努めてきたところであり、みやぎっ子ルルブル推進会議の登録会員(令和元年度末:457団体)の増加や、目標値には達していないものの、「朝食を欠食する児童の割合」が前年度から1.3ポイント改善するなど、一定の成果が見られている。 ・学校や家庭でスマートフォン等の正しい利用の仕方やルールについて考え、話し合うための資料として、使用時間と学力の相関関係などを掲載したリーフレットを作成し、小・中学校及び高等学校等に配布したほか、みやぎっ子ルルブルフォーラムにおいてスマートフォンとの付き合い方をテーマに取り上げ、親子でスマートフォン依存にならないよう注意喚起を図った。 ・家庭・地域・学校が協働して子供を育てる体制や志教育の推進体制を図る事業については、各市町村において地域・学校・企業等が連携・協働する取組が推進されてきた。その結果、学校の地域連携担当職員に対するアンケートでは、「児童生徒は、地域のお祭りに参画している」と回答した学校が88.7%あり、地域づくりに向けた学習や地域活動への子供たちの参画機会を創出について大きな成果を挙げている。 ・「市町村家庭教育支援チーム」の設置市町村は、26市町村にとどまったが、1市町村に2つの支援チームができた市町村も見られる。市町村に家庭教育支援チームがあることで地域の実態に応じた家庭教育支援事業につながっていると考える。また、家庭教育支援チームの設置のない市町村においても、県の家庭教育支援チームと市町村の子育てサポーター等が連携しながら保護者を対象にした学びの場の提供ができた。そうした実践の場を通じて、子育てサポーター等の地域人材のさらなる育成と活用、支援チームとして家庭教育支援事業に取り組む重要性を啓発していく。 ・以上により、施策の目的である「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」は、各取組において一定の成果が見られたものの、目標指標の状況や各取組の成果等を勘案し、「やや遅れている」と判断する。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|---|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・震災以降、女川町におけるモデル事業や石巻市における「ルルブル親子スポーツフェスタ」の実施など、沿岸被災地における取組を行うとともに、県内全域で「ルルブル」を推進してきたが、沿岸被災地を含め、県内の基本的な生活習慣の定着促進が進んでいない状況にあることから、各家庭における「ルルブル」の実践につなげていくため、家庭はもとより学校や地域、企業や団体等と連携・協力し、引き続き社会総がかりで子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進に取り組む必要がある。また、全ての家庭において基本的な生活習慣の確立に向けた取組が積極的に行われるよう、子どもの基本的な生活習慣への関心が低い親など、情報が届きにくい親に対する周知方法や個別の対応について検討し、引き続き働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>・スマートフォン等の急速な普及に伴い、児童生徒の所持率が年々増加しているとともに、高校2年生においては1日1時間以上使用している生徒の割合が86.7%に及んでいる。長時間にわたる過度な使用による児童生徒の学力や生活習慣、心身や学校生活、対人関係等へ大きな支障を来すことが懸念されることから、児童生徒やその保護者に対してスマートフォン等の使用に関する問題点や危険性等について注意喚起を図る必要がある。</p> <p>・平成27年の「小・中・高校生スマホ・フォーラム」にて宣言した「わたしたちは家族と話し合い、ルールを決めて携帯・スマホを使います」に則り、家庭や学校で話し合うことを意識した教材の作成などにより、適正利用に向けた取組を各教育現場に浸透させてきたところであるが、取組状況には県内で差が見られることから、今後は個別の学校や市町村教育委員会の取組に対し、より具体的な支援を行っていく必要がある。</p> <p>・地域と学校が連携・協働のもと、一体となって子供を育てていくため、地域学校協働活動の推進と、活動を支える地域学校協働本部の組織化を進めるとともに、教育についての相互理解を深め、家庭・地域・学校のより良い関係づくりを進める必要がある。</p> <p>・子供の学習・体験活動の充実を図ることを目的に推進しているみやぎ教育応援団事業において、令和元年度も「みやぎ教育応援団」への登録数は増加している。特に、平成30年度からは、登録した団体・個人の実質的な活用数を伸ばすことに重点を置き、令和元年度も目標を達成することができたが、更なる拡大を図るため、当該事業について広く周知し、各圏域において企業・団体・個人の登録を増やし、活用促進に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>・子育てサポーター等の家庭教育支援員の数は、年々増加傾向にあるものの、その認知度や市町村の活躍の場はそれほど多くない。また、家庭教育支援チームの設置状況も26市町村と目標を下回っている。今後も、社会全体で子育て・家庭教育を支援していく環境づくりに向けた取組を推進し、家庭や地域の教育力の向上を目指す必要がある。</p> | <p>・「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の普及啓発を進めるとともに、「ルルブル」の実践につなげていくため、「ルルブル・エコチャレンジポスター」の配布など、各家庭に直接働きかける取組を継続する。また、子どもの基本的な生活習慣への関心が低い家庭に対する働きかけを行うため、「ルルブル」に賛同する企業・団体等（ルルブル会員）と連携した取組や、ルルブル会員同士の連携の推進を図る。あわせて、会員団体のほか、マスメディアや市町村教育委員会等との連携・協力をより一層深めながら、各種イベント等での啓発などにより引き続き「ルルブル」の重要性について理解促進と普及啓発を図る。</p> <p>・朝食摂取の重要性について周知し習慣化を促進するための取組を展開し、バランスの取れた食習慣の確立を図る。</p> <p>・スマートフォン等の使用に関する問題点や危険性等について注意喚起を図るため、保護者等を対象とした東北大学加齢医学研究所長川島隆太教授による講演会の開催とともに、スマートフォン等の使用と学力低下の研究結果などを踏まえた周知方法を工夫するほか、総務省東北総合通信局や警察等関係機関と連携した取組を行う。</p> <p>・児童生徒自らが考え、話し合って決めたルールを遵守することで、使用時間抑制に成果が窺える事例も出てきていることから、こうした優良事例を県内の学校や市町村教育委員会に広めるよう、積極的に周知を図る。</p> <p>・情報モラル及び情報リテラシーに関する教育の推進やスマートフォン等を介したいじめ対策等に取り組む。</p> <p>・情報モラルを含む情報活用能力の育成に向け、仙台市及びLINE(株)との提携による小学校から高等学校までの児童生徒の発達段階に応じた教材作成及びその普及に取り組む。</p> <p>・本県が取り組んできた協働教育を更に推進し、地域学校協働本部の組織化やコミュニティ・スクールを推進するとともに、民間企業、地域活動団体、ボランティア団体などとの連携を強化し、団体相互の緩やかなネットワークによる地域の教育力向上を図る。</p> <p>・登録団体と教育関係者等との情報交換やマッチングを目的とした「みやぎ教育応援団マッチング会議」を地域連携担当研修会と同時開催し、学校への周知を図っていく。また、各圏域において既に学校教育支援の活動を行っている企業・団体等に対して、教育事務所や県庁内各課室の関係団体から当該応援団への登録を働きかけるとともに、地方振興事務所等、他部局との連携を図ることにより、登録数の増加を目指す。</p> <p>・「市町村子育て支援・家庭教育支援関係職員研修会」を開催し、子育てサポーターや家庭教育支援チームの設置・活用に向けて呼びかけていく。また、市町村と連携した県家庭教育支援チームの派遣事業を行うことで、子育てサポーターの質の向上や活用の場を広げていく。</p> <p>・家庭教育支援チームが設置されていない市町村には、各教育事務所の担当者や連携しながら「学ぶ土台づくり圏域別研修会」を展開し、その必要性について啓発していく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定</p> <p>概ね適切</p> <p>施策の成果について、「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> <p>スマートフォンの使用制限について一部の市町で取り組まれた好事例を詳しく記載する必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>スマートフォンの使用制限について、一部の市町で取り組まれた好事例について分析し、課題と対応方針を記載する必要があると考える。</p> |

政策番号7

将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり

宮城の確かな未来を構築していくためには、地域の将来を担う子どもの能力や創造性を最大限に引き出す教育環境の整備が必要である。児童生徒が自らの進路実現に向けて、希望を達成できるような確かな学力の定着が求められる中で、本県児童生徒の学力は、全国平均を下回っていることなどから、学力を向上させることが急務となっている。このため、学力の向上に重点を置き、教員の一層の教科指導力向上や、学校と家庭との連携などにより、確かな学力の定着に向けた実効性のある取組を進めるとともに、社会の変化に対応した教育を推進する。

また、地域社会との連携の下で、東日本大震災からの復興を担う一員であることの自覚、公共心や健全な勤労観など、将来にわたり社会の中で生きていく力をはぐくみ、児童生徒の豊かな人間性と社会性、たくましく健やかな体の育成を図る。

さらに、地域のニーズや社会情勢に対応し、児童生徒が意欲と志をもって学習できる環境の整備を進める。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | | 施策評価 |
|-------------------------------------|-------------------|--------------------------|--|---------------------|---|---------|
| | | | 実績値 (指標測定年度) | 達成 度 | | |
| 15 | 着実な学力向上と希望する進路の実現 | 719,799 | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 88.4% (令和元年度) | B | やや遅れている |
| | | | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 88.9% (令和元年度) | A | |
| | | | 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%) | 52.3% (令和元年度) | B | |
| | | | 全国平均正答率とのかい離(小学6年生)(ポイント) | -4ポイント (令和元年度) | C | |
| | | | 全国平均正答率とのかい離(中学3年生)(ポイント) | -1ポイント (令和元年度) | C | |
| | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%) | 92.7% (令和元年度) | A | |
| | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%) | 67.2% (令和元年度) | B | |
| | | | 児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%) | 12.4% (令和元年度) | C | |
| | | | 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離(ポイント) | 1.5ポイント (平成30年度) | A | |
| | | | 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離(ポイント) | 0.6ポイント (平成30年度) | A | |
| | | | 体験活動やインターンシップの実施校率(体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合)(%) | 85.6% (平成30年度) | B | |
| | | | 体験活動やインターンシップの実施校率(職場体験に取り組む中学校の割合)(%) | 98.5% (平成30年度) | B | |
| | | | 体験活動やインターンシップの実施校率(公立高等学校生徒のインターンシップ実施校率)(%) | 72.7% (令和元年度) | B | |
| | | | 県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の参加者数(悉皆研修を除く)(人) | 4,063人 (令和元年度) | A | |
| 県立学校での一斉学習における「MIYAGIStyle」の実施校数(校) | 63校 (令和元年度) | A | | | | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------|-----------|--|----------------------|---|---------|
| 16 | 豊かな心と健やかな体の育成 | 2,258,932 | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 84.4% (令和元年度) | B | やや遅れている |
| | | | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 71.1% (令和元年度) | B | |
| | | | 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 94.6% (令和元年度) | A | |
| | | | 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 93.8% (令和元年度) | B | |
| | | | 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)(%) | 0.81% (平成30年度) | C | |
| | | | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)(%) | 4.87% (平成30年度) | C | |
| | | | 不登校児童生徒の在籍者比率(高等学校)(%) | 2.85% (平成30年度) | C | |
| | | | 不登校児童生徒の再登校率(小・中)(%) | 26.7% (平成30年度) | C | |
| | | | 「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(小学校)(%) | 98.1% (令和元年度) | B | |
| | | | 「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(中学校)(%) | 98.4% (令和元年度) | B | |
| | | | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 小学5年生(男)(ポイント) | -0.36ポイント (令和元年度) | C | |
| | | | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 小学5年生(女)(ポイント) | -0.33ポイント (令和元年度) | C | |
| | | | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 中学2年生(男)(ポイント) | +0.08ポイント (令和元年度) | B | |
| | | | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 中学2年生(女)(ポイント) | -1.01ポイント (令和元年度) | C | |
| 17 | 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり | 1,671,092 | 保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合(小学校)(%) | 77.2% (令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 保護者及び地域住民等に対して学校公開を実施している学校(小・中)の割合(中学校)(%) | 56.7% (令和元年度) | B | |
| | | | 学校関係者評価を広く公表している県立高等学校の割合(%) | 77.9% (平成30年度) | B | |
| | | | 学校外の教育資源を活用している公立高等学校の割合(%) | 87.2% (令和元年度) | B | |
| | | | 特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%) | 35.2% (令和元年度) | B | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| 政策評価 | やや遅れている |
|--|---------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」に向けて、3つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策15については、平成31年度(令和元年度)の全国学力・学習状況調査における「全国平均正答率とのかい離」は、小学生・中学生ともに全国平均値を下回った。「児童生徒の家庭等での学習時間」については、中学生・高校生では目標値を下回った一方、小学生は目標値を上回るとともに、前年度実績も上回った。「現役進学達成率」及び「就職決定率」については、全国平均を上回るとともに、目標値も上回った。学力向上については、新たに学力向上マネジメント・アドバイザーの派遣等による意欲ある市教育委員会への支援を開始したほか、算数に対する興味・関心を喚起するための「算数チャレンジ大会(算チャレ)2019」の開催などの取組を実施した。教育の情報化については、ICTを活用した授業スタイルである「MIYAGI Style」による公開授業の実施などによる普及・定着を促進するとともに、「学校運営支援統合システム」について、特別支援学校への導入に向けた検討や在(庁)時間記録等の機能改修によるシステムの最適化を進めたほか、仙台市教育委員会及びLINE(株)との連携による情報活用能力育成のための教材作成に取り組んだ。また、幼児教育については、「幼児教育センター機能」の構築に向けた検討を行い、基本的な在り方を整理するなど、各取組において一定の成果が見られたものの、目標指標の達成状況等も勘案し、「やや遅れている」と評価した。</p> <p>・施策16については、「『将来の夢や目標を持っている』と答えた児童生徒の割合」は目標値を下回ったが、「『人の役に立つ人間になりたいと思う』と答えた児童生徒の割合」は小学生が目標値を上回り、中学生も達成率が99%を超える結果となるなど、社会や多くの人と関わることにより、目標を持ち、社会に貢献しようとする気持ちが育っていると考えられる。不登校児童生徒への支援については、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりを進めるため、モデル市町村の1中学校区を指定し、取り組んできた結果、新規不登校の出現が抑制されるなど、一定の成果が見られた。また、「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離」については、体力合計点が小学5年生男子で過去最高順位を記録し、中学2年生男子で全国平均を上回ったものの、依然として小・中学生の男女ともに目標値を下回り、体力・運動能力の向上をはじめ、施策全体として今後更なる取組の必要性があることから、「やや遅れている」と評価した。</p> <p>・施策17については、目標値を達成した目標指標はないものの、達成率は全て90%前後であり、特に「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」は過去最高値となった。また、「第3期県立高校将来構想」に基づく学びの多様化への対応に向けた「新たなタイプの学校」や「定時制」の検討を進めたほか、学校関係者評価結果の公表により学校経営の透明性の向上と地域から信頼される魅力ある学校づくりを推進するとともに、特別支援学校の狭隘化対策として(仮称)仙台南部地区特別支援学校の開校に向けた準備を進めるなど、各取組において一定の成果が見られたことから、「概ね順調」と評価した。</p> <p>・以上のことから、施策17を「概ね順調」と評価したものの、施策15及び施策16を「やや遅れている」と評価したことから、政策全体としては「やや遅れている」と評価する。</p> | |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策15では、各教科における基礎的・基本的な学習内容の定着に課題が見られることなどから、児童生徒に主体的な学習習慣を身に付けさせるとともに、基礎的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を高めることが必要であり、引き続き児童生徒の確かな学力の育成と教員の教科指導力の向上を図る必要がある。</p> <p>・また、小・中学生の学力は県全体としては長年改善されていないものの、一部の市町村教育委員会では大幅な改善が見られることから、成果を挙げている取組事例を県全体に確実に普及させるなど、市町村教育委員会と課題意識を共有し、連携して取り組んでいくことが必要である。</p> | <p>・施策15については、新学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を促進し、「分かる授業」につなげることで、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、自ら学びに向かう姿勢を身に付けるよう導くことで、主体的に学習に取り組む態度や思考力・判断力・表現力等の育成を図る。</p> <p>・「学力向上に向けた小中連携が進んでいない」、「学力調査の結果が授業改善に生かされていない」など、学力向上に向けて課題を抱えている市教育委員会に対して、県教育委員会が学力向上マネジメント・アドバイザーの派遣等を行い、各市の抱える課題、特に学力向上のためのPDCAサイクル上の課題を明確にし、解決に向けて重点的・継続的に支援する。また、得られた成果を県内市町村へ水平展開し、本県の公立小・中学校における学力の全体的な底上げを目指す。</p> |
| <p>・「学ぶ土台づくり」の推進による幼児教育の充実や小・中学校及び高等学校等における「志教育」を一層推進することで、宮城の復興を支える人材の育成に引き続き取り組むことが必要である。</p> | <p>・幼児教育と小学校教育の円滑な接続や幼稚園教員・保育士・保育教諭等の資質向上に向け、啓発資料による保幼小接続期カリキュラム実践の奨励、保幼小合同の研修会の実施、園内研修のサポート等を目的とした幼児教育アドバイザーの派遣等の取組のさらなる充実を図るとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の内容面の質の向上を図るため、「幼児教育センター機能」を整備する。</p> <p>・「志教育」のこれまでの検証結果を踏まえ、志教育フォーラムや志教育推進地区等の在り方を見直し、より地域や企業との連携を重視した取組とするなど、小・中・高等学校の発達段階を踏まえた志教育の一層の推進を図る。</p> |
| <p>・ICTの進展に対応し、本県の実態に即した方法で、教育の情報化を着実に進めていく必要がある。</p> | <p>・教員のICT活用指導力の向上やICT活用による教育効果の明確化とその周知等により、引き続き、ICTを活用した授業スタイルである「MIYAGI Style」の普及・定着に向けた取組を進めるとともに、国のGIGAスクール構想も踏まえながら、教員用・生徒用タブレットPC等のICT環境の整備を進める。</p> |
| <p>・施策16では、児童生徒の心のケア、いじめ・暴力行為等をはじめとする問題行動が社会問題となっており、本県の不登校児童生徒の割合も全国平均より高い状況が続いていることなどから、道徳教育や様々な体験活動等を通して、思いやりがあり感性豊かな子供たちを育むとともに、スクールカウンセラー等によるきめ細かな対応を継続的に実施する必要がある。</p> | <p>・施策16については、不登校を生まない学校づくりのために、「子供の声を聴き・ほめ・認める授業づくり」「子供が互いに認め合う学級づくり」が必要であり、全ての学校で「学力向上に向けた5つの提言」を実践するよう学校訪問等で推進していくとともに、家庭や地域と連携し、自己有用感を高める「志教育」を一層推進する。</p> <p>・各学校へのスクールカウンセラーの配置の継続や、加配教員の配置、退職教員・警察官OB等の心のケア支援員の配置により、校内生徒指導体制の充実を図る。また、県に2人のスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを配置し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行い、関係機関と有効な連携体制を構築していく。</p> |
| <p>・心のケア・いじめ・不登校等に対応する相談・指導体制の充実や問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決に向けた取組を、学校と家庭、地域、市町村教育委員会や関係機関等と連携を図りながら進めていくとともに、県民を巻き込んだ運動となるよう働き掛けていく必要がある。また、新たな不登校を生まない根本的な未然防止の観点から、学校の取組を見直し、将来的な不登校を減少させる必要がある。</p> | <p>・不登校やいじめを生まない学校づくりに向け、文部科学省の「魅力ある学校づくり調査研究事業」の活用によるモデル中学校区の指定などにより、「魅力ある学校づくり」に取り組み、得られた成果や研究手法を「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」として、行動計画に基づく授業や行事等の改善が全教職員の共通理解のもと着実に進められるよう、域内はもとより県内に普及していく。あわせて、長期欠席状況調査等の結果の分析と対応を周知し、各学校に位置付けた「いじめ対策・不登校支援担当者」を中心とした組織的・機能的な生徒指導体制の確立を促進するとともに、教育庁内に設置した「心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチーム」や、大河原教育事務所と東部教育事務所に設置した「児童生徒の心のサポート班」の巡回訪問等実効性のある施策に活用する。</p> <p>・教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の学校内での居場所づくりに取り組み、その運営モデルを構築することで、主体的に学校復帰を希望する児童生徒や不登校傾向にある児童生徒の学力の向上と自立支援を図る。</p> <p>・いじめ・不登校等により支援を必要とする児童生徒等の学校復帰や自立支援のために市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」の運営を支援するとともに、教育支援センターとしての機能強化や保健福祉部等関係機関との連携強化を推進する。</p> |

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・震災前から本県児童生徒の体力・運動能力は全国平均を下回る傾向が続いており、全県的な課題である。学校の統合が進み、スクールバスによる登下校の長時間化に伴い、児童生徒の体力・運動能力や生活習慣等への影響が懸念される。また、ゲーム機やスマートフォン、コンピュータの普及により、それらの画面を見る時間(スクリーンタイム)が多くなることによる児童生徒の運動時間減少が問題視されている。さらに、運動だけではなく規則正しい生活習慣や食生活の定着について学校として組織的な取組の充実を図っていく必要がある。</p> <p>・施策17では、少子化の進展に伴う学校の小規模化など、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、適正規模を踏まえた学校再編を進めるとともに、社会的要請や地域における県立高校への期待等を踏まえた魅力ある学校づくりを推進するほか、本県教育の柱である「志教育」の考え方にに基づき、生徒の望ましい職業観や勤労観などを育成するため、企業等と連携した取組を更に推進する必要がある。また、各学校において教育目標の達成状況を分析するために効果的な学校評価項目を設定するとともに、学校関係者評価結果を外部に公表することで評価の信頼性を高め、地域に開かれ信頼される学校運営やより実効性のある学校改善を推進する必要がある。</p> <p>・少人数学級や少人数指導により、一定の効果は見られているものの、県全体で問題を解消するためには、それぞれの学校及び学級の状況に応じて必要となる必要なマンパワーを充てるなど、柔軟な対応をしていく必要がある。</p> <p>・教員志願者の拡大と採用者の質の確保の両立を図るため、教員採用選考方法の改善や教員の資質・能力向上に取り組む必要がある。</p> <p>・特別支援教育については、「宮城県特別支援教育将来構想」の推進や特別支援学校における狭隘化の解消のほか、学習の質や効果を高めるための教育環境の整備等に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>・政策全体の課題として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校の臨時休業等により、学力や体力・運動能力の低下、基本的生活習慣の乱れ、不安やストレスによる心の問題など、子供たちへの様々な影響が懸念されており、今後の状況次第では影響の長期化も想定される。</p> | <p>・体力・運動能力については、体力・運動能力の向上が全県的な課題であることから、長期的視点からの対策として、小学校1年生から高校3年生までの12年間にわたって活用する体力・運動能力記録カードの作成や調査・分析を継続していくとともに、短期的視点からの対策として、運動への意欲を高めていくために実施してきた「Webなわ跳び広場」を継続して実施していく。さらに、「子どもの体力・運動能力向上拡充合同推進会議」を継続して開催し、幼児期から小・中・高等学校まで継続した、児童生徒の運動機会の創出と運動への意欲を高める手立てや各学校における体力・運動能力向上に向けた組織的な取組の充実を図る。</p> <p>・家庭と連携したスクリーンタイムの削減に向け、「元気アップ通信」により啓発を促していく。</p> <p>・民間企業や大学等と連携した優れた事業提案により、運動習慣の確立や効率的かつ効果的な部活動等の推進を図ることで、児童生徒の体力・運動能力の向上を目指す。</p> <p>・施策17については、「第3期県立高校将来構想」に基づき、学校の活力維持と生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育環境や教育の機会均等を確保することができるよう再編等の検討を進めていく。また、学校評価については、各校の学校目標の達成のため、効果的な学校評価の在り方について研修会で取り上げ、適切で効果的なカリキュラムマネジメントの核として活用できる学校評価となるよう支援する。特に学校関係者評価結果の積極的な情報発信に努め、学校経営の透明性の確保を図り、地域に開かれ、地域から信頼される魅力ある学校づくりの実現に結び付ける。</p> <p>・各学校に対して「志教育」の一層の理解促進と普及啓発を図るとともに、適切な進路指導を行うため、企業や関係機関等との連携を積極的に進めながら、民間企業のほか、大学の研究機関など生徒の希望進路に配慮したインターンシップの受入先の拡充を図る。また、大学や研究機関と連携した講義の開催や社会人講師を学校へ招聘するキャリアセミナーの開催を引き続き支援していく。</p> <p>・少人数学級の対象学年の拡充について、引き続き国に要望していくとともに、それぞれの学校及び学級に即した対応を行う。</p> <p>・教員の確保と資質向上については、令和2年度実施の教員採用試験において、宮城県元職特別選考の導入や教職経験者特別選考の要件の拡大などの見直しを行う。また、大学と連携した研修や学校インターンシップを拡充して実施することにより、学生の教職に対する志を高めるとともに、養成、採用及び研修の一体的な充実を図る。</p> <p>・特別支援教育については、「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)」に基づき、障害のある児童生徒の心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備や地域社会への参加を推進するための環境整備に向けた関係者の理解促進に取り組むとともに、知的障害のある生徒のニーズに対応するため、小・中・高校の校舎や余裕教室を活用した分校等の設置など更なる教育環境の整備に取り組むほか、本县的な取組として、仙台南部地区への特別支援学校の新設について新校舎の設計等の具体的な作業を進める。</p> <p>・市町村教育委員会との情報共有を密にし、常に教育現場の状況と子供たちや家庭への影響の把握に努めながら、必要な対策を講じていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 意見内容 |
|--------|-------|-------------------|------|
| | | 政策を推進する上での課題と対応方針 | 適切 |

施策番号15 着実な学力向上と希望する進路の実現

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 児童生徒の発達段階に応じた「志教育」を推進する。 ◇ 幼児教育の充実に向けた「学ぶ土台づくり」を推進する。 ◇ 家庭学習に関する啓発や家庭における学習環境等の整備など、児童生徒の学習習慣定着に向けた取組を推進する。 ◇ 学校と家庭の連携による確かな学力の定着に向けた実効性のある取組を推進する。 ◇ 主体的・対話的で深い学び(「アクティブラーニング」)の視点による授業改善を推進する。 ◇ 児童生徒の授業理解に向けた教員の教科指導力向上や学習指導体制の工夫を図る。 ◇ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続や、学びの連続性を踏まえた小学校・中学校・高校の連携を強化する。 ◇ 地域の進学指導等の拠点となる高校での取組の充実とその成果の普及を推進する。 ◇ 児童生徒の進路選択能力の育成に向けた指導体制の充実と教員の進路指導に関する能力・技能の向上を図る。 ◇ 高校生一人ひとりが勤労観・職業観を育み、希望する進路が着実に実現できる進路指導の充実を図る。 ◇ 産業界などとの連携による児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実を図る。 ◇ 地域の進学指導等の拠点となる高校での取組の充実とその成果の普及を推進する。 ◇ 県内の高校と大学間での高大連携の推進とその成果の普及を推進する。 ◇ 国際的に活躍できるグローバル・リーダー、社会の変化や産業の動向等に対応した専門的職業人などの育成を推進する。 ◇ 英語力の向上に向けた教育や国際的視野を広める体験活動等の充実を図る。 ◇ 帰国・外国籍児童生徒等に対する学習面や学校生活面におけるきめ細かな支援を推進する。 ◇ 情報モラル教育を含む情報教育の充実や教科指導におけるICT活用などによるICT教育を推進する。 ◇ 社会形成・社会参加に関する教育(シチズンシップ教育)や環境教育を推進する。 ◇ 自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進する。 |
|--|---|

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) | | 計画期間目標値(指標測定年度) |
|--|--|---------------------|--|-------------|--------------------|
| | 初期値(指標測定年度) | 目標値(指標測定年度) | 実績値(指標測定年度) | 達成度 | |
| | 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| 1-1 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(小学5年生)(%) | 90.0% (平成27年度) | 90.8% (令和元年度) | 88.4% (令和元年度) | B 97.4% | 91.0% (令和2年度) |
| 1-2 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(中学1年生)(%) | 88.3% (平成29年度) | 88.9% (令和元年度) | 88.9% (令和元年度) | A 100.0% | 89.2% (令和2年度) |
| 1-3 「授業が分かる」と答えた児童生徒の割合(高校2年生)(%) | 43.8% (平成20年度) | 53.0% (令和元年度) | 52.3% (令和元年度) | B 98.7% | 54.0% (令和2年度) |
| 2-1 全国平均正答率とのかい離(小学6年生)(ポイント) | -4.6ポイント (平成20年度) | 0ポイント (令和元年度) | -4ポイント (令和元年度) | C 13.0% | 0ポイント以上 (令和2年度) |
| 2-2 全国平均正答率とのかい離(中学3年生)(ポイント) | -0.6ポイント (平成20年度) | 0ポイント (令和元年度) | -1ポイント (令和元年度) | C -66.7% | 0ポイント以上 (令和2年度) |
| 3-1 児童生徒の家庭等での学習時間(小学6年生:30分以上の児童の割合)(%) | 83.5% (平成20年度) | 92.6% (令和元年度) | 92.7% (令和元年度) | A 100.1% | 93.0% (令和2年度) |
| 3-2 児童生徒の家庭等での学習時間(中学3年生:1時間以上の生徒の割合)(%) | 63.1% (平成20年度) | 68.6% (令和元年度) | 67.2% (令和元年度) | B 98.0% | 69.0% (令和2年度) |
| 3-3 児童生徒の家庭等での学習時間(高校2年生:2時間以上の生徒の割合)(%) | 13.4% (平成20年度) | 20.0% (令和元年度) | 12.4% (令和元年度) | C 62.0% | 20.0% (令和2年度) |
| 4 大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離(ポイント) | -1.0ポイント (平成20年度) | 1.3ポイント (平成30年度) | 1.5ポイント (平成30年度) | A 100.2% | 1.5ポイント (令和2年度) |
| 5 新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離(ポイント) | -0.7ポイント (平成20年度) | 0.5ポイント (平成30年度) | 0.6ポイント (平成30年度) | A 100.1% | 0.5ポイント (令和2年度) |
| 6-1 体験活動やインターンシップの実施校率(体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合)(%) | 81.7% (平成24年度) | 88.6% (平成30年度) | 85.6% (平成30年度) | B 96.6% | 90.0% (令和2年度) |
| 6-2 体験活動やインターンシップの実施校率(職場体験に取り組む中学校の割合)(%) | 95.2% (平成24年度) | 98.6% (平成30年度) | 98.5% (平成30年度) | B 99.9% | 99.0% (令和2年度) |
| 6-3 体験活動やインターンシップの実施校率(公立高等学校生徒のインターンシップ実施校率)(%) | 62.2% (平成24年度) | 76.0% (令和元年度) | 72.7% (令和元年度) | B 95.7% | 80.0% (令和2年度) |
| 7 県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の参加者数(悉皆研修を除く)(人) | 1,773人 (平成27年度) | 2,500人 (令和元年度) | 4,063人 (令和元年度) | A 162.5% | 2,700人 (令和2年度) |
| 8 県立学校での一斉学習における「MIYAGI Style」の実施校数(校) | 11校 (平成27年度) | 40校 (令和元年度) | 63校 (令和元年度) | A 179.3% | 50校 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | やや遅れている |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「『授業が分かる』と答えた児童生徒の割合」については、小学生と高校生は目標値を若干下回ったため達成度「B」に、中学生は目標値と同等であることから達成度は「A」に区分される。 ・二つ目の指標「全国平均正答率とのかい離」は、小学生、中学生ともに全国平均値を下回ったことから達成度は「C」に区分される。 ・三つ目の指標「児童生徒の家庭等での学習時間」は、小学生は達成度「A」、中学生は達成度「B」に区分されるものの、高校生は家庭等で2時間以上学習する割合が低い水準にとどまっております達成度は「C」に区分される。 ・四つ目の指標「大学等への現役進学達成率の全国平均値とのかい離」は、目標値を上回り、達成度は「A」に区分される。 ・五つ目の指標「新規高卒者の就職決定率の全国平均値とのかい離」は、目標値を上回り、達成度は「A」に区分される。 ・六つ目の指標「体験活動やインターンシップの実施校率」は、小学校、中学校及び高等学校ともに達成度は「B」に区分される。 ・七つ目の指標「県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修会の参加者数」は、保育士等キャリアアップ研修の受講者の増加等により目標値を上回る参加者数となり、達成度は「A」に区分される。 ・八つ目の指標「県立学校での一斉学習における「MIYAGI Style」の実施校数」は、ICT機器を計画的に整備することとしており、達成度は「A」に区分される。 ・以上のとおり、本施策の目標指標の状況は、達成度「A」が6つ、達成度「B」が6つ、達成度「C」が3つとなっている。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査においては、類似する取組である震災復興計画の政策6施策1「安全・安心な学校教育の確保」の調査結果を参照すると、高重視群の割合は78.3%(前回75.1%)、満足群の割合は43.7%(前回42.7%)である。 ・震災からの復興を実現するためには次代を担う人材の育成が急務であることから、児童生徒や地域のニーズに応じた魅力ある学校づくりに対する期待は、前回調査と同様に高い割合を維持している。一方、県民の満足度は前回より1.0ポイント増加しているものの、決して高くない状況にある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災の体験を踏まえながら、自らが社会で果たすべき役割を自覚し、学ぶことの意義を再認識させる取組が求められている。 ・社会人としてのより良い生き方を求め、将来にわたって地域社会を支える一員としての自覚と態度を育てるとともに、その実現に向けて、学習をはじめとする学校内外の活動に意欲的に取り組む児童生徒の育成が求められている。 ・富県宮城の実現と東日本大震災からの復興に貢献する、高い志と専門性を有した次代を担う産業人・職業人の育成が求められている。 ・平成18年に改正された教育基本法において、幼児教育の重要性が明確に位置づけられ、平成30年度から幼児教育において育みたい資質・能力等を取りまとめた新たな幼稚園教育要領及び保育所保育指針等が実施されている。また、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されている。 ・中央教育審議会答申ではインターンシップについて、大学進学希望者が多い普通科の高等学校においても、大学等の専門機関で実施する就業体験活動(いわゆる「アカデミック・インターンシップ」)を充実するなど特性を踏まえた多様な展開について提言されている。 ・学習指導要領等の改訂を踏まえ、学習意欲を喚起し、望ましい学習習慣を身に付けさせながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められているため、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、それらを活用して思考・判断・表現する力を育成するなど、生涯にわたって学び続ける力の育成が重要となっている。また、新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力等と同等に学習の基盤となる資質・能力と位置づけられた。 ・スマートフォン等の急速な普及に伴い、過度な使用による児童生徒の学力や生活習慣等への影響が懸念されている。 ・子どもたちの「確かな学力」を育成するためには、分かりやすい授業を実現することが必要であり、その指導方法の一つとして、教員がICTを効果的に活用した授業を展開することが重要となっている。また、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間を確保するために校務の情報化を進めるなど、「教育の情報化」を推進することが求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「志教育」については、推進指定地区(5地区)での事例発表会や「志教育フォーラム2019」の開催等を通じて普及啓発を図った。また「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」が「特別の教科 道徳」の時間において一層の活用が図られるよう、指導する際に参考になる指導資料の活用を促した。 ・学力向上については、成果を挙げている市町村の取組を普及させる観点から、学力向上に向けて課題を抱えている4つの市教育委員会に対し、新たに学力向上マネジメント・アドバイザーの派遣等を行い、小・中学校のモデル校において、学力向上の自律的なPDCAサイクルの確立に向けた支援を行った。また、指導主事訪問では、協働による授業づくりを行うことで、組織的な取組により教員の授業力の向上を図る学校が多く見られるようになった。さらに、算数の力を高めるため、県内の小学生を対象に「算数チャレンジ大会(算チャレ)2019」を開催し、285チーム855人が参加した。大会を通して、算数の学習に対する興味・関心の喚起を図った。 ・進路達成については、高等学校における進学拠点校等充実普及事業の拠点校における取組の充実や連携コーディネーター等の配置により、進路指導体制の充実が図られ、現役進学達成率は全国平均を上回り、就職内定率は前年度に引き続き高水準となった。 ・「みやぎ産業教育フェア」を開催し、専門高校等の学習成果を広く紹介するとともに、次代につながる新たな産業教育の在り方を発信することで、次代を担う産業人・職業人としての意識啓発と志の醸成を図った。 ・現場実習や企業等の熟練技能者による実践授業等を通じて、実践的な知識や技能、ものづくり産業に対する理解を図り、地域産業を支える人材の育成・確保を図った。 ・「教育の情報化」を推進するため、情報化推進リーダー研修会や教育の情報化担当者会議を開催したほか、「MIYAGI Style(一斉学習におけるICTを活用した授業スタイル)」による公開授業を実施するなど、普及・定着を促進した。また、平成30年度から各県立学校が授業で使用する教室にプロジェクタ等の提示装置の整備と、学校規模に応じた教員用タブレットPCの整備を令和3年度までの4か年計画だったものを1年間前倒しし、令和2年度までの3か年で行い、MIYAGI Styleの「一斉学習」を進める環境の整備を一層推進することとした。さらに、校務の情報化を進めるため県立高校全校に整備している「学校運営支援統合システム」の操作研修会等を開催し利用促進を図るとともに、特別支援学校への導入に向け、特別支援版システムの開発を行い、令和2年9月からの試験導入に向け取り組んでいる。あわせて、在校(庁)時間記録等の機能を改修するなど、より使いやすいシステムとなるよう最適化を図った。 ・仙台市教育委員会及びLINE(株)との連携による小学校低学年から高等学校までの発達段階に応じた情報活用能力育成のための教材作成に取り組み、平成30年度に開発した「みやぎ情報活用ノート(小学校編)」に引き続き、「みやぎ情報活用ノート(中学校編)」を共同開発した。 ・平成30年度に作成した啓発資料を活用し、研修会等において保幼小接続期カリキュラムの実践を奨励するなど、幼児教育の充実に向けた取組を継続して実施したほか、幼児教育をさらに推進するための体制として、「幼児教育センター機能」の構築に向けた検討を行い、基本的な在り方を整理した。 ・以上のことから、各取組において一定の成果が見られたものの、目標指標の達成状況等も勘案し、本施策の評価は「やや遅れている」と判断する。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・宮城の復興を担う人材を育成するためには、小・中・高等学校の全時期において、社会における自己の果たすべき役割を主体的に考えながら、より良い生き方を主体的に探求するように促す「志教育」の一層の推進が必要である。</p> <p>・「志教育」を推進して令和元年度で10年が経過したが、志教育フォーラムの参加者は近年教育関係者に留まっており、広く県民に啓発できたとは言いがたい。また、推進指定地区とそれ以外の地区の取組に差があることや、小・中・高等学校間の接続が不十分であることなど、新たな課題が明らかになってきたことから、これらを改善する取組が必要である。</p> <p>・幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期として捉え、小学校へ入学する時期までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指す「学ぶ土台づくり」の取組が、家庭等において着実に実践されるよう普及啓発を継続するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の内容面の質の向上を図るため、幼児教育推進体制の整備を進める必要がある。</p> <p>・高等学校における学力の定着を図るためには、小・中学校段階で主体的な学習習慣の定着を図るほか、基礎的な知識及び技能の習得や思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を高めるとともに、必要に応じて中学校までの学習内容の学び直しを行うことが求められる。また、高校生については、家庭等で平日2時間以上学習する割合が、1年次から2年次にかけて大きく減少している。平日に「スマートフォンや携帯電話」の使用に最も時間をかけている生徒が年々増加し、1日2時間以上使用している割合は60%にもなる。家庭学習に「集中できない」と回答した生徒の6割強が、これらを原因として挙げていることから、家庭生活や学習活動に影響を及ぼさないよう家庭と連携した対策が必要である。</p> <p>・全国学力・学習状況調査及び県独自の児童生徒学習意識等調査の結果から、各教科における基礎的・基本的な学習内容の定着に課題が見られ、特に算数・数学については、小・中学校ともに全国平均正答率を下回っている。県全体としてはこうした状況が長年改善されていないものの、様々な取組を通して、一部の市町村教育委員会では大幅に改善されていることから、成果を挙げている市町村教育委員会の取組を県全体に確実に普及させるなど、教員の教科指導力向上をはじめ、市町村教育委員会と課題意識を共有し、連携して取り組んでいくことが必要である。</p> | <p>・これまで県単位で開催してきた志教育フォーラムについては、指定地区における実践発表会を志教育フォーラムとし、地域と連携した小・中・高等学校における志教育の推進に取り組むとともに、家庭や地域における志教育への理解促進を企業と連携しながら、進めていく。</p> <p>・これまでの志教育推進地区の指定を県内5地区から、県内2中学校区に絞り、より重点的に取組を推進するとともに、これまで指定を受けていない市町を新たに指定する。</p> <p>・指定地区においては令和2年度から本格的に導入する児童生徒理解のための個人資料である「キャリア・パスポート」の活用について意見を求め、小・中・高の発達の段階を踏まえた志教育の一層の推進を図る。</p> <p>・「学ぶ土台づくり」普及啓発リーフレットの配布・説明、広報紙「学ぶ土台づくり」便りの発行、出前講座の実施等により、「学ぶ土台づくり」の必要性・重要性の理解促進を図るほか、第3期「学ぶ土台づくり」推進計画の終期を踏まえ、これまで以上に家庭等の実践につながるような取組の在り方を検討する。</p> <p>・幼児教育と小学校教育の円滑な接続や幼稚園教員・保育士・保育教諭等の資質の向上を図るため、啓発資料による保幼小接続期カリキュラム実践の奨励、保幼小合同の研修会の実施、園内研修のサポート等を目的とした幼児教育アドバイザーの派遣等の取組のさらなる充実を図る。</p> <p>・幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育の内容面の質の向上を図るため、公私・施設類型の区別なく、専門・専任の職員が、研修・支援とその基盤となる研究の3つの取組を行う「幼児教育センター機能」を整備する。</p> <p>・小・中学校においては、指導主事学校訪問や学力向上研究指定校事業及び各種研修会を通して、新学習指導要領で求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を促進し、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、主体的に学習に取り組む態度や思考力・判断力・表現力等の育成を目指していく。</p> <p>・高等学校においては、課題や小テストなど質と量を工夫しながら学習目標の提示と振り返りの機会を提供し、個々の生徒が興味関心を持ち、自ら課題解決に取り組むよう「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進することで、「分かる授業」につなげ、基礎的な知識・技能の定着と身に付けた知識等の活用を図っていくことが重要である。また、生徒が生活リズムを整えながら学校生活を送ることができるよう、面談等で自身の学習習慣や生活習慣の振り返りを促すなど、家庭と学校が連携しながら生活習慣の改善に取り組む。さらに、「志教育」の充実のために、地域とも連携することで、変化の激しく予測困難な社会の中で自分が果たすべき役割を自覚させながら、人と人のかかわりの中で、より良い生き方を求めさせ、自己教育力を高める取組を進めていく。</p> <p>・スマートフォン等の使用に関する問題点や危険性等について注意喚起を図るため、保護者等を対象とした東北大学加齢医学研究所長川島隆太教授による講演会の開催とともに、スマートフォン等の使用と学力低下の研究結果などを踏まえた周知方法を工夫するほか、総務省東北総合通信局や警察等関係機関と連携した取組を行う。</p> <p>・宮城県と全国の平均正答率を見ると、小学校においては全ての教科において全国平均を下回っている状況ではあるが、全国とのかい離は縮まりつつあり、学力向上対策が成果として表れてきた。また、県内において全国平均を大きく上回っている市町村もあることから、成果を挙げている市町村の好事例を広く発信し、学力向上に向けて更なる教育活動の改善と充実を目指していく。</p> <p>特に、学力向上マネジメント支援事業では、「学力向上に向けた小中連携が進んでいない」、「学力調査の結果が授業改善に生かされていない」など、学力向上に向けて課題を抱えている市教育委員会に対して県教育委員会が学力向上マネジメント・アドバイザーの派遣等の支援を行い、継続的・重点的に学力向上対策を推進することにより、当該市教育委員会が設置する小・中学校のモデル校において学力向上のためのPDCAサイクルの確立を目指している。本事業で得られた成果を基に学力向上マネジメントみやぎ方式を構築し、県内市町村への水平展開を図ることで本県の公立小・中学校における学力の全体的な底上げを図っていく。</p> |

| 施策を推進する上での課題と対応方針（原案） | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <p>・高校卒業後の進路目標実現に向けては、就職決定率が前年度に引き続き高水準となっているが、定着率の向上や地域で活躍できる人材の育成等も課題になっていることから、就業観の多様化に対応した支援が必要である。</p> <p>・グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上を図るため、小学校における教科化を踏まえ、小・中・高等学校を通じた英語教育の一層の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>・児童生徒に情報活用能力を身に付けさせ、情報化社会・グローバル社会において主体的に学び、考え、行動するみやぎの児童生徒を育成するため、学校におけるICT環境の整備や教員のICT活用指導力について、本県の実態に即した方法で、教育の情報化を着実に進めていく必要がある。</p> | <p>・復興を担う人材を育成するため、小・中・高等学校における「志教育」や学力向上に向けた取組を一層推進するほか、高等学校においては、産業界の協力により、現場実習や企業等の熟練技能者による実践授業等を通じて実践的な力を身に付けた地域を支える人材の育成・確保を図っていく。</p> <p>・みやぎの英語教育推進委員会において、英語教育の充実を検討するとともに、中学2年生を対象に英語能力測定テスト(英検IBA)やEnglish Campを実施するなど、英語によるコミュニケーション能力の向上とグローバル人材の育成を目指していく。</p> <p>・情報化推進リーダー研修会等の各種研修会の実施及び校内研修会を推進するとともに、学校への出前研修を実施するなど、引き続き教員のICT活用指導力の向上を図る。あわせて、ICTを活用した授業の動機付け等を促進するため、ICTを活用することによる教育効果について明確化し、周知を行う。</p> <p>・学力向上や教員のICT活用指導力の向上に向けて、県教育委員会として推進している「MIYAGI Style」(ICTを活用した授業スタイル)について、総合教育センターにおける研修や校内研修会などの各種研修会や学校長会議等で当該取組の考え方や授業での活用方法等を周知するとともに、プロモーションビデオを県教育委員会のホームページやYouTube等に掲載するなど、普及・定着に向けた取組を引き続き進める。</p> <p>・MIYAGI Styleによる「一斉学習」の推進に向け、国のGIGAスクール構想も踏まえながら、教員用・生徒用タブレットPC等のICT環境の整備を進める。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|--|-------|----|--|
| 委員会の意見 | <table border="1"> <tr> <td>判定</td> <td>評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td>施策の成果</td> <td>適切</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断される。 | 施策の成果 | 適切 | |
| | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断される。 | | | | |
| 施策の成果 | 適切 | | | | | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | 学力調査の結果や学力マネジメント・アドバイザー派遣による効果等、取組の成果について県全体の状況を地域差等も含めて客観的に分析し、課題と対応方針を具体的に記載する必要があると考える。 | | | | |

施策番号16 豊かな心と健やかな体の育成

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 多様な社会体験や自然体験などの体験活動の充実や学校教育活動全般を通じた心の教育に関する取組を推進する。 ◇ 家庭・地域との連携による基本的な生活習慣の重要性に関する普及啓発を推進する。 ◇ みやぎアドベンチャープログラムの活用等による豊かな人間関係の構築に向けた取組を推進する。 ◇ 児童生徒の様々な問題行動の解消に向けた調査研究や教員研修、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの学校等への配置・派遣や専門家・関係機関との連携による教育相談体制の充実を図る。 ◇ 学校・家庭・市町村教育委員会・関係機関・地域が一体となった、いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。 ◇ 「分かる授業」の実践や互いに認め合う学級づくりなど、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを推進する。 ◇ 不登校等の教育的配慮を必要とする児童生徒への長期的・継続的な心のケアを推進する。 ◇ 子どもの成長段階に応じて楽しく運動ができる取組や、運動習慣の確立に向けた取組を推進する。 ◇ 小学校・中学校・高校にわたる体力・運動能力調査の継続的な実施など、子どもの体力・運動能力向上に向けた取組を推進する。 |
|--|--|

| 目標指標等 | ■達成度 | | ■達成率(%) | | 達成度 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
|-------|--|-----------------------|---------------------------------|----------------------|--------------|----------------------|
| | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | | |
| | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成率 | | |
| 1-1 | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 84.0% (平成20年度) | 89.5% (令和元年度) | 84.4% (令和元年度) | B 94.3% | 90.0% (令和2年度) |
| 1-2 | 「将来の夢や目標を持っている」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 72.0% (平成20年度) | 74.5% (令和元年度) | 71.1% (令和元年度) | B 95.4% | 75.0% (令和2年度) |
| 2-1 | 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(小学6年生)(%) | 92.0% (平成20年度) | 94.2% (令和元年度) | 94.6% (令和元年度) | A 100.4% | 95.0% (令和2年度) |
| 2-2 | 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた児童生徒の割合(中学3年生)(%) | 90.6% (平成20年度) | 94.6% (令和元年度) | 93.8% (令和元年度) | B 99.2% | 95.0% (令和2年度) |
| 3-1 | 不登校児童生徒の在籍者比率(小学校)(%) | 0.41% (平成26年度) | 0.33% (平成30年度) | 0.81% (平成30年度) | C -500.0% | 0.30% (令和2年度) |
| 3-2 | 不登校児童生徒の在籍者比率(中学校)(%) | 3.37% (平成26年度) | 3.08% (平成30年度) | 4.87% (平成30年度) | C -517.2% | 3.00% (令和2年度) |
| 3-3 | 不登校児童生徒の在籍者比率(高等学校)(%) | 2.33% (平成24年度) | 1.30% (平成30年度) | 2.85% (平成30年度) | C -50.5% | 1.30% (令和2年度) |
| 4 | 不登校児童生徒の再登校率(小・中)(%) | 37.0% (平成20年度) | 37.0% (平成30年度) | 26.7% (平成30年度) | C 72.2% | 40.0% (令和2年度) |
| 5-1 | 「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(小学校)(%) | 89.3% (平成28年度) | 100.0% (令和元年度) | 98.1% (令和元年度) | B 98.1% | 100.0% (令和2年度) |
| 5-2 | 「不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている」と答えた小・中学校の割合(中学校)(%) | 12.4% (平成28年度) | 100.0% (令和元年度) | 98.4% (令和元年度) | B 98.4% | 100.0% (令和2年度) |
| 6-1 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 小学5年生(男)(ポイント) | -1.15ポイント (平成24年度) | +0.10ポイント (令和元年度) | -0.36ポイント (令和元年度) | C 63.2% | +0.10ポイント (令和2年度) |
| 6-2 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 小学5年生(女)(ポイント) | -0.61ポイント (平成24年度) | +0.10ポイント (令和元年度) | -0.33ポイント (令和元年度) | C 39.4% | +0.10ポイント (令和2年度) |
| 6-3 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 中学2年生(男)(ポイント) | -0.19ポイント (平成24年度) | +0.10ポイント (令和元年度) | +0.08ポイント (令和元年度) | B 93.1% | +0.10ポイント (令和2年度) |
| 6-4 | 児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離 中学2年生(女)(ポイント) | -0.56ポイント (平成24年度) | +0.10ポイント (令和元年度) | -1.01ポイント (令和元年度) | C -68.2% | +0.10ポイント (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | やや遅れている |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標『『将来の夢や目標を持っている』と答えた児童生徒の割合』は、小学6年生・中学3年生ともに目標値を下回ったが、全国学力・学習状況調査の全国平均値とほぼ同等であるとともに、達成率は90%を超えることから、達成度はいずれも「B」に区分される。 ・二つ目の指標『『人の役に立つ人間になりたいと思う』と答えた児童生徒の割合』は、小学6年生は目標値を上回り、中学3年生はやや下回ったが達成率は99%を超え、小・中学生とも社会や多くの人と関わることにより、目標を持ち、社会に貢献しようとする気持ちが育っていると考える。 ・三つ目の指標「不登校児童生徒の在籍者比率」は、全国的に増加傾向にある。不登校のきっかけは多様・複雑であるものの、小学校では「親子関係をめぐる問題」が、中学校では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。また、不登校のきっかけと震災の影響の関連についての調査から、震災の影響は減少傾向にあるが、未だ見られる状況にある。このような状況の中、小・中・高等学校とも前年度より増加しており、目標を達成していないことから、達成度は小・中学校及び高等学校とも「C」に区分される。 ・四つ目の指標「不登校児童生徒の再登校率」は、達成率は72.2%で、達成度は「C」に区分される。令和元年10月に文部科学省より示された通知のとおり、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、社会的に自立することを目指すことが必要であることから、「みやぎ子どもの心のケアハウス」の拡充等により、不登校児童生徒の社会的自立を図る場の充実に努めている。 ・五つ目の指標『『不登校児童生徒の個票等を活用した引継を行っている』と答えた小・中学校の割合』については、引継はどの学校でも行われているものの、個票等を活用して引継をしなかった学校も未だあることから、達成率は「B」となった。 ・六つ目の指標「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離」は、中2男子は全国平均を上回り、達成度は「B」に区分される。その他の学年は全国平均値には追いつかず、達成度はいずれも「C」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査においては、類似する取組である震災復興計画の政策6施策1「安心・安全な学校教育の確保」の調査結果を参照すると、高重視群の割合は78.3%(前回75.1%)と県民の関心は高いが、満足群の割合は43.7%(前回42.7%)と前回より1.0ポイント増加しているものの、決して高くない状況にある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で被災した沿岸部を中心とした転出入や家庭環境・生活環境等の変化に伴い、依然として心のケアが求められる。そのような背景も複雑に絡み合い、震災以降、学校不適応やいじめ、不登校児童生徒の増加等、児童生徒の問題行動等は増加するとともに複雑化・多様化する傾向にある。阪神・淡路大震災の先例から児童生徒の心のケアについては、児童生徒の生活が落ち着きを取り戻してから課題が表面化することもあるといわれている。 ・また、発災時乳幼児だった子どもが小学校に就学しており、落ち着きに欠ける様子が報告されているほか、震災後に生まれた子供たちについても、同様の報告がある。乳幼児期に震災の影響で不安定な環境の中で生活してきたことが、何らかの影響を与えている可能性もあることを念頭に置く必要がある。 ・全国的にもいじめや不登校の増加や暴力行為等の低年齢化、いじめ等を原因とする児童生徒の自死が社会的問題となっている。本県においても、小学校における低学年の暴力行為の増加など問題行動等の低年齢化が見られる。 ・教育機会確保法の趣旨を踏まえ、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、多様な学びの場を確保し不登校児童生徒の社会的自立を図っていく必要がある。 ・小・中学校学習指導要領の改訂に伴い、各学校における道徳の時間が「特別の教科道徳」として位置付けられ、「心の教育」に関する取組の推進が求められている。 ・学校の統合が進み、スクールバスによる登下校の増加に伴い、児童生徒の体力・運動能力への影響が懸念されている。 ・ゲーム機やスマートフォン、コンピュータの普及により、それらの画面を見る時間(スクリーンタイム)が多くなることによる児童生徒の運動時間減少が問題視されている。 ・今後もこれらの傾向が継続していくことが懸念されることから、長期的な心のケアや問題行動等に対する対策、体力・運動能力向上対策が必要である。 |

評価の理由

事業の成果等

- ・宮城県道徳教育推進協議会や道徳授業づくり研修会を実施し、児童生徒の規範意識や思いやりなどの道徳性を育むための方策について各学校に発信した。
- ・志教育推進地区を5地区指定し、事例発表会等を通じて、児童生徒の自己有用感等を育む取組を発信した。これまで52地区、延べ289校の指定が終了した。指定期間が終わっても子供たちの取組が継続するなど、志教育が地域に根付いてきた。
- ・児童生徒の豊かな人間関係を構築するため、みやぎアドベンチャープログラム(MAP)の実践指定校を指定(県立高等学校2校)するとともに、県内の学校等へMAP指導者を派遣(10回)し、普及啓発を図った。
- ・スクールカウンセラーを全公立中学校134校(義務教育学校後期課程を含む)、全市町村(仙台市を除く)に広域カウンセラーを配置し、義務教育学校前期課程を含む250校に派遣、県立高校は72校に配置し相談活動を行い、児童生徒の心のケアに努めた。スクールソーシャルワーカーを34市町村に延べ66人、県立高校では18人36校に配置した。義務教育課に2人、高校教育課に2人のスーパーバイザーを配置し、配置校以外にも対応するなど、学校や関係機関と連携を図り児童生徒を取り巻く環境の改善に努めた。あわせて、教職員やスクールカウンセラー等と連携し、校内外巡回指導や相談活動等の補助を行うため、小学校29校、中学校21校及び県立高校32校に心のケア支援員を配置した。
- ・登校支援ネットワーク事業における訪問指導員を各教育事務所に53人配置し、児童生徒等への心のケアや不登校児童生徒等の環境改善に向けた支援を継続するとともに、個別の家庭訪問等を通じてきめ細かな対応を行った。支援児童生徒の約8割に改善が見られた。
- ・「不登校児童生徒の在籍者比率」が依然高止まりとなっている状況を受け、不登校児童生徒の家庭環境や本人の状況、震災の影響等との関連を調査するため、宮城県長期欠席状況調査を実施し、効果的な取組について市町村教委及び学校に発信し、不登校支援の見直しと改善を促してきた。
- ・震災に起因するいじめ・不登校等により支援を必要とする児童生徒等の学校復帰や自立支援のために市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」に対する運営支援を行った(28市町)。
- ・不登校改善のためには、切れ目のない支援が必要であることから、県教委から引継の際に申し送り個票の活用をする旨の通知を発出することに加え、小学校6年生の不登校児童在籍校及び中学校3年生の90日以上の不登校生徒在籍校を心のサポート専門監、児童生徒の心のサポート班、教育事務所指導主事と訪問し、申し送り個票等の確実な活用と引継ぎを依頼した。
- ・不登校に関する目標指標は、いずれも目標値の達成には至っていない状況である。問題行動等調査や長期欠席状況調査等の分析から、不登校等の要因や背景については、個々の児童生徒の状況が異なることから、多様化・複雑化しており、限定することは難しい。そのため、児童生徒一人ひとりが抱える要因を的確に把握し、丁寧にその要因の解消に努めていくことが必要であり、今後も施策を組み合わせながら、地道に継続して行っていくことが改善につながると考えている。
- ・また、新たな不登校を生まない取組を推進するために、国の調査研究事業である「魅力ある学校づくり推進事業」により、モデル市町村の1中学校区を指定し、取り組んできた結果、新規不登校の出現が抑制された。
- ・県全体的に不登校児童生徒が増加している中、令和元年度から取り組み始めた「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」の指定地区において、不登校児童生徒数が減少している。
- ・児童生徒の体力・運動能力の向上のため、教職員を対象にした講習会や研修会を実施し、効果的な運動事例の紹介や意識啓発を行った。
- ・本県児童生徒の体力・運動能力は、震災前から全国平均を下回っており、平成18年度からはその対策として全児童生徒に調査対象を広げ、その結果を分析することで、より正確な実態把握と課題解決に向けての方策を立てることができている。個人については、小学校から高校卒業までの12年間継続使用できる体力・運動能力記録カードを作成・配布し、そこに結果を累積していくことによって、自分の体力・運動能力の状況を把握することができ、体力向上への意欲を高めることにつながっている。また、誰でも気軽にできる「なわ跳び」をきっかけとして運動への意欲向上や、運動習慣の確立を図るため、平成26年度から「Webなわ跳び広場」を開設したところ、年々その効果と実績が現れてきている。令和元年度の実績では、長なわ跳び大会に135校・885チームが参加するなど多くの小学校が取り組み、さらには、参加校の体力・運動能力調査の合計平均が県平均を上回ったという分析結果が出ている。
- ・幼児期の体力向上や肥満傾向対策の視点を加えながら、各学校における体力・運動能力向上に向けた取組や運動意欲の向上を図るため、「子どもの体力・運動能力拡充合同推進会議」の開催や教職員を対象にした講習会や研修会を実施することで、少しずつその効果が現れてきている。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、全体的に多くの調査項目で記録の低下が見られる。このことは、全国と比較して、本県小学生の休日の運動時間が少ないこと、スクリーンタイムの増加、肥満傾向児出現率が高いことが要因として考えられる。しかしながら、小5男子は過去最高順位となったほか、中2男子の体力合計点が全国平均を上回り、中2女子においては順位の向上が見られている。
- ・以上のことから、目標指標の達成度状況は低いものの、各取組において一定の成果が見られている状況等を勘案し、本施策の評価は「やや遅れている」と判断する。

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・深刻ないじめの本質的な問題解決を図るため、新学習指導要領を踏まえ、道徳教育の推進を図るとともに、様々な体験活動等を通して、思いやりがあり感性豊かな子供たちを育てていく必要がある。</p> <p>・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の調査から、依然として不登校児童生徒の出現率が高い状況となっている。その他にも教育的配慮を必要とする児童生徒等の増加が懸念されるため、継続的な心のケアが必要である。</p> <p>・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の調査から、暴力行為やいじめ等の問題行動に対応するため、学校を支援する体制づくりや家庭や地域、外部専門家等の関係機関と連携しながら、未然防止、早期発見、早期解決に向けた一層の取組が必要である。対症療法ではなく、新たな不登校を生まない根本的な未然防止の観点から、学校の取組を見直し、将来的な不登校を減少させる必要がある。</p> <p>・不登校等児童生徒の教育機会の確保のため、みやぎ子どもの心のケアハウスの運営支援等により学校外の支援拠点を充実させてきたが、不登校児童生徒の円滑な学級復帰や不登校傾向にある児童生徒への支援の充実のため、学校内での居場所づくりにも取り組む必要がある。</p> <p>・学校や市町村教育委員会からの配置日数や勤務時間等の拡充希望に対応するため、スクールカウンセラーの人材確保やスクールソーシャルワーカーの養成が必要である。</p> <p>・宮城県長期欠席状況調査結果から、小学校の不登校が中学校の不登校の増加につながっていること、自己有用感や自己肯定感を育む学校づくり、保健福祉部局等の関係機関との連携が重要であることから、校種間の切れ目のない支援や円滑な接続が課題である。</p> <p>・宮城県児童生徒学習意識等調査の結果から震災の影響が依然として見られ、震災遺児・孤児を含め、児童生徒等の心のケアが今後ますます重要になるとともに、いじめ問題や不登校等の背景等も多様化・複雑化している状況にあり、様々な手立てを講じる必要がある。特に不登校が長期化する要因に家庭に係る状況が増加している傾向も見られ、学校が単独で不登校の解決に向かうことはますます困難になっていることから、児童生徒や保護者への対応とあわせて、対応する教職員が抱える悩み等への助言や課題解決を支援していく必要がある。また、今後これらの課題に対応するため、学校を外から支える仕組みの充実や保健福祉部門等関係機関との連携を強化していく必要がある。</p> | <p>・道徳教育推進協議会を開催し、研究指定校の取組について協議するとともに、道徳教育推進リーダーを育成し、「特別の教科 道徳」の着実な推進を図る。不登校を生まない学校づくりのために、「子供の声を聴き・ほめ・認める授業づくり」「子供が互いに認め合う学級づくり」が必要であり、全ての学校で「学力向上に向けた5つの提言」を実践するよう学校訪問等で推進していく。また、家庭や地域と連携し、自己有用感を高める「みやぎの志教育」を一層推進する。</p> <p>・児童生徒へのきめ細かな心のケアに取り組むため、スクールカウンセラーの全県への派遣・配置についても維持に努めながら子供たちが安心して相談できる体制づくりを継続する。</p> <p>・問題行動等の諸課題を抱える学校への教員の加配や、退職教員・警察官OB等の心のケア支援員を配置し、校内生徒指導体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー(※)等を活用し、関係機関と連携できる体制づくりを構築する。さらに、これまでは不登校児童生徒の対応が中心であったが、新たな不登校を生まないといった未然防止の視点に立ち、文部科学省の「魅力ある学校づくり調査研究事業」を活用し、不登校やいじめを生まない学校づくりに向けた調査研究を進めていく。子供たち一人ひとりの自己有用感を高め、豊かな人間性や、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」を育成するため、加美町にモデル中学校区を指定し、小・中連携を強化しつつ、学校行事や授業の改善を図りながら、魅力ある学校づくりに取り組み、そこで得られた成果や研究手法を「みやぎ『行きたくなる学校づくり』推進事業」として域内はもとより県内に普及していく。</p> <p>・教室で過ごすことに困難を抱える児童生徒の学校内での居場所づくりとして「学び支援教室」を設置し、その運営モデルを構築する「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」に取り組み、主体的に学校復帰を希望する児童生徒や不登校傾向にある児童生徒の学力の向上と自立支援を図る。</p> <p>・スクールカウンセラーについては、臨床心理士会の協力のもと、研修の充実を図る。また、県に2人のスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーを配置し、市町村配置のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行い、関係機関と有効な連携体制を構築していく。スクールソーシャルワーカーの養成については、引き続き県内の大学等に依頼していくとともに、経験年数に応じた研修会を実施し、資質向上を図る。</p> <p>・平時の校種を超えた情報交換も含め、県教育委員会で作成した申し送り個票等を活用するなどして、幼児期を含めた校種間の切れ目のない円滑な接続を図られるようにする。</p> <p>・研修会や会議等を通じて、長期欠席状況調査等の結果の分析と対応を周知し、各学校に位置付けた「いじめ対策・不登校支援担当者」を中心とした組織的・機能的な生徒指導体制の確立を促進する。また、長期欠席状況調査の分析等を市町村教育委員会と共有するとともに、教育庁内に設置した「心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチーム」や、大河原教育事務所と東部教育事務所に設置した「児童生徒の心のサポート班」の巡回訪問等で、調査結果から明らかになった好事例や有効な手立て等を紹介する。</p> <p>・教育庁内に設置した「心のケア・いじめ・不登校等対策プロジェクトチーム」の相談体制や、大河原教育事務所と東部教育事務所に設置した「児童生徒の心のサポート班」の家庭や学校への直接的な支援体制の一層の充実を図る。また、いじめ・不登校等により支援を必要とする児童生徒等の学校復帰や自立支援のために市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」の運営を支援するとともに、教育支援センターとしての機能強化や保健福祉部等関係機関との連携強化を推進する。</p> <p>・これまでも関係機関との連携により、本人や家庭のニーズにあった支援をすべく、様々な取組を行っているところ、数字としての成果は現れにくい状況にあるが、訪問指導員の支援により8割の改善が報告されたり、みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業においても、丁寧な対応により、不登校児童生徒に変化が見られるなど、成果が報告されていることから、現在展開している取組については、絶えず見直しを図り効果的な対応を検討しながら、粘り強く継続することが成果につながるものと考え。また、未然防止の視点からの取組を展開することで、将来的な不登校を減らし、全県的に不登校の解決を図っていく。</p> |

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・震災前から全国平均を下回っている本県児童生徒の体力・運動能力については、その向上が依然として全県的な課題である。また、県内の学校の再編統合が進み、スクールバスによる登下校の増加に伴い、児童生徒の体力・運動能力や生活習慣等への影響が懸念される。また、ゲーム機やスマートフォン、コンピュータの普及により、それらの画面を見る時間(スクリーンタイム)が多くなることによる児童生徒の運動時間減少が問題視されている。さらに、運動だけでなく、規則正しい生活習慣や食生活の定着について、学校として組織的な取組の充実を図っていく必要がある。</p> | <p>・本県児童生徒の体力・運動能力向上に向けた長期的視点からの対策として、小学校1年生から高校3年生までの12年間にわたって活用する体力・運動能力記録カードを今後も作成し、調査・分析を継続していく。また、本県独自の取組として平成18年度より実施している、全児童生徒を対象とした体力・運動能力調査についても継続するとともに、短期的視点からの対策として運動への意欲を高めるために実施してきた「Webなわ跳び広場」を今後も継続して実施していく。さらに、「子どもの体力・運動能力拡充合同推進会議」を開催し、幼児期から小・中・高等学校まで継続した、児童生徒の運動機会の創出と運動への意欲を高める手立てや各学校における体力・運動能力向上に向けた組織的な取組の充実を図っていく。</p> <p>・スクリーンタイムを削減するために、家庭との連携が図られるよう「元気アップ通信」を県教育委員会ホームページに掲載することにより啓発を促していく。</p> <p>・民間企業や大学と連携し、新たな視点から、運動習慣の確立や効率的かつ効果的な部活動等の推進を図り、児童生徒の体力・運動能力向上を目指す「体力・地域スポーツ力向上推進事業」を継続していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|---|
| | 適切 | |
| 施策の成果 | 適切 | <p>「魅力ある学校づくり調査研究事業」で得られた成果を具体的に示し、その成果をどのように県内に水平展開させていくかについて、具体的に記載する必要があると考える。</p> |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>不登校児童生徒の学校外での学習機会の確保についての取組や「行きたくなる学校づくり」推進事業の効果等、取組の成果について県全体の状況を地域差等も含めて客観的に分析し、課題と対応方針に記載する必要があると考える。</p> |

施策番号17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり

| | |
|--|---|
| 施策の方向 （「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 少人数学級や少人数指導など、児童生徒の実情に応じたきめ細かな教育活動の充実を図る。 ◇ 県立高校の再編整備や入学者選抜制度改善などの推進による、時代のニーズや教育環境の変化、生徒の多様化・個性化などに 応じた魅力ある学校づくりを推進する。 ◇ 学校の自主性・主体性を生かした学校運営の支援や学校評価の充実、地域の人材の積極的な活用やコミュニティ・スクールの促 進などによる地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進する。 ◇ 障害の有無にかかわらず地域の小・中学校で共に学ぶことのできる学習システムづくりなどの特別支援教育の充実を図る。 ◇ 一人ひとりの特性に応じた適切な配慮や支援など、多様な個性が生かされる教育を推進する。 ◇ 優秀な教員の確保と、教員の資質能力の総合的な向上・学校活性化を図るための適切な人事評価や教員研修等の充実を図る。 ◇ 学校の耐震化など、安全で快適な教育施設の整備を推進する。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|------------------------|--|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|---------------------|
| 目標 指標 等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1-1 | 76.0% (平成28年度) | 82.0% (令和元年度) | 77.2% (令和元年度) | B 94.1% | 83.0% (令和2年度) |
| 1-2 | 54.0% (平成28年度) | 58.0% (令和元年度) | 56.7% (令和元年度) | B 97.8% | 60.0% (令和2年度) | |
| 2 | 63.0% (平成22年度) | 84.0% (平成30年度) | 77.9% (平成30年度) | B 92.7% | 90.0% (令和2年度) | |
| 3 | 58.1% (平成20年度) | 100.0% (令和元年度) | 87.2% (令和元年度) | B 87.2% | 100.0% (令和2年度) | |
| 4 | 28.2% (平成20年度) | 36.0% (令和元年度) | 35.2% (令和元年度) | B 97.8% | 36.0% (令和2年度) | |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「保護者等に対して学校公開を実施している小・中学校の割合」は、小学校、中学校ともに目標値を下回ったことから達成度は「B」に区分される。 ・二つ目の指標「学校関係者評価を公表している県立高等学校の割合」は、前年度実績値を上回っており、達成率は92.7%であることから、達成度は「B」に区分される。 ・三つ目の指標「学校外の教育資源を活用している高校の割合」は、前年度実績値を上回っており、達成率は87.2%であることから、達成度は「B」に区分される。 ・四つ目の指標「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」は、目標値を下回り、達成度は「B」に区分されるが、前年度実績値を1.4ポイント上回り、過去最高値となった。 <p>・以上のとおり、本施策の目標指標の状況は、達成度「B」が5つとなっている。</p> |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査においては、類似する取組である震災復興計画の政策6施策1「安全・安心な学校教育の確保」の調査結果を参照すると、高重視群の割合は78.3%(前回75.1%)、満足群の割合は43.7%(前回42.7%)である。 ・震災からの復興を実現するためには次代を担う人材の育成が急務であることから、児童生徒や地域のニーズに応じた魅力ある学校づくりに対する期待は、前回調査と同様に高い割合を維持している。一方、県民の満足度は前回より1.0ポイント増加しているものの、決して高くない状況にある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、人口減少の進展が進んでいる一方で、児童生徒のニーズの多様化や東日本大震災を経験した児童生徒に対する心のケアの実施など、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しており、学校の役割は大きくなってきている。 ・新学習指導要領では、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められている。また、教育課程の編成及び実施に当たっては、家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携を図ることとされている。 ・学校教育法等関係法令の改正により、障害のある者となない者が共に学ぶ「共生社会」実現に向けた特別支援教育の充実が求められており、また、少子化により児童生徒数が減少している中、全国的な傾向として知的障害特別支援学校における児童生徒数は増加しており、本県も同様の傾向にある。 ・学校評価については、学校の自己評価及び評価を踏まえた改善策の妥当性を検証する評価(学校関係者評価)の実施率は100%を維持しているが、評価の内容や方法を工夫し、学校関係者評価をすべての学校で公表することなど、より開かれた信頼される学校づくりと教育水準の向上のため、学校運営の改善に資する学校評価の活用が一層求められている。 ・国においては、平成27年12月に中央教育審議会から教員の資質能力の向上に関する答申が行われ、平成28年11月には教育公務員特例法等が改正された。今後、関係機関と連携を深めながら、教員の養成・採用・研修に一貫して取り組むことが重要になっているとともに、本県教員の年齢構成を踏まえ、若手教員の役割がますます大きくなっていく。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級等については、本務教員又は常勤講師70人を配置したことにより、小・中学校において、新しい環境に適應するために極めて重要な時期である小学校2年生26校26学級、中学校1年生35校35学級、計61校61学級において35人超学級の解消に努めた。 ・魅力ある学校づくりについては、高等学校において「復興を担う人材育成」や「志教育」を柱に、志教育推進事業として5校の研究指定校(地区指定)における研究推進や、25校の魅力ある学校づくりを支援する事業等を展開するとともに、これまでの公立高校入学者選抜制度の成果と課題を踏まえ、新しい入学者選抜制度の円滑な実施に向けて、中学校や保護者向け説明会を各市町村で開催するなど、周知広報に努めた。 ・第3期県立高校将来構想(計画期間:令和元年度から令和10年度まで)の着実な推進のため、「新たなタイプの学校」及び「定時制」について県立高等学校将来構想審議会に諮問し、「多様な学びの在り方検討部会」における検討を踏まえて答申を得るなど、実施計画の策定に向けた検討を進めた。 ・南部地区職業教育拠点校の開校に向けて準備委員会を開催し、教育課程や校務分掌等について検討した。 ・大崎地区職業教育拠点校の教育基本構想の策定に向けて、教育基本構想検討会議を開催し、教育の方向性や学科等について検討した。 ・地域から信頼される学校づくりについては、効果的な学校改善を図るために、学校評価の報告と公表の在り方等についての研修会を開催し、各校の外部評価結果の積極的な情報発信により学校経営の透明性の確保を図り、地域から信頼される魅力ある学校づくりの推進に取り組んだ。また、外部評価の実施により、各学校は評価を踏まえ、実態に合った教育環境、教育内容の改善に取り組み、学習面や進路面における効果が見られている。 ・学習活動や特色ある学校づくりの取組状況などの県教委で示した学校評価項目等を教員、生徒及び保護者がそれぞれ評価し、各学校がその評価結果を検証・評価することで、必要に応じて改善方針を定める学校評価について、その妥当性をPTA、同窓会等の学校関係者が評価(学校関係者評価)することにより、生徒や保護者のニーズを効果的に学校運営に反映することができた。学校関係者評価結果の公表は、学校経営の透明性の向上と地域から信頼される魅力ある学校づくりの推進に寄与した。 ・共に学ぶ教育の推進に向けて、コーディネーター養成研修等の実施により小・中学校及び高等学校の校内支援体制の充実を図るとともに、居住地校交流学习の推進に取り組んだ。 ・特別支援学校の狭隘化に対応するため、平成31年4月に名取支援学校名取が丘校を開校するとともに、(仮称)仙台南部地区特別支援学校の開校に向けた準備を行った。 ・教員の資質向上を図るため、子供たちの夢や志を育む強い意志を持った人材を数多く採用するとともに、体系的な教員研修を実施し、教職経験に応じた基本的な資質能力を養成したほか、特に防災教育や児童生徒の心のケア、特別支援教育など喫緊の課題に対応する研修の充実を図った。また、県内の教員養成課程を有する全ての大学と締結した包括的な連携協力協定に基づき、新たに宮城教育大学における技術・家庭科(技術分野)及び地歴科・公民科を加えた研修を実施した(4大学・8研修)。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・少人数学級や少人数指導により、一定の効果は見られているものの、県全体で問題を解消するためには、それぞれの学校及び学級の状況に応じて必要などころに必要なマンパワーを充てるなど、柔軟な対応をしていく必要がある。</p> <p>・少子化の進展に伴い学校の小規模化が進む中、活力ある教育環境の確保のため、適正規模である4～8学級を踏まえた再編を行うとともに、社会的要請や地域における県立高校への期待等を踏まえながら、魅力ある学校づくりを進める必要がある。</p> <p>・生徒の望ましい職業観や勤労観を育み、将来をどのように生きるか主体的に行動できる力を醸成するため、企業等と連携を図りながら、インターンシップなどの学校外の教育資源を活用した取組を更に推進していく必要がある。</p> <p>・「宮城県特別支援教育将来構想」の推進に当たっては、その基本的な考えのもと、重点的に行うべき取組や優先度の高い取組を効果的かつ効率的に進めていく必要がある。</p> <p>・知的障害特別支援学校の児童生徒数は増加傾向にあることから、特別支援学校における狭隘化の解消を図るとともに、学習の質や効果を高めるための教育環境の整備等に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>・志教育の考え方にに基づき、児童生徒や地域のニーズに応じ、地域から信頼される魅力ある学校づくりを推進するため、適切なカリキュラムマネジメントを実施するという観点から、各学校において学校の教育目標の達成状況を分析するために効果的な学校評価項目を設定するとともに、学校関係者評価により、学校による自己評価の妥当性や、自己評価結果を踏まえた改善策の妥当性を検証し、外部に公表することで評価の信頼性を高め、地域に開かれ信頼される学校運営やより実効性のある学校改善を進める必要がある。</p> <p>・教員志願者の拡大と採用者の質の確保の両立を図るため、教員採用選考方法の改善や教員の資質・能力向上に引き続き取り組む必要がある。</p> | <p>・少人数学級の対象学年の拡充について、引き続き国に要望していくとともに、それぞれの学校及び学級に即した対応を行う。</p> <p>・「第3期県立高校将来構想」に基づき、学校の活力維持と生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できる教育環境や教育の機会均等を確保することができるよう再編等の検討を進めていく。</p> <p>・各学校に対して「志教育」の理解促進と普及啓発を図るとともに、適切な進路指導を行うため、企業や関係機関等との連携を積極的に進めながら、生徒の希望に配慮したインターンシップの拡充を図る。また、大学や研究機関と連携した講義の開催や社会人講師を学校へ招聘するセミナーの開催を支援していく。</p> <p>・共生社会の実現に向け、「宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)」に基づき、障害のある児童生徒の心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備や地域社会への参加を推進するための環境整備に向けた関係者の理解促進に取り組む。</p> <p>・抜本的な取組として、仙台南部地区への特別支援学校の新設について新校舎の設計等を進めるほか、小・中・高校の校舎や余裕教室を活用した分校等の設置など更なる教育環境の整備に取り組む。</p> <p>・各学校から報告を受けた前年度の学校評価の結果をまとめ、フィードバックするとともに、学校評価研修会において、各校の学校目標の達成のため、効果的な学校評価の在り方について研修会で取り上げ、適切で効果的なカリキュラムマネジメントの核として活用できる学校評価となるよう支援する。特に学校関係者評価結果の積極的な情報発信に努めることで、学校経営の透明性の確保を図り、地域に開かれ、信頼される魅力ある学校づくりの実現に結び付ける。</p> <p>・宮城県教職員育成協議会を開催し、研修計画等について改善を図るとともに、令和2年度実施の教員採用試験において、宮城県元職特別選考の導入や教職経験者特別選考の要件の拡大などの見直しを行う。また、大学と連携した研修や学校インターンシップを拡充して実施することにより、学生の教職に対する志を高めるとともに、養成、採用及び研修の一体的な充実を図る。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</p> <p>少人数学級や少人数指導の効果等、取組の成果について県全体の状況を地域差等も含めて客観的に分析し、課題と対応方針に記載する必要があると考える。 また、少人数学級や少人数指導の効果を客観的に測るための指標についても検討する必要があると考える。</p> |

政策番号8

生涯現役で安心して暮らせる社会の構築

生涯を安心して暮らすためには、生活を支えるための安定した経済基盤が必要である。このため、だれもが働きやすい労働環境の整備やスキルアップ、就職支援などにより、安定的な雇用の維持・確保に取り組む。

特に、今後、人口減少による労働力不足が懸念される中、その解消を図るためには、意欲のある高齢者が仕事や地域活動などに活躍する機会を創出していくことが必要であり、企業・NPO・市町村とも連携しながら、こうした人々の就業機会の確保や社会貢献活動等に参加するための環境づくりを進める。

また、障害者への支援についても、障害による不便さを社会全体で補い、生活の場や自立した生活を送るための就労の場の確保などを進め、生きがいを持てる環境を整備するとともに、障害の有無にかかわらず、だれもが安心して生活できる地域社会の実現を目指す。

一方、生涯現役でいきいきと暮らしていくためには、若い時から健康に対する意識を高めることが重要であることから、県民の心と体の健康づくりを進める。併せて、高齢者の見守りや生活支援などの被災地支援のノウハウを生かした地域支え合い体制を構築するとともに、介護が必要になっても地域で自分らしい生活ができるように地域包括ケアシステムの構築を推進する。

さらに、県内の各地域において、生涯を通じて必要な医療を受けることができる体制や、感染症の集団発生等に備えた健康危機管理体制、さらには体系的な救急医療体制を充実する必要がある。このため、医療機能の集約化、拠点化、地域間の役割分担等を進め、医師確保や医師の地域的偏在の解消等を図るとともに、新たに設置された医学部への支援をはじめとする医療従事者の育成・確保等を実施し、県内の医療提供体制の整備を進める。

県民一人ひとりが誇りをもち、自分らしい生き方を実現するためには、全ての人の人権が尊重されることが基本であることから、権利擁護のための体制整備や県民の意識啓発等を進める。

また、意欲や興味に応じて学んだり交流したりするなど、生涯を通じて潤いのある生活を送れるよう、多様な学習機会や文化芸術・スポーツに親しめる環境整備を一層推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 (指標測定年度) | | 達成 度 | 施策評価 |
|------|-----------------|--------------------------|---|---------------------|--|---------|------|
| | | | | | | | |
| 18 | 多様な就業機会や就業環境の創出 | 2,042,056 | 基金事業における新規雇用者数(人)[累計] | 96,788人 (令和元年度) | | B | 概ね順調 |
| | | | 正規雇用者数(人) | 673,100人 (令和元年度) | | A | |
| | | | 高齢者雇用率(%) | 14.5% (令和元年度) | | A | |
| | | | 新規高卒者の就職内定率(%) | 99.1% (令和元年度) | | B | |
| | | | ジョブカフェ利用者(併設の仙台学生職業センターを含む)の就職者数(人) | 4,084人 (令和元年度) | | B | |
| | | | 障害者雇用率(%) | 2.11% (令和元年度) | | B | |
| | | | 介護職員数(人)[累計] (取組21から再掲) | 31,960人 (平成30年度) | | B | |
| | | | 第一次産業における新規就業者数(人) (取組10から再掲) | - (令和元年度) | | N | |
| 19 | 安心できる地域医療の充実 | 2,852,253 | 県の施策による自治体病院等(県立病院を除く)への医師配置数(人) | 114人 (令和元年度) | | A | 概ね順調 |
| | | | 病院収容時間(分) | 41.0分 (平成30年) | | B | |
| | | | 病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数(人) | - (平成30年度) | | N | |
| | | | 新規看護職員充足率(%) | 77.6% (令和元年度) | | B | |
| | | | 認定看護師数(人) | 340人 (令和元年度) | | C | |

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成度 | 施策評価 |
|------|-------------------------|--------------------------|---------------------------------------|------------------------------|-----|------|
| | | | | (指標測定年度) | | |
| 20 | 生涯を豊かに暮らすための健康づくり | 897,052 | 健康寿命(要介護2以上の認定者数をもとに算定したもの)男性 | 79.76年 (平成29年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 健康寿命(要介護2以上の認定者数をもとに算定したもの)女性 | 84.23年 (平成29年度) | B | |
| | | | 3歳児のむし歯のない人の割合 | 81.7% (平成29年度) | A | |
| | | | 自殺死亡率(人口10万対) | 16.2% (平成30年) | A | |
| 21 | 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり | 1,197,479 | 認知症サポーター数(人)[累計] | 238,703人 (令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数(回)[累計] | 165回 (令和元年度) | A | |
| | | | 週1回以上実施される住民運営の介護予防活動参加率(%) | 1.9% (平成30年度) | C | |
| | | | 生活支援コーディネーター修了者数(人)[累計] | 841人 (令和元年度) | A | |
| | | | 特別養護老人ホーム入所定員数(人)[累計] | 12,144人 (令和元年度) | B | |
| | | | 介護職員数(人)[累計] | 31,960人 (平成30年度) | B | |
| 22 | 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現 | 4,740,123 | 就労継続支援B型事業所における工賃の平均月額(円) | 17,490円 (平成30年度) | B | 概ね順調 |
| | | | グループホーム利用者数(人) | 2,349人 (平成30年度) | B | |
| | | | 入院中の精神障害者の地域生活への移行入院後3ヶ月後の退院率(%) | 61.0% (平成28年度) | B | |
| | | | 入院中の精神障害者の地域生活への移行入院後1年後の退院率(%) | 89.0% (平成28年度) | B | |
| | | | 入院中の精神障害者の地域生活への移行長期入院者数(在院期間1年以上)(人) | 3,092人 (平成30年度) | C | |
| | | | 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の累計交付件数(件) | 370件 (令和元年度) | A | |
| 23 | 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興 | 2,411,856 | みやぎ県民大学講座における受講率(%) | 68.2% (令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 市町村社会教育講座の参加者数(人口千人当たり)(人) | 744人 (平成30年度) | B | |
| | | | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数(うち出品者・出演者等の数)(千人) | 1,077千人 (17千人) (令和元年度) | A | |
| | | | 総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率(%) | 77.1% (令和元年度) | C | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

評価の理由・各施策の成果の状況

・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築に向けて、6つの施策を実施した。

・施策18の「多様な就業機会や就業環境の創出」については、県内の雇用情勢は、被災企業の事業再開や復興需要による求人の回復に加え、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による産業政策と一体となった安定的な雇用の創出などにより、有効求人倍率は1倍を大きく上回るなど、一定の成果があったことから、指標1については目標を下回ったが達成率は99.8%で「B」となっており、指標2及び3について「A」となっている。指標4は目標を下回ったが、学校現場で早い時期からの進路指導の実施や関係機関と連携して関係団体への雇用要請を行うとともに、合同企業説明会や合同就職面接会を開催したことなどにより、新規高卒者の就職内定率は99.1%と非常に高い水準となっている。また、指標5については、目標値を下回ったが、雇用環境が良好なことからジョブカフェ等を利用せず就職している層が増加していると考えられる。指標6の障害者雇用率についても、8年連続して過去最高を更新し、法定雇用率達成企業割合は50.4%と全国平均の48.0%を超えていることから、本施策としては、「概ね順調」とであると判断した。

・施策19の「安心できる地域医療の充実」については、医学生修学資金貸付事業の義務年限にある医師やドクターキュービット事業での新規採用により、政策的に配置できる医師の着実に増えていること、東北大学における専門医養成・配置に向けた取組への支援等により不足する診療科の医師確保に寄与したことから、指標1は「A」となっている。質の高い看護職員の養成、県内施設への就職促進、勤務環境改善による定着化・離職防止、有資格者の復職支援などに取り組むことにより、看護職員が一定程度確保されている。しかし、採用計画人数が増加したことから、指標1については、目標を下回り「B」となっている。指標2については、目標を下回ったものの、ドクターヘリの利用回数が増加傾向にあり、関係機関への理解浸透がうかがえること、令和元年度から仙台医療圏を対象とした救急搬送情報共有システムの稼働開始したことから、救急医療体制の整備に一定の成果が出ている。指標5については、目標を下回ったものの、県内の認定看護師は確実に伸びており、質の高い看護提供や地域へのコンサルテーションによる看護職員全体の資質向上に寄与していることを踏まえ、本施策としては、「概ね順調」とであると判断した。

・施策20の「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」については、第2次みやぎ21健康プランに基づき、「栄養・食生活」「身体活動」「たばこ」分野において重点的な取組を継続するとともに、「スマートみやぎ健民会議」を核とした健康づくりに関する県民運動を推進し、健康づくり優良団体表彰や管理者等セミナーの開催、みやぎヘルスサテライトステーションの認証制度等の創設等を通じて、健康づくりの取組を拡大している。また、施策目標に掲げているがん対策、食育、感染症対策等に関する事業でも、普及啓発や体制整備等により、一定の成果が出ており、目標指標1～3について、「A」又は「B」となっていることから、本施策としては、「概ね順調」とであると判断した。

・施策21の「高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」については、目標指標1～2及び4～5で目標値を超えるか、あるいは目標値に近い数値であったことから「A」又は「B」となっており、施策の目的である高齢者の「地域参画や元気な活動の推進」、「介護が必要になっても安心して生活できる環境づくり」、「権利擁護の体制整備」について、概ね順調に推移している。目標指標3については、目標値を下回ったが、住民運営による介護予防活動への参加人数や活動拠点数は増加しており、今後は進展が見込まれる。また、目標指標6については、介護人材確保推進事業、介護従事者確保対策事業を実施するほか、あらたに外国人介護人材に関する相談・支援窓口の設置、介護助手を有期雇用する事業の実施により、効率的な介護人材の確保につなげることができたことから、本施策としては、「概ね順調」とであると判断した。

・施策22の「障害があっても安心して生活できる地域社会の実現」については、「就労移行支援事業所機能強化事業」の実施のほか、就労移行支援事業所の個別支援等による環境整備を行い、福祉施設から一般就労への移行を促進した。また、精神障害者や重度の障害者を対象としたグループホームの整備支援等を行い、グループホーム利用者数が増加している。精神科病院に入院している精神障害者の地域移行については、「県保健所における措置入院者等への支援ガイドライン」を作成し、危機介入から退院後の生活まで切れ目のない支援を行うとともに、地域支援会議を開催し、退院支援に取り組んだ結果、入院後3ヶ月後の退院率及び1年後の退院率は上昇し、目標値に近い数値であったことから、目標指標2、3-1及び3-2については、「B」となっている。また、医療的ケアが必要な障害児者等の支援のため、「医療型短期入所モデル事業」を実施し、新たに2事業所を開設するとともに、情報の集約や事業所間の連携強化、ノウハウやスキルの共有の支援等を行うコーディネーターを配置し、介護者の負担軽減につなげた。さらに、早期発見、早期療育が有効とされる発達障害者支援について、令和元年7月に県直営の「発達障害者支援センター」を開設するとともに、一次から三次支援機関による重層的な支援体制への見直しを図った。目標指標に到達していないものもあるが、各指標に関連した取組は一定の進捗が見られることから、本施策については「概ね順調」とであると判断した。

・施策23の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、多様な学習機会を提供し、地域において生涯学習を推進する人材を育成するため、みやぎ県民大学を開講し、受講率が指標1となっている目標値を下回り「B」、指標2の「市町村社会教育講座の参加者数」の達成度は「B」であった。総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率については、目標値には達していないものの、蔵王町、南三陸町に設立準備団体が発足するなど、クラブ設立に向けた動きがみられる。令和元年度末で24市町に53クラブが設立されており、一定の成果が見られる。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場予定地である本県の機運醸成に向けて、22校をオリンピック・パラリンピック教育推進校として指定し、実践に取り組んだほか、市民フォーラム、教員セミナーを実施した。スポーツ指導者を育成する目的で、スポーツリーダー及びアシスタントマネージャー養成講習会の開催や県内7圏域で「宮城ヘルシー2019ふるさとスポーツ祭」の開催により、スポーツの振興を図った。「みやぎ県民文化創造の祭典」に関する取組について、参加者数は目標値は上回った。多くの県民が文化芸術に触れ、親しむ機会を提供し「A」となっている。施策の目的である「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」は、各取組において一定の成果が見られることから、本施策の評価は「概ね順調」と判断した。

・生涯現役で安心して暮らせる社会の構築については、保健・医療・福祉の各分野における取組を推進していくとともに、県民の生活を支えるための経済基盤の確保や生涯学習社会の確立に向けた取組を行う必要がある。施策18から23までが「概ね順調」とであることから、本政策全体としては、「概ね順調」に推移していると判断した。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策18について、県内の雇用情勢は、復興需要や被災企業の事業再開等により、良好な状況が続いているものの、有効求人倍率を見ると、介護が3.74倍、建設が3.90倍、土木が5.85倍、水産加工が2.64倍であるのに対して、事務的職業は0.42倍となるなど、沿岸部を中心に雇用のミスマッチが発生している。また、県内の新規学卒者において、就職した後の新規高卒者の3年以内の離職率は、平成28年3月卒で39.1%と、全国平均と同水準となっている(全国平均は39.2%)。県内の障害者雇用率は、8年連続して過去最高を更新し、全国平均と同率となった。しかし、令和3年4月に法定雇用率が引き上げられるため、更なる取組の強化が必要である。県における介護職員数は31,960人(平成30年度時点)であり、令和2年度には35,865人、2025年(令和7年度)には39,635人が必要と推計され、介護職員の必要数(需給ギャップ)は、4,755人と見込まれることから、将来も見据えた介護人材の確保対策が重要である。少子高齢化が進展する中、介護職員の確保・要請・定着が必要であり、学生、元気高齢者、離職者等の参入促進のほかに、外国人介護人材の参入促進と資質向上を図る必要がある。</p> | <p>・施策18については、「緊急雇用創出事業」により被災求職者等に対して、産業政策による支援と一体となって安定的な雇用・就職機会を創出する。また、沿岸地域における雇用のミスマッチの解消を図るため、沿岸3市に設置した就職サポートセンターにおいて、求職者の掘り起こしやマッチング支援、職場見学会など、求職者にとって効果的な取組を実施する。新規学卒者については、宮城労働局、県教育委員会等の関係機関と連携し、県内企業・団体へ雇用要請を行うとともに、正確な企業情報等の把握により的確に企業選択を行い、結果、早期離職の防止につながるよう、合同企業説明会・就職面接会の開催等の就職支援に取り組む。若年求職者については、引き続き「みやぎジョブカフェ」等を中心とした個別的・継続的な就職支援に取り組むとともに、就職氷河期世代について重点的に支援を実施する。職場定着対策については、「キャリア教育セミナー」を開催するとともに、「若者等人材確保・定着支援事業」により、単独で職員研修を実施するのが難しい中小企業等向けに、新入社員を対象とした合同研修会・交流会の開催等を行う。さらに、職場定着に課題を抱える企業への専門家の派遣や事業所間の情報交換のためのセミナーの開催を行うことにより早期離職の防止を図る。宮城労働局など関係機関と連携して障害者雇用に係る要請を実施するほか、関係機関と連携して合同就職面接会、障害者就職支援セミナー等を開催し、障害者の就職支援に取り組む。また「障害者雇用アシスト事業」により、関係機関と連携しながら障害者雇用率の引き上げにより新たに障害者雇用率算定の対象となる企業を重点的に訪問し、障害者雇用の普及啓発を行うほか、特別支援学校等の見学会を開催し、障害者に対する理解を深めてもらうための取組を行う。さらに、精神障害者の求職者が増加していることから、精神障害者雇用推進セミナーを開催する。令和3年4月からの法定雇用率達成のためのさらなる支援策等の検討に向けた県内事業者等の調査・分析を行う。深刻な人材不足に対応するため、新たに「介護人材確保対策緊急アクションプラン事業」として、介護職週休3日制度導入支援、外国人介護人材の確保、介護のイメージアップを3つの柱として各種事業に取り組む。介護人材の確保が喫緊かつ重要な課題であることから、介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会と連携し、「多様な人材の参入促進」、「職員の資質向上」、「労働環境・処遇の改善」を3つの柱として、介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を引き続き推進する。多様な人材の参入を図るため、学生やその保護者に対する介護職の理解促進、離職者、元気高齢者、外国人の参入促進に重点的に取り組む。外国介護人材の受入に関する常設の相談・支援窓口を設置し、県内の介護事業所からの相談のほかマッチング支援等を行い、外国との覚書の締結等により外国人介護人材の円滑な受け入れに向けた環境整備を行うなど、時代の変化に対応した事業に部局横断的に取り組む。</p> |
| <p>・施策19について、東日本大震災による津波被害が甚大だった沿岸部ほど、救急医療など充実した地域医療体制が求められているが、医師、看護職員などの医療系人材については、県全域および二次医療圏では増加傾向にあるものの、仙台市を除き全国平均に比べ低い状況が続いている。また、小児科や産婦人科等の特定の診療科が、仙台医療圏に集中していることから、他県からの確保及び仙台医療圏からの誘導等、偏在解消を進める必要がある。救急搬送については、救急医療体制の強化、救急車や医療機関の適正利用を促す取組が必要であり、ドクターヘリについては、機動性や広域性などの特性を活かした効果的な運航ができるよう、引き続き関係機関と連携して対応する必要がある。</p> | <p>・施策19については、地域医療介護総合確保基金を活用した医療従事者の確保・養成のための各事業を着実に実施するとともに、地域医療整備の基本となる医療系人材の確保に向けて奨学金制度や環境整備など、引き続き効果的な事業を実施する。また、ドクターバンクや医学生修学資金貸付等により、県内自治体病院勤務医師の増加を図るとともに、東北医科薬科大学からの今後の継続的な医師輩出を見据えた体制整備の検討を行い、地域や診療科による医師の偏在解消に取り組む。救急医療の機能に応じた役割分担の進展に努めるほか、救急搬送情報共有システムの運営や電話相談事業等の着実な実施を通じて、患者の症状に応じた医療機関での受入や救急医療の適正受診を促すことにより、病院収容時間の短縮を目指すとともに、ドクターヘリの安全性の確保を優先とした効率的かつ安定的な運航体制が確保されるよう、関係機関と連携し、訓練等を継続していく。</p> |
| <p>・施策20について、スマートみやぎ県民会議会員登録団体数や宮城ヘルスサテライトステーション数が大きく増加したほか、ウォーキングアプリの普及が進むなど、健康づくりの体制・環境整備は順調に進んでいるものの、直近値である平成29年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合は30.4%と依然として高く、全国で下から3番目以内の状況が続いている。地域特性に応じた対策を講じるほか、長期的方針に基づいた健康づくりの機運醸成を図る必要がある。3歳児のむし歯のない人の割合は着実に増加しているが、全国的に見ると依然低い水準であることから、引き続き乳幼児及び児童・生徒のむし歯予防を図っていく必要がある。仮設住宅等入居者及び災害公営住宅入居者の健康問題が懸念されたことから、県では、支援が必要な方を早期に発見して、必要な支援につなげることを目的とし、被災市町と共同で健康調査を実施してきた。仮設住宅等入居者に対する健康調査は対象世帯の減少と被災市町の意向により、平成30年度で終了している。災害公営住宅入居者に対しても、被災市町の意向を踏まえ、入居後2年間調査を実施することで、支援を必要とする入居者を把握し、以降は通常の保健福祉業務や見守り支援等により対応するため、全戸完成後2年を経過する令和2年度に調査終了の見込みである。令和3年度以降は、独自で健康調査を実施する被災市町への技術的支援が必要になるとともに、引き続き、災害公営住宅に入居する被災者の方々に状況に応じた支援が必要である。</p> | <p>・施策20については、引き続き、ウォーキングアプリ、みやぎヘルスサテライトステーションの普及拡大を図るとともに、県民が主体的に健康づくりを実践できる環境整備を進め、地域ごとに特徴のある健康課題について、「見える化」できる仕組みの構築を図り、第2次みやぎ21健康プランに掲げた基本方針や取組に対する県民の理解・認識を促進を図る。また、保健所、市町村を中心として、データの活用による地域課題を踏まえた取組を推進していくとともに、令和3年度に実施を予定している、健康・栄養調査の結果を踏まえ、これまでの取組を検証し、今後の方針につなげていく。3歳児の虫歯予防については、各市町村の「フッ化物洗口」によるむし歯予防導入支援を強化するとともに、乳・幼児期前半の歯科保健対策では、歯科医師会等の協力のもと、妊産婦に対する幼児歯科対策の啓発を継続していくとともに、口腔保健支援センターによる専門的な技術支援、情報提供等を強化し、乳幼児や学童期の歯科保健指導に従事する職員を対象とした研修会開催を継続し、早い年代からむし歯予防の啓発に努める。仮設住宅等入居者に対する健康調査については、令和3年度以降、独自に健康調査を実施する市町に対するノウハウ等の提供等、円滑な調査が実施できるよう市町を支援するとともに、引き続き、心のケアやアルコール問題への対策、高齢者等の見守り、生活不活発病予防など、被災者の心身の健康を守るための各種事業を継続する。</p> |

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策21について、今後、認知症高齢者が増えていく傾向を踏まえ、生活環境の変化に順応しにくいとされる認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で支える仕組みが必要であり、併せて、認知症介護家族へのより一層の支援が必要。高齢化が進展する中、団塊の世代が75歳以上になる2025年(令和7年)を見据え、国では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、平成27年に介護保険制度を改正し、「地域包括ケアシステム」を充実・推進しているところである。新しい介護予防・日常生活支援総合事業と在宅医療と介護の連携推進、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業などの包括的支援事業が実施されているが、事業の充実に向けて、継続的な市町村支援を行っていくことが課題となる。高齢者が地域で自立した生活を送るため、年齢や心身機能等によって分け隔てることなく、住民同士の支え合いによる介護予防の取組を推進するとともに、介護予防に資する通いの場の自律的拡大を促していくことが課題である。また、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、事業の進捗や将来を見据えた課題解決の取組に市町村間で差が見られることが課題となっている。今後も高齢者が増加する見込みであり、市町村において自立支援・重度化防止の視点に立った住民への支援が必要となっている。特別養護老人ホーム入所待機者の解消については、着実な施設整備が課題であるほか、介護人材不足や今後の利用者減少による利用率の低下が懸念され、施設経営者の将来経営に対する不安から整備の進捗が鈍化している。本県の介護職員数は必要数を充足しておらず、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年(令和7年度)には需要と供給との差(需要ギャップ)が4,755人と見込まれることから、将来も見据えた介護人材の確保定着対策が求められている。</p> <p>公益財団法人介護労働安定センターが宮城県内の介護事業所を対象に実施した「平成30年度介護労働実態調査」の結果によると、介護職員に不足感(「大いに不足」、「不足」、「やや不足」の合計)を感じる事業所の割合は、昨年度と同様約70%となっている。介護職員の採用が困難である原因として、「他産業に比べて労働条件が良くない」と回答した事業者が最も多く、次いで「同業他社との人材獲得競争が厳しい」と回答した事業者が続いている。平成26年度に宮城県介護人材確保協議会を設立し、①多様な人材の参入促進、②職員の資質向上、③労働環境・処遇の改善を3つの柱として、介護人材の確保定着に向けた取組を行っているが、介護職員数は必要数を充足していないことから、より効果的な事業展開が必要となっている。</p> | <p>・施策21については、認知症関係施策の推進について、次の5つの施策を推進する。①認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり、②早期発見・早期対応の促進、③認知症に適切に対応する地域づくり、④認知症ケアを担う人づくりと正しい理解の促進、⑤認知症介護家族への支援。</p> <p>①認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくりについては、認知症への正しい理解を広めるための普及啓発に努めるとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人、家族等の関係者の支援を行う。また、当事者の意見を踏まえ、医療・介護等関係機関と協働で認知症の人にやさしいまちづくりを進めていく。②早期発見・早期対応の促進については、かかりつけ医等を対象に認知症対応力向上研修の実施及び認知症疾患医療センター(県指定7か所)の運営支援を行う。③認知症に適切に対応する地域づくりについては、行方不明の認知症高齢者等対応に、県警、市町村、その他関係機関等で連携し対応する。(SOSネットワークシステム(県警)等の活用含む)。④認知症ケアを担う人づくりと正しい理解の促進については、認知症介護従事者等を対象とした研修や市町村が実施する研修講師の養成研修の実施を行うとともに、市町村に対して、市町村実施の研修企画・運営に係る支援を行う。⑤認知症介護家族への支援については、「認知症カフェ」の全市町村実施に向け、設置促進・普及啓発を継続して行う。また、当事者支援のための電話相談を行う。</p> <p>地域包括ケアシステムの充実・推進については、「宮城県地域包括ケア推進協議会」の専門委員会等の運営等により、アクションプランの推進に取り組むとともに、参画団体の協働のもと取組を展開していく。「地域包括ケア推進アクションプラン(第2ステージ)」に基づき、官民連携のもと各種事業の推進に取り組む。また、各市町村が行う地域支援事業について、市町村独自で確保が困難な専門職について、地域ケア会議への派遣や多職種連携に関する研修会の開催等により、地域の課題や実情を踏まえた市町村支援を行っていく。介護予防の推進については、各市町村が地域資源を活用し、効果的・効率的に介護予防事業及び取組を実施できるよう広域的観点から市町村支援を行う。また、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へアドバイザー(リハビリテーション専門職等)を派遣する等、ノウハウ提供や安定運営のための支援を行う。さらに、令和2年度新規事業として、市町村が実施するフレイル対策事業に対して、アドバイザー派遣等の技術的支援を行うモデル事業を実施する。</p> <p>特別養護老人ホームの入所待機者解消については、市町村とも連携しながら、施設整備費用に対する財政支援を行うとともに、深刻な人材不足に対応するため、新たに「介護人材確保対策緊急アクションプラン事業」として介護職週休3日制導入支援、外国人介護人材の確保、介護のイメージアップを3つの柱として各種事業に取り組む。また、給与体系見直し、労働環境の改善に向けて国へ必要な働きかけを行うほか、事業者に対して、介護職員等処遇改善加算取得のための支援等の活用を積極的に働きかける。また、リフトやロボット等職員の負担軽減を図る機器の導入促進、学生・保護者に対する介護職への理解促進、離職者、元気高齢者、外国人等、多様な人材の参入促進に重点的に取り組む。さらに、外国人介護人材確保のため、幅広い外国人材を対象とした日本語学習支援、県内事業者を対象とした外国人介護人材の受入に関する相談・支援窓口の設置(常設)、外国との覚書締結等による外国人介護人材の円滑な受入に向けた環境を整備する等、時代の変化に対応した事業に部局横断的に取り組む。</p> |

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策22について、障害に対する理解や差別の解消については、「宮城県障害者権利擁護センター」で相談対応及び普及啓発を行っている。今後の課題として、市町村や関係機関との連携強化及び相談体制の強化が必要である。障害者の経済的自立については、就労支援事業所等における工賃向上や、一般就労に結びつく能力開発等に加え、就労後の障害者が長く働き続けられる支援に取り組む必要がある。また、障害者の地域生活の場としてグループホームの整備等に取り組んでいるところだが、障害者の重度化・高齢化を見据えた障害者の居住支援が必要である。発達障害児者の支援については、二次支援機関の未設置圏域があるため、早期の空白解消に取り組む必要がある。また、早期発見・早期支援が重要であることから乳幼児健診等を実施している市町村への支援が必要である。医療的ケア児者支援については、仙南圏域において医療型短期入所事業所が未整備であり、早期の空白解消に取り組む必要がある。平成28年度以降に開設した事業所にあつては、受入に対するスタッフの不安等により受入が進まない状況にある。また、障害児の受入が可能な事業所が少ない状況である。長期に入院する精神障害者の地域移行に当たっては、本人や家族等の支援者と入院中から退院に向けた意識づくり、地域移行後の支援体制づくりに引き続き取り組むことが必要である。</p> | <p>・施策22については、障害を理由とする差別に係る相談体制の整備、助言・あっせん機関の設置を規定した障害者差別解消条例の制定に向けて引き続き取り組んでいく。また、障害者就労施設へのさらなる発注拡大を図るため、共同受注窓口の機能強化を図るとともに、一般就労に向けての資格取得支援、就業体験の場の創出に引き続き取り組むほか、就労支援事業所の支援ノウハウの共有、一般企業との連携強化することで障害者の職場定着率の向上を図る。発達障害児者の二次支援機関が未設置の圏域における早期の体制整備に向け、関係市町と協議・連携し、事業所確保を図る。また市町への支援では、研修及び技術支援を計画的に実施する。仙南圏域における医療型短期入所事業所の整備に向けて、開設の可能性のある公的病院、市町との協議を進めるとともに、コーディネーター配置事業により、障害児の受入も含めたスタッフの不安解消のための研修や受入促進に係る環境整備を行う。長期に入院している精神障害者の地域移行については、入院中から退院に向けたニーズの把握等、支援従事者のアセスメント力の向上等の人材育成に引き続き取り組む。また、既存サービスである「地域相談支援」、新規サービスである「自立生活援助」の活用など、地域移行後の精神障害者の生活力等を補うための支援を行うとともに、保健、医療、福祉関係者らの連携を促進し、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築を推進する。</p> |
| <p>・施策23について、誰もが生涯にわたって主体的に学び、その成果を社会に還元していく生涯学習社会を目指し、その実現に向けて総合的な観点から方針を検討し、施策の展開を図る必要がある。行政、教育機関、民間企業、NPO等において、様々な学びの場が提供されており、民間団体とのネットワーク化により、学習環境の充実を図る必要がある。みやぎ県民大学の企画公募による「自主企画講座」への応募団体が減ってきており、また、地域の課題解決に取り組む「地域力向上講座」の開催を希望する市町村が少なく、受講率も低下している状況である。県生涯学習課主催の研修会の開催等により、公民館同士のネットワーク構築が進んできたことにより、公民館等で開催する講座への参加者数は増加傾向にあり、更に魅力のある講座の開設が求められる。総合型地域スポーツクラブ未設置市町村(11市町村)では、それぞれの自治体によって、復興や人材確保等の課題を抱えており、自治体に応じたきめ細やかな支援が必要である。宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭では、県内7圏域において、地域の特性と実情を踏まえて実施しているが、生涯スポーツの更なる振興のため、参加者数の増加に向けた取組が必要である。文化芸術の力を活用した心の復興をより充実させることに加え、文化芸術を特色ある地域づくりや社会参画への貢献に役立てていくことが求められる。</p> | <p>・施策23については、宮城県社会教育委員の会議や宮城県生涯学習審議会での検討内容などを踏まえ、住民、行政、教育機関、民間企業・団体等多様な主体と連携した生涯学習環境の充実、学習の成果を地域活動に活かしていく仕組みづくりを促進し、「生涯学習プラットフォーム」について、令和2年度から具体的な開発作業に入り、多様な機関が実施する講座等の情報を集約・体系化することにより、学びの場の活性化を図る。また、県民・地域のニーズに沿った講座の提供、募集方法について改善を図っていくとともに、地域で活動する団体や生涯学習支援者の活用を検討する。社会教育ネットワークのさらなる強化によって良い実践や課題の共有を図るとともに、社会教育フォーラムを開催し、「学びのオーガナイザー」としての社会教育主事の有効活用と資質向上を図る。また、現在成果を上げている「社会教育関係職員で組織した検討委員による『学び手が学びをつくる研修会』」を継続実施し、現場の声を反映させた社会教育・公民館等職員研修のさらなる充実を図る。みやぎ広域スポーツセンターにおいて、未設置市町村の中で特に山元町と南三陸町を中心に町が設立に向けた動きが見られるため、巡回訪問や研修会等により支援を強化し、総合型クラブの創設・育成の取組を推進する。宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭については、働く世代や子どもが参加しやすい種目設定等を検討するとともに、地域住民が参加しやすい健康づくりコーナーを充実させることで、参加者数の増加を推進する。また、文化芸術による心の復興については、引き続き多様な主体による文化的な活動を支援していくほか、地域芸術を通じた心の復興支援にも取り組み、文化芸術の持つ力の理解促進を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。 |
|--------|-------------------|-----|--|
| | | 要検討 | |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>施策19で示した目標指標の丁寧な分析と適切な課題の記載、施策20で示した健康問題に対する課題と対応方針の記載、施策21で示した施策の方向1つ目についての現状分析と課題と対応方針の記載及び施策23で示したオリンピック・パラリンピック関連事業に関する課題と対応方針の記載の必要性を踏まえた上で、記載の修正を行う必要があると考える。</p> |

施策番号18 多様な就業機会や就業環境の創出

| | |
|--|--|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 経済情勢により変化する就業形態に応じた、産学官の各種機関や関係団体による多様な就業能力開発機会を提供する。 ◇ 企業や関係機関・団体と連携した非自発的離職者の再挑戦に向けた就労を支援する。 ◇ 復興需要後の雇用情勢の変化などを見据えた地域の安定的な雇用機会の創出に取り組む。 ◇ 外国人県民等の雇用機会の確保に必要な指導・助言の充実を図る。 ◇ だれもが働きやすい労働環境の整備や女性・中高年齢者のスキルアップ、再就職の支援などを推進する。 ◇ 若年者に対する相談体制の充実や職業選択機会の提供など、総合的な就業環境の整備に取り組む。 ◇ 学生・求職者が県内の企業と接する機会の設定などによる就業を促進する。 ◇ 若い世代の正規雇用の拡充など、若年者の経済的安定に向けた支援を行う。 ◇ 生活困窮者等に対し、就労準備支援や就労支援を行うことによる経済的自立を促進する。 ◇ 障害者雇用率の改善に向けた意識の啓発や障害者の特性に応じたマッチング支援を推進する。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|----------------------|---------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | | | | |
| | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | |
| 1 | 基金事業における新規雇用者数(人)[累計] | 111人 (平成20年度) | 97,010人 (令和元年度) | 96,788人 (令和元年度) | B 99.8% | 97,160人 (令和2年度) |
| 2 | 正規雇用者数(人) | 592,100人 (平成24年度) | 672,124人 (令和元年度) | 673,100人 (令和元年度) | A 100.1% | 600,000人 (令和2年度) |
| 3 | 高年齢者雇用率(%) | 8.0% (平成21年度) | 13.8% (令和元年度) | 14.5% (令和元年度) | A 105.1% | 14.4% (令和2年度) |
| 4 | 新規高卒者の就職内定率(%) | 94.3% (平成20年度) | 100.0% (令和元年度) | 99.1% (令和元年度) | B 99.1% | 100.0% (令和2年度) |
| 5 | みやぎジョブカフェ利用者(併設の仙台学生職業センターを含む)の就職者数(人) | 2,323人 (平成20年度) | 4,500人 (令和元年度) | 4,084人 (令和元年度) | B 90.8% | 4,500人 (令和2年度) |
| 6 | 障害者雇用率(%) | 1.57% (平成21年度) | 2.20% (令和元年度) | 2.11% (令和元年度) | B 95.9% | 2.20% (令和2年度) |
| 7 | 介護職員数(人)[累計] (取組21から再掲) | 20,346人 (平成19年度) | 33,348人 (平成30年度) | 31,960人 (平成30年度) | B 89.3% | 34,548人 (令和2年度) |
| 8 | 第一次産業における新規就業者数(人) (取組10から再掲) | 151人 (平成20年度) | 245人 (令和元年度) | - (令和元年度) | N - | 245人 (令和2年度) |

| | | |
|---------------|--|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 | |
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指標1については、目標値を若干下回ったが、達成率は99.8%と非常に高い水準となった。 ・指標2, 3については、100%を超える達成率となり、目標を上回った。 ・指標4については、目標値を若干下回ったが、就職内定率は99.1%となり、非常に高い水準を維持している。 ・指標5については、目標値を下回った。復興需要や景気回復を背景に、ジョブカフェや学生職業センターを利用せずに就職している層が増加していると考えられる。 ・指標6については95.9%の達成率となったが、障害者雇用率は2.11%と8年連続して過去最高を更新しており、前年度(2.05%)と比較して改善している。 ・目標指標7の「介護職員数」については、介護人材の確保・養成・定着に向けた各種事業を着実に実施したものの、目標値を下回ったことから達成度は「C」に区分される。 ・指標8の「第一次産業における新規就業者数」については、農業、林業及び水産業のいずれも新規就業者数が確定しておらず、判定できない。 | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査における「雇用の維持・確保」の結果を参照すると、満足群は34.8%、不満群は21.2%という結果となり、平成30年調査と比較すると、満足群はプラス3.2ポイント、不満群はマイナス0.3ポイントとなっており、県民意識としては満足度が上昇傾向にあると考えられる。 | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災から9年が経過し、被災企業の事業再開等により、雇用情勢を示す指標の1つである有効求人倍率は平成24年4月以降連続して1倍を超えるなど、震災前と比較しても良好な状況が維持されている。 ・一方で、沿岸地域を中心に、建設・土木、水産加工などにおいて人手不足となっており、雇用のミスマッチが発生している(令和2年3月の有効求人倍率を見ると、建設が3.90倍、土木が5.85倍、水産加工が2.64倍であるのに対し、事務的職業は0.42倍) | |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の雇用情勢は、被災企業の事業再開や復興需要による求人の回復に加え、基金事業による産業政策と一体となった安定的な雇用の創出などにより、有効求人倍率は1倍を大きく上回るなど、一定の成果があったものと判断している。 ・目標を下回った指標4についても、学校現場において早い時期からの進路指導の実施や県教育委員会、宮城労働局等の関係機関と連携して関係団体への雇用要請を行うとともに、合同企業説明会や合同就職面接会を開催したことなどにより、新規高卒者の就職内定率は99.1%と非常に高い水準となった。 ・指標6の障害者雇用率についても、目標は下回ったものの、8年連続して過去最高を更新するとともに、法定雇用率達成企業割合は50.4%と全国平均の48.0%を超えており、一定の成果があったものと考えている。 ・以上、本施策については、ほぼ目標のとおり事業を実施しており、「概ね順調」であると考えられる。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・県内の雇用情勢は、復興需要や被災企業の事業再開等により、良好な状況が続いているものの、雇用情勢を示す指標の一つである有効求人倍率(令和2年3月末現在)を見ると、介護が3.74倍、建設が3.90倍、土木が5.85倍、水産加工が2.64倍であるのに対して、事務的職業は0.42倍となるなど、沿岸部を中心に雇用のミスマッチが発生している。</p> <p>また、津波被害が大きかった一部の沿岸部においては、未だ事業が再開できない事業所があることから、事業再開ができる時期まで安定的な雇用・就業機会を創出する必要がある。</p> | <p>・「緊急雇用創出事業」により被災求職者等に対して、産業政策による支援と一体となって安定的な雇用・就職機会を創出する。また、沿岸地域における雇用のミスマッチの解消を図るため、沿岸3市に設置した就職サポートセンターにおいて、求職者の掘り起こしやマッチング支援、職場見学会など、求職者にとって効果的な取組を実施する。</p> |
| <p>・県内の新規学卒者の就職状況については、良好な状況が維持されているものの、就職した後の新規高卒者の3年以内の離職率は、平成28年3月卒で39.1%と、全国平均と同水準となっている(全国平均は39.2%)。</p> | <p>・新規学卒者については、宮城労働局、県教育委員会等の関係機関と連携し、県内企業・団体へ雇用要請を行うとともに、正確な企業情報等の把握により的確に企業選択を行い、結果、早期離職の防止につながるよう、合同企業説明会・就職面接会の開催等の就職支援に取り組む。若年求職者については、引き続き「みやぎジョブカフェ」等を中心とした個別的・継続的な就職支援に取り組むとともに、就職氷河期世代について重点的に支援を実施する。職場定着対策については、「キャリア教育セミナー」を開催するとともに、「若者等人材確保・定着支援事業」により、単独で職員研修を実施するのが難しい中小企業等向けに、新入社員を対象とした合同研修会・交流会の開催等を行う。さらに、職場定着に課題を抱える企業への専門家の派遣や事業所間の情報交換のためのセミナーの開催を行うことにより早期離職の防止を図る。</p> |
| <p>・県内の民間企業における障害者雇用率は、8年連続して過去最高を更新し、全国平均と同率となった。しかし、令和3年4月には法定雇用率が引き上げられるため、更なる取組の強化が必要である。</p> | <p>・宮城労働局など関係機関と連携して障害者雇用に係る要請を実施するほか、関係機関と連携して合同就職面接会、障害者就職支援セミナー等を開催し、障害者の就職支援に取り組む。また「障害者雇用アシスト事業」により、関係機関と連携しながら障害者雇用率の引き上げにより新たに障害者雇用率算定の対象となる企業を重点的に訪問し、障害者雇用の普及啓発を行うほか、特別支援学校等の見学会を開催し、障害者に対する理解を深めてもらうための取組を行う。さらに、精神障害者の求職者が増加していることから、精神障害者雇用推進セミナーを開催する。</p> <p>・令和3年4月からの法定雇用率引き上げを見据えて、法定雇用率達成のための更なる支援策等の検討に向けた県内事業者等の調査・分析を行う。</p> |
| <p>・県における介護職員数は31,960人(平成30年度時点)であり、令和2年度には35,865人が必要と推計され、新たに約4,000人の介護職員の確保が必要と見込まれる。</p> <p>また2025年(令和7年度)には39,635人が必要と推計され、介護職員の必要数(需給ギャップ)は、4,755人と見込まれることから、将来も見据えた介護人材の確保対策が重要となっている。</p> <p>・少子高齢化が進展する中、介護職員の確保・養成・定着が必要であり、学生、元気高齢者、離職者等の参入促進のほかに、外国人介護人材の参入促進と資質向上を図る必要がある。</p> | <p>・深刻な人材不足に対応するため、新たに「介護人材確保対策緊急アクションプラン事業」として、介護職週休3日制導入支援、外国人介護人材の確保、介護のイメージアップを3つの柱として各種事業に取り組む。</p> <p>・介護人材の確保が喫緊かつ重要な課題であることから、介護関係団体が参画する宮城県介護人材確保協議会と連携し、「多様な人材の参入促進」、「職員の資質向上」、「労働環境・処遇の改善」を3つの柱として、介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を引き続き推進する。</p> <p>・多様な人材の参入を図るため、学生やその保護者に対する介護職への理解促進、離職者、元気高齢者、外国人の参入促進に重点的に取り組む。</p> <p>・外国人介護人材の受入に関する常設の相談・支援窓口を設置し、県内の介護事業所からの相談のほかマッチング支援等を行い、外国との覚書の締結等により外国人介護人材の円滑な受入に向けた環境整備を行うなど、時代の変化に対応した事業に部局横断的に取り組む。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定</p> <p>概ね適切</p> <p>施策の成果について、「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> <p>なお、目標指標等で達成率について「非常に高い水準」との記載があるが、目標値を達成していないことから、表現を改める必要があると考える。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | — |

施策番号19 安心できる地域医療の充実

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全国から県内の自治体病院等への勤務を希望する医師を募集・配置するなど、地域医療体制の整備・充実や地域による偏在の解消に向けた着実な医師確保対策を推進する。 ◇ 新設された医学部から輩出される医師の効果的な配置に向けた修学資金制度の適切な運営を図る。 ◇ 地元大学医学部等と連携した地域医療、災害医療の担い手の育成に取り組む。 ◇ 県内医療機関等に従事する看護職や認定看護師の確実な確保とその資質向上に向けた支援を行う。 ◇ 二次医療圏ごとにその拠点となる病院整備に対する支援と、地域医療支援病院や地域の中核的な病院を中心とした各地域の病院、診療所の連携・機能分担を促進する。 ◇ ICTを活用した医療福祉情報ネットワークシステムによる病院、診療所、福祉施設、在宅サービス事業者等の連携強化や情報共有等を推進します。 ◇ 救急科専門医や救急救命士などの救急医療を担う人材の育成・確保と、救急医療情報システムの有効活用などによる二次医療圏内での救急医療の完結を目指した救急医療体制の整備を促進する。 ◇ 初期・二次・三次の各救急医療体制の充実とドクターヘリの導入推進及び円滑な運用を図る。 ◇ 急性期から回復期、維持期まで一貫性のある総合的なリハビリテーション提供体制の構築と宮城県リハビリテーション支援センターの充実を図る。 ◇ より高度で専門的ながん医療提供に向けた宮城県立がんセンターをはじめとしたがん診療連携拠点病院の機能強化や在宅緩和ケアの体制整備など、総合的ながん対策を推進する。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|--------------------|--------------------|------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 県の施策による自治体病院等(県立病院を除く)への医師配置数(人) | 19人 (平成20年度) | 114人 (令和元年度) | 114人 (令和元年度) | A 100.0% | 120人 (令和2年度) |
| 2 | 病院収容時間(分) | 35.8分 (平成19年) | 39.5分 (平成30年) | 41.0分 (平成30年) | B 96.2% | 前年全国平均 (令和2年度) |
| 3 | 病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数(人) | 1,151人 (平成18年度) | 2,690人 (平成30年度) | - (平成30年度) | N - | 3,017人 (令和2年度) |
| 4 | 新規看護職員充足率(%) | 67.1% (平成20年度) | 80.0% (令和元年度) | 77.6% (令和元年度) | B 97.0% | 80%以上 (令和2年度) |
| 5 | 認定看護師数(人) | 62人 (平成20年度) | 489人 (令和元年度) | 340人 (令和元年度) | C 69.5% | 586人 (令和2年度) |

| | |
|---------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「県の施策による自治体病院等(県立病院を除く)への医師配置数(人)」は、医学生修学資金貸付を利用した義務年限内にある医師数の増加等により、目標と同数の配置ができたほか、医学生修学資金貸付事業の配置先医療機関も増加したこともあり、達成度「A」に区分される。 ・二つ目の指標「病院収容時間(分)」は、本県の実績値及び目標である全国平均値がともに微増し、全国平均には達せず達成度「B」に区分される。救急搬送患者が増加し続ける中、救急患者を積極的に受け入れる病院が増えてきたことやドクターヘリ運航、電話相談等の諸事業を実施してきており、引き続き本指標の動向をみていく必要がある。 ・三つ目の指標「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の数(人)」は、平成28年度まで厚生労働省で実施していた統計調査である「病院報告(従事者届):毎年実施」が、平成29年度から「医療施設静態調査:3年毎」に一元化されたこと、厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」が当初令和2年3月下旬公表予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により公表時期が未定となったことにより、実績値が把握できないことから、達成度「N」に区分される。 ・四つ目の指標「新規看護職員充足率(%)」は、平成30年度と比較すると採用数は増加したものの、採用計画人数が増加し、充足率は77.6%と目標値を下回らわり、「B」に区分される。施設区分では病院は83.9%で目標を超えているが、訪問看護ステーションが50%代、介護老人保健施設、介護老人福祉施設が30%と低い充足率となっており、これらの施設に対する対策を講じるとともに、引き続き看護職員の勤務施設の動向をみていく必要がある。 ・五つ目の指標「認定看護師数(人)」は一定程度増加しているものの、認定看護師の養成施設は県内にはなく、受講期間も長期に渡るなどの要因から受講者数が伸び悩んだことにより目標を下回る340人となり、達成度「C」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興の政策2施策1の調査結果を参照すると、高重視群が80.1%と比較的高い一方で、満足群が49.2%と半数を下回っていることから、県民の期待度は高く、より一層、施策の充実が求められているといえる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を巡る課題としては少子・高齢化や疾病構造の変化等地域医療を巡る情勢が変化する一方、医師等の医療従事者が不足、偏在するなど厳しい状況にある。 ・特に、産科、小児科、救急の医師不足は全国的な傾向にあり、本県においても被災地は特に厳しい状況にある。 ・被災地の公立病院の復興が本格化し、開院に向けて医師等の医療従事者の確保が求められてくる。 ・地域医療介護総合確保基金を活用した医療従事者の確保・養成のための各種事業を実施してきているところである。 |

評価の理由

| | |
|--------|---|
| 事業の成果等 | <p>・医師確保対策では、医学生修学資金貸付事業の義務年限医師やドクターキュービット事業での新規採用により、政策的に配置できる医師の増加傾向は続いており、県全域では計114人(前年度比1人増)の配置を行った。また、県外から転入した小児科・産婦人科医師への奨励金の実施や東北大学の専門医養成・配置に向けた取組を支援することで、不足する診療科の医師確保に寄与している。</p> <p>・救急医療体制の整備では、ドクターヘリについては、各消防本部への利用促進の説明や訓練参加等を通じて関係者への浸透を図っており、利用回数が増加傾向にある。また、救急医療の課題のひとつである適正受診の促進については、従来の#8000(こども版救急電話相談)に加え平成29年度からは#7119(大人版救急電話相談)を実施している。なお、令和元年度は仙台医療圏を対象とした救急搬送情報共有システムの稼働を開始させている。</p> <p>・「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職の数」では、「地域リハビリテーション推進強化事業」により、相談支援、コミュニケーション支援、医療福祉の就職説明会、指定障害者支援施設の高齢化・重度化支援研修会を実施し、障害児・者の施設・事業所における支援機能強化や地域のリハビリテーション推進に資する人材育成に取り組んだ。</p> <p>・不足する看護師の確保では、看護職員確保総合対策事業により質の高い看護職員の養成、県内施設への就職促進、勤務環境改善による定着化・離職防止、潜在している有資格者の復職支援など、各種課題に総合的に取り組むことにより、病院等では看護職員が一定程度確保されている。また、伸び率は鈍化しているものの、県内の認定看護師は確実に伸びており、質の高い看護提供や地域へのコンサルテーションによる看護職員全体の資質向上に寄与している。</p> <p>上記の事業成果を総合的に判断し、「概ね順調」とする。</p> |
|--------|---|

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・東日本大震災による津波被害が甚大だった沿岸部ほど、救急医療など充実した地域医療体制が求められている。</p> <p>・医師、看護職員などの医療系人材については、県全域および二次医療圏では増加傾向にあるものの、仙台市を除き全国平均に比べ低い状況が続いている。また、小児科や産婦人科などの診療科の偏在についても、仙台医療圏に集中している状況にあることから、他県からの確保及び仙台医療圏からの誘導を進める必要がある。</p> <p>・救急医療については、医療提供体制の強化や役割分担の明確化に加え、救急車や医療機関の適正利用を促す取組が必要である。また、ドクターヘリについては、機動性や広域性などの特性を活かした効果的な運航ができるよう、引き続き関係機関と連携して対応する必要がある。</p> <p>・認定看護師数の増加により、質の高い看護の提供や地域へのコンサルテーションによる看護職員全体の資質向上に寄与しているが、その人数は目標数に達していない。背景には、医療機関において看護職員が不足していることから、看護師の講習派遣が難しい状況が推察される。</p> | <p>・地域医療介護総合確保基金を活用した医療従事者の確保・養成のための各事業を着実に実施するとともに、地域医療整備の基本となる医療系人材の確保に向けて奨学金制度や環境の整備など引き続き効果的な事業を実施していく。</p> <p>・ドクターバンクや医学生修学資金貸付等により、県内自治体病院勤務医師の増加を図るとともに、東北医科薬科大学からの今後の継続的な医師輩出を見据えた体制整備の検討を行い、地域や診療科による医師の偏在解消に取り組んでいく。</p> <p>・救急医療の機能に応じた役割分担の進展に努めるほか、救急搬送情報共有システムの運営や電話相談事業等の着実な実施を通じて、患者の症状に応じた医療機関での受入や救急医療の適正受診を促すことにより、病院収容時間の短縮を目指す。あわせて、ドクターヘリについても、安全性の確保を最優先に効果的な運航体制が確保されるよう、関係機関と訓練や症例検討を行うなど継続して連携を進めていく。</p> <p>・認定看護師について、病院等の関係機関を通じて周知促進するとともに、看護学生修学資金や特定地域看護師確保対策奨学資金、病院就職ガイダンスによる県内定着の促進、新人看護職員研修事業等による離職防止対策等、総合的な看護職員確保対策に努め、講習への派遣が可能となる環境を整備し、受講者数の増加を促進することで、良質な地域医療体制の充実を図る。</p> |

宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | | | |
|-------------------|---|---|---|-----|--|
| 委員会の意見 | <table border="1"> <tr> <td style="vertical-align: top;">判定</td> <td>評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">要検討</td> <td>設定されている目標指標について、「病院収容時間」及び「認定看護師数」については目標に達していないが、要因の分析が十分ではない。また、「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職の数」については達成度が「N」であるが、事業の効果等についての記載が無く、「概ね順調」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難であると考える。</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。 | 要検討 | 設定されている目標指標について、「病院収容時間」及び「認定看護師数」については目標に達していないが、要因の分析が十分ではない。また、「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職の数」については達成度が「N」であるが、事業の効果等についての記載が無く、「概ね順調」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難であると考える。 |
| | 判定 | 評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。 | | | |
| 要検討 | 設定されている目標指標について、「病院収容時間」及び「認定看護師数」については目標に達していないが、要因の分析が十分ではない。また、「病院及び介護サービス施設、事業所に従事するリハビリテーション専門職の数」については達成度が「N」であるが、事業の効果等についての記載が無く、「概ね順調」との評価を行うことについては、現在の記載だけでは判断が困難であると考える。 | | | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | 目標指標について丁寧に分析した上で適切な課題を設定し、それに対応する対応方針を具体的に記載する必要があると考える。 | | | | |

施策番号20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 医療・福祉提供体制の確保と、健康寿命を積極的に延伸するための保健・予防対策の充実を図る。 ◇ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少等を目指した食生活、運動、禁煙対策等の予防対策に重点を置いた県民の健康づくりを推進する。 ◇ 乳幼児に対するフッ化物の活用の推進やそれぞれの年代や地域の実情に応じた歯科保健体制の整備を促進する。 ◇ がんについての普及啓発活動及び働く世代をはじめとしたがん検診受診率向上の取組や効果的で質の高いがん検診の普及を促進する。 ◇ 地域や学校、家庭、職場等との連携・協力による宮城の特性を生かした総合的な食育を推進する。 ◇ 保健所や衛生研究所、医療機関などの関係機関が連携した防疫体制や医療提供体制、情報提供体制の構築及び感染症集団発生時に備えた隣県等を含めた広域的な連携体制の整備を促進する。 ◇ 心の健康づくりを促進する相談・指導体制の整備と、社会問題となっている自死対策等を推進する。 ◇ PTSD(心的外傷後ストレス障害)等の心の問題に対応するため、みやぎ心のケアセンターによる心のケアの取組の充実を図る。 |
|--|--|

| | | | | | |
|--------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 |
| 1-1 | 健康寿命(要介護2以上の認定者数をもとに算定したもの)男性 | 71.08年 (平成23年度) | 79.83年 (平成29年度) | 79.76年 (平成29年度) | B 99.9% |
| 1-2 | 健康寿命(要介護2以上の認定者数をもとに算定したもの)女性 | 74.59年 (平成23年度) | 84.73年 (平成29年度) | 84.23年 (平成29年度) | B 99.4% |
| 2 | 3歳児のむし歯のない人の割合 | 72.6% (平成23年度) | 81.4% (平成29年度) | 81.7% (平成29年度) | A 100.4% |
| 3 | 自殺死亡率(人口10万対) | 27.8 (平成20年) | 16.6 (平成30年) | 16.2 (平成30年) | A 103.6% |
| | | | | | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | | | | | 79.93年 (令和2年度) |
| | | | | | 84.88年 (令和2年度) |
| | | | | | 83.6% (令和2年度) |
| | | | | | 14.8 (令和2年) |

| | |
|---------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1-1「健康寿命男性」については、79.76年で、達成率99.9%となり、達成度「B」に区分される。 ・目標指標1-2「健康寿命女性」については、84.23年で、達成率99.4%となり、達成度「B」に区分される。 ・目標指標2「3歳児のむし歯のない人の割合」については、81.7%で、達成率100.4%となり、達成度「A」に区分される。 ・目標指標3「自殺死亡率(人口10万対)」については、16.2で、達成率103.6%となり、達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | ・令和元年度県民意識調査では、類似する取組である震災復興計画の分野2取組1「安心できる地域医療の確保」について、「高重視群」の割合が80.1%であり、県民の期待感が高い一方、「満足群」の割合は49.2%となっている。 |

評価の理由

| | |
|--|--|
| <p>社会 経済 情勢</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・本県の平均寿命は、生活水準や保健予防対策の普及向上、医療技術の進歩等により延伸する一方、少子高齢化の急速な進展や生活様式の多様化等によって生活環境が変化し、ストレスや生活習慣の乱れが、健康を阻害する要因となっている。 ・そのような中、全国では、健康寿命の延伸や医療費適正化について、行政のみならず、立場の異なる組織が連携し、具体的な対応策を実現していくことを目的とした活動が行われるなど、新たな動きが加速し、データを活用した健康づくりの推進など、職場での従業員の健康づくりと生産性向上を組み合わせた概念である「健康経営」の取組が強化されている。 ・東日本大震災から9年以上経過し、72人(令和2年3月末現在)の方が応急仮設住宅等に入居している。一方で、15,120世帯(令和2年3月末現在)の方が災害公営住宅等に入居しており、生活環境による健康問題の発生が懸念される。 ・海外における新たな感染症の拡大とともに、国際交流が増加する環境の中、感染症に対する防疫体制の整備が求められている。 |
| <p>事業 の 成 果 等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ21健康プラン」の推進では、第2次みやぎ21健康プラン(平成25年3月策定)に基づき、「栄養・食生活」「身体活動」「たばこ」分野を重点的に、平成28年2月に設立した市町村、保険者、企業等との連携による「スマートみやぎ健民会議」を核とした健康づくりに関する県民運動を推進し、会員619団体(令和2年3月末現在)、スマートみやぎ健民会議支援企業41団体(令和2年3月末現在)と共に、産官学連携の強化を図り、データ分析による地域特性の把握や、健康づくり優良団体表彰や管理者等セミナーなどによる優良事例の普及を図るとともに、みやぎヘルスサテライトステーションの認証制度を開始し、設置の拡大を図ることにより健康づくりの取組を拡大するなど、順調に推移していると考えられる。 ・フッ化物洗口によるむし歯予防の推進を図るため、市町村や保育所、幼稚園の職員等への研修会や保護者説明会を開催して、フッ化物洗口に対する理解を深め、導入を進めるとともに、幼児期、学童期、職域を対象に県内各地区で研修会を開催し啓発普及を拡大するなどの取組が奏功し、3歳児のむし歯のない人の割合は、平成28年度79.3%から平成29年度81.7%と増加傾向にあり、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「がん対策」では、がん啓発及びがん検診の受診率向上に係る協定企業と連携した普及啓発等の各種施策の実施及びアピアランス支援事業の開始により、病気の治療と社会生活の両立の推進が図られ始めている等、一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「食育」では、みやぎ食育フォーラムなどのイベントや報道機関との連携による啓発活動や食育通信の発行を通して、健全な食生活の実践に向けた意識付けができたほか、みやぎ食育コーディネーターの活動への支援など地域の特色を活かした食育実践の体制整備に成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「感染症対策」では、感染症に関する正しい知識の普及啓発や相談体制・検査体制の整備、感染症指定医療機関への運営費補助等の対策を行うことにより、県民意識の向上と感染症のまん延防止が図られた。また、訓練の実施などにより新型インフルエンザへの対応体制の整備を図るとともに、新型コロナウイルスへの対応を最優先に行い、概ね順調に推移していると考えられる。 ・「自死対策」では、自死対策に携わる人材養成、普及啓発、相談支援等に取り組んできたほか、従来の計画を見直し、県の総合的な自死対策の方向性と具体的な取組を示す「宮城県自死対策計画」を策定(平成30年12月)した。平成30年度における目標指標を達成するなど計画で目標とする「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」に向け、各種施策の推進が図られた。 ・被災者の健康支援として、災害公営住宅等の入居者を対象に健康調査を実施し、各市町へ提供するとともに、支援が必要な方を各種支援事業に結びつけるなど概ね順調に推移していると考えられる。 ・以上のことから、当施策については、「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・スマートみやぎ健民会議会員登録団体数やみやぎヘルスサテライトステーション数が大きく増加したほか、ウォーキングアプリの普及が進むなど、健康づくりの体制・環境整備は順調に進んでいるものの、直近値である平成29年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は30.4%と依然として高く、全国で下から3番目以内の状況が続いている。事業の成果が結果として表出するまでには一定の期間を要するため、長期的な方針に基づいた健康づくりの機運醸成を図っていく必要がある。 ・地域ごとに健康課題に特徴がみられることから、地域特性に応じた対策を講じていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ウォーキングアプリやみやぎヘルスサテライトステーションの普及拡大等により、県民が主体的に健康づくりを実践できる環境整備を進めるほか、第2次みやぎ21健康プランに掲げた基本方針や取組に対する理解・認識を深めるため、「栄養・食生活」、「身体活動」、「たばこ」等に関する健康課題と、その対策としての全県単位・地域単位の取組を県民に「見える化」できる仕組みの構築を図っていく。 ・保健所、市町村を中心として、データの活用による地域課題を踏まえた取組を推進していく。 ・令和3年度には健康・栄養調査が予定されているので、その結果を踏まえ、これまでの取組を検証し、今後の方針につなげていく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児のむし歯のない人の割合は着実に増加しているが、全国的に見ると依然低い水準であることから、引き続き、乳幼児及び児童・生徒のむし歯予防を図っていく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「フッ化物洗口」によるむし歯予防に関して、県内全市町村への拡大を目指し、各市町村の情報交換を積極的に行うなど、導入支援を強化する。 ・乳・幼児期前半の歯科保健対策に関し、歯科医師会等の協力のもと、妊娠からの啓発普及対策として、妊産婦に対し幼児歯科対策についての啓発を継続していく。 ・口腔保健支援センターによる専門的な技術支援、情報提供等を強化し、乳幼児や学童期の歯科保健指導に従事する職員を対象とした研修会開催を継続し、早い年代からむし歯予防の啓発に努める。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅等入居者及び災害公営住宅入居者の健康問題が懸念されたことから、県では、支援が必要な方を早期に発見して、必要な支援につなげることを目的とし、市町と共同で健康調査を実施してきた。 ・仮設住宅等入居者に対する健康調査は対象世帯の減少と市町の意向により、平成30年度で終了している。災害公営住宅入居者に対しても、市町の意向を踏まえ、入居後2年間調査を実施することで、支援を必要とする入居者の把握が可能であり、以降は通常の保健福祉業務や見守り支援等により対応可能であると認識しており、全戸完成後2年を経過する令和2年度を最後に調査終了の見込みである。 ・令和3年度以降は、独自で健康調査を実施する市町への技術的支援が必要になるとともに、引き続き、災害公営住宅に入居する被災者の方々への状況に応じた支援の継続が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度以降、独自に健康調査を実施する市町に対しては、県としてこれまで実施してきた健康調査の実施方法のノウハウ等を提供するなど、市町における円滑な調査実施を支援していく。 ・引き続き、心のケアやアルコール問題への対策、高齢者等の見守り、生活不活発病予防など、被災者の心身の健康を守るための各種事業を実施・継続する。 |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定 施策の成果について、「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> <p>概ね適切 ウォーキングアプリについて、参加率等の事業の実績と効果を事業の成果に記載する必要があると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>塩分の取り過ぎ、喫煙、野菜不足といった、県民の健康問題上の課題であると捉えている事項について、課題と対応方針を具体的に記載する必要があると考える。</p> |

施策番号21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり

| | |
|--|---|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針） | ◇ 高齢者の知識や経験を生かした地域活動への参加促進と、地域で活動する核となる人材の養成・確保に取り組む。 ◇ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケア体制の構築に向けた取組を推進する。 ◇ 介護サービス利用者の立場に立ち、専門的知識に基づいてサービスを提供できる質の高い介護人材の養成・確保に取り組む。 ◇ 高齢者の見守りや生活支援などの被災地支援のノウハウを生かした地域支え合い体制づくりを推進する。 ◇ 介護予防サービスの提供や、自立した生活を送るための介護予防ケアマネジメント体制の構築を支援する。 ◇ 高齢者などの権利を擁護するための体制づくりと虐待発生防止に向けた県民意識の啓発に取り組む。 ◇ 認知症への正しい理解の促進や、かかりつけ医等による認知症の早期発見・早期対応体制の構築支援など、認知症高齢者やその介護家族を支える総合的な支援を実施する。 |
|--|---|

| 目標指標等 | ■達成度 | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | |
|-------|---------------------------------|----------------------------|---------------------|---------------------------------|-----|-------------------------------------|---------------------|--|--|
| | | ■達成率(%) | | フロー型の指標: 実績値 / 目標値 | | ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) | | 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | |
| 1 | 認知症サポーター数(人)[累計] | 15,414人 (平成20年度) | 211,548人 (令和元年度) | 238,703人 (令和元年度) | A | 113.8% | 232,000人 (令和2年度) | | |
| 2 | 介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数(回)[累計] | 66回 (平成28年度) | 156回 (令和元年度) | 165回 (令和元年度) | A | 110.0% | 186回 (令和2年度) | | |
| 3 | 週1回以上実施される住民運営の介護予防活動参加率(%) | 0.7% (平成26年度) | 2.3% (平成30年度) | 1.9% (平成30年度) | C | 75.0% | 3.5% (令和2年度) | | |
| 4 | 生活支援コーディネーター修了者数(人)[累計] | 0人 (平成26年度) | 725人 (令和元年度) | 841人 (令和元年度) | A | 116.0% | 825人 (令和2年度) | | |
| 5 | 特別養護老人ホーム入所定員数(人)[累計] | 7,061人 (平成20年度) | 12,419人 (令和元年度) | 12,144人 (令和元年度) | B | 94.9% | 12,819人 (令和2年度) | | |
| 6 | 介護職員数(人)[累計] | 20,346人 (平成19年度) | 33,348人 (平成30年度) | 31,960人 (平成30年度) | B | 89.3% | 34,548人 (令和2年度) | | |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「認知症サポーター数」については、養成講座の開催件数の増加により、234,936人となり、達成率111.9%と目標値を大きく上回ったことから達成度は「A」に区分される。 ・目標指標2の「介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数」については、達成率110.0%と目標値を上回ったことから達成度は「A」に区分される。 ・目標指標3の「介護予防活動参加率」については、市町村の取組や県においても普及啓発に取り組んだ結果、活動拠点や参加人数が増加したが1.9%と当初の目標値を下回ったことから達成度は「C」に区分される。 ・目標指標4の「生活支援コーディネーター修了者数」については、811人となり、達成率111.9%と目標値を大きく上回ったことから達成度は「A」に区分される。 ・目標指標5の「特別養護老人ホーム入所定員数」については、施設整備費用に対する財政支援を行ったことで、ほぼ順調に施設整備が図られたが、目標値を若干下回ったことから達成度は「B」に区分される。 ・目標指標6の「介護職員数」については、介護人材の確保・養成・定着に向けた各種事業を着実に実施したものの、目標値を下回ったことから達成度は「B」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査では、保健・医療・福祉分野の10の施策中、特に優先すべき施策の第1位が「保健・医療・福祉連携の推進」となっている。また、「地域包括ケアシステムの充実・推進」を含む「だれもが住みよい地域社会の構築」については、高重視群が75.0%(前回73.9%)、満足群は44.8%(前回42.3%)であり、いずれも上昇している。 ・この結果から、高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会の実現に向けて、より一層の取組が必要であると言える。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・国の研究機関による調査では、平成30年10月1日現在、国内の65歳以上人口は3,558万人となり、総人口に占める割合は28.1%となっている。 ・団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、3,677万人に達すると見込まれ、令和24年(2042年)に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されている。 ・本県における、65歳以上の高齢者は、平成27年の60万人から令和2年には66万5千人と推計されており、全人口に占める割合も25.7%から29.0%と急速な高齢化の進展が見込まれている。 ・そのような中、高齢者のみで構成される世帯が年々増加しており、また、本県の場合、東日本大震災で被災した方々は、住み慣れた地域から離れ、様々な課題を抱えながら災害公営住宅等で新たな生活を送っているため、地域で支え合いながら、高齢者が安心して生活できる社会の実現が求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の認知症対策の推進については、宮城県医師会、宮城県歯科医師会、宮城県薬剤師会、宮城県看護協会と連携して各種研修を開催した(かかりつけ医:4回、病院勤務医療従事者:4回、歯科医師:1回、薬剤師:1回、看護職員:4回)ほか、平成30年度に引き続き、若年性認知症支援コーディネーターを設置した。また、認知症専門医療機関7ヶ所を宮城県認知症疾患医療センターに指定し、医療関係体制整備を行っている。県内認知症サポーターは令和2年3月31日時点で238,703人を養成し、認知症サポーターとメイト一人あたり担当高齢者人口は2.6となり、全国平均(2.9)を上回った。 ・目標指標2の介護支援専門員に対する多職種連携に向けた支援回数については、令和元年度の支援回数が29回で、累計165回となり、目標値を上回った。 ・目標指標3の介護予防活動参加率については、平成27年度の改正介護保険法改正により、新しい総合事業の中で全市町村が多様な形で推進を図ることとなり県として市町村を支援しているところである。年度目標の達成までは至らず、達成度は「C」となったが、市町村の取組や県においても普及啓発に取り組んだ結果、活動拠点や参加人数が増加しており、平成28年度実績値の1.2%から平成30年度は1.9%と0.7ポイント伸びており、また、東北6県の平均1.6%を上回っている状況である。 ・目標指標4の生活支援コーディネーター修了者数については、研修に加え、生活支援コーディネーターを任命する市町村に対し、アドバイザー派遣や情報交換会、セミナーの開催等により、総合的な支援を行っている。研修では3段階のステップアップ研修を行い、修了者が113人、累計で841人と目標を大きく上回ったほか、より実践力を高める実践講座等を実施し、合計35回の研修を開催した結果、延べ約1,000人が受講した。 ・目標指標5の特別養護老人ホーム入所定員数については、特別養護老人ホーム建設費補助事業より広域型の特別養護老人ホーム1施設を増床改築、介護基盤整備等補助事業により地域密着型特別養護老人ホーム2施設をそれぞれ創設・増床することにより、合わせて定員が57人増えた。 ・目標指標6の介護職員数については、「介護人材確保推進事業」による介護の日のイベントの実施(令和元年11月2日)、介護職員合同入職式の開催(令和元年5月23日)、キャリアパス支援に係る研修(37回)、人材育成が困難な小規模事業所の介護職員に対する研修支援(11回)、介護事業者向け業務改善のシンポジウム(1回)等の開催により、介護人材の確保・養成・定着に向けた取組を推進したほか、専門家が介護事業所を個別訪問する業務改善支援事業などを行った。また、「介護従事者確保対策事業」により介護福祉士養成校が行う介護の魅力・イメージアップ事業、介護の職場体験事業への支援(6団体)を行い、若年層の介護のイメージアップにつなげた。このほか、新たに外国人介護人材に関する相談・支援窓口を設置し、マッチングに向けた支援に加え、介護の周辺業務を行う元気高齢者を介護助手として有期雇用する事業にも取り組んだ。これら事業の実施により、効率的な介護人材の確保につながることができ、目標値を下回ったものの、指標測定年度においては、対前年比101.8%の介護職員数となった。 <p>以上を踏まえ、施策を構成する多くの事業で一定の成果を上げることができた。目標指標6「介護職員数」については、達成度が「C」から「B」に改善したものの、介護職員数の確保が全国的に深刻な課題であり、本県においても困難な状況が続いているなか、効果が見込まれる事業を検討しながら展開していく必要があり、令和元年度も「介護職員合同入職式」や「介護の日」のイベントの開催など、PR効果の高い事業を前年度に引き続き実施したほか、多様な介護人材確保の観点から、新たに外国人介護人材の相談・支援窓口の設置や介護の周辺業務を行う元気高齢者を介護助手として有期雇用する事業に取り組んだ。なお、令和2年度からは、喫緊の介護人材不足に対応するため、「介護人材確保対策緊急アクションプラン事業」などの新たな事業を展開していく計画である。</p> <p>目標指標1から5については、目標値を上回るか、もしくは昨年度並の達成率となったため、「概ね順調」に推移しているものと評価する。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・「第7期みやぎ高齢者元気プラン」を着実に推進するため、次の課題に取り組む。</p> <p>認知症関係施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が平成27年1月に公表した「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」の認知症の人の将来推計によると、県内の認知症高齢者数は、平成27年は9.3～9.4万人、平成37年は12.8～13.9万人になるものと推計される。 ・今後、認知症高齢者が増えていく傾向を踏まえ、生活環境の変化に順応しにくいとされる認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で支える仕組みが必要であり、併せて、認知症介護家族へのより一層の支援が課題となる。 <p>地域包括ケアシステムの充実・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進展する中、団塊の世代が75歳以上になる2025年(令和7年)を見据え、国では、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活を続けられるよう、平成27年に介護保険制度を改正し「地域包括システム」を充実・推進しているところ。新しい介護予防・日常生活支援総合事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業などの包括的支援事業が実施されているが、事業の充実に向けて、継続的な市町村支援を行っていくことが課題となる。 <p>介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域で自立した生活を送るため、年齢や心身機能等によって分け隔てることなく、住民同士の支え合いによる介護予防の取組を推進するとともに、介護予防に資する通いの場の自律的拡大を促していくことが課題である。 ・市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、事業の進捗や将来を見据えた課題解決の取組に市町村間で差が見られることが課題となっている。 ・今後も高齢者が増加する見込みであり、市町村において自立支援・重度化防止の視点に立った住民への支援が必要となっている。 <p>特別養護老人ホームの入所待機者解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの入所待機者を解消するため、着実な整備が課題であるが、介護人材不足に加え、今後、高齢者の減少が見込まれる地域が多く、利用者の減少による利用率の低下が懸念され、施設経営者に将来の経営に対する不安があることから、整備の進捗が鈍化している。 | <p>・第7期みやぎ高齢者元気プランに基づき以下の取り組みを推進する。</p> <p>認知症関係施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり 認知症への正しい理解を広めるための普及啓発に努めるとともに、若年性認知症の人とその家族、雇用している企業や、介護や障害福祉などの支援関係者への支援として、若年性認知症支援コーディネーターを設置し、若年性認知症の人と家族が自分らしく過ごせる社会づくりを進めていく。また、医療・介護や生活に関わる様々な関係機関と協力し、認知症当事者の意見や視点を踏まえながら認知症の人にやさしいまちづくりを進めていく。 ・早期発見・早期対応の促進 認知症の早期の診断と治療開始の促進のため、かかりつけ医、病院勤務医療従事者、歯科医師、薬剤師、看護職員を対象とした認知症対応力向上研修を委託により実施するとともに、認知症医療連携体制強化のため、県指定7ヶ所の認知症疾患医療センターの運営支援を行う。 ・認知症に適切に対応する地域づくり 県警が管轄するすべての警察署にSOSネットワークシステムが構築されているため、警察・市町村等と連携し、行方不明の認知症高齢者等に関する照会対応などを行う。 ・認知症ケアを担う人づくりと正しい理解の促進 認知症介護サービスの従事者・事業管理者等への研修を開催するとともに、市町村が行う認知症サポーター養成やスキルアップ講座の企画運営力向上への支援などを行う。また、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの養成研修を開催する。 ・認知症介護家族への支援 認知症の人やその家族が、地域住民や専門職と交流を深めながら情報を共有し、お互いを理解しあう「認知症カフェ」について、全市町村での実施を目標とし、設置促進・普及啓発を継続するとともに、認知症の人とその家族の支援のための電話相談(コールセンター)等を実施する。 <p>地域包括ケアシステムの充実・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの充実・推進に向けて、「宮城県地域包括ケア推進協議会」で策定した「地域包括ケア推進アクションプラン(第2ステージ)」に基づき、在宅医療・訪問介護の推進、多職種連携体制構築の推進、介護予防・リハビリテーションに推進、地域支え合い体制構築の推進、認知症地域ケアの推進の6つの取り組みを柱とし、官民連携のもと各種事業を推進していく。 ・各市町村が行う地域支援事業について、各保健福祉事務所・地域事務所と連携し、市町村独自で確保が困難な専門職の地域ケア会議への派遣や、多職種連携に関する研修会の開催等により地域の実情を踏まえた市町村支援を行っていく。 <p>介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が地域の多様な資源を活用しながら、効果的な介護予防事業及び介護予防に関する取り組みを効率的に実施することができるよう、県として広域的な観点から市町村支援に取り組む。 ・介護予防のための「地域ケア会議」や、住民が主体となって運営する「通いの場」等へリハビリテーション専門職によるアドバイザーを派遣する等、ノウハウの提供や安定的な運営について支援を行っていく。 ・令和2年度新規事業として、市町村と後期高齢者広域連合が連携して行うフレイル対策事業を支援するため、市町村の保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が、事業全体のコーディネートやデータ分析、通いの場等への積極的関与が可能となるよう、アドバイザーチームを派遣して技術的支援を実施する。 <p>特別養護老人ホームの入所待機者解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村とも連携しながら、施設整備費用に対する財政支援を行うとともに、深刻な人材不足に対応するため、新たに「介護人材確保対策緊急アクションプラン事業」として、介護職週休3日制導入支援、外国人介護人材の確保、介護のイメージアップを3つの柱として各種事業に取り組む。 |

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>介護人材の確保・養成・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県における介護職員数は必要数を充足しておらず、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年度(令和7年度)には需要と供給との差(需給ギャップ)が4,755人と見込まれることから、将来も見据えた介護人材の確保定着対策が求められている。 ・公益財団法人介護労働安定センターが宮城県内の介護事業所を対象に実施した「平成30年度介護労働実態調査」の結果によると、介護職員に不足感(「大いに不足」、「不足」、「やや不足」の合計)を感じる事業所の割合は、昨年度と同様約70%となっている。介護職員の採用が困難である原因として、「他産業に比べて労働条件等が良くない」と回答した事業者が最も多く、次いで「同業他社との人材獲得競争が厳しい」と回答した事業者が続いている。 ・平成26年度に介護関係18団体が参画する宮城県介護人材確保協議会を設立し、①多様な人材の参入促進、②職員の資質向上、③労働環境・処遇の改善を3つの柱として、介護人材の確保定着に向けた取組を行っているが、介護職員数は必要数を充足していないことから、より効果的な事業展開が必要となっている。 | <p>介護人材の確保・養成・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刻な人材不足に対応するため、新たに「介護人材確保対策緊急アクションプラン事業」として、介護職週休3日制導入支援、外国人介護人材の確保、介護のイメージアップを3つの柱として各種事業に取り組む。 ・給与体系の見直しや労働環境の改善に向け、国に必要な働きかけを行うとともに、介護職員等処遇改善加算の新規取得支援や、より上位の区分の取得について、引き続き集団指導等の機会を通じて事業者積極的に働きかけていく。 ・介護現場のニーズと開発企業の技術(シーズ)のマッチング、介護用リフトの導入促進、ロボット等介護機器の導入経費の補助などを通じ、普及啓発や職員の負担軽減に取り組む。 ・多様な人材の参入を図るため、学生やその保護者に対し介護職への理解促進、離職者、元気高齢者、外国人の参入促進に重点的に取り組む。 ・介護分野での就労意欲のある元気な高齢者を介護の周辺業務を担う「介護助手」として育成し、就職を支援することで、介護の担い手を確保するとともに、分業化により介護の質を高める。 ・経済連携協定(EPA)により入国した外国人介護人材や定住外国人など幅広い外国人材を対象とした日本語学習支援を通じ、人材確保・養成・定着や介護サービスの質の向上につなげる。 ・外国人介護人材の受入に関する常設の相談・支援窓口を設置し、県内の介護事業所からの相談のほかマッチング支援等を行い、外国との覚書の締結等により外国人介護人材の円滑な受入に向けた環境整備を行うなど、時代の変化に対応した事業に部局横断的に取り組む。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見 (評価原案に対する意見)及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 適切 |
|-------------------|--|----|
| | 施策の成果 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>施策の方向の1つ目「高齢者の知識や経験を生かした地域活動への参加促進と、地域で活動する核となる人材の養成・確保に取り組む。」について現状を分析し、課題と対応方針を記載する必要があると考える。</p> | |

施策番号22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現

| | |
|----------------------------------|--|
| 施策の方向 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の支援や普及啓発を推進する。 ◇ 障害者の地域生活を支える相談支援体制の整備を促進する。 ◇ グループホームなどの身近な地域での住まいの場や、日中活動の場など生活基盤の整備を促進する。 ◇ バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した施設整備等を推進する。 ◇ 働く意欲のある障害者等の就職活動を支える能力開発の場の確保や相談・指導体制の充実を図る。 ◇ 障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進することによる受注機会の確保に取り組む。 ◇ 利用者ニーズに応じた福祉サービスの提供や地域での支え合いへの支援を行う。 ◇ 医療を要する状態にある難病患者や障害者等及びその家族が安心して生活を送ることができる環境の整備を推進する。 ◇ 専門的知識に基づく質の高い福祉サービスを提供できる介護人材の育成に取り組む。 |
| （「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針） | |

| | | | | | | |
|--------------|--|--|---------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 就労継続支援B型事業所における工賃の平均月額(円) | 14,101円 (平成20年度) | 19,000円 (平成30年度) | 17,490円 (平成30年度) | B 92.1% | 23,000円 (令和2年度) |
| 2 | グループホーム利用者数(人) | 1,385人 (平成20年度) | 2,453人 (平成30年度) | 2,349人 (平成30年度) | B 95.8% | 2,796人 (令和2年度) |
| 3-1 | 入院中の精神障害者の地域生活への移行入院後3か月後の退院率(%) | 50.3% (平成23年度) | 61.8% (平成28年度) | 61.0% (平成28年度) | B 98.7% | 69.0% (令和2年度) |
| 3-2 | 入院中の精神障害者の地域生活への移行入院後1年後の退院率(%) | 82.8% (平成23年度) | 89.8% (平成28年度) | 89.0% (平成28年度) | B 99.1% | 91.0% (令和2年度) |
| 4 | 入院中の精神障害者の地域生活への移行長期入院者数(在院1年以上)(人) | 3,471人 (平成24年度) | 2,909人 (平成30年度) | 3,092人 (平成30年度) | C 67.4% | 2,785人 (令和2年度) |
| 5 | 「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく適合証の累計交付件数(件) | 258件 (平成20年度) | 366件 (令和元年度) | 370件 (令和元年度) | A 101.1% | 374件 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「就労継続支援B型事業所における工賃の平均月額」については、第三期宮城県工賃向上支援計画における平成30年度目標額19,000円を1,510円下回り、達成度は「B」に区分され、全国平均16,118円を1,372円上回る全国第14位であった。 ・目標指標2の障害者の地域における住まいの場であるグループホーム利用者数については、平成30年度の目標値2,453人に対し実績値は2,349人であり、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標3の「入院中の精神障害者の地域生活への移行」については、入院後3ヶ月後の退院率は53.1%から61.0%、1年後の退院率は85.1%から89.0%へと上昇しており、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標4の「入院中の精神障害者の地域移行 長期入院者数」については、前年度から41人少ない3,092人と年々減少しているものの、目標を達成できず、達成度は「C」に区分される。 ・目標指標5の「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づく適合証の累計交付件数」については、前年度より増加の370件であり、達成度は「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査で、本施策と関連する震災復興の政策2施策3「誰もが住みよい地域社会の構築」を見ると、高重視群の割合は前回調査から1.1%増加して75.0%、満足群の割合は2.5%増加して44.8%となった。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月から改正後の障害者総合支援法及び児童福祉法が施行され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われたとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られたほか、サービスの質の確保・向上を図るため障害福祉サービス報酬のプラス改定や、障害福祉サービス等情報公表制度が実施された。 ・東京2020パラリンピック競技大会の開催を契機として、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」に基づく「心のバリアフリー」等の取組が、官民を挙げて進められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就労支援の一環として、IT講習会(8回, 20人)、IT訪問講座(18人)、ITスキルアップ研修(5回, 20人)、IT相談対応(437人)の実施をするなどし、就業機会の拡大を図るとともに、「就労移行支援事業所機能強化事業」を実施し、就労移行支援事業所の個別支援(91件)などを行い、福祉施設から一般就労への移行を促進した。目標指標である工賃については、報酬改定の影響から工賃水準の高い事業所の工賃が引き下がったこと等により平成29年度17,862円から平成30年度17,490円と減少(△372円)し、厳しい状況が続いているが、低工賃の事業所を対象とした研修会の開催や、コンサルタント派遣費用の補助(5事業所)を実施し、商品開発や販路拡大に対する支援を行い、工賃水準の引き上げに取り組んだ。 ・障害者の地域生活移行を促進するため、「グループホーム整備促進事業」等により、精神障害者、重度障害者を対象としたグループホームの新設(3法人3か所)、既存グループホームの改修(1法人1か所)の整備支援などを行い、グループホーム利用者数は、前年度の2,267人から2,349人へと増加した。 ・発達障害児者の支援としては、令和元年7月に県直営の「発達障害者支援センター」を開設するとともに、一次から三次支援機関による重層的な支援体制への見直しを図った。また、地域のかかりつけ医を対象に発達障害対応力向上研修(2回, 56人)を実施し、各地域での対応力の平準化を図った。 ・医療的ケア等を必要とする障害児者を支援するため、「医療型短期入所モデル事業」を実施し、新たに2事業所を開設するとともに、医療型短期入所事業所間の連携強化、ノウハウ共有の支援及び利用者に向けた情報発信を行うコーディネーターを配置するなど、介護者の負担軽減に取り組んだ。 ・平成30年3月厚生労働省から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、本県でも平成30年9月「県保健所における措置入院者等への支援ガイドライン」を作成し、危機介入から退院後の生活まで切れ目のない継続的な支援を行っているところである。精神科病院に入院している精神障害者の地域移行を図るため、県障害者自立支援協議会精神障害部会や各保健福祉事務所における地域支援会議を開催し、退院支援に取り組んだ結果、入院後3ヶ月後の退院率及び1年後の退院率は上昇し、在院1年以上の長期入院者数は減少した。緊急に精神科医療を必要とする精神患者等が、迅速かつ適切な医療を受けられるよう、県立精神医療センターの通年夜間体制の整備及び民間医療機関の輪番制による24時間365日の医療提供体制を整備し、精神科救急患者の診療応需を行った。 ・公共的施設のバリアフリー化や県民への普及啓発については、「バリアフリーみやぎ推進事業」による「福祉のまちづくり読本」(20,500部)の配布や、「パーキングパーミット制度」による公共施設などの障害者等用駐車区画の適正利用を促すことにより、バリアのない社会づくりに取り組んだ。 ・県の障害者差別等に関する相談窓口である「宮城県障害者権利擁護センター」の認知度向上に取り組んだほか、障害者の差別解消及び情報保障を規定する条例の制定に向け、障害当事者等を構成員とした検討会を設置し、会議(6回)を開催した。 ・障害があっても安心して生活できる地域社会の実現に向けて設定している目標指標は、目標を達成することができず、特に「C」評価となったものについては、引き続き向上を目指す必要があるが、当施策に関連した取組は、一定の進捗、成果が見られる。したがって、「概ね順調」と評価する。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・障害者の経済的自立のためには、就労支援事業所等における工賃向上や、一般就労に結びつく能力開発等に加え、就労後の障害者が長く働き続けられる支援に取り組む必要がある。</p> <p>・障害者の地域移行の受け皿となるグループホームの整備に取り組んでいるところだが、障害者の重度化・高齢化を見据えた障害者の居住支援が必要である。</p> <p>・発達障害児者の支援については、二次支援機関の未配置圏域があるため、早期の空白解消に取り組む必要がある。また、早期発見・早期支援が重要であることから、乳幼児健診等において関わる市町村への技術支援が必要である。</p> <p>・医療的ケア児者支援については、仙南圏域において医療型短期入所事業所が未整備であり、早期の空白解消に取り組む必要がある。 また、平成28年度以降に開設した事業所においては、ノウハウ等スタッフの不安等により受入が進まない状況にある。また、小児の受入が可能な事業所が少ない状況にある。</p> <p>・長期に入院する精神障害者の地域移行に当たっては、本人や家族等の支援者と、入院中から退院に向けた意識づくりや地域移行後の支援体制づくりに引き続き取り組むことが必要である。</p> <p>・障害に対する理解や差別の解消については、「宮城県障害者権利擁護センター」で相談対応や普及啓発に取り組んでいるところだが、市町村やその他関係機関との連携を含めた相談体制の強化が今後の課題である。</p> | <p>・障害者就労施設への更なる発注拡大を図るため、共同受注窓口の機能強化を図るとともに、一般就労に向けての障害者の資格取得支援、就業体験の場の創出に引き続き取り組むほか、就労移行支援事業所の支援ノウハウや企業との連携を強化することで、障害者の職場定着率の向上を図る。</p> <p>・障害者の重度化・高齢化への対応として、引き続き精神障害や重度障害者向けのグループホームの整備補助をするとともに、地域生活支援拠点等の整備支援に取り組む、地域障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る。</p> <p>・未配置圏域における、早期の体制整備に向け、関係市町と協議・連携し、事業所確保を図る。また、市町村への技術支援は、子ども・家庭支援課と連携し、研修及び技術支援を計画的に実施する。</p> <p>・仙南圏域の空白解消に向け、開設の可能性のある公的病院及び関係市町との協議を進める。 また、コーディネーター配置事業により、小児の受入も含めたスタッフの不安解消のための研修の実施等、受入促進に係る環境整備に取り組む。</p> <p>・入院中から退院に向けたニーズの把握など、支援従事者のアセスメント力の向上等の人材育成に引き続き取り組む。 また、「地域相談支援」等の既存サービスや、「自立生活援助」等の新たなサービス活用など、地域移行後の障害者の生活力等を補うための支援を行うとともに、保健、医療、福祉関係者らの連携を促進し、精神障害にも対応した地域包括ケアの構築を推進する。</p> <p>・障害を理由とする差別にかかる相談体制の整備や、助言・あっせん機関の設置を規定した障害者差別解消条例の制定に向けて引き続き取り組んでいく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
|-------------------|----|---|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向</p> <p>（「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 社会環境に対応した多様な学習機会が充実し、その成果が評価・活用される生涯学習社会の環境づくりに向けた取組を推進する。 ◇ 教育機関や民間企業、文化芸術等多様な分野における関係団体とのネットワーク化による学習機会の提供と県民の自主的な学習活動の支援を行う。 ◇ 複雑化する地域課題に取り組む講座など、社会環境に対応した学習機会の充実にに向けた取組や、地域の多様な生涯学習活動を支援する指導者などの育成に取り組む。 ◇ 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援など、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりを推進する。 ◇ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けての準備及び機運の醸成に取り組む。 ◇ 競技スポーツにおける生徒から学生、社会人までの一貫した指導体制の確立や指導者育成対策の拡充、競技力向上に向けた選手育成強化や支援体制の整備を推進する。 ◇ 文化芸術の振興を図るため、身近な文化施設における展示会の開催や創造性を育む多彩なワークショップ型事業の展開などにより、県民が文化芸術に触れ、参加する機会の充実にに向けた取組を推進する。 ◇ 伝統文化や地域文化の継承・振興に向けた取組の支援と文化財の保存・活用を推進する。 ◇ 県民の文化芸術活動やスポーツイベントを生かした地域づくりや交流を推進する。 ◇ 文化芸術の力に関する理解促進を図り、地域固有の文化の価値を生かした地域づくりや文化芸術活動を通じて活力のある地域づくりなどを行う活動団体への支援を行う。 ◇ 宮城県図書館・宮城県美術館・東北歴史博物館等の拠点の充実と関係機関とのネットワーク構築に取り組む。 |
|---|--|

| <p>目標指標等</p> | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」</p> <p>C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | | |
|---------------------|---|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------|---------------------------------|
| | <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)</p> <p>目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | みやぎ県民大学講座における受講率(%) | 60.8% (平成24年度) | 77.3% (令和元年度) | 68.2% (令和元年度) | B 88.2% | 80.0% (令和2年度) |
| 2 | 市町村社会教育講座の参加者数 (人口千人当たり)(人) | 728人 (平成27年度) | 749人 (平成30年度) | 744人 (平成30年度) | B 99.3% | 764人 (令和2年度) |
| 3 | みやぎ県民文化創造の祭典参加者数 (うち出品者・出演者等の数)(千人) | 1,036千人 (23.0 千人) (平成20年度) | 1,040千人 (22千人) (令和元年度) | 1,077千人 (17千人) (令和元年度) | A 103.6% | 1,050千人 (22.0 千人) (令和2年度) |
| 4 | 総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率 (%) | 42.9% (平成20年度) | 85.7% (令和元年度) | 77.1% (令和元年度) | C 79.9% | 91.4% (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「みやぎ県民大学講座における受講率」については、講座全体の受講率が68.2%と前年度に比べ16.3ポイント低く、目標値を下回り、達成率が88.2%となったことから、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標2の「社会教育講座」については、目標値に達していないが達成率が99.3%であることから、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標3の「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」については、目標値を上回り、達成率が103.6%となったことから、達成度は「A」に区分される。 ・目標指標4の「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」については、蔵王町、南三陸町に設立準備団体が発足し、達成率が77.9%となっており達成度は「C」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査における震災復興計画の分野6取組3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」の調査結果では、「高重視群」の割合が59.2%(前回58.7%)、「高関心群」の割合が58.2%(前回58.1%)と前回の結果とほぼ同じ割合となっている。 ・「満足群」の割合も38.6%(前回37.1%)と、前回の結果を上回っているものの30%台の低い状況にあるため、取組内容の改善が求められている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが生涯にわたって主体的に学び続けその成果を社会に還元していくことができるよう、学習環境の充実や文化芸術・スポーツに親しめる環境整備が求められている。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本県においてもサッカー競技の開催が予定されるなど、スポーツに対する人々の関心が高まっている。 ・様々な文化芸術団体等による被災地への支援活動が心の復興に果たす文化芸術の役割について、認識が深まっている。 ・震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、その記憶・記録を次世代に継承していくことが必要となっている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習機会を提供し、地域において生涯学習を推進する人材を育成するため、みやぎ県民大学を開講した(50講座、受講者数1,083人)。講座全体の受講率は前年度より低くなった。社会教育施設開放講座や修了生等による講座の体験型講座の受講率が高く、受講者のニーズに合った講座を提供することができたが、より県民・地域のニーズに合った講座体系や講座内容とするため、引き続き検討を行っている。受講者に対するアンケートでは、全受講者の9割が講座内容に「満足」していることから、引き続き講座内容の充実を図っていく。 ・市町村社会教育講座については、地域課題解決に向けた住民主体の講座数が増えており、震災後の地域コミュニティの再生、地域の良さを生かしたまちづくりなどの講座への関心が高い。これは、県生涯学習課事業として取り組んできた、「学び手が主体的に学びをつくる社会教育・公民館等職員研修会」の実施による効果であると言える。一方、芸術文化や生涯スポーツの講座の参加者数、成人教育講座については、横ばい状態である。これらは、カルチャーセンターの増加など、民間も含めた多様な学びの機会の増加によるものと考えられる。 ・被災校の運動部活動を支援するため、活動場所への移動や活動場所の確保について支援を行った。 ・「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」については、現段階の目標値には達していないものの、蔵王町、南三陸町に設立準備団体が発足するなど、クラブ設立に向けた動きがみられる。令和元年度末で前年度比2クラブ増加し、24市町村に53クラブが設置されており、一定の成果が見られる。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場予定地である本県の機運醸成に向けて、22校(小学校6、中学校9、高等学校6、特別支援学校1)をオリンピック・パラリンピック教育推進校として指定し、実践に取り組んだほか、市民フォーラム、教員セミナーを実施した。 ・スポーツ指導者を育成する目的で、スポーツリーダー及びアシスタントマネージャー養成講習会を開催したことにより、合わせて68人がスポーツ指導者の資格を取得し、地域スポーツの普及・振興に貢献している。 ・県民のスポーツ活動への参加意欲を喚起し、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しむことを目的に、県内7圏域で「宮城ヘルシー2019ふるさとスポーツ祭」を開催した。本イベントには延べ23,481人(本大会5,876人、予選会17,605人)が参加するなど、各圏域におけるスポーツの振興が図られた。 ・「みやぎ県民文化創造の祭典」に関する取組については、市町村や文化芸術団体等と連携・協力し、県内全域において多様な文化芸術に親しむ機会を提供したところ、参加者数は107万人で前年度並であるものの、目標値は上回った。多くの県民が文化芸術に触れ、親しむことに貢献することができた。 ・様々な主体が行う文化的な活動による心の復興への取組を行った39団体44事業に対して助成を行い、被災者等の心の癒やしや生きがいづくりにつながる機会を提供することができた。また、地域コミュニティの再生や震災からの心の復興の役割を果たしてきた地域芸術について、児童を対象としたアウトリーチを実施し、地域芸術の成り立ちや魅力などについて、役割に関する理解を深めることができた。 ・以上により、施策の目的である「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」は、目標指標1「みやぎ県民大学講座における受講率」の達成度がBであり、目標指標2「市町村社会教育講座の参加者数」についても達成度がBと目標値には達していないものの、これまでに取り組んできたネットワークの構築が進んできたことや県民のニーズにあった講座を開催することなどにより、講座の受講者数は増加の傾向にある。また、目標指標4「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」については、現段階の目標値には達していないものの、未設置の市町村で設立の動きがあるなど、一定の成果が見られることや、目標指標3「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」は目標値を達成していることから、本施策の評価は「概ね順調」と判断する。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・誰もが生涯にわたって主体的に学び、その成果を社会に還元していく生涯学習社会を目指し、その実現に向けて総合的な観点から方針を検討し、施策の展開を図る必要がある。</p> <p>・行政、教育機関、民間企業、NPO等において、様々な学びの場が提供されている。関係団体とのネットワーク化により、学習環境の充実を図る必要がある。</p> <p>・みやぎ県民大学の企画公募による「自主企画講座」への応募団体が減ってきている。また、地域の課題解決に取り組む「地域力向上講座」の開催を希望する市町村が少なく、受講率も低下している状況である。</p> <p>・県生涯学習課主催の研修会の開催等により、公民館同士のネットワークの構築が進んできたことにより、公民館等で開催する講座への参加者数は増加傾向にある。さらに魅力のある講座の開設が求められる。</p> <p>・総合型地域スポーツクラブ未設置市町村(11市町村)では、それぞれの自治体によって、復興や人材確保等の課題を抱えており、自治体に応じたきめ細やかな支援が必要である。</p> <p>・宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭では、県内7圏域において、地域の特性と実情を踏まえて実施しているが、生涯スポーツの更なる振興のため、参加者数の増加に向けた取組が必要である。</p> | <p>・宮城県社会教育委員の会議や宮城県生涯学習審議会での検討内容などを踏まえ、住民、行政、教育機関、民間企業・団体等多様な主体と連携した生涯学習環境の充実、学習の成果を地域活動に活かしていく仕組みづくりを促進する。</p> <p>・宮城県生涯学習審議会から答申のあった「生涯学習プラットフォーム」について、令和2年度から具体的な開発作業に入り、多様な機関が実施する講座等の情報を集約・体系化することにより、学びの場の活性化を図る。</p> <p>・県民・地域のニーズに沿った講座の提供、募集方法について改善を図っていく。また、地域で活動する団体や生涯学習支援者の活用を検討する。</p> <p>・社会教育ネットワークのさらなる強化によって良い実践や課題の共有を図るとともに、社会教育フォーラムを開催し、「学びのオーガナイザー」としての社会教育主事の有効活用と資質向上を図る。また、現在成果を上げている「社会教育関係職員で組織した検討委員による『学び手が学びをつくる研修会』」を継続実施し、現場の声を反映させた社会教育・公民館等職員研修のさらなる充実を図る。</p> <p>・みやぎ広域スポーツセンターにおいて、未設置市町村の中で特に山元町と南三陸町を中心に町が設立に向けた前向きな動きが見られるため、巡回訪問や研修会等により支援を強化し、総合型クラブの創設・育成の取組を推進する。</p> <p>・働く世代や子どもが参加しやすい種目設定等を検討するとともに、地域住民が参加しやすい健康づくりコーナーを充実させることで、参加者数の増加を推進する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | <p>施策の成果について、「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> <p>オリンピック・パラリンピックの開催に向けた施設整備について、事業の成果等に具体的に記載する必要があると考える。</p> <p>令和元年度の特筆すべき活動としてオリンピック・パラリンピックに関する取組を挙げていることから、オリンピック・パラリンピック関連事業についての課題と対応方針を記載する必要があると考える。</p> |
|--------------------------|-------|------|--|
| | | 概ね適切 | |
| <p>施策を推進する上での課題と対応方針</p> | | 適切 | |

政策番号9

コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実

人口が減少し少子高齢化が進む中で、既存の社会資本を有効活用するほか、公共交通機関と合わせて公共施設を再編・配置するなど、高齢者をはじめ、だれもが暮らしやすいコンパクトで機能的なまちづくりを促進するとともに、魅力ある商店街づくりの支援や多様な主体と連携し、地域の活性化を促進する。

また、自然の豊かさや都市機能の便利さを兼ね備えた暮らしやすい移住先としての宮城県に関心を持つ方々の県内への定住を実現するため、市町村や関係団体と連携し、移住定住のための支援を促進する。

さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備に当たっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。

一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられる。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの魅力ある地域資源があることから、グローバル化や情報化が進む中、そうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。

また、県内全ての地域で、福祉、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備とコミュニティの維持を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------------|------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 24 | コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実 | 2,003,995 | 商店街再生加速化計画策定数(件)[累計] | 17件 (令和元年度) | A | 順調 |
| | | | 1人当たり年間公共交通機関利用回数(回) | 117回 (平成29年度) | A | |
| | | | 地域交通計画の策定市町村数(市町村)[累計] | 16市町村 (令和元年度) | A | |
| | | | 「みやぎ移住サポートセンター」を通じたUIターン就職者数(人)[延べ] | 327人 (令和元年度) | A | |
| | | | 地域再生計画の認定数(件)[累計] | 129件 (令和元年度) | A | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| ■ 政策評価 | 順調 |
|---|----|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・まちづくりの主体となる市町村の考えを尊重しながら、県では支援・補助等により、市町村と一体となって進めるため、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて1つの施策に取り組んだ。</p> <p>・地域商店街については、商店街再生のための商店街活性化計画の策定を支援するため、平成30年度までに14事業者の取組に対し補助を行ってきたが、更に令和元年度には補助制度を見直し後継事業である「次世代型商店街形成支援事業」を創設したことにより、新たに3商店街で「商店街将来ビジョン」を策定し目標値を上回る17事業者で、地域の実情に応じた魅力ある商店街づくりが進められた。</p> <p>・公共交通については、市町村では効率的な運行形態等を検討し維持確保を図っているところであり、県としても補助金により、地域住民の日常生活に不可欠な公共交通の維持確保のための支援を実施した。1人当たり年間公共交通機関利用回数については、平成29年度の実績は117回に増加し、達成率は100.0%となった。これは、東日本大震災前の利用回数108回を大きく上回っており、平成27年12月6日に開業した仙台市地下鉄東西線をはじめとした復興まちづくりなどによるコンパクトなまちづくりとこれと連携した鉄道を基幹としたまちづくり及び交通ネットワークの再構築と定着の効果が発揮されたものと考えられる。</p> <p>・地域交通計画の策定については、まちづくりと合わせた地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、県として、市町村への策定支援や共同策定に取り組んだ結果、令和元年度は平成19年度からの累計で16市町村において策定され、達成率は107.1%となり、地域公共交通ネットワークの再構築が進み持続可能な地域公共交通ネットワークの形成が図られた。また、平成29年度から令和元年度の3か年で、第五回仙台都市圏パーソントリップ調査を実施し、仙台市を中心とした18市町村内の人の動きに着目した交通実態データに基づき定量的な分析や評価を行い、地域特性を反映した都市交通体系の構築を進めている。</p> <p>・移住・交流者による地域づくりを支援するため、東京都内の2つに分散していた移住相談窓口を平成30年度に一元化し、ワンストップで暮らし、住まい、しごとに関する相談対応が可能となり相談者の利便性向上と窓口の機能向上が図られたことから、相談件数の増加につながった。また、令和元年度はみやぎ移住サポートセンターの相談員を2名から3名に増員して体制を強化するとともに、主に学生を対象とするみやぎUターン就職支援オフィスと緊密に連携しきめ細かな相談対応を行った結果、県内にUターン就職した者の数は76人と目標値を超える結果となった。</p> <p>・地域再生計画については、平成28年度に地域再生法の改正による支援策が拡充され、平成30年度は引き続き市町村等が積極的に計画を策定した結果、目標値88件を大きく上回る129件が認定され、地域の実情に応じた集落維持・活性化対策の促進がより一層図られている。</p> <p>・市町村による暮らしやすくコンパクトで機能的なまちづくりを支援するため、仙塩広域都市計画区域及び石巻広域都市計画区域について区域区分の見直しを行い、適切な土地利用の誘導や公共施設配置の適切な配置を促進し、地域特性を踏まえた暮らしやすく災害に強いコンパクトなまちづくりの方向性を示した。さらに、県では平成29年度に改訂した都市計画道路見直しガイドラインについて、市町村ヒアリングを重ね内容の周知を図った結果、令和2年度より新たに2市1町(塩竈市、多賀城市、利府町)で見直し着手が決定した。</p> <p>・沿岸市町のまちづくりでは、コンパクトな市街地の形成に取り組み、山元町や亘理町、東松島市や石巻市、女川町などで鉄道駅を基軸としたまちづくりが、南三陸町や気仙沼市ではBRTを活用したまちづくりが進められた。また、内陸部においても、大崎市では平成29年3月に策定した立地適正化計画について、平成31年2月に新たに居住誘導区域の設定を行うなど変更を行い、都市中心部の経済に関する課題解決に向けて取り組んでおり、仙台市においても立地適正化計画策定に向けて取り組んでいるところである。なお、中心市街地の活性化については、大崎市古川七日町西地区において中心市街地復興まちづくり計画などによる新たなまちづくりの調査設計を進めるなど、東西線や仙石線、常磐線などの鉄道沿線でのまちづくりが進んでいる。</p> <p>・施策で実施した全ての事業で一定の成果が出ており、特に被災市街地復興土地区画整理事業による一般宅地供給率は約97%、防災集団移転促進事業においては一般宅地供給率は100%となった。</p> <p>・県民意識調査(分野5「公共土木施設」の取組4「沿岸市町をはじめとするまちの再構築」)においては、前年調査と比較すると、「満足群」が増加し「不満群」が減少する結果となった。</p> <p>・以上より、「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」における政策全体の評価について、目標指標である「商店街再生加速化計画策定数(件)」、「1人当たり年間公共交通機関利用回数(回)」、「地域交通計画の策定市町村数(市町村)」、「みやぎ移住サポートセンター」を通じたUターン就職者数(人)及び「地域再生計画の認定数(件)」の5目標全てで目標を達成し、全体的には沿岸市町では新たなコンパクトな市街地形成が進む等計画どおりに事業が進捗していることから、「順調」と評価した。</p> | |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・今後の人口減少と超高齢社会の到来を踏まえ、都市の住民・企業の活動等に更に着目し、量ではなく質の向上を図るため、都市全体で人口や高齢化等の現状と推移、地域経済、財政状況などを分析、把握した上で、将来の見通しを勘案し各市町村の持続可能性を確保する必要がある。</p> <p>また、選択と集中により効率的・効果的にまちづくりを進める必要性が高まっている中、拠点間を結ぶ交通サービスを充実させるため、適時適切に都市計画道路網の見直しを進める必要がある。</p> <p>・商店街は地域に欠かすことの出来ない生活インフラであり、活力あるまちづくりと地域生活の充実のためには、まちづくりと連携した商店街の活性化が欠かせないため、商店街が抱える諸問題の解決と組織力・集客力の向上を図り、将来に渡る持続的な発展を目指す必要がある。</p> <p>・沿岸部の被災市町による復興まちづくり事業については、被災市街地復興土地区画整理事業における一般宅地供給率が、令和元年度に約97%、防災集団移転促進事業において一般宅地供給率が、平成30年度に100%と、一層の事業進捗が図られているものの、複数の事業が展開される地区においては、関連する事業との調整による重点的な進捗管理が必要な状況にある。また、防災移転元地の利活用事業については、復興期間内の完了に向け事業を推進する必要がある。</p> <p>・新たなまちづくりにおける移動手段の確保や生活交通バス路線などの地域の生活を支える公共交通を維持するためには、運転免許や自動車保有状況など個人や地域毎に異なる県民の交通行動を把握し、利用者のニーズに応じた運行形態の構築により利便性を向上させ、利用者の確保を図る必要がある。</p> | <p>・県が行う都市計画基礎調査により今後の人口減少・超高齢社会の動向を広域的に把握し、定量的な指標を市町村へ情報提供し、都市全体における現状と推移を分析、把握する。</p> <p>また、広域的なまちづくりの指針となる「都市計画区域マスタープラン」について、平成30年度に仙塩広域、令和元年度に石巻広域及び仙南広域で見直しが完了し、都市計画の基本的な方向性を示したことから、気仙沼他4地区で見直し作業に着手し、引き続き市町村が策定する市町村マスタープランの策定を支援する。また、市町村の都市計画決定について指導・助言を行い、都市施設の適切な配置や土地利用誘導等より、コンパクトで機能的なまちづくりを促進する。</p> <p>次に、立地適正化計画による効果、横断的な取組事例などを市町村担当課長会議等を通して情報提供を行いながら、立地適正化計画の策定を促進するとともに、改訂した「都市計画道路見直しガイドライン」を活用し市町村の都市計画道路の見直しが進むよう勉強会の開催や国庫補助事業の活用により、広域的にも調和の取れたコンパクトで機能的なまちづくりを市町村が行えるよう積極的に支援していく。</p> <p>さらに、引き続き市町村や民間との連携を図り、大都市圏や他地域との交流や移住を推進することで、本県全体の地域力の充実強化と地域の活性化を図る。</p> <p>・新商店街活動推進事業は、市町村への間接補助であることから実施市町村が限られていることが商店街再生加速化計画の策定数が伸び悩んだ原因と考えられることから、令和元年度以降の補助制度を見直し、商店街活性化の中心施策として注力していく。</p> <p>・複数の事業が展開され特に集中的な進捗管理の支援を要する地区を重点支援地区として選定し、市町との情報交換を緊密に行い、関係者と円滑な調整と進捗の把握を行っていく。また、移転元地の利活用事業については、市町とのヒアリング等による継続的な進行管理を行い、復興期間内での完了に向けて市町村を支援していく。</p> <p>・引き続き第三セクター鉄道や離島航路、広域的な基幹バスや市町村の運行する住民バスへの補助を行う。</p> <p>また、県が行う総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)を活用し、人の動きの実態に応じた運行形態等の提案をバス事業者に行う。</p> <p>さらに、国や関係市町村と連携して、新たなまちづくりにも対応した地域公共交通網形成計画の策定や買物弱者対策の検討に向けて継続的な支援を行い、地域住民の生活を支える移動手段の維持・確保を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | — | |

施策番号24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実

| | |
|---|---|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)などに基づくコンパクトで機能的な良好な市街地形成を促進する。 ◇ 都市計画における適切な土地利用や公共施設配置の適切な配置を促進する。 ◇ 持続可能なまちづくりに向けて、被災市町の復興まちづくりへの支援を行う。 ◇ 公共交通軸周辺の市街地整備や既存市街地の再開発を促進するとともに、まちづくりと連携した、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を促進する。 ◇ バリアフリー・ユニバーサルデザイン社会実現のための施設整備及び普及啓発を促進する。 ◇ まちづくりと連携した、地域の実情に応じた商店街の活性化を支援する。 ◇ 豊かな自然環境や独自の伝統文化等を活用した、市町村やNPOなど様々な主体との協調・連携による住民主体の地域活動や交流機会の創出などを支援する。 ◇ 地域における活力創出のための様々な活動やその中核となる人材育成等を支援する。 ◇ 移住希望者に対する相談窓口の設置・仕事や子育て等関連情報のワンストップ化など市町村や関係団体と協働した首都圏等からの移住定住を促進する。 ◇ 全ての県民が安心していきいきと暮らせる地域社会づくりを図るための地域福祉の担い手を育成する。 ◇ 各圏域の中核的な都市が、近隣の市町村と連携し、コンパクト化・ネットワーク化することにより、活力ある社会経済を維持するための拠点化の支援や仙台都市圏などの都市機能を活用した連携型の地域構造の形成を推進する。 ◇ 県民生活に欠かせない機能を集約化した小さな拠点の形成に向けた支援と地域コミュニティの再構築を推進する。 ◇ 交通弱者の通院や通学、買い物など地域住民の日常生活に不可欠な生活交通バス路線をはじめとした公共交通の維持のための市町村等への支援を行う。 ◇ 地理的情報格差の解消に向けた情報通信基盤整備を促進する。 ◇ 災害公営住宅や空き家等を活用した高齢者が生きがいをもって暮らせる交流拠点への支援を行う。 |
|---|---|

| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | |
|--------------|--|----------------------|------------------|------------------------------|----------------------------|
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 商店街再生加速化計画策定数(件)[累計] | 0件 (平成24年度) | 16件 (令和元年度) | 17件 (令和元年度) A 106.3% |
| 2 | 1人当たり年間公共交通機関利用回数(回) | 108回 (平成21年度) | 117回 (平成29年度) | 117回 (平成29年度) A 100.0% | 122回 (令和2年度) |
| 3 | 地域交通計画の策定市町村数(市町村)[累計] | 1市町村 (平成19年度) | 15市町村 (令和元年度) | 16市町村 (令和元年度) A 107.1% | 18市町村 (令和2年度) |
| 4 | 「みやぎ移住サポートセンター」を通じたUIターン就職者数(人)[延べ] | 0人 (平成26年度) | 250人 (令和元年度) | 327人 (令和元年度) A 130.8% | 250人 (令和元年度) |
| 5 | 地域再生計画の認定数(件)[累計] | 1件 (平成26年度) | 88件 (令和元年度) | 129件 (令和元年度) A 147.1% | 100件 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・指標1の「商店街再生加速化計画策定数」については、令和元年度から創設した次世代型商店街形成支援事業により、3地区で商店街再生加速化計画に代わる「商店街将来ビジョン」を策定したことにより、目標値である16件を上回り、達成率は106.3%となり、達成度は「A」に区分される。 ・指標2の「1人当たり年間公共交通機関利用回数」については、鉄道沿線開発の進展や観光需要の伸び等を背景に利用者数が増加し続けた結果、目標値の117回となり達成率は100%に達したことから、達成度は「A」に区分される。 ・指標3の「地域交通計画の策定市町村数」については、令和元年度には地域の基幹インフラである鉄道を軸とした地域公共交通ネットワークの構築のため沿線市町による広域的な計画が策定され、目標値15市町村に対し実績値16市町村となり、達成率は107.1%であることから、達成度は「A」に区分される。 ・指標4の「みやぎ移住サポートセンター」を通じたUターン就職者数は、令和元年度にみやぎ移住サポートセンターの相談員を2名から3名に増員して体制を強化するとともに、主に学生を対象とするみやぎUターン就職支援オフィスとの緊密に連携しきめ細かな相談対応を行った結果、実績値は327人と目標値を大きく超える結果となり、達成率は130.8%であることから、達成度は「A」に区分される。 ・指標5の「地域再生計画の認定数」については、令和元年度も市町村が積極的に計画策定に取り組んだ結果、目標値88件に対し実績値129件となり、達成率は147.1%であることから、達成度は「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査の分野5「公共土木施設」の取組4「沿岸市町をはじめとするまちの再構築」を参照すると、重視度においては、「高重視群」の割合が県全体で72.5%と、平成30年度調査より2.6ポイント増加している。 ・満足度においては、県全体では「満足群」の割合が44.5%、「不満群」の割合が19.2%となっており、平成30年度調査と比較し満足群が4.9ポイント増加し、不満群が0.9ポイント減少した結果となった。沿岸部の「満足群」の割合は46.3%、「不満群」の割合は21.1%となっている。また、内陸部においては、「満足群」の割合は43.2%、「不満群」の割合は17.9%となっている。 ・前年調査と比較すると、沿岸部、内陸部ともに満足群の割合が増加したのに対し不満群の割合が減少した結果となった。 ・未だ沿岸部では不満群の割合が20%を超えていることから、引き続き取組の加速化が求められていると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・県人口は、平成17年及び平成22年調査に引き続き、平成27年国勢調査においても人口減少の結果となった。今後も、人口減少・超高齢社会の更なる進展が見込まれている。 ・国においては、従来の土地利用の計画に加えて居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するため、平成30年4月に立地適正化計画作成の手引きを改訂し、市町村における立地適正化計画の策定を支援している。また、都市の将来像を踏まえ都市圏全体としての施設配置や規模を検討し、コンパクトで持続可能なまちづくりに向けて都市計画道路の適時適切な見直しが進むよう、平成30年に「都市計画道路見直しの手引き(各論編)」を公表している。 ・沿岸部の市町においては、復興整備事業により、コンパクトな市街地形成に取り組んでおり、新たなまちづくりによる整備が進んでいる。また、内陸部においては、中心市街地の活性化などによるまちづくりに取り組んでいる。 ・震災により利用の落ち込んだ公共交通機関の利用回数は、鉄道沿線開発の進展等を背景に震災前の水準以上に回復しており、人口減少・超高齢社会などに伴い、過度に自動車に頼らない生活へ転換し、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを一層進めていくことが求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主体となる市町村の考えを尊重しながら、県では支援・補助等により、市町村と一体となって進めるため、コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて取り組んだ。 ・地域商店街については、商店街再生のための商店街活性化計画の策定を支援するため、平成30年度までに14事業者の取組に対し補助を行ってきたが、更に令和元年度には補助制度を見直し後継事業である「次世代型商店街形成支援事業」を創設したことにより、新たに3商店街で商店街将来ビジョンを策定し目標値を上回る17事業者で、地域の実情に応じた魅力ある商店街づくりが進められた。 ・公共交通については、市町村では効率的な運行形態等を検討し維持確保を図っているところであり、県としても補助金により、地域住民の日常生活に不可欠な公共交通の維持確保のための支援を実施した。1人当たり年間公共交通機関利用回数については、平成29年度の実績は117回に増加し、達成率は100.0%となった。これは、東日本大震災前の利用回数108回を大きく上回っており、平成27年12月6日に開業した仙台市地下鉄東西線をはじめとした復興まちづくりなどによるコンパクトなまちづくりとこれと連携した鉄道を基幹としたまちづくり及び交通ネットワークの再構築と定着の効果が発揮されたものと考えられる。 ・地域交通計画の策定については、まちづくりと合わせた地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、県として、市町村への策定支援や共同策定に取り組んだ結果、令和元年度は平成19年度からの累計で16市町村において策定され、達成率は107.1%となり、地域公共交通ネットワークの再構築が進み持続可能な地域公共交通ネットワークの形成が図られた。また、平成29年度から令和元年度の3か年で、第五回仙台都市圏パーソントリップ調査を実施し、仙台市を中心とした18市町村内の人の動きに着目した交通実態データに基づき定量的な分析や評価を行い、地域特性を反映した都市交通体系の構築を進めている。 ・移住・交流者による地域づくりを支援するため、東京都内の2つに分散していた移住相談窓口を平成30年度に一元化し、ワンストップで暮らし、住まい、しごとに関する相談対応が可能となり相談者の利便性向上と窓口の機能向上が図られたことから、相談件数の増加につながった。また、令和元年度はみやぎ移住サポートセンターの相談員を2名から3名に増員して体制を強化するとともに、主に学生を対象とするみやぎUターン就職支援オフィスと緊密に連携しきめ細かな相談対応を行った結果、県内にUターン就職した者の数は76人と目標値を超える結果となった。 ・地域再生計画については、平成28年度に地域再生法の改正による支援策が拡充され、平成30年度は引き続き市町村等が積極的に計画を策定した結果、目標値88件を大きく上回る129件が認定され、地域の実情に応じた集落維持・活性化対策の促進がより一層図られている。 ・市町村による暮らしやすくコンパクトで機能的なまちづくりを支援するため、仙塩広域都市計画区域及び石巻広域都市計画区域について区域区分の見直しを行い、適切な土地利用の誘導や公共施設配置の適切な配置を促進し、地域特性を踏まえた暮らしやすく災害に強いコンパクトなまちづくりの方向性を示した。さらに、県では平成29年度に改訂した都市計画道路見直しガイドラインについて、市町村ヒアリングを重ね内容の周知を図った結果、令和2年度より新たに2市1町(塩竈市、多賀城市、利府町)で見直し着手が決定した。 ・沿岸市町のまちづくりでは、コンパクトな市街地の形成に取り組み、山元町や互理町、東松島市や石巻市、女川町などで鉄道駅を基幹としたまちづくりが、南三陸町や気仙沼市ではBRTを活用したまちづくりが進められた。また、内陸部においても、大崎市では平成29年3月に策定した立地適正化計画について、平成31年2月に新たに居住誘導区域の設定を行うなど変更を行い、都市中心部の経済に関する課題解決に向けて取り組んでおり、仙台市においても立地適正化計画策定に向けて取り組んでいるところである。なお、中心市街地の活性化については、大崎市古川七日町西地区において中心市街地復興まちづくり計画などによる新たなまちづくりの調査設計を進めるなど、東西線や仙石線、常磐線などの鉄道沿線でのまちづくりが進んでいる。 ・施策で実施した全ての事業で一定の成果が出ており、特に被災市街地復興土地区画整理事業による一般宅地供給率は約97%、防災集団移転促進事業においては一般宅地供給率は100%となった。 ・県民意識調査(分野5「公共土木施設」の取組4「沿岸市町をはじめとするまちの再構築」)においては、前年調査と比較すると、「満足群」、「不満群」のどちらも、引き続き取組の加速化が求められていると考えられる。 ・以上より、「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」における政策全体の評価については、目標指標である「商店街再生加速化計画策定数(件)」、「1人当たり年間公共交通機関利用回数(回)」及び「地域交通計画の策定市町村数(市町村)」及び「みやぎ移住サポートセンター」を通じたUターン就職者数(人)及び「地域再生計画の認定数(件)」の5目標全てで目標を達成し、全体的には沿岸市町では新たなコンパクトな市街地形成が進む等計画どおりに事業が進捗していることから、「順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を顕現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・今後の人口減少と超高齢社会の到来を踏まえ、都市の住民・企業の活動等に更に着目し、量ではなく質の向上を図るため、都市全体で人口や高齢化等の現状と推移、地域経済、財政状況などを分析、把握した上で、将来の見通しを勘案し各市町村の持続可能性を確保する必要がある。</p> <p>また、選択と集中により効率的・効果的にまちづくりを進める必要性が高まっている中、拠点間を結ぶ交通サービスを充実させるため、適時適切に都市計画道路網の見直しを進める必要がある。</p> | <p>・県が行う都市計画基礎調査により今後の人口減少・超高齢社会の動向を広域的に把握し、定量的な指標を市町村へ情報提供し、都市全体における現状と推移を分析、把握する。</p> <p>また、広域的なまちづくりの指針となる「都市計画区域マスタープラン」について、平成30年度に仙塩広域、令和元年度に石巻広域及び仙南広域で見直しが完了し、都市計画の基本的な方向性を示したことから、気仙沼他4地区で見直し作業に着手し、引き続き市町村が策定する市町村マスタープランの策定を支援する。また、市町村の都市計画決定について指導・助言を行い、都市施設の適切な配置や土地利用誘導等より、コンパクトで機能的なまちづくりを促進する。</p> <p>次に、立地適正化計画による効果、横断的な取組事例などを市町村担当課長会議等を通して情報提供を行いながら、立地適正化計画の策定を促進するとともに、改訂した「都市計画道路見直しガイドライン」を活用し市町村の都市計画道路の見直しが進むよう勉強会の開催や国庫補助事業の活用により、広域的にも調和の取れたコンパクトで機能的なまちづくりを市町村が行えるよう積極的に支援していく。</p> <p>さらに、引き続き市町村や民間との連携を図り、大都市圏や他地域との交流や移住を推進することで、本県全体の地域力の充実強化と地域の活性化を図る。</p> |
| <p>・商店街は地域に欠かすことのできない生活インフラであり、活力あるまちづくりと地域生活の充実のためには、まちづくりと連携した商店街の活性化が欠かせないため、商店街が抱える諸問題の解決と組織力・集客力の向上を図り、将来に渡る持続的な発展を目指す必要がある。</p> | <p>・商店街再生加速化支援事業は、市町村への間接補助であることから実施市町村に限られていることから、令和元年度から県直接補助の次世代型商店街形成支援事業を創設し、商店街の将来ビジョンの作成を支援するとともに、課題を解決するためのソフト・ハード事業を支援し、持続的で発展的な商店街の形成を図っていく。</p> |
| <p>・沿岸部の被災市町による復興まちづくり事業については、被災市街地復興土地区画整理事業における一般宅地供給率が、令和元年度に約97%、防災集団移転促進事業において一般宅地供給率が、平成30年度に100%と、一層の事業進捗が図られているものの、複数の事業が展開される地区においては、関連する事業との調整による重点的な進捗管理が必要な状況にある。また、防災移転元地の利活用事業については、復興期間内の完了に向け事業を推進する必要がある。</p> | <p>・複数の事業が展開され特に集中的な進捗管理の支援を要する地区を重点支援地区として選定し、市町との情報交換を緊密に行い、関係者と円滑な調整と進捗の把握を行っていく。また、移転元地の利活用事業については、市町とのヒアリング等による継続的な進捗管理を行い、復興期間内の完了に向けて市町村を支援していく。</p> |
| <p>・新たなまちづくりにおける移動手段の確保や生活交通バス路線などの地域の生活を支える公共交通を維持するためには、運転免許や自動車保有状況など個人や地域毎に異なる県民の交通行動を把握し、限られた資源を動員しながら、利用者のニーズに応じた運行形態の構築により利便性を向上させ、利用者の確保を図る必要がある。</p> | <p>・引き続き第三セクター鉄道や離島航路、広域的な基幹バスや市町村の運行する住民バスへの補助を行う。</p> <p>また、県が行う総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)を活用し、人の動きの実態に応じた運行形態等の提案を市町村やバス事業者に行う。</p> <p>さらに、国や市町村と連携して、新たなまちづくりにも対応した地域公共交通網形成計画の策定や買物弱者対策の継続的な支援を行い、地域住民の生活を支えるために持続可能な移動手段の維持・確保を図っていく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|---|-------------------|----------|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | |
| <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> | | |

政策番号10

だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり

様々な凶悪犯罪の発生などにより、県民は治安に対し不安感を持っている。警察、関係行政機関、地域社会や住民による自主防犯組織との連携等により、犯罪のない安心して暮らせる安全なまちづくりを推進する。

さらに、ストーカー、DV、いじめ、虐待等への関係機関が連携した対応及び被害者支援や、近年増加している特殊詐欺やネット犯罪による被害防止に向けた取組の強化のほか、国際会議や東京オリンピック・パラリンピックの開催等を踏まえ、テロ犯罪の未然防止に向けた取組を推進する。

また、日本人と外国人が互いの文化や習慣の違いを認め合いながら、地域社会の一員として共に安心して生活していけるよう、多文化共生社会の実現を推進し、市町村、関係機関とも連携し、外国人に対する相談体制や情報提供体制等の充実を図る。加えて、留学等で県内に居住する外国人が、卒業後も県内を舞台として活躍できる環境の整備を図る。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|----------------|--------------------------|--------------------------------------|-------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 25 | 安全で安心なまちづくり | 1,627,206 | 刑法犯認知件数(件) | 12,979件 (令和元年) | A | 概ね順調 |
| | | | 市町村における安全・安心まちづくりに関する推進組織の設置状況数(市町村) | 35市町村 (令和元年) | A | |
| | | | 交通事故死者数(人) | 65人 (令和元年) | C | |
| 26 | 外国人も活躍できる地域づくり | 25,119 | 多言語による生活情報の提供実施市町村数(市町村)[累計] | 25市町村 (平成30年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 外国人相談対応の体制を整備している市町村数(市町村)[累計] | 7市町村 (平成30年度) | C | |
| | | | 日本語講座開設数(箇所)[累計] | 30箇所 (平成30年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|---|-------------|
| 政策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくりに向けて、2つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策25では、2つの目標指標で目標を達成した。県内の刑法犯認知件数は、平成14年以降年々減少しており、安全・安心まちづくりに関する県民運動、子どもの見守り活動、女性の安全対策、犯罪に関する情報の提供など、安全・安心に関する各事業が確実に実施されている。令和元年度は、平成30年1月に改定した「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」について、県内の障害者福祉施設における不審者対応訓練や地域の防犯教室において説明するほか、防犯指針の冊子・リーフレットをイベント等で積極的に配布し、県民への広報に努めた。</p> <p>・施策26では、目標指標のうち、外国人相談対応の体制を整備している市町村数については対応する人員の確保等が困難なため、目標値に達しなかったが、多言語による生活情報の提供実施市町村数及び日本語講座開設数については目標を達成した。令和元年度は、多文化共生に関する啓発のため、関係機関と連携したシンポジウムの開催や、外国人技能実習生と地域との交流イベントを実施するなどし、多文化共生に関する普及啓発を図った。さらに、外国人労働者との共生等を検討する有識者会議を立ち上げ、意見交換等を行った。</p> <p>・施策25及び施策26については目標指標を達成できない項目があり、全体的な実績を勘案した結果、本施策の進捗状況は「概ね順調」と判断した。</p> | |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策25では、引き続き、安全・安心まちづくりに関する県民運動を盛り上げるとともに、地域における防犯活動が効果的に行われるよう、関係団体間の連携を深め、犯罪の起きにくい環境の整備を進めていく必要がある。また、近年多発している、子ども・女性に対する声かけ事案や、ストーカー・DV事案のほか、特殊詐欺などの犯罪被害の発生防止に向けた取組も進めていく必要がある。加えて、交通事故死者数が増加し(前年比+9人)目標値を達成できなかったことから、更なる交通事故抑止に向けた取組が必要である。</p> <p>・施策26では、今後更なる外国人県民の増加や多様化が見込まれるため、状況変化に的確に対応し、受入整備を図るとともに、日本語能力の向上等に関わる支援や相談体制の整備を図る必要がある。</p> <p>・総じて、だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくりについては行政機関、学校、警察、地域社会、住民が連携していくとともに、日頃から広報啓発を継続して行っていく必要がある。</p> | <p>・安全・安心まちづくりに関する県民への周知・啓発を進めるとともに、市町村や防犯活動を行っている団体に対する情報提供や防犯講話等により、安全・安心なまちづくりに取り組む人材を育成していく。</p> <p>・「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」に基づき、防犯意識の向上と犯罪の起きにくい環境の整備を進めていく。</p> <p>・交通事故の発生実態をきめ細かに分析し、真に交通事故防止に資する交通指導取締りやパトカーによる警戒等、全ての道路利用者に緊張感を与える街頭活動を推進する。</p> <p>・平成31年3月に策定した「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」を踏まえ、シンポジウムの開催や外国人実習生と地域との交流イベントの開催などにより、外国人が地域で安心して生活できる土壌形成を図る。また、新たな日本語学習支援のあり方について調査研究を行うとともに、各地域の現状に合わせた相談体制の整備を図る。</p> <p>・各種媒体を活用して施策に対する周知啓発を図るとともに、地域住民のみならず多様な主体が連携する機会の提供や、研修や会議等を通じ、地域のリーダー的役割を担う人材の育成等を継続して行うよう努める。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|---------------|-------------------|------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 政策の成果について、「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。 |
| | | 概ね適切 | 施策25の目標指標について、実績値だけでなく、その背景や実施した取組の有効性等を勘案し、詳しく分析し、記載する必要性を踏まえた上で、記載の修正を行うことが必要であると考えます。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 施策25で施策の目的や方向に沿った課題の分析とその対応方針について加筆・修正した内容を踏まえ、政策の課題と対応方針についても記載の修正を行うことが必要であると考えます。 |

施策番号25 安全で安心なまちづくり

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「犯罪のない安全・安心まちづくり」に向けた行政、地域、事業者等との連携による県民運動を展開する。 ◇ 住民による自主的な防犯活動の活発化に向けた啓発活動を実施する。 ◇ 学校、通学路等の安全対策促進など子どもを犯罪から守るための環境整備と安全教育の充実を図る。 ◇ ストーカー、DV、いじめ、虐待等への関係機関が連携した対応及び被害者支援の推進などによる子どもや女性、高齢者、障害者、外国人等の防犯上の観点から特に配慮を要する方々に対する安全対策の充実を図る。 ◇ 交通死亡事故抑止に資する効果的かつ実効性のある交通安全対策の推進や官民協働による飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進する。 ◇ 消費者の自立と消費者被害の未然防止に向けた、ライフステージに応じた消費者教育の充実を図る。 ◇ 犯罪の防止や事件の解決に効果的な防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図った適切かつ効果的な防犯カメラの活用を促進する。 ◇ 特殊詐欺やインターネットを利用した犯罪から県民を守るための広報啓発活動やテロ等重大事件の未然防止対策を推進する。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 刑法犯認知件数(件) | 28,583件 (平成20年) | 14,000件 (令和元年) | 12,979件 (令和元年) | A 107.0% | 14,000件以下 (令和2年) |
| 2 | 市町村における安全・安心まちづくりに関する推進組織の設置状況数(市町村) | 24市町村 (平成24年度) | 31市町村 (令和元年) | 35市町村 (令和元年) | A 157.1% | 32市町村 (令和2年度) |
| 3 | 交通事故死者数(人) | 67人 (平成23年) | 56人 (令和元年) | 65人 (令和元年) | C 18.2% | 56人 (令和2年) |

| | |
|---------------|---|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「刑法犯認知件数」については、達成率は107.0%、達成度「A」に区分される。 ・二つ目の指標「市町村における安全・安心まちづくりに関する推進組織の設置状況数(市町村)」については、達成率は157.1%、達成度「A」に区分される。 ・三つ目の指標「交通事故死者数」については、達成率は18.2%、達成度「C」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興計画政策番号7施策番号4の施策に係る令和元年県民意識調査結果は、「重要」「やや重要」を合わせた高重視群が74.7%と高く、この施策に対する県民の期待は高いと思われる。 ・また、施策に対する満足度を見ると、「やや不満」「不満」を合わせた不満群の割合が18.1%、「満足」「やや満足」を合わせた満足群の割合が40.4%となっており、満足群の割合が不満群の割合を大きく上回っている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年における県民からの各種相談は67,412件(前年比マイナス576件)と減少傾向を示し、刑法犯認知件数については12,979件(前年比マイナス776件)と着実に減少している。 ・特殊詐欺の被害状況は、認知件数が213件(前年比マイナス24件)、被害金額が28,122万円(前年比マイナス5,606万円)と減少している。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心まちづくりに関する県民の意識を高めるため、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりリーダー養成講座や地域安全教室への講師の派遣、防犯講話の実施、安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラム等における事例発表や意見交換などを行った。 ・防犯チラシやホームページ、「みやぎSecurityメール」等、各種広報媒体を活用して、県内で多発している特殊詐欺をはじめとする犯罪に関する県民への情報提供に努めた。 ・平成30年1月に改定した「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」について、障害者福祉施設における不審者対応訓練や地域の防犯教室において説明したほか、防犯指針の冊子・リーフレットをイベント等で積極的に配布し、県民への広報に努めた。 ・ストーカー・DV事案に適切かつ迅速に対応するため、圏域婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会の運営を行い、関係機関の連携の促進に努めた。 ・地域社会全体で子どもを守ることに係る県民の意識を高めるため、小学生向け防犯リーフレットを配布する等、県民への広報に努めた。 ・宮城県及び宮城県警察が連携し、多数の県内自治体や重要インフラ事業者を含む産学官による県内ネットワーク「宮城県サイバーセキュリティ協議会」を設立し、相互の連携を密にするとともに、業務委託によるサイバーセキュリティ講演の実施や各種広報チラシ、ラジオ広報等により県全体のサイバーセキュリティ意識の向上を図った。 ・以上の取組により、施策の目的である「自らの安全は自らが守る、地域の安全は地域が守る」という防犯意識の向上と犯罪の起きにくい安全・安心な地域社会の形成を図った結果、3項目中2項目で目標値を達成したことから、本施策は「概ね順調」と判断した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・刑法犯認知件数は減少傾向を維持しているが、一方、高齢者が被害に遭うオレオレ詐欺を含む特殊詐欺、児童虐待事案などの発生により、県民が不安に感じている現状にある。そこで、県民に対しタイムリーな情報発信に努めるとともに、安全・安心まちづくりに関する県民運動を盛り上げる。こと、地域における防犯活動が効果的に行われるよう、関係機関・団体と連携を深め犯罪の起きにくい環境の整備を進めることなどにより、県民の不安を解消していく必要がある。また、子ども・女性・高齢者等の被害予防対策について、官民一体となった効果的な広報啓発に取り組んでいく必要がある。</p> | <p>・「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の広報・周知を図るとともに、防犯意識の向上と犯罪の起きにくい環境の整備を進めていく。</p> <p>・各市町村における安全・安心まちづくり活動を支援するため、研修会講師の派遣を行うとともに、安全・安心なまちづくりのリーダーとなって活動していく人材の育成を進めていく。</p> <p>・安全・安心まちづくり地域ネットワークフォーラムを開催し、各市町村、防犯活動を行っている団体との連携を図るとともに、犯罪情勢や優れた活動を行っている団体に関する情報の提供等の支援を図っていく。</p> <p>・安全・安心まちづくりを県民運動として推進していくための県民大会、フォーラム、その他啓発事業を実施し、安全・安心なまちづくりに対する理解を広めていく。</p> <p>・防犯チラシやホームページ、「みやぎSecurityメール」などのあらゆる広報媒体を活用し、県民に対して正確な情報をタイムリーに発信していく。</p> |
| <p>・ストーカー・DV事案は様々な事案が複合的に絡み合い、重大事件に発展する恐れが高いことから、初期段階から関係機関が情報を共有し、被害者の保護対策に取り組んでいく必要がある。</p> | <p>・様々な事案が複合的に絡み合うストーカー・DV事案に適切かつ迅速に対応するため、県内全圏域に設置した婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会において事例検討等を行うことにより、情報の共有や関係機関の連携を深めていく。</p> |
| <p>・サイバー犯罪は、インターネットが県民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、サイバー空間が県民の日常生活の一部となっていることから、今後も増加が見込まれる。また、その犯行手口は日々複雑化しており、今後、情報通信技術が進展すれば、更に新たな手口による犯行が可能となり、被害が拡大する懸念がある。</p> | <p>・サイバーセキュリティ講演や各種広報チラシ、ラジオ広報等を通じて、県民のセキュリティ意識の向上を図る。</p> <p>・宮城県サイバーセキュリティ協議会を中心とした産学官連携による施策を推進するとともに、新たな手口や被害実態に関する情報などを関係機関、事業者等と共有し、県民や県内企業、各関係機関のサイバーセキュリティ意識の向上を図る。</p> |
| <p>・交通事故の全体の死者数に占める65歳以上の高齢者の割合が3割以上となり、全事故に占める高齢運転者事故の割合は、令和元年は22.8%で、平成30年の21.4%と比較してほぼ同じ割合ではあるものの、平成22年の13.7%と比較すると依然として高い割合を占めており、極めて厳しい交通情勢にある。また、被災地域において生活拠点の内陸部への移動、新たな道路整備に伴う交通流量の変化等を要因とした交通事故の多発が懸念される。加えて、自転車線はみ出しの事故が多発したことにより、交通事故死者数が増加し(前年比+9人)目標値を達成できなかったことから、更なる交通事故抑止に向けた取組が必要である。</p> | <p>・自治体や関係機関・団体との協働により、高齢者を重点とした参加・体験・実践型交通安全教育の更なる推進を図るとともに、運転免許自主返納制度の周知徹底及び自治体等による支援施策の充実化を促進する。</p> <p>・交通事故、交通流量等の交通実態をきめ細かに分析し、真に交通事故防止に資する交通指導取締りを強化する。</p> <p>・パトカー等による警戒や制服警察官による「見せる・見える」警戒活動を通じ、違反者及び歩行者・自転車に対する的確、積極的な指導警告等の声かけを実施するなど、全ての道路利用者に緊張感を与える街頭活動を推進する。特に、自転車線はみ出しの事故対策として、パトカーによる警戒等、ドライバーに緊張感を与える効果的な交通指導取締りを推進する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 施策の成果について、「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。 目標指標について、実績値だけでなく、その背景や実施した取組の有効性等を勘案し、詳しく分析し、記載する必要があると考える。 施策の目的や方向に沿って課題を分析し、対応方針を示す必要があると考える。 また、課題の4つ目で、交通事故の全体の死者数に占める65歳以上の高齢者の割合について令和元年の数値を平成22年の数値と比較した理由を明記する必要があると考える。 |
|--------|-------------------|----|--|
| | 概ね適切 | 適切 | |
| | | | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号26 外国人も活躍できる地域づくり

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 多文化共生の機運醸成、市町村や関係団体、県民の適切な役割分担と協働を推進する。 ◇ 情報の多言語化や日本語学習の支援など外国人県民等に対するコミュニケーション支援を促進する。 ◇ 保健・医療・福祉、防災、就労、教育、居住など外国人県民等に対する相談への対応による基本的な生活支援を促進する。 ◇ 地域社会に対する意識啓発や外国人県民等の社会参画など多文化共生の地域づくりに対する支援を行う。 ◇ 友好地域をはじめとした海外との交流を深めるとともに、県民・民間団体が主体となった国際交流活動や国際協力活動を行うことができる環境づくりの促進・支援する。 ◇ 県内でJETプログラムや海外技術研修などを経験し、母国等へ戻った外国人を活用した国際化推進のための人的ネットワークの構築を推進する。 ◇ 県内大学等への留学生をはじめとする高度な専門知識や技術力を持つ外国人の卒業後における県内企業や研究機関への就業促進を図る。 ◇ 事業者への外国人県民等の雇用に関する情報提供や雇用促進に向けた啓発を実施する。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|--------------------------------|------------------|-------------------|-----------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■ 達成率(%) フロー型の指標: $\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}}$ スtock型の指標: $\frac{\text{実績値}-\text{初期値}}{\text{目標値}-\text{初期値}}$ 目標値を下回ることを目標とする指標: $\frac{\text{初期値}-\text{実績値}}{\text{初期値}-\text{目標値}}$ | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 多言語による生活情報の提供実施市町村数(市町村)[累計] | 5市町村 (平成20年度) | 22市町村 (平成30年度) | A 117.6% | 26市町村 (令和2年度) |
| | 2 | 外国人相談対応の体制を整備している市町村数(市町村)[累計] | 4市町村 (平成20年度) | 8市町村 (平成30年度) | C 75.0% | 10市町村 (令和2年度) |
| 3 | 日本語講座開設数(箇所)[累計] | 25箇所 (平成20年度) | 30箇所 (平成30年度) | A 100.0% | 32箇所 (令和2年度) | |

| | | | |
|---------------|---|--------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 | 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・3つの目標指標のうち、1つ目の指標「多言語による生活情報の提供実施市町村数」については目標を上回り、達成率は117.6%、達成度は「A」に区分される。 ・2つ目の指標「外国人相談対応の体制を整備している市町村数」は、整備体制に係るノウハウの習得や人員確保等が課題のため目標値を下回り、達成率は75.0%、達成度は「C」に区分される。 ・3つ目の指標「日本語講座開設数」は、目標値と同値となり、達成率は100.0%、達成度「A」に区分される。 | | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の県民意識調査では、この施策に関連する「だれもが住みよい地域社会の構築」について、「低認知群」は55.7%と、前年(55.9%)に比べ認知度が0.2ポイント向上する結果となっている。 ・一方、「高重視群」は75.0%となっており、前年(73.9%)から、1.1ポイント上回り、この施策に対する県民の期待は一定程度高まっていると考えられる。 | | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災前の平成22年12月末時点における県内の在留外国人は16,101人だったが、震災後の平成23年12月末時点では13,973人と約13%の減少となった。その後、徐々に増加に転じ、令和元年6月末時点では22,408人と過去最高を更新し、震災前に比較すると約39%増加している状況にある。 ・特に留学生は震災後△21%(平成23年12月/平成22年12月)と大幅に減少したが、令和元年6月末時点では震災前と比較し約1.5倍となっている。また、技能実習生は震災直後、半数以下まで減少したが、その後回復し、震災前の平成22年12月末の865人が、令和元年6月末時点では4,432人と震災前に比較し5倍になっている。 | | |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月に策定した「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」及び「外国人県民の自立と社会活動参加の促進」に向けて各種取組を行った。 ・具体的には、市町村や県国際化協会等と連携の上、一般県民を対象にしたシンポジウムや、外国人技能実習生と地域との交流イベントを開催するなどし、多文化共生に関する普及啓発を図るとともに、外国人が地域で安心して生活できる環境整備に努めた。 ・外国人相談センターの設置運営事業では、ネパール相談員の増員や多言語コールセンターの活用により、対応言語を13言語に拡充し、外国人県民やその家族等から寄せられる生活や医療福祉などに関する様々な相談に対応した。 ・さらに、外国人労働者の地域での受入や共生のあり方を検討する有識者会議を新たに立ちあげ、意見交換等を行った。 ・以上の取組により目標指標のうち「外国人相談対応の体制を整備している市町村数」については「C」評価ではあるものの、「多言語による生活情報の提供市町村数」「日本語講座開設数」は目標を達成し「A」評価であったことから、本施策の評価としては「概ね順調」と評価した。 | | |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・技能実習生や留学生の増加や、新たな在留資格「特定技能」の創設に伴い、今後、外国人県民の更なる増加や多様化が見込まれるなど、外国人県民を取り巻く状況変化に的確に対応し、受入環境の整備を図る必要がある。</p> <p>・外国人県民の自立と社会参加を実現するためには、外国人県民の日本語能力の向上や家庭生活の質の向上などに関わる支援が必要となっている。</p> <p>・外国人が安全・安心に地域で生活するためには、相談体制の整備が求められている一方で、外国人県民数や課題の有無など、各市町村における外国人を取り巻く状況に差異があることから、各地域の実情に応じた相談体制の整備が必要となっている。</p> | <p>・平成31年3月に策定した「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」を踏まえ、外国人が地域で安心して生活できるよう、多文化共生シンポジウムや技能実習生と地域との交流イベントの開催などを通じ、外国人が地域で安心して生活できる土壌形成を図る。また、県国際化協会に委託している「みやぎ外国人相談センター」について、その存在について一層の周知を図るとともに、必要に応じて機能強化を図っていく。</p> <p>・生活者としての外国人県民が日本語や日本の生活習慣を学ぶ機会を確保するため、従来の日本語講座の開設に加え、ICT等を活用した新たな日本語学習支援のあり方について調査研究を行い、必要な支援を実施する。</p> <p>・近隣市町村や他団体との連携による相談体制なども含め、各地域の現状に合わせた相談体制の整備を推進する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

政策番号11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立

地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇、希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など、環境悪化が地球規模での深刻な問題となっている。健全で豊かな環境は、生活を支える基盤であり、生存の基盤でもあることから、県民やNPO、企業、市町村等と連携を図りながら、経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければならない。

また、こうした社会への転換に向け、県民や事業者が、将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組む。

特に、地球温暖化対策については、東日本大震災に伴う原子力発電所の稼働停止や復興需要により、温室効果ガスの排出量の増加が見込まれることから、再生可能エネルギーの導入を促進し、県民総ぐるみの省エネルギー活動などを推進する。

さらに、環境に配慮した製品や事業者が、消費者に選ばれる市場を形成するため、県として率先してグリーン購入などに取り組むほか、環境技術の高度化に向けた支援を行う。

加えて、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るため、水素エネルギーの利活用の推進のほか、クリーンエネルギー等環境関連産業の誘致及び振興等を図るとともに、クリーンエネルギー社会の実現に資する先進的なプロジェクトを実施するなど、環境と経済の両立に向けた取組を推進する。

一方、廃棄物対策は身近で重要な課題であり、循環型社会を形成するための廃棄物等の3R(発生抑制、再使用、再生利用)の取組を推進するほか、不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するため、排出事業者、廃棄物処理業者等への啓発活動や監視指導を強化する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | | 施策評価 |
|------|--------------------------------|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------|---------|---------|
| | | | | 実績値 (指標測定年度) | 達成 度 | |
| 27 | 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献 | 3,122,779 | 再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ) | - (令和元年度) | N | やや遅れている |
| | | | 県内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂) | - (平成28年度) | N | |
| | | | 間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)(千トン)[累計] | 343千トン (平成30年度) | C | |
| 28 | 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 | 306,026 | 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日) | 972g/人・日 (平成30年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 一般廃棄物リサイクル率(%) | 24.7% (平成30年度) | B | |
| | | | 産業廃棄物排出量(千トン) | 10,962千トン (平成30年度) | B | |
| | | | 産業廃棄物リサイクル率(%) | 35.6% (平成30年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| 政策評価 | 概ね順調 |
|---|------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」に向けて、2つの施策に取り組んだ。</p> <p>・施策27の「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」については、地球温暖化防止推進員による地球温暖化防止活動や小学校での出前講座の実施、みやぎe-行動宣言への登録、うちエコ診断士によるうちエコ診断の実施、県内の環境配慮に関する優れた取組の表彰・発信等により、県民や事業者の意識啓発に取り組んだ。県民総ぐるみによる省エネなどの環境配慮行動を促進することにより、家庭向け及び事業者向けの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入が進むなど、一定の成果を出すことができた。</p> <p>・一つ目の目標指標「再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)」及び二つ目の目標指標「県内の温室効果ガス排出量」については、現時点で実績値が把握できていない。三つ目の目標指標「間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)」は、労務不足の影響が続く中、目標達成には至らなかった。施策全体で見ると各事業において一定の成果が現れているものの、目標指標の達成度を総合的に勘案し、「やや遅れている」と判断した。</p> <p>・施策28の「廃棄物等の3Rと適正処理の推進」については、排出量が高止まりしている一般廃棄物への取組と産業廃棄物の適正処理の徹底に向け、県民や事業者への普及啓発のほか、小型家電や食品廃棄物のリサイクルシステム構築に向けた大学との連携事業の実施、企業訪問による事業者のリサイクル技術開発・設備導入支援、ワークショップ開催等による市町村支援などに取り組む、一般廃棄物の排出量の削減や産業廃棄物の不適正処理件数の低減など、一定の成果が見られた。</p> <p>・目標指標については、県が主体的に施策を行う産業廃棄物に係る指標である「産業廃棄物リサイクル率」が達成度「A」である。その他の3つの目標指標については、目標達成には至っていないものの、「県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量」が前年度より減少し、達成率が向上していることから、施策全体としての評価は「概ね順調」とした。</p> <p>・以上から、施策27が「やや遅れている」となっているが、家庭向け及び事業者向け再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備の導入が進んでいるほか、達成度が「C」となっている事業についても、前年度実績を上回っていることから、施策28の「概ね順調」とあわせ、政策全体として「概ね順調」と判断した。</p> | |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・施策27については、経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に向け、県民一人一人の更なる環境配慮行動への気づきと実践が必要である。特に、地球温暖化対策については、県内の二酸化炭素排出量(温室効果ガス排出量)が震災前に比べ高止まりの状況にあり、その約4割を民生部門(家庭・業務)が占めていることから、県民一人一人が課題解決に向けた取組を行うことが重要である。より幅広い世代に対し、より効果的に意識啓発等を行うため、これまでの環境教育や、イベント・ホームページによる普及啓発に加え、SNSをはじめとする様々な媒体による情報発信を行っていく必要がある。</p> <p>・近年、気温の上昇や大雨の頻度増加など、気候変動の影響が各地で起きていることから、気候変動の影響による被害の回避や軽減に対する適応策を推進する必要がある。</p> <p>・再生可能エネルギーの導入促進については、環境に配慮したまちづくり(エコタウンの形成)のため、市町村と連携して地域資源を活用した事業化を検討する事業者等を支援してきたが、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む団体数や、事業の定着は十分とは言えないことから、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む人材育成を含め、引き続き地域資源を活用した取組を支援していくことが必要である。また、エネルギー供給源の多様化や自立分散型エネルギーの普及を図るため、地理的優位性の高い太陽光発電など、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入に取り組んできたが、更なる再生可能エネルギーの導入拡大と多様化を図るとともに、エネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していくことが求められる。</p> <p>・地球温暖化対策に資する間伐については、森林所有者の不在村化や、林業収益性の低さを理由とした経営意欲の低迷等により、林業事業体では間伐や再造林等の森林整備を計画的に推進するのが困難な状況にある。現状打開のため、事業地の集約化や路網の整備、担い手の確保・育成などを進める必要がある。</p> <p>・環境に配慮した製品や事業者が消費者に選ばれれば市場形成のため、グリーンエネルギー等の環境関連分野における設備・機器の開発や製造、さらには、これらの製品の市場拡大等、関連産業の活性化が求められる。県内で新たに環境関連分野に取り組む事業者は多くないことから、積極的にシーズの掘り起こしや支援を行い、事業化の取組を促進していく必要がある。また、環境保全とエネルギーの安定供給を図るため、水素エネルギーの利活用推進に取り組んでいるところであるが、日常生活での関わりが多くないため、水素エネルギーに関する正しい知識を普及啓発する取組をより一層進めるとともに、燃料電池自動車(FCV)の更なる普及拡大のため、水素供給体制の強化が必要である。</p> | <p>・令和3年度からの次期宮城県環境基本計画において、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を掲げ脱炭素社会の構築を目指すとともに、平成30年10月に策定した宮城県地球温暖化対策実行計画と再生可能エネルギー・省エネルギー計画に基づく施策を展開し、県民総ぐるみによる省エネ・再エネ等の導入促進などを図るほか、県自らグリーン購入や県有施設への再エネ等導入の取組を進め、県民、事業者などすべての主体が環境に配慮した行動を実践できるよう促していく。効果的な意識啓発等のため、スマートフォンアプリなどを活用し、県民が省エネなどの環境配慮行動に気づく機会を高め、直接、地球温暖化対策に関する情報を伝えるほか、自ら無理せず楽しみながら持続的に見える化した環境配慮行動の実践を促すことができるような新たな情報発信の仕組みづくりを行う。</p> <p>・温室効果ガスを抑制する緩和策に加え、気候変動の影響に備える適応策の認知度の向上や地域の適応策のリーダーを育成するため、サイエンスカフェやワークショップを開催するなど、地域の気候変動適応策も推進していく。</p> <p>・再生可能エネルギーの導入促進に向け、エコタウン形成のための協議会活動や実現可能性調査、ハード整備を伴う実証等への補助を継続して実施するとともに、案件の掘り起こしを進めていく。また、これまで支援してきた事業者等には、専門家による技術面や採算性などのアドバイスを積極的に行うほか、新しく再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む人材育成のため、再生可能エネルギーの基礎知識や事業化のプロセスなどを学ぶ機会の提供など、事業化に向けた取組を進めていく。また、エネルギー種の多様化等を図るため、県産未利用材をエネルギー利用する取組の事業化を支援するほか、地中熱などの熱を利用した取組の事業化や、農業、医療・福祉など熱需要が多い産業分野における熱利用の事業化を積極的に支援していく。さらに、未利用で大規模な導入が可能な沿岸地域における風力発電の推進に当たり、周辺環境との調和及び地域の理解醸成を図るため、地域協議会や住民説明会の開催を通じて事業計画を策定していく。</p> <p>・林業収益性の向上に向け、事業地の集約化と補助事業の活用促進を図るため、森林経営計画の作成推進について、林業普及指導員による支援を強化するとともに、林業事業体の就業環境の改善に向けて引き続き支援していく。また、事業執行実績に応じて補助金の配分を柔軟に調整するなど、補助事業の効果的な活用に努めていく。</p> <p>・環境関連分野の設備・機器等のものづくりの取組について、地域未来投資促進法に基づく「宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画」の策定や地方創生推進交付金の活用により支援内容の充実を図っており、これらの施策の活用を通じて意欲的な事業者の取組を支援していく。また、水素エネルギーの認知度向上を目指し、様々な場面で普及啓発を行うほか、路線バスへの燃料電池バス導入や、民間事業者が行う商用水素ステーションの整備支援など、水素エネルギーの利活用推進に積極的に取り組んでいく。</p> |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策28については、震災による生活への影響が続く中、一般廃棄物の排出量は震災前に比べると依然多く、高止まりの状況は続いている。廃棄物等の3Rに対する県民意識は高いものの、必ずしも環境保全活動や一歩踏み出した行動に結びついていない実態がある。また、焼却ごみ中に混入するプラスチックごみや紙ごみの量が多くなってきているほか、食品ロス削減の取組が遅れている。意識啓発や市町村の各種取組の支援を継続することで、一般廃棄物の排出量の減少とリサイクル率の向上を図る必要がある。</p> <p>・県内事業所は、廃棄物の再資源化を促進するためのリサイクル関連技術の導入が不十分であり、今後一層、技術開発及び設備導入への支援が必要である。特に、県内ではプラスチック、小型家電、食品廃棄物のリサイクルに課題があることから、これらのリサイクルの推進を図ることで、一般廃棄物と産業廃棄物のリサイクル率を向上させる必要がある。</p> <p>・震災復旧復興工事の減少により、建設系廃棄物の排出量が少なくなっているものの、依然として木くず、コンクリートくずなどの建設系廃棄物の不法投棄案件も発生しており、排出事業者等に対する適正処理に向けた指導等も引き続き必要になっている。</p> <p>・排出事業者は産業廃棄物処理業者の情報(受託廃棄物量や処理フロー等)について十分に把握できる機会が少ないことから、情報の収集及び講習会の開催等により、廃棄物処理過程を透明化する必要がある。そのため、多くの情報を効率よく取得できるよう構築したシステムを有効に活用することが必要である。</p> | <p>・宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)に基づき施策を展開するとともに、これまでの取組を踏まえ、新たな課題を見据えた次期計画を策定する。3R啓発事業(3Rイベント、食品ロス削減、3RラジオスポットCM等)については、市町村や事業者等と連携して実施する。特にイベントにおいては、海洋プラスチック問題やバイオプラスチックの利用など最近の課題を踏まえたテーマを設定して取り組むとともに、フードドライブ設置などにより食品ロス削減の意識向上を図る。また、継続して市町村等3R連携事業(ワークショップ、3Rパネル貸出等)を適切に実施することにより市町村の取組を支援する。</p> <p>・県内事業所については、循環資源としての廃棄物の活用ニーズの把握に努めながら、環境産業コーディネーターによる事業者における3Rや適正処理に向けた支援及びリサイクル技術開発・設備導入に係る支援の拡充を図るとともに、小型家電リサイクルや食品循環資源リサイクル促進に向けた産学官連携事業などの取組を行う。</p> <p>・不法投棄等に係る啓発事業や産廃Gメンなどによる監視活動を計画的に実施する。また、産業廃棄物実態調査や廃棄物処理施設の立入検査等の機会を十分に活用し、発生する廃棄物やその処理の状況把握を行い、適正な処理について指導等を行う。</p> <p>・各所属が個別に保有していた産業廃棄物処理業者や施設、リサイクル事業者等の情報をデータベース化したシステムを活用し、各所属でリアルタイムに情報を把握することにより適切な監視指導を行っていく。また、多量排出事業者の廃棄物処理情報を含めた産業廃棄物処理実績電子報告システムの利用拡大や電子マニフェストの活用促進等を行い、各事業者が取り扱う廃棄物の種類や処理量を速やかに把握できるようにすることで、産業廃棄物処理の透明化を推進する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|-------------------------|-------------------|----------------|---|
| 委員会 の 意見 | 政策の成果 | 判定 概ね 適切 | <p>政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部分不十分な点が見られる。</p> <p>「やや遅れている」と評価した施策を含む政策の評価を「概ね順調」とする理由を、具体的に記載することが必要であると考ええる。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 環境に関する情報の効果的な発信と、家庭、学校、地域社会や職場などにおける環境について学ぶ機会の充実を図る。 ◇ グリーン購入やエコドライブなど、すべての主体による環境配慮行動の日常化を促進する。 ◇ 地域特性を生かした多様な再生可能エネルギー等の導入促進や、県民総ぐるみの省エネルギー活動など、宮城から興す地球温暖化対策を推進する。 ◇ 市町村が取り組む環境に配慮したまちづくり(エコタウン)の形成に対する支援を行う。 ◇ 県事務事業におけるグリーン購入、グリーン入札制度の導入など、環境配慮型企業や製品の優遇による県の環境配慮型率先行動を実施する。 ◇ 森林整備の推進や木材の利用拡大、県民が実施する森林づくり活動に対する支援など、社会全体で支える森林づくりを推進する。 ◇ クリーンエネルギー等環境関連産業の誘致及び振興と、クリーンエネルギー社会の実現に資する先導的なプロジェクトを実施する。 ◇ 商用水素ステーション整備への支援のほか、燃料電池自動車の導入促進など、水素エネルギーの利活用に向けたプロジェクトを実施する。 |
|---|--|

| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | |
|---------------------|---|--------------------------------------|--------------------|-------------|-------------------------------------|
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ) (平成22年度) 20,793TJ | 24,883TJ (令和元年度) | - (令和元年度) | N - | 25,891TJ (令和2年度) |
| 2 | 県内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂) (平成25年度) 22,311千t-CO ₂ | 21,087千t-CO ₂ (平成28年度) | - (平成28年度) | N 170.7% | 19,209千t-CO ₂ (令和2年度) |
| 3 | 間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)(千トン)[累計] (平成24年度) 141千トン | 453千トン (平成30年度) | 343千トン (平成30年度) | C 64.7% | 557千トン (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | | やや遅れている |
|--------|--|---------|
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の目標指標「再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)」の令和元年度末時点での実績値は、施策評価策定時点で集計中のため、確認できない。 ・二つ目の目標指標「県内の温室効果ガス排出量(千t-CO2)」は、対象となる平成28年度実績算定に必要な国の資料の公表が例年より遅れたことから、施策評価策定時点で算定できない。 ・三つ目の目標指標「間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)(千トン)[累計]」は、間伐実施面積では前年度を上回ったが、目標達成には至らなかった。 | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・類似する取組である震災復興計画の政策1施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」に係る令和元年県民意識調査結果では、「満足」「やや満足」とする高満足群の割合は平成29年度43.3%、平成30年度41.0%、令和元年度43.0%と概ね同程度で推移している。一方、「重要」「やや重要」とする高重視群の割合は、平成29年度67.6%、平成30年度66.7%、令和元年度70.8%と増加傾向にあり、環境に対する県民の意識が高まっていることがうかがえる。こうした動きを県民の環境配慮行動の実践につなげるための施策の実行や、施策の成果等を分かりやすく発信する取組が求められる。 | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府の長期エネルギー需給見通しでは、2030年度における電源構成について、総発電量の22～24%程度を再生可能エネルギーで賄うこととしている。 ・パリ協定採択を受け、政府は、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比26%削減を目標とする地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定している。世界的には、国際企業による気候変動対策が加速化し、製造業、情報通信業、小売業などの国際企業が、100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業連合への参画が進むなど、脱炭素に向けた動きが急速に進展している。また、国内でも脱炭素社会に向けた動きが高まり、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明する自治体が増えている。 ・FIT制度の創設以降、県内では、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進んできたが、導入件数の増加に伴い、設置場所や設置方法が多様化してきている。また、再生可能エネルギーによる電力の接続先系統の制約が顕在化してきている。 ・国は、平成29年12月に策定した平成30年度税制大綱の中で、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるための財源として、森林環境税及び森林環境譲与税の創設を明記し、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立・公布された。 | |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民に対し地球温暖化防止活動の助言を行う地球温暖化防止推進員78人を委嘱し、講演会や研修会の開催、イベントへの参加など地球温暖化防止活動を実施したほか、家庭における省エネ行動の気付きの機会を提供するため、うちエコ診断士によるうちエコ診断を182件実施した。また、家庭向けの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入の促進を図るため、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成を行った(延べ4,825件)ほか、低炭素型水ライフスタイル導入支援事業により、64世帯に対し節湯・節水機器や低炭素型浄化槽の導入補助を行った。さらに、事業者向けについては、業務用の高効率空調や高効率ボイラーなどの省エネルギー設備や、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を導入する47件の事業に対して補助を行ったほか、導入促進に向けて分野ごとにセミナーを5回開催した。 ・小学校へ講師を派遣し、地球温暖化などに関する出前講座を延べ48校2,106人に実施し、環境教育の機会と質の充実を図った。また、省エネやグリーン購入など県民や事業者の環境配慮行動の実践を促進するため、みやぎe-行動(eco do!)宣言の登録を783件行ったほか、県内の環境配慮に関する優れた取組を表彰し、イベント等を活用して取組内容を発信した。 ・環境に配慮した製品について、宮城県グリーン製品として新規で11製品、更新で27製品を認定するとともに、県事業における認定製品の積極的な利用や各種イベントでの出展など認定製品の普及拡大に努めたほか、毎年度策定している「グリーン購入推進計画」に基づき、環境配慮事業者等から優先的に環境物品を調達し、率先してグリーン購入を推進した。 ・環境関連産業の振興を図るため、県外の企業立地セミナー等で誘致に向けた情報収集等を行った。また、環境産業コーディネーターが、県内延べ1,036事業者を訪問等し、省エネの取組や再エネ導入に関する情報提供、産産・産学マッチング等を行ったほか、クリーンエネルギーの利活用に資する先導的な4つの取組に対し補助を行った。 ・地域と共生した太陽光発電事業となるための取組を太陽光発電事業者に促すことを目的に太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定した。 ・エネルギー供給源の多様化や自立分散型電源の普及を図る観点から、地域特性を活かした様々な再生可能エネルギーの導入を推進するため、未利用で大規模な導入が可能な沿岸地域における風力発電について、震災復興の観点も踏まえ導入を推進した。 ・再生可能エネルギーを活用した取組を検討する団体が行う実現可能性調査補助を1件、設備設置を伴う事業化補助を2件の計3件の再エネ事業を段階的に支援した。また、エコタウン推進委員会では、木質バイオマスエネルギーをテーマにした講演会と視察会をそれぞれ開催したほか、市町村や地域団体のニーズに合わせて講師派遣を行う出張セミナー等を4回開催し、市町村のエコタウン形成を支援した。 ・水素エネルギーの利活用に向けては、燃料電池自動車(FCV)の導入補助を行うとともに、FCVのカーレンタル・タクシーの導入実証及びFCVバスの路線での実証運行(乗車延べ人数約2,000人)を行い、FCVの利用機会の創出と水素エネルギーの認知度向上を図った。また、水素エネルギー発電設備を活用した水素エネルギー体験イベント(約650人参加)のほか、FCVの体験試乗会(3回)及び教職員研修会を開催するとともに、地域情報紙等に記事掲載(6回)し、県民の理解促進を図った。 ・間伐の実施に係る各種補助事業を積極的に活用し、特に搬出間伐を重点的に推進した結果、昨年度を上回る間伐材を供給し、水源かん養や木材生産といった森林の多面的機能の発揮に貢献したが、間伐による二酸化炭素吸収量の目標達成には至らなかった。 <p>・一つ目の目標指標「再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ)」の実績値は、現時点で把握できていない。二つ目の目標指標「県内の温室効果ガス排出量(千t-CO2)」についても、現時点で実績値が把握できていないが、把握している直近年度では、復興需要が落ち着くなどの要因で減少に転じている。三つ目の目標指標「間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)(千トン)[累計]」は、労務不足の影響が続く中、目標達成には至らなかった。</p> <p>施策全体で見ると各事業において一定の成果が現れているものの、目標指標の達成度を総合的に勘案し、「やや遅れている」と判断した。</p> | |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・再生可能エネルギーの導入促進については、環境に配慮したまちづくり(エコタウンの形成)のため、市町村と連携して地域資源を活用した事業化を検討する事業者等を支援してきたが、再生可能エネルギーの導入促進を目指す取組は着実に進んでいるものの、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む団体数や、事業の定着は十分とはいえないことから、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む人材育成を含め、引き続き地域資源を活用した取組を支援していく必要がある。</p> | <p>・エコタウン形成のための協議会活動や実現可能性調査、ハード整備を伴う実証や詳細な事業計画の策定などに対する補助を継続して実施するとともに、県内各地で取り組みが進むよう、案件の掘り起こしを進めていく。また、これまで支援してきた事業者等には、専門家による技術面や採算性などのアドバイスを積極的に行うほか、新しく再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む人材育成のため、再生可能エネルギーの基礎知識や事業化のプロセスなどを学ぶ機会の提供など、事業化に向けた取組を進めていく。</p> |
| <p>・エネルギー供給源の多様化や自立分散型エネルギーの普及を図るため、地理的優位性の高い太陽光発電など、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入に取り組んできているが、更なる再生可能エネルギーの導入拡大と多様化を図るとともにエネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していく必要がある。</p> | <p>・未利用で大規模な導入が可能な沿岸地域における風力発電を推進するにあたり、周辺環境との調和及び地域の理解の醸成を図るため、地域協議会や住民説明会の開催を通じて事業計画を策定していく。また、県産未利用材をエネルギー利用する取組の事業化を支援するほか、地中熱などの熱を利用した取組の事業化や、農業、医療・福祉など熱需要が多い産業分野における熱利用の事業化を積極的に支援していく。</p> |
| <p>・水素エネルギーについては、現状では日常生活において関わる機会が多くないことから、正しい知識の普及啓発に向けた取組をより一層進める必要があるほか、更なるFCVの普及拡大のためには、水素供給体制の強化が必要である。</p> | <p>・水素エネルギーの認知度向上を目指し、様々な場面で普及啓発を行うほか、新たに燃料電池バスを路線バスに導入するとともに、民間事業者が行う商用水素ステーションの整備を支援するなど、水素エネルギーの利活用推進に積極的に取り組んでいく。</p> |
| <p>・県内の二酸化炭素排出量(温室効果ガス排出量)は震災前までは減少傾向であったが、震災後から増加傾向に転じており、平成27年度に前年度をやや下回ったものの依然として高止まりとなっており、県内の温室効果ガス排出量の約4割を占める民生部門(家庭・業務)の一層の削減が求められていることから、今後とも県民一人一人の更なる環境配慮行動への気づきと実践が必要である。</p> | <p>・次期宮城県環境基本計画(令和3年度から)に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目標に掲げることとしており、まずは、平成30年10月に策定した宮城県地球温暖化対策実行計画と再生可能エネルギー・省エネルギー計画に基づく施策を展開し、効果的な県民運動や県民総ぐるみによる省エネ・再エネ等の導入促進などを行っていきほか、県自ら環境配慮行動を率先して行うため、グリーン購入や県有施設への再エネ導入等の取組を進め、県民、事業者などすべての主体が環境に配慮した行動を実践できるよう促していく。</p> |
| <p>・地球温暖化対策を効果的に実施するには、県民一人一人が課題解決に向けた取組を行うことが求められており、より幅広い世代に対し、より効果的に情報発信を行う必要があることから、これまでの環境教育やイベントによる普及啓発、ホームページに加え、SNSをはじめとする様々な媒体による情報発信を行っていく必要がある。</p> | <p>・県民の情報収集手段が多様化している状況を踏まえ、スマートフォンアプリなどを活用し、県民が省エネなどの環境配慮行動に気付く機会を高め、直接、地球温暖化対策に関する情報を伝えるほか、自ら無理せず楽しみながら持続的に見える化した環境配慮行動の実践を促すことができるような新たな情報発信の仕組み作りを行う。</p> |
| <p>・本県のエネルギー起源二酸化炭素排出量の約3割が自動車から排出されており、運輸部門での削減が求められていることから、目標達成に向け、更なるクリーンエネルギー自動車の導入拡大施策を検討する必要がある。</p> | <p>・近年、国内外の自動車メーカーのEVへの動きは活発化しており、今後も技術革新による車両価格の低下などを背景に普及拡大していく状況を踏まえ、引き続き、率先してクリーンエネルギー自動車等を導入する。また、みやぎ環境税を活用し、FCVの購入支援やクリーンエネルギー自動車の市町村公用車への導入支援等を行うほか、国が実施しているクリーン自動車の購入や充電設備の整備に対する補助制度の実施状況も踏まえながら、クリーンエネルギー自動車の導入・普及拡大に向け、必要な取組を進めていく。</p> |
| <p>・県内でも令和元年東日本台風により甚大な被害を被るなど、近年、気温の上昇や大雨の頻度増加など、気候変動の影響が各地で起きており、地球温暖化による被害の回避や軽減に対する適応策を推進する必要がある。</p> | <p>・温室効果ガスを抑制する緩和策に加え、気候変動影響に備える適応策の認知度の向上や地域の適応策のリーダーを育成するため、サイエンスカフェやワークショップを開催するなど、地域の気候変動適応策も推進していく。</p> |
| <p>・県内の二酸化炭素排出量の削減と地域経済の発展を両立していくためには、クリーンエネルギー等の環境関連分野における設備・機器の開発や製造、さらには、これらの製品の市場拡大等、関連産業の活性化が求められるが、県内で新たに環境関連分野に取り組む事業者は多くないことから、積極的にシーズの掘り起こしや支援を行い、事業化の取組を促進していく必要がある。</p> | <p>・環境関連分野の設備・機器等のものづくりの取組について、地域未来投資促進法に基づく「宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画」の策定や地方創生推進交付金の活用により支援内容の充実を図っており、これらの施策の活用を通じて意欲的な事業者の取組を支援していく。</p> |
| <p>・森林所有者の不在村化や、林業収益性の低さを理由とした経営意欲の低迷等により、林業事業体では間伐や再造林等の森林整備を計画的に推進するのが困難な状況にある。現状打開のため、事業地の集約化や路網の整備、担い手の確保・育成などを進める必要がある。</p> | <p>・林業収益性の向上に向け、事業地の集約化と補助事業の活用促進を図るため、森林経営計画の作成推進について、林業普及指導員による支援を強化するとともに、林業事業体の就業環境の改善に向けて引き続き支援していく。また、事業執行実績に応じて補助金の配分を柔軟に調整するなど、補助事業の効果的な活用に努めていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 二酸化炭素排出量を削減するために、どのような分野に働きかけを行うか、その根拠を示すとともに、対象について明確にした上で、課題と対応方針を記載することが必要であるとする。 |

施策番号28 廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 様々な場面における3R活動を推進するための県民・事業者・市町村等に対する啓発活動を充実させる。 ◇ 東日本大震災以降に排出量が多いままとなっている廃棄物の発生抑制、再資源化等を促進する。 ◇ 製品の製造、流通から廃棄までの各段階やサービスの提供に伴う環境負荷低減を促進する。 ◇ リサイクル施設の整備など3Rを支える社会的基盤の充実とリサイクル関連新技術開発を促進する。 ◇ 廃棄物の適正処理の推進のための排出事業者等の意識醸成や県民の理解協力の促進と不法投棄等不適正処理の根絶に向けた監視指導を強化する。 ◇ 廃棄物処理に関する情報公開の促進などによる透明性の確保と必要施設の維持確保を促進する。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|---------------------------|--|-----------------------|-----------------------|-------------|----------------------|
| 目標指標等 | | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | |
| | | <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日) | 1,066g/人・日 (平成19年度) | 955g/人・日 (平成30年度) | 972g/人・日 (平成30年度) | B 84.7% | 930g/人・日 (令和2年度) |
| 2 | 一般廃棄物リサイクル率(%) | 24.0% (平成19年度) | 28.6% (平成30年度) | 24.7% (平成30年度) | B 86.4% | 30.0% (令和2年度) |
| 3 | 産業廃棄物排出量(千トン) | 11,172千トン (平成19年度) | 10,334千トン (平成30年度) | 10,962千トン (平成30年度) | B 93.9% | 10,000千トン (令和2年度) |
| 4 | 産業廃棄物リサイクル率(%) | 29.9% (平成19年度) | 35.0% (平成30年度) | 35.6% (平成30年度) | A 101.7% | 35.0% (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の実績値は、4つの目標指標のうち産業廃棄物のリサイクル率については、計画期間の目標値を達成したが、一般廃棄物に係る指標（県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量及び一般廃棄物リサイクル率）及び産業廃棄物の排出量は、目標値を達成していない。 ・指標1の一般廃棄物については、震災前まで一人一日当たりの一般廃棄物排出量は順調に減少(平成22年度は961g/人・日)してきていたが、震災後の平成23年度(1,047g/人・日)には増加した。平成24年度以降は着実に減少し、高止まりの状況は改善しつつあり、近年は横ばいの状況(平成30年度は972g/人・日)となり、平成29年度の992g/人・日に比べ、人口の多い市における生活系ごみの減少がみられたところが多く、全体として減少した。 ・指標2の一般廃棄物のリサイクル率については、横ばいの状況が続いている。 ・指標3の産業廃棄物排出量については、平成28年度は、震災後の復旧復興工事等の建設工事が増加していたことや製造業の生産、出荷が回復していること、下水道施設の完全復旧等の影響により、過去10年間で最も多くなったが、平成29年度は、震災関連工事からの排出が大きく減少したため、全体として減少したが、平成30年度は微増した。 ・指標4の産業廃棄物リサイクル率については、建設工事関連の廃棄物の排出量がまだ多く、比較的リサイクル率の高いがれき類の排出量の割合が多い状態が続いていることから、全体としては目標値を上回っている状況が続いている。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査では、「ごみはいつも分別している」とする割合は、90.5%と平成30年より1.3ポイント高くなっており、地域別では、沿岸部で92.3%、内陸部で89.4%と若干の差が出ている。また、「ごみは地域で指定された方法で出している」とする割合は、90.7%と平成30年より2.1ポイント高くなっており、地域別では、沿岸部で91.9%、内陸部で90.1%と大きな差はない。 ・日常生活の中で行っている3Rに関する取組については、「買い物時は、マイバックを持参するようにしている」とした割合が76.0%で高めとなっているものの、「壊れているものを修理したり、いらなくなった物を人に譲ったりすることで、物を大切に使う」とした割合は35.6%、「買い物時は、環境にやさしい商品を選んでいる」とした割合は12.0%と低くなっているほか、3Rに関する取組を「行っているものはない」とする回答も0.4%あった。 ・全体としては、廃棄物等の3Rに対する意識は前年度に引き続き高い状態は続いていると考えられるが、手間や利便性の問題がある場合は、3Rに対する行動は限定的になっていると考えられる。 ・ごみの処理で身の回りで見聞きしたことについては、「廃棄するテレビなどの家電製品を無料回収業者に引き渡す」が35.0%で平成30年より減少しており、意識の向上が見られる。また、「ごみを庭などで燃やす」も30.0%と、平成30年より減少しており、意識の向上が認められる。地域別では、「廃棄するテレビなどの家電製品を無料回収業者に引き渡す」は沿岸部で28.1%、内陸部で38.4%、「ごみを庭などで燃やす」は沿岸部で19.0%、内陸部で37.1%といずれも内陸部で高くなっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の宮城県の経済動向では、経済活動は概ね高水準で推移しており、基調としては緩やかに回復しているものの、足踏み状態となっている。生産は横ばい、住宅投資や公共投資で減少、企業倒産は増加、雇用は高水準ながら足踏みがみられる。 ・東日本大震災による県民生活環境や産業構造の変化が続く中、東日本大震災以降続いていた一般廃棄物排出量の高止まりの状態は改善しつつ、増加する年度はあったものの、減少傾向が続いている。 ・また、震災復興需要も低下しており、産業廃棄物の排出量については、震災復興事業の減少とともに下降していく状況である。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会構築のための3R推進事業では、市町村等担当者を対象として、「回収・普及啓発の方法」、「ごみの減量」、「適正処理」の3テーマを設定しグループ討議等を行うワークショップを2回開催し、テーマごとに取り組む事業等を決定するなどに、市町村間の課題について共通認識を図りながら、担当職員のスキルアップにつなげることができた。災害があり残り2回は中止したが、令和2年度も継続して実施する。一般廃棄物に関する事務は主に市町村の事務であることから、県では普及啓発事業等により市町村に対する支援を実施しているところであり、こうした取組を通じて、一般廃棄物に係る排出量の削減に寄与している。 ・また、「ゼロ・エミッション」の取組を評価できるようにするため、廃棄物処理による二酸化炭素排出量の自動計算ツールを作成するとともに、データの補完作業を行った。今後、次期循環計画の指標(「みやぎの評価手法」)の検討につなげた。 ・産業廃棄物3R等推進事業では、環境産業コーディネーター派遣事業において、企業訪問により延べ1,036事業者の支援を行ったほか、産業廃棄物の3R等を推進するための、設備導入に対する補助など21件の実施により、産業廃棄物の発生抑制や再資源化等の取組を促進した。また、事業者の3R等の自発的な取組を支援するためのエコフォーラム開催を支援した。 ・産業廃棄物の適正処理推進事業では、ラジオ広報、スカイパトロール、監視カメラの設置などの不法投棄の早期把握、産業廃棄物不適正処理監視員(産廃Gメン)などによるパトロールや防止に向けた啓発活動等を行い、不法投棄及び不法焼却全体件数を低減することができたほか、早期解決につなげることができた。また、排出事業者等講習会の実施等により、廃棄物の適正処理の推進のための排出事業者等の意識を高めることができた。 ・平成27年度に策定した宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)の目標達成に向け、一般廃棄物への取組と産業廃棄物の適正処理の徹底に対する施策に計画的に取り組んでいくため、小型家電や食品廃棄物等のリサイクルシステム構築に向けた大学との連携事業を行い、県内におけるリサイクルシステムの構築に向けた今後の方向性をまとめた。これらの取組を参考として、市町村が行う一般廃棄物排出量削減等の取組への寄与が期待できる。 ・4つの目標指標について、一般廃棄物の達成度が「B」であったが、県が主体的に施策を行う産業廃棄物については「A」であり、施策の評価は全体として「概ね順調」とする。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・震災による生活への影響が続く中、一般廃棄物の排出量は震災前に比べると依然多く、高止まりの状況は続いているものの低減してきている。また、廃棄物等の3Rに対する県民意識は高いものの、必ずしも環境保全活動や環境にやさしい商品を選ぶなどの一歩踏み出した行動にはなかなか結びついていない実態がある。また、焼却ごみ中に混入するプラスチックごみや紙ごみの量が多くなってきているほか、食品ロス削減の取組が遅れている。それらの実態を踏まえ、意識啓発や市町村の各種取組の支援を継続することで、一般廃棄物の排出量の減少とリサイクル率の向上を図る必要がある。</p> <p>・県内事業所は、廃棄物の再資源化を促進するためのリサイクル関連技術の導入が不十分であり、今後一層、技術開発及び設備導入への支援が必要である。特に、県内ではプラスチック、小型家電、食品廃棄物のリサイクルに課題があることから、これらのリサイクルの推進を図ることで、一般廃棄物と産業廃棄物のリサイクル率を向上させる必要がある。</p> <p>・震災復旧復興工事の収束により、建設系廃棄物の排出量が減少傾向になっているものの、依然として木くず、コンクリートくずなどの建設系廃棄物の不法投棄案件も発生しており、排出事業者等に対する適正処理に向けた指導等も引き続き必要になっている。</p> <p>・排出事業者は産業廃棄物処理業者の情報(受託廃棄物量や処理フロー等)について十分に把握できる機会が少ないことから、情報の収集及び講習会の開催等により、廃棄物処理過程を透明化する必要がある。そのため、多くの情報を効率よく取得できるよう構築したシステムを活用することが必要である。</p> | <p>・3R啓発事業(3Rイベント、食品ロス削減、3RラジオスポットCM等)を市町村や事業者等と連携して実施する。特にイベントにおいては、海洋プラスチック問題やバイオプラスチックの利用など最近の課題を踏まえたテーマを設定して取組むとともに、フードドライブを設置するなどして食品ロス削減の意識向上を図る。また、継続して市町村等3R連携事業(ワークショップ、3Rパネル貸出等)を適切に実施することにより市町村の取組を支援する。</p> <p>・環境産業コーディネーターによる循環資源としての廃棄物の活用ニーズの把握に努め、事業者による廃棄物等の3Rや適正処理を推進する。</p> <p>・事業者に対するリサイクル技術開発・設備導入に係る支援の拡充を図る。</p> <p>・小型家電リサイクルや食品循環資源リサイクルを促進し、循環型社会構築を推進するため、産学官連携事業を実施する。</p> <p>・不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見による自然環境や生活環境への影響低減のため、啓発事業や産廃Gメンなどによる監視活動を計画的に実施する。また、産業廃棄物実態調査や廃棄物処理施設の立入検査等の機会を十分に活用し、発生する廃棄物やその処理の状況把握を行い、適正な処理について指導等を行う。</p> <p>・各所属が個別に保有していた産業廃棄物処理業者や施設、リサイクル事業者等の情報をデータベース化したシステムを活用し、各所属でリアルタイムに情報を把握することにより適切な監視指導を行っていく。また、多量排出事業者の廃棄物処理情報を含めた産業廃棄物処理実績電子報告システムの利用拡大や電子マニフェストの活用促進等を行い、各事業者が取り扱う廃棄物の種類や処理量を速やかに把握できるようにすることで、産業廃棄物処理の透明化を推進する。</p> <p>・宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)での取組を踏まえ、新たな課題を見据えた次期計画を策定する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見 (評価原案に対する意見)及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

政策番号12 豊かな自然環境, 生活環境の保全

三陸復興国立公園や栗駒, 蔵王の各国立公園, ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼, 蕪栗沼・周辺水田及び化女沼, さらに特別名勝松島など, 県内の豊かで多様な自然環境と生態系を守り, 次世代に引き継いでいくことは極めて重要である。このため, 積極的にその保全に取り組むとともに, 社会資本の整備手法についてもより一層環境と調和したものにする。特に, 松林の松くい虫等による被害が, 東日本大震災後に県内各地で増加していることから, 被害防止対策を推進する。

また, 安全できれいな空気や水, 土壌など, 県民の健康的な暮らしを支える良好な生活環境を守り, 改善していく。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成 | 施策評価 |
|------|------------------|--------------------------|---|---------------------------------------|----|------|
| | | | | (指標測定年度) | 度 | |
| 29 | 豊かな自然環境, 生活環境の保全 | 1,514,664 | 豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%) [参考: 指定地域の面積(ha)] | 26.1865% (190,698.12ha) (令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数(人) [H18からの累計] | 58,091人 (令和元年度) | B | |
| | | | 松くい虫被害による枯損木量(m ³) | 9,612m ³ (令和元年度) | A | |
| | | | 大気中の浮遊粒子状物質(沿道において環境基準を超えないこと(ただし, 黄砂等の影響を受けた時間帯を除く)) | 100.0% (令和元年度) | A | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で, 判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| | |
|--------|------|
| ■ 政策評価 | 概ね順調 |
|--------|------|

評価の理由・各施策の成果の状況

- 豊かな自然環境及び生活環境の保全に向けて, 1つの施策(施策29)に取り組んだ。
- 目標指標のうち, 「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」, 「松くい虫被害による枯損木量」については, 目標値を達成し, 「大気中の浮遊粒子状物質(沿道において環境基準を超えないこと(ただし, 黄砂等の影響を受けた時間帯を除く))」についても, 令和2年4月時点の速報値では目標を達成する見込みである。なお, 一番最初の指標に関連して, 年間400件を超える自然公園等内における行為の許可申請等に対し, 関係法令に基づき適正に事務処理することにより, 自然環境の保全を図っているところである。
- 「地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」については, 令和元年東日本台風による活動の中止により, 目標達成には至らなかった。
- 「松くい虫被害による枯損木量」については, 昨年度に引き続き薬剤空中散布を実施するとともに, 被害木の伐倒駆除を徹底するなど保全対策を強化した結果, 被害量は昨年度比で約73%に減少し, 目標を達成した。
- 県内9か所の自動車排出ガス測定局で大気汚染物質の観測を実施し, 環境基準の達成状況を確認した。令和元年度は県内の自動車排出ガス測定局9局全局が環境基準を達成した。
- 県内の豊かで多様な自然環境の保全については, 伊豆沼における自然再生事業や蒲生干潟に関する環境調査等を実施し, 協議会等で意見を伺いながら保全事業等を進めたほか, 県生物多様性地域戦略の第1次改訂や生物多様性フォーラムの開催, 生物多様性マップの改訂など生物多様性の保全等について普及・啓発を実施した。
- 良好な生活環境の保全について, 松島湾では水質等モニタリングを実施し, 震災により悪化の見られていた水質は震災前の状況に回復しており, 底質も回復傾向にあることを確認した。また, 伊豆沼ではハスの刈取りによる水質改善効果検討調査を実施し, 水質改善傾向を確認した。釜房ダムでは上流域の養魚場調査及び自然汚濁負荷調査を実施し, 汚濁負荷のデータを蓄積することができた。
- 閉鎖性水域の水質については, ほぼ横ばいで推移している。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・宮城を彩る豊かな自然環境については、伊豆沼・内沼における自然再生事業を実施し、オオクチバス等外来種の駆除や水生植物の種子復元等の成果が出てきているものの、ハスの繁茂により水中の酸素濃度が低下したため、在来生物であるカラスガイが激減しているほか、水質も改善されていない。</p> <p>・特別名勝松島については、東日本大震災後の防除対策の強化によって、被害量は長期的に減少傾向にあるが、気象条件等によっては再激害化を招く恐れもあることから、適期の適切な被害防除対策を継続して実施していく必要がある。</p> <p>・令和2年4月時点の速報値では、県内の自動車排出ガス測定局9局全局が浮遊粒子状物質の環境基準を達成する見込みである。ただし、令和元年東日本台風災害の復興工事の影響により、主要幹線道路を走行する自動車の交通量の増加が懸念されることから、引き続き、沿道における浮遊粒子状物質の環境基準が維持されるよう自動車環境負荷の低減対策を推進していく必要がある。</p> <p>・閉鎖性水域の水質については、ほぼ横ばいで推移しており、水質改善のためには関係機関と連携した負荷削減対策が必要である。</p> | <p>・昨年度策定した伊豆沼・内沼自然再生全体構想及び同事業実施計画に基づき、伊豆沼・内沼自然再生協議会等の学識経験者の意見を伺いながら、稚貝の増殖によりカラスガイの保全対策に取り組むとともに、水質悪化の原因の1つであるハスの刈払いを引き続き実施していく。</p> <p>・松くい虫被害については、守るべき松林の区域を明確にし、予防対策である薬剤散布と樹幹注入を適期に適切に実施するとともに、被害木の早期発見に努め、被害原因である線虫を運ぶマツノマダラカミキリが羽化脱出する6月下旬までに伐倒駆除を徹底して行う。また、防除対策推進会議等を開催し、市町村など関係機関との連携を図りながら、一体的・効率的な対策を推進する。</p> <p>・引き続き、関係機関と連携を図りながら、宮城県自動車交通環境負荷低減計画の基本施策及び重点施策を推進することにより、道路沿線の大気環境の向上を目指す。</p> <p>・伊豆沼については、引き続き沼内負荷の多くを占めると考えられるハスの適正管理等の検討を行う。松島湾については水質等モニタリングを継続し、松島湾リフレッシュ事業の目標値を見据えて適切に工場事業場の監視指導を行う。釜房ダムについては、引き続き適切に工場事業場の監視指導を行うほか、養魚場調査や森林由来の自然汚濁負荷調査を行い、汚濁負荷削減対策について検討し、水質保全計画の目標値を目指していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|---------------|-------------------|-----|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | <p>評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | 要検討 | <p>目標指標4つのうち1つだけが令和元年東日本台風の影響により目標を達成していないが、達成度が97.9%と高く、それ以外の目標指標は達成しているため、評価を「順調」に変更することも含めて、政策の評価を検討することが必要であると考える。</p> <p>閉鎖性水域の水質についてはほぼ横ばいで推移していると記載されているが、「横ばい」ではなく「やや低位」のような表現を用いた方が理解しやすいと考える。</p> |

施策番号29 豊かな自然環境，生活環境の保全

| | |
|---|---|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 特別名勝松島や国定公園に指定されている栗駒山や蔵王山、ラムサール条約湿地である伊豆沼など、宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生を推進する。 ◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策を推進する。 ◇ 住民と民間団体、事業者、行政等が自然環境に関する情報を共有することができる体制の整備と、自然保護に積極的に取り組む人材(団体)の育成を推進する。 ◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働活動を促進する。 ◇ 豊かな自然環境を保全しながら自然の恵みによるやすらぎと潤いを楽しむことができるエコツーリズムなど、自然環境の賢明な活用を促進する。 ◇ 農林水産業の多面的機能に注目した取組への支援と環境に優しい農林業の普及促進に取り組む。 ◇ 上流から下流まで流域全体が協力・連携した各流域の特性を生かした健全な水循環を推進する。 ◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた公害に関する調査研究を推進する。 |
|---|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|--|--|---|--|---------------------------------------|
| 目標指標等 | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%) [参考: 指定地域の面積(ha)] | 25.9571% (189,117.42ha) (平成20年度) | 26.1738% (190,696.11ha) (令和元年度) | 26.1865% (190,698.12ha) (令和元年度) A 100.0% | 26.1738% (190,696.11ha) (令和2年度) |
| 2 | 地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数(人) [H18からの累計] | 14,947人 (平成20年度) | 59,000人 (令和元年度) | 58,091人 (令和元年度) B 97.9% | 65,000人 (令和2年度) | |
| 3 | 松くい虫被害による枯損木量(m ³) | 13,000m ³ (平成29年度) | 12,700m ³ (令和元年度) | 9,612m ³ (令和元年度) A 238.2% | 12,550m ³ (令和2年度) | |
| 4 | 大気中の浮遊粒子状物質(沿道において環境基準を超えないこと(ただし、黄砂等の影響を受けた時間帯を除く)) | 77.8% (平成24年度) | 100.0% (令和元年度) | 100.0% (令和元年度) A 100.0% | 100.0% (令和2年度) | |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」、「松くい虫被害による枯損木量」については目標値を達成し、「大気中の浮遊粒子状物質(沿道において環境基準を超えないこと(ただし、黄砂等の影響を受けた時間帯を除く)」についても、令和2年4月時点の速報値では目標を達成する見込みである。 ・「地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」については、令和元年東日本台風による活動の中止により、目標達成には至らなかった。 ・「松くい虫被害による枯損木量」については、昨年度に引き続き薬剤空中散布を行い、被害木の伐倒駆除を徹底するなど保全対策を強化した結果、被害量は昨年度比で約73%に減少し、目標を達成した。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査結果によると、震災復興計画の分野1(環境・生活・衛生・廃棄物)の次の5施策、「1 被災者の良好な生活環境の確保」、「2 災害公営住宅の早期整備」、「3 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援」、「4 再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成」、「5 自然環境の保全の実現」のうち、「特に優先すべきと思う施策」は「5 自然環境の保全の実現」であると回答した県民は、昨年同様、1位(28.5%)であり、自然環境の保全に対する関心の高さが窺われる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別名勝松島等における松くい虫被害対策については、震災等の影響によりヘリコプターの調達ができず、薬剤空中散布を平成23年度から2年間で中止していたが、平成25年度に再開した。守るべき松林を絞り込み、限られた予算の中で重点的な防除に努めている状況である。 ・平成27年5月に改正された「鳥獣保護管理法」に基づき、生息域の拡大や頭数の増加等により、人との軋轢が生じている4鳥獣(ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ)について管理計画を策定し、狩猟期間の延長や個体数調整の実施、有害捕獲許可権限の市町村移譲等に取り組み、適正な保護・管理を推進してきた。ここ数年、イノシシやニホンジカ等の有害捕獲や個体数調整等による捕獲数は増加する傾向にある一方、捕獲の担い手は減少傾向にある。 ・平成20年度に、学識経験者、地元関係者、環境関係団体及び行政機関で構成する「伊豆沼・内沼自然再生協議会」を立ち上げ、多様で豊かな湖沼生態系を取り戻すための各種施策を検討し、事業を行っている。 ・公共用水域の水質については、ほとんどの河川で環境基準を達成しているが、松島湾や釜房ダム等の閉鎖性水域では環境基準を達成していない水域が多い。松島湾の水質は、COD2.7mg/L前後で推移していたところ、東日本大震災で下水道が被災したことにより負荷の高い放流水が流入したため、平成23年度は3.7mg/Lとなり、一時的に悪化した。その後、下水道の復旧により近年は震災前の状況に戻っている。一方、その他の水域では震災の影響は見られず、伊豆沼はCOD10.6mg/L前後、釜房ダムは2.5mg/L前後で推移している。伊豆沼については伊豆沼・内沼自然再生推進事業で、釜房ダムについては釜房ダム貯水池水質保全計画を策定し、各種取組を実施している。 ・東日本大震災後の電力システム改革に伴う小規模火力発電所の建設計画や復興事業による自動車交通量の増加などを踏まえ、引き続き大気汚染の状況を注意深く観測していく必要がある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間400件を超える自然公園等内における行為の許可申請等に対し、関係法令に基づき適正に事務処理することにより、自然環境の保全を図っている。 ・特別名勝松島等における松くい虫被害対策については、適期の薬剤散布及び伐倒駆除を徹底した結果、松くい虫被害による枯損木量は減少し、令和元年度の目標値12,700㎡に対して9,612㎡となり、目標を達成した。 ・自然保護に積極的に取り組む人材(団体)の育成については、地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数をカウントし、令和元年度までに58,091人の参加があったが、目標値を下回った。 ・平成28年度に改訂した宮城県自動車交通環境負荷低減計画に基づき、エコドライブの普及促進等を行った。また、令和2年4月時点の速報値では、県内の自動車排出ガス測定局9局全局が浮遊粒子状物質の環境基準を達成する見込みである。 ・宮城を彩る豊かな自然環境や生物多様性の保全・再生の推進については、伊豆沼における自然再生事業や蒲生干潟に関する調査等を実施し、協議会等で意見を伺いながら事業を進めたほか、フォーラムを開催し、生物多様性の保全等について普及啓発を実施した。 ・豊かなみどり空間の保全・創出については、百万本植樹事業を実施し、被災した沿岸地域も含めて合計1,802本の緑化木を配付し、身近なみどり空間の造成を図る一方、県民の森等の施設の改修工事と指定管理制度による適切な維持管理を実施するとともに、県が養成した森林インストラクターによる様々なイベントの開催により、利用者の確保に努めた。 ・希少野生動植物の保護・保全再生については、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定するとともに、イノシシやニホンジカなどの生息域が拡大する中、4種類の特定鳥獣について適正な保護・管理に努めた。 ・健全な水循環の保全については、流域水循環計画推進会議を開催し、関係機関や団体担当者等が31人参加し、意見交換等を通じて課題の共有と相互の活動状況の情報共有を図ることができた。令和2年度に終期を迎える宮城県水循環保全基本計画(第2期)策定に向け、県民意識調査、各種データの分析等に基づく課題の抽出などにより素案を作成した。 ・公共用水域の水質保全については、松島湾では水質等モニタリングを実施し、震災により悪化の見られていた水質は震災前の状況に回復しており、底質も回復傾向にあることを確認した。また、伊豆沼ではハスの刈取りによる水質改善効果検討調査を実施し、水質改善傾向を確認した。釜房ダムでは上流域の養魚場調査及び自然汚濁負荷調査を実施し、汚濁負荷のデータを蓄積することができた。 ・閉鎖性水域の水質についてはほぼ横ばいで推移している。 ・4つの目標指標のうち、「地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」が目標を下回り、達成度「B」であるものの、他の3つの目標指標は全て達成度「A」であることや、各事業の分析結果では、有効性について「成果があった」又は「ある程度成果があった」のいずれかとなっている。 ・以上のことから、各事業の実施結果は施策の目的の実現に貢献していると判断できるため、本施策の進捗状況は「概ね順調」とする。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・宮城を彩る豊かな自然環境については、伊豆沼・内沼における自然再生事業を実施し、オオクチバス等外来種の駆除や水生植物の種子還元等の成果が出てきているものの、ハスの繁茂により水中の酸素濃度が低下したため、在来生物であるカラスガイが激減しているほか、水質も改善されていない。</p> <p>・特別名勝松島については、東日本大震災後の防除対策の強化によって、被害量は長期的に減少傾向にあるが、気象条件等によっては再激害化を招く恐れもあることから、適期の適切な被害防除対策を継続して実施していく必要がある。</p> <p>・令和2年4月時点の速報値では、県内の自動車排出ガス測定局9局全局が浮遊粒子状物質の環境基準を達成する見込みである。ただし、令和元年東日本台風災害の復興工事の影響により、主要幹線道路を走行する自動車の交通量の増加が懸念されることから、引き続き、沿道における浮遊粒子状物質の環境基準が維持されるよう自動車環境負荷の低減対策を推進していく必要がある。</p> <p>・閉鎖性水域の水質については、ほぼ横ばいで推移しており、水質改善のためには関係機関と連携した負荷削減対策が必要である。</p> <p>・生物多様性の保全については、県民の生物多様性に関する認知度が依然高いとは言えない状況である。</p> <p>・みどり空間の保全については、森林所有者の意欲の減退等から手入れがされていない森林がこのまま増加していくと、森林の有する多面的機能が十分に発揮されない恐れがある。</p> <p>・みどり空間の創出については、社会貢献や環境貢献を目的とした森づくりへの参加を希望する企業や県民が増加していることから、適切な森づくりを指導・コーディネートできる人材の育成等が必要となっている。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者の減少傾向が続いていることから、農業被害等の対策に加え、狩猟者の確保、後継者育成が急務である。またツキノワグマは、近年、出没件数の増加など人との軋轢が社会問題となっており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持等を図っていく必要がある。</p> <p>・地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動については、震災の影響により、一時参加人数が減少した後、増加してきているものの、引き続き参加を促進する取組を行っていく必要がある。</p> <p>・健全な水循環の保全を図るため、行政等関係機関や団体間の相互連携を推進する継続的な取組が必要である。また、令和2年に終期を迎える水循環保全基本計画(第2期)を策定するとともに、令和元年に終期を迎えた北上川・名取川流域水循環計画の第2期計画を策定する必要がある。</p> | <p>・昨年度策定した伊豆沼・内沼自然再生全体構想及び同事業実施計画に基づき、伊豆沼・内沼自然再生協議会等の学識経験者の意見を伺いながら、稚貝の増殖によりカラスガイの保全対策に取り組むとともに、水質悪化の原因の一つであるハスの刈払いを実施していく。</p> <p>・松くい虫被害については、守るべき松林の区域を明確にし、予防対策である薬剤散布と樹幹注入を適期に適切に実施するとともに、被害木の早期発見に努め、被害原因である線虫を運ぶマツノマダラカミキリが羽化脱出する6月下旬までに伐倒駆除を徹底して行う。また、防除対策推進会議等を開催し市町村など関係機関との連携を図りながら一体的・効率的な対策を推進する。</p> <p>・引き続き、関係機関と連携を図りながら、宮城県自動車交通環境負荷低減計画の基本施策及び重点施策を推進することにより、道路沿線の大気環境の向上を目指す。</p> <p>・伊豆沼については、引き続き沼内負荷の多くを占めると考えられるハスの適正管理等の検討を行う。松島湾については水質等モニタリングを継続し、松島湾リフレッシュ事業で設定した目標値を見据えて適切に工場事業場の監視指導を行う。釜房ダムについては、引き続き適切に工場事業場の監視指導を行うほか、養魚場調査や森林由来の自然汚濁負荷調査を行い、汚濁負荷削減対策について検討し、水質保全計画の目標値を目指していく。</p> <p>・昨年度改訂した県生物多様性地域戦略に基づき、フォーラムの開催、多様性マップの改訂等を実施するとともに、効果的な普及啓発方法について検討していく。</p> <p>・みどりの空間を保全するため、市町村等と連携し、緑化木の無償配布を通じて県民の方々に身近な緑の空間を育てる意義を伝えると共に、財源となる「宮城みどりの基金」への寄付を募る。</p> <p>・みどりの空間の創出については、みやぎの里山林協働再生支援事業等により、県民の森などにおいて、企業のCSR活動による森林整備活動の支援や、森林の整備や自然体験を指導できる森林インストラクター等の養成を進める。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進については、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、対象鳥獣に応じた適正な管理を行う。特にイノシシ及びニホンジカについては、平成27年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や狩猟後継者の育成を行い、生態系の維持及び農業被害等の軽減を図る。また、ツキノワグマについては、市街地等に出没した場合の対応等を整備するなど、適切な管理が図れるよう検討していく。</p> <p>・引き続き、地域や学校と協力しながら、農村環境保全等の協働活動への参加を促していく。</p> <p>・流域水循環計画推進会議を開催し、関係機関や団体間等との活動情報の共有化を通じ、相互に連携した取組を推進していく。また、水循環に係る県民意識調査、課題の分析結果等を踏まえ、次期計画を策定するほか、令和元年度に終期を迎えた北上川・名取川流域水循環計画を成果や課題を踏まえ、第2期計画を策定する。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | | |
|-------------------------------------|-------------------|-----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 要検討 | <p>評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。</p> <p>目標指標4つのうち1つだけが令和元年東日本台風の影響により目標を達成していないが、達成度が97.9%と高く、それ以外の目標指標は達成しているため、評価を「順調」に変更することも含めて、施策の評価を検討することが必要であると考ええる。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>閉鎖性水域の水質についてほぼ横ばいで推移していると記載されているが、「横ばい」ではなく「やや低位」のような表現を用いた方が理解しやすいと考える。</p> |

政策番号13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

社会資本については、厳しい財政状況、人口減少が見込まれる中で、既存施設の保全と有効活用を図り、ライフサイクルコストを縮減し、長期的な視点に立った社会資本の整備と維持管理を推進する。

また、道路や河川堤防など、地域に根ざした身近な社会資本の整備、維持管理に当たっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりを推進するとともに、住民の参加を促進するため、理解向上に向けた情報発信や住民との対話を進める。

さらに、都市や農山漁村においては、住民と協働の下で、地域の自然、歴史、文化等や人々の生活、経済活動、さらには農地や森林が持つ水土保持機能など、多様な要素を生かした景観の保全と整備を促進するとともに、美しい景観を生かした地域づくりを推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度決算(見込)額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値(指標測定年度) | | 達成度 | 施策評価 |
|------|-----------------------|------------------|-------------------------------|-----------------|-----|---------|------|
| | | | | 実績値 | 達成度 | | |
| 30 | 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成 | 4,626,793 | アドプトプログラム認定団体数(団体)[累計] | 653団体(令和元年度) | A | やや遅れている | |
| | | | 農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha) | 75,210ha(令和元年度) | B | | |
| | | | 景観行政に主体的に取り組んでいる市町村数(市町村)[累計] | 9市町村(令和元年度) | C | | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 やや遅れている

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・長期的な視点に立った社会資本の整備と維持管理の推進に向けて、既存施設の維持管理及び新たに建設する施設を含め施設の有効活用やライフサイクルコストの縮減や環境負荷の低減など、公共土木建築施策の総合的な事業管理を行う「みやぎ型ストックマネジメント」に取り組んでいる。「宮城県公共施設等総合管理方針」に基づく個別施設計画について、土木部所管対象施設9種類のうち7類型が策定済みで、残りの2類型(海岸保全施設、空港・鉄道)についても令和2年度中に個別計画を策定することにしており、長期的な視点に立った社会資本の整備と維持管理の推進に向けて、取組は順調に進んでいる。
- ・身近な社会資本の維持管理に当たっては、住民と行政が連携し、地域と一体で取り組む体制づくりとして、アドプトプログラムを実施しており、団体数、参加延べ人数とも順調に推移している。社会資本整備における住民協働についても、県内7土木事務所のうち、4土木事務所管内の道路事業で住民と連携した道路整備に取り組んでいる。また、農村の地域資源の保全活動では、活動組織の広域化による統廃合により、事務の効率化簡素化が図られたほか、フォーラムの開催等や、住民・企業が参加する運河沿線への植樹活動等を実施するなど、住民参加型による社会資本の整備を推進した。
- ・一方で、景観行政への取組については、達成率が45.5%であり「C」評価となっていることから、全体としては「やや遅れている」と評価した。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・住民参加型の社会資本整備に向けた取組は順調に進んでおり県民意識調査においても公共土木施設分野への関心は高く、地域住民が主体となる住民参加型の取組を更に促進する必要がある。様々な機会を通じ地域住民に働きかけを行うほか、住民参加型の社会資本整備に向けた具体的な取組が求められている。</p> <p>・農山漁村地域では、高齢化や人口減少の急激な進行により、活動参加者の減少や会計などの役員のなり手不足から活動を廃止する組織が出始めており、共同活動の存続の危機、集落機能の低下が懸念される。</p> <p>・景観行政の推進については、仙南地域での取組は進んでいたが、令和元年東日本台風による被災により、県広域景観計画の策定に向けた検討スケジュールを予定どおり進めることができなかった。その他の地域では震災復興等が優先されたことや、県の市町村に対する意識付けが十分でなかったことなどから、市町村の景観行政に対する関心は低く、全国平均値などと比較して取組が進んでいない状況にあることから、啓発等による意識の醸成が必要である。</p> <p>・復興まちづくりや地方創生事業をきっかけに住民による景観づくりへの関心の高まりも見られることから、具体的な取組に繋がるよう支援する必要がある。</p> | <p>・アドプトプログラムの推進に当たっては、宮城県と包括協定を締結している企業との連携など、アドプトプログラムへの参加拡大の促進と、意見交換やPRなどを通じ今後も継続した安定的な運営を図る等、各団体の活動を支援する。</p> <p>・社会資本整備には、住民協働事業により、行政と地域住民が連携し、地域特性を生かした事業を推進していく。</p> <p>・運河沿川の桜植樹の寄附募集を行い、民間団体と共に環境整備を進めているところであり、今後も継続して様々な媒体を活用して幅広い年齢層に普及啓発を図る。</p> <p>・活動組織の継続を支援するため、土地改良区等による事務受託や活動組織の広域化による事務の軽減と効率化を推進していく。また、活動組織に対して、事業計画に基づく活動の実施や適切な事務処理が可能となるよう、宮城県多面的機能支助協議会等と協力し、活動組織を対象とした支援研修会の開催や市町村が行う活動組織に対する中間確認等を支援していく。</p> <p>・仙南地区での取組については、市町と改めて計画策定に向けたスケジュールを確認の上、令和2年度内での計画策定に向けて確実な取組の推進を図る。また、その他の地域についても、それぞれの市町のおかれた状況を調査の上、それぞれの市町の状況に応じて必要な支援策を提案する。</p> <p>・復興まちづくりが進んでいる市町を対象に、できあがった街並みの維持活用等の景観づくりにかかる取組を支援していく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | | |
|-------------------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 景観行政の推進に係る対応方針については、今後の見込みを含めた施策評価（原案）の理解につなげるため、今後も県と仙南9市町が連携して広域景観計画の策定に向けて取り組むことが分かるよう記載することが必要であるとする。 |

施策番号30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成

| | |
|--|--|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ みやぎ型ストックマネジメントなど長期的な視点に立った社会資本の新設・保全・更新システムの整備を推進する。 ◇ スtockマネジメント計画の策定による健全な下水道経営に向けた取組を推進する。 ◇ 社会資本の計画段階や管理に関して住民意見を取り入れていく体制を整備する。 ◇ 社会資本整備への県民参加や理解向上のための情報発信及び住民対話を推進する。 ◇ みやぎスマイルロードプログラムなど道路や河川清掃などへの住民や企業参画を促進する。 ◇ 農業水利施設や治山施設、漁港関係施設の適時適切な機能診断と保全対策によるストックマネジメントを推進する。 ◇ 農地や農業用水など農山漁村の豊かな地域資源を保全し活用するための、地域ぐるみの農業生産活動や農地保全活動を支援する。 ◇ 地域との連携・協働による都市住民との交流及び移住定住の促進や、農山漁村の持つ魅力を発信する取組を支援する。 ◇ 全県的な景観形成の方向性提示と市町村の景観形成を支援する。 ◇ 景観に配慮した公共施設整備の促進と規制等による良好な景観形成への誘導を図る。 ◇ 宮城の良好な景観の選定など景観づくりへの普及啓発を推進する。 ◇ 貴重な歴史的土木遺産の再生と利活用を促進する。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|--------------------------------|--|---------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | |
| | ■達成率(%) | フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | アドプトプログラム認定団体数(団体) [累計] | 255団体 (平成20年度) | 594団体 (令和元年度) | 653団体 (令和元年度) | A 117.4% | 618団体 (令和2年度) |
| 2 | 農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha) | 46,147ha (平成20年度) | 84,100ha (令和元年度) | 75,210ha (令和元年度) | B 89.4% | 85,000ha (令和2年度) |
| 3 | 景観行政に主体的に取り組んでいる市町村数(市町村) [累計] | 4市町村 (平成25年度) | 15市町村 (令和元年度) | 9市町村 (令和元年度) | C 45.5% | 17市町村 (令和2年度) |

| | |
|---------------|---|
| ■ 施策評価 | やや遅れている |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「アドプトプログラム認定団体数」は前年度から11団体増え、達成率が117.4%、達成度は「A」に区分される。 ・目標指標2の「農村の地域資源の保全活動を行った面積」は高齢化等による活動への参加者の減少や会計担当者など役員のなり手不足などの原因により前年度から338ha減少し、達成率は89.4%に留まったことから、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標3の「景観行政に主体的に取り組んでいる市町村数」は、今年度集中的に注力してきた仙南市町と連携した広域景観計画策定に向けた取組が令和元年東日本台風により計画どおり進めることができなかった影響を受け、前年度から増減が無く、目標値15市町村に対して実績値9市町村で、達成率は45.5%であったことから、達成度は「C」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査の分野5「公共土木施設」を参照すると、取組1から4の全ての取組において、性別、年代別等全てのカテゴリーで高重視割合が70%以上となっており、総じて公共土木施設の重要性、復旧、整備などの関心の高さがうかがえる。 ・満足度の割合については、前年度からの大きな増減はほとんどみられないが、概ねの取組で内陸部より沿岸部の満足度が高く、復興事業を中心とした道路整備や復興まちづくりなど、公共土木施設の進展が図られていると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・高度成長期に大量に整備されてきた社会資本は、老朽化が進み、今後、大規模な維持補修や更新費の投入が必要となる。 ・農村では、高齢化や耕作放棄地の発生が深刻化している。 ・沿岸部では、東日本大震災からの復興に係る新たなまちづくりの姿が見え始め、一部地域では、住民による景観づくりへの関心が高まりつつある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の社会資本整備については、アドプトプログラムの認定団体数が前年度から11団体増加し、653団体となり、目標値を達成した。多くの県民の方々にプログラムに参加いただいております。順調に推移していると考えられる。 ・また、道路や河川などの社会資本整備に当たっては、地域住民と連携した生活密着型の社会資本整備の推進として、地域住民と行政が連携しながら、地域が主体となった計画の策定と事業の実施により、地域特性を活かした地域の課題解決に向けた取組を実施している。 ・さらに、住民参加型の社会資本整備の推進に向けて、宮城の将来ビジョン推進事業である「社会資本再生復興計画推進事業」において土木行政への住民の理解を深める「令和元年度宮城県住宅・社会資本再生・復興フォーラム」(参加者:約200人)や復旧・復興の取組について情報発信を行った。 ・「貞山運河再生・復興ビジョンに基づく運河の復旧・復興」については、名取市閑上地区で「令和元年度貞山運河桜植樹～復興・そして未来へ～in名取市閑上地区」を開催する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、植樹会の開催は中止し、事務局による植樹(173本)のみを実施した。 ・農村の地域資源の保全活動では、保全面積は目標値には達しなかったが、中山間地域等直接支払、多面的機能支払ともに取組面積は拡大している。 ・農村の地域資源の保全活動では、保全面積は目標値には達しなかったが、中山間地域等直接支払の取組面積は拡大している。多面的機能支払は、取組面積が減少したものの、活動組織の広域化による統廃合により、事務の効率化・簡素化が図られた。 ・良好な景観形成への取組については、国が「明日の日本を支える観光ビジョン」において令和2年度までに全国の半数の市町村で景観計画を策定することを目標に掲げていることを踏まえ、仙南地域において県及び9市町が連携して広域景観計画を策定することとし、令和元年度には仙南地域広域景観計画策定に向けて、2市7町その他関係機関との協議会(市町との意見交換会含む)を3回開催し、10月に令和元年東日本台風により仙南市町が被災するまでは景観計画区域案の精査や景観形成基準及び届出対象行為の詳細検討を進めるなど、計画策定に向けたより詳細な事項の検討作業を進めることができた。また、景観に関する基礎知識や景観行政の動向を市町村と共有するため、国との共催により、景観行政セミナーを開催したほか、地域住民や大学と連携して、景観まちづくりを実践している先進地(岐阜県中津川市)の職員や大学教授を招き、市町村職員も対象とした講演会を開催して、先進地の事例を紹介することを通じて市町村の景観まちづくりに向けた支援を行った。 ・以上より、指標1, 2は達成度も高く順調に進んでいるが、施策の中で最も重要であり、市町村と連携して進める必要がある指標3の景観行政の推進については、達成度「C」であることから、施策全体として「やや遅れている」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・社会資本整備への県民参画については、主体的に社会資本の在り方を考える良い機会であり、社会資本整備の合意形成や、理解向上を図る重要な機会となることから、より一層の参画いただく住民の拡大が必要である。</p> <p>・アドプトプログラムによる認定団体は順調に推移しており、本取組が地域に根ざしたものとなるよう、活動のPRや啓発への取組のほか、地元企業等との連携も重要である。また、参加団体では高齢化が進んでいることから、継続的で安定的な運営を実施していく必要がある。</p> <p>・農山漁村地域では、高齢化や人口減少の急激な進行により、活動参加者の減少や会計などの役員のなり手不足から活動を廃止する組織が出始めており、共同活動の存続の危機、集落機能の低下が懸念される。</p> <p>・東日本大震災からの復興事業では、スピードと防災面での安全性が重視されるものであるが、被害が大きかった沿岸部など、将来にわたって地元の人々に親しまれるような景観を形成するため、地元・民間企業・ボランティア等との協働を進める必要がある。</p> <p>・景観行政の推進については、目標未達成の要因として、一部の市町村においては震災業務との兼ね合いで注力出来ず、景観行政に取り組むことが難しい状況にあったこと、また、仙南地域においては、令和元年東日本台風による被災により、県広域景観計画の策定に向けて検討スケジュールを予定どおり進めることができなかつたことがあげられる。目標の推進に向けた取組としては、現在注力している仙南地域での取組を確実に達成していくことが必要である。</p> <p>・みやぎ型ストックマネジメントの推進に向けては、新技術を活用した維持管理コストの削減と、膨大な社会資本ストックの適切な維持管理の役割を担う建設業者の環境整備が重要である。</p> <p>・復興まちづくりや地方創生事業をきっかけに住民による景観づくりへの関心の高まりも見られることから、具体的な取組に繋がるよう支援をする必要がある。</p> | <p>・広く県民への周知を図り、アドプトプログラムによる施設管理の参加拡大を促進するとともに、住民協働(コラボ)事業の導入等に引き続き取り組み、地域特性を活かした地域の課題解決に取り組む。</p> <p>・様々な媒体を活用して、幅広い年齢層や、企業、学校など、新たな担い手に事業の普及啓発を図り、アドプトプログラム認定団体の拡大に努める。特に企業のCSR活動の一環としての参加を呼びかけ、新たな参加者の確保に努めるほか、宮城県と包括協定を締結している企業との連携を推進する。また、河川清掃をさせていただいている団体への機材提供等、各団体の活動支援の強化を図る。</p> <p>・活動組織の継続を支援するため、土地改良区等による事務受託や活動組織の広域化による事務の軽減と効率化を推進していく。また、活動組織に対して、事業計画に基づく活動の実施や適切な事務処理が可能となるよう、宮城県多面的機能支払協議会等と協力し、活動組織を対象とした支援研修会の開催や市町村が行う活動組織に対する中間確認等を支援していく。</p> <p>・貞山運河では、継続的に寄附募集を行い桜の植樹が行われている。今後も継続的に、地元・民間企業・ボランティアなどが実施する活動についても事例・手法の紹介やPRを支援することを通じ、景観形成への取組の活性化を図る。</p> <p>・仙南地域での取組については、市町と改めて計画策定に向けたスケジュールを確認の上、令和2年度内での計画策定に向けて確実な取組の推進を図る。また、重点支援対象として設定した、景観を意識した一定の取組がなされている市町に対しては、ヒアリングや景観アドバイザー派遣などにより、それぞれの市町のおかれた状況を調査の上、他の事業と一緒に景観施策に取り組むことで活用できる補助施策を紹介するなど、景観施策に取り組むメリットも示しながら、復興後を見据えた景観計画の検討について提案するなど、それぞれの市町の状況に応じて必要な支援策を提案する。</p> <p>・「宮城県道路メンテナンス会議」や「インフラメンテナンス国民会議」に本県市町村と参画し、現場での実践活動やインフラメンテナンス技術の情報共有に取り組むとともに、「新みやぎ建設産業振興プラン」に基づき、地元建設業の育成・確保を図る。</p> <p>・復興まちづくりが進んでいる市町を対象に、できあがった街並みの維持活用等の景観づくりにかかる取組を支援していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。 県と連携して景観行政に取り組んでいる仙南9市町の景観行政団体への移行が早期に実現することを期待する。 |
|--------|-------------------|----|---|
| | | 適切 | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 景観行政の推進に係る対応方針については、今後の見込みを含めた施策評価(原案)の理解につなげるため、今後も県と仙南9市町が連携して広域景観計画の策定に向けて取り組むことが分かるよう記載することが必要であると考え。 |

政策番号14 巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり

大規模災害に備えるため、東日本大震災の教訓を踏まえ、高台移転、職住分離、多重防御による津波対策、災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し県民を災害から守るための活動拠点等の相互の機能補完や連携等のネットワーク形成による広域的な防災体制の整備など災害に強いまちづくりを推進するとともに、地震、津波などに対しては観測体制を強化し、その情報を県民等に迅速に提供することにより被害の軽減を図ります。

また、早急に学校をはじめとする公共施設の耐震化について取り組むとともに、住宅等についても耐震化を促進します。

津波に対しては、海岸保全施設等の整備等について、順次進めていきます。同時に、住民や観光客等が速やかに避難できるような広報・避難誘導態勢を整備するなど、ソフト対策も進め、総合的な津波対策を推進します。

一方、洪水及び土砂災害に対しては、近年多発するゲリラ豪雨や台風等による被害を防ぐため、災害に関する知識の啓発や県民への迅速かつ的確な防災情報の提供などのソフト対策と、自力での避難が困難な要配慮者の入居施設や二次被害の防止を目的とした避難所の整備などのハード対策が一体となった総合的な災害防止対策を推進します。

また、災害に対しては県民一人ひとりの防災意識の向上が特に重要であるため、平常時からきめ細かな情報提供を行うとともに、企業に対するBCP(緊急時企業存続事業計画)策定の啓発及び県民への防災教育の普及促進を図ります。

災害発生時の対応は、行政だけでは限界があり、地域住民との連携が必要です。このため、住民による自主防災活動と、企業による防災活動を促進するほか、これらの活動のリーダーとなる人材育成を行うなど地域における防災体制の整備を推進します。

さらに、地域の中で要配慮者の安全が確保されるよう、避難体制や避難所の環境整備などについて、市町村や関係機関との連携を強化するとともに、自主防災組織への情報提供を図ります。

加えて、被災後の県民の不安を軽減するため、正確な被災情報を迅速に提供する体制の整備を図るとともに、適切な被災者救済を行います。

東日本大震災の教訓の伝承のため、震災関連資料の収集・保存・公開などの取組を進め、防災・減災対策や防災教育等への効果的な利活用を図ります。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成度 | 施策評価 |
|------|--------------------------|--------------------------|---|--------------------|-----|------|
| | | | | (指標測定年度) | | |
| 31 | 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実 | 83,391,398 | 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 57橋 (令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率(%) | 94% (平成30年度) | B | |
| 32 | 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進 | 42,544,709 | 要改修区間延長に対し時間雨量40mm相当の降雨により想定される水害を防止できる河川区間延長の増加率 | 0.9% (令和元年度) | C | 概ね順調 |
| | | | 土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数(箇所)[累計] | 635箇所 (令和元年度) | B | |
| | | | 土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数(箇所)[累計] | 6,274箇所 (令和元年度) | A | |
| | | | 土砂災害から守られる住宅戸数(戸)[累計] | 14,805戸 (令和元年度) | B | |
| 33 | 地域ぐるみの防災体制の充実 | 911,697 | 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人)[累計] | 10,463人 (令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 自主防災組織の組織率(%) | 83.3% (令和元年度) | B | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・「巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり」に向けて、3つの施策に取り組んだ。
 ・施策31の「巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」については、目標指標の一つである「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数」で入札不調に伴う事業進捗の遅れ等の要因により目標達成に至らなかったものの、達成率は90.5%と90%を上回っており、もう一方の目標指標である「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」についても、未達成ではあるものの、達成率は95.3%と90%を上回っている。また、広域防災拠点において、関係機関との協議を進め、圏域防災拠点については、7圏域全ての運営用資機材の整備が完了し、本格運用を開始するなど施策全体として構成する事業で一定の進捗がみられることから「概ね順調」と評価した。
 ・施策32の「洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進」については、近年多発するゲリラ雷雨や台風等による洪水被害を防ぐための効果的な河川等の整備が、要改修延長1,360kmのうち整備済延長が509kmとなり、概ね順調に推移し浸水被害の軽減域が拡大している一方で、土砂災害を防ぐための効果的な土砂災害防止施設の整備は、計画調整等による事業の遅れが生じ、目標達成に至らなかったが、着実に工事進捗は図られている。土砂災害警戒区域等の指定数は目標値を上回る促進が図られており、新たに治山施設の整備等31か所(復旧治山等:9か所、予防治山:2か所、森林整備20か所)の計画を進め、山地災害の未然防止や生活環境の保全等に向けて対策を推進するなど、施策全体としては着実な進捗がみられることから「概ね順調」と評価した。
 ・施策33の「地域ぐるみの防災体制の充実」については、地域防災向上支援事業で、県内12区の自主災害組織の立ち上げや活性化などに向けた支援を実施するなど施策を構成する全ての事業で一定の成果がみられたほか、目標指標である「防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数」は、目標を達成しているが、一方の目標指標である「自主防災組織の組織率」については、目標値を下回っており、自主防災組織における沿岸市町の組織率低下が顕著であることなどから、「概ね順調」と評価した。
 ・政策14「巨大地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり」は、施設整備や大規模自然災害対策、さらに地域ぐるみの防災体制の充実を推進する必要があることから、以上の3つの施策で構成されている。政策全体として、目標を達成していない項目はあるものの、土砂災害へのソフト対策や防災指導員等の養成といった事業においては、目標を達成している。また、広域防災拠点の整備において、関係機関との協議を進め、圏域防災拠点については、7圏域全ての運営用資機材の整備が完了し、本格運用を開始するなど一定の成果を上げられていることから、政策を構成する施策全てで「概ね順調」と評価し、政策全体としても「概ね順調」と評価した。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策31について、入札不調等による事業進捗の遅れが発生しているため、これまで、債務負担を活用した工事発注時期の前倒しなど、遅延防止に努めてきたが、河川内における工事施工の制約上、これまでの不調による事業遅延分がフォローアップできていない。また、ソフト対策では、平成28年11月に発生した福島県沖を震源とする地震による津波への対応で明らかになった課題等を踏まえ、平成29年10月に津波対策ガイドラインを改正し、沿岸市町へ必要な助言を行ってきたところであるが、今後も地域ごとの津波避難計画策定支援や津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。</p> <p>・施策32について、近年の異常気象により大規模自然災害が頻発しており、平成30年においては、6月28日から7月8日の間、梅雨前線が日本付近に停滞し、また、台風第7号が南海上に発生・北上して日本付近に暖かく湿った空気が供給され続けたことから、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、死者223名、家屋の全半壊等20,663棟と、極めて甚大な被害が発生した。また、令和元年東日本台風により県内に甚大な被害が発生した。このことを踏まえ、県内においても防災・減災対策を加速する必要がある。また、平成27年9月関東・東北豪雨では、土砂災害危険箇所以外の箇所でも土砂災害が多数発生している。さらに、平成26年の広島県で発生した土砂災害を受けて、土砂災害防止法が改正された全国的に令和元年度までに土砂災害危険箇所の調査を完了することとなったが、復興まちづくり等により地形変化中の箇所については未了であるため、土砂災害危険箇所の調査・指定を加速する必要がある。</p> <p>・施策33について、避難所運営や様々な意思決定の場面において、男女共同参画の視点が必要である。また、自主防災組織の育成については、東日本大震災以後、低下傾向が続いていたが下げ止まりつつある。しかし、沿岸市町では、津波被害による人口流出や復興まちづくりによるコミュニティの再編等による自治組織の解散や休止により、低下が顕著であり、組織率向上に向けた取組が必要であるほか、組織率が高い市町村においても、少子高齢化や過疎及び新興団地の問題などコミュニティ形成上の様々な課題を抱え、活動が低調な組織もあり、組織の活性化が必要である。さらに、防災教育では、「令和元年度学校防災に係る調査」結果から、防災教育に係る実施時数について、校種、地域によって差が見られた。</p> <p>・政策全体としては、近年、全国的に大規模な災害が発生しており、令和元年東日本台風では、平成31年3月に改定された避難勧告等に関するガイドラインに基づき県内全ての市町村において5段階の警戒レベルを用いた避難勧告の発令が行われたりしたが、大きな被害もたらされており、災害対応の教訓を踏まえた検証作業を行い対策をとる必要がある。</p> | <p>[短期的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の遅れの主な要因となっている入札不調については、債務負担を活用した工事発注時期の前倒しをはじめ、これまで様々な対策を講じた結果、改善傾向が見られることから、今後も継続して対策を講じて不調による遅延の低減を図るとともに、適正な進行管理に努め、事業を推進する。 <p>[長期的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も沿岸市町に対し策定済み津波避難計画の内容充実や地域ごとの津波避難計画策定について消防庁による事例集の紹介、助言やヒアリングなどによる支援を実施する。 ・引き続きシンポジウムやパネル展等を開催し、県民の防災意識の向上を図り、津波による人的被害が最小限となるよう取り組んでいく。 <p>[短期的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨により、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、がけ崩れ等が発生し、極めて甚大な被害が発生した。また、令和元年東日本台風においても県内に甚大な被害が発生したことから、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定された。これを踏まえ、県内においても、河川における防災のための機能維持を進めていく。 <p>[長期的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内にあるおよそ8千か所ある土砂災害危険箇所の土砂災害警戒区域指定のための調査は、令和元年度までに、復興まちづくり等により地形変化中の箇所を除いた8,222箇所全ての調査を完了したが、地形変化中の復興事業などと調整を進め、予算確保と調査の効率化等によって加速化を図る。調査・指定の情報提供によって、市町村の地域防災計画の策定やハザードマップ作成など避難態勢の構築を促し、災害被害の軽減につなげる。 ・ハード整備においては、要配慮者利用施設や防災拠点施設などを抱える土砂災害危険箇所や災害発生箇所に重点的に投資し、土砂災害から人命を守る。 <p>[短期的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校園に配布した防災絵本、防災教育副読本「未来への絆」の有効な活用の仕方について防災主任研修会等において研修する。また、みやぎ防災教育推進協力校等における副読本を活用した実践事例をホームページ、学校防災だより「ぼうさい福袋」で紹介し、防災教育の一層の推進を図っていく。 <p>[長期的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点からの防災意識の啓発と、男女共同参画の視点での防災対策等を地域住民に普及するため防災対策実践講座を開催する。さらに、宮城県防災指導員についても、市町村と協力しながら、女性受講者の増加を図っていく。 ・市町村が行う自主防災組織の育成活性化に向けた取組を支援し、県内の地域防災力の充実・強化を図っていく。沿岸部の自主防災組織の立ち上げのみならず、活動が低調な内陸部の組織活性化の支援を行い、市町村の今後の事業に資するよう支援のモデル化を行う。また、自主防災組織に関する相談窓口の設置、先進的・先導的な取組を行っている自主防災組織に対する防災資機材購入費の助成を行うとともに、講演会・フォーラムを開催し、先進的・先導的な取組を行う模範となる自主防災組織の活動事例等に関する情報を県民等と共有していく。 ・将来の宮城を支え、自主防災組織等における次世代のリーダーなどの地域防災活動の担い手を育成するため、防災に関する知識や技術を習得し、防災や減災への取組に自発的に協力・活動する高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成する。また、認定を受けた高校生については、一定の要件を満たした上で「宮城県防災指導員」としての認定を得ることができるシステムの活用を啓蒙していく。 ・地域において、児童生徒や高齢者等いわゆる災害弱者を中心に、災害に備えることの大切さや具体的な避難行動について、避難訓練等を通じて発信していく。 <p>・施策31で進めている広域的な防災体制の整備により市町村と県との連携を確立させるとともに、施策32のハード整備を進めるほか、施策33では避難情報の発令者である市町村に対し、担当者会議等の場において指導・助言を図っていくことにより、被害の軽減を図る。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | | |
|-----------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 2つ目の課題の短期的な対応方針において、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、県では具体的に何を行うのかについて、県民に分かりやすく記載が必要であるとする。 |

施策番号31 巨大地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実

| | |
|--------------|---|
| 施策の方向 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 緊急輸送道路の橋りょう、物資輸送の岸壁、防災拠点施設等の公共建築物の耐震化の促進や県立都市公園の防災公園の整備に取り組む。 ◇ ライフラインの耐震化の促進と各管理者との連携強化による早期復旧体制の整備に取り組む。 ◇ 住宅や特定建築物等の耐震化を促進する。 ◇ 海岸保全施設等の整備と水門等の遠隔操作化を促進する。 ◇ 高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など東日本大震災の教訓を生かした災害に強いまちづくりを推進する。 ◇ 市町村の地域防災拠点と県の広域防災拠点・圏域防災拠点との連携による広域的な防災体制を整備する。 ◇ 広報・避難誘導態勢の整備や住民の防災意識の向上を図る津波に備えたまちづくりなどのソフト対策を促進する。 ◇ 地震や津波などの観測体制の充実を図る。 ◇ 宮城県総合防災情報システムなどの情報ネットワークの充実を図る。 ◇ 国、市町村、大学、研究機関との連携による地震・津波の調査研究と先端科学技術活用を促進する。 |
|--------------|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|---|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | |
| | | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 |
| 1 | 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 0橋 (平成22年度) | 63橋 (令和元年度) | 57橋 (令和元年度) | B 90.5% | 70橋 (令和2年度) |
| 2 | 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率(%) | 78% (平成20年度) | 95% (平成30年度) | 94% (平成30年度) | B 95.3% | 97% (令和2年度) |

| | |
|---------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数」は、目標値63橋に対して、実績値57橋(90.5%)と目標を下回っており、達成度は「B」に区分される。 ・二つ目の指標「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」は、前年度の全体7,217棟、耐震化完了6,787棟の94%から、全体7,312棟、耐震化完了6,885棟の94.2%となり、平成30年度の目標値95.0%に対して目標を下回っており、達成度は「B」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査から類似する取組である震災復興計画の政策5施策3及び政策7施策1を参照すると、政策5施策3の施策に対する重視度の高重視群割合は79.6%、施策に対する満足度の満足群割合は46.2%で、政策7施策1の施策に対する重視度の高重視群割合は80.2%、施策に対する満足度の満足群割合は47.0%となっており、いずれの施策においても重視度が高く、県民の要望が強いものと推測される。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災における宮城県の被害状況について、住宅被害は全壊が83,004棟、半壊が155,130棟、一部損壊が224,202棟、床下浸水が7,796棟となっている。また、被害額は交通関係、ライフライン関係、公共土木施設・交通基盤施設等、合わせて約9兆968億円となっている。 ・東日本大震災による被害は、甚大かつ広範囲であり、これまでにない大規模な復興事業となっていることから、被災地の自治体職員や請負業者の不足、建築資材の高騰などによる入札不調の問題などもみられる。 ・国土交通省が「全国港湾海洋波浪情報網(ナウファス)」を、国立研究開発法人防災科学技術研究所が「日本海溝海底地震津波観測網(S-net)」の整備を進めるなど、観測体制の充実が図られてきている。 ・平成28年11月に発生した福島県沖を震源とする地震(最大震度5弱、県内最大震度4)により、東日本大震災後県内に初めて津波警報が発表され、その際の市町村の避難指示等の発令にばらつきがみられたり、住民の避難に課題も確認されたことから、県では平成26年1月に全面改定した「宮城県津波対策ガイドライン」の見直しを進め、平成29年10月に改定した。 ・消防庁が、地域ごとの津波避難計画や避難困難地域に関する取組事例をとりまとめた「津波避難に関する取組事例集」を平成31年3月に作成した(当県では2市についての事例が掲載)。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向に掲げる10個の方針については、「耐震化の促進」、「海岸保全施設等の整備と水門等の遠隔操作化の促進」、「広域的な防災体制の整備」、「ソフト対策」の4つに大別できる。 ・「耐震化の促進」については、目標指標である「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数」では、目標値63橋に対して、実績値57橋と下回っていることから、やや遅れている状況であるが、令和元年度までに着手した橋梁を含めると累計68橋となる。また、県管理橋梁の全体箇所数1,307か所に対して、これまで耐震化対策を行ってきた橋梁や建設時点で耐震化基準を満たす橋梁の累計数は1,153か所であり、全体の耐震化率は88.2%と着実に耐震化が進んでいる。さらに、水管橋などライフライン関係の耐震化が進捗しているほか、目標指標である「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」についても未達成ではあるものの、達成率は95.3%と90%を上回るなど、一定の成果が得られた。 ・「海岸保全施設等の整備と水門等の遠隔操作化の促進」では、海岸保全施設の整備を実施したほか、防潮堤整備について、日門漁港海岸三島地区、雄勝漁港上雄勝地区、女川漁港女川地区、波谷谷漁港波谷谷地区、塩釜漁港越ノ浦地区及び塩釜漁港釜ノ瀬地区の6地区を新たに完了させるなど、一定の成果がみられた。 ・「広域的な防災体制の整備」では、広域防災拠点の整備において、関係機関との協議を進め、圏域防災拠点については、7圏域全ての運営用資機材の整備完了に伴い本格運用を開始するなど、一定の成果が得られた。 ・「ソフト対策」では、復興フォーラム、津波防災シンポジウム及びパネル展を開催するなど県内外に対して、広報・意識啓発を図った結果、開催後のアンケートでは「避難路の確認等の必要性を感じた」、「防災意識が高まった」などの回答が得られるなど、各取組について一定の成果を得られた。 ・以上のことから、目標指標である「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数」は未達成ではあるものの、達成率は90.5%と90%を上回っており、もう一方の目標指標である「多数の者が利用する特定建築物の耐震化率」についても未達成ではあるものの、達成率は95.3%と90%を上回っている。また、広域防災拠点の整備において、関係機関との協議を進め、圏域防災拠点については、7圏域全ての運営用資機材の整備が完了し、本格運用を開始するなど、施策全体として構成する事業では、一定の成果が得られていることから「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を顕現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・「耐震化の促進」のうち、目標指標の一つである橋梁の耐震化については、入札不調等による事業進捗の遅れが発生している。これまで、債務負担を活用した工事発注時期の前倒しなど、遅延防止に努めてきたが、河川内における工事施工の制約上、これまでの不調による事業遅延分がフォローアップできていない。</p> <p>・多数の者が利用する特定建築物の耐震化では目標こそ下回っているものの高い達成率であり、着実な進捗が見られる。今後も、着実に耐震化を促進する必要がある。また、住宅の耐震化でも遅れは見られるものの、着実な進捗が見られる。今後も、住宅の耐震化を促進するため、県民に対し「海岸保全施設等の整備と水門等の遠隔操作化の促進」については、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を参考に市町村や地域と連携できる運営・管理方法についての策定が重要である。</p> <p>・「ソフト対策」については、平成28年11月に発生した福島県沖を震源とする地震による津波への対応で明らかになった課題等を踏まえ、平成29年10月に津波対策ガイドラインを改正し、沿岸市町へ必要な助言を行ってきたところであるが、今後も地域ごとの津波避難計画策定支援や津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。また、国等において、津波観測体制の整備が進められていることから、これらの観測データの利活用について、国等と連携しながら検討を進める必要がある。</p> | <p>・事業進捗の遅れの主な原因となっている入札不調については、債務負担を活用した工事発注時期の前倒しをはじめ、これまで様々な対策を講じた結果、改善傾向が見られる。今後も継続して対策を講じ、不調による遅延の低減を図るとともに、適正な進行管理に努め、事業を推進する。</p> <p>・多数の者が利用する特定建築物の耐震化を促進するため、所有者への文書による指導により、耐震化を働きかけていく。また、住宅の耐震化を促進するため、市町村や関係機関と協力し普及啓発を行うとともに、対象住宅のリスト化を行って対象住宅の所有者に対して耐震化への働きかけを市町村とも協議を重ねながら、全庁横断的なマニュアルの作成を行っていく。</p> <p>・今後も沿岸市町に対し策定済み津波避難計画の内容充実や地域ごとの津波避難計画策定について消防庁による事例集の紹介、助言やヒアリングなどによる支援を実施する。</p> <p>・引き続きシンポジウムやパネル展等を開催し、県民の防災意識の向上を図り、津波による人的被害が最小限となるよう取り組んでいく。</p> <p>・国等の津波観測データの利活用について、国等と連携しながら検討を進めていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 施策の方向に記載されている「地震や津波などの観測体制の充実」について、事業の成果を具体的に記載することが必要であると考える。 特定建築物の耐震化については、建て替え計画や耐震改修戦略に基づいた耐震改修の促進が重要であるが、所有者への働きかけを実施しても、実際に耐震改修されるに至るまでは容易でないことを課題に記載し、対応方針を検討することが必要であると考える。 |
|--------|-------------------|----|---|
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | |
| | | 適切 | |

施策番号32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 宮城県河川流域情報システム等による洪水情報提供体制の充実を図る。 ◇ 宮城県砂防総合情報システム等による土砂災害情報提供体制の充実と土砂災害警戒区域の指定などによる市町村と連携した警戒避難体制の整備を推進する。 ◇ 火山災害に対応するため、噴火の規模や被害想定に整合した減災対策計画の策定や市町の避難体制の構築、防災マップの作成支援に取り組む。 ◇ 近年多発するゲリラ豪雨や台風等による洪水被害を防ぐための効果的な河川等の整備と河川管理施設の適正な維持管理を推進する。 ◇ 土砂災害を防ぐための効果的な土砂災害防止施設の整備と施設の適正な維持管理を推進する。 ◇ 山地災害を防ぎ、水源のかん養、生活環境の保全等を図る治山施設などを整備する。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|---------------------|--------------------|--------------------|-------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | |
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 スtock型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 要改修区間延長に対し時間雨量40mm 相当の降雨により想定される水害を防止できる河川区間延長の増加率 | 0.0% (平成26年度) | 1.5% (令和元年度) | 0.9% (令和元年度) | C 60.0% | 1.8% (令和2年度) |
| 2 | 土砂災害危険箇所におけるハード対策実施箇所数(箇所)[累計] | 603箇所 (平成20年度) | 636箇所 (令和元年度) | 635箇所 (令和元年度) | B 97.0% | 637箇所 (令和2年度) |
| 3 | 土砂災害危険箇所におけるソフト対策実施箇所数(箇所)[累計] | 386箇所 (平成20年度) | 5,606箇所 (令和元年度) | 6,274箇所 (令和元年度) | A 112.8% | 6,606箇所 (令和2年度) |
| 4 | 土砂災害から守られる住宅戸数(戸)[累計] | 13,008戸 (平成20年度) | 14,828戸 (令和元年度) | 14,805戸 (令和元年度) | B 98.7% | 14,838戸 (令和2年度) |

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|---------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・近年多発するゲリラ豪雨や台風等による洪水被害を防ぐための効果的な河川等の整備を推進するため、要改修区間に対し時間雨量40mm 相当の降雨により想定される水害を防止できる河川整備は令和元年度中に1.5km整備され、増加率は平成30年度末に対して0.1%増加し、達成度は「C」に区分される。【増加率:平成27年度実績0.3%(4.5km増)平成28年度実績0.5%(6.7km増)平成29年度実績0.7%(9.2km増)平成30年度実績0.8%(11.4km増)令和元年度見込0.9%(12.9km)()内は延長】 ・土砂災害を防ぐための効果的な対策である土砂災害危険箇所におけるハード整備636か所の実施目標に対し、計画調整等による事業の遅れが生じたため概成に至らず目標を達成できなかったが、工事の進捗が図られており、施設による保全効果が期待できることから達成度は「B」に区分される。 ・土砂災害警戒区域等の指定などによる市町村と連携した警戒避難態勢の整備促進のため、土砂災害危険箇所におけるソフト対策を累計で6,274か所を実施し、目標を上回ったことから達成度は「A」に区分される。 ・土砂災害を防ぐための効果的な土砂災害防止施設の整備を進めることにより土砂災害から守られる住宅戸数については、施設整備が概成に至らなかった箇所があるため目標を達成できなかったが、工事の進捗が図られており、施設による保全効果が期待できることから達成度は「B」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査結果からは、関連する分野5の取組2を参照すると、施策に対する重視度の高重視群割合が81.4%と高い数値を維持している反面、施策に対する満足度の満足群は43.2%と低いものであった。このことから、今後より一層県民の生命・財産を守る上で着実な事業の推進を図っていく必要がある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、地形が急峻で脆弱な地質特性にあり、雨による山崩れや地滑り、洪水等の自然災害が発生しやすい条件下にある。平成26年8月20日には広島県広島市において、豪雨により発生した土砂災害で大きな被害を受けるなど、昨今の異常気象の影響により全国各地で自然災害が多発している。県内においては、平成27年4月には蔵王山で火山活動が活発化し、噴火警戒(火口周辺危険)が発表され、火口周辺の立入が規制された。また、平成27年9月関東・東北豪雨では当県で初めて気象等に関する特別警報が発表された。この豪雨では、県内各地で観測史上最大の降雨を記録し、県管理河川では100河川496か所(うち決壊11河川23か所)という甚大な被害が生じた。また、平成28年8月の一連の台風では、岩手県等の中小河川において甚大な被害が生じた。平成30年7月には台風第7号や梅雨前線によって大雨になりやすい状況が続き、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、7月の月降水量が平年値の4倍となったところもあった。このように近年多発する異常気象により発生する水害に対応すべく、県では「災害に強い川づくり緊急対策事業」を創設し、今回の被災状況や水防体制等の検証を確実にし、より一層効果的なハード・ソフト事業を展開している。自然災害対策に対する社会の要請が非常に高まっていることから、当該施策の早急な推進が求められている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・近年多発するゲリラ雷雨や台風等による洪水被害を防ぐための効果的な河川等の整備は、要改修延長1,360kmのうち整備済延長が509kmとなり、概ね順調に推移し浸水被害の軽減域が拡大している。 ・土砂災害を防ぐための効果的な土砂災害防止施設の整備は、計画調整等による事業の遅れが生じたため概成に至らなかったが、着実に工事進捗がはかられ、土砂災害からの県民の生命の保護等、減災につながっている。 ・土砂災害警戒区域等の指定数は目標値を上回る促進が図られ、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供し、避難態勢の整備につながっている。今後も、さらなる加速化をはかる必要がある。 ・新たに治山施設の整備等31か所(復旧治山等:9か所、予防治山:2か所、森林整備20か所)の計画を進め、山地災害の未然防止や生活環境の保全等に向けて対策を推進した。 ・以上のことから、施策全体としては着実な進捗がみられることから「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・近年の異常気象により大規模自然災害が頻発している。平成30年においては、6月28日から7月8日の間、梅雨前線が日本付近に停滞し、また、台風第7号が南海上に発生・北上して日本付近に暖かく湿った空気が供給され続けたことから、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、死者223名、家屋の全半壊等20,663棟と、極めて甚大な被害が発生した。また、令和元年東日本台風により県内に甚大な被害が発生した。このことを踏まえ、県内においても防災・減災対策を加速する必要がある。</p> <p>・平成27年9月関東・東北豪雨では、土砂災害危険箇所以外の箇所でも土砂災害が多数発生している。また、平成26年の広島県で発生した土砂災害を受けて、土砂災害防止法が改正され全国的に令和元年度までに土砂災害危険箇所の調査を完了することとなったが、復興まちづくり等により地形変化中の箇所については未了であるため、土砂災害危険箇所の調査・指定を加速する必要がある。</p> | <p>・平成30年7月豪雨により、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に河川の氾濫、がけ崩れ等が発生し、極めて甚大な被害が発生した。また、令和元年東日本台風により県内に甚大な被害が発生した。このことから、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策が閣議決定され、県内においてもこの対策により、河川における防災のための機能維持を進めていく。</p> <p>・県内にあるおよそ8千か所ある土砂災害危険箇所の土砂災害警戒区域指定のための調査は、令和元年度までに、復興まちづくり等により地形変化中の箇所を除いた8,222箇所全ての調査を完了したが、地形変化中の復興事業などと調整を進め、予算確保と調査の効率化等によって加速化を図る。調査・指定の情報提供によって、市町村の地域防災計画の策定やハザードマップ作成など避難態勢の構築を促し、災害被害の軽減につなげる。</p> <p>・ハード整備においては、要配慮者利用施設や防災拠点施設などを抱える土砂災害危険箇所や災害発生箇所に重点的に投資し、土砂災害から人命を守る。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見） | | |
|-----------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | <p>判定</p> <p style="text-align: center;">適切</p> <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>目標指標1の計算方法及び表記方法について、記載の修正を検討することが必要であると考ええる。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>2つ目の課題の短期的な対応方針において、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、県では具体的に何を行うのかについて、県民に分かりやすく記載することが必要であると考ええる。</p> <p>また、土砂災害危険箇所における「調査・指定の情報提供」について、具体的に分かりやすく記載することが必要であると考ええる。</p> |

施策番号33 地域ぐるみの防災体制の充実

| | |
|--|--|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針） | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 宮城県総合防災情報システムを活用した情報の収集や防災関係機関の相互の情報共有を推進する。 ◇ 東日本大震災の記憶の風化防止や震災関連資料の収集・保存・公開等の取組の充実を図る。 ◇ 要配慮者をはじめとした住民の円滑な避難体制や避難所運営体制等の整備支援と地域間の相互応援体制の整備支援を行う。 ◇ 災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の整備支援と民間事業者との協力体制の整備を推進する。 ◇ 被災後の生活安定支援体制を整備する。 ◇ 自主防災組織の育成、防災訓練への参加促進、発達段階に応じた系統的な防災教育を推進する。 ◇ 東日本大震災の教訓を踏まえ、復興のまちづくりに対応した地域防災力の強化・支援を行う。 ◇ 行政や関係機関における防災に関する深い知識や高い判断能力を持った防災担当職員の育成を推進する。 ◇ 企業や地域において防災活動の中心となる防災リーダーの育成を支援する。 ◇ 企業におけるBCP（緊急時企業存続事業計画）策定など企業の防災対策を支援する。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|---|----------------------------------|------------------|-------------------|--------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 (達成率) | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人) [累計] | 700人 (平成20年度) | 9,700人 (令和元年度) | 10,463人 (令和元年度) | A 108.5% |
| 2 | 自主防災組織の組織率(%) | 83.8% (平成20年度) | 87.0% (令和元年度) | 83.3% (令和元年度) | B 95.7% | 87.0% (令和2年度) |

| | |
|---------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数」は、令和元年度に防災指導員養成講習を15回開催し、防災指導員養成累計数8,718人(前年度比640人増)のほか、県内の公立学校に配置されている防災主任等854人(前年度比16人増)と、仙台市で養成している仙台市地域防災リーダー(SBL)891人(前年度比98人増)を計上したことにより、目標値9,700人に対して実績値10,463人となり、達成率108.5%、達成度「A」に区分される。 ・二つ目の指標「自主防災組織の組織率」は、東日本大震災後低下傾向が続いていたが下げ止まりつつあり、達成率が95.7%、達成度「B」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査から類似する取組である政策7施策3を参照すると、施策に対する重視度の高重視割合が70.6%と高く、県民の関心の高さがみとれるが、施策に対する満足度の満足群においては40.3%と前年度調査比1.7%減となっており、不満群が15.5%と前年度調査比0.3%増となっていることから、施策の充実が求められているものと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災におけるBCP取組企業の事業継続・迅速な復旧が評価され、BCPに対する重要性が高まっている。 ・令和元年東日本台風により宮城県にも大きな被害もたらされており、災害対応の教訓を踏まえた検証作業を行っている。 ・火山防災では、平成27年3月に蔵王山と栗駒山の2火山に火山防災協議会を設置し、防災対策に取り組んでいる。 ・自主防災組織の組織率は83.3%で全国平均の84.1%をやや下回っているものの、平成22年度の組織率(85.0%)と比べると△1.7%と、東日本大震災以後、低下傾向が続いていたが下げ止まりつつある。しかし、沿岸市町では、津波被害による人口流出や復興まちづくりによるコミュニティの再編等による自治組織の解散や休止により、低下が顕著である。また、自主防災組織の組織率が高い市町村においても、少子高齢化や過疎及び新興団地の問題などコミュニティ形成上の様々な課題を抱えている。 ・防災リーダーである宮城県防災指導員の年齢構成は、60歳を超える方が7割を超え、男女比で見ると、男性が約9割を占める状況にある。 ・防災教育副読本「未来への絆」を用いて、各校種において、発達段階に応じた防災教育の充実が図られている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向に掲げる10個の方針については、「災害時の避難体制の整備」、「地域における防災力の向上や幼年期からの防災教育の充実」、「行政機関の防災力向上」、「企業における防災力向上」の4つに大別出来る。 ・「災害時の避難体制の整備」について、災害ボランティア受入体制整備事業において災害ボランティアセンタースタッフ養成研修等を開催し、各種スタッフの養成を行うなど一定の成果が得られた。 ・「地域における防災力の向上や幼年期からの防災教育の充実」については、地域防災の要である自主防災組織等において、共助の防災活動を促進する防災リーダーの養成を進めるとともに、地域防災力向上支援事業では、県内の12地区において自主防災組織の立ち上げや活性化などに向けた支援などを実施した。 ・「行政機関の防災力向上」については、市町村、県LO及び地方振興事務所防災担当職員研修会や、仙台管区気象台及び東北地方整備局と協働した市町村防災担当新任職員研修会を開催したほか、避難勧告等に関するガイドライン説明会を開催するなど、きめ細かな対応による防災担当職員の育成を行った。なお、令和元年東日本台風において、平成31年3月に改訂された避難勧告等に関するガイドラインに基づき、県内全ての市町村において5段階の警戒レベルを用いた避難勧告等の発令が行われており、指導・助言等により一定の成果が得られた。 ・「企業における防災力向上」については、中小企業BCP策定支援事業により、企業BCP策定訓練等セミナーを5回開催し、108社が受講するなど、県内企業の事業継続力の向上を促進した。 ・以上のことから、施策として構成する全ての事業については、一定の成果が得られており、目標指標である「防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数」は、目標を達成しているが、一方の目標指標である「自主防災組織の組織率」については、目標値を下回っており、自主防災組織における沿岸市町の組織率低下が顕著であることなどから、施策全体として「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・「災害時の避難体制の整備」について、避難所運営や様々な意思決定の場面において、男女共同参画の視点が必要である。</p> <p>・自主防災組織については、東日本大震災以後、低下傾向が続いていたが下げ止まりつつある。しかし、沿岸市町では、津波被害による人口流出や復興まちづくりによるコミュニティの再編等による自治組織の解散や休止により、低下が顕著であり、組織率向上に向けた取組が必要である。</p> <p>・「東日本大震災時における宮城県内自主防災組織の活動実態調査報告書」(平成27年3月)によると、防災訓練への参加率が、5割未満の組織が全体で62.6%あるなど、自主防災組織の組織率が高い市町村においても、少子高齢化や過疎及び新興団地の問題などコミュニティ形成上の様々な課題を抱え、活動が低調な組織もあり、組織の活性化が必要である。</p> <p>・宮城県防災指導員について、年齢構成は、60歳を超える方が7割を超え、男女比で見ると、男性が約9割を占める状況にある。</p> <p>・防災教育について、「令和元年度学校防災に係る調査」結果から、防災教育に係る実施時数について、校種、地域によって差が見られた。</p> <p>・「行政機関の防災力向上」については、社会経済情勢に記載した避難勧告等に関するガイドラインの改正等を踏まえ、避難行動開始の遅れ等による人的被害を未然に防ぐ必要がある。</p> | <p>・男女共同参画の視点からの防災意識の啓発と、男女共同参画の視点での防災対策等を地域住民に普及するため防災対策実践講座を開催する。</p> <p>・市町村が行う自主防災組織の育成活性化に向けた取り組みを支援し、県内の地域防災力の充実・強化を図っていく。沿岸部の自主防災組織の立ち上げのみならず、活動が低調な内陸部の組織活性化の支援を行い、市町村の今後の事業に資するよう支援のモデル化を行う。また、自主防災組織に関する相談窓口の設置、先進的・先導的な取組を行っている自主防災組織に対する防災資機材購入費の助成を行うとともに、講演会・フォーラムを開催し、先進的・先導的な取組を行う模範となる自主防災組織の活動事例等に関する情報を県民等と共有していく。</p> <p>・将来の宮城を支え、自主防災組織等における次世代のリーダーなどの地域防災活動の担い手を育成するため、防災に関する知識や技術を習得し、防災や減災への取組に自発的に協力・活動する高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成する。また、認定を受けた高校生については、一定の要件を満たした上で「宮城県防災指導員」としての認定を得ることができるシステムの活用を啓蒙していく。</p> <p>・地域において、児童生徒や高齢者等いわゆる災害弱者を中心に、災害に備えることの大切さや具体的な避難行動について、避難訓練等を通じて発信していく。</p> <p>・宮城県防災指導員の募集に当たっては、市町村と協力しながら、婦人防火クラブ等との連携を進め、地域防災の要である自主防災組織等において、共助の防災活動を促進する防災リーダーの養成を進め、女性受講者の増加を図っていく。</p> <p>・「みやぎ防災ジュニアリーダー養成事業」において、高校生を対象に防災ジュニアリーダーを養成し、次世代の担い手育成を図っていく。防災ジュニアリーダーとして認証された者については、防災指導員となるための資格を有する。</p> <p>・各学校園に配布した防災絵本、防災教育副読本「未来への絆」の有効な活用の仕方について防災主任研修会等において研修する。また、みやぎ防災教育推進協力校等における副読本を活用した実践事例をホームページ、学校防災だより「ぼうさい福袋」で紹介し、防災教育の一層の推進を図っていく。</p> <p>・避難勧告等の発令や指定避難所の開設を担う市町村に対し、担当者会議等の場において指導・助言を図っていく。</p> <p>・一般の県民に対しては「自らの命は自らが守る」の意識の徹底や、警戒レベルに対する認識を深める必要があることから県広報紙等を通じた広報に努めていく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | | |
|-------------------------------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 宮城県防災指導員については、事実の指摘に留まらず、課題を抽出し、対応方針を示す必要があると考える。 |

(2) 宮城県震災復興計画及び震災復興実施計画の体系

宮城県震災復興計画【環境・生活・衛生・廃棄物の分野】

政策番号1 被災者の生活再建と生活環境の確保

被災地においては、多くの被災者が今なお不自由な暮らしを余儀なくされており、被災者の生活の再建に向けた良好な生活環境の確保は最も切実かつ重要な課題である。また、被災地のまちづくりにあわせて、持続可能な社会と環境保全の実現のため、省エネルギーの促進や自然エネルギーの導入を積極的に推進する必要がある。このようなことから、被災者の生活の再建を進め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境の確保に一層取り組むとともに、環境負荷の少ない社会の形成を着実に進める。

特に、災害公営住宅などの整備に対する支援や応急仮設住宅等における被災者の生活支援に取り組むとともに地域コミュニティの再生に努める。また、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入などの取組を一層推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | | 達成度 | 施策評価 |
|------|-----------------|--------------------------|-----------------------------------|---------------------|-------|------|------|
| | | | | (指標測定年度) | (達成度) | | |
| 1 | 被災者の生活環境の確保 | 6,224,006 | 災害公営住宅の整備戸数(戸)[累計] | 15,823戸 (平成30年度) | A | 概ね順調 | |
| | | | 被災に伴う避難者数(人) | 178人 (令和元年度) | A | | |
| | | | 消費生活出前講座の開催数 | 143回 (令和元年度) | B | | |
| 2 | 廃棄物の適正処理 | - | 災害廃棄物等処理率(県処理分)(%) | - | - | - | |
| 3 | 持続可能な社会と環境保全の実現 | 1,858,119 | 再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ) | - (令和元年度) | N | 概ね順調 | |
| | | | 県内の温室効果ガス排出量(千t-CO ₂) | - (平成28年度) | N | | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: $\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}}$ ストック型の指標: $\frac{\text{実績値}-\text{初期値}}{\text{目標値}-\text{初期値}}$
目標値を下回ることを目標とする指標: $\frac{\text{初期値}-\text{実績値}}{\text{初期値}-\text{目標値}}$

政策評価 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・施策1「被災者の生活環境の確保」のうち、災害公営住宅の早期整備については、目標指標1「災害公営住宅の整備戸数」において、計画戸数15,823戸全戸が完成した。

・また、同じく施策1のうち、目標指標2「被災に伴う避難者数」については、県内に在住する応急仮設住宅に住まう避難者に対しては災害公営住宅など恒久住宅への積極的な転居等の支援を行ったほか、宮城県への帰郷意志がある県外避難者に対しては、帰郷に資する情報提供や相談支援を行い、帰郷を促した結果、避難者数の減少に繋がった。

・なお、指標3の「消費生活出前講座の開催数」については、様々な機会を捉えて周知を行い、出前講座を実施することで、消費者トラブルの防止に取り組んだ。

・施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」のうち、再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成では、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成を行ったほか、事業者に対しては、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入事業に対する補助や導入促進のためのセミナーを開催した。

・同じく施策3のうち、自然環境の保全の実現では、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉の放射性物質を測定し、速やかに県民等に情報提供・注意喚起を行った。また、平成26年度に策定した「宮城県生物多様性地域戦略」を改訂したほか、フォーラムを開催し、生物多様性と自分たちの暮らしとの関わりなどについて理解を深めるための啓発事業を行うなど、野生鳥獣の保護管理・生物多様性の保全に努めた。

・被災者の生活再建と生活環境の確保に向け、施策1については、3つの指標のうち2つの指標で目標を達成しており、残り1つにおいては目標値に達していないが、コロナウイルスの影響によるものである。施策3については、2つの目標指標において、現時点で実績値が把握できていないものの、各事業においては、家庭向け及び事業者向けの再生エネルギー設備・省エネルギー設備の導入や、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用による野生鳥獣の適正管理が進むなど、持続可能な社会と環境保全の実現に向け一定の成果が現れていることから、政策全体では「概ね順調」と評価した。

・なお、施策2「廃棄物の適正処理」については、県が受託した災害廃棄物の処理は平成25年度に全て完了している。一方、放射性物質汚染廃棄物や除染により生じた除去土壌等の問題については、放射性物質汚染対策特措法に基づき国や市町村等が責任を持って処理することとされているが、県としても、安全かつ早期に処理されるよう、国に要望するとともに市町村との連携に努めている。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・「被災者の生活環境の確保」(施策1)に関する課題としては、避難者個々の事情により、未だ今後の生活再建方針や帰郷意向が未定の方がいるとともに、避難生活が長期化するなか、入居者の孤立や生活不活発病の防止を図る必要がある。</p> <p>・被災地では、高齢化や人口流出等により、地域活動の担い手が不足しているとともに、専門性の高い法律的な課題に対応するため、被災者のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。</p> <p>・「持続可能な社会の実現」(施策3)に関する課題としては、地球温暖化による被害の回避や軽減に対する適応策を推進する必要があるとともに、再生可能エネルギーの導入を更に増やし、エネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していく必要がある。また、水素エネルギーに関する正しい知識の普及啓発に向けた取組をより一層進める必要があるほか、更なるFCVの普及拡大のためには、水素供給体制の強化が必要である。</p> <p>・自然環境保全の推進の観点では、県民の生物多様性に関する認知度が依然として高いとは言えない状況である。野生生物の保護管理においても、イノシシ及びニホンジカの生息域が拡大し、農林業被害が生じている一方、捕獲の担い手となる狩猟者が減少傾向にあり、後継者育成が課題となっている。</p> | <p>・県外避難者全員について、定期的に手紙・電話で意向確認や生活状況の調査を行うとともに、市町と連携し、引き続きサポートセンターによる見守り活動や生活・健康に関する相談援助など、きめ細かな支援を行う。</p> <p>・社会福祉士等を派遣し、持続的な地域コミュニティの形成に向けた支援や、市町村では確保が難しい弁護士等を派遣し、被災地における地域コミュニティの機能強化や地域活性化に向けた活動を支援する。</p> <p>・これまでの温室効果ガスを抑制する緩和策に加え、気候変動影響に備える適応策の認知度の向上を図るため、サイエンスカフェやワークショップを開催するほか、県産未利用材をエネルギー利用する取組の事業化を支援するとともに、地中熱などの熱を利用した取組の事業化や、農業分野や医療・福祉分野などの熱需要が多い産業分野における熱利用の事業化を支援する。また、新たに燃料電池バスを路線バスに導入するとともに、民間事業者が行う水素ステーションの整備を支援するなど、水素エネルギーの利活用促進に取り組む。</p> <p>・自然環境保全の推進について、令和元年度に第1次改訂を行った「生物多様性地域戦略」の数値目標に基づき、進行管理を図るとともに、引き続き認知度の向上に努める。さらに、野生鳥獣の保護管理については、各種計画に基づき適正な管理を行うとともに、狩猟者の後継者育成等に向けた取組を推進する。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|---------------|-------------------|------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。 |
| | | 概ね適切 | <p>施策1について、目標指標を達成しており、事業も順調に進んでいることから施策評価を検討する必要があると意見を付したところであるが、施策1の評価を見直した場合は、その結果を踏まえた上で、政策の評価を検討する必要があると考える。</p> <p>また、施策3に係る部分について、全ての目標指標において、実績値が把握できていないものの、「概ね順調」であると判断した理由を具体的に記載することが必要であると考えます。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号1 被災者の生活環境の確保

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 被災者の良好な生活環境の確保 ◇ 被災者の良好な生活環境の確保のため、仮設住宅や災害公営住宅における介護・福祉サービスを提供する拠点(サポートセンター)による見守り活動を継続するとともに、健康に関する相談・訪問活動や消費生活相談など、きめ細かな支援に取り組みます。 ◇ 県外避難者に対し、被災市町及び避難先の自治体と連携して生活再建と帰郷を支援していきます。◇ 地域住民の生活交通を確保するため、離島航路及び路線バスの運行支援を行うとともに、沿岸市町の復興まちづくりとの連携の下、復興に取り組みます。</p> <p>2 災害公営住宅の早期整備 ◇ 被災者が恒久的な住宅に入居して、安心して暮らすことができるよう、市町との連携を密にし、平成30年度までに全ての災害公営住宅完成に向けて取り組みます。</p> <p>3 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援 ◇ 住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資等を活用し、被災者の住宅再建を支援します。 ◇ 仮設住宅等への入居者の恒久的な住宅への住み替えがスムーズに進むよう取り組むとともに、生活再建が難しい方々に対し、市町と連携してきめ細やかな支援を行います。</p> <p>4 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援 ◇ 地域コミュニティの再構築を進めるため、市町村やNPO等、様々な主体と協調・連携し、住民主体による持続的なコミュニティづくりに向けた支援に取り組みます。 ◇ 被災地において、一人一人が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めていくため、地域における活力創出のための様々な活動やその中核となる人材の育成等の支援に取り組みます。</p> |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|---|----------------------|---------------------|---------------------|------------|---------------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 災害公営住宅の整備戸数(戸)[累計] | 0戸 (平成22年度) | 15,823戸 (平成30年度) | 15,823戸 (平成30年度) | A 100.0% | 15,823戸 (平成30年度) |
| 2 | 被災に伴う避難者数(人) | 132,836人 (平成24年度) | 237人 (令和元年度) | 178人 (令和元年度) | A 100.0% | 0人 (令和2年度) |
| 2 | 消費生活出前講座の開催数 | 139人 (平成26年度) | 150人 (令和元年度) | 143人 (令和元年度) | B 95.3% | 150人 (令和2年度) |

| | | | |
|-------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満足群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 45.2% | 20.4% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II:「I」及び「III」以外
 III:満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「災害公営住宅の整備戸数」については、計画戸数15,823戸全戸が完成した。 ・目標指標2の「被災に伴う避難者数」については、県内に在住する応急仮設住宅に住まう避難者に対しては災害公営住宅など恒久住宅への積極的な転居等の支援を行い、また、宮城県への帰郷意志がある県外避難者に対しては、帰郷に資する情報提供や相談支援を行い帰郷を促した。 ・目標指標3の「消費生活出前講座の開催数」については、様々な機会を捉えて周知を行い、出前講座を実施することで、消費者トラブルの防止に取り組んだ。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の結果から、重視度については、県全体でこの施策に対する高重視群の割合が67.5%と昨年度より上昇し、依然高いものとなっている。満足度については、満足群が昨年度の40.8%から45.2%に上昇しており、被災者の生活再建は県全体では概ね順調に進展していると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等の入居者は今なお72人(令和2年3月末日現在)いるが、ピーク時より9割超減少し、県外避難者も106人(令和2年3月末日現在)と、ピーク時より9割超減少するなど、被災者の生活再建は着実に進んでいる。 ・応急仮設住宅等においては、高齢者等の要支援者に対する見守りや、避難生活の長期化に伴う生活資金の不足など、被災者を取り巻く状況は依然として厳しく、引き続き、きめ細やかな支援が必要な状況にある。 ・被災地では、高齢化や人口流出等により、地域コミュニティの再構築に向けた活動再開・継続に当たり、担い手不足等の課題が大きくなってきている。 ・復興支援活動に取り組んでいるNPO等の多くは、依然として運営基盤が脆弱である等の課題を抱えていることから、活動の継続性を確保するために、引き続き支援していく必要がある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向に係る主な事業の実績・成果等として、「1 被災者の良好な生活環境の確保」では、県外避難者支援員設置事業において、県外避難者の帰郷支援強化を図るため、東京事務所に2人の支援員を配置し、面談等による相談支援や電話による意向確認調査などを引き続き実施した。 ・「2 災害公営住宅の早期整備」では、災害公営住宅整備事業において、計画戸数15,823戸(21市町312地区)全戸が完成した。 ・「3 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援」では、被災者住宅確保等支援事業において、転居支援センター(訪問回数:77回)の設置継続、住宅情報提供コールセンターの転居支援センターへの統合継続、及び民間賃貸住宅提供促進奨励金支給事業(支給件数:2件)の実施を継続した。 ・「4 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援」では、復興活動支援事業において、市町村や関係団体と連携し、地域が抱える課題やニーズに応じて住民が主体となって取り組んでいる活動を支援した。なお、この他にも、地域コミュニティ支援の実績・成果等については、まちづくり協議会等の事務局支援を通して、住民のまちづくり合意形成を下支えたこと、コミュニティ誌等の発行による公民館活動や離散住民への情報提供等により、コミュニティを支えたこと、地域行事の支援などにより、地域活性化につなげたこと、イベント開催等により、交流人口の拡大が図られたことが挙げられる。さらに地域住民同士のつながりができ、コミュニティを基盤とした住民主体の活動が生まれてきているほか、地域づくりへの若者の参画の実現にも寄与した。また、地域コミュニティ再生支援事業による自治会等への補助件数が、平成30年度の174件から203件へと増加し、被災地域のコミュニティづくりの活性化が図られている。 ・こうした事業をはじめ、「1 被災者の良好な生活環境の確保」(13事業)、「2 災害公営住宅の早期整備」(1事業)、「3 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援」(4事業)、「4 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援」(7事業)の全ての事業で成果が出ていることや、「地域支え合い体制づくり事業」など、被災地で高齢者等が安心して生活できるよう支え合い活動の支援や地域コミュニティの再構築を引き続き支援していくなど、新しいまちづくりと被災者の今後の生活再建に向けた各種事業が円滑に行われている。 ・さらに、目標指標2の「被災に伴う避難者数」において、平成30年度末の避難者数802人に対し、令和元年度末には178人にまで減少し、約620人が生活再建を果たしている。 ・目標指標3の「消費生活出前講座の開催数」においては目標値に達していないが、コロナウイルスの影響による一部中止を考慮すれば、概ね前年度並みである。これらのことを踏まえ、施策の目的である「被災者の生活環境の確保」という観点から総合的に判断すると、全体として「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・避難者個々の事情により、今後の生活再建方針や帰郷意向が未定の者が未だ存在する。</p> <p>・応急仮設住宅等での避難生活が長期化するなか、入居者の孤立や生活不活発発病の防止を図る必要がある。</p> <p>・プレハブ仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴い、新たな地域コミュニティの形成が求められているが、被災地では、他の地域と比べ高齢化率が高く地域活動を支える担い手が不足している。また、支援者には、権利擁護、成年後見制度など、より専門性の高い知識が必要とされる場面もある。市町村との連携のもと、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援が必要である。</p> | <p>・今後の生活再建方針や帰郷意向が未定の者を含めた県外避難者全員について、定期的に手紙・電話で意向確認や生活状況の調査を行い、今後の帰郷に向けた支援につなげて行くとともに、令和2年度末までに全ての県外避難者の解消を目指す。</p> <p>・被災者の恒久住宅への移行を推進するとともに、それまでの間の応急仮設住宅等における避難生活安定に向けて、市町と連携し、引き続きサポートセンターによる見守り活動や生活・健康に関する相談援助など、きめ細やかな支援に取り組む。</p> <p>・災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの機能強化や地域活性化に向けた活動を支援するため、社会福祉士等を派遣し、住民主体による持続的な地域コミュニティの形成に向けた支援を行う。また、専門性の高い法律的な課題に対応するため、市町村では確保が難しい弁護士等を派遣し支援を行っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|-------------------------|-------------------|------|--|
| 委員会 の 意見 | 施策の成果 | 判定 | <p>施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> |
| | | 概ね適切 | <p>目標指標を達成しており、事業も順調に進んでいることから、施策の評価を検討することが必要であると考える。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | — |

施策番号3 持続可能な社会と環境保全の実現

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針)</p> | <p>1 再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成 ◇ 環境負荷が少なく災害に強いまちづくりに向けた再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入への支援及び市町村に対するエコタウン(スマートシティ)の形成支援などの取組を県内全域で展開していきます。 ◇ 復興需要等で増加が見込まれる温室効果ガス対策については、再生可能エネルギーの導入促進に加え、より一層削減効果の高い省エネルギー促進に重点を置いた施策を展開していきます。 ◇ 災害対応能力の強化をはじめ、環境負荷の低減や経済波及効果が期待できる水素エネルギーの利活用促進に取り組み、「東北における水素社会先駆けの地」の実現を目指します。</p> <p>2 自然環境の保全と実現 ◇ 被災した沿岸域における自然環境の維持・保護を図るとともに、本県の生物多様性の保全を図り、国や市町村、関係機関等と連携し、宮城の豊かな自然環境を内外に向けて発信していきます。 ◇ 野生生物の保護管理については、対象鳥獣に応じた適正な管理を行うとともに、計画的な個体数調整や狩猟者確保対策等を進めます。</p> |
|--|---|

| | | | | | | | |
|---------------------|---|-------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|---------------------|-------------------------|
| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | |
| | 1 | 再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ) | 20,793TJ (平成22年度) | 24,883TJ (令和元年度) | - (令和元年度) | N - | 25,891TJ (令和2年度) |
| | 2 | 県内の温室効果ガス排出量(千t-CO2) | 22,311千t-CO2 (平成25年度) | 21,087千t-CO2 (平成28年度) | - (平成28年度) | N - | 20,679千t-CO2 (令和2年度) |

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| <p>令和元年県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 43.0% | 21.8% | Ⅱ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II:「I」及び「Ⅲ」以外
 III:満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|---|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の目標指標「再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)」の令和元年度末時点での実績値は、施策評価策定時点で集計中のため、確認できない。 ・二つ目の目標指標「県内の温室効果ガス排出量(千t-CO2)」は、対象となる平成28年度実績算定に必要な国の資料の公表が例年より遅れたことから、施策評価策定時点で算定できない。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査結果では、「満足」「やや満足」とする高満足群の割合は平成29年度43.3%、平成30年度41.0%、令和元年度43.0%と概ね同程度で推移している。一方、「重要」「やや重要」とする高重視群の割合は、平成29年度67.6%、平成30年度66.7%、令和元年度70.8%と増加傾向にあり、環境に対する県民の意識が高まっていることがうかがえる。こうした動きを県民の環境配慮行動の実践につなげるための施策の実行や、施策の成果等を分かりやすく発信する取組が求められる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府の長期エネルギー需給見通しでは、2030年度における電源構成について、総発電量の22～24%程度を再生可能エネルギーで賄うこととしている。 ・パリ協定採択を受け、政府は、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比26%削減を目標とする地球温暖化対策計画や、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定している。世界的には、国際企業による気候変動対策が加速化し、製造業、情報通信業、小売業などの業種の国際企業が、100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業連合への参画が進むなど、脱炭素に向けた動きが急速に進展している。また、国内でも脱炭素社会に向けた動きが高まり、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明する自治体が増えている。 ・FIT制度の創設以降、県内では、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進展してきたが、導入件数の増加に伴い、設置場所や設置方法が多様化してきている。また、再生可能エネルギーによる電力の接続先系統の制約が顕在化してきている。 ・国において、みちのく潮風トレイルの設定やその関連施設であるトレイルセンター・ビジターセンター等の整備が概ね完了している。 ・平成27年5月に改正された「鳥獣保護管理法」に基づき、生息域の拡大や頭数の増加等により、人との軋轢が生じている4鳥獣(ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ)について管理計画を策定し、狩猟期間の延長や個体数調整の実施、有害捕獲許可権限の市町村移譲等に取り組み、適正な保護・管理を推進してきた。ここ数年、イノシシやニホンジカ等による農業被害は高い水準にあり、有害捕獲や個体数調整等による捕獲数は増加する傾向にある一方、捕獲の担い手は減少傾向にある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成」では家庭向けの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入の促進を図るため、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成を行った(延べ4,825件)ほか、低炭素型水ライフスタイル導入支援事業により、64世帯に対し節湯・節水機器や低炭素型浄化槽の導入補助を行った。また、事業者に対しては、業務用の高効率空調や高効率ボイラーなどの省エネルギー設備や、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を導入する47件の事業に対して補助を行ったほか、導入促進に向けて分野ごとにセミナーを5回開催した。 ・再生可能エネルギーを活用した取組を検討する団体が行う実現可能性調査補助を1件、設備設置を伴う事業化補助を2件の計3件の再エネ事業を段階的に支援した。また、エコタウン推進委員会では、木質バイオマスエネルギーをテーマにした講演会と視察会をそれぞれ開催したほか、市町村や地域団体のニーズに合わせて講師派遣を行う出張セミナー等を4回開催し、市町村のエコタウン形成を支援した。 ・地域と共生した太陽光発電事業となるための取組を太陽光発電事業者に促すことを目的に、太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインを策定した。 ・エネルギー供給源の多様化や自立分散型電源の普及を図る観点から、地域特性を活かした様々な再生可能エネルギーの導入を推進するため、未利用で大規模な導入が可能な沿岸地域における風力発電について、震災復興の観点も踏まえ導入を推進した。 ・商用水素ステーション(平成29年3月整備)、スマート水素ステーション(平成28年3月整備)、公用車FCV(平成28年3月導入)の水素関連施設等を東北で最も早く導入したところであるが、水素エネルギーの更なる利活用促進に向け、燃料電池自動車(FCV)の導入補助を行うとともに、FCVのカーレナタル・タクシーの導入実証及びFCVパスの路線での実証運行(乗車延べ人数約2,000人)を行い、FCVの利用機会の創出と水素エネルギーの認知度向上を図った。また、水素エネルギー発電設備を活用した水素エネルギー体験イベント(約650人参加)のほか、FCVの体験試乗会(3回)及び教職員研修会を開催するとともに、地域情報紙等に記事掲載(6回)し、県民の理解促進を図った。 ・「②自然環境の保全の実現」では、東日本大震災の影響により沿岸部の自然環境が大きく変容したため、自然環境の変化の状況や保護保全に関して、有識者から意見を伺い、今後の方向性を検討した。また、平成26年度に策定した「宮城県生物多様性地域戦略」について、推進会議の意見を踏まえながら第1次改訂を行い、20項目の数値目標を新たに設定したほか、県民への普及・啓発事業として、フォーラムの開催や、生物多様性マップを改訂し、広く県民に情報を発信した。さらに、三陸復興国立公園については、金華山島における生態系の保護保全対策を実施した。加えて、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び4つの第二種特定鳥獣管理計画を策定したほか、管理計画の実施状況を部会で審議した。また、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉(104検体)の放射性物質を測定し、速やかに県民や関係者に情報提供及び注意喚起を行った。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の目標指標「再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ)」の実績値は、現時点で把握できていないが、エネルギー種ごとの導入実績にばらつきがあるものの、FIT制度による導入件数や家庭向け再生可能エネルギー設備の増加などにより、電力については太陽光発電を中心に増加している。二つ目の目標指標「県内の温室効果ガス排出量(千t-CO2)」についても、現時点で実績値が把握できていないが、把握している直近年度では、復興需要が落ち着くなどの要因で減少に転じている。 目標指標の達成度は判定できないものの、各事業においては、家庭向け及び事業者向けの再生可能エネルギー設備・省エネルギー設備の導入や、指定管理鳥獣捕獲等事業の活用による野生鳥獣の適正管理が進むなど、持続可能な社会と環境保全の実現に向け一定の成果が現れていることなどを総合的に勘案し、「概ね順調」と評価した。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・エネルギー供給源の多様化や自立分散型エネルギーの普及を図るため、地理的優位性の高い太陽光発電など、地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入に取り組んできているが、更なる再生可能エネルギーの導入拡大と多様化を図るとともにエネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していく必要がある。</p> <p>・環境に配慮したまちづくり(エコタウンの形成)のため、市町村と連携して地域資源を活用した事業化を検討する事業者等を支援してきたが、再生可能エネルギーの導入促進を目指す取組は着実に進んでいるものの、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む団体数や、事業の定着は十分とはいえないことから、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む人材育成を含め、引き続き地域資源を活用した取組を支援していく必要がある。</p> <p>・災害対応能力の強化や環境負荷の低減及び次代を見据えた新たなエネルギーである水素エネルギーの定着のためには、日常生活において認知度を高めることが課題となっていることから、水素エネルギーに関する正しい知識の普及啓発に向けた取組をより一層進める必要があるほか、更なるFCVの普及拡大のためには、水素供給体制の強化が必要である。</p> <p>・県内の二酸化炭素排出量(温室効果ガス排出量)は震災前までは減少傾向であったが、震災後から増加傾向に転じており、平成27年度に前年度をやや下回ったものの依然として高止まりとなっており、県内の温室効果ガス排出量の約4割を占める民生部門(家庭・業務)の一層の削減が求められていることから、今後とも県民一人一人の更なる環境配慮行動への気付きと実践が必要である。</p> <p>・県内でも令和元年東日本台風により甚大な被害を被るなど、近年、気温の上昇や大雨の頻度増加など、気候変動の影響が各地で起きており、地球温暖化による被害の回避や軽減に対する適応策を推進する必要がある。</p> <p>・自然環境保全の推進については、地形や希少な動植物の生態系が、東日本大震災の影響により損なわれている地域がある。</p> <p>・生物多様性の保全については、県民の生物多様性に関する認知度が依然高いとは言えない状況である。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者の減少傾向が続いていることから、農業被害等の対策に加え、狩猟者の確保、後継者育成が急務である。またツキノワグマは、近年、出没件数の増加など人とのあつれきが社会問題となっており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持等を図っていく必要がある。</p> | <p>・未利用で大規模な導入が可能な沿岸地域における風力発電を推進するにあたり、周辺環境との調和及び地域の理解の醸成を図るため、地域協議会や住民説明会の開催を通じて事業計画を策定していく。また、県産未利用材をエネルギー利用する取組の事業化を支援するほか、地中熱などの熱を利用した取組の事業化や、農業、医療・福祉など熱需要が多い産業分野における熱利用の事業化を積極的に支援していく。</p> <p>・エコタウン形成のための協議会活動や実現可能性調査、ハード整備を伴う実証や詳細な事業計画の策定などに対する補助を継続して実施するとともに、県内各地で取り組みが進むよう、案件の掘り起こしを進めていく。また、これまで支援してきた事業者等には、専門家による技術面や採算性などのアドバイスを積極的に行うほか、新しく再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む人材育成のため、再生可能エネルギーの基礎知識や事業化のプロセスなどを学ぶ機会の提供など、事業化に向けた取組を進めていく。</p> <p>・県民の水素に関する認知度や理解度は、必ずしも高くないことから、さらなる水素エネルギーの定着のために、燃料電池自動車やタクシーの導入補助や試乗会、レンタカー事業を行うほか、水素エネルギー発電設備等を活用した体験イベント等を開催し、生活に身近な分野における普及啓発を推進していく。また、新たに燃料電池バスを路線バスに導入するとともに、民間事業者が行う商用水素ステーションの整備を支援するなど、水素エネルギーの利活用推進に積極的に取り組んでいく。</p> <p>・次期宮城県環境基本計画(令和3年度から)に「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目標に掲げることとしており、まずは、平成30年10月に策定した宮城県地球温暖化対策実行計画と再生可能エネルギー・省エネルギー計画に基づく施策を展開し、効果的な県民運動や県民総ぐるみによる省エネ・再エネ等の導入促進などを図っていくほか、県自ら環境配慮行動を率先して行うため、県有施設に再生可能エネルギー設備を導入する方策を検討するなど、県民、事業者などすべてが主体となる環境に配慮した行動を促していく。</p> <p>・温室効果ガスを抑制する緩和策に加え、気候変動影響に備える適応策の認知度の向上や地域の適応策のリーダーを育成するため、サイエンスカフェやワークショップを開催するなど、地域の気候変動適応策も推進していく。</p> <p>・自然環境保全の推進については、沿岸部の湿地等の再生・保全の検討に向け、蒲生干潟自然再生協議会の再開の是非に係る関係者間調整等の準備を進める。</p> <p>・「生物多様性地域戦略」の第1次改訂を行い、新たに設定した20項目の数値目標に基づき、進行管理を図るとともに、引き続き認知度の向上に努める。</p> <p>・野生生物の保護管理の推進については、平成29年度から5年間で計画期間とする第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、対象鳥獣に応じた適正な管理を行う。特にイノシシ及びニホンジカについては、平成27年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や狩猟後継者の育成を行い、生態系の維持及び農業被害等の軽減を図る。また、ツキノワグマについては、市街地等に出没した場合の対応等を整備するなど、適切な管理が図れるよう検討していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | <p>施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部分不十分な点が見られる。</p> <p>全ての目標指標において、「N(実績値が把握できない等の理由で判定できない)」となっているにもかかわらず、施策については、「概ね順調」と評価した根拠について、指標以外で判断材料とした成果をその重要性を含め、具体的に記載する必要がある。</p> <p>なお、今後は、取組の進捗状況を判断できる代替指標の記載を検討することが必要であるとする。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>二酸化炭素排出量を削減するために、どのような分野に働きかけを行うか、その根拠を示すとともに、対象について明確にした上で、課題と対応方針を記載することが必要であるとする。</p> |

宮城県震災復興計画【保健・医療・福祉の分野】

政策番号2 保健・医療・福祉提供体制の回復

被災地においては仮設住宅での生活が長期化するなど、被災者は厳しい環境の下にあり、地域の暮らしを支える保健・医療・福祉提供体制の一日も早い回復が求められている。このため、被災者の健康な生活を確保することを最優先に取り組むとともに、地域特性や再建後の地域社会の姿を想定しながら、地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実を図り、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築していくことが必要である。そのため、安心できる地域医療の確保、未来を担う子どもたちへの支援及び高齢者や障害者などだれもが住みよい地域社会の構築に向けた取組を進める。

特に、被災地における地域医療の復興を目指して、被災医療機関の再整備や医療機関相互の連携体制の構築等に向けた取組を強化する。また、社会福祉施設等の復旧に引き続き取り組むほか、子どもを含めた被災者の心のケアや保健・医療・福祉分野のサービスに携わる人材の養成確保に努める。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | | 達成度 | 施策評価 |
|------|-----------------|--------------------------|----------------------------------|---------------------|---|------|------|
| | | | | (指標測定年度) | | | |
| 1 | 安心できる地域医療の確保 | 2,493,350 | 被災した病院、有床診療所の復旧箇所数(箇所) [累計] | 115箇所 (令和元年度) | A | 順調 | |
| | | | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計](分野(7)①に再掲) | 16箇所 (令和元年度) | A | | |
| | | | 県の施策による地域医療連携システムへの登録患者数 | 24件 (令和元年度) | A | | |
| 2 | 未来を担う子どもたちへの支援 | 4,490,270 | 被災した保育所の復旧箇所数(箇所)[累計] | 133箇所 (令和元年度) | B | 概ね順調 | |
| | | | 被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数(箇所)[累計] | 20箇所 (令和元年度) | A | | |
| 3 | だれもが住みよい地域社会の構築 | 5,999,958 | 認知症サポーター数(人)[累計] | 238,703人 (令和元年度) | A | 概ね順調 | |
| | | | 生活支援コーディネーター修了者数(人)[累計] | 841人 (令和元年度) | A | | |
| | | | 被災した障害者福祉施設の復旧箇所数(箇所) [累計] | 137箇所 (令和元年度) | B | | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

| ■ 政策評価 | 概ね順調 |
|--|------|
| 評価の理由・各施策の成果の状況 | |
| <p>・保健・医療・福祉提供体制の回復に向けて、3つの施策を実施した。</p> <p>・施策1の「安心できる地域医療の確保」については、医療施設災害復旧事業が着実に進んでおり、被災地における当面の医療機能は確保されている。保健・医療・福祉連携における医療勤務環境改善支援事業では、医療勤務環境改善支援システムを導入する医療機関が増加しており、順調に推移している。目標指標1～3については、「A」となっていることから、本施策としては、「順調」と判断した。</p> <p>・施策2の「未来を担う子どもたちへの支援」については、子ども総合センターで「子どもの心のケア体制強化事業」を実施し、クリニックの診療体制強化と研修事業を実施した。また、子どもから大人までの切れ目のない支援、家庭の不安定さに起因する子どもの心の問題に対処するため、「みやぎ心のケアセンター」を運営している公益社団法人宮城県精神保健福祉協会に委託し、被災した子どもや保護者を対象に、心のケアに関する相談対応を行ったほか、市町や学校などに、児童精神科医や心理士、保健師などの専門家を派遣し助言等を行った。ひとり親家庭に対し、支援策紹介誌を作成し、各市町村へ情報提供するとともに、児童扶養手当現況届時に配付し、支援制度の周知を図った。また、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金を支給し、経済的な支援を行った(令和元年度:支援金(未就学児)受付人数1人、奨学金受付人数570人)。目標指標1については、目標を下回ったものの、保育所及び児童館・児童センターの復旧・再開は概ね計画どおりに進捗している。地域全体での子ども・子育て支援については、市町村の支援体制の強化、児童相談所の児童福祉司義務研修による専門性の強化等新たに児童虐待防止の強化事業を実施するとともに、児童相談所全国共通ダイヤルの受付事務の民間委託体制を整備し、24時間体制で児童虐待の早期発見を図るなどの取組を行った。また、被災地において子育て支援活動を行う団体等を対象とした研修会の実施(10回、参加者125人)により支援者の資質向上が図られた。さらに、支援者同士が効率的な支援のために連携できる環境づくりを目的とした圏域ごとの調整会議の開催(5回、参加者76人)により、地域の実情に応じた支援体制の構築が図られた。平成30年度11月にリニューアルした「みやぎ子育て支援パスポート」の普及啓発に務めるとともに、子育て支援情報誌の発行や先進的な子育て支援に取り組んでいる企業の表彰などを通じて、県民総参加による「子育て支援を進める県民運動」を積極的に展開し、機運の醸成に努めた。全ての事業で成果が出ていることから、本施策としては、「概ね順調」と判断した。</p> <p>・施策3の「だれもが住みよい地域社会の構築」については、「みやぎ心のケアセンター事業」による相談支援や人材育成により、被災者の震災による心的外傷後ストレス(PTSD)やうつ病等心の問題に対応したほか、石巻、気仙沼の2地区2団体によるアウトリーチ(訪問支援)等を行った。また、自死を防ぐための人材養成等を実施した。社会福祉施設等の整備については、「障害福祉施設整備復旧事業」のほか、聴覚障害全般に関する相談・情報提供窓口の設置、就労支援事業所の販路開拓支援(販売会27回)や販売力強化セミナー(2回)等を行った。さらに、地域包括ケアシステムの充実・推進については、宮城県地域包括ケア推進協議会で策定した「地域包括ケアアクションプラン(第2ステージ)」に基づき、地域支え合いの推進のために、学識経験者等のアドバイザー派遣(17市町村, 35回)や圏域別情報交換会の開催(4箇所, 7回)、介護予防推進のために、地域づくりによる集いの場推進研修会を開催し、市町村支援を行った。目標指標1及び2については、目標値を越え「A」となっている。障害者支援施設等の社会福祉施設の復旧事業は概ね完了しており、被災者の心のケア、被災障害者や事業所の相談体制の整備、地域包括ケアの推進等、ソフト面の取組についても一定の成果を上げていることから、本施策については、「概ね順調」と判断した。</p> <p>・保健・医療・福祉提供体制の回復については、仮設住宅での生活が長期化していること、災害公営住宅への移行による環境の変化により、被災者は心身ともに厳しい環境の下におき、被災者の健康な生活を確保することを最優先に取り組む必要がある。施策1から3までの実績と成果を総合的に勘案し、本政策全体としては、「概ね順調」に推移していると判断した。</p> | |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策1について、復旧を予定していた病院、有床診療所、歯科診療所の全ての施設の復旧が完了。今後は各施設の運営上の課題等に対し、細やかな支援が必要である。また、今後は、まちづくりや住宅再建等に合わせ、地域医療連携体制の再構築を推進する必要があるほか、医療人材の確保等、ソフト面での支援が重要となってくる。</p> | <p>・施策1については、引き続き、被災地のまちづくり構想とも整合する形で地域医療体制の整備を推進する。また、地域における医療と介護の連携を市町村とともに深め、被災者の健康状況や支援ニーズを把握しながら、市町の保健活動を県として支援していく。</p> |
| <p>・施策2について、震災から9年が経過し、震災孤児を養育している里親の高齢化による健康上の問題や思春期を迎えた震災孤児の養育などの不安が認められることから、震災孤児を養育する里親の開拓と里親に対する支援体制を強化する必要がある。震災の影響に伴う心的外傷後ストレス障害等を持つ子どもは減少しているものの、震災の影響により家庭の不安定さに起因すると思われる子どもの心の問題が増加していることから、このような子どもたちに対するケアを継続して行う必要がある。また、平成30年度に実施した「宮城県ひとり親世帯等実態調査」結果から、震災でひとり親となった母子世帯は、パート等の臨時雇用者の割合が一般世帯に比べて高く、自立に向けた支援を継続して行う必要がある。家庭が震災により影響を受けている場合、震災の後に生まれた子どもでも、行動が落ち着かない傾向が見られる等、新たな課題も生じており、引き続き被災地の状況に応じたきめ細やかな支援を行う必要がある。また、県民意識調査の結果から、本施策に対する重視度は高く、満足群・不満足群の割合による区分はIであるものの、合計特殊出生率(平成30年1.30、全国44位)は依然と低迷していることから、市町村、民間企業等とも連携し、安心して子育てができる地域社会の実現に引き続き取り組む必要がある。</p> | <p>・施策2については、里親制度や児童相談所を活用し、きめ細やかな支援を継続実施するとともに、里親制度の普及啓発等を行い、なり手の開拓を図るほか、早期に長期的な支援体制の構築を図る。児童精神科医及び心理士等による巡回指導や医療的ケア等を継続、沿岸部市町への臨床心理士派遣等を行うとともに、保育士等子どもと直接関わる職種向けに心のケアに関する研修を行い、一体的な対応を図るほか、早期に子どものみならず家庭全体を支援する体制の構築を図る。ひとり親家庭の自立に向け、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び促進資金貸付金など複数の支援策を分かりやすく周知し、自立に向けた資格取得等を継続支援する。また、各保健福祉事務所に引き続きひとり親家庭支援員を配置し、関係機関と連携協力し、ひとり親家庭に対する支援体制の充実に努める。被災地の多様なニーズ・課題にきめ細やかに対応するため、NPO等とも連携し、引き続き、研修会の実施等により子育て支援講座を行う支援者の資質の維持・向上を図るとともに、情報・意見の交換等を通じた、支援者間の連携強化に取り組む。また、市町村等と連携し、施設の整備による保育サービスの充実等に努めるとともに先進的な子育て支援に取り組む企業を「みやぎの子育てにやさしい企業」として広く紹介する、独自のサービス提供で子育て世帯を応援する「みやぎっこ応援の店」の普及に努めたりするなど、地域全体で子育てを支援する機運醸成にも継続して取り組む。</p> |
| <p>・施策3について、長期化する心のケアについてはみやぎ心のケアセンターを中心として、市町、関係機関との連携による取り組みのほか、被災沿岸地域の精神科病院等への委託による精神障害者アウトリーチ推進事業(訪問支援)を実施するなど取り組んできたが、震災後の度重なる災害公営住宅入居などの生活環境の変化等により、依然として、保健所・市町だけでは対応しきれない数の相談が寄せられている。うつ病・アルコール関連問題など長期的にきめ細やかな支援を必要とするケースが増え、問題が深刻化・複雑化している。更には、もともと沿岸地域では医師や精神保健福祉士、保健師などの専門職員が少なかったうえ、震災後採用の保健師等が増加しており市町の人材の確保・育成や保健所及び精神保健福祉センターの機能強化が必要である。「障害福祉施設整備復旧事業」については、被災前の状態への復旧を支援する事業であるが、自宅、家族等の被災により震災前は在宅生活が可能であった方がグループホーム等の障害福祉サービスの利用を希望されるなど、震災後、既存の事業所の復旧だけでは対応しきれない新たな障害福祉サービスへの需要が高まっている。また、被災地においては、これまでのハード面の復興からソフト面の復興への取組が求められている。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るため、医療・介護・住民団体・生活支援などの関係機関が連携・協働しながら、高齢者の生活を支え、サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向けた取組を進めていく必要がある。県内35市町村のうち17市町村で介護予防を目的とした「地域ケア会議」が立ち上がっていない状況のため、今後も地域の実情に応じ、取組が遅れている市町村への支援を行っていくことが課題となる。プレハブ仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴い、新たな地域コミュニティ形成が求められているが、沿岸被災地では、他の地域と比べ高齢化率が高く、地域活動を支える担い手が不足している。また、支援者には、権利擁護、成年後見制度など、より専門性の高い知識が必要とされる場面もある。市町村との連携のもと、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が必要である。</p> | <p>・施策3については、引き続き、「みやぎ心のケアセンター」の取組を中心として、子どもから大人まで切れ目のない心のケアに取り組むとともに、深刻化・複雑化した問題に対応するための専門職の人材育成を図る。また、新たな障害福祉サービス需要に対しては、第5期障害福祉計画に基づき、地域の実情等を踏まえてグループホームの整備など、提供体制の確保を図る。地域包括ケアシステムの充実・推進に向けて、「地域包括ケア推進アクションプラン(第2ステージ)」に基づき、医療・介護基盤の確保、多職種連携体制構築の推進、高齢者の健康維持・管理、生活支援サービスの充実及び住まいの確保、認知症地域ケアの推進、介護人材の確保・養成・定着に取り組んでいく。地域包括ケアシステムを推進していくうえで有効なツールのひとつである「地域ケア会議」の開催や介護予防のための「通いの場」の充実・推進に向け、アドバイザー派遣など継続的に市町村の支援を行っていく。災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの形成を支援するため、社会福祉士等を派遣し、住民主体による持続的な地域コミュニティの形成に向けた支援を行う。また、専門性の高い法的な課題に対応するため、市町村では確保が難しい弁護士等を派遣し支援を行っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|-----------|---|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 要検討 | <p>評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。</p> <p>施策1について要検討の判定を行ったところであるが、その結果、施策1の記載を見直した場合は、その結果を踏まえた上で、政策についても記載の見直しを行う必要があると考える。</p> |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>施策2で示した「被災した保育所の残り2施設の復旧されない理由と令和元年度の取組」及び施策3で示した「被災した障害者福祉施設の残り1箇所が復旧していないことによる地域への影響等」について、加筆・修正した内容を踏まえ、政策の課題と対応方針について記載することが必要であると考えます。</p> |

施策番号1 安心できる地域医療の確保

| | |
|--|--|
| 施策の方向 （「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針） | 1 被災市町村の健康づくり施策の支援 ◇ 被災住民の健康状況の把握、健康の保持増進等のため、市町村などと連携し、被災者の健康調査、看護職員による健康相談、リハビリテーション専門職による運動指導等の支援を行います。 2 被災医療機関等の再整備の推進 ◇ 被災市町の復興まちづくりの方向性と整合を図りながら、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーションの復旧・復興に向けた取組を推進し、安心して医療を受けられる体制を整備します。 3 保健・医療・福祉連携の推進 ◇ 医療資源の不足を医療機関の相互協力、東北大学や東北医科薬科大学との連携などによりカバーできる状況を整備し、ライフサイクルに応じた切れ目のない医療提供体制を推進するため、ICT(情報通信技術)を活用した医療福祉情報ネットワークシステムの利用による病院、診療所、福祉施設、在宅サービス事業者等の連携強化や情報共有等を推進します。 |
|--|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|------------------|----------------------------|-----------------|------------------|---------------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | | 1 | 被災した病院、有床診療所の復旧箇所数(箇所)[累計] | 0箇所 (平成23年度) | 115箇所 (令和元年度) | 115箇所 (令和元年度) |
| 2 | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計] | 12箇所 (平成19年度) | 16箇所 (令和元年度) | 16箇所 (令和元年度) | A 100.0% | 16箇所 (100%) (令和2年度) |
| 3 | 医療勤務環境改善マネジメントシステム導入医療機関数(件) | 12件 (平成22年度) | 16件 (令和元年度) | 24件 (令和元年度) | A 300.0% | 20人 (令和2年度) |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 49.2% | 21.2% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II:「I」及び「III」以外
 III:満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| | | | |
|---------------|---|--------------|--|
| ■ 施策評価 | 順調 | 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・一つ目の指標「被災した病院、有床診療所の復旧箇所数」については115施設全てが復旧したため「A」とした。 ・二つ目の指標「災害拠点病院の耐震化完了数」では、県内の災害拠点病院は従前から耐震化を進めており、3病院が完了に至らない状況で被災したが、2病院が平成26年度までに耐震化を完了したほか、残りの1病院についても、平成29年度までに耐震化を完了したことから「A」とした。 ・三つ目の指標「医療勤務環境改善マネジメントシステム導入医療機関数」は、目標値を上回る24件であったことから「A」とした。 | | |
| 県民意識 | ・令和元年県民意識調査では、高重視群が80.1%と比較的高い一方で、満足群が49.2%と半数を下回っていることから、県民の期待度は高く、より一層、施策の充実が求められているといえる。 ・満足群・不満群の割合による区分は「II」に該当する。 | | |
| 社会経済情勢 | ・今後再開を目指す医療機関の施設・設備の復旧に向けた支援はほぼ完了している。 ・一方仮設住宅や民間賃貸に入居している被災住民は、令和2年3月現在で63人となり、長期に渡り居住地を離れた避難生活の中でさまざまな課題に直面しており、被災者が県内どこに住んでも必要な保健福祉サービスの提供が求められている。 | | |
| 事業の成果等 | ・「被災市町村の健康づくり施策の支援」における健康支援事業では、被災者特別検診等事業など全ての事業で成果が出ており、順調に推移していると考えられる。 ・「被災医療機関等の再整備の推進」では、医療施設災害復旧事業が着実に進んでおり、被災地における当面の医療機能は確保されている。また、他県からの支援受入に係る経費等を助成する医師等医療系人材確保・養成事業など、実施したほとんどの事業で成果があり、順調に推移していると考えられる。 ・「保健・医療・福祉連携」における医療勤務環境改善支援事業では、医療勤務環境改善支援システムを導入する医療機関が増加しており、順調に推移していると考えられる。 ・上記の事業成果等を総合的に判断し、本施策については「順調」とする。 | | |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・復旧を予定していた病院、有床診療所、歯科診療所の全ての施設の復旧が完了。今後は各施設の運営上の課題等に対し細やかな支援が必要である。</p> <p>・今後は、まちづくりや住宅再建等に合わせて、地域医療体制の再構築を推進する必要があるほか、未だに仮設住宅等で暮らす方々の健康支援などソフト面での支援が求められる。</p> | <p>・引き続き、被災地のまちづくり構想とも整合する形での地域医療体制の整備を推進する。</p> <p>・地域における医療と介護の連携を市町村とともに深め、被災者の健康状態やニーズを把握しながら、被災市町の保健活動を支援していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|---------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 判定 | <p>評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。</p> |
| | 要検討 | <p>目標指標3「医療勤務環境改善マネジメントシステム導入医療機関数」について、施策の方向性との関連性が分かるよう記載する必要があると考える。</p> <p>また、目標指標3は変更されているが、平成30年度までの目標指標3「地域医療連携システムへの登録患者数」について、医療福祉情報ネットワークシステムの利用による連携強化等が今年度も引き続き施策の方向に記載されていることから、昨年度の最終評価で取り組むとされた登録患者数の状況については、事業の成果等に記載を加えることが必要であると考えられる。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | <p>施策の方向に沿った課題を設定し、それに対応した対応方針を記載することが必要であると考えられる。</p> |

施策番号2 未来を担う子どもたちへの支援

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | <p>1 被災した子どもと親への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 震災で親を亡くした子どもや里親への支援などを行うため、関係機関との協力体制を強化し、長期的・継続的に支援を行います。 ◇ 教育分野をはじめ関係機関と連携・協力し、就学等により途切れることのないよう、中長期的な視点を持って子どもたちの心のケアを進めます。また、教員等を対象とした子どもの心のケアに関する研修会を実施します。 ◇ 母子父子寡婦福祉資金の貸付の実施、市町村窓口などひとり親家庭支援従事者へ情報提供の強化を図るほか、東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金等により、経済的な支援等を行います。 <p>2 児童福祉施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災市町の復興まちづくりに合わせて保育所、児童館等の移転、建替えなども含め、子育て支援施設の整備を支援します。 <p>3 地域全体での子ども・子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 子どもやその家族等を支援するため、NPO等の各種団体、関係機関と連携・協力しながら、多様なニーズに対応した保育サービスの促進や児童虐待及びDV事案の未然防止と適切な支援の提供を推進します。また、安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現を図るため、子育て支援の県民運動を進めます。 |
|--|---|

| 目標指標等 | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|------------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|-----------------|-----|---|---------------------|------------------|------------------|---|-------|------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|---|--------|-----------------|--|--|--|--|
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">初期値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">目標値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">実績値 (指標測定年度)</th> <th colspan="2">達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0箇所 (平成22年度)</td> <td>135箇所 (令和元年度)</td> <td>133箇所 (令和元年度)</td> <td>B</td> <td>98.5%</td> <td>135箇所 (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0箇所 (平成22年度)</td> <td>20箇所 (令和元年度)</td> <td>20箇所 (令和元年度)</td> <td>A</td> <td>100.0%</td> <td>20箇所 (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | 達成率 | 1 | 0箇所 (平成22年度) | 135箇所 (令和元年度) | 133箇所 (令和元年度) | B | 98.5% | 135箇所 (令和2年度) | 2 | 0箇所 (平成22年度) | 20箇所 (令和元年度) | 20箇所 (令和元年度) | A | 100.0% | 20箇所 (令和2年度) | | | | |
| | | | | | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 0箇所 (平成22年度) | 135箇所 (令和元年度) | 133箇所 (令和元年度) | B | 98.5% | 135箇所 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 0箇所 (平成22年度) | 20箇所 (令和元年度) | 20箇所 (令和元年度) | A | 100.0% | 20箇所 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|---------------------|----------------------|-------------------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満足群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 50.7% | 17.8% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| | |
|---------------|---|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <p>・一つ目の指標「被災した保育所の復旧箇所数」は、目標値135か所に対し、実績値133か所で達成率は98.5%、達成度は「B」に区分される。</p> <p>・二つ目の指標「被災した児童館及び児童センターの復旧箇所数」については、目標値20か所に対し、実績値20か所で、達成率は100%、達成度は「A」に区分される。</p> |
| 県民意識 | <p>・令和元年県民意識調査では、沿岸部、内陸部ともにほぼ同じような傾向であり、県全体では、高重視群が81.5%(前年79.0%)となるなど、依然として県民の関心は高いと考えられる。</p> <p>・満足群は50.7%(前年46.4%)で比較的高い数値で推移している。「分からない」と回答した割合が31.6%(前年34.2%)あるものの、この施策は県民に概ね理解されているものと考えられる。</p> <p>・満足群・不満群の割合による区分は、沿岸部、内陸部ともに「I」であり、県全体で「I」に該当する。</p> |
| 社会経済情勢 | <p>・被災した児童福祉関連施設の復旧と併せて被災した子どもの心理的ケアや親への支援が引き続き求められている。</p> |
| 事業の成果等 | <p>・「1 被災した子どもと親への支援」においては、子ども総合センターで「子どもの心のケア体制強化事業」を実施し、クリニックの診療体制強化と研修事業を実施した。また、子どもから大人までの切れ目のない支援、家庭の不安定さに起因する子どもの心の問題に対処するため、「みやぎ心のケアセンター」を運営している公益社団法人宮城県精神保健福祉協会に委託し、被災した子どもや保護者を対象に、心のケアに関する相談対応を行ったほか、市町や学校などに、児童精神科医や心理士、保健師などの専門家を派遣し助言等を行った。</p> <p>ひとり親家庭に対しては、支援策を紹介する「ほっとブック」を作成し、各市町村へ情報提供するとともに、児童扶養手当現況届時に配布し、支援制度の周知を図った。また、東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金を支給し、経済的な支援を行った。(令和元年度: 支援金(未就学児)受付人数1人、奨学金受付人数 570人)</p> <p>・「2 児童福祉施設等の整備」においては、令和元年度末時点で、保育所の復旧・再開が133か所(被災施設135か所中)、児童館・児童センターの復旧・再開が20か所(被災施設20か所中)となるなど、概ね計画どおりに進捗している。</p> <p>・「3 地域全体での子ども・子育て支援」においては、児童虐待への対応として、市町村の支援体制の強化、児童相談所の児童福祉司義務研修による専門性の強化等を実施するとともに、児童相談所全国共通ダイヤルの受付事務の民間委託体制を整備し、24時間体制で児童虐待の早期発見を図るなどの取組を行った。</p> <p>被災地において、子育て世帯が安心して生活できるよう子育て支援活動を行う団体等を対象とした研修会の実施(10回、参加者125人)により支援者の資質向上が図られた。さらに、支援者同士が効率的な支援のために連携できる環境づくりを目的とした圏域ごとの調整会議の開催(5回、参加者76人)により、地域の実情に応じた支援体制の構築が図られた。</p> <p>また、平成30年11月にリニューアルした「みやぎ子育て支援パスポート」の普及啓発(協賛店舗数 平成30年度: 1,591店舗→令和元年度: 2,181店舗、利用登録数 平成30年度: 12,000人→令和元年度: 21,259人、PR動画再生回数 約22万回)に努めるとともに、子育て支援情報誌の発行(年4回)や先進的な子育て支援の取組をしている企業の表彰などを通じて、県民総参加による「子育て支援を進める県民運動」を積極的に展開し、機運の醸成に努めた。</p> <p>・したがって、全ての事業で成果が出ていることから、概ね順調に推移していると考えられる。</p> <p>・以上により、施策の目的である「未来を担う子どもたちへの支援」は「概ね順調」と判断する。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・震災から9年が経過し、震災孤児を養育している里親の高齢化による健康上の問題や思春期を迎えた震災孤児の養育などの不安が認められることから、震災孤児を養育する里親の開拓と里親に対する支援体制を強化する必要がある。</p> <p>・震災の影響に伴う心的外傷後ストレス障害等を持つ子どもは減少しているものの、震災の影響による家庭の不安定さに起因すると思われる子どもの心の問題が増加している。(心のケアセンターの相談件数 平成28年:230件, 平成29年:281件, 平成30年:330件) このような子どもたちに対するケアを継続して行う必要がある。</p> <p>・平成30年度に実施した「宮城県ひとり親世帯等実態調査」では、震災でひとり親となった母子世帯は、パート等の臨時雇用者の割合が約4割と高く(一般世帯は3割)、自立に向けた支援を継続して行う必要がある。</p> <p>・家庭が震災により影響を受けている場合、震災の後に生まれた子どもでも、行動が落ち着かない傾向が見られる等、新たな課題も生じており、引き続き、被災地の状況に応じたきめ細やかな支援を行う必要がある。</p> <p>・県民意識調査において、この施策に対する県全体での高重視群の割合は80%を超え、満足群・不満足群の割合による区分はIであるものの、合計特殊出生率(平成30年:1.30, 全国44位)は依然と低迷していることから、市町村、民間企業等とも連携し、安心して子育てができる地域社会の実現に引き続き取り組む必要がある。</p> | <p>・里親制度や児童相談所を活用し、きめ細やかな支援を継続実施するとともに、里親制度の普及啓発等を行い、なり手の開拓を図るほか、早期に長期的な支援体制の構築を図る。</p> <p>・児童精神科医及び心理士等による巡回指導や医療的ケア等を継続、沿岸部市町への臨床心理士派遣等を行うとともに、保育士等子どもと直接関わる職種向けに心のケアに関する研修を行い、一体的な対応を図るほか、早期に子どものみならず家庭全体を支援する体制の構築を図る。</p> <p>・ひとり親家庭の自立に向け、母子父子寡婦福祉資金貸付金のほか高等職業訓練促進給付金及び促進資金貸付金など複数の支援策を分かりやすく周知し、自立に向けた資格取得等を継続支援する。また、各保健福祉事務所に引き続き、ひとり親家庭支援員を配置し、関係機関と連携協力し、ひとり親家庭に対する支援体制の充実に努める。</p> <p>・被災地の多様なニーズ・課題にきめ細やかに対応するため、NPO等とも連携し、引き続き、研修会の実施等により子育て支援活動を行う支援者の資質の維持・向上を図るとともに、情報・意見の交換等を通じた、支援者間の連携強化に取り組む。</p> <p>・市町村等と連携し、施設の整備による保育サービスの充実等に努めるとともに、先進的な子育て支援の取り組みを行っている企業を「みやぎの子育てにやさしい企業」として広く紹介したり、独自のサービス提供で子育て世帯を応援する「みやぎっこ応援の店」の普及に努めたりするなど、地域全体で子育てを支援する機運醸成にも継続して取り組む。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|--------|-------------------|----|--|
| | | | |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 目標指標1「被災した保育所の復旧箇所数」について、残り2施設が復旧されていない原因を明確に示し、令和元年度に実施した取組と、令和2年度に復旧する見込みとなった理由について、具体的に記載することが必要であるとする。 |

施策番号3 **だれもが住みよい地域社会の構築**

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 県民と心のケア ◇「みやぎ心のケアセンター」などによる被災者への相談支援を行うとともに、人材の育成・確保に取り組み、子どもから大人までの切れ目ない心のケアの充実を図ります。また、県民への自死防止のための広報啓発など自死予防対策を推進します。</p> <p>2 社会福祉施設等の整備 ◇ 被災した特別養護老人ホーム、グループホーム等の復旧を支援します。 ◇ 被災市町村の新たなまちづくりと歩調を合わせながら、必要な施設、事業所等の適正配置を進め、いつでも必要な支援やサービスが利用でき、だれもが安心して生活できる地域環境づくりを推進します。</p> <p>3 地域包括ケアシステムの充実・推進 ◇ 被災地域の实情に応じ、高齢者が認知症になったときでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・推進を図ります。</p> <p>4 災害公営住宅を含む地域の包括的な支えあいの体制の構築 ◇ 災害公営住宅などの新しい生活の場においても、引き続き、長期的な視点で見守り等の支援体制を継続し、住民同士による支え合い体制の構築に向け、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携し、高齢者や障害者等が安心して生活できる地域コミュニティの構築等を進めます。</p> |
|--|---|

| | | | | | | |
|---------------------|--|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|---------------------|
| <p>目標指標等</p> | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 認知症サポーター数(人)[累計] | 15,414人 (平成20年度) | 211,548人 (令和元年度) | 238,703人 (令和元年度) | A 113.8% | 232,000人 (令和2年度) |
| 2 | 生活支援コーディネーター修了者数(人)[累計] | 0人 (平成26年度) | 725人 (令和元年度) | 841人 (令和元年度) | A 116.0% | 825人 (令和2年度) |
| 3 | 被災した障害者福祉施設の復旧箇所数(箇所)[累計] | 0箇所 (平成22年度) | 138箇所 (令和元年度) | 137箇所 (令和元年度) | B 99.3% | 138箇所 (令和2年度) |

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| <p>令和元年県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 44.8% | 19.6% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
 I : 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II : 「I」及び「III」以外
 III : 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「認知症サポーター数」については、養成講座の開催件数の増加により、238,703人となり、達成率113.8%と目標値を大きく上回ったことから達成度は「A」に区分される。 ・目標指標2の「生活支援コーディネーター修了者数」については、841人となり、達成率116.0%と目標値を大きく上回ったことから達成度は「A」に区分される。 ・目標指標3の「被災した障害者福祉施設の復旧箇所数」については、国及び県による補助事業等の財政支援により復旧事業を促進した結果、1か所を除く99.3%の施設が事業を再開できており、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標ではないものの、心のケアの活動拠点である「みやぎ心のケアセンター」による令和元年度の相談実績は面接4,042件、電話1,917件であり、支援ニーズは高止まりの状況にある。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査で、本施策と関連する震災復興の政策2施策3「誰もが住みよい地域社会の構築」を見ると、高重視群の割合は前回調査から1.1%増加して75.0%、満足群の割合は2.5%増加して44.8%となった。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・震災後の生活再建が本格化する中で、被災者の心の問題に関する相談件数は高止まりの状況にあり、うつ病・アルコール関連問題など長期的にきめ細やかな支援を必要とするケースが増加している。 ・国においては、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』（平成31年3月8日閣議決定）の中で、心のケア等の被災者支援について適切に対応する旨が明記された。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・① 県民の心のケアについては、「みやぎ心のケアセンター運営事業」による相談支援や人材育成により、被災者の震災による心的外傷後ストレス障害(PTSD)やうつ病、アルコール関連問題等心の問題に対応したほか、「被災地精神保健対策事業」による石巻、気仙沼の2地区2団体によるアウトリーチ(訪問支援)や、仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する助成を行った。また、震災で様々な問題を抱え、自死に追い込まれる被災者が増加することが懸念されることから、「自殺対策緊急強化事業」により、自死を防ぐための人材養成研修や講演会を実施した。 ・② 社会福祉施設等の整備については、「障害福祉施設整備復旧事業」のほか、「聴覚障害者情報センター運営事業」による聴覚障害全般に関する相談・情報提供窓口の設置等を実施し、「被災障害者就労支援事業所等復興支援体制づくり事業」による就労支援事業所の販路開拓支援(販売会27回)や販売力強化セミナー(2回)、被災した事業所を中心としたコミュニティ形成の支援として連絡会議(6回)を開催するなどした。 ・③ 地域包括ケアシステムの充実・推進については、宮城県地域包括ケア推進協議会で策定した「地域包括ケアアクションプラン(第2ステージ)」に基づき、地域包括支援センター職員研修の開催(3回、321人参加)、地域ケア会議への専門職の派遣(支援回数122回、派遣人数202人)、地域支え合いの推進のために、学識経験者等のアドバイザー派遣(17市町村、35回)や圏域別情報交換会の開催(4箇所、7回)、介護予防推進のために、地域づくりによる通いの場推進研修会等を開催し、市町村支援を行った。 ・④ 災害公営住宅を含む地域の包括的な支え合いの体制の構築については、「地域支え合い体制づくり事業」において10市町33箇所の市町サポートセンターの運営支援や被災者支援従事者の研修の実施(延べ約1,000人)、被災者支援情報誌の配布、災害公営住宅の移行支援等を行った。 ・以上の事業の実施により、障害者支援施設等の社会福祉施設の復旧事業は概ね完了しており、被災者の心のケア、被災障害者や事業所の相談体制の整備、地域包括ケアの推進等、ソフト面の取組についても一定の成果を上げていると考えられるため、本施策については「概ね順調」と評価する。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・被災者の心のケアについては、みやぎ心のケアセンターを中心として、市町、関係機関との連携による取組のほか、被災沿岸地域の精神科病院等への委託による精神障害者アウトリーチ推進事業(訪問支援)を実施するなど取り組んできたが、震災後の度重なる災害公営住宅入居などの生活環境の変化等により、依然として、保健所・市町村だけでは対応しきれない数の相談が寄せられている。うつ病・アルコール関連問題など長期的にきめ細やかな支援を必要とするケースが増え、問題が深刻化・複雑化している。更には、もともと沿岸地域では医師や精神保健福祉士、保健師などの専門職員が少なかったうえ、震災後採用の保健師等が増加しており、市町村の人材の確保・育成や保健所及び精神保健福祉センターの機能強化が必要である。</p> <p>・「障害福祉施設整備復旧事業」については、被災前の状態への復旧を支援する事業だが、自宅、家族等の被災により震災前は在宅生活が可能であった方がグループホーム等の障害福祉サービスの利用を希望されるなど、震災後、既存の事業所の復旧だけでは対応しきれない新たな障害福祉サービスへの需要が高まっている。</p> <p>・被災地においては、これまでのハード面の復興からソフト面の復興への取り組みが求められている。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、医療・介護・住民団体・生活支援などの関係機関が連携・協働しながら、高齢者の生活を支え、サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向けた取組を進めていく必要がある。県内35市町村のうち17市町村で介護予防を目的とした「地域ケア会議」が立ち上がっていない状況のため、今後も地域の実情に応じ、市町村への支援を行っていくことが課題となる。</p> <p>・プレハブ仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴い、新たな地域コミュニティの形成が求められているが、被災地では、他の地域と比べ高齢化率が高く、地域活動を支える担い手が不足している。また、支援者には、権利擁護、成年後見制度など、より専門性の高い知識が必要とされる場面もある。市町村との連携のもと、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援が必要である。</p> | <p>・引き続き「みやぎ心のケアセンター」の取組を中心として、子どもから大人まで切れ目のない心のケアに取り組むとともに、深刻化・複雑化した問題に対応するための専門職の人材育成を図る。</p> <p>・第5期障害福祉計画に基づき、地域の実情や利用者ニーズ等を踏まえ、引き続きグループホームの整備支援に取り組む。</p> <p>・地域包括ケアシステムの充実・推進に向けて、「地域包括ケア推進アクションプラン(第2ステージ)」に基づき、医療・介護基盤の確保、多職種連携体制構築の推進、高齢者の健康維持・管理、生活支援サービスの充実及び住まいの確保、認知症地域ケアの推進、介護人材の確保・養成・定着に取り組んでいく。</p> <p>・地域包括システムを推進していく上で有効なツールの1つである「地域ケア会議」の開催や、介護予防のための「通いの場」の充実・推進に向け、アドバイザー派遣など継続的に市町村の支援を行っていく。</p> <p>・災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの形成を支援するため、社会福祉士等を派遣し、住民主体による持続的な地域コミュニティの形成に向けた支援を行う。また、専門性の高い法律的な課題に対応するため、市町村では確保が難しい弁護士等を派遣し支援を行っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|---------------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 目標指標3の「被災した障害者福祉施設の復旧箇所数」について、復旧していなくても地域で支障がないのであれば、他に代替となるサービスが存在する等の理由があると考えられるため、理由を分析して記載を行う必要があると考える。また、支障がある場合は、課題と対応方針を示す必要があると考える。 |

宮城県震災復興計画 【経済・商工・観光・雇用の分野】

政策番号3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築

被災者の生活再建に向けては、地域における雇用の確保が必要であり、そのためには産業の再生を着実に進めなければならない。沿岸部では、地盤の高上げなどインフラ整備に時間を要していることから中小企業等の事業再開が遅れており、また、雇用のミスマッチ等も大きな課題となっている。このようなことから、ものづくり産業の復興、商業・観光の再生、雇用の維持・確保を柱とする取組を進め、産業政策と雇用対策を一体的に展開するとともに、「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築を図っていく。

特に、沿岸部における一刻も早い事業再開のための支援やものづくり産業の復興のため自動車関連産業や高度電子機械産業などの企業誘致、地元企業等への販路開拓・技術支援に引き続き注力する。また、震災により減少した観光客の回復のため大型観光キャンペーン後における継続的な誘客や安定的な雇用に向けた多様な雇用機会の創出に取り組む。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 | 達成度 | 施策評価 |
|------|------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------|-----|------|
| | | | | (指標測定年度) | | |
| 1 | ものづくり産業の復興 | 27,721,712 | 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の採択企業数(件)[累計] | 113件 (令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 復興に向けた相談助言や取引拡大・販路開拓等の支援企業数(件)[累計] | 2,884件 (令和元年度) | B | |
| 2 | 商業・観光の再生 | 28,758,490 | 仮設店舗から本設店舗への事業者移行率(%) | 71.7% (平成30年度) | C | 概ね順調 |
| | | | 観光客入込数(万人) | 6,422万人 (平成30年度) | B | |
| 3 | 雇用の維持・確保 | 8,074,171 | 基金事業における新規雇用者数(震災後)(人)[累計] | 86,923人 (令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 正規雇用者数(人) | 673,100人 (令和元年度) | A | |
| | | | 新規高卒者の就職内定率(%) | 99.1% (令和元年度) | B | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標: $\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}}$ ストック型の指標: $\frac{\text{実績値} - \text{初期値}}{\text{目標値} - \text{初期値}}$

目標値を下回ることを目標とする指標: $\frac{\text{初期値} - \text{実績値}}{\text{初期値} - \text{目標値}}$

政策評価 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・「『富県宮城の実現』に向けた経済基盤の再構築」に向けて、3つの施策により取り組んだ。

・施策1の「ものづくり産業の復興」については、指標1「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の採択企業数」は目標に達していないものの、県と沿岸市町が一丸となって企業誘致に取り組んだ結果、達成率は94.2%となっており、また指標2「復興に向けた相談助言や取引拡大・販路開拓等の支援企業数」についても目標を達成していないものの、達成率は99.3%となっており、施策を構成する各事業においても一定の成果がみられることから「概ね順調」と評価した。

・施策2の「商業・観光の再生」については、指標1「仮設店舗から本設店舗への事業者移行率」は目標に達していないものの、実績値は前年度から7.7ポイント増加し、指標2「観光客入込数」は前年度から192万人増加して過去最高を記録し、施策を構成する各事業においても一定の成果がみられることから「概ね順調」と評価した。

・施策3の「雇用の維持・確保」については、緊急的な雇用確保や産業政策と一体となった安定的な雇用創出に注力した結果、指標2「正規雇用者数」は目標を達成した。指標1「基金事業における新規雇用者数(震災後)」及び指標3「新規高卒者の就職内定率」については目標達成には至らないものの、いずれも高い達成率(99.7%, 99.1%)となったことから「概ね順調」と評価した。

・また、県では「宮城の将来ビジョン」における政策推進の基本方向として「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦」を掲げ、ものづくり産業を中心とした強い競争力のある産業の集積と雇用の創出に取り組んでいるところである。被災沿岸部においても、仮設店舗から本設店舗への移行が進み、令和2年3月末には全ての仮設店舗が閉鎖されたことや、新たな観光資源の活用や各種観光キャンペーン等により、観光客入込数は順調な回復を見せているなどの成果が見られたことから、政策全体では「概ね順調」と評価した。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・今後の復興の進捗に伴い、復旧関連業務に従事している労働者が離職を余儀なくされることや、復興需要により押し上げられていた経済が落ち込むといったことが懸念されるため、復興需要の収束後を見据えた取組が必要である。</p> <p>・施策1については、被災事業者は販路の喪失や売上減少等による業績悪化や資金繰りが困難といった課題を抱えている。また、内陸部では自動車関連産業等の企業立地が進む一方、沿岸部では、産業用地の活用できない地域や防潮堤建設などの整備が完了していないことなどにより、企業立地が進まない状況があることから、それぞれの地域や産業分野に応じたきめ細かな対策を引き続き講じる必要がある。</p> <p>・施策2については、商業分野においては沿岸部の市街地再整備などインフラ復旧の進展に合わせて、本復旧を行う事業者への支援に加えて、人口流出等で失われたにぎわい回復のための取組を継続的に支援する必要がある。また、内陸部においては、商工業者の減少、資金不足等により、新たな活性化策の実施が困難な商店街もあることから、各地域の実情に応じた取組への支援が求められている。観光分野においては、内陸部では観光客入込数が震災前の水準を上回り過去最高を記録したのに対し、沿岸部の回復が乏しいことから、観光客増加に向けた受入体制の整備を行うとともに、東北地方全体の観光の底上げを図る必要がある。</p> <p>・施策3については、県内の雇用情勢は復興需要や被災企業の事業再開等により有効求人倍率が高水準で推移しているものの、沿岸部を中心に雇用のミスマッチが発生している。また、企業にとっては人材確保や新規高卒者の離職率の高さなどが課題となっているため、企業のニーズに対応できる人材を安定的かつ継続的に供給できる体制の構築が必要である。さらに、今後は、市場の拡大が見込まれる半導体・エネルギー、医療・健康機器分野などの新たな産業分野の振興が必要である。</p> | <p>・現在人材不足となっている産業分野への就労促進のほか、「津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」や市町村等が行う防災集団移転元地等を活用した工場用地の整備支援などによる新規企業の立地促進、裾野が広い観光産業の更なる振興等により、雇用のミスマッチを解消するとともに、復興需要収束後の県経済の底上げを図る。</p> <p>・施策1については、商談会の開催や補助金等の各種支援事業の活用により販路開拓・取引拡大等を支援するとともに、融資制度の充実を図り経営安定化を支援する。企業誘致については、高度電子機械関連産業、食品関連産業等の企業誘致を進めるとともに、市町村等が行う防災集団移転元地等を活用した産業用地への誘致を支援する。また、市町村等との連携を強化し、産業用地に関する情報収集に努め、企業に対する情報提供を行う。</p> <p>・施策2については、商業分野においては沿岸地域の復興まちづくりの進展に呼応し、被災事業者の本復旧に必要な資金の助成等、地域の実情に合った支援が受けられるよう関係機関と一層の連携を図る。また、商店街のにぎわい再生を目指し、イベント開催や担い手となる若手・女性商業者の育成を支援していく。観光分野では、回復が遅れている沿岸部の交流人口の拡大に向けて、教育旅行の誘致や観光資源や拠点施設の再生・創出の取組を進める。また、東北各県や関係団体と連携しながら、各種プロモーションや広報活動を行うほか、魅力ある観光資源を活用した取組を地域一体となって展開していく。</p> <p>・施策3については、「事業復興型雇用創出助成金」による産業政策と一体となった安定的な雇用創出を図るとともに、沿岸地域の就職サポートセンターにおいて、求職者の掘り起こしやマッチング支援等を行い、雇用のミスマッチの解消を図るほか、中小企業等の新入社員を対象とした合同研修会・交流会を開催するとともに、職場定着に課題を抱える企業に対して専門家を派遣するなどして、早期離職の防止を図る。また、今後の復興需要収束等による県内雇用環境の変化を見据えて、半導体・エネルギー、医療健康機器などの新たな産業分野での企業誘致活動のほか、働きやすい職場環境づくりに積極的な企業等に対する支援の充実に取り組む。さらに、県内企業が求める人材のニーズを的確に把握するとともに、教育機関とも連携し、学生の地元就職に結びつける。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 なお、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。 |
|--------|-------------------|----|---|
| | | 適切 | |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | - | |

施策番号1 ものづくり産業の復興

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 被災事業者の復旧・事業再開への支援</p> <p>◇ 沿岸部を中心として、工場・設備等の復旧が完了していない事業者等に対し、関係機関と連携し、インフラ整備等のまちづくりの進捗状況に応じた、補助制度の柔軟な運用を行うなど、事業再開に向けたきめ細かな支援を行います。</p> <p>2 経営安定等に向けた融資制度の充実</p> <p>◇ 震災により生産活動に支障を来している中小企業者の経営を安定させるため、信用保証料を引き下げて事業資金の融資を促進し、円滑な資金調達の実現を図ります。また、事業復旧・復興のための借入資金の利子補給を行うほか、国や関係機関との連携による支援策の周知強化や活用促進、二重債務問題への対応等により、被災中小企業の事業再生を図ります。</p> <p>3 企業の競争力向上に向けた技術開発、人材育成等への支援</p> <p>◇ 県内企業等が直面する生産能力や研究開発力等の技術的課題等に対応するため、宮城県産業技術総合センターの技術力の活用や産学官連携により企業のニーズに即した支援を行います。</p> <p>◇ 特に自動車関連産業や高度電子機械産業等では、地元企業に対し、産業の特性に応じた現場力・技術力支援などの様々な支援を強化するとともに、産学官連携によるものづくり人材の育成・確保を図ります。</p> <p>◇ 震災時におけるBCPの効果等を検証しながら、県内中小企業等の災害時の事業継続力の強化に向けた取組を支援します。</p> <p>4 更なる販路開拓・取引拡大等に向けた支援</p> <p>◇ 事業再開を果たしたものの、震災により受注先の確保が困難となっている県内中小企業の販路開拓と取引拡大を図るため、国内外での商談会の開催等によるマッチング支援や企業ニーズに応じた技術力の向上に向けた支援を行います。</p> <p>◇ 海外ビジネス展開への支援として、震災により喪失した販路の回復を積極的に支援するため、実践的なセミナーの開催や相談事業等、県内企業のグローバルビジネスを総合的に支援します。</p> <p>5 更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進</p> <p>◇ 更なる産業の集積を図るため、産業基盤を強化するほか、自動車関連産業や高度電子機械産業など県内に工場等を新增設する企業に対して企業立地奨励金や復興特区を活用した企業誘致活動を強化します。</p> <p>◇ 特に沿岸部を中心として、廃業により事業者数が大きく減少している状況を踏まえ、沿岸部の地域経済の再生と安定的な雇用の確保に向けて、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を最大限に活用しながら、積極的な誘致を展開するとともに、被災地における創業を支援します。</p> <p>◇ 事業用地が不足している状況を踏まえ、新たな企業立地の要望に対応できるよう、県においても工業団地の分譲を進めていくほか、市町村と連携した工業団地造成の推進や空き工場等の情報提供など、事業用地の確保に努めていきます。</p> <p>◇ 本県の経済・産業の発展に資する新たな産業分野(クリーンエネルギー、医療等)の集積に向けた企業誘致活動等を展開するほか、最先端の研究シーズを有する東北大学等と連携しながら外資系研究開発型企業等の誘致を図るとともに、雇用の創出につながる製造業等の外資系企業の進出を促進します。</p> |
|---|--|

| <p>目標指標等</p> | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|-------------------|-------------------|-----------------|-------------------|---------------------|---------------------|---|----------------|-----------------|-----------------|------------|------------------|---|----------------|-------------------|-------------------|------------|-------------------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0件 (平成24年度)</td> <td>120件 (令和元年度)</td> <td>113件 (令和元年度)</td> <td>B 94.2%</td> <td>120件 (平成30年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0件 (平成22年度)</td> <td>2,905件 (令和元年度)</td> <td>2,884件 (令和元年度)</td> <td>B 99.3%</td> <td>3,085件 (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 0件 (平成24年度) | 120件 (令和元年度) | 113件 (令和元年度) | B 94.2% | 120件 (平成30年度) | 2 | 0件 (平成22年度) | 2,905件 (令和元年度) | 2,884件 (令和元年度) | B 99.3% | 3,085件 (令和2年度) |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 0件 (平成24年度) | 120件 (令和元年度) | 113件 (令和元年度) | B 94.2% | 120件 (平成30年度) | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 0件 (平成22年度) | 2,905件 (令和元年度) | 2,884件 (令和元年度) | B 99.3% | 3,085件 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| <p>令和元年県民意識調査</p> | <p>満足群の割合 (満足+やや満足)</p> | <p>不満群の割合 (やや不満+不満)</p> | <p>満足群・不満群 の割合による 区分</p> |
| | 34.2% | 20.5% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の採択企業数」については、令和元年度の実績値は113件、達成率は94.2%となり、達成度は「B」となったものの、県及び沿岸市町で構成される「みやぎ津波被災地域企業立地促進連絡会議」を設置し、自治体が一丸となって補助金対象地域への企業誘致に取り組んだ結果、概ね目標値どおりの採択件数を達成できた。 ・目標指標2「復興に向けた相談助言や取引拡大・販路開拓等の支援企業数」については、令和元年度の実績値は2,884件で、達成率99.3%となり、達成度は「B」となった。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査では、分野3取組1「ものづくり産業の復興」において、宮城県全体としては、高重視群の割合が前年より1.9%増え62.0%、満足群の割合が2.3%増え34.2%、不満足群の割合が0.5%減り20.5%となった。 ・重視度のうち、分からないとする回答は、沿岸部で0.6%減り25.9%、内陸部で1.0%減り25.2%となり、宮城県全体では0.6%減少し25.5%となった。今後も、ものづくり産業の復興を図るため、補助金メニューや支援内容等について、東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸部だけでなく内陸部を含めた全県に、引き続き広く周知していく。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業の復旧状況は業種や地域によって異なり、内陸部においては操業を再開し、震災前の受注水準を目指す動きが見られる一方で、津波の被害が甚大だった沿岸部の水産加工業などの業種では復旧途上にある。 ・グループ補助金等の支援により相当数の事業者が事業再開を果たしたものの、売上が回復しないなどの課題を抱える事業者が見られる。 ・2019年工業統計調査(速報・経済産業省・令和2年2月公表)によると、本県の製造品出荷額等(高度電子機械産業分)については、平成30年度において過去最高となった。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①被災事業者の復旧・事業再開への支援」では、支援策の中核的位置づけである、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金や中小企業施設設備復旧支援事業については、「成果があった」、「ある程度成果があった」と判断されており、施策として概ね順調に推移していると思われる。 ・「②経営安定等に向けた融資制度の充実」では、中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業は、「成果があった」と判断され、他の多くの事業でも「ある程度成果があった」と判断されており、概ね順調に推移していると思われる。 ・「③企業の競争力向上に向けた技術開発、人材育成等への支援」では、産業技術総合センター技術支援事業など多くの事業で「ある程度成果があった」と判断されており、概ね順調に推移していると思われる。 ・「④更なる販路開拓・取引拡大等に向けた支援」では、海外ビジネスに係る講座の開催やアドバイザーを活用した個別企業支援、被災企業を対象とした補助金の交付など、県内企業のグローバルビジネスを総合的に支援し、「成果があった」、「ある程度成果があった」と判断されており、概ね順調に推移していると思われる。 ・「⑤更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進」では、みやぎ企業立地奨励金事業など、多くの事業で「成果があった」と判断されており、順調に推移していると思われる。 ・以上のように、施策を構成する各事業は、「成果があった」又は「ある程度成果があった」と判断され、目標指標は目標値を若干下回ったものの、ほぼ達成されており、一定の成果が見られることから、「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>①被災事業者の復旧・事業再開への支援 ・グループ補助金等の支援により相当数の事業者が事業再開を果たしたものの、売上が回復しないなどの課題を抱える事業者が見られる。また、土地区画整理事業の進捗を待って事業を行う等の理由により、まだ事業が完了せず繰り越している事業者もいる。</p> | <p>①被災事業者の復旧・事業再開への支援 ・補助金等を活用して事業を再開した事業者の中には、販路喪失や人材不足等の経営上の課題を抱える場合も多いことから、集中投下した補助事業や融資の効果を確実にしていくため、みやぎ産業振興機構など関連機関との連携を一層強化し、補助事業者に対する情報収集や継続的なフォローアップ等に力を入れていく。 また、繰越事業者を訪問し、今後の事業予定などの詳細について把握することで、復興・創生期間の終期を見据えた事業完了に向けたフォローを行っていく。</p> |
| <p>②経営安定等に向けた融資制度の充実 ・原材料費の高騰や為替の影響など、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、震災関連融資の返済が始まり資金繰りが困難となる企業の増加や、業績回復の遅れている企業の倒産等の増加も懸念される。 ・土地区画整理事業等が概ね完了しているものの、これから本設復旧する事業者がいることから、今後も二重債務の買取による支援が必要である。</p> | <p>②経営安定等に向けた融資制度の充実 ・経済情勢の変化や企業のニーズに対応した融資枠の確保など、引き続き制度融資の柔軟な対応と充実に向けて取り組む一方、債権買取等の支援については、相談センターの設置期間を延長し、引き続き円滑な資金調達の実現を図るとともに、利子補給事業、二重債務問題への対応等により被災中小企業の事業再生を支援する。</p> |
| <p>③企業の競争力向上に向けた技術開発、人材育成等への支援 ・ものづくり産業の復興に関しては、引き続き、自動車関連産業や高度電子機械産業の振興を推進するとともに、医療・健康機器分野やクリーンエネルギー分野などの新たな産業分野での振興が必要である。 ・ものづくり産業の復興に加えて、今後、地域経済の再生や発展をけん引する中核的な企業に対する支援や、新たに起業した事業者等への支援強化などが求められている。</p> | <p>③企業の競争力向上に向けた技術開発、人材育成等への支援 ・引き続き、展示商談会等の開催、技術セミナーや新規参入を目指した試作開発費の補助等を行うことで、県内企業の新たな取引拡大と技術力向上に向けた支援を行う。また、生産業務の効率化に向けた取組として、業務改善指導等が行える専門家の育成を支援する。</p> |
| <p>④更なる販路開拓・取引拡大に向けた支援 ・生産機能を回復した事業者の中には、販路喪失や売上減少等が続いているケースもあり、販路回復や新製品開発に向けた技術力向上への支援が求められている。</p> | <p>④更なる販路開拓・取引拡大に向けた支援 ・自動車関連産業や高度電子機械産業に関係する展示商談会、個別商談会を開催することにより、県内企業の販路開拓・取引拡大を支援する。なお、取引成立の可能性が高い、個別商談会をより多く開催できるよう取り組む。 ・被災中小企業海外ビジネス支援事業補助金により、震災及び福島第一原子力発電所の事故で従来の販路を喪失した企業が海外で実施する商談や展示会に出展するために必要な海外渡航費や小間料等の半額を支援する。 ・産業技術総合センターによる施設機器の開放や技術改善支援などを通じて、県内企業の技術力の向上や新商品の開発などの支援を継続する。</p> |
| <p>⑤更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進 ・内陸部において自動車関連産業等の企業立地が進む一方、沿岸市町においては、復興工事用資材置き場により産業用地の活用ができない地域や、産業用地周辺で整備が進められている防潮堤建設などの整備が完了していない地域があることなどにより、企業立地が進まない状況にある。</p> | <p>⑤更なる企業誘致の展開と新たな産業集積の促進 ・企業誘致については、引き続き自動車関連産業や高度電子機械関連産業、食品関連産業の最重点分野をはじめとした企業の誘致を積極的に進めるとともに、市町村等が行う防災集団移転元地等を活用した産業用地への誘致をより一層支援する。また、関係機関や市町村と連携を強化し、産業用地に関する情報収集に努め、県内へ工場立地を希望する企業に対し情報提供を行う。</p> |
| <p>・本施策に対する県民意識は、類似する取組を参考にすると、施策として重要視されているものの、本施策に対する重視度及び満足度において、分からないと回答する割合が依然として一定程度ある。</p> | <p>・事業の内容や成果について、ホームページなど様々な媒体や関係団体等を通じて広報・周知を強化し、施策への理解と満足度の向上を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分にあり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | | 適切 | 新型コロナウイルス感染症収束後の対策として、特に大きな影響を受ける中小企業に向けた対策を強化することを期待する。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | — |

施策番号2 商業・観光の再生

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 〔「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針〕</p> | <p>1 沿岸部のまちづくりの状況に応じた商業機能の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災地における生活利便性を高め、また、にぎわいを創出するため、まちの顔である商店街の再生を支援します。 ◇ 沿岸部に新しく形成される商店街が、人口流出の阻止・住民の定着や雇用の確保につながるよう、関係機関と連携しながらソフト・ハードの両面から新商店街の持続的発展に向けた支援を進めます。 ◇ 被災した事業者が、震災前の売上等を回復し、順調に事業拡大が図られるよう継続的に相談事業等を行います。 <p>2 経営安定等に向けた融資制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 震災により事業活動に支障を来している事業者の経営を安定させるため、信用保証料を引き下げて事業資金の融資を促進し、円滑な資金調達の実現を図ります。また、事業復旧・復興のための借入資金の利子補給を行うほか、国や関係機関との連携による支援策の周知強化や活用促進、二重債務問題への対応等により、被災中小企業の事業再生を図ります。 <p>3 商工会、商工会議所等の機能強化に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 被災した事業者の事業継続と経営の安定、沿岸部の復興まちづくりの進捗に応じた新たな商店街の形成を促進するため、地域の事業者に対する商工会、商工会議所の相談・指導、販路開拓等の業務に対する支援を引き続き行います。 ◇ 地域コミュニティの核となる商店街が復興を果たし、更なる発展を遂げ、少子高齢化などの時代の動きに対応した先進的な商業を確立するため、復興まちづくりと調和した新たな商業ビジョン作成や経営革新の支援などを行うほか、事業継続力の向上に向けた取組を行います。 <p>◇ 地域産業の効率化、高付加価値化を図るため、県内IT関連企業を活用したIT技術導入の支援を行うとともに、県内IT企業等の売上高の回復を図るため、首都圏等からの市場獲得等に向けた支援を行います。</p> |
| | <p>4 沿岸被災地の観光回復</p> <p>5 先進的な商業の確立に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 沿岸部の観光回復を促進するため、震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の風評の払拭に努めるとともに、沿岸市町の復興まちづくりと連動して観光資源の再生・創出を図ります。 ◇ 他圏域に比べ遅れている沿岸部の観光客の回復に向けて、沿岸部の食・自然・産業を生かした体験型観光や、大災害の被災地の状況を見て、学んで、支援する「本県でしか体験できない防災・減災を目的とした旅行」等の復興ツーリズムを推進します。 <p>6 外国人観光客の回復</p> <p>7 IT企業等の支援・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 外国人観光客の増加に向けて、海外での風評を払拭するための正確な観光情報の継続的な提供や外国人が過ごしやすい環境整備の推進などにより、従来の東アジアの重点市場(中国、韓国、台湾、香港)に加え、増加が期待できる東南アジア諸国(タイ、シンガポール、マレーシア等)や欧米豪もターゲットとした誘客を展開します。 <p>8 東北が一体となった広域観光の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東北地方全体の観光の底上げを図るため、東北各県及び関係団体等と連携した観光資源の魅力のPRなどにより、仙台空港や東北新幹線等を活用した東北周遊観光の充実を図ります。 <p>9 国内外からの顧客強化と受入体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県内容を維持しつつ、中部以西等からの県外客の誘致の拡大を図るため、本県の「食」や「温泉」、「自然」などの多様な観光資源の情報発信や大型観光キャンペーンをはじめとしたプロモーション活動の強化等を行います。 ◇ 本県を訪れる観光客に満足していただけるよう、居心地の良い空間の提供や食・産業・文化等を生かした多様な観光メニューの提供や観光事業者などの観光を担う人材の育成等により、観光資源の魅力の向上や観光客の受入態勢の整備を図ります。 |

| | | | | | | |
|---------------------|--|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 仮設店舗から本設店舗への事業者移行率(%) | 0.0% (平成24年度) | 90.0% (平成30年度) | 71.7% (平成30年度) | C 79.7% |
| 2 | 観光客入込数(万人) | 5,679万人 (平成20年度) | 6,800万人 (平成30年度) | 6,422万人 (平成30年度) | B 94.4% | 7,000万人 (令和2年度) |

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| <p>令和元年県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 38.1% | 20.9% | Ⅲ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「Ⅲ」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1については、目標値を下回っているが、平成30年度の本設店舗への事業者移行率は前年度から7.7ポイント増加し、71.7%となっており、達成度は「C」となっているものの、令和元年度中にはほぼ全ての商店街や商業施設が復旧、整備され、令和2年3月末には仮設店舗が全て閉鎖されている。 ・目標指標2については、目標値を下回っているが、平成30年の観光客入込数は前年から約192万人増えて6,422万人となり、震災前の104.8%に達しており、震災前の水準を上回っている。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査では、「施策に対する重視度」について、高重視群の割合(58.8%)が低重視群(17.1%)に対して高く、本施策については依然として県民が重要視していることが窺える。 ・「施策に対する満足度」については、満足群の割合が38.1%と多い反面で不満群が20.9%と少なくはなく、「分からない」も41.0%あり実績が目に見えにくいものと思われる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月31日現在の調査では、商工会・商工会議所会員のうち29.5%(11,423会員)に建物被災が発生しており、うち内陸地域の営業継続が96.8%であるのに対し、沿岸地域では、昨年度に比べ廃業などにより0.2ポイント減少し、80.1%に止まるなど、商工業者の復旧に格差が生じている。 ・壊滅的な被害を受けた沿岸部の事業者は、内陸の貸店舗や地元の仮設店舗で暫定的に営業を再開していたが、土地区画整理事業等がほぼ完了し、ほとんどの事業者が本設復旧完了している。しかし、一部の地域において、これから防災集団移転地などに店舗等を復旧する事業者が見られる。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸部の商業機能再生に関しては、「中小企業等復旧・復興支援事業」(商店街型)により、令和元年度は4事業者の交付決定を行うとともに、「商業機能回復支援事業」により17事業者に交付決定を行い、仮設店舗から本設店舗への移行を含めた施設等復旧費の助成を行った。さらに商店街再生加速化支援事業により、6商店街に対し、商業施設の整備・運営計画の策定や情報発信プロモーション等、商店街の持続的な発展に向けた支援を行った。 ・各種の貸付事業等により、復旧に必要な設備の導入資金や運転資金の融資について積極的な支援を行った。 ・商工会、商工会議所が巡回訪問等ににより被災事業者の本設復旧や事業の継続などの課題解決のための支援を行った。 ・沿岸部の宿泊施設等をはじめとした観光施設の復旧・再建については、県単独の事業を活用して事業者の復旧費用に対する支援を積極的かつ継続的に行った結果、平成30年の沿岸部の観光客入込数は、前年より約110万人増加し約754万人となった。 ・外国人観光客の回復に向け、主要ターゲットである東アジア市場(台湾・中国・韓国・香港)では、現地メディアや旅行会社等を活用したプロモーションを継続的に実施することに加え、欧米豪からの誘客促進を図るため海外旅行代理店等へのセールスや宮城の認知度を高めるデジタル情報の発信に力を入れた。また、東北観光推進機構を中心にPR映像作成、SNSの活用などの情報発信や、東北6県及び新潟県の知事らによるタイへのトップセールスをはじめとする東北一体での連携事業を展開した結果、仙台空港を発着する直行便の増便や仙台ーバンコク便の再開が実現し、外国人観光客数の大幅な増加につながった。こうした取組により、平成30年の外国人観光客宿泊者数は、前年より約11.2万人泊増加し36.4万人泊となり、過去最高を記録した平成29年実績からさらに伸ばし、最高記録を更新した。 ・国内の誘客強化に関しては、平成30年度は人気アイドルグループ「Hey! Say! JUMP」を起用した通年観光キャンペーンを開催したほか、新たな観光資源として「宮城オルレ」の気仙沼・唐桑コース、奥松島コースを開設し、沿岸部における観光客数の回復が図られた。 なお、令和元年度には「サザエさん」、「ポケモン・ラブラス」を起用した観光キャンペーンの展開と、宮城オルレ大崎・鳴子温泉コース及び登米コースの新規開設により、さらなる誘客が図られた。 ・沿岸部における商店街の再生が進み、令和元年度末には全ての仮設店舗が閉鎖されおり、沿岸部の観光客入り込み数も目標の9割を超えていることから、施策全体の評価としては「概ね順調」と判断した。 |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・津波により甚大な被害を受けた沿岸部については、市街地再整備などインフラ復旧の進展に合わせて、本復旧を行う事業者に対し支援する必要がある。</p> <p>・被災した商店街においては、商店街の再形成に加えて、その後の人口流出等で失われたにぎわい回復のための取組を継続的に支援する必要がある。また、内陸部においては、商工業者の減少や売上げ低下に伴う資金力不足等により、新たな活性化策の実施が困難な商店街もあることから、各地域の実情に応じた取組への支援が求められている。</p> <p>・震災後に落ち込んだ観光客入込数は、内陸部がリードするかたちで県全体としては震災前の水準を上回り過去最高を記録したものの、沿岸部の伸びは鈍く震災前の水準には回復していない。また、訪日外国人が増加する中で国内外からの誘客を強化していくためには、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の風評を払拭し、安全安心な観光客の受入体制を整備し、さらに東北地方全体の観光の底上げを図る必要がある。</p> | <p>・沿岸地域の復興まちづくりの進展に呼応した商業機能の集積を図るため、地域の実情に合った支援が受けられるよう国、市町、商工会・商工会議所等と連携を図りながら「中小企業等復旧・復興支援事業」等の補助事業の活用等により被災事業者の本復旧を重点的に支援する。</p> <p>・持続的、発展的な商店街や沿岸商店街におけるにぎわい再生を目指し商工会、商店街振興組合等が行う街路灯設置やコミュニティスペース施設整備等のハード事業のほか、商店街のビジョン形成や課題解決のためのイベントの開催等ソフト事業に対する支援を継続する。また、商店街活動の課題であるリーダーや担い手不足に対して、将来のリーダーや担い手となる若手・女性事業者の育成を支援していく。</p> <p>・回復が遅れている沿岸部の交流人口の拡大に向けて、引き続き海外からの教育旅行の誘致など「復興ツーリズム」の推進のほか、嵩上げ等のインフラ整備等の進捗状況を踏まえながら観光資源や拠点施設の再生・創出の取組を行う事業者への支援を継続的に実施する。また、訪日外国人誘客のため、正確で質の高い観光案内機能の強化に努め、フリーWi-Fi・多言語案内の充実など受入環境整備を促進する。さらに、継続した観光キャンペーンの実施や、東北各県や関係諸団体と連携した海外プロモーション活動、旅行会社・マスコミ等を招いた広報活動のほか、Webサイトへの放射線量の情報掲載や各種メディアを活用した安心・安全のPRなど正確な観光情報の発信により風評の完全払拭を図る。また、沿岸部における交流人口拡大に向けて、観光人材の育成や観光キャンペーンと連動したイベントの開催、そして「宮城オルレ」などこれまで開発してきた魅力ある観光資源を活用した取組を地域一体となって展開していく。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|--|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 施策の成果 | 被災地の商業施設や観光における新型コロナウイルス感染拡大の影響による課題等について早期に検討することを期待する。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | |

施策番号3 雇用の維持・確保

| | |
|---|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 緊急的な雇用と安定的な雇用の維持・確保 ◇ 産業政策と一体となって雇用面での支援を行う事業復興型雇用創出助成金の活用により、継続して安定的な雇用の確保を図ります。 ◇ 関係機関と連携し、被災された方々や震災による離職者等の再就職を支援するとともに、復興に向けた企業の人材確保を支援します。</p> <p>2 新規学卒者等の就職支援 ◇ 新規学卒者等の就職促進を図るため、合同面接会や就職支援セミナー等の支援策の充実を図るとともに、新規学卒者等の職場定着率が低いことから、早期離職防止のための支援を行います。</p> <p>◇ 若年者の就職支援や中小企業の人材確保を図るため、みやぎ若年者就職支援センター(みやぎジョブカフェ)や地域若者サポートステーションを核として、地域の企業・学校等と幅広い連携を進めながら、職業能力の向上やマッチング支援を進めます。</p> <p>3 被災事業者の事業再開と企業誘致等による雇用の確保 ◇ 被災者の生活安定に向けて、沿岸部を中心として復旧補助制度等により、被災事業者の事業展開を図り、被災者の雇用機会の確保を図ります。 ◇ 沿岸部を中心として、職種によっては求人・求職者数に偏りがあることから、新たな雇用の場を創出するため、企業立地奨励金や国の立地補助制度、復興特区を活用した企業誘致活動を強化するとともに創業を支援します。 ◇ 高度電子機械産業や自動車関連産業に加え、多様な雇用機会の創出につながる次代を担う産業(クリーンエネルギー、医療などの分野)を育成し、新たな雇用の場を創出します。</p> <p>4 復興に向けた産業人材育成 ◇ ものづくり産業の集積に合わせ、ものづくり人材の需要が高まっていくことから、自動車関連産業や高度電子機械産業をはじめ、立地企業等のニーズに対応した人材の育成と確保を図るとともに、みやぎ産業人材育成プラットフォーム等を通じて、産学官連携による産業人材の育成を推進します。</p> |
|---|---|

| <p>目標指標等</p> | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|---------------------|---------------------|-----------------|-----------------|---------------------|-----------------|---------------------|-----------------|-----|------------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---|-------|--------------------|-------------|----------------------|---------------------|---------------------|---|--------|---------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|---|-------|-------------------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">初期値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">目標値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">実績値 (指標測定年度)</th> <th colspan="2">達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 基金事業における新規雇用者数(震災後)(人)[累計]</td> <td>0人 (平成22年度)</td> <td>87,150人 (令和元年度)</td> <td>86,923人 (令和元年度)</td> <td>B</td> <td>99.7%</td> <td>87,300人 (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>2 正規雇用者数(人)</td> <td>592,100人 (平成24年度)</td> <td>672,124人 (令和元年度)</td> <td>673,100人 (令和元年度)</td> <td>A</td> <td>100.1%</td> <td>600,000人 (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>3 新規高卒者の就職内定率(%)</td> <td>94.3% (平成20年度)</td> <td>100.0% (令和元年度)</td> <td>99.1% (令和元年度)</td> <td>B</td> <td>99.1%</td> <td>100.0% (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | 達成率 | 1 基金事業における新規雇用者数(震災後)(人)[累計] | 0人 (平成22年度) | 87,150人 (令和元年度) | 86,923人 (令和元年度) | B | 99.7% | 87,300人 (令和2年度) | 2 正規雇用者数(人) | 592,100人 (平成24年度) | 672,124人 (令和元年度) | 673,100人 (令和元年度) | A | 100.1% | 600,000人 (令和2年度) | 3 新規高卒者の就職内定率(%) | 94.3% (平成20年度) | 100.0% (令和元年度) | 99.1% (令和元年度) | B | 99.1% | 100.0% (令和2年度) |
| | | | | | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 基金事業における新規雇用者数(震災後)(人)[累計] | 0人 (平成22年度) | 87,150人 (令和元年度) | 86,923人 (令和元年度) | B | 99.7% | 87,300人 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 正規雇用者数(人) | 592,100人 (平成24年度) | 672,124人 (令和元年度) | 673,100人 (令和元年度) | A | 100.1% | 600,000人 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 新規高卒者の就職内定率(%) | 94.3% (平成20年度) | 100.0% (令和元年度) | 99.1% (令和元年度) | B | 99.1% | 100.0% (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
|------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| | 34.8% | 21.2% | III |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1「基金事業における新規雇用者数(震災後)」については、目標値を若干下回ったが、達成率は99.7%と高い水準となった。 ・目標指標2「正規雇用者数」については、達成率が100.1%となり目標を達成している。 ・目標指標3「新規高卒者の就職内定率」については、目標を下回るものの、99.1%(令和2年3月末現在)と高い水準となった。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査における「雇用の維持・確保」の結果を参照すると、満足群は34.8%、不満群は21.2%という結果となり、平成30年調査と比較すると、満足群はプラス3.2ポイント、不満群はマイナス0.3ポイントとなっており、県民意識としては満足度が上昇傾向にあると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災から8年が経過し、復興需要や被災企業の事業再開等により、雇用情勢を示す指標の1つである有効求人倍率は平成24年4月から連続して1倍を超えるなど、良好な状況が維持されている。 ・一方で、沿岸地域を中心に、有効求人倍率は、建設が3.90倍、土木が5.85倍、水産加工が2.64倍であるのに対して、事務的職業は0.42倍となるなど、建設・土木、水産加工などにおいて人手不足となっており、雇用のミスマッチが発生している。 |
| 事業の成果等 | <p>①緊急的な雇用と安定的な雇用の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の雇用情勢は、被災企業の事業再開や復興需要による求人の回復に加え、基金事業による産業政策と一体となった安定的な雇用の創出などにより、有効求人倍率が1倍を大きく上回るなど、一定の成果があったものと判断している。 ・また、宮城労働局やハローワークなど関係機関と連携して合同就職面接会を開催したほか、沿岸3市に設置した就職サポートセンターにおいて1,176人を就職に結びつけるなど、一定の成果があったものと考えている。 <p>②新規学卒者等の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規学卒者の就職状況は、復興需要による求人の増加のほか、学校現場において早い時期からの進路指導の実施や県教育委員会、宮城労働局等の関係機関と連携して関係団体への雇用要請を行うとともに、合同企業説明会や合同就職面接会を開催したことなどにより、新規高卒者の就職内定率は99.1%と高い水準となった。 <p>③被災事業者の事業再開と企業誘致等による雇用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した中小企業等の災害復旧整備のための補助金については、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金(グループ補助金)をこれまでに約2,161億円、中小企業施設設備復旧支援事業補助金(県単独補助金)を令和元年度分として0.1億円交付した。 ・高度電子産業(最先端の研究によって生み出された高度な技術を内包する電子部品・電気機械関連産業)においては、「半導体・エネルギー」「医療・健康機器」「航空機」を重点分野と位置付け、「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」を通じて講演会や市場・技術セミナーの開催、立地企業及び川下企業とのビジネスマッチングや大規模展示会への出展支援のほか、アドバイザー派遣、情報発信等を実施した。 ・平成30年の企業立地件数(工場立地動向調査における1,000㎡以上の用地取得又は借地件数)は29件で全国13位(東北1位)、立地面積は22.1haで全国16位(東北2位)となった。 <p>④復興に向けた産業人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車関連産業及び高度電子機械産業における人材育成のためにセミナー等を開催し、出席者数は755人だった。 ・産学官で組織するみやぎ産業人材育成プラットフォームにおいて、各人材育成関係機関の取組の情報共有が図られた。また、高校生等を対象としたものづくり企業セミナーや工場見学会の開催、ものづくり産業広報誌の発行、工業系高校生の技能向上を支援するプログラムの実施などにより、今後県内のものづくり産業を担う産業人材育成を推進した。 <p>・上記のように、県民意識調査の結果は前年と比較して改善されており、また有効求人倍率が高い水準となるなど、県内の雇用情勢は震災前よりも改善されている。指標1については、目標達成率が99.7%、指標2については、目標指標達成率が100%を上回っており、指標3については100%を下回ったものの、新規高卒者の就職内定率は99.1%(令和2年3月末現在)と依然として高い水準を維持しており、「概ね順調」と評価した。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>①緊急的な雇用と安定的な雇用の維持・確保 ・県内の雇用情勢は、復興需要や被災企業の事業再開等により、良好な状況が続いているものの、雇用情勢を示す指標の一つである有効求人倍率(令和2年3月末現在)を見ると、建設が3.90倍、土木が5.85倍、水産加工が2.64倍であるのに対して、事務的職業は0.42倍となるなど、沿岸部を中心に雇用のミスマッチが発生している。また、企業にとっては人材確保が難しく、人手不足の状況となっている。</p> <p>・緊急的な雇用を創出する基金事業については、平成24年度以降有効求人倍率が1倍を超える高い水準が続いていることから、平成28年度で終了し、当該事業が終了することで仕事を失う方に対し就労支援を行う必要がある。</p> | <p>・沿岸地域において、グループ補助金など復旧・復興に向けた産業政策と一体となって雇用面から支援を行う「事業復興型雇用創出助成金」制度の実施により、安定的な雇用の創出を図るほか、「事業復興型雇用創出助成金」制度の延長について、引き続き国へ要望する。また、沿岸地域における雇用のミスマッチの解消を図るため、沿岸3市に設置した就職サポートセンターにおいて、求職者に対する適正職種診断やキャリアコンサルティング、職場見学会・職場体験ツアー等を実施し、希望職種以外にも興味・関心・知識をもってもらうような取組を行うとともに、企業に対しても求人条件緩和の働きかけなど、企業の人材確保に資する取組を行う。さらに、「若者等人材確保・定着支援事業」によりセミナーの開催や、企業訪問による個別支援や専門家の派遣を行うことにより採用力の向上や職場定着を促進する。</p> <p>・ハローワークなどの関係機関と連携して、就労支援を行うとともに、雇用のミスマッチが多く発生している沿岸地域においては、就職サポートセンターなどの機関と連携しながら、マッチング支援や職場見学会などきめ細かな就労支援を行う。</p> |
| <p>②新規学卒者等の就職支援 ・県内の新規学卒者の就職状況については、令和2年3月の新規高卒者の就職内定率が99.1%(令和2年3月末現在)となるなど、良好な状況が維持されているものの、就職した後の新規高卒者の3年以内の離職率は、平成28年3月卒で39.1%と、全国平均(39.2%)と同水準ではあるものの、高い状況となっている。</p> | <p>・宮城労働局、県教育委員会等の関係機関と連携し、県内企業・団体へ雇用要請を行うとともに、正確な企業情報等の把握により的確に企業選択を行い、早期離職の防止に繋がるよう、合同企業説明会・就職面接会の開催等の就職支援に取り組む。また、「若者等人材確保・定着支援事業」により、単独で職員研修を実施するのが難しい中小企業等向けに、新入社員を対象とした合同研修会・交流会の開催等を行うとともに、職場定着に課題を抱える企業への専門家の派遣や事業所間の情報交換のためのセミナーの開催を行うことにより早期離職の防止を図る。</p> |
| <p>③被災事業者の事業再開と企業誘致等による雇用の確保 ・グループ補助金等の支援により相当数の事業者が事業再開を果たしたものの、売上が回復しないなどの課題を抱える事業者が見られる。また、新分野事業に取り組む事業者については、ビジネスプランのブラッシュアップなどの支援を強化していく必要がある。</p> <p>・ものづくり産業の復興に関しては、引き続き、自動車関連産業や高度電子機械産業の振興を推進するとともに、今後、市場の拡大が見込まれる半導体・エネルギー、医療・健康機器分野などの新たな産業分野での振興が必要である。</p> | <p>・補助金等を活用して事業を再開した事業者の中には、販路喪失や人材不足等の経営上の課題を抱える場合も多いことから、集中投下した補助事業や融資の効果を実実にしていくため、公益財団法人みやぎ産業振興機構など関連機関との連携を一層強化し、補助事業者に対する情報収集や継続的なフォローアップ等に力を入れていく。</p> <p>・自動車関連産業や高度電子機械産業等にについては、県内企業の自動車関連産業や半導体・エネルギー、医療健康機器等の分野でのレベルアップや新規参入、新産業創出等の支援を行い、取引拡大を後押しするとともに、企業誘致活動の推進とあわせて、各種支援事業を活用し、県内企業の技術力向上等に向けた支援を行う。</p> |
| <p>・内陸部において、自動車関連産業等の立地が進む一方、津波被害が甚大だった沿岸市町村においては、最優先課題として取り組んできた生活・住宅再建や地元被災企業の再建に一定の目途が立ってきたことを受け、防災集団移転地を産業用地としての造成が本格化してきている。</p> | <p>・企業誘致については、引き続き重点産業分野での誘致を積極的に進めるとともに、市町村等が整備する産業用地への誘致を支援する。また、関係機関や市町村と連携を強化し、産業用地に関する情報収集に努め、県内へ工場立地を希望する企業に対し情報提供を行う。</p> |
| <p>④復興に向けた産業人材育成 ・ものづくり産業を中心とした産業集積の進展に伴い、立地企業や地元企業の取引拡大等により雇用環境は引き続き好調が見込まれるが、企業の人材ニーズを的確に捉え、安定的かつ継続的に人材を供給できる体制を構築する必要がある。</p> | <p>・産業界の人材ニーズを的確に把握するとともに、教育機関との連携により、学生が県内の企業や産業の魅力に触れる機会を提供し、学生の地元就職に結びつける。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮した雇用対策等について早期に検討し、実施することを期待する。また、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける新規学卒者に対する支援の充実を図るよう期待する。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | — |

宮城県震災復興計画 【農業・林業・水産業の分野】

政策番号4 農林水産業の早期復興

農林水産業については、被災した生産基盤の早期復旧に併せ、競争力のある先進的な経営体の育成を図っていくことが重要である。このため、農地の集積や大区画化による大規模経営体の育成や園芸産地の復興支援、畜産の振興、6次産業化などのアグリビジネスの推進により、収益性の高い農業の実現を目指し、多様な担い手を育成していく。林業については、住宅再建等への県産材の供給体制の強化や木質バイオマス利用拡大に努める。さらに、水産業については、強い経営体育成のため、協業化・6次産業化、担い手の育成を支援し、水産加工業者等の水産物ブランド化や販路拡大に向けた取組を積極的に支援する。また、「食材王国みやぎ」の再構築に向け、食品製造業者等が行う付加価値の高い商品づくりから国内外の販路拡大など、幅広い支援をきめ細かく行っていく。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応については、県産農林水産物の安全・安心に関する情報等を国内外へ正確かつ継続的に発信し風評の払拭に努め、失われた販路回復のための支援を行う。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 (指標測定年度) | | 達成度 | 施策評価 |
|------|---------------------|--------------------------|---|---------------------|-----|------|------|
| | | | | 実績値 | 達成度 | | |
| 1 | 魅力ある農業・農村の再興 | 39,435,543 | 津波被災農地の復旧面積(ha)[累計] | 13,000ha (令和元年度) | A | 概ね順調 | |
| | | | 津波被災地域における農地復興整備面積(ha) [累計] | 7,090ha (令和元年度) | A | | |
| | | | 被災地域における先進的園芸経営体(法人)数 | 51 (令和元年度) | B | | |
| | | | 高能力繁殖雌牛導入・保留頭数(頭)[累計] | 13,074頭 (令和元年度) | A | | |
| | | | 効率的・安定的農業経営を営む担い手への農地 利用集積率(%) | 58.9% (平成30年) | B | | |
| 2 | 活力ある林業の再生 | 5,545,313 | 林業産出額(億円) | 85億円 (平成30年度) | B | 概ね順調 | |
| | | | 木材・木製品出荷額(億円) | 849億円 (平成30年度) | B | | |
| | | | 海岸防災林(民有林)復旧面積(ha)[累計] | 721ha (令和元年度) | A | | |
| | | | 木質バイオマス活用導入施設数(基) | 63基 (令和元年度) | A | | |
| 3 | 新たな水産業の創造 | 36,617,704 | 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)に おける水揚金額(億円) | 496億円 (令和元年) | B | 概ね順調 | |
| | | | 水産加工品出荷額(億円) | - (平成30年) | N | | |
| | | | 沿岸漁業新規就業者数(人) | - (令和元年度) | N | | |
| 4 | 一次産業を牽引する食産業の 振興 | 8,347,320 | 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 6,677億円 (平成30年) | A | 概ね順調 | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・農林水産業の早期復興に向け、4つの施策で取り組んだ。
 ・施策1では、目標指標1, 2, 4で達成度を「A」、目標指標3, 5は達成度を「B」とすることができ、前年度と比較して達成度が向上し、一定の成果を出すことができたため、全体として「概ね順調」と評価した。なお、農地等生産基盤の復旧・整備については概ね完了し、担い手として期待されている新規就農者も就農前後の支援策の充実や震災以降増加している農業法人への雇用就農を中心に増加している。
 ・施策2では、被災住宅の再建や地域の拠点施設への木材需要に応えるための県産材木材利用拡大促進事業など成果がでているほか、県内でCLT建築物が増加し新たな木材需要も生まれていることにより、「木質バイオマス活用導入施設数」で達成度「A」、「林業産出額」で達成度「B」と着実に進捗している。また、「木材・木製品出荷額」は849億円(速報値)で目標を下回る達成率95.1%となったが、「海岸防災林(民有林)復旧面積」は他所管工事との工程調整等が進捗したことにより達成度「A」とすることができたことから、全体として「概ね順調」と評価した。
 ・施策3では、生産基盤である魚市場や水産加工施設などの復旧整備が進んだものの、海洋環境変化等から令和元年の「主要5港の水揚金額」は、496億円(達成率82.4%)となった。「水産加工品出荷額」及び「沿岸漁業新規就業者数」は、統計値が確定していないため評価できないが、「みやぎ漁師カレッジ」等担い手の確保・育成や水産加工品の販路開拓支援へのきめ細かなサポート、首都圏を中心としたPRだけでなく、九州地方におけるホヤの販路拡大支援等、各事業の成果が上がっていることから、現時点では「概ね順調」と評価した。
 ・施策4では、県内及び首都圏での県産農林産物の積極的なPR活動のほかSNSを活用した県産食材の魅力発信を行った。また、海外での県食品の取引拡大支援として、輸出基幹品目を定めたタイ、ベトナム、シンガポールでのフェア開催や海外商談会の共催、販路の回復・拡大が喫緊の課題となっているホヤのプロモーションを米国で行うなど精力的に進めており、目標指標「製造品出荷額等(食料品製造業)」の達成率は113.6%と前年を上回ったが、食品製造業者の半数を占める水産加工業者において売上の回復等が遅れているため、「概ね順調」と評価した。

・以上のとおり、政策4の農林水産業の早期復興については、全体的には概ね順調に進捗していることから、当政策については、「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・農林水産業においては、震災からの復旧・復興に取り組んできた結果、農地や施設等のハード整備は概ね完了している一方で、担い手の減少、高齢化が進んでおり、就労者の確保・育成、技術の伝承が必要となっている。また、新規に設立された経営体については、経営の早期安定化が必要となっている(施策1,2,3)。</p> <p>【農業】 ・被災沿岸部においては、復旧・復興に伴う農用地の再整備が進み農地集積・集約化が急速に進んだ結果、100ha規模の大規模経営体が出現している。また、先進的な技術を導入した大規模園芸経営体も増加しているため、スマート農業等を取り入れた新たな経営形態に対応できる人材の確保・育成と併せて、従業員の継続的な確保等の支援が必要となっている。</p> <p>【林業】 ・県内有効求人倍率が増加している影響等で、条件のよい他産業に人材が流出するなど、担い手の減少、高齢化が進行し、森林組合、林業事業体等の経営基盤強化や経営感覚に優れた経営者の育成のほか、木材需要拡大を図りつつ、新規就業者の確保・中長期的な育成体制強化が必要となっている。</p> <p>【水産業】 ・水産加工業における従業員不足が課題となっており、人材不足の解消に向けた支援が必要となっている。また、漁業の担い手の高齢化及び減少が問題となっているため、これらの課題解決に向けても取組が必要となっている。</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所事故の影響による本県農林水産物等への風評被害が依然として残っており、風評払拭に向けた取組が引き続き必要である(施策3,4)。</p> <p>・施策1においては、農地整備事業により大区画化された水田を有効利用し、震災により崩壊した地域農業の復興を図るため、地域の担い手育成や農地の集積等が必要となっているほか、大規模な次世代施設園芸経営体の増加に合わせて、高い生産性を実現できる人材の育成が課題となっている。</p> <p>・施策2については、被災住宅の再建や、地域の拠点施設等の再整備を行う際に必要な木材需要へ対応するほか、木質バイオマス等の利用拡大に向けた体制整備が必要である。</p> | <p>・新規就業者の確保に対する活動を支援するほか、新たな担い手として企業の参入を促進する。また、強い経営体の育成を図るため、AI・IoT等先進技術の導入による経営の安定化、効率化、多角化等に向けた技術指導・経営指導・担い手の育成等支援する。</p> <p>・中長期的には、被災地域等に就業者が定着し、経営が持続的に安定して行われるよう総合的な支援を行う。</p> <p>【農業】 ・農業高校と農業大学の連携により先進技術に対応できる人材育成を行う。また、受け入れ側となる農業法人等の経営課題の解決に向け「農業経営相談所」や、民間専門家等を活用した支援、ICT等を活用した生産性向上や女性・高齢者、外国人が活躍できる労働環境整備と農福連携の取組を支援するなど、多様な人材の確保・育成を進める。</p> <p>・中長期的には、都市部等の若者との交流活動を通じた次代の担い手確保への支援や大規模経営体の育成支援を通して得た成果を県内で展開することにより、持続的な人材育成の体制づくりを進めていく。</p> <p>【林業】 ・担い手について、短期的には、就業相談や体験会を開催、インターンシップの実施等により、林業の魅力をPRするとともに体験等を含めることで就業後のギャップを軽減する。また、緑の雇用制度等を活用した体系的な研修により、就業者が安心して働き、定着するための支援を行う。</p> <p>・中長期的な対策としては、研修制度を充実させるとともに、林業事業体の経営基盤の強化と労働条件の改善等を進め、人材育成を行うための体制づくりについて支援していく。</p> <p>【水産業】 ・短期的には、水産加工業の人材不足の改善に向け、水産業人材確保支援事業により、水産加工従業員等の宿舍整備などの取組を支援する。また、高校生の保護者等を対象に職場見学会を実施し、水産加工業のイメージ向上を図る。さらに、みやぎの水福連携推進事業により、水産加工業と福祉分野の連携を推進するとともに、水産加工と障害者とのマッチングを支援する。</p> <p>・また、漁業の担い手確保については、将来の状況を見越して短期及び中長期的に取り組む課題であることから、関連事業により、本県沿岸漁業の担い手確保及び漁業就業支援に取り組む。</p> <p>・原発事故による風評の完全な払拭を図るため、中長期的な視点を含めて、県産農林水産物等の安全性に関する情報発信やPR活動を継続して行っていく。</p> <p>・短期的には、農業用施設等の早期復旧を図り、被災した農業者の生産力強化を支援する。また、「人・農地プラン」の実質化によって地域農業の担い手を明確化し、農地中間管理事業等を最大限に活用した農地集積・集約化を加速させる。</p> <p>・中長期的には、新たに整備した農地や園芸施設の生産性を高めるため、関係機関との連携や民間コンサル会社等を活用した人材育成と経営指導等を行うとともに、地域住民による話し合いを進め、地域農業の将来像を描いていく。</p> <p>・短期的には、高性能林業機械の導入や林内路網の整備、木材加工流通施設等の整備を更に推進し、県産材の供給力強化を推進するとともに、県産材を使用した被災者の住宅再建を継続して支援する。また、地域の森林資源の循環利用を図るため、比較的小規模な木質燃料利用施設を整備し、木質バイオマス等の利用拡大を図る。</p> <p>・中長期的には、林業・木材産業の一層の産業力強化を図るため、県産木材の流通改革等の他、新規就業者の裾野を広げる取組支援に加え、充実した森林資源を活用しながら森林の持つ多面的機能の更なる発揮に向け、地域ぐるみで取り組む活動の支援を進めていく。</p> |

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・施策3については、水産加工業における従業員不足が課題となっており、人材不足の解消に向けた支援が必要となっている。</p> <p>また、中長期的視点に立った課題として、漁場瓦礫が依然として漁業の支障となっていること、漁業の担い手の高齢化及び減少が問題となっているため、これらの課題解決に向けた取組が必要となっている。</p> | <p>・短期的には、水産加工業に多様な人材の登用を進め人材不足を改善する必要があり、水産業人材確保支援事業等を活用した、水産加工従業員等の宿舍整備などの取組を支援する。また、高校生の保護者等を対象に職場見学会を実施し、水産加工業のイメージ向上を図る。</p> <p>・漁場瓦礫の回収は長期的な支援が必要であるため、国への要望活動を行っていく。また、漁業の担い手確保については、将来の状況を見越して短期及び中長期的に取り組む課題であることから、漁業者と就業希望者のマッチング等関連事業により、本県沿岸漁業の担い手確保及び漁業就業支援に取り組む。</p> |
| <p>・施策4については、食料品製造業の製造品出荷額は、概ね順調に回復しているものの、未だ震災前の状況までには回復していないため、販路回復・拡大につながる総合的な支援を継続することが必要である。</p> | <p>・短期的には、消費者や実需者のニーズを把握した付加価値の高い商品の開発と販路開拓を支援し、「食材王国」みやぎを支えていく食材のブランド確立を図る。また、それらの価値を高めていくよう食専門情報誌等各種広報媒体を活用したPRやグルメサイト・SNSの活用、首都圏等への販路拡大の支援を行う。</p> <p>・中長期的には、食の安全安心の確保に向け、今後も放射性物質検査結果を公表していくとともに、県産農林水産物等の安全性をPRし、イメージアップに取り組む。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
|--------|-------------------|----|---|
| | | 適切 | |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 一次産業の人材不足と人材育成について、農業、林業、水産業それぞれの分野ごとに取り組むのではなく、一次産業全体で、分野をまたいだ横断的な取組を行うことも検討し、課題と対応方針を示す必要があると考える。 |

施策番号1 魅力ある農業・農村の再興

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 生産基盤の復旧及び営農再開支援 ◇ 東日本大震災に係る農地・農業用施設等の復旧復興のロードマップに基づき、関連事業と調整を図りながら、引き続き生産基盤の復旧を図ります。 ◇ 被災した農業生産施設や農業機械の一体的な整備を推進するとともに、農業経営の再建に向け専門家による経営指導等を行います。 ◇ 被災した土地改良区などの農業関係団体を支援するため、借入金償還の軽減などを図ります。</p> <p>2 新たな地域農業の構築に向けた生産基盤の整備 ◇ 津波の被害が著しい未整備の農地を中心に、農地の面的な集約、経営規模の拡大等を図り、競争力のある経営体を育成するため、大区画ほ場整備等、生産基盤の整備を行います。同時に、防災集団移転促進事業で市町が買い取る住宅跡地等を集積・再配置して、公共用地を創出するなど、土地改良法の換地制度を活用して、土地利用の整序化を行います。 ◇ 津波被災市町が作成した、地域農業の実現に向けて、農地集積等に必要の取組を支援します。</p> <p>3 競争力ある農業経営の実現 ◇ 競争力のある農業経営を実現するため、多様な担い手の参入や共同化・法人化、6次産業化などに向けた支援を行います。 ◇ 大規模な土地利用型農業を実現するため、地域水田農業を支える認定農業者や農業法人等、地域の中心となる経営体への農地集積を図るとともに、農業用施設や機械などの導入を支援します。 ◇ 園芸団地を整備する取組等を支援し、被災地域をリードする園芸産地の復興を図ります。また、畜産経営体の施設機械整備を支援するとともに、能力の高い雌牛の導入等を行い生産基盤の復興を図ります。 ◇ 他産業のノウハウを積極的に取り込むなど、付加価値の高いアグリビジネスの振興を図るとともに、ロボット技術やICT、ドローンなどの先端技術を活用し、生産性向上と販売力強化を進めます。 ◇ 農業者の経営基盤の充実強化を図るため、借入金の償還に係る負担軽減や有利な資金調達に向けた支援を行います。</p> <p>4 にぎわいのある農村への再生 ◇ 都市と農村の交流を推進して、農村地域の活性化を実現する農村振興に向けた取組を支援します。 ◇ 農村の持つ多面的機能維持のため、地域主体による地域資源の保全管理の取組を支援し、防災対策や自然環境、景観を意識した活力のある農村の形成を図ります。</p> |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|-------------------|---------------------|---------------------|------------|---------------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | | |
| | <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 津波被災農地の復旧面積(ha)[累計] | 0ha (平成22年度) | 13,000ha (令和元年度) | 13,000ha (令和元年度) | A 100.0% | 13,000ha (令和2年度) |
| 2 | 津波被災地域における農地復興整備面積(ha)[累計] | 0ha (平成24年度) | 7,090ha (令和元年度) | 7,090ha (令和元年度) | A 100.0% | 7,113ha (令和2年度) |
| 3 | 被災地域における先進的園芸経営体(法人)数 | 22 (平成25年度) | 62 (令和元年度) | 51 (令和元年度) | B 82.3% | 70 (令和2年度) |
| 4 | 高能力繁殖雌牛導入・保留頭数(頭)[累計] | 1,845頭 (平成25年) | 12,600頭 (令和元年度) | 13,074頭 (令和元年度) | A 104.4% | 14,400頭 (令和2年度) |
| 5 | 効率的・安定的農業経営を営む担い手への農地利用集積率(%) | 62.5% (平成23年度) | 68.0% (平成30年度) | 58.9% (平成30年度) | B 86.6% | 77.0% (令和2年度) |

| | | | |
|-------------------|---------------------|----------------------|------------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満足群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満足群の割合による区分 |
| | 33.6% | 19.2% | II |

※満足群・不満足群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満足群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満足群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ①指標「津波被災農地の復旧面積」は、津波被災農地の復旧工事に際して、他機関との調整を綿密に行ったことなどにより、累計で13,000haに着手し、達成率100%であることから、達成度は「A」とした。 ②指標「津波被災地域における農地復興整備面積」は、津波被害が著しい地域において、東日本大震災復興交付金を活用した農地整備事業を実施。周辺事業や関係者等との協議調整を行って、累計で7,090haが完成し、達成率100%であることから、達成度は「A」とした。 ③指標「被災地域における先進的園芸経営体(法人)数」は、次世代施設園芸拠点成果の横展開等により、いちごやトマトの大規模な施設園芸に取り組む法人が増えていることや高度な環境制御技術等を使いこなす生産者の育成等を推進した結果、毎年増加し、達成率は82.3%で達成度「B」とした。 ④指標「高能力繁殖雌牛導入・保留頭数」は、達成率104.4%で達成度「A」とした。 ⑤指標「効率的・安定的農業経営を営む担い手への農地利用集積率」は、前年から1.1%増加し、58.9%となり、達成率は86.6%、達成度「B」とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年県民意識調査において、重視度については高重視群が63.6%と高く、満足度については満足群が33.6%、「分からない」が47.3%である。 満足群・不満群の割合による区分は「Ⅱ」に該当する。不満群割合の地域別では、沿岸部が18.0%で23施策中16番目である一方、内陸部の割合は19.9%と23施策中11番目となっている。施策「魅力ある農業・農村の再興」については沿岸部の不満の度合いは内陸部より低い。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災による津波被害を受けた沿岸部の農地及び損壊した農業用施設の復旧、そして、浸水被害を受けた地域においては、市町の作成した復興計画の実現に向け、農地等の再編整備や生産体制の支援等を図っているが、行政や施工業者のマンパワー不足や農業者の居住地が分散していること等により、膨大な事務や地域の合意形成など各種調整の遅れが懸念されており、継続した人的支援が必要な状況にある。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ①「生産基盤の復旧及び営農再開支援」では、復旧が必要な農地13,000haのうち12,958haが完了しており、また、園芸施設については復旧対象面積178ha全てが復旧し、概ね順調に推移していると考えられる。 ②「新たな地域農業の構築に向けた生産基盤の整備」では、東日本大震災復興交付金を活用した農地整備事業を実施する区域7,090haのうち全ての面積で完了した。また、農業水利施設の遠方監視システムが1地区において完成するなど、概ね順調に推移していると考えられる。 ③「競争力ある農業経営の実現」では、東日本大震災復興交付金により共同利用施設の復旧整備、営農再開に必要な農業機械等の導入など多くの事業で成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ④「にぎわいのある農村への再生」では、都市との交流や農村の多面的機能維持に係る多くの事業で成果が出ており、代表的事業である多面的機能支助事業では、平成30年度は、74,267ha・1,013組織、令和元年度は、73,998ha・989組織に取組が減少したものの、活動組織の広域化等による減少であり、概ね順調に推移していると考えられる。 <p>・以上により、施策の目的である「魅力ある農業・農村の再興」は「概ね順調」に推移していると判断する。</p> |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 | |
|--|--|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> 農地復旧・除塩対策が必要な農地13,000haのうち、12,958haが完了しており、残りの42haについて、令和2年度までに完了するよう復旧工事を継続していく必要がある。 市町の復興まちづくり計画を踏まえた土地利用計画の策定と土地利用の整序化を関係機関と連携を図りながら推進する必要がある。 震災からの復旧・復興においては、農業生産施設や農用地の再整備を進めるとともに、認定農業者や農業法人など地域農業の担い手の確保・育成を図ってきた。今後は、地域農業の持続的な発展に向け、担い手へのさらなる農地の集積・集約化を推進していく必要がある。 震災後整備した次世代型施設園芸拠点の技術成果等の横展開により、いちごやトマトの先進的な技術を導入した大規模な園芸経営体が増加したものの、品目によっては依然として生産性が低く、収量の安定確保を図るための高度な環境制御技術等の定着に向けた人材育成が課題となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に係る農地・農業用施設の復旧・復興のロードマップに基づき、農地の復旧や除塩対策を計画的に進めるとともに、排水機場等の農業用施設等の復旧工事を引き続き実施し、生産基盤の早期復旧を図る。 ほ場整備を契機とする土地利用の整序化は5市4町の約170haで実施し、令和元年度中に、全ての利用計画が概ね定まった。 「人・農地プラン」の実質化によって、地域農業の担い手となる中心経営体を明確にするとともに、農地中間管理事業を最大限に活用した担い手への農地の集積・集約化を加速化させていく。 引き続き、宮城の恵まれた環境を活かせる大規模な園芸施設整備を支援するとともに、関係機関等との連携や民間コンサル会社等を活用した、法人等の収量向上を早期に達成させる力のある人材育成に向けた支援を行い、先進的園芸経営体増加を図る。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|----------------|-------------------|----------|---|
| 委員会 の 意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分にあり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | — |

施策番号2 活力ある林業の再生

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | <p>1 復興に向けた木材供給の拡大・産業発展への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 森林の主伐・再造林や間伐等の森林整備を推進し、県産材の安定供給を図ります。 ◇ 木材加工施設や乾燥施設等の整備を更に推進し、品質及び性能に優れた県産材製品の供給力を強化するとともに、CLTを本格活用した新たな木材需要を創出します。 <p>2 被災住宅等の再建及び木質バイオマス利用拡大への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県産材を使用した住宅の建築や民間施設等の木造・木質化を支援します。 ◇ 木材チップ処理加工施設や発電・熱利用施設の整備を支援するとともに、未利用間伐材等の収集・運搬を促進し、木質バイオマスの利用拡大を図ります。 <p>3 海岸防災林の再生と県土保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 県土の保全や県民生活の安全を確保するため、海岸防災林の計画的な復旧を進めます。 ◇ 海岸防災林の復旧に必要な抵抗性クロマツ等の優良種苗を安定的に生産するため、生産施設等の整備を支援します。 ◇ 被災森林や造林未済地の再植林を進めるとともに、間伐等の森林整備を推進し、下流域における災害の未然防止など森林の公益的機能の持続的な発揮を確保します。 |
|--|--|

| 目標指標等 | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|-------------------|-------------------|----------|------------------|-----|---------|----------|----------|----------|-----|-------------|------------------|------------------|------------------|---------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|------------------|---------------------------|-----------------|------------------|------------------|----------|------------------|---------------------|-----------------|----------------|----------------|----------|----------------|
| | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>初期値</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値</th> </tr> <tr> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 林業産出額(億円)</td> <td>90億円 (平成19年度)</td> <td>93億円 (平成30年度)</td> <td>85億円 (平成30年度)</td> <td>B 91.2%</td> <td>96億円 (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>2 木材・木製品出荷額(億円)</td> <td>763億円 (平成27年度)</td> <td>893億円 (平成30年度)</td> <td>849億円 (平成30年度)</td> <td>B 95.1%</td> <td>875億円 (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>3 海岸防災林(民有林)復旧面積(ha) [累計]</td> <td>0ha (平成22年度)</td> <td>500ha (令和元年度)</td> <td>721ha (令和元年度)</td> <td>A 144.2%</td> <td>750ha (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>4 木質バイオマス活用導入施設数(基)</td> <td>39基 (平成27年度)</td> <td>48基 (令和元年度)</td> <td>63基 (令和元年度)</td> <td>A 266.7%</td> <td>50基 (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | 1 林業産出額(億円) | 90億円 (平成19年度) | 93億円 (平成30年度) | 85億円 (平成30年度) | B 91.2% | 96億円 (令和2年度) | 2 木材・木製品出荷額(億円) | 763億円 (平成27年度) | 893億円 (平成30年度) | 849億円 (平成30年度) | B 95.1% | 875億円 (令和2年度) | 3 海岸防災林(民有林)復旧面積(ha) [累計] | 0ha (平成22年度) | 500ha (令和元年度) | 721ha (令和元年度) | A 144.2% | 750ha (令和2年度) | 4 木質バイオマス活用導入施設数(基) | 39基 (平成27年度) | 48基 (令和元年度) | 63基 (令和元年度) | A 266.7% | 50基 (令和2年度) |
| | | | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | | 計画期間目標値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (指標測定年度) | | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 林業産出額(億円) | 90億円 (平成19年度) | 93億円 (平成30年度) | 85億円 (平成30年度) | B 91.2% | 96億円 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 木材・木製品出荷額(億円) | 763億円 (平成27年度) | 893億円 (平成30年度) | 849億円 (平成30年度) | B 95.1% | 875億円 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 海岸防災林(民有林)復旧面積(ha) [累計] | 0ha (平成22年度) | 500ha (令和元年度) | 721ha (令和元年度) | A 144.2% | 750ha (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 木質バイオマス活用導入施設数(基) | 39基 (平成27年度) | 48基 (令和元年度) | 63基 (令和元年度) | A 266.7% | 50基 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 令和元年 県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 30.9% | 15.9% | II |

※満足群・不満群の割合による区分

I : 満足群の割合40%以上
かつ不満群の割合20%未満

II : 「I」及び「III」以外

III : 満足群の割合40%未満
かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|---------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「林業産出額」については、85億円で目標を下回る達成率91.2%となり、達成度「B」とした。 ・目標指標2の「木材・木製品出荷額」については、849億円(速報値)で目標を下回る達成率95.1%となり、達成度「B」とした。 ・目標指標3の「海岸防災林(民有林)復旧面積」については、達成率が144.2%、達成度「A」とした。 ・目標指標4の「木質バイオマス活用導入施設数」については、達成率が266.7%、達成度「A」とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策に対する重視度は、高重視群が54.6%と増加した一方、施策に対する満足群は「分からない」が53.3%で最も高く、全体的には県民生活との関わり等が十分伝わっていない状況が伺える。 ・一方、個別の施策では、「海岸防災林の再生と県土保全の推進」については関心も高く、15施策中5番目に高い数値となっている。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・復興住宅の建設などのピークは過ぎたが、木材需要は高い水準を維持している。 ・海岸防災林は、津波により被災した民有林750haの復旧を進めており、背後地の農地や宅地等の保全を図る上で早期完了が求められている。 ・木質バイオマス利用は、民間事業者等において発電利用が複数計画され、未利用間伐材等の木質燃料への利用拡大が見込まれる。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①復興に向けた木材供給の拡大・産業発展への支援」と「②被災住宅等の再建及び木質バイオマス利用拡大への支援」は、木材生産の基盤である林道災害復旧工事が完了したことや、被災住宅の再建や地域の拠点施設への木材需要に応えるための県産材木材利用拡大促進事業など成果がでているほか、県内でCLT(※)建築物が増加するなど、新たな木材需要も生まれている。 また、木質バイオマス利用については、新たな発電施設が増加しており、今後も木質燃料の需要増加が見込まれる。 ・「③海岸防災林の再生と県土保全の推進」は、国の直轄事業が進捗したことや、他所管工事との工程調整が進捗したことにより、復旧面積750haのうち約721haの植栽が完了し、着実に復旧が図られている。(進捗率96%) ・以上により、施策の目的である「活力ある林業の再生」は「概ね順調」に推移していると判断する。 <p>※CLT(Cross Laminated Timber: 直交集成板)とは、引き板を、繊維方向が直交するように積層接着したパネル。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>①復興に向けた木材供給の拡大・産業発展への支援 ・復興住宅の建設などのピークを過ぎたものの、木材需要は高い水準を維持していることから、県産木材を安定して供給するための総合的な体制整備や支援が必要である。</p> <p>②被災住宅等の再建及び木質バイオマス利用拡大への支援 ・県産材を使用した住宅の建築などを促進する事業を通じ、被災者の住宅・生活の再建を引き続き支援する必要がある。 ・木質バイオマス利用を拡大するためには、新たな利用施設を県内にバランス良く整備し、木質燃料を安定供給できる体制づくりが重要である。</p> <p>③海岸防災林の再生と県土保全の推進 ・海岸防災林の復旧については、農地や居住地を災害から守るなど地域の生活環境等の保全を図るため、計画的かつ早期の復旧を図る必要がある。</p> | <p>①復興に向けた木材供給の拡大・産業発展への支援 ・県産木材の安定供給に向け、高性能林業機械の導入や林内路網、木材加工流通施設等の整備など、生産から加工流通に係る取組を総合的に支援していく。</p> <p>②被災住宅等の再建及び木質バイオマス利用拡大への支援 ・「県産木材利用拡大促進事業」を通じた被災者の住宅再建の支援を継続していく。 ・地域の森林資源を循環利用するため、小規模な施設整備を積極的に推進するとともに、地域森林由来の木質燃料を安定的に調達できる仕組みづくりへの支援を継続する。</p> <p>③海岸防災林の再生と県土保全の推進 ・海岸防災林の復旧については、関係機関と調整しながら盛土等の基盤造成を進め、令和2年度までに750haの復旧完了を目指している。令和2年度は、種苗需給調整に留意しながら、残り約29haの植栽を確実に進める。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|-------------------------------------|-------------------|----------|
| 委員会 の 意見 | 施策の成果 | 判定 適切 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | — |

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。
 なお、林業へのICT技術の活用により、積極的に新しい取組を推進することを期待する。

施策番号3 新たな水産業の創造

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向</p> <p>(「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 水産業の早期再開に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 震災からの本県水産業の復興のために展開すべき施策を示す、「水産業の振興に関する基本的な計画」に基づき、水産業の復興に努めます。 ◇ 海底のがれきの撤去作業については、がれきの回収状況や漁業活動への支障の程度などを勘案しながら作業を継続するとともに、今後も操業中に回収されることが想定されがれきの処分等について引き続き支援を行います。 ◇ 流通・加工業については魚市場の衛生高度化や共同利用施設の整備促進、事業者の早期再開に向けた支援を継続し、流通・加工機能の一層の回復を図ります。 ◇ 被災した漁業者・事業者の経営基盤の回復及び拡大を図るため、借入金の償還に係る負担軽減や有利な資金調達に向けた支援を行います。 |
| | <p>2 水産業集約地域、漁業拠点の再編整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 水産物が集積される水産業集積拠点漁港については、競争力と魅力ある本県水産業の集積拠点として再構築を図ります。 ◇ 漁業関連施設の早期復旧と機能回復に向けて取組を推進します。 <p>3 競争力と魅力ある水産業の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 強い経営体を育成するため、漁業種類ごとの経営モデルの検討、6次産業化などの取組を推進します。また、「みやぎ漁師カレッジ」を核として新規就業者の確保や、後継者となる担い手の育成などの取組を推進します。 ◇ 水産都市としての活力を強化するため、生産段階だけでなく水産加工などに携わる経営体における経営体質強化、関連産業の集積高度化を推進し、地域の総合産業として飛躍するよう努めます。あわせて、水産物・水産加工品のブランド化、産学官の連携強化などによる付加価値向上、HACCP普及推進の取組や流通促進、販路確保・拡大に向けた取組を推進します。 <p>4 安全・安心な生産・供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 水産物の安全性確保のため、引き続き検査体制を強化し、定期的に監視を行います。 ◇ 風評被害を払拭するため、安全性のPRを行うとともに、県産の水産物や水産加工品等の販売支援を行います。 ◇ 漁業者団体が実施している貝毒やノロウイルス等の衛生検査の取組に対し支援します。 |

| | | | | | | |
|--------------|--|--------------------|--------------------|-----------------|------------|---------------------|
| 目標指標等 | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額(億円) | 716億円 (平成20年) | 602億円 (令和元年) | 496億円 (令和元年) | B 82.4% | 602億円 (令和2年) |
| 2 | 水産加工品出荷額(億円) | 2,817億円 (平成19年) | 2,582億円 (平成30年) | - (平成30年) | N - | 2,582億円 (令和2年) |
| 3 | 沿岸漁業新規就業者数(人) | 25人 (平成26年度) | 25人 (令和元年度) | - (令和元年度) | N - | 25人 (令和2年度) |

| | | | |
|-------------------|---------------------|----------------------|-----------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満足群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 35.2% | 16.6% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「主要5漁港(気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜)における水揚金額」については、水揚の拠点となる魚市場や水揚の受入に必要な水産加工関連施設の復旧が進み、平成29年に607億円と目標値を達成したものの、海洋環境の変化等から、平成30年の目標値602億円に対し496億円(達成度82.4%)となり、達成度は「B」とした。 ・目標指標2の「水産加工品出荷額」については、平成30年の統計数値が確定されていない(7月頃確定予定)ことから、達成度は「N」とした。平成30年(速報値)の食料品製造出荷額は6,677億円で、平成29年より461億円(7.4%)増加しており、食料品製造業の約4割を占める水産加工品出荷額も同程度の増加が見込まれることから、達成度は「B」になると思われる。 ・目標指標3の「沿岸漁業新規就業者数」についても、令和元年度の統計数値が確定されていないことから、達成度は「N」とした。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査における震災復興計画の分野4・取組3の調査結果では、施策に対する重視度について「高重視群」の割合は63.6%となっている。 ・また、満足度においても「満足群」の割合が35.2%と、「不満足群」の割合の16.6%を上回っており、県が実施した水産業の早期復興の取組が一定の評価を受けていると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能の影響について本県水産物の風評被害は、徐々に解消されつつあるが、未だに大きな影響を及ぼしている。 ・韓国政府により、平成25年9月から本県を含む8県の水産物の輸入禁止措置が継続されており、震災前に本県からホヤ、ホタテ、スケソウダラなどが輸出されていたことから、復興途上にある水産業にとって深刻な問題となっている。 ・放射能の影響による本県水産物の風評被害対策については、引き続き国内外の消費者に対する安全・安心な県産水産物及び加工品のPR活動や販路の回復・開拓支援、HACCPなどへの対応が求められている。 |
| 事業の成果等 | <p>① 水産業の早期再開に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水産業の振興に関する基本的な計画」に基づき、水産業の復興に努めた。 ・みやぎの漁場再生事業により、海底などに堆積した漁場がれきは、起重機船等による専門業者及び沖合底びき網漁業などの漁業者が操業中に回収し、713㎡のがれきを処理した。平成23年からこれまでに約28.6万㎡のがれきが回収された。(県庁高層棟(約25万㎡)の約1.1倍程度相当量) ・漁船は、復旧を希望する全ての漁船の復旧が完了し、約8,800隻が稼働している。 ・水産加工関連施設の復旧状況は、製氷・貯氷能力が100%、冷凍能力が92%、冷蔵能力が80%まで完了している。 ・水産加工業者の約95%が事業を再開している。 ・水産業の人手不足を解消するため、宿舎整備支援事業により14者に交付決定を行い、人材不足の解消を支援した。 <p>② 水産業集約地域、漁業拠点の再編整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県種苗生産施設において、アワビやアカガイ、ホシガレイの種苗を生産し放流等を行った。(アワビ96万個、アカガイ25万個、ホシガレイ11万尾) ・漁港の災害復旧事業は、県内全ての140漁港で災害復旧工事に着手しており、完成率は県管理漁港88%、市町管理漁港92%となっている(県全体としては約90%)。 <p>③ 競争力と魅力ある水産業の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業担い手確保対策として就業希望者に対する相談窓口を設置するとともに、「みやぎ漁師カレッジ」として7か月間の長期研修(参加者8人)、5日間の短期研修(2回延べ7人受講)を実施した。長短期研修参加者計15人のうち漁業後継者を除く5人の就業に結びついた。また、本県主催で漁業就業者フェアin仙台を開催し、県内から15の漁業団体が出展し、84人の来場者があり成功裏に終わった。 ・沖合・遠洋漁業担い手確保・幹部船員育成対策として、新規就業者確保のためのPR活動、漁労技術研修会を開催した。 ・県産水産加工品の販路開拓支援として、バイヤーが県内の水産加工事業者を指名し現地訪問する形式の商談会を開催した。事前マッチングから当日の現地アテンドまできめ細かなサポートを行うなどにより、成約に繋がる効果的な商談機会を提供した。(成約:22件、商談継続中:23件。) ・九州地方においてホヤ及びホヤ加工品を中心とした県産水産物の販路拡大に取り組んだほか、東京、大阪における大規模展示商談会への出展や東京都豊洲市場、名古屋中央卸売市場と連携した展示商談会を開催した。また、「みやぎ水産の日」を核とした県産水産物のPR、企業と連携した水産物フェアの実施や情報発信により、消費拡大に向けた取組も行った。 ・消費者の方が手に取りやすく、現地へ足を運ぶ際に持ち運びやすい、A5版の水産加工品の直売所マップを10,000部作成し、沿岸市町、県内サービスエリアや道の駅などの公共施設・観光施設などに配布した。 <p>④ 安全・安心な生産・供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産物安全確保対策事業により、食品中に含まれる放射性物質基準の100ベクレル/kgを超える本県水産物が市場に流通しないよう、ゲルマニウム半導体検出器による精密検査、簡易放射能検査器によるスクリーニングを継続し、安全・安心な県産水産物の市場流通を図り、消費者の不安解消・信頼性の確保に努めた。阿武隈川の「あゆ」(養殖により生産されたものを除く。)について、国から出荷制限が指示されていたが、今般安全性が確認されたことから、令和元年10月1日付で出荷制限が解除された。 ・安全性のPRを行い県産水産物の水産加工品等の販売支援を行った。 ・有用貝類等安全・衛生対策事業により、貝毒検査を実施した。 <p>・目標指標の達成度は「B」が一つ「N」が二つとなっているが、「B」であった「主要5漁港における水揚金額」は、平成29年に目標を達成し「A」となったものが、海洋環境の変化による水揚減少のため落ち込んだもの。また、達成度が「N」となっている水産加工品出荷額は、補足データより「B」が見込まれる。施策を構成する各事業は、「成果があった」または「ある程度成果があった」と判断されており、施策全体の評価は「概ね順調」と判断される。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>①水産業の早期再開に向けた支援 ◇漁場のガレキ撤去 ・震災由来による漁場ガレキの回収量は減少しているものの依然として漁業に支障をきたしている。 ・現在の漁場ガレキは、海底に堆積しているものや、また、潮流等により移動しているガレキが操業中に回収されている状況にある。漁場ガレキの撤去は困難な状況にあるが、今後の漁業活動に支障をきたさないよう、長期の取組が必要とされている。</p> <p>◇水産加工業の復興 ①海外販路開拓の促進 ・水産加工品等水産物の販路の拡大には、輸出促進対策が不可欠とされている。 ②従業員不足の解消 ・県内の有効求人倍率が示すとおり、水産加工業の従業員不足が依然として深刻な課題である。 ※有効求人倍率 県全体:2.59 気仙沼:2.37 石巻:2.74 塩竈:2.71 ・外国人技能実習生の受入枠が拡大されたことから、宿舍整備が必要とされている。(受入枠拡大例:優良団体が監理する従業員数100人で期間2年の場合、6人から24人の4倍) ③新商品開発の促進 ・水揚げされる魚種が変動している状況などから、これらの資源を有効に活用した新商品開発が求められている。 ④原料の確保 ・イカ、カツオ、サンマ、タラ、サケなどの不漁により、原料の確保が深刻な課題とされている。</p> <p>◇金融支援 漁業者等の経営の早期回復と安定化を実現する手段の一つとして、資金の円滑な融通が必要である。</p> <p>③競争力と魅力ある水産業の形成 ◇漁業の担い手確保対策について 【沿岸漁業】 ・依然として高齢化及び担い手不足など抱える問題が顕在化しており後継者の育成や新規就業者の確保が急務とされている。 【沖合・遠洋漁業】 ・担い手及び船舶職員不足、さらには乗組員の高齢化等により持続的な経緯が厳しい状況にあり乗組員の育成・確保が急務とされている。 <漁業就業者数> ○震災前H20 9,753人 震災後H30 6,224人 3,529人の減 ○震災後50歳以上が約7割、60歳以上が約5割を占め、高齢化が進んでいる。 【漁業経営】 ・漁業経営の不安定さ、社会保険、労働保険、就業規則の未整備等により、漁業後継者、新規就業者の確保が困難である。</p> <p>④安全・安心な生産・供給体制の整備 ・福島第一原子力発電所の事故に起因する本県水産物の風評被害が完全には解消されていないことから、消費者向けに県産品のPRを継続し、信頼回復・消費拡大を一層図ることが必要となっている。</p> | <p>①水産業の早期再開に向けた支援 ◇漁場のガレキ撤去 ・令和2年度も漁場ガレキの回収要望が強い海域を重点的に実施する。 ・漁場ガレキの回収は長期的な支援が必要とされるため、令和2年度以降も支援策が継続されるよう引き続き国に要望を行う。</p> <p>◇水産加工業の復興 ①海外販路開拓の促進 ・販路の拡大には、国内はもとより水産加工品等水産物の輸出による販路開拓が必要とされる。世界的にHACCP導入義務化の動きがあることから、HACCP認証取得に係る普及啓発をすするとともに、HACCP等輸出対応のために必要となる施設、設備の導入を支援する。 ②従業員不足の解消 ・水産業人材確保支援事業により、水産加工従業員及び漁業就業者確保に必要とされている宿舍整備を支援する。また、水産加工業のイメージ向上のため、高校生等や保護者を対象に職場見学会を実施する。 ・みやぎの水福連携推進事業により、水産加工業と福祉分野の連携を推進するとともに、水産加工と障害者とのマッチングを支援する。 ③新商品開発の促進 ・水産都市活力強化対策支援事業により、水産加工品等の商品開発・改良等による生産体制の強化に向けた取組を支援する。 ④原料の安定確保 ・魚市場で水揚げされる魚種の変動に対応した新商品開発を支援する。また、県外からの原料の調達については、国の補助事業の活用を働きかける等により共同物流等の新たな協業の仕組みを検討する。</p> <p>◇金融支援 現在講じられている震災特例措置(償還期間の延長、無利子化、無担保・無保証人等)は、円滑な資金融通に効果的な役割を果たしていることから、令和2年度以降も継続されるよう、引き続き国へ要望を行う。</p> <p>③競争力と魅力ある水産業の形成 ◇漁業の担い手確保対策 みやぎの漁業者確保育成支援事業により、本県沿岸漁業の担い手確保及び漁業就業支援に取り組む。 【沿岸漁業】 ・宮城県漁業担い手確保育成センターの設置管理を引き続き行う。 ・「みやぎ漁師カレッジ」として漁業に興味のある希望者を対象とした3日間の短期研修を開催する。また、将来漁業者になることを強く希望する漁業就業希望者を対象に6月から12月までの7か月間の長期研修を開催する。(宮城の漁業に関する座学、宮城を代表する沿岸漁業の現場研修等) ・更に漁業者と漁業就業者のマッチングを図るため、仙台市内にて漁業就業者支援フェアを開催する。 【沖合・遠洋漁業】 ・沖合・沿岸漁業担い手確保・幹部船員(船舶船員)育成事業として、就業者確保の取組を加速するため、漁協及び漁業者等が組織する団体等が行う取組に対し補助を行う。 (1)新規就業者の確保支援 ・新規漁業者確保に向けたPR活動等の取組を支援する。 (2)漁業技術の習得支援 ・新規漁業者の定着率を高めるため、洋上での技術研修等を支援する。 (3)船舶職員講習支援 ・幹部船員を育成するため、海技士などの必要な資格習得を支援する。 【漁業経営体】 ・漁業就業者の受け皿となる安定的かつ効率的な漁業経営体の育成のため、漁業経営指導、法人化等の支援を行う。</p> <p>④安全・安心な生産・供給体制の整備 ・継続して本県産水産物の放射性物質濃度を計画的かつきめ細かに検査し、検査結果を速やかに公表するとともに、風評対策のため、全国の消費者及び海外に対し、安全・安心な県産品のPR活動を強化し、県産水産物の信頼回復と一層の消費拡大を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | <p>評価の理由が充分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。</p> <p>なお、「N」となっている目標指標があることから、目標指標の代わりに判断材料となる補足的な説明を記載する必要があると考える。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対策については、全庁で横断的にスピード感を持って対応することを期待する。</p> |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号4 一次産業を牽引する食産業の振興

| | |
|--|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 食品製造事業者の本格復旧への支援 ◇ 多くの事業者の事業再開や事業継続、本格復旧を見据えた施設設備支援を行うとともに、食品製造業の本格復旧を図るため、生産機能の高度化や効率化に向けた施設・設備整備への支援を行い、生産性の向上と品質向上を促進します。 ◇ 食品製造業者の事業再開に向け、原材料の安定確保などに係る取組を支援します。</p> <p>2 競争力の強化による販路の拡大 ◇ 県産農林水産物等の販路拡大を図るため、ブランド力強化を進めるとともに、商談会の開催や国内外の見本市出展支援等のマッチング機会を一層創出するほか、市場ニーズを的確にとらえた新商品・新技術の開発と営業力、企画提案力等の向上といった人材育成を支援する仕組みを構築します。 ◇ 需要先である小売業の被災や消費低迷に対処するため、県産農林水産物の販売促進に係る取組を支援します。</p> <p>3 食材王国みやぎの再構築 ◇ 震災前に生産額等が全国上位にあった宮城米や仙台いちご、仙台牛、カキ、ギンザケ等を中心とする本県の良質な食材の更なる知名度向上に向け、共通ブランド化や総合的なプロモーションを展開するとともに、これらの豊かな食材や高度な加工技術を用いた付加価値の高い商品づくりを促進します。 ◇ 「食材王国みやぎ」の復興、再構築を図るため、6次産業化や農商工連携の手法を活用し、県産農林水産物等の需要拡大に取り組みます。</p> <p>4 県産農林水産物の安全性確保と風評の払拭等 ◇ 簡易検査と精密検査を計画的に実施し、必要に応じて民間の検査機関も活用するなど、精密検査の充実を図り、出荷・流通前における県産農林水産物の安全性を確保します。また、土壌や飼料、きのこ原木等における放射性物質検査を実施することによって、農林水産物の生産環境整備に努めます。 ◇ 出荷制限指示が出されている品目等について、早期生産再開と出荷制限解除に向けた取組を進めます。 ◇ 風評被害によりシェアを失っている本県水産加工品等水産物をはじめとする県産品のイメージアップに関する取組を支援するとともに、安全性のPRなど、県内外への情報発信を強化します。</p> |
|--|--|

| <p>目標指標等</p> | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|---------------------|-----|--|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---|--------|
| | <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">初期値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">目標値 (指標測定年度)</th> <th rowspan="2">実績値 (指標測定年度)</th> <th colspan="2">達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> <tr> <th>達成率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円)</td> <td>6,014億円 (平成19年)</td> <td>5,877億円 (平成30年)</td> <td>6,677億円 (平成30年)</td> <td>A</td> <td>113.6%</td> <td>6,138億円 (令和2年)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 達成率 | | 1 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 6,014億円 (平成19年) | 5,877億円 (平成30年) | 6,677億円 (平成30年) | A | 113.6% |
| | 初期値 (指標測定年度) | | | | | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | | 達成度 | | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | |
| | | 達成率 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 製造品出荷額等(食料品製造業)(億円) | 6,014億円 (平成19年) | 5,877億円 (平成30年) | 6,677億円 (平成30年) | A | 113.6% | 6,138億円 (令和2年) | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------|
| <p>令和元年県民意識調査</p> | <p>満足群の割合 (満足+やや満足)</p> | <p>不満群の割合 (やや不満+不満)</p> | <p>満足群・不満群の割合による区分</p> |
| | 39.7% | 16.5% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I : 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II : 「I」及び「III」以外
 III : 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <p>・2019年工業統計調査(速報)によると、平成30年の本県の「製造品出荷額等(食料品製造業)」は6,677億円。達成率は目標値対比113.6%で、達成度は「A」に区分される。</p> |
| 県民意識 | <p>・令和元年県民意識調査において農林水産業の分野の取組のうち「一次産業を牽引する食産業の振興」については、重要又はやや重要が全体の64.2%となり高重視群が高い一方で、満足群は39.7%にとどまっている。</p> <p>・また、特に優先すべきと思う施策として、「食品製造事業者の本格復旧への支援」及び「競争力の強化による販路の拡大」が、あわせて10.3%(前年比-0.3ポイント)、「県産農林水産物の安全性の確保と風評の払拭等」が8.8%(前年比+0.1ポイント)となっている。</p> |
| 社会経済情勢 | <p>・2019年工業統計調査(速報)において、平成30年の食品製造事業所数は663か所、製造品出荷額等(食料品製造業)は6,677億円。製造品出荷額等(食料品製造業)は平成22年(5,732億円)の水準を超え、事業所数は平成23年(560事業所)から回復している(663事業所)。</p> <p>・しかし一方で、令和元年度に水産庁が実施した第6回水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第7回:令和2年公表)の結果によると、宮城県では、生産能力が8割以上回復した業者は69%であるのに対し、売上が8割以上回復した業者は56%となっている。また、震災前と同水準まで売上を戻すことができない要因としては、販路の不足・喪失・風評被害が39%、人材不足が17%、原材料の不足が11%となっており、震災前の食料品製造業者の半数を占めていた水産加工業においては、依然として販路の回復等が遅れている状況にある。</p> <p>・消費者庁が実施した風評被害に関する消費者意識の実態調査(第13回:令和2年3月公表)取りまとめによると、放射性物質を理由に購入をためらう産地については、どの地域も減少傾向を示しており、徐々に縮小してきているが、引き続き広報PR等により県産品のイメージアップを図る必要がある。</p> <p>・2019年の我が国の農林水産物・食品の輸出額(速報値)は9,121億円で前年比で0.6%増加し、7年連続の増加となった。国においては、令和元年までに農林水産物、食品の輸出額を1兆円規模に拡大する目標を掲げていたが、目標達成とはならず、今後はオールジャパンでの取組がさらに促進される見込み。</p> |
| 事業の成果等 | <p>・中小企業等復旧・復興支援補助金により、食品製造事業者の本格復旧に向けて継続した支援を実施した。(施策の方向①)</p> <p>・県内食品製造業者の商品開発のため、34件の補助を行ったほか、外部専門家を17社へ派遣した。(施策の方向②)</p> <p>・県内食品製造業者に商談の機会を提供するため、県内で商談会を合計3回開催したほか、事業者が行う販路開拓活動に対して34件、被災した県内事業者が出展する展示商談会を開催する主催者に対して3件の補助を行った。また、首都圏で開催された大規模商談会へ県として出展した。(施策の方向②③④)</p> <p>・海外での県産食品の取引拡大については、海外スーパーでのフェア開催(台湾)や食材試食商談会の開催協力(シンガポール)、バイヤー招へい(タイ1回、マカオ1回、シンガポール1回)、輸出促進セミナー開催(3回)などを行った。また、輸出する際の基幹品目となる品目を設定し、水産物はタイ・ベトナム・シンガポール、いちごはベトナム・シンガポールにおいてプロモーションを実施するとともに、販路の回復・拡大が喫緊の課題となっているホヤに関しては、新たな海外販路の開拓に向けて米国でプロモーションを実施し、販売体制の構築に取り組んだ。(施策の方向②)</p> <p>・ブランド化に取り組む団体等への支援、首都圏等からの実需者等の招へい(3組)、首都圏のホテル等を中心にみやぎフェアを開催(16件、延べ984日)、知事のトップセールスによるPR活動、県産食材の認知度向上のための食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」、公式フェイスブック、公式インスタグラムでの県産食材のPRを実施した。(施策の方向③④)</p> <p>・実需者向け専門誌への宮城県食材PR広告記事の掲載(2回)、実需者向け生産地視察の実施(2回)、首都圏での県産食材を利用した首都圏での飲食店フェアの開催(2回)、宮城県産食材のレシピ動画配信(2回)、ユーチューバーによる仙台牛PR動画の制作・公開(3回)等を行った。(施策の方向③④)</p> <p>・全国の百貨店(横浜・東京都渋谷・広島・名古屋)で物産展を開催した。また、東京アンテナショップ「宮城ふるさとプラザ」を活用し、県産食品を試食できる風評払拭イベントを4回開催し、県産農林水産物等の消費拡大を図った。(施策の方向③④)</p> <p>・以上の取組により、本施策における目標指標の目標値をクリアしているが、水産加工業等の売り上げ回復が十分でないことから、施策の目的である「一次産業を牽引する食産業の振興」については、「概ね順調」と評価した。</p> |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を顕現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>①製造環境の被災による販路喪失に加え、原材料高騰や人材不足など、本県の農林水産業や食品製造業を取り巻く環境は厳しい状況にある。また、復旧の状況も事業者によって異なり、その経営課題も異なることから、企業や地域の実情に応じた、よりきめ細やかな支援を展開する必要がある。</p> | <p>・事業者や地域の実情を把握するため、企業訪問を通じたニーズ把握を行い、各企業の復旧ステージに応じ、施設整備、新商品の開発、販路の回復や開拓等、経営体制を視野に入れた必要な施策を提供し、きめ細やかな支援に取り組む。</p> |
| <p>②食品製造業者の製造品出荷額は、目標値に達したものの、震災前の事業者数で食品製造業者の半数を占める水産加工業、特に資本金規模の小さい事業者ほど、未だ震災前の状況までには回復していない傾向が見られる。今後の経営安定を図るため、販路回復・開拓を進めるにあたっては消費者が求めるより高品質で付加価値の高い商品の開発が必要である。</p> | <p>・被災した県内食品製造業者等が取り組む商品づくりや震災により失った販路の開拓に要する経費の一部を補助し、消費者から求められる付加価値の高い商品の開発と販路開拓を支援する。さらに、首都圏や県内で商談会を開催し、商談会機会の創出・提供を図るなど、商品づくりから販売までの総合的な支援に取り組む。また、海外での販路開拓を図るため、海外におけるプロモーションや輸出に取り組もうとする事業者の支援を実施する。</p> |
| <p>③農林水産業や食品製造業の振興のために、県産食材のブランド化の推進は重要であり、本県産の良質な食材の更なる知名度向上に向けて「食材王国みやぎ」のブランドイメージの浸透と積極的な情報発信が必要である。</p> | <p>・「食材王国みやぎ」を支えていく県産食材のブランド化を図るため、食専門情報誌やグルメサイト、SNS、YouTubeやテレビ会議システムを活用した県産食材の魅力を発信するプロモーションを展開する。また、「宮城ふるさとプラザ」や首都圏等での物産展での県産品の販売を通じて、県産品の魅力や復興状況について情報発信を行うとともに、首都圏での県産食材を使用した飲食店フェアの開催や首都圏ホテル等に対する県産食材PR事業を実施することにより、「食材王国みやぎ」ブランドイメージの浸透に取り組む。</p> |
| <p>④東京電力福島第一原子力発電所事故の影響は、徐々に縮小してきているが、県産品の販売は品目によっては厳しい状況が続いており、引き続き広報PR等により県産品のイメージアップを図る必要がある。</p> | <p>・食の安全・安心の確保に向け、放射性物質の検査結果を定期的に公表するとともに、消費者への分かりやすい情報提供に努める。また、県産農林水産物等の安全性をPRし、県産品のイメージアップに取り組むため、首都圏ホテル等の料理人・仕入れ担当者等実需者の生産地招へい及び首都圏ホテルでの食材王国みやぎフェアの開催、知事のトップセールス及び食関連情報ウェブサイト「食材王国みやぎ」を通じて県産食材の情報発信を積極的に行っていく。</p> |
| <p>⑤県内市町村や学校関係の給食関係者の意見として、価格が高い、必要量の確保が難しい等が挙げられていることから、地場産農産物の利用拡大のためには、コスト低減や供給ロットの増加等を図る必要がある。</p> | <p>・機械化一貫体系の導入による経営の大規模化や経営体間の連携により、生産コスト低減や安定供給体制を推進する。 また、学校給食関係者に対し、県内園芸品目の産地状況や優良取組事例等について情報発信を引き続き行うことで、地場産農産物の活用が推進されるよう努める。</p> |

| ■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針 | | |
|---|-------------------|----------|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | — |
| <p>評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。新型コロナウイルス感染拡大によって影響を受け、苦境に立たされている一次産業に対し、新たな活路を見出すための積極的な取組や支援に期待したい。</p> | | |

宮城県震災復興計画【公共土木施設の分野】

政策番号5 公共土木施設の早期復旧

被災した公共土木施設については、復興を支える重要な基盤であることから、各事業主体が一丸となって、着実かつスピーディーな復旧に取り組んでいく。また、県民の命と生活を守り、震災を乗り越え、更なる発展につなげる県土づくりを図るため、道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進、海岸・河川などの県土保全についても取組を進める。
特に、東日本大震災により大きな被害を受けた沿岸地域の復興まちづくりに重点的に取り組むとともに、大津波対策や防災道路ネットワークの構築などにより、内陸部も含めた県土全域で、災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を推進する。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度決算(見込)額(千円) | 目標指標等の状況 | | 施策評価 | |
|------|-------------------------|------------------|--|-------------------|------|---------|
| | | | 実績値(指標測定年度) | 達成度 | | |
| 1 | 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進 | 139,106,774 | 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の完了数(箇所)[累計] | 1,511箇所(令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 57橋(令和元年度) | B | |
| | | | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量[実入り](TEU) | 197,141TEU(令和元年度) | A | |
| 2 | 海岸、河川などの県土保全 | 115,025,904 | 比較的発生頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が確保された海岸数(海岸) | 45海岸(令和元年度) | C | やや遅れている |
| | | | 比較的発生頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が確保された河川数(河川) | 15河川(令和元年度) | C | |
| 3 | 上下水道などのライフラインの整備 | 8,016,716 | 緊急時バックアップ用の広域水道連絡管整備事業の進捗率(%) | 83.8%(令和元年度) | B | 概ね順調 |
| | | | 流域下水道における長寿命化対策設備数(箇所)[累計] | 25箇所(令和元年度) | A | |
| 4 | 沿岸市町をはじめとするまちの再構築 | 57,410,602 | 防災公園事業の完了数(箇所)[累計] | 15箇所(令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 住宅等建築が可能となった被災市街地復興土地区画整理事業地区数(地区)[累計] | 34地区(令和元年度) | B | |
| | | | 住宅等建築が可能となった防災集団移転促進事業地区数(地区)[累計] | 195地区(令和元年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・東日本大震災で被災した沿岸地域の復興まちづくりの早期実現や、県土の更なる発展のため、公共土木施設の着実かつスピーディーな復旧復興事業を4つの施策にまとめ取り組んだ。

・施策1「道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進」については、公共土木施設災害復旧事業の達成率は99.1%であり、1,534箇所中、1,511箇所まで完成するなど、復興に向けた施設整備が進捗している。また、仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量が、東日本大震災の影響による大幅な落ち込みから順調に回復し、目標値を上回る結果となっている。また、橋梁の耐震化においては、57橋が完成し90.5%の達成率となっていることから着実に耐震化が進んでいるほか、三陸縦貫自動車道の整備の加速化や防災道路ネットワークを形成する高規格幹線道路の整備が順調であることから、「概ね順調」と評価した。

・施策2「海岸、河川などの県土保全」については、海岸・河川ともに全て工事に着手しており、着実に事業の進捗が図られており、令和2年度末までに全ての箇所が完成する見込みであるが、関係機関との調整に不測の時間を要するなどにより、完成途中における目標値は下回ったことから「やや遅れている」と評価した。

・施策3「上下水道などのライフラインの整備」については、上下水道処理施設の復旧が完了し、さらに、広域水道の緊急時バックアップ用の広域水道連絡管整備事業では、志賀姥ヶ懐トンネル内の配管工事や制御室2箇所の築造工事が完了するなど、令和3年度の完了に向け概ね順調であること、また、「流域下水道における長寿命化対策設備数(箇所)」は目標値どおり長寿命化を図ることが出来たことから、「概ね順調」と評価した。

・施策4「沿岸市町をはじめとするまちの再構築」については、「防災公園事業の完了数」は目標を達成し、「住宅等建築が可能となった被災市街地復興土地区画整理事業地区数(地区)[累計]」についても、残り1地区を残すのみで、さらには令和2年度中に達成予定であることから、「概ね順調」と評価した。

・防災道路ネットワークの形成に向けた高規格幹線道路の整備や、離島部の孤立解消に向けた災害に強い道路整備として大島架橋の供用開始など、「災害に強いまちづくり宮城モデル」の構築に向けた各事業は順調に推移しており、復興まちづくり事業の促進、交流人口、産業活動における物流等の強化が図られていることから、「公共土木施設の早期復旧」における政策全体としての評価については、施策2「海岸、河川などの県土保全」が「やや遅れている」となっているが、全体的には計画どおりに事業が進捗していることから、「概ね順調」と評価している。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・道路・橋梁の災害復旧については、他事業との調整等が必要となることから、隘路となっている事業との調整を進める必要がある。 ・河川・海岸の災害復旧については、地元住民との合意形成、数次相続などの用地隘路案件に係る土地収用へ向けた事業認定手続きなどにより、一部事業に遅れが生じていることから、適正な進行管理が必要となっている。 ・復興まちづくりの進捗状況に格差が生じており、人口流出の抑止や安定した雇用の創出など、進捗状況によって各市町が抱える課題が異なっている状況にあり、持続可能なまちづくりに向けて、各市町が抱える課題に対応した支援が必要となっている。 ・被災市街地復興土地区画整理事業等については、マンパワー不足などから、地区間での進捗状況の格差が生じているほか、防集移転元地が利活用可能となる事業促進のための市町支援が必要となっている。 ・被災沿岸地域の新たなまちでの生活を支える公共交通の維持、利用者の利便性に向けた取組が必要となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の進行管理については、「契約ベースの事業進行管理」を実施するとともに工事履行報告書を活用した「工事進捗状況管理シート」に基づき、重点的な進行管理を実施する。加えて、令和2年度事業完成見込み、地元未合意、全部中止工事等の重点的な進行管理が必要な事業については、担当次長を筆頭とした「重点進行管理部会」により、進捗の遅れの要因に対する対応方針(時間軸も含めて)を協議し事業進捗を図っていく。 ・令和2年度での全箇所完了に向けて、各事業毎の進行管理のほか、隘路となる関連事業(市町村事業含む)の状況を整理し、県・市町村一体となった進行管理に努める。 ・復興まちづくりについては、これまでと同様に各市町ごとの進捗を把握し、課題の抽出、解決に向けた市町職員向けの勉強会、工事着手に向けた調整・発注計画支援、供給開始のための手続きなどとともに、進捗が遅れが生じている地区へは沿岸土木事務所担当職員等による重点的な支援に取り組んでいく。 ・持続可能なまちづくりに向けて、産業誘導として「復興まちづくり産業用地カルテ」を更新し、企業や支援機関等へ情報提供するなど、市町の取組を支援する。 ・移転元地の空き区画対策については、「みやぎ移転元地計画策定ガイドライン」(平成28年度末策定)により、各市町の実情にあわせた移転元地の活用を提案するなど支援していく。 ・国、関係市町村と連携して、新たな公共交通網形成計画の策定を推進するほか、効率的で持続可能な運行形態の構築に向けて、市町村を支援していく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|---------------|-------------------|----|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 | <p>評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</p> <p>課題の一部に、震災からの復興後を見据えた記載が見受けられるが、本政策としてはやや範囲外であると考えられるため、復興後を見据えた記載とした理由について補足説明を記載することが必要であると考ええる。</p> |
| | | 適切 | |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号1 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 高規格幹線道路等の整備 ◇ 復興道路に位置づけられた三陸縦貫自動車道などの整備を促進し、防災道路ネットワークを形成する高規格幹線道路の充実強化を図ります。 ◇ みやぎ県北高速幹線道路の整備を推進し、東西広域連携軸を強化します。</p> |
| | <p>2 主要幹線となる国道、県道の整備及び復興まちづくりと一体となった関連道路の整備 ◇ 災害に強い幹線道路ネットワークを整備するため、国道108号、国道113号、国道398号等の主要幹線道路の整備を推進します。また、安全な道路利用が図られるよう交通安全施設等の整備や災害防除対策を着実に進めます。 ◇ 沿岸部においては、復興のシンボルである、気仙沼市の大島架橋や女川町の出島架橋などの架橋事業を進めるほか、海岸保全施設の整備と併せて、多重防御による防災・減災機能を有する高盛土構造の防災道路について、復興まちづくりと一体的に整備を進めます。</p> <p>3 橋梁等の耐震化・長寿命化 ◇ 橋梁などの道路関連施設における耐震化計画及び長寿命化計画に基づき、順次新たな対策を推進し、耐震化・長寿命化を着実に実施します。</p> <p>4 港湾機能の拡充と利用促進 ◇ 仙台塩釜港のさらなる利用拡大や効率的な管理運営に向けて、埠頭用地拡張や防波堤の延伸など、港湾機能の拡充を図ります。 ◇ 貨物集荷、企業誘致や新規航路の開拓など、積極的なポートセールスを推進します。</p> <p>5 仙台空港の利用促進 ◇ 仙台空港利用の旅客・貨物需要を喚起するとともに、エアポートセールスに取り組みます。 ◇ 仙台空港の運営権者や地元自治体・経済界等と連携し、航空路線の拡充や空港の利用促進に積極的に取り組むとともに、周辺地域の更なる活性化を図ります。 ◇ 仙台空港アクセス鉄道の利便性向上と仙台空港鉄道株式会社の経営安定化の促進を図ります。</p> |

| | | | | | | |
|---------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| 1 | 公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の完了数(箇所)[累計] | 0箇所 (平成22年度) | 1,525箇所 (令和元年度) | 1,511箇所 (令和元年度) | B 99.1% | 1,534箇所 (令和2年度) |
| 2 | 主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋)[累計] | 0橋 (平成22年度) | 63橋 (令和元年度) | 57橋 (令和元年度) | B 90.5% | 70橋 (令和2年度) |
| 3 | 仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量[実入り](TEU) | 134,856TEU (平成20年) | 186,000TEU (令和元年度) | 197,141TEU (令和元年度) | A 106.0% | 191,000TEU (令和2年度) |

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| <p>令和元年県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 51.8% | 18.9% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
I:満足群の割合40%以上
かつ不満群の割合20%未満
II:「I」及び「III」以外
III:満足群の割合40%未満
かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)の完了数(箇所[累計])」については、目標値1,525箇所に対して、実績値1,511箇所と99.1%の達成率で、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標2の「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数(橋[累計])」については、目標値63橋に対して、実績値57橋と90.5%の達成率で、達成度は「B」に区分される。 ・目標指標3の「仙台塩釜港(仙台港区)のコンテナ貨物取扱量[実入り](TEU)」については、東日本大震災の影響による大幅な落ち込みから順調に回復しており、達成率は106.0%と達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度県民意識調査結果では、「重要」又は「やや重要」の「高重視群」は76.0%であり、沿岸部において4位に入るなど、内陸部と比べて高い値であった。また、「満足」又は「やや満足」の「満足群」は51.8%で県全体の2位であり、沿岸部及び内陸部の両方で高い満足度となっていることから、これまで進めてきた施策の成果が現れているものと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの一日も早い復旧・復興を目指し、単なる原形復旧ではなく、地震や津波による被災事象を踏まえ、施設の構造や断面等の技術的な検討を通じて、施設の再構築に取り組んできたところである。 しかしながら、今回の被災は、甚大かつ広範囲であり、これまでに経験したことのない大規模なものであることから、復旧・復興事業の推進にあたっては、発注者のマンパワー不足に対応した工事執行体制及び監督体制の再構築、工事受注者の労働者不足による労働需給のひっ迫、入札不調など、一部では改善傾向が見られるものの、未だに問題が顕在化しているほか、市町のまちづくり計画をはじめとする他事業との調整等に時間を要しており、事業進捗への影響も出ている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①高規格幹線道路等の整備」では、国土交通省において三陸縦貫自動車道の整備が加速度的に進められており、令和2年2月24日に気仙沼中央IC～気仙沼港IC間の1.7kmが開通し、県内区間の整備率は約93%となった。残る区間についても整備を促進し、令和2年度に全線が開通することが公表されており、防災道路ネットワークを形成する高規格幹線道路の整備は順調に進んでいる。さらに、令和元年6月9日にみやぎ東北高速幹線道路のIV期(築館工区)1.7kmが開通し、事業区間の整備率は約81%となり、県北地域の東西軸の形成が進んだ。 ・「②主要幹線となる国道、県道の整備及び復興まちづくりと一体となった関連道路の整備」では、復興のシンボル事業として整備を進めている大島架橋事業において、気仙沼大島大橋を含む浪板橋から大島磯草間の5.5kmが供用を開始したほか、令和元年12月21日に岩沼市と村田町を結ぶ主要地方道岩沼蔵王線大師・姥ヶ懐道路(志賀姥ヶ懐トンネル)が開通した。また、防災集団移転地間等を結ぶ道路の整備については、主要地方道石巻鮎川線小網倉浜工区や主要地方道女川牡鹿線小乗浜工区が開通したほか、主要地方道女川牡鹿線鮫浦工区、大谷川工区、谷川工区が開通するなど、これまで21箇所が開通しており、復興まちづくりと一体となった道路整備が着実に進んでいる。 ・目標指標である公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)では、令和元年度に一般県道石巻工業港矢本線大曲工区や国道398号折立橋など9箇所が完成し、完了数は目標値1,525箇所に対して実績値1,511箇所であり、99.1%の達成率となった。残る箇所についても、令和2年度までの完成に向け工事を推進している。 ・「③橋梁等の耐震化・長寿命化」では、地震時における主要幹線道路等の橋梁耐震性や安全性を確保するため耐震化工事を実施し、57橋が完了したほか、橋梁長寿命化計画に基づき、老朽化した橋梁について予防保全的に補修を行い、92橋が完了した。 ・目標指標の橋梁耐震化完了数について、目標値63橋に対して実績値57橋で90.5%の達成率となっており、着実に耐震化が進んでいる。 ・「④港湾機能の拡充と利用促進」では、仙台塩釜港(仙台港区)において、港湾機能充実の観点から高砂コンテナターミナルの拡張及び高松埠頭の整備について利用者の意見も踏まえながら継続的に取組を推進し、また、利用促進を図るため、荷主企業や船社へのポートセールスに取り組んでおり、外航航路やコンテナ貨物取扱量の増加に繋がっている。 ・目標指標のコンテナ貨物取扱量については、目標値186,000TEUに対し、実績値197,141TEUと目標を上回り、震災前の平成22年取扱量(155,454TEU)に比べ127%となっていることから、順調に推移している。 ・「⑤仙台空港の利用促進」では、知事によるトップセールスをはじめ、空港運営権者による民間ノウハウを活用した、航空路線誘致や空港の利用促進に関する取組を積極的に推進した結果、国内線においてエアアジア・ジャパンが仙台と名古屋を結ぶ初のLCC路線を就航させたほか、国際線においてはタイ国際航空のバンコク線、中国国際航空の大連線の就航や台北線の大幅な増便(週13往復→週19往復)等が実現した。それに伴い、旅客数についても順調に推移していたものの、2月から新型コロナウイルスの影響が拡大し、国際線を中心に路線の運休が相次ぐこととなった。結果的に仙台空港の令和元年度旅客数は378万人となり過去最多を更新したが、約4%の伸びにとどまった。 ・以上、施策を構成する3つの指標のうち、2つが達成されていない状況であるが、何れも達成率は90%を超えていることから、事業の成果が現れているものと考えられる。また、3つ目の指標である仙台塩釜港でのコンテナ貨物取扱量では、目標値を上回る成果が出ている。 ・さらに、施策の方向別に見る事業成果としては、三陸縦貫自動車道等が相次いで供用するなど、防災道路ネットワークの構築が進んでいることや、仙台空港での航空路線拡充や旅客数が過去最高を記録するなど、目標指標では示されない施策の方向1から5のそれぞれにおいて着実に成果が出ていることを総合的に勘案し、「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設災害復旧事業(道路・橋梁)については、沿岸部で実施している一部の事業で他事業調整などにより遅延が生じていることから、令和2年度の全箇所完了に向けて適正な事業進行管理が必要である。 <p><港湾></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高砂ふ頭の混雑解消や将来のコンテナ貨物の増加に対応した高砂コンテナターミナルの拡張工事について、令和5年度の完成に向けて、適正な事業進行管理が必要となる。 <p><空港></p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港民営化後の航空路線拡充に向けたエアポートセールスについては、運営権者である仙台国際空港株式会社が、国際航空商談会などの機会を捉えて、航空会社と直接交渉を行うなど、民間ノウハウを活かした営業活動を実施している。県では、同社や地元自治体・経済界等と連携しながら、知事等によるトップセールスや、航空路線誘致助成制度の運用など、航空会社に対する新規就航・増便等の働きかけを実施しているが、更なる路線の拡充を図るためには、空港運営権者と地元自治体・経済界等が連携し、空港振興に積極的に取り組んでいく必要がある。また、仙台空港国際線の更なる充実を図るためには、インバウンドのみならずアウトバウンドも含めた双方向の交流を促進する取組が必要である。 | <p><道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約率や支出率により進行状況を見える化し、予算の執行管理を行うとともに、個別事業ごとに土木事務所と進捗状況の情報共有を図り、懸案事項があれば早期に解決できるよう、進行管理を徹底する。 ・さらに、計画からの遅延が大きい事業については、土木部の「重点進行管理部会」において、より重点的な進行管理を実施する。 <p><港湾></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の整備完了に向け、港湾利用者と十分に調整をしながら、ターミナルの拡張工事の推進を図る。 <p><空港></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元官民で組織する「仙台空港国際化利用促進協議会」が、民営化を契機に、体制の充実・強化を図りつつ、プロモーションや空港の利用促進に積極的に取り組んでおり、今後とも協議会への参画を通じて、関係機関との連携を図りながら、空港の利用促進や新型コロナウイルスで落ち込んだ航空需要の喚起に取り組んでいく。 ・インバウンド促進の取組としては、東北各県の知事や経済界が一体となって実施するトップセールスや、航空路線誘致助成制度の効果的な活用を通じ、国際線の路線誘致を進め、仙台空港を拠点とした海外誘客の促進に積極的に取り組んでいく。 ・アウトバウンド促進の取組としては、県では、若年層を対象にパスポート取得費用の一部を助成する「仙台空港国際線利用促進キャンペーン」や各種メディア(タウン誌・ラジオ等)を活用した仙台空港のPR等を実施していく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | | | |
|--|--|--|--|----|--|
| 委員会の意見 | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">判定</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">適切</td> </tr> </table> | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | 適切 | |
| | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 | | | |
| 適切 | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">施策の成果</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施策を推進する上での課題と対応方針</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table> | 施策の成果 | | 施策を推進する上での課題と対応方針 | — | |
| 施策の成果 | | | | | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | — | | | | |

施策番号2 海岸、河川などの県土保全

| | |
|--|--|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | 1 海岸の整備 ◇ 津波や高潮から防御するため、背後地で行われるまちづくりと連携し、海岸防災林との組合せなどにより、防災・減災機能の強化を図りながら、海岸の整備を進めます。 |
| | 2 河川の整備 ◇ 地盤沈下により、洪水被害のリスクが高まった低平地の治水安全度を早期に向上させるため、河道改修やダムなどの整備による、上下流一体となった総合的治水対策を推進します。 |
| | 3 土砂災害対策の推進 ◇ 土砂災害危険箇所における基礎調査の実施や土砂災害警戒区域等の指定を推進し、県土全体の土砂災害防止対策を実施するとともに、住民の防災意識の醸成を図ります。 |
| | 4 貞山運河再生・復興ビジョンに基づく運河の復旧・復興 ◇ 国、県、市町、民間等からなる「貞山運河再生復興会議」において、施策や事業間の総合調整を図り、「貞山運河再生・復興ビジョン」に基づく取組の具体化を進めます。 |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|---------------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|---------|-----------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|---------|-----------------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0海岸 (平成22年度)</td> <td>57海岸 (令和元年度)</td> <td>45海岸 (令和元年度)</td> <td>C 78.9%</td> <td>61海岸 (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0河川 (平成22年度)</td> <td>43河川 (令和元年度)</td> <td>15河川 (令和元年度)</td> <td>C 34.9%</td> <td>59河川 (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 0海岸 (平成22年度) | 57海岸 (令和元年度) | 45海岸 (令和元年度) | C 78.9% | 61海岸 (令和2年度) | 2 | 0河川 (平成22年度) | 43河川 (令和元年度) | 15河川 (令和元年度) | C 34.9% | 59河川 (令和2年度) |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 0海岸 (平成22年度) | 57海岸 (令和元年度) | 45海岸 (令和元年度) | C 78.9% | 61海岸 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 0河川 (平成22年度) | 43河川 (令和元年度) | 15河川 (令和元年度) | C 34.9% | 59河川 (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 43.2% | 29.5% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I:満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II:「I」及び「III」以外
 III:満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

■ 施策評価 やや遅れている

| 評価の理由 | |
|---------------|---|
| 目標指標等 | ・目標指標1の「比較的発生頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が確保された海岸数」は、実績値が45海岸であり、達成率は78.9%で達成度「C」に区分される。全地区で工事に着手済みであり、出来高(実際の工事の進捗)は、8割を超えている。 ・目標指標2の「比較的発生頻度の高い津波に対し、施設の防護機能が確保された河川数」は、実績値が15河川であり、達成率は34.9%で達成度「C」に区分される。全地区で工事に着手済みであり、出来高(実際の工事の進捗)は、8割を超えている。 |
| 県民意識 | ・令和元年県民意識調査では、満足群が43.2%、不満群が29.5%となっている。圏域別では、沿岸部の満足群が44.6%、内陸部の満足群が42.7%となっており、内陸部と沿岸部で満足群のポイントの差はない。 ・沿岸部の満足群のポイントは前年度に比べて1.1ポイント上昇したことから、復旧・復興工事の進捗が目に見える形になってきたことがアンケート調査結果に反映されたと考える。 ・満足群の満足度は高くはないことから、引き続き復旧・復興の加速化に努めるとともに、より県民が実感できる情報発信の取組が必要と考える。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災の影響により、河川・海岸保全施設は甚大な被害が発生しており、比較的発生頻度の高い津波に対応した施設整備が望まれている。 ・広域地盤沈下の影響により、洪水被害ポテンシャルが高まった低平地において、早期の治水安全度の向上が求められている。 ・昨今の異常気象により、全国各地で土砂災害が発生している。土砂災害対策に対する社会の要請は今後ますます高まっていくと思われる。 |

評価の理由

| | |
|--------|--|
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・①「海岸の整備」については、公共土木施設災害復旧事業(海岸)が、関係機関との調整や用地取得に不測の時間を要しているため、災害復旧工事が完了した海岸は、45海岸にとどまるが、工事着手状況は、地元との調整を進めることで、全ての箇所ですぐ着手している。令和元年度末における出来高(実際の工事の進捗)は、計画に対し、8割を超えており、着実に事業の進捗が図られている。 ・②「河川の整備」については、一部の河川では、関係機関との調整や用地取得に不測の時間を要していることなどから、事業の完成は15河川にとどまっているが、全ての河川ですぐ着手していることから、工事は着実に進捗している。令和元年度末における出来高(実際の工事の進捗)は、8割を超えており、着実に事業の進捗が図られている。 ・③土砂災害対策の推進については、土砂災害警戒区域等の指定が累計 6,274か所(昨年度累計5,408か所)となり、着実に進んでいる。また、地震により土砂災害が発生した箇所における土砂災害防止施設整備が完了したことにより、県民の生命の保護などの減災効果が期待できる。(防災砂防課) ・④「貞山運河再生・復興ビジョンに基づく運河の復旧・復興」については、名取市閑上地区で「令和元年度貞山運河桜植樹～復興～そして未来へ～in名取市閑上地区」を開催する予定であったが、新型コロナウイルスの影響により、植樹会の開催は中止し、事務局による植樹(173本)のみを実施した。 ・再生期の目標を設定した当初は、震災復興期間(再生期)の最終年度である平成29年度末に全箇所完成させる高い目標を掲げ進めてきたが、目標指標1については78.9%(達成度「C」)、目標指標2については34.9%(達成度「C」)と判断される。地元との合意形成が進み、全ての箇所ですぐ着手していること、令和元年度末における出来高(実際の工事の進捗)については、海岸、河川共に8割を超え、着実に事業の進捗が図られていること、また、新たな完成目標とした震災復興期間(発展期)最終年度の令和2年度末までに全ての箇所が完成する見込みであるが、その完成途中における目標値は下回っているため、事業進捗は「やや遅れている」と考える。 |
|--------|--|

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・「公共土木施設災害復旧工事」については、震災復興期間(再生期)である平成29年度末に全箇所完成させるという高い目標を掲げ進めてきたが、マンパワー不足、多数相続や共有地などの用地取得困難地、地元住民との合意形成及びまちづくりとの調整などから、一部工事については、完成目標を震災復興期間(発展期)の令和2年度に変更した。</p> <p>新たな完成目標に向け、さらに復旧・復興を加速化させるためにも、適切な進行管理が重要である。遅れの原因となっている課題や問題点を抽出し、これに対する対応方針を明確にし、重点的に進行管理を行う必要がある。</p> <p>・復旧・復興を進めていく上で、できる限り環境に配慮した災害復旧事業の推進が求められている。</p> | <p>・引き続き「契約ベースの事業進行管理」を実施するとともに、工事履行報告書を活用した「工事進捗状況管理シート」に基づき、まちづくりなどとの事業調整などの課題に対する対応を明確にし、工事完了年次を踏まえた進行管理を徹底していく。</p> <p>・進捗の遅れが大きい箇所など特に重点的な進行管理が必要な事業については、担当次長を筆頭とした「重点進行管理部会」により進行管理を行い事業進捗の加速化を図っていく。これまでの取組に加え、平成30年度からは、県庁の担当課の技術総括が、重点進行管理部会に参加し、事務所県庁一体となって進行管理を実施している。</p> <p>・マンパワー不足の対応としては外部委託の拡充を図っており、平成30年度からは、CM(コンストラクション・マネジメント)方式を導入している。</p> <p>・河川、海岸の災害復旧における事業実施時の環境配慮事項について、「環境アドバイザー制度」を活用しながら、学識者で構成される環境アドバイザーから助言・指導を事業計画に反映させる。</p> <p>全体的な調整が必要な事項の検討や各施設毎の環境配慮事項について、「宮城県環境アドバイザー会議」を開催し、合意形成を図りながら事業を進めていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見 (評価原案に対する意見)及び県の対応方針

| | | |
|-------------------|------|--|
| 委員会の意見 | 判定 | <p>施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は妥当であると判断されるが、評価の理由に、次のとおり一部不十分な点が見られる。</p> |
| | 概ね適切 | <p>工事の出来高が計画に対して8割を超えており、着実に事業の進捗が図られていると記載されているが、県民意識調査では不満群の割合が高いこと、また、目標指標の達成度も低いことから、施策の進捗が遅れている原因について補足説明を記載することが必要であると考える。</p> |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>県民意識調査の不満群の割合が高いことから、施策の進捗が遅れている理由や現状を県民に分かるよう周知するとともに、解決策を検討し、課題と対応方針に記載することが必要であると考える。</p> |

施策番号3 上下水道などのライフラインの整備

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | 1 下水道の整備 ◇ 流域下水道においては、ストックマネジメント支援制度に基づく計画の策定や下水道施設の補修・修繕を実施し、施設の老朽化対策や延命化によるコスト削減を図り、耐震化等の機能向上を含めた長寿命化対策を計画的に推進します。 |
| | 2 広域水道、工業用水道の整備 ◇ 広域水道及び工業用水道の安定供給を図るため、耐震化及び緊急時のバックアップ機能を担う連絡管の整備促進を図ります。 |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|--------------------------|--------------------------|-----------------|---------------------------|------------|---------------------|---|------------------|-------------------|------------------|------------|-------------------|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 スtock型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初期値 (指標測定年度)</th> <th>目標値 (指標測定年度)</th> <th>実績値 (指標測定年度)</th> <th>達成度 達成率</th> <th>計画期間目標値 (指標測定年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0.8% (平成25年度)</td> <td>100.0% (令和元年度)</td> <td>83.8% (令和元年度)</td> <td>B 83.8%</td> <td>100.0% (令和2年度)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>9箇所 (21%) (平成29年度)</td> <td>25箇所 (59%) (令和元年度)</td> <td>25箇所 (59%) (令和元年度)</td> <td>A 100.0%</td> <td>42箇所 (100%) (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | 1 | 0.8% (平成25年度) | 100.0% (令和元年度) | 83.8% (令和元年度) | B 83.8% | 100.0% (令和2年度) | 2 | 9箇所 (21%) (平成29年度) | 25箇所 (59%) (令和元年度) | 25箇所 (59%) (令和元年度) | A 100.0% |
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 0.8% (平成25年度) | 100.0% (令和元年度) | 83.8% (令和元年度) | B 83.8% | 100.0% (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 9箇所 (21%) (平成29年度) | 25箇所 (59%) (令和元年度) | 25箇所 (59%) (令和元年度) | A 100.0% | 42箇所 (100%) (令和2年度) | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 46.2% | 20.0% | II |

※満足群・不満群の割合による区分
 I : 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II : 「I」及び「III」以外
 III : 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| | |
|---------------|---|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・目標指標1の「緊急時バックアップ用の広域水道連絡管整備事業の進捗率」は、達成率83.8%であり、達成度は「B」に区分される。なお、進捗率の算出は予算ベースで行っているが、全体事業費の増額変更及び事業期間の延伸により、前年比0.1%の微増となっているものである。 ・目標指標2の「流域下水道における長寿命化対策設備数(箇所)」は、25か所について長寿命化を図ることができたことから達成率は100%であり、達成度は「A」に区分される。 |
| 県民意識 | ・上下水道などのライフラインの復旧や施設等の耐震化及びバックアップ機能の整備等については、身近な問題として県全体では高重視群が79.6%となっている。施策に対する満足群については46.2%と県全体のおよそ半数となっており、不満群については20.0%となっている。 |
| 社会経済情勢 | ・下水道事業について、東日本大震災により被災した県管理の流域下水道事業は、平成25年度までに本復旧が完了した。 ・上水道事業について、東日本大震災により被災した県管理の水道用水供給事業、工業用水道事業は、平成24年度までに本復旧が完了したが、沿岸部の市町管理の上水道施設においては、復興まちづくり事業等との進捗に合わせた調整が必要であることから、未だ復旧が完了していない地域もあり、早期の復旧が望まれている。 ・県管理の流域下水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業については、今後の地震に対する耐震化対策等や長寿命化対策が望まれている。 ・今後、給水収益の減少や更新費用の増大などで厳しい経営環境となることが想定されることから、持続可能な経営を確立するため、上工下3事業を一体として官民連携により運営する「みやぎ型管理運営方式」の導入の検討を進め、令和2年3月には民間事業者の公募を開始した。 |
| 事業の成果等 | ・「①下水道の整備」では、流域下水道施設の長寿命化対策として、石巻浄化センターの計装設備や河北桃生幹線管渠施設等25箇所の改築・更新を実施した。 ・「②広域水道、工業用水道の整備」では、広域水道・工業用水道基幹施設の耐震化事業として、仙南・仙塩広域水道事業の沈殿・ろ過池の耐震化工事に着手したほか、変位が発生している伸縮可とう管の補強工事を実施した。また、広域水道の緊急時バックアップ用の広域水道連絡管整備事業では、志賀姥ヶ懐トンネル内の配管工事や制御室2箇所の築造工事が完了したほか、新たに約3.1kmの送水管の布設が完了し、さらに、約1.8kmの工事に着手した。着手ベースの進捗率は87%と令和3年度の完了に向け概ね順調である。 ・以上、目標指標の達成状況や、施策の方向1及び2において、取り組みが着実に進められていることから、当施策においては「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・流域下水道, 広域水道, 工業用水道の復旧は完了したが, 市町所管の上下水道施設においては, 復旧が完了していない箇所もあることから, 今後も継続的な復旧支援の取組が必要である。</p> <p>・復旧が完了した施設及び被害を受けなかった施設についても, 今後の地震動に対する耐震化対策等の整備が必要である。</p> | <p>・市町所管の上水道施設については, 被災市町, 厚生労働省, 県の三者による復旧復興状況に係る意見交換会や現地確認の実施により, 現況を把握し, 復旧復興に係る課題を整理・共有すると共に, 施設設備等の復旧に係る技術的助言や, 国庫補助事務に係る指導助言などの支援を実施してきており, 今後も復旧事業の完了に向けて継続的な支援を行っていく。</p> <p>・市町所管の下水道施設については, 事業の遅延要因等の把握のため, 市町や現場に出向き, 課題解決に取り組むとともに設計変更に係る国との計画的な協議などの支援を実施してきており, 今後も復旧事業の完了に向けて事業進捗管理を徹底し継続的な支援を行っていく。</p> <p>・施設の耐震化対策や延命化対策により施設の機能向上を計画的に実施する。また, 緊急時におけるバックアップ機能対策について整備促進を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|-------------------|----|--|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり, 施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は, 妥当であると判断される。 |
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | |

施策番号4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | 1 まちづくりと多様な施策との連携 ◇ 津波被害を受けた沿岸市町において、住民が震災前よりも確実に安全に暮らすことができるよう防災機能が強化された都市構造への転換を図るとともに、地域産業や地域経済の一層の活性化につなげる新たなまちづくり支援や防災公園整備など公共土木施設の整備を推進します。 ◇ 新たなまちづくりに併せて、教育や医療・福祉などの各種施設などについて、利用者の利便性ととも、地域におけるコミュニティの再構築などにも配慮した、適切な配置を促進します。また、地域交通の再構築や地域の将来像に応じた景観形成への支援を行います。 ◇ 大規模災害時には迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点として機能し、平常時には自然豊かな県民の憩いの場となる都市公園(広域防災拠点)の整備を推進します。 ◇ 東日本大震災により亡くなられた方々への追悼と鎮魂や震災の教訓を伝承する震災復興祈念公園の整備を推進します。 ◇ 防災集団移転促進事業の移転元地の土地利用について、市町の計画策定や事業実施を支援します。 |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|---|------------------------------|------------------------------|-----------------|-------------------------------|---------------------|
| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 0箇所 (平成23年度) | 15箇所 (令和元年度) | 15箇所 (令和元年度) | A 100.0% | 21箇所 (令和2年度) |
| | 2 | 1地区 (平成25年度) | 35地区 (令和元年度) | 34地区 (令和元年度) | B 97.1% | 35地区 (令和元年度) |
| 3 | 12地区 (6.2%) (平成25年度) | 195地区 (100.0%) (令和元年度) | 195地区 (100.0%) (令和元年度) | A 100.0% | 195地区 (100.0%) (平成30年度) | |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区分 |
| | 44.5% | 19.2% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標指標1の「防災公園事業の完了数」(箇所)[累計]については、事業予定箇所関係機関協議や用地交渉などに時間を要していたが、令和元年度末までに15地区において完了したことから、達成率100.0%で達成度「A」に区分される。 ・目標指標2の「住宅等建築が可能となった被災市街地復興土地地区画整理事業地区数(地区)[累計]」は、地域住民との合意形成や関係機関との調整を図りながら事業を進めてきた結果、令和元年度は34地区となり、達成率は97.1%に留まったことから達成度は「B」に区分される。 ・目標指標3の「住宅等建築が可能となった防災集団移転促進事業地区数(地区)[累計]」については、目標とする195地区に対し、平成30年度に195地区全箇所住宅等建築が可能となったことから、達成率100%で達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年県民意識調査から、本施策に対する重視度においては、「高重視群」の割合が県全体で72.5%と、平成30年調査より2.6ポイント増加している。 ・満足度においては、県全体では「満足群」の割合が44.5%、「不満群」の割合が19.2%となっており、平成30年調査と比較し満足群が4.9ポイント増加し、不満群が0.9ポイント減少した結果となった。沿岸部の「満足群」の割合は46.3%、「不満群」の割合は21.1%となっている。また、内陸部においては、「満足群」の割合は43.2%、「不満群」の割合は17.9%となっている。 ・前年調査と比較すると、沿岸部、内陸部ともに満足群の割合が増加したのに対し不満群の割合が減少した結果となった。 ・未だ沿岸部では不満群の割合が20%を超えていることから、引き続き取組の加速化が求められていると考えられる。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月末現在の住家被害は、全壊83,005棟、半壊155,130棟にのぼり、県内の応急仮設住宅には未だ82人(ピーク時の約0.06%)の方々がおり、安全な場所での住宅の供給が必要となっている。 ・東日本大震災復興特別区域法に基づき創設された復興交付金により、県及び市町村は復興に向けた事業の推進を鋭意行っている。 ・東日本大震災からの復興へ向け、「宮城県震災復興計画」を平成23年10月に策定したほか土木・建築行政分野における部門別計画である「宮城県社会資本再生・復興計画」を同年10月に策定して、土木部が所管する全ての事業について目標を示し、早期の復旧・復興に向け、その着実な推進と進行管理を図ることとしている。また、平成31年3月には、宮城県震災復興計画の「発展期」において、各年度の行財政運営を着実に推進するため、中期的なアクションプランとして策定した「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画(発展期:平成30年度～32年度)」を改訂した。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災公園事業は、県及び市町で実施する事業であり、各自自治体の防災計画や土地利用計画により避難想定が大きく変わるため、施設整備にあたっては各種条件の整理や関係機関との協議などに時間を要していたが、平成29年度に事業箇所21箇所全てで事業着手し、令和元年度は目標値の「防災公園事業の完了数15か所」に対し、計画どおりに15か所で事業完了した。 ・被災市街地復興土地地区画整理事業は、市町主体で実施する事業であり、令和元年度目標値を「住宅等建築が可能となった被災市街地復興土地地区画整理事業地区数35地区」と設定したが、地域住民との合意形成や関係機関との調整を図りながら事業を進めてきた結果、令和元年度までに34地区で住宅等建築が可能となった。残る1地区については令和元年度中に住宅等建築可能に向け鋭意事業を進めてきたが、関連工事との調整に不測の時間を要したことから、令和2年度中に住宅等建築工事可能となる予定である。 ・防災集団移転促進事業は、住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、県は事業主体である各市町を支援するものであり、平成30年度中に全195地区のうち195地区で住宅等の建築が可能となり順調に推移している。 ・津波復興拠点整備事業については、令和元年度は3地区において事業が完了し、県内の事業完了数は約83%となる10地区となったことから、防災機能が強化された都市構造への転換が着実に進められている。 ・大規模災害時の活動拠点として整備する広域防災拠点整備事業においては、公園整備の前提となる岩切地区貨物駅移転に必要な侵入路等の補償契約を締結するとともに、宮城野原地区において詳細設計に向け庁内関係課と施設規模等の調整を実施し、事業進捗を図っている。 ・震災復興祈念公園整備においては、関係機関との調整を行いながら全ての施設整備工事を発注し、令和2年度の供用開始に向けて事業を推進している。 ・被災した沿岸市町の復興まちづくり事業の支援のため復興交付金事業計画の策定、採択に向け、国との調整や勉強会(1回)や出前講座(全7回)を実施したほか、震災被災地の復興状況に継続的な関心を寄せてもらうため、県内及び県外4県で復興まちづくりパネル展を全7回開催し、被災地の現在の姿について情報発信を行った。また、復興まちづくり事業の検証の視点や項目の整理と併せて基礎的なデータを収集し、復興まちづくりの検証を進めた。 ・各種施設の適正配置の促進や、地域の将来像に応じた景観形成の支援については、被災市街地復興土地地区画整理事業地区数および防災集団移転促進事業地区数の目標指標において、土地利用計画に基づいた建築可能地区数を把握しており、概ね目標値は達成されていることから、順調に推移している。 ・以上のことから、目標指標3つのうち「住宅等建築が可能となった被災市街地復興土地地区画整理事業地区数(地区)[累計]」で目標を達成しなかったものの、県民意識調査の結果「満足群」の割合が44.5%と40%を超え「不満群」の割合が19.2%と20%以下であり区分Ⅰに位置づけられることから、施策全体としては「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸市町で進めている復興まちづくりの完遂に向け、関係機関調整など引き続き被災市町を支援していく必要がある。 ・復興後を見据えた持続可能なまちづくりに向け、被災市町に対し継続して産業誘導に関する情報提供等の支援を行う必要がある。 ・これまで全国から頂いた支援に対する御礼として、沿岸市町及び全国に向けて震災の教訓を伝承、発信する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸市町の復興まちづくりについては、計画、制度、事業実施計画の作成などの支援を行ってきたところであり、復興まちづくりの完遂に向け、複数の事業が展開され関係機関との調整が多い重点支援地区の選定、残事業量や進捗状況の把握など柔軟な支援を継続する。 ・持続可能なまちづくりについては、「産業用地パンフレット」を活用し、県内外の企業等へ事業用地情報の提供など、市町の雇用確保の取組としての新市街地への新たな産業誘導を推進していく。また、賑わいの創出や交流人口拡大に関する全国及び地元での先進的な事例について「復興まちづくり事業勉強会」を通じて、先進的な取組を紹介していく。 ・沿岸市町が進めてきたこれまでの取組について、「復興まちづくりパネル展」の開催や「(仮称)復興まちづくりの手順書(記録誌)」の作成など広く震災教訓の伝承・発信を行う。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | |
|-------------------|----|---|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 「(仮称)復興まちづくりの手順書(記録誌)」の作成は、非常に良い試みだと思われるが、「苦勞した点とそれへの対処」について記載されれば、より有益と考えられるため、追記を検討することが必要であるとする。 |

宮城県震災復興計画【教育の分野】

政策番号6 安心して学べる教育環境の確保

震災経験やその後の生活環境の変化に伴い、子どもたちの心は様々なダメージを受けており、また、学校施設等も甚大な被害を受けているなど、教育を取り巻く環境は未だ厳しい状況にある。このようなことから、宮城の復興を実現するためには未来を担う人材の育成が何よりも必要であることを踏まえ、家庭・地域・学校の協働のもと、全ての子どもたちが、夢と志を持って、安心して学べる教育環境を確保するため、安全・安心な学校教育の確保及び家庭・地域の教育力の再構築を図るとともに、生涯学習・文化・スポーツ活動の充実に向けた取組を進める。

特に、児童生徒等の心のケアの充実、いじめ等の問題行動の未然防止と迅速な対応、学力及び体力・運動能力の向上、学校施設等の復旧に重点的に取り組む。また、学校等における防災教育の更なる充実と防災機能の強化に努める。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | | 達成度 | 施策評価 |
|------|-------------------|--------------------------|---|-----------------------------|-----|------|
| | | | 実績値 (指標測定年度) | | | |
| 1 | 安全・安心な学校教育の確保 | 8,173,002 | スクールカウンセラーの配置率(市町村教育委員会・公立中学校・県立高等学校)(%) | 100% (令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合(%) | 83.1% (令和元年度) | B | |
| 2 | 家庭・地域の教育力の再構築 | 845,210 | 家庭教育に関する研修会への参加延べ人数(人)[累計] | 8,761人 (令和元年度) | A | 概ね順調 |
| | | | 地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合(%) | 95.1% (令和元年度) | A | |
| | | | 市町村における子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの活動者数(人)[累計] | 1,521人 (平成30年度) | A | |
| | | | 子育てサポーター養成講座受講者数(人)[累計] | 3,122人 (令和元年度) | A | |
| 3 | 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実 | 2,897,937 | 災害復旧工事が完了した県立社会教育施設数(施設)[累計] | 10施設 (90.9%) (令和元年度) | A | 順調 |
| | | | 被災文化財(国・県・市町村指定)の修理・修復事業完了件数(件)[累計] | 102件 (106.3%) (令和元年度) | A | |

- 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- 達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・「安心して学べる教育環境の確保」に向けて、3つの施策に取り組んだ。

・施策1については、「スクールカウンセラーの配置率」は目標値を達成した一方、「地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合」は令和元年東日本台風の影響により前年度実績を若干下回り、目標値にも届かなかった。

・県立高校の再編整備については、「第3期県立高校将来構想」に基づく学びの多様化への対応に向けた「新たなタイプの学校」や「定時制」の検討を進めた。

・このほか、被災児童生徒等への学用品費等の支給や奨学金の貸付などの就学支援を行ったほか、教員の加配措置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、市町村が設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」に対する運営支援等により児童生徒の心のケアを行うとともに、心のサポートアドバイザーや心のケア支援員の配置による問題行動の未然防止、早期発見、早期解決に向けた教育相談・生徒指導体制の強化を図った。また、「未来へつなぐ地域と学校の安全フォーラム」の開催により防災教育や学校における地域連携の重要性について啓発を行い、「志教育フォーラム2019」や「みやぎ高校生フォーラム-私たちの志と地域貢献-」の開催等を通じて「志教育」の一層の推進を図るなど、各取組において一定の成果が見られたことなどから、「概ね順調」と評価した。

・施策2については、「家庭教育に関する研修会への参加延べ人数」、「地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合」、「市町村における子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの活動者数」及び「子育てサポーター養成講座受講者数」の全てにおいて、目標値を達成することができた。また、各市町村において子育てサポーター等の増加や、家庭教育支援チームの設置に向けた動き見られ、身近な地域で家庭教育支援を行う気運がさらに高まってきたほか、令和元年東日本台風の影響で地域と連携した取組が滞ってしまった地域はあったものの、防災主任及び安全担当主幹教諭が中心となった地域合同防災訓練等を実施するなど、各取組において一定の成果が見られたことなどから、「概ね順調」と評価した。

・施策3については、県立社会教育施設・社会体育施設の災害復旧工事が松島自然の家(令和2年度完了予定)を除く全ての施設で完了しているほか、「被災文化財(国・県・市町村指定)の修理・修復事業完了件数」についても着実な進捗により目標値を達成することができた。また、みやぎ県民大学を通じた多様な学習機会の提供、震災の記録を後世に伝えるための「東日本大震災文庫」や「東日本大震災アーカイブ宮城」の公開、新たな総合型地域スポーツクラブの設立によるスポーツ環境の整備、県有体育施設の更新や整備など、各取組において一定の成果が見られたことなどから、「順調」と評価した。

・以上のことから、1つの施策を「順調」、2つの施策を「概ね順調」と評価しており、政策全体としても本県教育の復興に向けた各取組において一定の成果が見られたことなどから、「概ね順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>・「安心して学べる教育環境の確保」のため、ソフト面でのこれまでの取組を長期的・継続的に実施し、児童生徒や各教育現場を支援していく。</p> <p>・施策1については、各学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣を継続し、特に、沿岸地域の被災の影響が強い地域においては、スクールカウンセラーの複数配置を継続する。また、不登校などにつながる問題の早期発見及び適切な対応が可能となるよう電話やSNSなど多様な手段による相談体制を整備するとともに、各学校においても関係機関との緊密な連絡体制の一層の整備が図られるよう、情報共有を図る。さらに、教育庁内の横断的組織の充実と児童生徒の心のサポート班の活動の充実を図ることと、実効性のある支援を展開する。あわせて、いじめ・不登校等により支援を必要とする児童生徒等の学校復帰や自立支援のために市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」の運営支援を行っていく。</p> <p>・防災教育の推進に向けて、全学校において防災主任を中心とした防災教育の体制づくりを進めるとともに、関係機関とのネットワークを整備し、学校・家庭・地域の連携による防災教育・防災体制の充実を図る。また、震災からの復興を支える人材を育成するため、小・中学校及び高等学校における「志教育」を一層推進するほか、現場実習や実践授業等を通じた地域産業を支える人材の育成・確保にも引き続き取り組んでいく。</p> <p>・施策2については、各市町村の担当者に対して研修会を開催し、家庭教育に関する国・県の施策、家庭教育支援チームの在り方、子育てサポーター等の積極的な活用や関係機関の連携の在り方等についての説明を行い、県内全体で共通理解を図る。その上で、市町村における「家庭教育支援チーム」の設置について支援する。また、その活用については、「宮城県家庭教育支援チーム」を派遣するなど、スキルの向上とともに、サポーター間のネットワークの拡充を図る。さらには、保健福祉部局にも積極的に働きかけ、教育委員会以外の部局での活用を推進していくほか、「子育て・家庭教育支援フォーラム」を開催し、各市町村の家庭教育支援チームの活動や子育て・家庭教育支援に関わる取組の情報交換を行う場面を設定する。</p> <p>・各学校において地域と連携した防災体制づくりが促進されるよう、県レベルで、学識経験者、県防災担当部局、教育庁各課室、各教育事務所、各校長会、PTA連合会等で構成するネットワーク会議を開催し、関係相互の情報共有を図っていく。また、各圏域、各市町村(支所)、各学校区等の各層におけるネットワーク会議において、地域の災害特性を考慮した防災教育と学校安全の推進について支援していくほか、防災副読本等の活用を促進するため、各市町村教育委員会に防災教育推進協力校における実践事例等の周知を図り、学校の実態に応じて、防災教育の指導時数を確保できるよう年間指導計画の作成を推進していく。</p> <p>・平時からの備えや災害時の対応等を取りまとめた「学校再開ハンドブック」について、校内研修等で積極的に活用し、教職員の防災意識及び対応能力の向上を図ることができるよう、研修会等で働きかけるとともに、教職員が被災地を実際に訪問する研修機会を設けることにより、児童生徒の命を最優先とする教職員の意識の更なる向上と知識・技能の習得を図る。</p> <p>・施策3については、松島自然の家の全面再開に向け、地域から親しまれる施設となるよう地域住民を対象とした施設見学会などを企画するとともに、オープニングイベントを開催するなど、事業再開を前提とした各種取組を積極的に情報発信するほか、自然豊かな宮戸島をフィールドとした各種プログラムを開発する。</p> <p>・スポーツ活動の推進については、県内全市町村における総合型地域スポーツクラブの設置に向けて、みやぎ広域スポーツセンターによるきめ細かな支援を行っていくほか、県有体育施設について、老朽化に伴い整備費の増加が懸念されることから、各施設毎に修繕計画を作成し、計画的に施設改修を進める。</p> <p>・「東日本大震災アーカイブ宮城」については、県内市町村や教育機関等における防災対策や防災教育での利活用を促進するほか、震災関連資料を収集・デジタル化し、資料データの更なる充実を図る。</p> | <p>・「安心して学べる教育環境の確保」のため、ソフト面でのこれまでの取組を長期的・継続的に実施し、児童生徒や各教育現場を支援していく。</p> <p>・施策1については、各学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣を継続し、特に、沿岸地域の被災の影響が強い地域においては、スクールカウンセラーの複数配置を継続する。また、不登校などにつながる問題の早期発見及び適切な対応が可能となるよう電話やSNSなど多様な手段による相談体制を整備するとともに、各学校においても関係機関との緊密な連絡体制の一層の整備が図られるよう、情報共有を図る。さらに、教育庁内の横断的組織の充実と児童生徒の心のサポート班の活動の充実を図ることと、実効性のある支援を展開する。あわせて、いじめ・不登校等により支援を必要とする児童生徒等の学校復帰や自立支援のために市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」の運営支援を行っていく。</p> <p>・防災教育の推進に向けて、全学校において防災主任を中心とした防災教育の体制づくりを進めるとともに、関係機関とのネットワークを整備し、学校・家庭・地域の連携による防災教育・防災体制の充実を図る。また、震災からの復興を支える人材を育成するため、小・中学校及び高等学校における「志教育」を一層推進するほか、現場実習や実践授業等を通じた地域産業を支える人材の育成・確保にも引き続き取り組んでいく。</p> <p>・施策2については、各市町村の担当者に対して研修会を開催し、家庭教育に関する国・県の施策、家庭教育支援チームの在り方、子育てサポーター等の積極的な活用や関係機関の連携の在り方等についての説明を行い、県内全体で共通理解を図る。その上で、市町村における「家庭教育支援チーム」の設置について支援する。また、その活用については、「宮城県家庭教育支援チーム」を派遣するなど、スキルの向上とともに、サポーター間のネットワークの拡充を図る。さらには、保健福祉部局にも積極的に働きかけ、教育委員会以外の部局での活用を推進していくほか、「子育て・家庭教育支援フォーラム」を開催し、各市町村の家庭教育支援チームの活動や子育て・家庭教育支援に関わる取組の情報交換を行う場面を設定する。</p> <p>・各学校において地域と連携した防災体制づくりが促進されるよう、県レベルで、学識経験者、県防災担当部局、教育庁各課室、各教育事務所、各校長会、PTA連合会等で構成するネットワーク会議を開催し、関係相互の情報共有を図っていく。また、各圏域、各市町村(支所)、各学校区等の各層におけるネットワーク会議において、地域の災害特性を考慮した防災教育と学校安全の推進について支援していくほか、防災副読本等の活用を促進するため、各市町村教育委員会に防災教育推進協力校における実践事例等の周知を図り、学校の実態に応じて、防災教育の指導時数を確保できるよう年間指導計画の作成を推進していく。</p> <p>・平時からの備えや災害時の対応等を取りまとめた「学校再開ハンドブック」について、校内研修等で積極的に活用し、教職員の防災意識及び対応能力の向上を図ることができるよう、研修会等で働きかけるとともに、教職員が被災地を実際に訪問する研修機会を設けることにより、児童生徒の命を最優先とする教職員の意識の更なる向上と知識・技能の習得を図る。</p> <p>・施策3については、松島自然の家の全面再開に向け、地域から親しまれる施設となるよう地域住民を対象とした施設見学会などを企画するとともに、オープニングイベントを開催するなど、事業再開を前提とした各種取組を積極的に情報発信するほか、自然豊かな宮戸島をフィールドとした各種プログラムを開発する。</p> <p>・スポーツ活動の推進については、県内全市町村における総合型地域スポーツクラブの設置に向けて、みやぎ広域スポーツセンターによるきめ細かな支援を行っていくほか、県有体育施設について、老朽化に伴い整備費の増加が懸念されることから、各施設毎に修繕計画を作成し、計画的に施設改修を進める。</p> <p>・「東日本大震災アーカイブ宮城」については、県内市町村や教育機関等における防災対策や防災教育での利活用を促進するほか、震災関連資料を収集・デジタル化し、資料データの更なる充実を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 施策1で示した今後起こりうる様々な災害に備えることを視野に入れた課題と対応方針の記載、施策2で示した施策における目標指標を全て達成しているにも関わらず「順調」ではなく「概ね順調」と判断した要因となる取組についての課題と対応方針の記載の必要性を踏まえた上で、記載の修正を行う必要があると考える。 |

施策番号1 安全・安心な学校教育の確保

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 地域や時代のニーズに応じた安全で質の高い教育環境の整備 ◇ 震災で甚大な被害を受けた学校施設の復旧・再建を完了させるとともに、学校施設における天井や外壁の落下対策等を実施するなど、児童生徒が安全で安心して学べる環境づくりに取り組みます。 ◇ 時代のニーズや生徒の多様化・個性化に応じた魅力ある学校づくりを進めるため、地域の復興の方向性などを踏まえながら、県立高校の再編整備や学校施設のICT化などの教育環境の整備に取り組みます。</p> <p>2 被災児童生徒等への就学支援 ◇ 被災した児童生徒等が安心して就学できる環境を整えるため、学用品費・通学費・給食費などの援助に取り組むとともに、被災高校生等に対する育英奨学資金の貸付や、保護者を亡くした児童・生徒等が希望する進路選択を実現できるよう、みやぎこども育英基金奨学金の給付による継続的な支援に取り組みます。</p> <p>3 児童生徒等の心のケア ◇ 震災を契機とした様々な環境の変化に伴う児童生徒等の心のケアにきめ細かく対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職員を配置・派遣するほか、被災地の学校を中心とした教職員の加配措置などの人的体制を強化し、生徒指導、進路指導、教育相談など、長期的・継続的な支援体制の充実を図ります。 ◇ 本県の喫緊の課題である、いじめ、不登校等について、関係機関との連携を一層強化し、未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。</p> <p>4 防災教育の充実 ◇ 県全体の防災・減災の取組と連携し、防災教育の一層の充実を図るため、教職員の資質能力の向上に努めるほか、全ての公立学校への防災主任の設置や地域の拠点となる小・中学校への安全担当主幹教諭の配置を継続し、児童生徒の災害対応能力の育成や学校と地域が連携した防災体制の強化に取り組みます。 ◇ 災害から自らの命を守ることに加え、安全安心な社会づくりに貢献する心を育み、国内外で発生する災害から多くの命と生活を守る人づくりを進めるとともに、地域に根ざした安全教育を推進します。</p> <p>5 「志教育」の推進 ◇ 宮城の発展を支える人材を育成するため、学校だけでなく、家庭や地域にも「志教育」の在り方や意義を啓発し、家庭や地域の理解や協力を得ながら児童生徒等が夢や志を育む取組を一層推進していくほか、関係部局と連携を図りながら、社会の一員として復興や地域産業を担う人材等の育成に取り組みます。 ◇ 「志教育」を通じて「学ぶことの意義」を実感させながら、児童生徒の学習習慣の定着や一層の学力向上を図るとともに、確かな学力を効果的に育成するために主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善など、質の高い教育の推進に取り組みます。</p> |
|---|--|

| | | | | | | | |
|---------------------|--|--|--------------------|-------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| <p>目標指標等</p> | <p>■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | |
| | 1 | スクールカウンセラーの配置率(市町村教育委員会・公立中学校・県立高等学校)(%) | 100.0% (平成23年度) | 100.0% (令和元年度) | 100.0% (令和元年度) | A 100.0% | 100.0% (令和2年度) |
| | 2 | 地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合(%) | 70.0% (平成27年度) | 95.0% (令和元年度) | 83.1% (令和元年度) | B 87.5% | 100.0% (令和2年度) |

| | | | |
|--------------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| <p>令和元年県民意識調査</p> | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 43.7% | 20.8% | Ⅱ |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|---|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> ・一つ目の指標「スクールカウンセラーの配置率」は、県内全ての市町村教育委員会(公立小学校対応分)、公立中学校及び県立高等学校に配置していることから、前年度と同様、達成度は「A」に区分される。 ・二つ目の指標「地域合同防災訓練等、具体的な取組が実施されている学校の割合」は、令和元年東日本台風の影響により、前年度の実施率(84.1%)を下回ったものの、前年度とほぼ同等の実施率であることから、達成度は「B」に区分される。 ・以上のとおり、本施策の目標指標等の状況は、達成度「A」が1つ、達成度「B」が1つとなっている。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> ・本施策に関する県民の高重視群の割合は78.3%(前回75.1%)と、高い割合を維持している。一方、満足群の割合は43.7%(前回42.7%)と前回より1.0ポイント増加しているものの、決して高くない状況にある。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針について閣議決定(令和元年12月20日)され、被災した子どもに対する支援として、教員加配やスクールカウンセラー等の配置、就学支援の継続が示されるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた防災教育の更なる充実が示された。 ・少子高齢化、人口減少の進展が進んでいる一方で、児童生徒のニーズの多様化や東日本大震災を経験した児童生徒に対する心のケアの実施など、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しており、学校の役割は大きくなってきている。 ・平成31年1月、中央教育審議会において、「新しい時代に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が取りまとめられ、新学習指導要領を着実に実施するためにも、業務の見直しや専門スタッフの配置等による学校における働き方改革の必要性が示されている。 |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①地域や時代のニーズに応じた安全で質の高い教育環境の整備」では、県立学校の災害復旧は全て完了している一方、市町村立学校の復旧率は令和元年度末時点で99.8%となっている。また、県立高校の再編整備については、第3期県立高校将来構想(計画期間:令和元年度から令和10年度まで)の着実な推進のため、「新たなタイプの学校」及び「定時制」について県立高等学校将来構想審議会に諮問し、「多様な学びの在り方検討部会」における検討を踏まえて答申を得るなど、実施計画の策定に向けた検討を進めた。さらに、南部地区職業教育拠点校の開校に向けて準備委員会を開催し、教育課程や校務分掌等の検討を進めるとともに、大崎地区職業教育拠点校の教育基本構想の策定に向けて、教育基本構想検討会議を開催し、教育の方向性や学科等について検討した。あわせて、学校施設のICT化やシステムの利用を推進するため、操作方法や機能改善のためのヘルプデスクを継続して設置するなど、教育環境の整備を行った。 ・「②被災児童生徒等への就学支援」では、経済的理由から就学等が困難になった被災児童生徒等の世帯に対して、学用品費等の支給や奨学金の貸付などの就学支援を継続し、経済格差の解消を図った。 ・「③児童生徒等の心のケア」では、全ての市町村教育委員会にスクールカウンセラーを派遣し、全小学校に対応するとともに、全ての中学校にスクールカウンセラーを配置している。また、県内5つの教育事務所にカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者等の相談に対応するとともに管内のスクールカウンセラーへの助言を行っている。 ・スクールソーシャルワーカーについては、仙台市を除く全ての市町村に配置するとともに、義務教育課に2名のスーパーバイザーを配置し、市町村教育委員会の要請に応じた支援を行っている。 ・この他に、東部教育事務所及び大河原教育事務所に教育職・心理職・福祉職がチームとなって対応する児童生徒の心のサポート班を設置し、児童生徒や家庭に対して直接支援できる体制を整えている。 ・県立学校においては、スクールカウンセラーの配置・派遣を継続し、通常配置に加え、被災地域の学校への緊急派遣を実施したほか、文部科学省から小中県立合わせて159人の定数加配措置を受け、児童生徒の指導や心のケアに当たった。また、心のサポートアドバイザー2人を高校教育課に、心のケア支援員を32校に配置し、問題行動の未然防止、早期発見、早期解決に向けた教育相談・生徒指導体制の強化を図ったことなどから、学校評価の「教育相談」では、生徒(82.9%)、保護者(82.5%)とも約8割の肯定的評価となっている。 ・震災後、スクールカウンセラーによる相談件数、相談人数は年々増加の傾向にあり、今後もスクールカウンセラーによる児童生徒や保護者等への長期的・継続的な心のケアが必要な状況にあることから、スクールカウンセラーに対するニーズは引き続き高く、配置・派遣の継続及び充実を図っていく。 ・いじめ・不登校等により支援を必要とする児童生徒等の学校復帰や自立支援のために市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」に対する運営を支援した(28市町)。 ・「④防災教育の充実」では、多賀城高校に開設した災害科学科で災害から命とくらしを守ることでできる人材を育成するとともに、県内の全公立学校への防災主任の配置や、地域の拠点となる小中学校へ安全担当主幹教諭の配置を継続した。 ・「未来へつなぐ地域と学校の安全フォーラム」を開催し、他県の先進事例を取り上げて、学校における地域連携の重要性を啓発している。 ・地域合同防災訓練については、83.1%と前年度よりも1ポイント下げる結果となったが、令和元年東日本台風の影響を受けた地域で、実施できなかったことが一つの要因と考えられる。校種別では幼稚園93.0%、小学校93.2%、中学校87.1%、高等学校41.0%、特別支援学校64.0%となっており、特別支援学校や高等学校の取組については強く推進を図っていく必要はあるものの、それ以外の校種では地域と連携した取組が推進されている。 ・「⑤『志教育』の推進」では、「志教育フォーラム2019」の開催等を通じて「志教育」の普及啓発を図るとともに、児童生徒が先人の生き方や考え方について学ぶため、「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」指導資料の活用を促した。 ・県内外の大学生等が被災地における児童生徒の放課後や週末、長期休業期間等の学習支援を行う「学び支援コーディネーター等配置事業」を継続して実施し、児童生徒の学びの機会を確保するとともに、学習習慣の形成を図った。令和元年度は24市町村で実施し、利用者は延べ約16万5千人となった。 ・高校生を対象とした「みやぎ高校生フォーラム-私たちの志と地域貢献-」を開催し、日々の学習や体験を通して醸成した自らの志や将来への思いを意見発表やディスカッションにより共有した。 <p>・以上のことから、目標指標の達成状況、県民意識調査の結果、教育環境を改善した各取組の成果等を勘案し、本施策の評価は「概ね順調」と判断する。</p> |

※評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・経済的理由から就学等が困難になった被災児童生徒等の世帯に対して、就学支援を継続していく必要がある。</p> <p>・震災から9年が経過し、震災に係る不安等の相談は減ってきているものの、震災後の生活環境の変化等のストレスから落ち着きに欠ける児童や感情の起伏が激しい児童生徒が見られるなど、今後も不登校等の教育的配慮を必要とする児童生徒等の増加が懸念されることなどから、被災した児童生徒等が悩みや困難を一人で抱え込まないように支える必要があり、とともに長期的・継続的な心のケアが必要である。</p> <p>・震災との関連は明らかではないが、震災後の不安定な生活環境や親子関係の中で幼児期を過ごした子供たちが就学しており、小学校の低学年で暴力行為が増加傾向にある。</p> <p>・沿岸被災地では、震災遺児・孤児をはじめ、児童生徒等の心のケアが今後ますます重要になるとともに、いじめ・不登校等の経緯も多様化している状況にあることから、児童生徒や保護者への対応とあわせて、対応する教職員の悩み等への助言や課題解決を支援していく必要がある。</p> <p>・児童生徒の災害対応能力を高める防災教育を推進するとともに、学校の防災機能・防災拠点機能を高めしていく必要がある。</p> <p>・震災からの復興を果たし、富県宮城の実現を図るためには、地域産業の担い手となる人材の育成・確保が必要である。</p> | <p>・被災した児童生徒等が安心して学べるよう、児童生徒・学生等を対象として必要な就学支援を長期的・継続的に行っていくとともに、必要な財源措置を国に引き続き要望していく。</p> <p>・配慮を必要とする児童生徒に対しては、各学校へのスクールカウンセラーの派遣・配置を継続するとともに、通常配置では対応できない場合や、カウンセラーの配置が緊急に必要となった場合などに緊急派遣できる体制を維持する。特に、沿岸地域の被災の影響が強い地域においては、スクールカウンセラーの複数配置を継続する。また、不登校などにつながる問題の早期発見及び早期かつ適切な対応が可能となるよう電話やSNSなど多様な手段による相談体制を整備する。あわせて、各学校においても児童相談所や警察などの関係機関との緊密な連絡体制の一層の整備に向けて、スクールカウンセラー連絡会議や生徒指導主事の会議等において情報共有を継続する。</p> <p>・暴力行為に対しては、生徒指導の補助等に当たる心のケア支援員を希望する学校に配置することで、教員が児童生徒にしっかりと向き合い、寄り添える指導体制を継続する。</p> <p>・いじめ対策・不登校支援を集約・拡充するとともに、被災地における児童生徒等の心のケアや対応する教職員等をより直接的に支援するため、教育庁内の横断的組織の充実と児童生徒の心のサポート班の活動の充実を図る。また、いじめ・不登校等により支援を必要とする児童生徒等の学校復帰や自立支援のために市町村が学校外の支援拠点として設置する「みやぎ子どもの心のケアハウス」の運営を支援していく。</p> <p>・学校教育における防災教育の充実を図るため、全学校において防災主任を中心とした防災教育の体制づくりを進めるとともに、関係機関とのネットワークを整備し、学校・家庭・地域の連携による防災教育・防災体制の充実を図る。「未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム」において、安全教育の各関係機関と連携した実践事例を紹介し、成功例だけでなく苦心した点や失敗事例なども取り入れることにより、各学校で取り組みやすい環境づくりの情報を提供していく。また、平成28年4月に災害科学科を開設した多賀城高校について、防災教育のパイロットスクールとしての機能の充実を図っていく。</p> <p>・震災からの復興を支える人材を育成するため、小・中・高等学校等における「志教育」や学力向上に向けた取組を一層推進するほか、高等学校では「みやぎ高校生フォーラム」において、日々の学習や経験等を通じ醸成した志や将来への思いを発表や意見交換により共有し自ら社会で果たすべき役割を考えさせる。また、産業界の協力により、現場実習や企業等の熟練技能者による実践授業等を通じて、実践的な力を身に付けさせ、ものづくり産業に対する理解促進を図っていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 適切 |
|-------------------|-------|--|
| | 施策の成果 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>地震や津波に限らず、今後起こりうる様々な災害に備えることを視野に入れて課題と対応方針を記載する必要があると考える。</p> |

施策番号2 家庭・地域の教育力の再構築

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 地域全体で子どもを育てる体制の整備 ◇ 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる仕組みづくりを推進するため、その仕組みづくりの調整役(コーディネーター)や地域での子育てを支援する子育てサポーター等の人材を育成するとともに、地域住民や企業、NPO、ジュニアリーダー等の協力を得ながら、子どもたちの豊かな心情や社会性を育む体験活動等の充実を図ります。 ◇ 幼児期における「学ぶ土台づくり」の大切さや重要性に関する啓発等、親の学びを支援するための家庭教育支援の充実を図るほか、社会総がかりで子どもたちの基本的生活習慣の定着の促進に取り組みます。</p> <p>2 地域と連携した学校安全の確保と防災を通じた連携・交流の促進 ◇ 災害安全、交通安全、生活安全の三領域の総合的な学校安全教育を行うとともに、学校安全活動に関連する人的資源、教材学習の場などを家庭や地域に積極的に求め、学校安全活動の活性化と充実を図ります。 ◇ 防災主任及び安全担当主幹教諭を中心として、学校防災マニュアルの見直しや、地域合同防災訓練の実施、研修などを充実させ、災害発生時の対応を確認するなど、地域との連携強化を図ります。</p> |
|--|---|

| 目標指標等 | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
|--------------|--|--------------------|--------------------|------------|---------------------|--|
| | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | |
| 1 | 家庭教育に関する研修会への参加延べ人数(人)[累計] 704人 (平成24年度) | 7,200人 (令和元年度) | 8,761人 (令和元年度) | A 124.0% | 7,900人 (令和2年度) | |
| 2 | 地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合(%) 49.3% (平成27年度) | 95.0% (令和元年度) | 95.1% (令和元年度) | A 100.1% | 100.0% (令和2年度) | |
| 3 | 市町村における子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの活動者数(人)[累計] 287人 (平成26年度) | 1,500人 (平成30年度) | 1,521人 (平成30年度) | A 101.7% | 1,800人 (令和2年度) | |
| 4 | 子育てサポーター養成講座受講者数(人)[累計] 320人 (平成24年度) | 2,560人 (令和元年度) | 3,122人 (令和元年度) | A 125.1% | 2,880人 (令和2年度) | |

| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
|------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| | 40.5% | 19.8% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
 I : 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II : 「I」及び「III」以外
 III : 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| 施策評価 | 概ね順調 | 評価の理由 |
|--|---|--|
| <p>目標指標等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一つ目の指標「家庭教育に関する研修会への参加延べ人数」については、保育所や学校等からの家庭教育支援講座の開催依頼の増加に伴い、家庭教育に関する研修会も周知され、一定の参加人数も保たれるようになったことから、達成率が124.0%となった。よって、達成度は「A」に区分される。 二つ目の指標「地域学校安全委員会等の連絡会議を設置している学校の割合」については、震災後のそれぞれの地域の復興状況による影響はあるものの、圏域(地域)安全教育総合推進ネットワーク会議等の開催により、学校と地域が連携したより実効性のある防災教育の推進や防災体制の整備を進めたことにより、達成率100.1%となったため、達成度は「A」に区分される。 三つ目の指標「市町村における子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーの活動者数」については、家庭教育支援チーム設置数の増加に伴い、活動者数も増えており、達成率が101.7%となったため、達成度は「A」に区分される。 四つ目の指標「子育てサポーター養成講座受講者数」については、各圏域で講座を開催しており、地理的にも参加しやすいこともあり、達成率125.1%となったため、達成度は「A」に区分される。 | <p>県民意識</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年県民意識調査において、「高重視群」の割合が74.4%(前回69.4%)、「高関心群」の割合が71.9%(前回68.6%)と前回の結果を上回っている。 「満足群」の割合も40.5%(前回39.9%)と、前回の結果を上回っているものの低い状況にあるため、取組内容の改善が求められている。 | <p>社会経済情勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子化や核家族化が進み、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しているとともに、都市化や過疎化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されている。このため、子どもを育てる仕組みづくりを積極的に推進して、家庭・地域の教育力の向上を図り、家庭・地域・学校が連携・協働して子どもを育てる環境づくりを進めることが求められている。 震災から9年が経過し地域に根ざした学校安全の推進と地域の防災拠点としての学校の防災機能の整備等について、より一層の地域との連携の強化が求められている。 |
| <p>事業の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 「①地域全体で子どもを育てる体制の整備」では、子育てサポーター養成講座(修了者81人)や子育てサポーターリーダー養成講座(修了者60人)の開催等を通じて、地域での子育てを支援する人材の育成を図った。また、各地域に宮城県家庭教育支援チームを派遣し、「親の学びのプログラム」講座を実施(20回)したほか、「学ぶ土台づくり自然体験活動」(参加者256人)を開催し、豊かな体験活動による学びの促進を図った。さらに、各市町村において子育てサポーター等の増加や、家庭教育支援チームの設置に向けた動き見られ、身近な地域で家庭教育支援を行う気運がさらに高まってきたことから、新規事業として子育て・家庭教育支援フォーラムを開催(参加者122人)した。しかしながら、市町村によって、子育てサポーター等が必ずしも積極的に活用されていないなど、地域で子どもを育てる体制が強化されていない地域がある。 「②地域と連携した学校安全の確保と防災を通じた連携・交流の促進」では、みやぎ安全教育総合推進ネットワーク会議を開催し、防災教育をはじめとした総合的な安全教育の推進に向け、取組上の課題や方策等について協議・検討を行った。さらに、防災主任及び安全担当主幹教諭が中心となった地域合同防災訓練等を実施するなど、防災教育を推進する事業等で一定の成果が見られた。令和元年度学校安全に係る調査では、令和元年東日本台風の影響で地域と連携した取組が滞ってしまった地域はあったものの、着実に実施されている調査結果が数値に出ており、順調に推移していることがうかがえる。 <p>・以上のことから、施策の目的である「家庭・地域の教育力の再構築」は、目標指標の状況や各取組の成果等を勘案し、「概ね順調」と判断する。</p> | | |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で, 総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・市町村によって、子育てサポーター及び子育てサポーターリーダーが必ずしも積極的に活用されていないなど、地域で子どもを育てる体制が強化されていない地域がある。一方、宮城県家庭教育支援チームによる「親の学びのプログラム」講座の参加者からは好評を得ており、各地で親の学習機会の充実が求められていることがうかがえる。このようなことから、県及び5圏域事務所、各市町村の生涯学習部局、保健福祉部局の連携を、今後更に図る必要がある。</p> <p>・令和元年度学校安全に係る調査において、学校防災マニュアルの学校関係者等による点検、校内研修の実績率は100%に達している一方で、地域講師による防災教室の実施は68.7%、地域との合同防災訓練等を実施した割合は83.1%と地域によって格差があることから、地域の災害特性に応じた防災教育や学校安全の推進が求められている。</p> <p>・児童生徒の災害対応能力を高め、防災意識の内面化を図るため、防災副読本等を活用した防災教育の指導時数を確保する必要がある。</p> <p>・震災から9年が経過し、防災に係る取組に向き合う際に、教員間に意識の差が見られる。東日本大震災で津波による直接的な被害を受けなかった地域であっても、児童生徒の命を確実に守るために、質の高い防災教育が展開される必要がある。</p> | <p>・各市町村の担当者に対して研修会を開催し、家庭教育に関する国・県の施策、家庭教育支援チームの在り方、子育てサポーター等の積極的な活用や関係機関の連携の在り方等についての説明を行い、県内全体で共通理解を図る。その上で、市町村における「家庭教育支援チーム」の設置について支援する。また、その活用については、「宮城県家庭教育支援チーム」を派遣するなど、スキルの向上とともに、サポーター間のネットワークの拡充を図る。さらには、保健福祉部局にも積極的に働きかけ、教育委員会以外の部局での活用を推進していく。</p> <p>・「子育て・家庭教育支援フォーラム」を開催し、各市町村の家庭教育支援チームの活動や子育て・家庭教育支援に関わる取組の情報交換を行う場面を設定し、各地域での家庭教育支援活動の促進を図る。</p> <p>・各学校において地域と連携した防災体制づくりが促進されるよう、県レベルで、学識経験者、県防災担当部局、教育庁各課室、各教育事務所、各校長会、PTA連合会等で構成するネットワーク会議を開催し、関係相互の情報共有を図っていく。また、各圏域、各市町村(支所)、各学校区等の各層におけるネットワーク会議において、地域の災害特性を考慮した防災教育と学校安全の推進について支援していく。</p> <p>・防災副読本等の活用を促進するため、各市町村教育委員会に防災教育推進協力校における実践事例等の周知を図るほか、安全担当主幹教諭や防災主任等の研修会において、副読本等を活用して防災教育の充実を図るよう指導する。また、学校の実態に応じて、防災教育の指導時数を確保できるよう年間指導計画の作成を推進していく。</p> <p>・平時からの備えや災害時の対応等を取りまとめた「学校再開ハンドブック」を各学校へ配布しており、HPからもダウンロード可能とした。校内研修等で活用し、教職員の防災意識及び対応能力の向上を図ることができるよう、研修会等で働きかけるとともに、教職員が被災地を実際に訪問する研修機会を設けることにより、児童生徒の命を最優先とする教職員の意識の更なる向上と知識・技能の習得を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 施策の成果 |
|-------------------|------|--|
| | 概ね適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | <p>施策における目標指標を全て達成しているにも関わらず、「順調」ではなく「概ね順調」と判断した要因となる取組について、課題と対応方針を具体的に記載する必要があると考える。</p> |

施策番号3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実

| | |
|--|---|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習・スポーツ活動の推進 ◇ 松島自然の家や市町村の公民館等の社会教育施設の復旧・再建を完了させるとともに、住民主体の地域づくりに向けた生涯学習活動を支援します。 ◇ 震災関連資料を収集した東日本大震災アーカイブ宮城の活用など、震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の記憶を次世代に継承する取組を推進します。 ◇ 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康・体力の保持、増進によって潤いと活力のある生活を実現するため、誰もがいつでも、どこでもスポーツに親しめる環境を整えていきます。 ◇ 学校体育・運動部活動等の充実に回り、児童生徒の体力・運動能力の向上に取り組むほか、世界を舞台に活躍できるトップアスリートの育成などに取り組みます。</p> <p>2 被災文化財の修理・修復と地域文化の振興 ◇ 貴重な文化財の保存・継承・活用に取り組むほか、復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を加速化させ、復興まちづくりの円滑化を図ります。 ◇ 震災後の県民の精神的な支えとして、文化芸術による心の復興を後押しするとともに、将来を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育み、地域コミュニティ意識の醸成や個性豊かな地域づくりを支援するため、関係機関等と連携しながら県民が身近に文化芸術に触れる機会を充実させるなど、地域に根差した文化芸術活動の振興に取り組みます。</p> |
|--|---|

| | | | | | | |
|--------------|--|------------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 目標指標等 | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 災害復旧工事が完了した県立社会教育施設数(施設)[累計] | 0施設 (0.0%) (平成23年度) | 10施設 (90.9%) (令和元年度) | 10施設 (90.9%) (令和元年度) | A 100.0% |
| 2 | 被災文化財(国・県・市町村指定)の修理・修復事業完了件数(件)[累計] | 0件 (0.0%) (平成22年度) | 95件 (99.0%) (令和元年度) | 102件 (106.3%) (令和元年度) | A 107.4% | 96件 (100.0%) (令和2年度) |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 38.6% | 13.8% | Ⅱ |

※満足群・不満群の割合による区分
 Ⅰ: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 Ⅱ: 「Ⅰ」及び「Ⅲ」以外
 Ⅲ: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | | 順調 |
|--------------|---|----|
| 評価の理由 | | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> 「災害復旧工事が完了した県立社会教育施設」については、震災により被害を受けた11施設のうち、令和2年度完了予定の松島自然の家を除き、10施設について復旧が完了していることから、達成率が100.0%となったため、達成度は「A」に区分される。 「被災文化財(国・県・市町村指定)の修理・修復事業完了件数」については、着実に事業が進んでおり、達成率が106.3%であることから、達成度は「A」に区分される。 | |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年県民意識調査における調査結果では、「高重視群」の割合が59.2%(前回58.7%)、「高関心群」の割合が58.2%(前回58.1%)と前回の結果とほぼ同じ割合となっている。 「満足群」の割合も38.6%(前回37.1%)と、前回の結果を上回っているものの30%台の低い状況にあるため、取組内容の改善が求められている。 | |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の復興や防災の拠点として、社会教育施設の役割が重要視されている。 震災後、防災教育に関する意識がより一層高まってきている。 東日本大震災から9年が経過し、地域の復興が進む中、時間の経過とともに震災の記憶の風化が懸念されることから、震災の教訓を後世に伝えるため、震災に関する資料収集などの取組が求められている。 震災後の精神的な支えとして、さらには地域コミュニティ復活の核として、また地域振興のシンボルとして、文化遺産の果たすべき重要な役割が期待されており、地域の復興のためにも、一刻も早い文化遺産の修理・修復が求められている。 | |
| 事業の成果等 | <ul style="list-style-type: none"> 「①社会教育・社会体育施設の復旧と生涯学習・スポーツ活動の推進」では、県立社会教育施設・社会体育施設の災害復旧工事が松島自然の家(令和2年度完了予定)を除く全ての施設で完了しているほか、震災関連資料については、令和元年度までに図書5,098冊、雑誌1,507冊、視聴覚資料176点、新聞27種、チラシ類3,586点を収集し、「東日本大震災文庫」として広く県民に公開した。このうち、令和元年度は、図書300冊、雑誌56冊、視聴覚資料13点を収集した。また、みやぎ県民大学は、50講座を開講し、1,083人が受講したほか、受講者の9割が講座内容に「満足」しており、受講者の需要に応え、講座内容の充実が図られていると考えられる。 総合型地域スポーツクラブについては、新たに3クラブが設立されたが、既存の2クラブが合併したことから、令和元年度末で前年度比2クラブ増の24市町村に53クラブが設置されている。また、蔵王町、南三陸町には設立準備団体が発足し、設立に向けた動きが見られた。 オリンピックの開催に向けて、宮城スタジアムや総合運動公園の各施設の更新や整備を進めており、オリンピックを通して震災からの復興を世界に発信することが期待できる。 「②被災文化財の修理・修復と地域文化の振興」では、令和元年度は2事業に対する補助事業が完了し、被災文化財の修理・修復補助事業が着実に進んでおり、地域の文化振興事業においても一定の成果が見られている。 <p>・以上のことから、施策の目的である「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」は、目標指標等の達成度は全てAであり、各事業の取組状況や県民意識を勘案し、「順調」と判断する。</p> | |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

| 施策を推進する上での課題と対応方針 | |
|---|---|
| 課題 | 対応方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> 津波で被災した松島自然の家については、令和2年度完成に向けて建設を着実に進めていくとともに、円滑な事業再開に向けて、地域住民や一般利用者に対する周知や魅力的なプログラムを検討する必要がある。 東日本大震災に関する記憶の風化を防ぎ、震災の教訓を後世や他地域へ継承するために公開している「東日本大震災アーカイブ宮城」を効果的に活用する必要がある。 総合型地域スポーツクラブの設置については、市町村によって設立に向けての温度差がある。また、スポーツ活動の充実を図り、県民のスポーツ実施率を高めるためには、市町村や関係団体との連携を強化し、県民一人ひとりのスポーツ活動への参加意欲を喚起する必要がある。 国指定及び登録文化財並びに県指定文化財については、令和2年度完了予定の1件を残して修理・修復が完了している。しかし、市町村指定文化財の中には、所有者負担が大きいこともあり、着手時期未定となっている事業が存在する。 文化芸術の力を活用した心の復興をより充実させることに加え、文化芸術を特色ある地域づくりや社会参画への貢献に役立てていくことが求められる。 県有体育施設の災害復旧工事は、全ての施設で完了しているが、今後は、長寿命化対策を行いながら機能の維持・向上を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域から親しまれる施設となるよう地域住民を対象とした施設見学会などを企画するとともに、オープニングイベントを開催するなど、事業再開を前提とした各種取組を積極的に情報発信する。また、自然豊かな宮戸島をフィールドとした各種プログラムを開発する。 県内市町村や教育機関等における防災対策や防災教育での利活用を促進するほか、震災関連資料を収集・デジタル化し、蓄積したデータをWeb上で公開する「東日本大震災アーカイブ宮城」を適切に運用するとともに、資料データの更なる充実を図る。 県内全市町村における総合型地域スポーツクラブの設置に向けて、各市町村の実情に応じた指導・助言及び相談活動など、みやぎ広域スポーツセンターによるきめ細かな支援を図っていく。また、県民誰もが参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場として、「みやぎヘルシーふるさとスポーツ祭」を継続して開催するとともに、子どもから高齢者まで参加できる種目を設定するなど、参加意欲の向上につなげ、生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しみが持てるよう、スポーツ活動の充実を図っていく。 修理・修復については所有者負担が多額になることから、修理・修復が進んでいない個人・法人所有の文化財に対しては、引き続き震災復興基金の活用による支援を継続していく。 引き続き多様な主体による文化的な活動を通じた心の復興への取組を支援していくほか、ワークショップ型フォーラムの開催や地域芸術等再興支援などにより、文化芸術の持つ力の理解促進を図っていく。 老朽化に伴い県有体育施設全体の整備費の増加が懸念されることから、各施設毎に修繕計画を作成し、計画的に施設改修を進める。指定管理者と意見交換を行い、利用者ニーズの把握に努めながら、県民が利用しやすい施設運営に取り組む。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|---|
| 委員会の意見 | 施策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は妥当であると判断される。 |
| | 施策を推進する上での課題と対応方針 | — | |

宮城県震災復興計画【防災・安全・安心の分野】

政策番号7 防災機能・治安体制の回復

東日本大震災の教訓を踏まえ、県民生活の安全・安心を守る社会基盤である防災機能や治安体制の回復、充実・強化を推進するとともに、災害時の連絡通信手段や大規模な津波への備えを重視した広域防災体制を構築するため、「防災機能の再構築」、「大津波等への備え」、「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」及び「安全・安心な地域社会の構築」に取り組む。あわせて、東京電力福島第一原子力発電所から拡散した放射性物質への対応に引き続き取り組む。

特に、再構築された防災機能を最大限活用し、様々な自然災害等を想定した防災体制の強化に取り組み、大規模災害への備えを整える。また、警察施設等の機能回復及び機能強化を図るとともに、新たな街並み整備に合わせた交通安全施設等の整備を推進するほか、被災地を中心としたパトロール活動の強化を図り、治安・防災体制の回復・充実に努める。

政策を構成する施策の状況

| 施策番号 | 施策の名称 | 令和元年度 決算(見込) 額(千円) | 目標指標等の状況 | 実績値 (指標測定年度) | | 達成度 | 施策評価 |
|------|-----------------------|--------------------------|-----------------------------------|--------------------|-----|------|------|
| | | | | 実績値 | 達成度 | | |
| 1 | 防災機能の再構築 | 7,947,217 | 防災資機材整備完了圏域防災拠点数(圏域) | 7圏域 (令和元年度) | A | 順調 | |
| | | | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計](分野(2)①から再掲) | 16箇所 (令和元年度) | A | | |
| 2 | 大津波等への備え | 83,073 | 沿岸部の津波避難計画作成市町数(市町)[累計] | 15市町 (令和元年度) | A | 順調 | |
| 3 | 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化 | 105,479 | 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人)[累計] | 10,463人 (令和元年度) | A | 概ね順調 | |
| 4 | 安全・安心な地域社会の構築 | 2,641,381 | 刑法犯認知件数(件) | 12,979件 (令和元年) | A | 概ね順調 | |
| | | | 交通事故死者数(人) | 65人 (令和元年) | C | | |

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」
C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 スtock型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)
目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値)

政策評価 概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

・「防災機能・治安体制の回復」に向けて、4つの施策に取り組んだ。
 ・施策1の「防災機能の再構築」については、広域防災拠点の整備において関係機関との協議を進め、目標指標である「防災資機材整備完了圏域防災拠点数」において、7圏域全ての運営用資機材を整備し、本格運用を開始したことなど、施策を構成する事業で一定の成果が得られていることから「順調」と評価した。
 ・施策2「大津波等への備え」については、目標指標である「津波避難計画策定市町数」において、沿岸全市町で策定済みであり、令和元年度は、沿岸市町に対し「宮城県津波対策ガイドライン」に沿った津波避難計画になっているかアンケートを実施し、結果を基に市町担当課に必要な助言を行うなど、全ての事業で一定の成果が得られていることから、「順調」と評価した。
 ・施策3「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」については、目標指標である「防災リーダー養成者数」について、目標値を達成しているが、自主防災組織における沿岸市町の組織率低下が顕著であることや、地域住民の防災力・防犯力の向上が求められる中での防災指導員の高齢化など課題が残るため、施策全体としては、「概ね順調」と評価した。
 ・施策4「安全・安心な地域社会の構築」については、震災被害により庁舎が損壊したため、仮庁舎を設置するなどして活動していた仙台東警察署仙台港交番、石巻警察署渡波交番、南三陸警察署歌津駐在所の庁舎新築工事を完了させるなど各事業において一定の成果が得られ、かつ、刑法犯認知件数の目標値を達成することができた一方で、交通事故死者数の目標値を達成することができなかった事に加え、子どもや女性に対する声掛け事案、ストーカー・DV事案等の県民の身近なところで発生する犯罪が高水準で推移するなど、県民が肌で感じる治安は改善しているとはいえないことなどから、全体の評価としては「概ね順調」と評価した。

・政策7「防災機能・治安体制の回復」は、以上の4つの施策で構成されている。広域防災拠点の整備については、関係機関との協議を進め、圏域防災拠点においては、7圏域全ての運営用資機材を整備し、本格運用を開始したほか、ほとんどの目標指標が達成されており、事業においても一定の成果を得られているが、交通事故死者数の目標値を達成することができなかったほか、地域住民の防災力・防犯力の向上が求められる中で被災地以外でも高齢化が進んでおり、さらには防災指導員の募集にあたって、女性受講者の増加を図る必要があるなど課題が残るため、政策全体として「概ね順調」と評価した。

政策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・施策1について震災から9年が経過し、記憶の風化が懸念される中で、全国的に大規模な災害の発生や行財政改革等に伴う厳しい定員管理計画等により、全国自治体からの派遣職員が減少しており、職員確保がより困難となってきた。任期付職員の採用についても、絶対数の少ない土木職等の専門職は採用困難な状況であり、職員確保には限界がある。また、防災体制の再整備等では、圏域防災拠点の運営用資機材やマニュアルの整備が完了しており、今後は防災拠点で従事する職員の対応力の向上も必要となってくる。</p> | <p>[短期的] ・各市町の復興関連事業の進捗状況に連動した真に必要な職員の精査を行いながら、被災13市町と全国各都道府県訪問による職員派遣要請を行い必要性を訴えるとともに、県外の人材確保を目的とした沿岸市町の合同任期付職員採用試験等により任期付き職員の確保を支援する。</p> <p>[長期的] ・圏域防災拠点については、より実践的な研修や訓練等によりマニュアルの実効性を高めるとともに、従事する職員の対応力の向上を図っていく。</p> |
| <p>・施策2の施策の方向「1 津波避難計画の整備数」について、沿岸15市町全てで津波避難計画が策定されたが、今後も地域ごとの避難計画策定支援や津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。</p> | <p>[長期的] ・福島県沖を震源とする地震による津波に対する課題等を踏まえ、平成29年10月に津波避難計画策定ガイドラインを改正したが、引き続き市町、防災関係機関、学識経験者等との情報交換及び連携を図り、ガイドラインに沿った沿岸市町における津波避難計画の充実を促進する。</p> |
| <p>・施策の方向「2 震災記録の作成と防災意識の醸成」について、フォーラムやパネル展等様々な取組を実施しているが、震災から9年が経過し、風化が懸念される。</p> | <p>[長期的] ・大勢の人に広く関心を持ってもらい、震災の記憶の風化防止と防災意識の醸成につなげていくため、広報紙の記載内容の見直しや復興情報ポータルサイトなどアプローチ手法の多様化により、情報発信に取り組むこととしている。</p> |
| <p>・施策3の「自助・共助による市民レベルの防災体制の強化」について、共助の核となる自主防災組織では、東日本大震災以後、低下傾向が続いていたが下げ止まりつつある。しかし、沿岸市町では、津波被害による人口流出や復興まちづくりによるコミュニティの再編等による自治組織の解散や休止により、低下が顕著であり、組織率向上に向けた取組が必要である。</p> | <p>[長期的] ・市町村が行う自主防災組織の育成活性化に向けた取組を支援し、県内の地域防災力の充実・強化を図っていく。沿岸部の自主防災組織の立ち上げのみならず、活動が低調な内陸部の組織活性化の支援を行い、市町村の今後の事業に資するよう支援のモデル化を行う。また、自主防災組織に関する相談窓口の設置、先進的・先導的な取組を行っている自主防災組織に対する防災資機材購入費の助成を行うとともに、講演会・フォーラムを開催し、先進的・先導的な取組を行う模範となる自主防災組織の活動事例等に関する情報を県民等と共有していく。</p> |
| <p>「東日本大震災時における宮城県内自主防災組織の活動実態調査報告書」(平成27年3月)によると、防災訓練への参加率が、5割未満の組織が全体で62.6%あるなど、自主防災組織の組織率が高い市町村においても、少子高齢化や過疎及び新興団地の問題などコミュニティ形成上の様々な課題を抱え、活動が低調な組織もあり、組織の活性化が必要である。</p> | <p>[長期的] ・将来の宮城を支え、自主防災組織等における次世代のリーダーなどの地域防災活動の担い手を育成するため、防災に関する知識や技術を習得し、防災や減災への取組に自発的に協力・活動する高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成する。また、認定を受けた高校生については、一定の要件を満たした上で「宮城県防災指導員」としての認定を得ることができるシステムの活用を啓蒙していく。</p> <p>・地域において、児童生徒や高齢者等いわゆる災害弱者を中心に、災害に備えることの大切さや具体的な避難行動について、避難訓練等を通じて発信していく。</p> |
| <p>・施策4について、県内被災地では、防災集団移転地域や災害公営住宅等の新しいコミュニティにおける新規防犯団体の形成促進や、自治体と連携した情報共有、広報啓発を図り、自主防犯活動の活性化を図る必要がある。また、高齢者が被害に遭う特殊詐欺被害や児童虐待事案などの発生により、県民が不安に感じている現状にあることから、被害予防対策等についてタイムリーな情報発信に努めるほか、官民一体となった効果的な広報啓発に取り組んでいく必要がある。</p> | <p>[短期的] ・各自治体と連携し、災害公営住宅等に対する立ち寄りや巡回連絡等により住民のニーズを把握し、被災地における安全・安心の醸成を図るとともに、多様な媒体を活用した具体的かつタイムリーな防犯情報の提供を行い、県民に必要な情報が届き、犯罪に対する自主的な抵抗力の強化が図られるよう努める。</p> |
| <p>・これまで各地域において自主防犯活動を担ってきた高齢者層の更なる高齢化が進み、次世代への活動の承継が困難な状況が見られる。</p> | <p>[長期的] ・防犯活動を促進するための助成等に関する情報の入手に努めるとともに、活動が持続可能なものとなるよう、個々の課題解決に向けた支援、事業者等に対する社会貢献の働きかけ、日常生活を通じた負担の少ない活動の提案などの働きかけを行っている。</p> |
| <p>・政策全体では、「防災・安全・安心」が得られるよう事業を実施しており、復興の進捗により形成される新たな地域コミュニティにおいては、地域住民の防災力・防犯力の向上が求められる。また、被災地以外でも高齢化が進んでおり、防災の担い手確保については、県全体にとって喫緊の課題であるほか、女性の視点による防災対策を進める必要がある。</p> | <p>・施策3において、これまで地域における共助の中核を担う自主防災組織のリーダーとなる宮城県防災指導員を増やす取組を実施しており、引き続き自主防災組織の活性化に取り組み、全体の底上げを図るほか、「みやぎ防災ジュニアリーダー」を養成し、地域防災活動の担い手の確保にも取り組む。さらに、宮城県防災指導員の募集に当たっては、市町村と協力しながら、女性受講者の増加を図っていく。また、施策4においては、新たに形成される地域コミュニティにおける自主防災組織や地域治安組織を強固にし、地域レベルでの防災・防犯力の向上を図る。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | | |
|--------|-------------------|----------|--|
| 委員会の意見 | 政策の成果 | 判定 適切 | 評価の理由が充分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 政策を推進する上での課題と対応方針 | | 災害時の医療体制確保における課題と対応方針について記載することが必要であるとする。 |

施策番号1 防災機能の再構築

| | |
|---|--|
| <p>施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)</p> | <p>1 被災市町村の職員確保等に対する支援 ◇ 膨大な事業量となっている被災市町村を支援するため、復興事業等に従事する職員の確保及び財政運営を支援します。</p> <p>2 防災体制の再整備等 ◇ 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施するため、広域防災拠点と圏域防災拠点を整備するとともに、市町村の地域防災拠点との広域的な連携体制を構築します。また、消防・防災施設等の復旧整備を進めます。</p> <p>3 原子力防災体制等の再構築 ◇ 東北電力女川原子力発電所周辺地域の防災体制を強化するため、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の関係市町と連携を図るとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故への対応を踏まえ、全県的な放射能等監視施設及び原子力防災対策拠点施設の整備を行います。</p> <p>◇ 学校等も含めた全市町村での放射線測定や全県的な放射線等監視施設による放射線測定、食品等の放射能検査を行い、その結果を速やかに公表するなど、引き続き県民の不安解消に向けて取り組みます。</p> <p>4 災害時の医療体制の確保 ◇ 災害時の医療提供体制を維持・確保するため、どのような災害にも適切な対応が取れるよう、災害時の情報通信機能の充実強化や実践的な防災訓練等を行います。</p> <p>5 教育施設における地域防災拠点機能の強化 ◇ 全ての公立学校への防災主任の配置や地域の拠点校となる小・中学校への防災教諭の配置を継続し、学校と地域が連携した防災体制の強化に取り組みます。</p> <p>◇ 県立学校の防災機能強化に向け、備蓄倉庫等の整備や、学校、市町村、地域等の連携体制の推進等に引き続き取り組みます。</p> |
|---|--|

| | | | | | | |
|--------------|--|---|-----------------------------|-----------------|-----------------------------|---------------------|
| 目標指標等 | <p>■ 達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」</p> <p>■ 達成率(%) フロー型の指標: 実績値 / 目標値 ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値)</p> | | | | | |
| | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) |
| | 1 | 防災資機材整備完了圏域防災拠点数(圏域) 0圏域 (平成29年度) | 7圏域 (令和元年度) | 7圏域 (令和元年度) | A 100.0% | 7圏域 (令和2年度) |
| 2 | 災害拠点病院の耐震化完了数(箇所)[累計](分野(2)①から再掲) 12箇所 (80.0%) (平成19年度) | 16箇所 (100.0%) (令和元年度) | 16箇所 (100.0%) (令和元年度) | A 100.0% | 16箇所 (100.0%) (令和2年度) | |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群の割合による区分 |
| | 47.0% | 21.0% | II |

※満足群・不満群の割合による区分

- I: 満足群の割合40%以上
かつ不満群の割合20%未満
- II: 「I」及び「III」以外
- III: 満足群の割合40%未満
かつ不満群の割合20%以上

■ 施策評価 **順調**

評価の理由

目標指標等

- ・一つ目の指標「防災資機材整備完了圏域防災拠点数」は、県内7圏域の圏域防災拠点において、令和元年度までに運用用防災資機材を整備し、本格運用開始とすることを目標としており、平成29年度に資機材保管倉庫の整備に着手した4圏域(仙南, 仙台, 大崎, 登米)に気仙沼を加えた5圏域について、平成30年度に運用用防災資機材の整備が完了し、令和元年度に残り2圏域(栗原・石巻)の資機材保管倉庫及び運用用資機材の整備を完了した。
- ・二つ目の指標「災害拠点病院の耐震化完了数」では、県内の災害拠点病院は従前から耐震化を進めており、3病院が完了に至らない状況で被災したが、2病院が平成26年度までに耐震化を完了したほか、残りの1病院についても、平成29年度までに耐震化を完了した。

県民意識

- ・令和元年県民意識調査をみると、施策に対する重視度の高重視群については80.2%と高く、県民の関心の高さがみとれる。
- ・施策に対する満足度の満足群においても47.0%と前年度調査比2.2%増となっており、県民から一定の評価が得られているものと考えられる。

社会経済情勢

- ・宮城県地域防災計画に、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」の反映等、令和元年5月に策定した宮城県災害時広域受援計画を踏まえ、県の応援受入体制の整理を行ったほか、令和元年度に発生した災害への対応を踏まえた「被災市区町村応援職員確保システム」の改正への取り組みがなされている。
- ・東日本大震災により、消防本部においては消防署所等77棟、消防車両43台、消防団においては、消防団拠点施設231棟、消防車両168台に被害が生じた。
- ・令和2年3月末時点で、消防本部においては消防署所等98.7%、消防車両100%、消防団においては、消防団拠点施設86%、消防車両97.8%の復旧状況である。
- ・沿岸市町が必要としている職員数の推移(平成24年度は6月1日現在、平成25年度以降は4月1日現在)

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 必要人数 | 963 | 1,294 | 1,549 | 1,581 | 1,509 | 1,421 | 1,215 | 1,027 |
| 充足人数 | 494 | 1,033 | 1,218 | 1,259 | 1,282 | 1,246 | 1,115 | 967 |
| 不足人数 | 469 | 261 | 331 | 322 | 227 | 175 | 100 | 60 |

事業成果等

- ・「1 被災市町村の職員確保等に対する支援」については膨大な事務量となっている被災市町村を支援するため、全国の地方公共団体や国の職員のほか、本県の職員を派遣するなどしている。被災3県(岩手県、福島県及び宮城県)と一部合同での全国訪問要請や、被災5市町が実施する任期付職員採用試験を福島県と合同で実施し市町の職員確保支援を行った。しかしながら、今後も復旧・復興事業が続く中、全国的に在職数が少ない土木職等の専門職については、確保が困難な状況である。
- ・「2 防災体制の再整備等」については、広域防災拠点において、関係機関との協議を進め、圏域防災拠点については、県内7圏域全てにおいて運用用資機材を整備し、本格運用を開始した。さらに、消防団拠点施設の復旧については、令和元年度までは、国に対する財政支援の要望活動により、市町が要望する予算が確保されているなど、順調に推移していると考えられる。
- ・「3 原子力防災体制等の再構築」については、令和元年11月12日、13日に原子力防災訓練を実施(令和元年東日本台風の影響により規模を縮小して実施)したほか、原子力災害対策重点区域を含む関係市町村全てにおいて、避難先自治体との間に広域避難に係る協定が締結されるなどの成果が出ており、順調に推移していると考えられる。
- ・「4 災害時の医療体制の確保」については、大規模災害時医療体制整備事業において、関東地域中心で行われた政府総合防災訓練における当県DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣経費を補助したほか、各種訓練への参加や災害関連会議の開催等を通じて、大規模災害時医療救護体制の強化に努めており、順調に推移していると考えられる。
- ・「5 教育施設における地域防災拠点機能の強化」については、県内全市町村の小中義務教育学校78校に安全担当主幹教諭を配置して組織の充実を図るとともに、県内全ての市町村学校・県立学校においても防災主任を置くこととしている。それに加え、安全・防災教育の他、いじめ対策・不登校対策においても小中連携の体制が推進されるなど、順調に推移していると考えられる。
- ・以上のとおり、施策を構成する事業の「1 被災市町村の職員確保等に対する支援」については、土木職等の専門職員の確保が困難な状況ではあるが、「2 防災体制の再整備」では、広域防災拠点の整備において関係機関との協議を進め、圏域防災拠点において7圏域全ての運用用資機材を整備し、本格運用を開始したほか、他の事業においても一定の成果がみられており、目標指標も達成していることから、施策全体としては「順調」と評価できる。

※ 評価の視点 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|--|
| <p>・「1 被災市町村の職員確保等に対する支援」について、震災から9年が経過し、記憶の風化が懸念される中で、全国的に大規模な災害の発生や行財政改革等に伴う厳しい定員管理計画等により、全国自治体からの派遣職員が減少しており、職員確保がより困難となってきている。また、任期付職員の採用についても、絶対数の少ない土木職等の専門職は採用困難な状況であり、職員確保には限界がある。</p> <p>・「2 防災体制の再整備等」について、圏域防災拠点の運営用資機材やマニュアルの整備が完了しており、今後は防災拠点で従事する職員の対応力の向上も必要となってくる。また、消防団拠点施設の復旧について、沿岸部の市町では土地区画整理事業等の他事業と調整を図りながら整備する必要があるなどの理由により復旧に時間を要していることから、継続的な財源の確保が必要となっている。</p> | <p>・各市町の復興関連事業の進捗状況に連動した真に必要な職員の精査を行いながら、被災13市町と全国各都道府県訪問による職員派遣要請を行い必要性を訴えるとともに、県外の人材確保を目的とした沿岸市町の合同任期付職員採用試験等により任期付き職員の確保を支援する。</p> <p>・圏域防災拠点について、より実践的な研修や訓練等によりマニュアルの実効性を高めるとともに、従事する職員の対応力の向上を図っていく。</p> <p>・消防団拠点施設の復旧について、市町には国の復旧費補助金制度等の活用について適切に助言・指導するとともに、国には復旧に向けた財政支援の継続を今後も要望していく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|-------------------|----|---|
| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 適切 | 「4 災害時の医療体制の確保」に係る事業の成果について、県民に分かりやすく具体的に記載することが必要であると考える。 |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 震災以降、整備の強化を進めてきた「4 災害時の医療体制」について、令和元年東日本台風で実際に運用して得られた新たな課題と対応方針を整理して、記載することが必要であると考える。 |

施策番号2 大津波等への備え

| | |
|---|---|
| 施策の方向 (「宮城の 将来ビジョン ・震災復興 ・地方創生 実施計画」の 行動方針) | 1 津波避難計画の整備等 ◇ 震災を踏まえ、県が作成した「津波対策ガイドライン」に基づき、沿岸市町の津波避難計画作成の支援を行います。 |
| | 2 震災記録の作成と防災意識の醸成 ◇ 大震災の記憶を風化させないよう、震災の記録誌を作成し、後世へ伝えていきます。 ◇ 市町村やNPO等と連携して、大震災の教訓を後世に語り継ぐための取組を推進します。 |

| 目標 指標 等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-----------------|-----------------|-------------|-----------------|---------|---------|----------|----------|----------|-----|---|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 ストック型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>初期値</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値</th> </tr> <tr> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>9市町 (平成25年度)</td> <td>15市町 (令和元年度)</td> <td>15市町 (令和元年度)</td> <td>A 100.0%</td> <td>15市町 (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | 1 | 9市町 (平成25年度) | 15市町 (令和元年度) | 15市町 (令和元年度) | A 100.0% |
| | 初期値 | | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 | | | | | | | | | | |
| | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 9市町 (平成25年度) | 15市町 (令和元年度) | 15市町 (令和元年度) | A 100.0% | 15市町 (令和2年度) | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 令和元年県民意 識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区 分 |
| | 52.4% | 18.2% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| | | |
|----------------|---|----|
| ■ 施策評価 | | 順調 |
| 評価の理由 | | |
| 目標 指標 等 | ・「沿岸部の津波避難計画作成市町村数」は、県内沿岸部すべての15市町が津波避難計画を策定することを目標としており、平成28年度までに13市町が策定している。県では、沿岸市町に対し「宮城県津波対策ガイドライン(平成26年1月)」を参考に津波避難計画を作成するよう促進を図っており、平成29年度に新たに2町が策定し、累計15市町となり、達成率100.0%、達成度は「A」に区分される。 | |
| 県民 意識 | ・令和元年県民意識調査をみると、施策に対する重視度の高重視群については81.8%と高く、特に沿岸部で高い傾向がみられる。 ・施策に対する満足度の満足群においても52.4%と前年度調査比0.8%増となっており、県民から一定の評価が得られているものと考えられる。 | |
| 社会 経済 情勢 | ・平成28年11月に発生した福島県沖を震源とする地震(最大震度5弱、県内最大震度4)により、東日本大震災後県内に初めて津波警報が発表され、その際の市町村の避難指示等の発令にばらつきがみられたり、住民の避難に課題も確認されたことから、県では平成26年1月に全面改定した「宮城県津波対策ガイドライン」の見直しを進め、平成29年10月に改定した。 ・消防庁が、地域ごとの津波避難計画や避難困難地域に関する取組事例をとりまとめた「津波避難に関する取組事例集」を平成31年3月に作成した。 ・東日本大震災から9年が経過し、風化が懸念される。 | |
| 事業 の成 果等 | ・「1 津波避難計画の整備等」について、津波避難計画作成支援事業では、平成29年度末までに沿岸15の全ての市町において津波避難計画が策定済みとなっている。令和元年度は、沿岸市町に対し「宮城県津波対策ガイドライン」に沿った津波避難計画になっているかアンケートを実施し、結果を基に市町担当課に必要な助言を行った。 ・「2 震災記録の作成と防災意識の醸成」については、東日本大震災の風化防止と震災復興に対する全国からの幅広い支援の継続を訴えるため、被災各県(青森・岩手・福島)と連携し、首都圏(東京)において、被災4県合同の実行委員会と東京都との共催による復興フォーラム(令和2年2月16日、来場者約1,000人)を開催したほか、多様な主体(県・市町村、教育・研究機関、企業、NPO等)と連携して、復興に向けた情報発信を行うため、東日本大震災発展期(平成30年度～令和2年度)の記録誌の作成(本編:1,000部ほか)及び記録映像の編集(本編:70セットほか)、並びに発展期(平成30年度～令和2年度)の記録映像の撮影・収集を行った。また、震災復興広報強化事業として、復興の進捗状況等をまとめた広報紙「NOW IS.」(19,000部/月)及び「みやぎ・復興の歩み9」(17,000部)の作成やパネル展を県内外で実施し、中長期的な支援意識の向上や復興の気運醸成を図った。 ・以上のとおり、目標指標である「津波避難計画策定市町村数」において、沿岸全市町で策定済みであるほか、復興に向けた情報発信を行うための東日本大震災発展期(平成30年度～令和2年度)の記録誌作成といった復興の気運醸成が図られており、全ての事業で一定の成果が得られていることから、施策と全体としては「順調」と評価できる。 | |

※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|--|
| <p>・「1 津波避難計画の整備数」について、沿岸15市町全てで津波避難計画が策定されたが、今後も地域ごとの避難計画策定支援や津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。</p> <p>・「2 震災記録の作成と防災意識の醸成」について、フォーラムやパネル展等様々な取組を実施しているが、震災から9年が経過し、風化が懸念される。</p> | <p>・福島県沖を震源とする地震による津波に対する課題等を踏まえ、平成29年10月に津波避難計画策定ガイドラインを改正したが、引き続き市町、防災関係機関、学識経験者等の情報交換及び連携を図り、ガイドラインに沿った沿岸市町津波避難計画の充実を促進する。</p> <p>・地域住民が参画したワークショップの開催例等、地域ごとの津波避難計画策定について他の自治体の事例を紹介するなどして沿岸市町を支援する。</p> <p>・著名人等を活用した動画やブログ等の掲載により、ブログやSNS等のフォロワー数、閲覧数は着実に向上していることから、より多くの人に関心を持ってもらえる情報発信を、同様の媒体で令和2年度の事業終了まで継続し、風化の防止を図る。</p> <p>・大勢の人に広く関心を持ってもらい、震災の記憶の風化防止と防災意識の醸成につなげていくため、広報紙の記載内容の更なる見直しや復興情報ポータルサイトなどアプローチ手法の多様化により、情報発信に取り組むこととする。</p> <p>・震災の記憶の風化防止に向け、各市町において伝承施設等の整備や取組を進めていることから、こうした施設や取組をつなぎ、県全体としての震災の記憶・教訓の伝承のあり方の検討を行っていく。</p> <p>・また、引き続きシンポジウムやパネル展等を開催し、県民の防災意識の向上を図り、津波による人的被害が最小限となるよう取り組んでいく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | — | |

施策番号3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化

| | |
|--|---|
| 施策の方向 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針) | 1 地域防災リーダーの養成等 ◇ 大規模災害発生時には、公的機関の対応に加え、地域コミュニティの中で組織される自主防災組織による対応が不可欠であるため、この組織において中心的役割を果たす地域防災リーダーの養成等を行います。 |
| | 2 地域主導型応急危険度判定等実施体制の整備 ◇ 災害時に地域が主体的かつ速やかに避難所等の応急危険度判定を実施できるよう、市町村の実施体制の強化を図るとともに、その後の住宅等の判定活動を実施できるよう体制強化を図ります。 ◇ 災害時に他の災害業務に忙殺される市町村に対し、判定を熟知する建築関係団体及び民間判定士による応援体制の強化を図ります。 |

| 目標指標等 | ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------------|--|-------------------|--------------------|-------------|--------------------|---------|---------|----------|----------|----------|-----|------------------------------------|------------------|-------------------|--------------------|-------------|
| | ■達成率(%) フロー型の指標: 実績値/目標値 スtock型の指標: (実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値-実績値)/(初期値-目標値) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>初期値</th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成度</th> <th rowspan="2">計画期間目標値</th> </tr> <tr> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>(指標測定年度)</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人) [累計]</td> <td>700人 (平成20年度)</td> <td>9,700人 (令和元年度)</td> <td>10,463人 (令和元年度)</td> <td>A 108.5%</td> <td>10,000人 (令和2年度)</td> </tr> </tbody> </table> | | 初期値 | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | 1 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人) [累計] | 700人 (平成20年度) | 9,700人 (令和元年度) | 10,463人 (令和元年度) | A 108.5% |
| | 初期値 | | 目標値 | 実績値 | 達成度 | 計画期間目標値 | | | | | | | | | | |
| | (指標測定年度) | (指標測定年度) | (指標測定年度) | 達成率 | | | | | | | | | | | | |
| 1 防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数(人) [累計] | 700人 (平成20年度) | 9,700人 (令和元年度) | 10,463人 (令和元年度) | A 108.5% | 10,000人 (令和2年度) | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満群 の割合による 区 分 |
| | 40.3% | 15.5% | I |

※満足群・不満群の割合による区分
 I : 満足群の割合40%以上
 かつ不満群の割合20%未満
 II : 「I」及び「III」以外
 III : 満足群の割合40%未満
 かつ不満群の割合20%以上

| | |
|---------------|--|
| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | ・「防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数」は、令和元年度に防災指導員養成講習を15回開催し、防災指導員養成累計数8,718人(前年度比640人)のほか、県内の公立学校に配置されている防災主任等854人(前年度比16人)と、仙台市で養成している地域防災リーダー(SBL)891人(前年度比98人増)を計上したことにより、目標値9,700人に対して実績値10,463人となり、達成率108.5%、達成度「A」に区分される。 |
| 県民意識 | ・令和元年県民意識調査の結果をみると、施策に対する重視度については高重視群が70.6%と高く、県民の関心の高さがみとれる。 ・施策に対する満足度の満足群においては40.3%と前年度調査比1.7%減となっており、半数を下回っていることから、施策の充実が求められているものと考えられる。 |
| 社会経済情勢 | ・東日本大震災をきっかけに、国や地方公共団体のみならず、地域や企業等が一体となって防災・減災対策、災害活動に取り組むことの重要性が再認識されている。 ・令和2年1月に、国の防災基本計画の修正や最近の災害対応の教訓等を反映し「宮城県地域防災計画」の修正を行った。 【主な修正点】 ①避難勧告等に関するガイドラインに基づく「自らの命は自らが守る」意識の徹底 ②警戒レベルを用いた避難勧告等の発令 ・令和元年度防災白書(内閣府)によると、宮城県の自主防災組織の組織率は83.3%で全国平均の84.1%をやや下回っている。平成22年度の組織率(85.0%)と比べると△1.7%と、東日本大震災以後、東日本大震災以後、低下傾向が続いていたが下げ止まりつつある。しかし、沿岸市町では、津波被害による人口流出や復興まちづくりによるコミュニティの再編等による自治組織の解散や休止により、低下が顕著である。 ・また、自主防災組織の組織率が高い市町村においても、少子高齢化や過疎及び新興団地の問題などコミュニティ形成上の様々な課題を抱えている。 |
| 事業の成果等 | ・「1 地域防災リーダーの養成等」では、地域防災の要である自主防災組織等において、共助の防災活動を促進する防災リーダーの養成等を進めるために、防災指導員養成講習を地域防災コース14回、企業防災コース1回の計15回開催し、防災指導員を養成したほか、既に防災指導員となっている方に対してフォローアップ講習を15回開催しスキルアップを図った。また、東日本大震災検証記録誌等を参考に前講座を開催するなどにより、広く防災意識の普及啓発が図られ、さらに、県内の12地区において自主防災組織の立ち上げや活性化などに向けた支援を行うなど、全ての事業で一定の成果が出ており順調に推移していると考えられる。 ・「2 地域主導型応急危険度判定等実施体制の整備」では、被災建築物応急危険度判定士307人、被災宅地危険度判定士123人を養成し、判定士名簿、判定連絡表及び資機材備蓄リストを市町村と共有するなど一定の成果が出ており、概ね順調に推移していると考えられる。 ・以上のことから、目標指標である「防災リーダー(宮城県防災指導員等)養成者数」については、目標値を達成しているが、自主防災組織における沿岸市町の組織率低下が顕著であることや、地域住民の防災力・防犯力の向上が求められる中での防災指導員の高齢化など課題が残るため、施策全体としては、「概ね順調」と評価した。 |

※ 評価の視点: 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|--|---|
| <p>・「1 地域防災リーダーの養成等」について、平成26年度に実施した「東日本大震災時における宮城県内自主防災組織の活動実態調査」の「震災時に地震を含めて宮城県防災指導員が活動していたか」の項目では、「わからない」との回答が約5割(49.6%)にのぼっており、防災指導員の認知度向上が課題である。</p> <p>・自主防災組織については、東日本大震災以後、低下傾向が続いていたが下げ止まりつつある。しかし、沿岸市町では、津波被害による人口流出や復興まちづくりによるコミュニティの再編等による自治組織の解散や休止により、低下が顕著であり、組織率向上に向けた取組が必要である。</p> <p>・「東日本大震災時における宮城県内自主防災組織の活動実態調査報告書」(平成27年3月)によると、防災訓練への参加率が、5割未満の組織が全体で62.6%あるなど、自主防災組織の組織率が高い市町村においても、少子高齢化や過疎及び新興団地の問題などコミュニティ形成上の様々な課題を抱え、活動が低調な組織もあり、組織の活性化が必要である。</p> <p>・宮城県防災指導員について、年齢構成は、60歳を超える方が7割を超え、男女比で見ると、男性が約9割を占める状況にある。</p> <p>・「2 地域主導型応急危険度判定等実施体制の整備」について、被災地域が積極的に判定活動を円滑に実施できるよう、引き続き地域の判定士や判定コーディネーターを養成するとともに、速やかに判定を実施できるよう初動体制等を整理したマニュアルの整備や、訓練等を実施することが必要である。</p> | <p>・平成28年度から引き続き防災指導員全員に腕章配布をしており、今後も新たに養成した防災指導員に腕章を配布し、地域の防災活動等で着用していただくことで認知度向上を図っていく。</p> <p>・市町村が行う自主防災組織の育成活性化に向けた取組を支援し、県内の地域防災力の充実・強化を図っていく。沿岸部の自主防災組織の立ち上げのみならず、活動が低調な内陸部の組織活性化の支援を行い、市町村の今後の事業に資するよう支援のモデル化を行う。また、自主防災組織に関する相談窓口の設置、先進的・先導的な取組を行っている自主防災組織に対する防災資機材購入費の助成を行うとともに、講演会・フォーラムを開催し、先進的・先導的な取組を行う模範となる自主防災組織の活動事例等に関する情報を県民等と共有していく。</p> <p>・将来の宮城を支え、自主防災組織等における次世代のリーダーなどの地域防災活動の担い手を育成するため、防災に関する知識や技術を習得し、防災や減災への取組に自発的に協力・活動する高校生を「みやぎ防災ジュニアリーダー」として養成する。また、認定を受けた高校生については、一定の要件を満たした上で「宮城県防災指導員」としての認定を得ることができるシステムの活用を啓蒙していく。</p> <p>・地域において、児童生徒や高齢者等いわゆる災害弱者を中心に、災害に備えることの大切さや具体的な避難行動について、避難訓練等を通じて発信していく。</p> <p>・宮城県防災指導員の募集に当たっては、市町村と協力しながら、婦人防火クラブ等との連携を進め、女性受講者の増加を図っていくとともに、「みやぎ防災リーダー養成事業」において、高校生を中心に防災ジュニアリーダーの養成を進め、次世代の担い手育成を図っていく。</p> <p>・引き続き、被災建築物応急危険度判定士の養成を行う。また、地域主導型応急危険度判定等実施体制の整備の方針に基づき、判定コーディネーター講習会を開催するとともに、市町村に対して速やかに判定活動を行えるよう初動体制等を整備したマニュアルの整備や連絡訓練等の実施を働きかけていく。</p> |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| | | |
|-------------------------|----|---|
| 委員会 の 意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 宮城県防災指導員については、事実の指摘に留まらず、課題を抽出し、対応方針を示すことが必要であるとする。 |

施策番号4 安全・安心な地域社会の構築

施策の方向
 (「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」の行動方針)

1 警察施設等の機能回復及び機能強化
 ◇ 市町の復興状況を注視しながら被災した警察施設等の本復旧・機能強化を図るとともに、復興に伴う治安情勢の変化も踏まえながら各種犯罪を早期に検挙解決するための捜査支援システムや各種警察活動に有効な装備資機材の強化を図り、治安・防災体制の回復・充実に努めます。

2 交通安全施設等の機能回復及び機能強化と交通死亡事故の抑止
 ◇ 新たな街並み整備に合わせた交通安全施設等の整備を推進するとともに、緊急交通路の円滑化を図るなど、災害に備えた交通環境を整備します。
 ◇ 復興事業に伴う交通量増加による交通死亡事故の抑止を図るため、事故実態に即した交通指導取締りや、高齢者等を対象とした体系的な交通安全教育を推進します。

3 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築
 ◇ 安全・安心な地域社会を確立するため、各種広報媒体を活用した積極的な生活安全情報の提供を行うとともに、被災地等を中心としたパトロール活動を強化します。また、地域住民による自主防犯組織や民間事業者、関係行政機関との連携を促進し、犯罪防止に配慮した環境づくりのための働きかけを行います。
 ◇ 暴力団等の反社会的勢力の復興関連事業からの排除と取締り強化を図るなど、県民の生活基盤やサービス等が犯罪に悪用されにくい環境づくりを推進するため、関係機関や事業者との連携を強化し、社会ぐるみの取組を発展させていきます。
 ◇ 被災地をはじめとしたそれぞれの地域社会の安全・安心を確保するため、交番支援機能強化の一端を担う交番相談員の増員や、地域住民の要望に応えた活動の促進を図ります。
 ◇ 危機管理体制の構築に向け、今後の震災に備えた自治体の防災計画の修正や防災訓練及び防災会議へ積極的に参画するなど、各自治体との連携を強化します。

| | | | | | | | | | | |
|-------|------------|--------------------|----------------------------|-------------------|-------------------------------------|------------|--|--|----------------------------|--|
| 目標指標等 | ■達成度 | | A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) | | B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 | | C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 | | N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」 | |
| | ■達成率(%) | | フロー型の指標: 実績値 / 目標値 | | ストック型の指標: (実績値 - 初期値) / (目標値 - 初期値) | | 目標値を下回ることを目標とする指標: (初期値 - 実績値) / (初期値 - 目標値) | | | |
| | | | 初期値 (指標測定年度) | 目標値 (指標測定年度) | 実績値 (指標測定年度) | 達成度 達成率 | 計画期間目標値 (指標測定年度) | | | |
| 1 | 刑法犯認知件数(件) | 28,583件 (平成20年) | 14,000件 (令和元年) | 12,979件 (令和元年) | A | 107.0% | 14,000件以下 (令和2年) | | | |
| 2 | 交通事故死者数(人) | 67人 (平成23年) | 56人 (令和元年) | 65人 (令和元年) | C | 18.2% | 56人 (令和2年) | | | |

| | | | |
|------------|---------------------|----------------------|--------------------------|
| 令和元年県民意識調査 | 満足群の割合 (満足+やや満足) | 不満足群の割合 (やや不満+不満) | 満足群・不満足群 の割合による 区分 |
| | 40.4% | 18.1% | I |

※満足群・不満足群の割合による区分
 I: 満足群の割合40%以上
 かつ不満足群の割合20%未満
 II: 「I」及び「III」以外
 III: 満足群の割合40%未満
 かつ不満足群の割合20%以上

| ■ 施策評価 | 概ね順調 |
|--------------|--|
| 評価の理由 | |
| 目標指標等 | <ul style="list-style-type: none"> 令和元年中の刑法犯認知件数は12,979件(前年比マイナス776件)となり、目標値である14,000件以下を達成することができた。 令和元年中の交通事故死者数は65人(前年比プラス9人)となり、目標値である56人以下を達成することができなかった。 |
| 県民意識 | <ul style="list-style-type: none"> 施策に係る令和元年県民意識調査結果は、高重視群が74.7%と高いが、満足度の「わからない」も41.5%と高い値であり、施策の内容を県民にいかに関知するかが課題である。 |
| 社会経済情勢 | <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により津波被害に遭った沿岸部を中心に、164の警察署、交番・駐在所等の警察施設が被災したが、令和2年3月末までに、廃止した3所を除く156施設の復旧を完了した。令和2年度末までには、残り5施設のうち、4施設の復旧が完了する予定である。また、震災により滅灯した交通信号機272基は、道路の廃止により復旧整備できない13基を除き、平成24年度までに全ての復旧を完了した。 震災からの復旧・復興を果たすためには、治安基盤となる警察施設を早期復旧させるとともに、被災地における安全・安心を確実に確保し、治安・防災体制の回復・充実を図る必要がある。さらに、防犯団体が設立されていない災害公営住宅における防犯体制など、新たな問題が表面化していることから、これらに対応する治安体制を整備するとともに、復興事業からの暴力団排除等、安全・安心な地域社会の構築のための取組を推進する必要がある。 |
| 事業の成果等 | <ol style="list-style-type: none"> 警察施設等の機能回復及び機能強化 <ul style="list-style-type: none"> 震災被害により庁舎が損壊したため、仮庁舎を設置するなどして活動していた仙台東警察署仙台港交番、石巻警察署渡波交番、南三陸警察署歌津駐在所の庁舎新築工事を完了させ、治安体制等の充実に努めた。 交通安全施設等の機能回復及び機能強化と交通死亡事故の抑止 <ul style="list-style-type: none"> コンクリート製信号柱の折損による二次被害を防止するための信号柱の鋼管柱化改良(300本)、信号灯器の節電、軽量化を図るための灯器LED化改良(2,496灯)、交通信号機電源付加装置の整備(59基)及び更新(9基)をするなどして、被災地等の交通安全施設の整備を推進した。 交通安全教育車、歩行環境シミュレーター等の安全教育資器材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進したほか、悪質・危険違反に重点指向した交通指導取締りを推進し、交通安全に対する県民の規範意識の醸成に努めた。 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> 被災地を含む県内全域を対象に、「みやぎSecurityメール」を活用して、不審者情報や県内で多発している特殊詐欺関連情報をタイムリーに情報発信した(1,116件)ほか、県警ホームページでも情報提供を行うことにより被災住民等に対する注意喚起を促し、県民の不安解消に努めた。 <p>・以上のとおり、各事業において一定の成果が得られ、かつ、目標指標に掲げている刑法犯認知件数の目標値を達成した一方で、子どもや女性に対する声かけ事案(令和元年中における声かけ事案等1,771件、前年比マイナス365件)やストーカー・DV事案(令和元年中におけるストーカー事案787件、前年比マイナス35件、DV事案2,380件、前年比プラス86件)等の県民の身近なところで発生する事案が高水準で推移するなど、県民が肌で感じる治安は改善しているとはいえないことなどから、全体の評価としては「概ね順調」と判断した。</p> |

※ 評価の視点： 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針

| 課題 | 対応方針 |
|---|---|
| <p>1 警察施設等の機能回復及び機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災で被害を受け、仮庁舎で業務を行っている1警察署及び隣接する警察施設で業務を行っている4所の駐在所の速やかな再建や統合による適正配置に努め、治安体制等の回復を図る必要がある。 <p>2 交通安全施設等の機能回復及び機能強化と交通死亡事故の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体の死者数に占める65歳以上の高齢者の割合が3割以上となり、全事故に占める高齢運転者事故の割合は、平成22年の13.7%から令和元年の22.8%へと右肩上がりに増加するなど極めて厳しい交通情勢にある。 ・被災地域において生活拠点の内陸部への移動、新たな道路整備に伴う交通流・量の変化等を要因とした交通事故の多発が懸念される。 ・被災地域における街区の復興に伴い、総合的な交通規制が必要である。 <p>3 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民からの各種相談件数は、対前年比で全体として減少傾向を示したものの、平成29年以降6万件を超えているほか、犯罪等による被害防止に関する相談等が増加傾向にあることから、今後も県民の悩みや不安を解消するため、警察安全相談員を適性に配置する必要がある。 ・県内被災地では、防災集団移転地域や災害公営住宅等の新しいコミュニティにおける新規防犯団体の形成促進や、自治体と連携した情報共有、広報啓発を図り、自主防犯活動の活性化を図る必要がある。また、高齢者が被害に遭う特殊詐欺被害や児童虐待事案などの発生により、県民が不安に感じている現状にあることから、被害予防対策等についてタイムリーな情報発信に努めるほか、官民一体となった効果的な広報啓発に取り組んでいく必要がある。 ・これまで各地域において自主防犯活動を担ってきた高齢者層の更なる高齢化が進み、次世代への活動の承継が困難な状況が見られる。 ・子どもや女性に対する声かけ事案等は高水準で推移しており、地域住民、ボランティア、学校等と連携し、犯罪の起きにくい地域社会の構築に向けて取り組んでいく必要がある。また、ストーカー・DV事案は様々な事案が複合的に絡み合い、重大事件に発展する恐れが高いことから、初期段階から関係機関が情報を共有し、被害者の保護対策に取り組んでいく必要がある。 | <p>1 警察施設等の機能回復及び機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の復興が進んでいる状況にあることから関係自治体等との連携を密にし、復興状況や治安情勢の変化に応じた未復旧施設の早期再建や統合により、適正配置を図る。 <p>2 交通安全施設等の機能回復及び機能強化と交通死亡事故の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体や関係機関・団体との協働により、高齢者を重点とした参加・体験・実践型交通安全教育の更なる推進を図るとともに、運転免許自主返納制度の周知徹底及び自治体等による支援施策の充実化を促進する。 ・交通事故、交通流・量等の交通実態をきめ細かに分析し、真に交通事故防止に資する交通指導取締りを強化する。 ・バトカー等によるレッド警戒や制服警察官による「見せる・見える」警戒活動を通じ、違反者及び歩行者・自転車に対する的確、積極的な指導警告等の声かけを実施するなど、全ての道路利用者に緊張感を与える街頭活動を推進する。 ・集団移転促進事業などによる街区の整備に伴う総合的な交通規制を具現化するため、被災市町と連携して交通安全施設の整備を推進する。 <p>3 防犯・防災に配慮した安全・安心な地域社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察安全相談の中には、事件性の判断が必要とされる相談も多くあり、相談業務の負担が大きい大規模警察署や被災地警察署等を中心に、豊富な知識・技能を有する警察安全相談員を適正に配置する必要がある。 ・各自自治体と連携し、災害公営住宅等に対する立ち寄りや巡回連絡等により住民のニーズを把握し、被災地における安全・安心の醸成を図るとともに、多様な媒体を活用した具体的かつタイムリーな防犯情報の提供を行い、県民に必要な情報が届き、犯罪に対する自主的な抵抗力の強化を図られるよう努める。 ・防犯活動を促進するための助成等に関する情報の入手に努めるとともに、活動が持続可能なものとなるよう、個々の課題解決に向けた支援、事業者等に対する社会貢献の働きかけ、日常生活を通じた負担の少ない活動の提案などの働きかけを行っていく。 ・子どもや女性に対する声かけ事案やストーカー・DV事案等に適切かつ迅速に対応するため、関係機関を参集するネットワーク連絡協議会等において、事例検討等や情報の共有を行い、関係機関の連携を深めていく。 |

■ 宮城県行政評価委員会の意見（評価原案に対する意見）及び県の対応方針

| 委員会の意見 | 判定 | 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。 |
|-------------------|----|--|
| | 適切 | |
| 施策を推進する上での課題と対応方針 | | 子供や女性に対する声かけ事案、ストーカー及びDV事案等における具体的な対応方針について、記載することが必要であると考えます。 |